

平成25年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録

平成25年 6 月 19 日 開会

平成25年 7 月 11 日 閉会

} 23日間

沖 縄 県 議 会

1. 会期日程	7
1. 開会日に応招した議員	9
1. 6月26日に応招した議員	9

○第1号（6月19日）

1. 開会年月日時	11
1. 議事日程	11
1. 本日の会議に付した事件	11
1. 出席議員	11
1. 欠席議員	12
1. 欠 員	12
1. 説明のため出席した者の職、氏名	12
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	12
1. 開 会	12
1. 諸般の報告	12
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	13
1. 日程第2 会期の決定	13
1. 日程第3 乙第1号議案から乙第12号議案まで	13
1. 知事（仲井眞弘多君）の提案理由説明	13
1. 人事委員会（玉城 健君）の意見	13
1. 先議案件の委員会付託（乙第1号議案）	14
1. 日程第4 陳情第20号、第29号、第38号、第40号から第42号まで、第50号の5、第57号及び 第58号の付託の件	14
1. 委員会付託	14
1. 休会の議決	14
1. 散 会	14

○第2号（6月26日）

1. 開議年月日時	17
1. 議事日程	17
1. 本日の会議に付した事件	17
1. 出席議員	17
1. 欠 員	18
1. 説明のため出席した者の職、氏名	18
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	18
1. 開 議	18
1. 諸般の報告	18
1. 日程第1 乙第1号議案	18
1. 委員長報告（総務企画委員長）	19
1. 討 論	20
渡久地 修君	20

末松 文信君	21
1. 採 決	22
1. 日程第2 議員提出議案第1号 地方公務員の給与費にかかる地方交付税の一方的な削減に 関する意見書	22
1. 山内 末子さんの提案理由説明	22
1. 採 決	22
1. 日程第3 代表質問	22
新垣 良俊君	22
又吉 清義君	33
仲村 未央さん	43
崎山 嗣幸君	56
1. 散 会	64

○第3号（6月27日）

1. 開議年月日時	67
1. 議事日程	67
1. 本日の会議に付した事件	67
1. 出席議員	67
1. 欠 員	67
1. 説明のため出席した者の職、氏名	67
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	68
1. 開 議	68
1. 日程第1 代表質問	68
瑞慶覧 功君	68
金城 勉君	79
西銘 純恵さん	90
1. 散 会	100

○第4号（6月28日）

1. 開議年月日時	103
1. 議事日程	103
1. 本日の会議に付した事件	103
1. 出席議員	103
1. 欠席議員	104
1. 欠 員	104
1. 説明のため出席した者の職、氏名	104
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	104
1. 開 議	104
1. 諸般の報告	104
1. 一括議題 日程第1 一般質問	104
日程第2 乙第2号議案から乙第12号議案まで	104
1. 一般質問・質疑	104
新田 宜明君	104
玉城ノブ子さん	111

狩俣 信子さん	119
新垣 清涼君	127
嘉陽 宗儀君	134
玉城 義和君	143
1. 散 会	152

○第5号(7月1日)

1. 開議年月日時	155
1. 議事日程	155
1. 本日の会議に付した事件	155
1. 出席議員	155
1. 欠席議員	156
1. 欠 員	156
1. 説明のため出席した者の職、氏名	156
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	156
1. 開 議	156
1. 諸般の報告	156
1. 一括議題	156
日程第1 一般質問	
日程第2 乙第2号議案から乙第12号議案まで	
1. 一般質問・質疑	156
新里 米吉君	156
奥平 一夫君	163
山内 末子さん	172
赤嶺 昇君	182
比嘉 京子さん	192
渡久地 修君	199
1. 散 会	209

○第6号(7月2日)

1. 開議年月日時	211
1. 議事日程	211
1. 本日の会議に付した事件	211
1. 出席議員	211
1. 欠席議員	212
1. 欠 員	212
1. 説明のため出席した者の職、氏名	212
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	212
1. 開 議	212
1. 諸般の報告	212
1. 一括議題	212
日程第1 一般質問	
日程第2 乙第2号議案から乙第12号議案まで	
1. 一般質問・質疑	212
高嶺 善伸君	212
照屋 大河君	221

仲宗根 悟君	227
玉城 満君	234
呉屋 宏君	242
當間 盛夫君	247
1. 散 会	253

○第7号(7月3日)

1. 開議年月日時	255
1. 議事日程	255
1. 本日の会議に付した事件	255
1. 出席議員	255
1. 欠席議員	256
1. 欠 員	256
1. 説明のため出席した者の職、氏名	256
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	256
1. 開 議	256
1. 一括議題 日程第1 一般質問 日程第2 乙第1号議案から乙第12号議案まで	256
1. 一般質問・質疑	256
新垣 安弘君	256
島袋 大君	264
前島 明男君	271
中川 京貴君	278
砂川 利勝君	286
吉田 勝廣君	293
具志堅 透君	300
1. 委員会付託	305
1. 日程第3 陳情第62号、第70号、第75号、第76号、第77号の2及び第78号の付託の件	306
1. 委員会付託	306
1. 休会の議決	306
1. 散 会	306

○第8号(7月11日)

1. 開議年月日時	309
1. 議事日程	309
1. 本日の会議に付した事件	310
1. 出席議員	311
1. 欠 員	311
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	311
1. 開 議	312
1. 諸般の報告	312
1. 日程第1 平成25年第1回議会乙第11号議案、乙第2号議案及び乙第3号議案	312
1. 委員長報告(総務企画委員長)	312
1. 討 論	313

渡久地 修君	313
1. 採 決	314
1. 日程第2 乙第4号議案及び乙第5号議案	314
1. 委員長報告（経済労働委員長）	314
1. 討 論	315
玉城ノブ子さん	315
1. 採 決	316
1. 日程第3 乙第9号議案から乙第12号議案まで	316
1. 委員長報告（総務企画委員長）	316
1. 採 決	317
1. 日程第4 乙第8号議案	317
1. 委員長報告（経済労働委員長）	317
1. 討 論	318
玉城ノブ子さん	318
1. 採 決	319
1. 日程第5 乙第6号議案及び乙第7号議案	319
1. 委員長報告（土木環境委員長）	319
1. 採 決	320
日程第6 議員提出議案第2号 患者数が特に少ない希少疾病 用医薬品（ウルトラ・オーファ ンドラッグ）の開発促進・支 援のための法整備等を求める 意見書	
1. 一括議題	320
日程第7 議員提出議案第3号 認可外保育施設への防音工事 費等の助成を求める意見書	
1. 呉屋 宏君の提案理由説明	320
1. 採 決	320
1. 議員派遣	321
日程第8 議員提出議案第4号 県内へのMV22オスプレイ追 加配備及び常駐化につながる F22ラプター暫定配備期間延 長に関する意見書	
1. 一括議題	321
日程第9 議員提出議案第5号 県内へのMV22オスプレイ追 加配備及び常駐化につながる F22ラプター暫定配備期間延 長に関する抗議決議	
1. 新垣 清涼君の提案理由説明	321
1. 採 決	321
1. 議員派遣	321
1. 日程第10 陳情平成24年第102号	322
1. 委員長報告（経済労働委員長）	322
1. 採 決	322
1. 日程第11 陳情平成24年第82号、同第170号、同第193号、陳情第59号、第61号及び第71号	322
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	322
1. 採 決	322
1. 日程第12 陳情第52号及び第54号	322

1. 委員長報告（土木環境委員長）	322
1. 採 決	322
1. 日程第13 陳情第40号から第42号まで及び第57号	323
1. 委員長報告（米軍基地関係特別委員長）	323
1. 採 決	323
1. 日程第14 議員派遣の件（平成25年度沖縄県議会議員海外派遣）	323
1. 採 決	323
1. 日程第15 閉会中の継続審査の件	323
1. 採 決	323
1. 閉 会	323

○ 巻末掲載文書

1. 知事提出議案	325
1. 議員提出議案	341
1. 諸般の報告	347
1. 議案付託表	351
1. 委員会審査報告書	353
1. 閉会中継続審査及び調査申出書	361
1. 議員派遣の件	371
1. 陳情文書表	373
1. 議案等処理一覧表	407

平成25年第4回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期23日間 自 平成25年6月19日
至 平成25年7月11日

	月	日	曜日	日 程	備 考
1	6月	19日	水	(会議録署名議員の指名) 本 会 議 (会期の決定) (知事提出議案の説明) 委 員 会 (先議案件審査)	先議案件付託 請願・陳情付託
2		20日	木	議案研究	
3		21日	金	議案研究	代表質問通告締切（正午）
4		22日		休 会	
5		23日		休 会	慰霊の日
6		24日	月	議案研究 委 員 会 (議会運営委員会)	一般質問通告締切（正午）
7		25日	火	議案研究	
8		26日	水	本会議 (先議案件委員長報告、採決) (代表質問)	
9		27日	木	本 会 議 (代表質問)	請願・陳情提出期限 (常任委)
10		28日	金	本 会 議 (一般質問)	請願・陳情提出期限 (特別委)
11		29日		休 会	
12		30日		休 会	
13	7月	1日	月	本 会 議 (一般質問)	
14		2日	火	本 会 議 (一般質問)	請願・陳情付託（常任委）
15		3日	水	本 会 議 (一般質問)	議案付託 請願・陳情付託（特別委）
16		4日	木	委 員 会 (常任委員会)	
17		5日	金	委 員 会 (常任委員会)	
18		6日		休 会	
19		7日		休 会	
20		8日	月	委 員 会 (常任委員会)	
21		9日	火	委 員 会 (特別委員会)	
22		10日	水	議案整理 委 員 会 (議会運営委員会)	
23		11日	木	本 会 議 (委員長報告・採決)	

開会日に応招した議員

喜 納 昌 春 君	大 城 一 馬 君
浦 崎 唯 昭 君	嶺 井 光 君
上 原 章 君	前 島 明 男 君
砂 川 利 勝 君	照 屋 守 之 君
具志堅 透 君	新 垣 良 俊 君
又 吉 清 義 君	仲 田 弘 毅 君
末 松 文 信 君	新 垣 安 弘 君
儀 間 光 秀 君	當 間 盛 夫 君
新 田 宜 明 君	照 屋 大 河 君
仲 村 未 央 さん	狩 俣 信 子 さん
玉 城 満 君	赤 嶺 昇 君
西 銘 純 恵 さん	新 垣 清 涼 君
比 嘉 京 子 さん	金 城 勉 君
吉 田 勝 廣 君	糸 洲 朝 則 君
島 袋 大 君	翁 長 政 俊 君
中 川 京 貴 君	新 垣 哲 司 君
桑 江 朝千夫 君	具 志 孝 助 君
座喜味 一 幸 君	新 里 米 吉 君
仲宗根 悟 君	高 嶺 善 伸 君
崎 山 嗣 幸 君	奥 平 一 夫 君
山 内 未 子 さん	玉 城 義 和 君
瑞慶覧 功 君	玉 城 ノブ子 さん
渡久地 修 君	嘉 陽 宗 儀 君

6月26日に応招した議員

呉 屋 宏 君

平成25年 6 月19日

平成 25 年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 1 号）

平成25年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 1 号）

平成25年 6 月19日（水曜日）午前10時 1 分開会

議 事 日 程 第 1 号

平成25年 6 月19日（水曜日）

午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 乙第 1 号議案から乙第12号議案まで（知事説明）
- 第 4 陳情第20号、第29号、第38号、第40号から第42号まで、第50号の 5、第57号及び第58号の付託の件

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 乙第 1 号から乙第12号議案まで
 - 乙第 1 号議案 特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例
 - 乙第 2 号議案 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
 - 乙第 3 号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
 - 乙第 4 号議案 沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 - 乙第 5 号議案 沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
 - 乙第 6 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 - 乙第 7 号議案 損害賠償請求事件の和解等について
 - 乙第 8 号議案 指定管理者の指定について
 - 乙第 9 号議案 沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
 - 乙第10号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
 - 乙第11号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
 - 乙第12号議案 沖縄県公害審査会委員の任命について
- 日程第 4 陳情第20号、第29号、第38号、第40号から第42号まで、第50号の 5、第57号及び第58号の付託の件

出 席 議 員（44名）

議 長	喜 納 昌 春 君	11 番	比 嘉 京 子 さん
副議長	浦 崎 唯 昭 君	12 番	吉 田 勝 廣 君
1 番	上 原 章 君	13 番	島 袋 大 君
2 番	砂 川 利 勝 君	14 番	中 川 京 貴 君
3 番	具志堅 透 君	15 番	桑 江 朝千夫 君
4 番	又 吉 清 義 君	16 番	座喜味 一 幸 君
5 番	末 松 文 信 君	18 番	仲宗根 悟 君
6 番	儀 間 光 秀 君	19 番	崎 山 嗣 幸 君
7 番	新 田 宜 明 君	20 番	山 内 末 子 さん
8 番	仲 村 未 央 さん	21 番	瑞慶覧 功 君
9 番	玉 城 満 君	22 番	渡久地 修 君
10 番	西 銘 純 恵 さん	23 番	大 城 一 馬 君

24 番 嶺 井 光 君
 25 番 前 島 明 男 君
 26 番 照 屋 守 之 君
 27 番 新 垣 良 俊 君
 28 番 仲 田 弘 毅 君
 29 番 新 垣 安 弘 君
 30 番 當 間 盛 夫 君
 31 番 照 屋 大 河 君
 32 番 狩 俣 信 子 さん
 33 番 赤 嶺 昇 君
 34 番 新 垣 清 涼 君

37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 41 番 新 垣 哲 司 君
 42 番 具 志 孝 助 君
 43 番 新 里 米 吉 君
 44 番 高 嶺 善 伸 君
 45 番 奥 平 一 夫 君
 46 番 玉 城 義 和 君
 47 番 玉 城 ノブ子 さん
 48 番 嘉 陽 宗 儀 君

欠 席 議 員（１名）

17 番 吳 屋 宏 君

欠 員（１名）

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
 副 知 事 高 良 倉 吉 君
 副 知 事 川 上 好 久 君
 知 事 公 室 長 又 吉 進 君
 総 務 部 長 小橋川 健 二 君
 企 画 部 長 謝 花 喜一郎 君
 環 境 生 活 部 長 當 間 秀 史 君
 福 祉 保 健 部 長 崎 山 八 郎 君
 農 林 水 産 部 長 山 城 毅 君
 商 工 労 働 部 長 小 嶺 淳 君
 文 化 観 光 湧 川 盛 順 君
 ス ポー ツ 部 長 當 銘 健一郎 君
 土 木 建 築 部 長 平 良 敏 昭 君
 企 業 局 長 伊 江 朝 次 君
 病 院 事 業 局 長

会 計 管 理 者 岩 井 健 一 君
 知 事 公 室 秘 書 久 貝 富 一 君
 広 報 交 流 統 括 官 田 端 一 雄 君
 総 務 部 官 会 新 垣 和 歌 子 さん
 財 政 統 括 官 長 諸 見 里 明 君
 教 育 委 員 会 翁 長 良 盛 君
 教 育 長 笠 原 俊 彦 君
 公 安 委 員 会 長 春 田 吉 備 彦 君
 公 委 員 会 長 玉 城 健 君
 警 察 本 部 長 知 念 建 次 君
 労 働 委 員 会 長
 公 益 委 員 会 長
 人 事 委 員 会 長
 委 員 会 長
 代 表 監 査 委 員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 嘉 陽 安 昭 君
 次 長 知 念 正 治 君
 議 事 課 長 平 田 善 則 君
 副 参 事 兼 勝 連 盛 博 君
 課 長 補 佐

主 幹 佐久田 隆 君
 主 査 嘉 陽 孝 君

○議長（喜納昌春君） ただいまより 平成25年第 4 回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案12件並びに平成25年 5 月末現在の平成25年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く陳情24件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、説明員として出席を求めた労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日、6月26日から28日まで及び7月1日から3日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、本日の会議に労働委員会会長代理春田吉備彦君、6月26日から28日まで及び7月1日から3日までの会議に同委員会事務局長真栄城香代子さんの出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

15番 桑 江 朝千夫 君 及び

22番 渡久地 修 君

を指名いたします。

○議長（喜納昌春君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から7月11日までの23日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から7月11日までの23日間と決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 日程第3 乙第1号議案から乙第12号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

仲井真知事。

〔知事提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） おはようございます。

平成25年第4回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提

案の理由を御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、条例議案5件、議決議案3件、同意議案4件の合計12件であります。

それでは、まず乙第1号議案から乙第5号議案までの条例議案5件のうち、その主なものを御説明申し上げます。

乙第1号議案「特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例」は、国及び他の都道府県の職員の給与並びに平成25年度の地方交付税などの削減の状況を考慮し、職員の給与を減額して支給する特例措置を講ずる必要があるため条例を制定するものであります。

なお、乙第1号議案につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

乙第2号議案「沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例」は、県立病院のリハビリテーション部門の体制を強化するとともに、経営改善を図るため病院事務局の職員の定数を改めるものであります。

次に、乙第6号議案から乙第8号議案までの議決議案については、「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」など3件について議決を求めるものであります。

最後に、乙第9号議案から乙第12号議案までの同意議案4件は、収用委員会委員及び予備委員、公安委員会委員、教育委員会委員並びに公害審査会委員の一部の委員が任期満了すること等に伴い、その後任を任命するため同意を求めるものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項については、地方公務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会委員長の意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔人事委員会委員長 玉城 健君登壇〕

○人事委員会委員長（玉城 健君） おはようございます。

人事委員会委員長の玉城でございます。

ただいま議長から、地方公務員法の規定に基づき人

事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

乙第1号議案「特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例」のうち、一般職の給与の減額措置についてであります。

本条例案は、国からの給与減額の要請、地方交付税の削減等の措置に伴い、職員の給与を臨時特例的に減額するものですが、地方公務員法に定める給与決定の諸原則にそぐわないものであり、遺憾であると言わざるを得ません。

労働基本権が制約された状況下において、職員の給与は地方公務員法に定める給与決定の諸原則に沿って人事委員会勧告に基づき適正な水準が確保されるべきであり、特例とはいえ残念であります。

なお、今回の措置につきましては、職員の生活に少なからず影響を与えるものと思料されることから、今後、本委員会の勧告に基づく適正な給与が確保されることを強く望むものでございます。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

○議長（喜納昌春君） この際、申し上げます。

先ほどの知事の提案理由説明の中で、乙第1号議案「特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例」は、早期に議決されたい旨の要望がありました。

よって、本議案については、これより直ちに質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案のうち、乙第1号議案については総務企画委員会に付託いたします。

○議長（喜納昌春君） 日程第4 陳情第20号、第29号、第38号、第40号から第42号まで、第50号の5、第57号及び第58号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情9件のうち、陳情第20号、第40号から第42号まで、第57号及び第58号の6件については米軍基地関係特別委員会に、陳情第29号、第38号及び第50号の5の3件については公共交通ネットワーク特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明6月20日から25日までの6日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、明6月20日から25日までの6日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、6月26日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時16分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 桑 江 朝 千 夫

会議録署名議員 渡 久 地 修

平成25年 6 月26日

平成 25 年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 2 号）

平成25年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第2号）

平成25年6月26日（水曜日）午前10時4分開議

議 事 日 程 第2号

平成25年6月26日（水曜日）

午前10時開議

第1 乙第1号議案（総務企画委員長報告）

第2 地方公務員の給与費にかかる地方交付税の一方的な削減に関する意見書

山内 末子さん	末松 文信君	提出 議員提出議案 第1号
新垣 良俊君	仲田 弘毅君	
具志 孝助君	照屋 大河君	
高嶺 善伸君	玉城 義和君	
吉田 勝廣君	前島 明男君	
渡久地 修君	當間 盛夫君	
大城 一馬君	新垣 安弘君	
嶺井 光君		

第3 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 乙第1号議案

乙第1号議案 特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例

日程第2 地方公務員の給与費に係る地方交付税の一方的な削減に関する意見書

日程第3 代表質問

出席議員（47名）

議長 喜納昌春君	16番 座喜味一幸君
副議長 浦崎唯昭君	17番 呉屋宏君
1番 上原章君	18番 仲宗根悟君
2番 砂川利勝君	19番 崎山嗣幸君
3番 具志堅透君	20番 山内末子さん
4番 又吉清義君	21番 瑞慶覧功君
5番 末松文信君	22番 渡久地修君
6番 儀間光秀君	23番 大城一馬君
7番 新田宜明君	24番 嶺井光君
8番 仲村未央さん	25番 前島明男君
9番 玉城満君	26番 照屋守之君
10番 西銘純恵さん	27番 新垣良俊君
11番 比嘉京子さん	28番 仲田弘毅君
12番 吉田勝廣君	29番 新垣安弘君
13番 島袋大君	30番 當間盛夫君
14番 中川京貴君	31番 照屋大河君
15番 桑江朝千夫君	32番 狩俣信子さん

33 番 赤 嶺 昇 君
 34 番 新 垣 清 涼 君
 37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 41 番 新 垣 哲 司 君
 42 番 具 志 孝 助 君

43 番 新 里 米 吉 君
 44 番 高 嶺 善 伸 君
 45 番 奥 平 一 夫 君
 46 番 玉 城 義 和 君
 47 番 玉 城 ノブ子 さん
 48 番 嘉 陽 宗 儀 君

欠 員（１名）

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
 副 知 事 高 良 倉 吉 君
 副 知 事 川 上 好 久 君
 知 事 公 室 長 又 吉 進 君
 総 務 部 長 小橋川 健 二 君
 企 画 部 長 謝 花 喜一郎 君
 環 境 生 活 部 長 當 間 秀 史 君
 福 祉 保 健 部 長 崎 山 八 郎 君
 農 林 水 産 部 長 山 城 毅 君
 商 工 労 働 部 長 小 嶺 淳 君
 文 化 観 光 湧 川 盛 順 君
 ス ポー ツ 部 長
 土 木 建 築 部 長 當 銘 健一郎 君
 企 業 局 長 平 良 敏 昭 君
 病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次 君

会 計 管 理 者 岩 井 健 一 君
 知 事 公 室 秘 書 久 貝 富 一 君
 広 報 交 流 統 括 官
 総 務 部 田 端 一 雄 君
 財 政 統 括 官
 教 育 委 員 会 長 新 垣 和歌子 さん
 教 育 長 諸見里 明 君
 公 安 委 員 会 委 員 安 里 昌 利 君
 警 察 本 部 長 笠 原 俊 彦 君
 労 働 委 員 会
 事 務 局 長 真栄城 香代子 さん
 人 事 委 員 会
 事 務 局 長 平 良 宗 秀 君
 代 表 監 査 委 員 知 念 建 次 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 嘉 陽 安 昭 君
 次 長 知 念 正 治 君
 議 事 課 長 平 田 善 則 君
 副 参 事 兼 勝 連 盛 博 君
 課 長 補 佐

主 幹 佐久田 隆 君
 主 査 嘉 陽 孝 君
 政 務 調 査 課 長 大 村 浩 三 君
 副 参 事 宮 城 弘 君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

6月24日、山内末子さん外14人から、議員提出議案第1号「地方公務員の給与に係る地方交付税の一方的な削減に関する意見書」の提出がありました。

次に、説明員として出席を求めた公安委員会委員長翁長良盛君は、別用務のため本日、6月27日、7月1日及び3日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日及び7月1日の会議に公安委員会委員安里昌利君、6月27日及び7月3日の会議に同委員会委員與儀弘子さんの出席を求めまし

た。

また、人事委員会委員長玉城健君は、所用のため本日から6月28日まで及び7月1日から3日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として人事委員会事務局長平良宗秀君の出席を求めました。

○議長（喜納昌春君） 日程第1 乙第1号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

〔総務企画委員長 山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん） 皆様、おはようございます。

ただいま議題となりました乙第1号議案の条例議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第1号議案「特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例」は、国及び他の都道府県の職員の給与並びに平成25年度の地方交付税等の削減の状況を考慮し、沖縄県職員の人件費を削減するため、特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員に対する給与の支給に当たって、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間減額して支給する必要があることから、条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、人事委員会委員長から、「本条例は国からの給与減額の実施、地方交付税の削減等の措置に伴い、職員の給与を臨時特例的に減額するものですが、地方公務員法に定める給与決定の諸原則にそぐわないものであり、遺憾であると言わざるを得ない。また特例とはいえ残念である」との意見表明がありましたが、これをどう受けとめるかとの質疑がありました。

これに対し、地方公務員の給与については、公・民の給与比較を行い、勧告している人事委員会勧告を尊重し給与を決定している。しかし、本条例は、人事委員会が勧告した現在の給与水準になっているものから減額すること、勧告に基づかないものになっていることから、非常に残念だという意見であったと理解しているとの答弁がありました。

次に、今回の提案は国からの強い要請があり、仕方なく提案したのか、また、その要請はいつごろ、どのような要請だったのかとの質疑がありました。

これに対し、国から平成25年1月28日に、地方自治法第245条に基づく技術的な助言として、給与の減額を要請する文書が発出されている。今回の提案については、交付税の削減という形で交付税法が国会で成立したこと、それを前提とした平成25年度一般会計予算が成立したこと、他県においても同様な動きがあったことなどを総合的に判断し提案したとの答弁がありま

した。

次に、給与の減額特例措置に関する全国の取り組み状況はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、本県を含む32団体が妥結、もしくは終結ということで実施することになっており、5団体が交渉中または検討中ということで、合わせて37団体が方向性を示している。一方、方針の決まっていない団体が3団体、方針は決定しているが未交渉の団体が2団体、不実施の団体が5団体である。

なお、不実施の5団体については、地方交付税の不交付団体が1団体、独自の給与カット実施が3団体、国とは異なる給料表の適用が1団体であるとの答弁がありました。

次に、地方交付税減額に対する県の対応はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、交付税の減額に対する穴埋めは、財政調整基金の取り崩し、あるいは退職手当債を発行して充てることになるが、本来、基金や将来の債務となるようなものについては、直接県民サービスに充てられるべきであることから、今回やむなく給与を減額せざるを得ないという結論になったとの答弁がありました。

次に、給与等の削減額の内容と内訳はどのようなになっているのかとの質疑がありました。

これに対し、9カ月間の特例期間における歳出の削減額が、人件費で46億円、その内訳は、共済費が10億円、職員の給料と管理職手当で36億円となっている。また、歳入の交付税削減額は75億円で、その内訳は、地方交付税で67億円、義務教育の国庫負担金が8億円であるとの答弁がありました。

次に、国は給与削減額に見合った事業費を特別枠で交付税措置をしているようだが、本県への特別枠の金額は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、特別枠として交付税措置される地域の元気づくり事業費は、国全体で3000億円となっている。沖縄県分としては、29億円が特別枠として交付税措置される予定になっているが、その29億円は県全体の交付税額1900億円の中で算定されていることから、一般財源として地域活性化事業等に充てられることになっているとの答弁がありました。

次に、今回の国からの要請は地方制度そのものが根底から崩れてしまうものであり、全国知事会等も抗議しているようだが、知事としても何らかの見解を表明すべきではと考えるがどうかとの質疑がありました。

これに対し、全国知事会を初め地方六団体等が、総

務大臣に対する抗議の要請や共同声明を発表するなどの取り組みを行ったが、交付税法及び予算が成立し、結果として給与の削減を実施せざるを得ない状況となった。しかし、全国知事会、全国市長会、全国町村会の執行三団体の要請で、総務大臣から今年度限りの措置であること、地方公務員の給与水準について協議の場を設けることなどの言質をとっている。知事としても、基本的に全国知事会の中で意見を集約させるとともに、組合との意見交換の中で認識を示したところであるとの答弁がありました。

次に、人事委員会委員長の意見で「職員の生活に少なからず影響を与えるものと思料される」とあるが、どのような影響があるのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の提案では、年収ベースで3.6％程度のマイナスになり、月額平均で1万9000円程度の減額となっている。階層によっても違いはあるが、生活費、教育費、子育てにかかる費用など家計に圧迫を与えると考えられるが、今回、若い世代及び中堅職員ほど減額率が低くなるように配慮したとの答弁がありました。

次に、公務員給与の人事院勧告制度を国みずから空洞化させるような今回の要請を県としてどう考えるかとの質疑がありました。

これに対し、労働基本権が制約された状況下における代償としての人事院勧告制度は、最大限尊重されるべきものだと考える。今回の国の要請は、臨時特例的な措置であり、人事院勧告制度と次元が違うものだと認識はしているが、いずれにしても本来の公務員給与決定の仕組みに基づかないということがあってはならないという認識は持っているとの答弁がありました。

次に、組合との交渉経過及び妥結の内容はどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、今回の給与削減措置に関して、県職員労働組合、沖教組、高教組の3者で構成する団体と4回の交渉を行い、労使双方で4点について確認がされた。

1点目が、条例案は当局の最終案で議会へ上程すること。2点目が、特例措置の実施後においても他県と均衡を図る観点から必要な場合、減額率や実施期間を緩和する方向で見直すこと。3点目が、仮に次年度以降、国が今回と同様に地方交付税の減額措置を行う場合には、全国知事会等と連携して適切な対応をすること。4点目は、組合としては今回の提案に合意できるものではないが、条例提案そのものについては反対しないこと。以上の4点を確認し、決裂ではなく終結という認識で交渉を閉じたとの答弁がありました。

そのほか、県独自の給与カットの取り組み、県の新年度予算編成時の国の動き、給与削減を実施しない可能性、県の事業執行に当たっての影響、県経済に与える影響、交付税減額までの経緯及びその効果、交付税減額の根拠、市町村に対する指導、民間給与に与える影響等について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありましたが、採決に先立ち、社民・護憲ネット所属委員、県民ネット所属委員及び共産党所属委員から、乙第1号議案に関して反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、乙第1号議案は、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 おはようございます。

日本共産党県議団を代表して、乙第1号議案「特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例」に反対の立場から討論を行います。

この条例は、国が防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題に対応するためにと称して、ことし7月から来年の3月まで国家公務員の給与を削減したから、地方公務員もそれに準じて給与を一方的に削減するというものです。無駄な大型公共事業の再開、米軍への思いやり予算などを放置しておいて本末転倒であります。

第1に、この条例は国の地方自治への介入、実質的な強制に屈したものだということです。国はあくまでも要請だと言っていますが、そのための担当者会議まで招集して実行を迫り、各自治体の進行状況を逐一公表するという見せしめまで行っています。

第2に、この強制が地方交付税を一方的に削減して有無を言わせない、まさに兵糧攻めにしているということです。地方交付税は地方の固有の財源であり、国

が恣意的に削るなどとんでもない暴挙であります。

第3に、今回の一方的な給与の削減は、人事委員会に諮ることなく強行しています。これは、公務員の労働争議権などが奪われている代償としての人事委員会勧告制度を梃みずから正面から否定するものになっています。だから県人事委員会委員長は本会議での意見開陳で、今回の措置について、「地方公務員法に定める給与決定の諸原則にそぐわないものであり、遺憾である」、「特例とはいえ残念である」と極めて異例な意見を述べました。

第4に、県の雇用の最大である公務員給与の削減は、沖縄経済に大きな打撃を与えるものだということです。46億円の削減はその分の消費を冷え込ませ、1.5倍ないしは2倍のマイナスの経済波及効果を与えるものだということです。

第5に、今盛んにアベノミクスと大宣伝されていますが、これで潤っているのは一部輸出大企業であり、株などの投機でぼろもうけを上げている富裕層、大資産家、大株主です。庶民の所得や賃金を引き上げる矢は一本もありません。今必要なのは、庶民の所得を上げること、賃金を上げる経済対策が求められています。

今回の条例は、公務員が賃金を削減したから民間も削れ、民間が削ったから公務員も削れと、賃金の引き下げ競争に拍車をかけてしまうことになります。

よって、乙第1号議案に反対するものです。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 末松文信君。

〔末松文信君登壇〕

○末松 文信君 それでは自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題になっております乙第1号議案「特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例」案につきまして、賛成の立場から討論を行います。

本条例案につきましては、総務企画委員会委員長から先ほど報告がありましたように、審議の結果、委員会では賛成多数で可決することが妥当だということの報告がありました。そのことをまずもって確認しておきたいと思います。

さて、本条例案が提出された経緯でありますけれども、平成25年1月24日の閣議において、平成25年度の地方公務員の給与については、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請するという閣議決定がなされ、1月28日の総務大臣による要請、3月5日の地方財政計画の見直し、3月29日の給与関係

経費の削減を内容とする地方交付税法の改正、そして5月15日の地方交付税の給与関係経費を削減した国の平成25年度当初予算の成立を受け、沖縄県は約75億円の地方交付税等の削減に対し、いかに対応すべきか検討され、職員団体との交渉を経て提案に至ったものであります。

そもそも、地方公務員の給与は、議会や住民の意思に基づき地方が主体的に決定すべきものであり、また、地方交付税は地方の固有財源であることから、国の政策目的を達成するための手段として用いることは二度と行ってはならないと考えております。しかしながら、これは給与関係経費の削減を内容とするものであり、これを知りながら職員の給与を減額しなかった場合、結果としてこれは財政調整基金の取り崩し、退職手当債の発行などで対応しなければならない事態になります。換言すれば、本来県民サービスのために充てべき財源が職員の給与と費の財源として充てられることになり、そのような対応が県民の理解や支持が得られるとは思いません。

今回、執行部が提案した条例案は、職員の士気、行財政改革に対する職員の貢献、とりわけ平成20年4月から2年9カ月にわたり実施されました独自の給与カットなどにも配慮したものとなっております。また、職員団体との交渉経過を見ても、かかる事態に対し、職員みずからの給与を減額しなければならない職員団体の苦渋の決断と、執行部のじくじたる思いでの提案となっております。多くの県民の理解と支持を得る内容だと高く評価するものであります。

議会としてこれに応えるためには、ただいま議題となっております条例案を原案どおり速やかに可決・成立させ、国と地方との信頼関係を重視する立場から、今回のような措置を二度と行わないよう、国に対して強く求めることだと考えております。

以上のことから、乙第1号議案「特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例」案に賛成する立場からの討論といたします。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、討論を終わります。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時26分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより乙第1号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって、乙第1号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 日程第2 議員提出議案第1号 地方公務員の給与費に係る地方交付税の一方的な削減に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山内末子さん。

〔議員提出議案第1号 巻末に掲載〕

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん ただいま議題となりました議員提出議案第1号につきましては、6月19日に開催した総務企画委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、地方公務員の給与費に係る地方交付税の一方的な削減について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第1号を朗読いたします。

〔地方公務員の給与費に係る地方交付税の一方的な削減に関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） これより議員提出議案第1号「地方公務員の給与費に係る地方交付税の一方的な削減に関する意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） この際、念のため申し上げます。

本日から6月28日まで及び7月1日から3日までの6日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

○議長（喜納昌春君） 日程第3 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

新垣良俊君。

〔新垣良俊君登壇〕

○新垣 良俊君 おはようございます。

自由民主党を代表して、通告に従い代表質問を行います。

まず1、日台・日中の漁業協定についてであります。

去る4月10日、日本政府は台北市で、尖閣諸島周辺海域における我が国の排他的経済水域（ＥＥＺ）で台湾漁船の操業を認める取り決めを台湾との間で締結しております。

その内容は、東シナ海の北緯27度以南で共同管理水域を設け、台湾側がＥＥＺとして主張してきた暫定執法線を基準に久米島西方と八重山諸島北側の水域を拡大しております。共同管理水域は、台湾側が主張してきた範囲より拡大されていることから、台湾漁船の操業域が拡大することとなり、台湾側有利な合意内容となっているとして、本県漁協などから不満と懸念が広

がっております。

今回の合意内容は県の要望が全く反映されず、当事者と言うべき本県の頭越しで行われており、しかも、台湾側に大幅に譲歩したことで台湾漁船の操業範囲が拡大し、本県の漁船と台湾の漁船との漁場の競合、漁場の奪い合いの激化やトラブルが避けられず、安全操業の確保や県水産業への影響を考えれば、到底認めることはできないのであります。5月10日の協定発効以降、早くも台湾漁船の違反操業で3隻が水産庁所属の漁船取締船に拿捕されております。政府においては、県や県議会代表による要請に対し、見直しはできない旨回答しておりますが、このような状況に至って最低限、台湾漁船の操業数の制限について実行すべきであります。

そこで伺います。

(1)、台湾漁船に尖閣諸島周辺での漁業を認める取り決めが日本と台湾との間に締結された。締結に至るまでの経緯について伺いたい。

(2)、日台漁業協定の合意内容は県の要望が反映されず、台湾側に大きく譲歩している。これまで県としてどのように取り組んできたか伺いたい。

(3)、1997年に締結された日中漁業協定で、北緯27度以南の広大な水域で中国漁船の操業が認められ、中国漁船による貴重なサンゴが乱獲されているが、日本の関係法令に基づく操業制限ができない状態である。県として見直しを求めるべきではないか伺いたい。

2、米軍基地問題について。

平成8年（1996年）4月に、当時の橋本総理とモンデール駐日米国大使が普天間飛行場の全面返還に合意したことを発表し、同年12月にSACO最終合意で代替施設建設の条件つきで、5年から7年以内に全面返還することが決定してから何ら進展もないまま既に11年が経過しております。その経緯の中で、平成18年（2006年）5月、日米安全保障協議委員会（2プラス2）において、在日米軍再編が決定され、2014年までに辺野古への代替施設を完成させることを条件に嘉手納飛行場以南の普天間飛行場を含む5施設の全面返還と、キャンプ瑞慶覧の一部返還することで最終合意されたのでありますが、今日まで何ら動いていないのが現状であります。

そして、去る4月5日、日米両政府は嘉手納飛行場以南の基地返還について、時期を明示した新たな6施設・区域の返還・統合計画を発表しております。しかし、今回の合意では、沖縄の過重な基地負担の軽減を図る政府の本気度を示すとしておりますが、一部の区域を除いて具体的な施設の規模や人員等、地元が最も

必要とする中身は示されていないのが実態であり、実現を疑問視せざるを得ないのであります。

一方で、米側においてこれまでと違った動きが出てきております。本県における米海兵隊の存在、オスプレイの配備理由を覆す研究報告が米国内から出てきていること、米海兵隊自身がオスプレイのオーストラリアへの配備を検討していることなど、昨今の米側の動きは辺野古を断念したともとれるのであります。このことは、米政府自体が辺野古にかわる案の検討に入っていることを示しているのではないのでしょうか。その背景には、米上院軍事委員会の日米合意した普天間飛行場の辺野古移設に対する不信感があることは明白であります。米上院軍事委員会は、辺野古移設は破綻していると考えており、その前提であるグアムへの予算は凍結され、グアムのインフラ等の工事はおくれ、見通しは立っていないのが現状のようであります。米国防省に絶大な影響力を持つ米上院軍事委員会の強硬意見を無視して、米政府が辺野古移設を推し進めるとは到底思えないのであります。そこで本県が恐れるのは、普天間の固定化であります。嘉手納以南の基地返還はほとんどが辺野古への移設が条件となっており、辺野古移設ができなければ、そのまま普天間を使用し続けることが懸念されるのであります。

そこで伺います。

(1)、普天間飛行場移設問題について。

ア、米海兵隊高官が米上院軍事建設小委員会で普天間飛行場の補修に関し、今後10年から15年使用すると証言している。辺野古移設を前提に2022年度以降に返還するとした統合計画との整合性はどうか、県の見解を伺いたい。

イ、日米両政府は、普天間飛行場に配備されているオスプレイをことし夏にもさらに12機追加配備することで合意した。一方で米海兵隊は、普天間飛行場所属のオスプレイについて、オーストラリアへ移駐する計画があるとの報道がある。これをどう理解すればよいか、県の見解を伺いたい。

ウ、ハワイ州知事が去る3月にハワイ大学東西センター内で開かれたフォーラムで、在沖海兵隊の受け入れを表明し、米政府に提案する考えを示したということだが、これは普天間基地そのものをハワイ州が受け入れるということか、県の認識を伺いたい。

エ、沖縄防衛局が提出した名護市辺野古移設に係る公有水面埋立承認申請の補正書について、県は、再補正を求めず告示と縦覧手続に入った。今後、県として手続をどのように進めるか伺いたい。

オ、日本維新の会は、米軍新型輸送機MV22オスプ

レイの訓練の一部を大阪府の八尾空港で受け入れると表明した。具体的な内容は明らかではないが、県はこの動きをどのように受けとめているか伺いたい。

カ、県は米政府に対し、本土における民間専用空港や軍事専用空港の35カ所を提示し、新たな普天間飛行場の移設候補地として検討するよう書簡を送ったということだが、米側の反応と、県として正式に日米両政府に要請する考えはないか伺いたい。

キ、今回明らかとなった35カ所の空港について、どのような方針や視点から調査し、普天間の移設候補地として可能性が高いと判断したか。また、県としても別途調査を行っていると言われるが、今後整合性をどのように図っていくか伺いたい。

(2)、嘉手納以南基地返還について。

ア、日米両政府は、嘉手納以南の普天間飛行場を含む6施設・区域の返還・統合計画に合意した。今回の合意について知事の見解を伺いたい。また、軍転協の要請に対する政府の対応について伺いたい。

イ、報道によれば、グアム移転に係る米国防省の基本計画の策定が2018年かそれ以降と想定していることが、米政府監査院の報告書で明らかとなったとしている。嘉手納以南の基地返還の破綻につながらないか伺いたい。

ウ、那覇港湾施設については、返還合意から40年近くも動かず遊休化している状況にあり、関係市長も移設条件と切り離しでの返還を求めている。県の認識を伺いたい。

エ、キャンプ瑞慶覧の西普天間住宅地域の返還が承認された。今後、跡利用に向けた取り組みと国・県・市など5者による跡利用協議会の役割について伺いたい。

オ、国・県・関係市町村で構成する駐留軍用地跡地利用協議会が開かれた。具体的にどのような事項が協議され、県側として国に対し何を求めているか伺いたい。

カ、普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた全体計画の中間取りまとめが公表されたが、中南部都市圏の形成、県土の有効利用との整合性を図りながら跡利用計画をどのように描くか伺いたい。

(3)、基地周辺地域の環境問題について。

ア、F15戦闘機墜落事故付近の水域は、マグロやカツオの漁場で多くの船舶が操業しており、漁業活動への影響が心配されている。事故による漁業への影響調査と事前の訓練通知について伺いたい。

イ、報道によれば、米政府は、最新鋭機ステルス戦闘機F35を2015年にも嘉手納基地へ配備するというこ

とだが、県は情報を把握しているか。日本政府はどのような対応を見せているか伺いたい。

ウ、また、根本的な解決は日米地位協定の見直し以外にはないと思うが、日米両政府の壁がかたいた中、県としてどのような方策を考えているか伺いたい。

エ、嘉手納町が実施した2012年度の嘉手納飛行場周辺3地域における騒音測定調査で、3年連続4000回を超え、騒音防止協定の形骸化が進んでいる実態が明らかとなった。協定の遵守と実態に合った改善が必要であるが、県の認識を伺いたい。

オ、沖縄市諸見里の市サッカー場工事現場からドラム缶十数本が見つかり、枯れ葉剤の内蔵が懸念されている。ドラム缶が埋まっていた経緯や現場環境への影響など、県として調査を含め対応を伺いたい。

3、那覇空港滑走路拡張整備について。

経済や情報のグローバル化が進み国境の垣根が大きな意味をなさなくなった今日、本県経済の発展・振興を図る上でアジア・太平洋地域を見据えた国際的なネットワークづくりに積極的な貢献が求められます。そのためには、空港を軸とした交流拠点の整備と交通ネットワークの強化が必要であります。近年、アジア地域に近接する本県の地理的・独特な文化・芸能も相まって、観光、経済など多方面での交流が進展し、その玄関口となる那覇空港の国際空港としての位置づけは急速に高まりを見せております。那覇空港は、国内約90もの空港中、羽田、成田、新千歳及び福岡空港に次ぐ民間航空機の年間乗降者数は5番目に入っております。年々増加する乗客数や貨物数で既に過密状態にあり、1本の滑走路では今後の需要状態に追いつけず早急な拡充が求められておりました。国土交通省が那覇空港の滑走路増設による経済効果を試算しておりますが、2030年時点で本県への入域客は25万3000人を超え、345億円の経済効果が見込めるとしております。さらに、第2滑走路完成から50年後には国が受ける利益は3597億円に達し、投資効果は期待できるとしており、需要予測でも20年度で1606万人、30年度で1665万人に伸びると試算しております。懸念事項は、次年度以降の財源の確保であります。しかし、那覇空港は国が設置管理する空港であり、安倍首相の肝いりで工期が5年10カ月に短縮された経緯もあることから、政治の駆け引きに使われることはないと考えます。

そこで伺います。

(1)、2014年1月にも工事着工の見通しとなる中、次年度以降の財源の確保が懸念されている。県は、空港整備勘定等だけでなく、各省庁間の財源を含めた政府全体として対応するよう戦略を構築すべきと考える

が、県の考えを伺いたい。

(2)、那覇空港内に航空機の整備基地を建設する構想について、事前調査の概要と整備基地の規模、需要予測、県経済への波及効果等、計画をどのように描いているか伺いたい。

4、離島・過疎地域の振興について。

本県は、東西約1000キロ、南北約400キロに及ぶ広大な海域に大小160の島々から成る島嶼県であります。そのうち有人離島として39の島があり、面積は県土全体の44.5%を占めておりますが、人口は県全体の9.5%で12万9000人にしかすぎません。小規模離島町村の現状は、財政力が弱く雇用の場の少なさから、人口の流出と高齢化の進展に歯どめがかからない状況にあり、上下水道やごみ処理に要する費用のコスト高、住民の生活の足である航路の割高など、本島に比べ住民負担の重さは脆弱な町村財政では賄い切れるものではないのであります。このような本県離島・過疎地域の置かれた状況を踏まえ、住民の暮らしと地域環境をどのように守り育てていくか、新たな施策の導入と有効な振興策の展開をどのように図っていくか、県に課された課題は大きいのであります。その意味で21世紀ビジョン基本計画10年で実施する県の離島・過疎地域に対する基本施策のあり方が重要であります。

そこで伺います。

(1)、小規模離島においては、少子・高齢化の進展で人口の減少が深刻となっている。若者が定着する仕組みづくりをどのように図っていくか伺いたい。

(2)、離島住民の生活に欠かせない移動手段や物流に係るコストの低減、島内における交通問題対策などについて県の取り組みを伺いたい。

(3)、下地島空港の活用について、県は現状での存続を目指すようだが、今後、航空会社等の訓練や試験機の運用の見通し、宮古空港との役割分担等について県の基本的な考えを伺いたい。

(4)、R A C の那覇—久米島間線の欠航や減便が相次いだことに、地元久米島町が親会社のJ T A に抗議する事態となっている。このような事態に至った要因と、県として改善に向けた取り組みを伺いたい。

5、農林水産業の振興について。

本県は、我が国で唯一の亜熱帯海洋性気候にあることから、農林業は自然環境に左右されることが多く、さらに狭隘な県土面積からの農地が限られ、生活活動で制約されている状況にあります。農業は、国家運営、国民生活を支えるかなめであり、農業の衰退はそのまま国の活力の衰退につながるのであります。我が国の農業は、農産物の自由化の波をもろに受け、安価

な製品が国内市場にあふれ、生産農家の減少、従事者の高齢化、その影響で耕作放棄地の増加など、状況は深刻であります。本県においては、4次にわたる国による振興計画で県内農林水産業の振興等を図ってきておりますが、台風常襲地に代表される不利性の克服には至っていないのが現状であります。本県の農業の現状は、農家の総数は全国の0.85%、専業農家数は1.60%、農業産出額は1.12%にすぎず、全国との比較で本県の農業の規模の小ささ、零細さがうかがえます。また、農業の担い手は農家総数の減少傾向と相まって減少傾向にあり、販売農家の農業従事者も年々減少し、5割以上が65歳以上と高齢化が進んでおります。

このように本県農業は厳しい状況にあり、これから農業振興、地域活性化に向け大胆な取り組みが求められ、担い手の育成は喫緊の課題であります。

そこで伺います。

(1)、県内農業支援について。

ア、農業の6次産業化が全国的に注目を集めているが、本県における事業化の可能性と本県農業の課題である後継者育成や若者の参入、雇用環境への影響等について伺いたい。

イ、久米島地域におけるアリモドキゾウムシの根絶が宣言され、今後はイモゾウムシ根絶に期待がかかる。その見通しと県内全域での2つのゾウムシの根絶に向けた取り組みを伺いたい。

ウ、円安の進行で漁船の燃料価格が高騰し経営が圧迫され深刻な状況に陥っている状況に対し、国は2014年度末までの時限措置で補助を決定しているが、これを受け、県の取り組みを伺いたい。

エ、海外から輸入の原料穀物価格の値上がりで畜産用配合飼料価格が高騰し、県内畜産農家の経営が圧迫されている。県に対し支援要請があるが対応を伺いたい。

(2)、T P P（環太平洋経済連携協定）について。

ア、日本のT P P交渉参加について、先行加盟の11カ国が日本の参加を認めることで一致し、米議会でも手続が行われており、7月下旬にも交渉に合流する見通しとなった。この状況に対し県としてどのように取り組むか伺いたい。

イ、政府は、本県のサトウキビや牛肉などを含め我が国の農業は守るとしているが、米国は日本の参加を事実上の二国間F T Aと位置づけ、我が国農産品市場の開放を求め圧力を強められると思われるが、県の認識を伺いたい。

6、教育環境の整備について。

教育の重要性は、子供たちが豊かな心とたくましさを育むための体験・訓練の場を提供することにあります。子供たちは、学校の教育活動を通して社会で生きていく上での心身の鍛錬や人間としてのあり方について学び、豊かな体験を通して道徳性を育むようになるのであります。そのためには、子供たちが楽しく生き生きと活動でき、学校に行きたいと思う学校づくりが不可欠であります。しかし、県教育庁の調査で2012年度における県内小・中・高・特別支援校で起きた教師による体罰が153件に達したことが判明したことは、子供たちにとって魅力ある学校づくりと言えるものではありません。確かに1人の先生と多数の生徒が向き合う実際の学校現場では、理屈では言いあらわせないことが起きることは多々あると思われます。最後は真剣に生徒に向き合うという教師としての心構えの基本に帰ることが大事であると考えます。そして、今日の体罰やいじめ問題が浮き彫りとなったことで、幼児期から教育の重要性が再認識させられると考えます。県教育庁においては、学校や地域、保護者が一体となり、魅力ある学校づくりに向け取り組みを進めることが重要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、県が実施している海外留学生受入事業について、これまでの実績と今後の見通しについて伺いたい。

(2)、教育庁の学び直し支援事業の受講希望者が予想より少なく事業の存続が危惧されている。受講者が少ない背景と広報・周知活動はどのように行われているか伺いたい。

(3)、2012年度の県内の公立小・中・高と特別支援校における教師による体罰は153件に達し、1次調査に比べ4倍にふえている。今回の数字は氷山の一角との声も聞こえるが、教育庁はどのように認識しているか伺いたい。

(4)、文科省は、八重山地区の中学校で使う公民教科書が統一できていない状況の中で、竹富町教育委員会に対し初等中等教育局長名で指導文書を出したようだが、それに対する県教育庁の見解と今後の対応について伺いたい。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

新垣良俊議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、米軍基地問題に係る御質問の中で、公有水面埋立申請についての御質問にお答えをいたしま

す。

名護市辺野古移設に係る公有水面埋立承認申請書については、形式審査を終了し、平成25年6月28日に告示・縦覧を行う予定であります。

県といたしましては、引き続き公有水面埋立法等関係法令にのっとり手続を進めてまいりたいと考えております。

次に、同じく米軍基地に係る御質問の中で、嘉手納より南の統合計画についての御質問にお答えいたします。

去る6月12日、軍転協の会長として上京し、安倍総理大臣を初め防衛大臣、外務大臣、そして沖縄担当大臣へ移設内容の具体的な説明、そして跡利用計画の円滑な実施に配慮すること、さらに地元意見を聴取する場の設置等々を要請したところであります。要請に対して安倍総理大臣より、計画の実施に当たっては、県・市町村と相談しながら円滑に進めていきたい旨の発言があったところでございます。

次に、農林水産業の振興に係る御質問の中で、TPP交渉参加を受けた取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県といたしましては、農林水産分野等の懸念を踏まえ、交渉の進展に応じた十分な情報提供に努めること、そして農林水産分野等の聖域が確保できなければ脱退も辞さないものとするを求めているところであり、これからも求めていきたいと考えております。また、TPPに関して、私を本部長とする全庁的な組織を立ち上げ、情報の共有や今後の対策等を協議するなど適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） おはようございます。

4月1日付で副知事という職を拝命いたしました高良倉吉という者です。知事公約の実現、そして県勢発展のために、これまでの乏しい経験ですけれども全力でそれに対して取り組んでいきたいというふうに考えております。議員各位におかれましては、どうぞ御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

日台漁業取決めに対するこれまでの県の取り組みについて新垣議員から御質問がありましたので、これについて私のほうからお答え申し上げます。

今回の日台漁業取決め合意は、好漁場の縮小を余儀なくされるなど沖縄県の水産業へ多大な影響があると

懸念しております。このために、県内漁業者の権益及び安全操業を確保して漁業秩序を維持できるように、国に対して日台漁業取決めの見直しを強く求めてきたところであります。

以上、お答えしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） おはようございます。

4月1日付で高良副知事と同じように副知事を拝命いたしました川上好久でございます。沖縄県の振興・発展のために、微力ではございますけれども力いっぱい、スピード感を持って取り組んでまいりたいと思います。議員各位の御指導、御鞭撻よろしくお願いいたします。

それでは、新垣良俊議員の御質問にお答えいたします。

那覇空港滑走路拡張整備についての御質問の中で、航空機整備基地の事前調査の概要等についてお答えいたします。

那覇空港は、多くの航空路線を有し、航空関連産業の立地に優位な条件を備えております。沖縄県は、今年度、航空機整備基地の基本計画調査等に取り組んでおり、整備基地の規模・機能等について検討を行っております。県経済への波及効果につきましては一定の雇用創出が図られるほか、航空関連産業の集積が期待されるところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 山城 毅君登壇〕

○農林水産部長（山城 毅君） おはようございます。

4月1日付で農林水産部長を拝命いたしました山城でございます。沖縄県の農林水産業の振興・発展に向けて全力で頑張る所存でございます。議員各位の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは答弁させていただきます。

新垣良俊議員の日台・日中漁業協定についての中の、日台漁業取決めの合意までの経緯について御答弁申し上げます。

日本と台湾は、平成8年以降、漁業取り決めに関し16回の協議を行いましたが、双方の主張に折り合いがつかず、平成21年に協議が中断しておりました。県は、日台の漁業交渉が再開された平成24年11月以降、国に対し、1、交渉に当たっては、沖縄県漁業者の意向を十分に配慮すること、2、漁業水域の設定に当たっては、日本側が主張する排他的経済水域の地理的

中間線を基本として協議することについて4回にわたる要請を行っております。要請に対して国から、沖縄の漁業者の意向は理解している。頭越しに協定を締結することはないとの回答を得ておりましたが、去る4月10日に、地元に対して何ら説明がないまま日台漁業取決めが合意されたものであります。

次に、日台漁業協定の中の、日中漁業協定の見直しについてお答えいたします。

平成9年に締結された「日中漁業協定」は、北緯27度以南の先島及び久米島の周辺水域において中国漁船が自由に操業できる内容となっております。そのような中、本県周辺水域では中国のサンゴ網漁船による無秩序な操業が行われており、深海サンゴ資源の枯渇やマチ類等の生育環境を破壊しております。このため、県としましては、県内漁業者の権益及び安全操業を確保し漁業秩序を維持できるよう、国に対し、1、日中漁業協定の見直し、2、外務大臣書簡の破棄を強く求めてきたところであります。

今後とも、漁業団体と連携し国に対し粘り強く見直しを求めていくこととしております。

次に、米軍基地問題についての中、F15戦闘機墜落事故による漁業への影響調査と事前通知についてお答えいたします。

墜落事故のあったホテル・ホテル訓練水域の周辺は、マグロ類及びソデイカの好漁場となっており、また、多数のパヤオが設置されております。事故当時、沖縄県漁業無線協会等を通じて確認したところ、当該訓練水域内で操業する漁船はなく被害はありませんでした。墜落現場は、通常、漁船の操業が制限されている訓練水域であります。一歩間違えば訓練水域外で操業中の漁船を直撃して大惨事となりかねないもので、漁業者は大きな不安を抱いております。なお、事前の訓練通知につきましては、平成25年4月16日に防衛省から沖縄県宛て、「在日米軍の演習通報」として届いており、漁業無線協会及び漁協を通して注意喚起を行っております。

次に、農林水産業の振興についての中、6次産業化の推進と効果についてお答えいたします。

県内には、6次産業化法に基づき認定された44の農林水産事業者があり、加工品の生産・販売などに取り組んでおります。6次産業化の推進は、付加価値の高い商品を開発・販売することにより、農林水産事業者の所得向上と新規就農者の育成確保が促進されるとともに、新たな雇用の創出に資するものと考えております。

県としましては、国が新たに創設した6次産業化

ネットワーク活動交付金などにより、農林水産物など多様な地域資源を活用した6次産業化を推進してまいります。

次に、農林水産業の振興についての中、イモゾウムシ等の根絶に向けた取り組みについてお答えいたします。

イモゾウムシとアリモドキゾウムシの根絶防除事業については、久米島と津堅島において実施しているところであります。久米島においては、本年4月に世界初のアリモドキゾウムシ根絶を達成いたしました。イモゾウムシについては有効な誘引剤がなく、広域の防除には至っておりません。また、津堅島のゾウムシ類については、現在、地域の協力を得ながら根絶を目指した防除を強化しているところであります。

県としましては、今後、久米島におけるアリモドキゾウムシ根絶防除事業の成果を踏まえ、事業規模拡大に向けたイモゾウムシ等の大量増殖技術の確立や低コスト人工飼料を開発し、宮古、八重山、沖縄本島に防除地域を拡大していきたいと考えております。

次に、農林水産業の振興についての中、漁船の燃油高騰対策についてお答えいたします。

近年の原油価格高騰に加え急激な円安の影響を受け、漁船の燃油価格は平成21年6月の1リットル当たり54円から、平成25年6月には84円と約57%上昇しており、県内漁業者の経営を圧迫しております。このため、県では、国及び漁業団体と連携し、漁業経営セーフティネット構築事業の活用による燃油高騰対策に取り組んでいるところであります。今回、同事業は、最近の燃油高騰を踏まえ、燃油価格が1リットル当たり95円を超えた場合、漁業者の負担が軽減されるなど内容が拡充されたところであります。

県としましては、同事業の周知と加入促進に努めるとともに、燃油価格の動向を注視しながら漁業者及び漁業団体の要望や他県の状況等も踏まえ、漁業者の経営安定を図るための対策について検討してまいります。

次に、農林水産業の振興についての中、配合飼料価格高騰対策についてお答えいたします。

近年の配合飼料価格高騰に加え急激な円安の影響を受け、畜産経営は極めて厳しい状況となっており、畜産団体から、1、経営安定対策の支援、2、備蓄サイロの整備、3、消費者への理解醸成などの要請を受けております。

配合飼料価格高騰対策としては、国の「配合飼料価格安定基金」があり、価格高騰時に一定の要件のもと、補填金を交付しております。加えて、国は、緊急

措置として通常補填基金の生産者負担分の助成を決定しております。

県としましては、これら国の支援策の動向を踏まえつつ、畜産経営の安定化に向けて独自に支援できないか検討してまいります。

次に、農林水産業の振興についての中、ＴＰＰの農業分野に関する県の認識についてお答えいたします。

ＴＰＰは、原則として全ての品目で関税を撤廃することが前提となることから、本県農林水産業においては、サトウキビ、肉用牛などで極めて大きな影響があるものと懸念されております。特に、農林水産業が基幹産業である離島においては、地域経済に甚大な影響があるものと認識しております。このため、4月以降、生産者や地元市町村と連携し、県内調査などで来県されたＴＰＰ政府対策本部の国内調整総括官や農林水産副大臣に対し、サトウキビや肉用牛の重要性など地域の実情を強く訴えたところであります。

県としましては、十分な情報開示を求めるとともに、地域の実情を見据えた上で拙速な判断を行わないよう、引き続き国に対して強く要請してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 米軍基地問題についての御質問の中で、米海兵隊高官の発言についてお答えいたします。

去る5月9日、米上院歳出委員会の軍事施設・退役軍人小委員会の公聴会において、米海兵隊の施設整備責任者が普天間飛行場を今後10年から15年間使用する見込みである旨の発言をしております。また、統合計画では、普天間飛行場について「2022年度又はその後返還可能」としており、両者の整合性については明らかではありません。県としては、さらなる情報収集を行っているところであります。いずれにしても、普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であり、一日も早い県外移設・返還の実現が必要であります。県は、これを強く求めてまいります。

次に、オスプレイのオーストラリア移駐計画についてお答えいたします。

MV22オスプレイの追加配備については、本年夏に12機のオスプレイが岩国飛行場に陸揚げされ、その後に普天間飛行場に移動することとなるとされております。米海兵隊が普天間飛行場所属のオスプレイをオーストラリアへ移駐させる案を検討していることについて、小野寺防衛大臣は5月10日の記者会見において、

米側からこのような話はないと発言しており、県としても承知しておりません。いずれにしても、オスプレイについては県民の不安が一向に払拭されておらず、配備計画の見直しや配置分散の実施などを引き続き求めてまいります。

次に、ハワイ州知事の海兵隊受け入れ表明についてお答えいたします。

日米両政府は、2012年4月の2プラス2共同発表において、約9000人の在沖海兵隊が国外に移転するとしており、その内訳を政府に照会したところ、グアムが約4000人、ハワイ等その他の国外が約5000人という回答がありました。また、ことし3月の米下院軍事委員会の公聴会において米軍司令官は、在沖海兵隊のハワイへの移転数を2700人と証言しております。ハワイ州知事は、これらを踏まえ、在沖海兵隊のハワイへの移転について2500世帯の受け入れが可能と発言したと理解しております。県は、3月にホノルルで行われたフォーラムに職員を派遣したところであり、ハワイ州知事の発言と普天間飛行場の移設に与える影響につきましては、引き続き情報収集を十分行いたいと考えております。

次に、維新の会によるオスプレイ訓練受け入れ表明についてお答えいたします。

日本維新の会がオスプレイ訓練の一部を大阪八尾空港で受け入れる提案をしたことについては、報道等により承知しております。オスプレイについては、これまで軍転協を通じて配備計画中止と配置分散の実施などを求めているところです。八尾空港での受け入れについて地元は反対との報道があることから、その実現可能性については今後の動向を見守ってまいりたいと考えております。

次に、米政府に送った書簡に対する反応及び移設候補地の検討についてお答えいたします。2の(1)の力と2の(1)のキは関連いたしますので一括してお答えいたします。

普天間飛行場の移設につきましては、他の都道府県の既に滑走路がある場所への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えており、日米両政府に対し県外移設を強く求めているところであります。このため、県においては、普天間飛行場と同規模の全国の飛行場について移設の可能性について研究を行っているところであります。35カ所の施設については、調査研究の過程でその要件等について検討がなされているものであり、専門家等との意見交換を通じてその適否について討論をしているものであります。

次に、グアム移転計画策定の統合計画への影響につ

いてお答えいたします。

米政府監査院が発表した報告書は、太平洋における海兵隊の再編について、国防総省がより信頼性のある計画を議会へ提出することを求める趣旨であるものと承知しております。

県としましては、同報告書が在沖海兵隊の国外移転にどのような影響を与えるか、内容の確認を行っているところであります。

次に、那覇港湾施設の移設についてお答えいたします。

県としましては、那覇港湾施設の返還が実現されれば基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えております。これまで移設協議会が21回開催され、国・県・那覇市、浦添市、那覇港管理組合が連携し、移設の実現に向け代替施設の位置や形状、港湾計画との関連等について協議を進めてきたところであります。

県としましては、これまでの経緯を踏まえつつ、協議会の枠組みの中で適切に対応する必要があると認識しておりますが、現時点では現行の方針に基づいて進めることが現実的と考えております。

次に、F35戦闘機の嘉手納飛行場配備についてお答えいたします。

今月、米国防総省が米国議会へ提出した報告書において、空軍については2016年、海兵隊については2015年にF35戦闘機の「初期作戦能力」を獲得するとされております。同報告書の発表を受け、県が沖縄防衛局へ照会したところ、F35戦闘機の嘉手納飛行場への配備についてはいかなる決定もなされていないとの回答がありました。

県としては、引き続き同機の配備計画について情報収集をしてまいりたいと考えております。

次に、日米地位協定見直しの方策についてお答えいたします。

日米地位協定の見直しについて、県は、これまであらゆる機会を通じ日米両政府に対し要請してきたところであります。

県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。このため、今後とも軍転協や渉外知事会とも連携し、さらには関係閣僚への直接の面談による要請や訪米による要請などの機会を通じ日米両政府に日米地位協定の見直しを求めてまいりたいと考えております。

次に、騒音防止協定の遵守と改善についてお答えい

たします。

平成8年に嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置が合意されておりますが、周辺地域においては依然として環境基準を超えるなど騒音が軽減されているとはいいがたい状況にあります。

県としましては、これまであらゆる機会を通じ航空機騒音の軽減を日米両政府に対して働きかけてきたところであります。嘉手納飛行場においては、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されておりますが、外来機のたび重なる飛来などにより依然として目に見える形での負担軽減が実現されているとはいえないと考えております。

次に、教育環境の整備についての御質問の中で、海外留学生受入事業についてお答えいたします。

海外留学生受入事業は、沖縄県出身移住者の子弟及びアジア諸国から優秀な人材を県内の大学で修学させ、将来、本県と出身国との交流を推進する人材の育成を目的として実施しております。昭和44年度から平成24年度までの留学生受け入れ実績は、15カ国1地域から584名となっております。

県としましては、21世紀ビジョンに掲げる「世界に開かれた交流と共生の島」の実現に向けた取り組みとして、本事業を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 米軍基地問題についての御質問の中の、西普天間住宅地区の跡地利用に向けた取り組み等についての御質問にお答えいたします。

本年4月5日に公表された統合計画においては、キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区の返還時期が平成26年度またはその後と示され、去る6月13日の日米合同委員会において同地区の返還が合意されたところであります。同地区は返還時期が迫っており、早急に跡地利用に取り組む必要があることから、跡地利用計画や支障除去措置等に係る諸問題について協議するため、去る4月26日に宜野湾市、市地主会、沖縄県、沖縄防衛局及び沖縄総合事務局の5者で構成する跡地利用に関する協議会が開催されたところであります。今後、同協議会を活用し、国・県・市が連携して同地区の跡地利用の円滑な推進に向けて取り組んでいくこととしております。

次に、跡地利用協議会の協議事項等についてお答えいたします。

去る5月28日に、跡地利用推進法に基づき沖縄担当

大臣、沖縄県知事、関係市町村長で構成する跡地利用推進協議会の初会合が開催されたところであります。同協議会では、協議会の運営要領の決定や跡地利用の課題について意見交換が行われ、関係市町村長から文化財調査等の立入調査や西普天間住宅地区の跡地利用に対する国の支援などについて意見がありました。県は、関係市町村長の意見を踏まえ、立入調査の円滑な実施、西普天間住宅地区の拠点返還地の指定及び国の取り組み方針の策定、次回協議会への防衛大臣や国土交通大臣等の関係大臣の参加などを国に対して求めたところであります。

普天間飛行場跡地利用計画の策定についてお答えいたします。

今後返還が予定されている普天間飛行場を含む中南部都市圏の大規模な駐留軍用地の跡地は、沖縄の新たな発展のための貴重な空間であり、その跡地利用は中南部都市圏の都市構造のゆがみを是正し、県土構造の再編にもつながる大きなインパクトを持っております。そのため、県では、関係市町村の協力を得て、広域的観点から跡地利用の方向性を示した「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」を本年1月に策定したところであります。また、普天間飛行場の跡地利用は、その大規模性や地理的位置などから沖縄全体の振興に影響を及ぼすものであり、県は、宜野湾市と共同で広域構想を踏まえた幹線道路や公園、緑地の配置方針を示した「全体計画の中間取りまとめ」を本年3月に策定したところであります。今後は、中間取りまとめをもとに、県民、地権者等の意見を踏まえて計画内容の具体化に向けた取り組みを行い、中南部都市圏の都市構造の再編及び県全体の発展につながる普天間飛行場の跡地利用計画を策定していきたいと考えております。

次に、那覇空港滑走路拡張整備についての御質問の中の、那覇空港滑走路増設事業の財源確保に対する県の考えについてお答えいたします。

県は、これまで政府に対し、那覇空港は国が設置管理する空港であること。同空港が沖縄県にとどまらず、将来にわたり東アジア地域と日本の安定した社会経済活動を支える重要な拠点であること。このため、第2滑走路の整備財源は、空港整備勘定等のほか、日本再生の原動力としての観点から将来世代を含む社会及び国民全体で相応に負担される仕組みが必要であるとの考えを強く訴えてきたところであります。

県としては、沖縄振興の施策展開に影響が出ないよう、引き続き国に対し整備財源の検討と総額の確保を求めていると考えております。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問の中の、離島における若者の定着に向けた取り組みについてお答えいたします。

離島において若者の定着を図るためには、若者が島で安心して働くことができるよう、雇用の場の創出と定住条件を整備することが重要であると考えております。このため、地域資源を生かした観光・リゾート産業の振興や担い手の育成確保等による農林水産業の振興など、離島の特色を生かした産業の振興に取り組んでまいります。また、移動に係る負担の軽減や利便性の向上、医療サービスの確保、沖縄本島との情報格差の是正、公営住宅の整備など、定住条件の整備に取り組んでまいります。

離島住民の移動手段や物流コストの低減等についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、離島の果たしている役割に鑑み、県民全体で離島住民の負担をともに分かち合い、離島地域を支えるという理念のもとに、交通・生活コストの低減などの離島振興策を推進しているところであります。離島における交通は、住民生活及び産業活動を支える生命線であることから、航路・航空路及び島内交通であるバス路線の赤字路線に対し運航費補助を行い、路線の確保・維持に努めております。また、平成24年度から新たに沖縄振興特別推進交付金を活用して離島住民の交通コストの負担を、航空便については新幹線運賃並み、航路についてはＪＲ在来線運賃並みに軽減しております。さらに、離島の小売店で販売される生活必需品について、沖縄本島から対象離島までの輸送経費等を補助する離島生活コスト低減実証事業を平成24年度から実施しております。

沖縄県としては、引き続きこの施策を推進し、離島地域の定住条件の整備に努めてまいります。

次に、ＲＡＣの那覇―久米島間線の減便要因と改善策についてお答えいたします。

久米島町がＪＴＡへ抗議するに至った背景は、ＪＴＡの構造改革による機材数の削減に伴うＲＡＣへの路線移管や、久米島路線のＲＡＣ便に欠航が相次いだことによるものと考えております。加えて、ＲＡＣのパイロットが他社への転職により欠員が生じ運航体制の維持が困難となり、ＲＡＣの減便が発表されたことが大きな要因となっていると考えております。県は、６月７日にＪＴＡ及びＲＡＣから同計画の報告を受け、離島における安定的な運航が重要との認識から、運航乗務員の不足に起因する減便が生じないよう、離島路線の運航体制を確保する措置を講じること、また、路線の運航計画の検討に当たっては地元の意向に最大限

配慮することなどを口頭で申し入れるとともに、６月17日付で文書においても要請したところであります。親会社であるＪＴＡでは、ＲＡＣの減便による久米島町民の生活や経済活動への影響が生じないよう、ＲＡＣの減便期間中にジェット便の増便を行い提供座席数や貨物搭載容量の確保を行うとともに、「ＲＡＣの運航体制強化委員会」の立ち上げや運航乗務員の出向を行い、ＲＡＣの運航体制の確保に取り組んでいるところであります。

県としては、引き続き航空事業者による離島航空路線の安定的な確保を求めるとともに、県、離島関係市町村長及び航空事業者で構成する「沖縄県離島航空路線確保維持協議会」を早急に開催し、久米島路線における減便への対応のみならず、他の離島の航空路に係るさまざまな課題の改善に向けて取り組むこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） おはようございます。

４月１日付で環境生活部長を拝命いたしました當間秀史と申します。

環境の保全と県民生活の向上のために全力で取り組む所存であります。議員各位の御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは答弁いたします。

米軍基地についての中で、沖縄市サッカー場で発見されたドラム缶に係る県の対応についてお答えいたします。

沖縄市のサッカー場で見つかったドラム缶については、その内容物が特定されておりませんが、何らかの有害物質による土壌汚染の可能性が考えられることから、県は、沖縄市及び沖縄防衛局と連携して周辺地下水などの環境調査を実施しているところであります。ドラム缶などが埋まっていた経緯などについては、沖縄防衛局が米軍に照会しているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 離島・過疎地域の振興についての御質問の中で、下地島空港の活用についての御質問にお答えいたします。

宮古圏域の空港の役割分担については、昨年度開催された「下地島空港利活用検討協議会」において、宮古空港は旅客機能を分担し、下地島空港は訓練や試験

機等の機能を分担することなどが提案されました。県としては、この提案を参考にしながら、両空港の今後の利活用について、今年度は宮古島市や関係部局等で構成する検討会議を設置し、より具体的な検討を行いたいと考えております。また、今後の航空会社等の訓練の見通しにつきましては、全日本空輸は平成26年度以降の訓練実施は現時点では明らかにしておりませんが、今後も実機訓練は必要としていることから、県としては、全日本空輸に対して訓練継続を働きかけるとともに、新たな航空会社の訓練誘致に取り組んでいきたいと考えております。

試験機の運用につきましても、過去において航空機製造メーカーや国の研究機関などが下地島空港での試験機の運用を調査していることから、県としては、積極的な誘致に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） このたび、県教育長を拝命いたしました諸見里でございます。

本県教育の充実・振興に、微力ではございますが誠心誠意取り組んでいきたいと思っておりますので、御指導のほどよろしくお願いいたします。

それでは教育環境の整備についての御質問で、義務教育未修了者支援事業についてお答えいたします。

同事業は、戦中戦後の混乱期に中学校を卒業できず、学ぶことを希望する方々を対象に実施しているものであります。これまで多くの参加を求めるため、対象者への面談、ポスターの掲示やチラシの配布、広報誌や新聞、テレビ等で広報周知を図ってまいりました。しかしながら、高齢から来る体力面の不安、通学場所や通学方法等の課題が参加者の少なかった要因と考えております。

県教育委員会としましては、受講者の通学の利便性を図るため、那覇地区に続き、昨年度は中頭地区にも学習支援施設を開設したところであり、本年度は島尻地区への開設に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、体罰の調査についてお答えいたします。

体罰は、児童生徒に屈辱感を与え、心を深く傷つける人権侵害行為であり、絶対にあってはならないことであります。今回の2次調査は、全ての児童生徒、保護者、教職員を対象として実施したものです。調査の結果によりますと、児童生徒、保護者からの報告件数と、教員みずからの申告件数もほぼ一致しており、実態を反映した数値であると認識しておりますが、憂慮

すべき状況であります。

県教育委員会としましては、今回の結果を重く受けとめ、有識者など外部人材を起用した検討委員会を設置し、体罰防止マニュアルの作成等に取り組み、体罰の根絶に努めてまいります。

次に、文部科学省からの指導文書への見解と今後の対応についてお答えいたします。

当該文書は、所管の教科書課長に続き初等中等教育局長からの指導文書であり、重く受けとめているところです。同課題につきましては、当該3市町教育委員会が主体的に取り組み解決していくべきものと考えており、現在、私自身が直接3市町教育長と話し合い、同一の教科書が採択できるよう再協議を促しているところです。なお、本日、第1回目の八重山採択地区協議会が開催されると聞いております。

県教育委員会としましては、今後とも引き続き3市町教育委員会それぞれの立場を尊重しつつ指導助言を行い、同一の教科書採択の実現に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

〔新垣良俊君登壇〕

○新垣 良俊君 1点だけ再質問したいと思います。

2の米軍基地問題の(2)、嘉手納以南基地返還についての中ですが、県が強く要望した駐留軍用地内の土地の先行取得制度について、我々自民党もバックアップし昨年4月に譲渡所得の5000万円特別控除が適用される画期的な制度が創設されました。県は、昨年度に普天間飛行場内の土地を取得する基金を設置したところでありますが、現在の申し込み状況はどうなっているのか伺いたい。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 新垣議員の再質問にお答えします。

沖縄県の駐留軍用地、他県と違いますのは、やはり何と言っても民間、民有地が多いということであります。跡地利用を円滑に推進するためにはどうしても公共用地の確保ということで、そのインセンティブとして5000万控除というのが必要であります。そういった中で、我々強く要望しておりましたが、おかげさまで当該制度ができました。この場をおかりしてお礼を申し上げます。

沖縄県と宜野湾市は、昨年度、駐留軍用地跡地の円滑な利用を推進するため、駐留軍用地内の土地取得を目的とした基金を設置し、今年度から公共用地を先行

取得することとしているところであります。

買い取り希望の申し出等についての御質問でありますけれども、窓口となっている宜野湾市に確認いたしましたところ、6月21日時点で買い取り希望の相談が20件あり、面積にすると約1.6ヘクタール分、金額にすると約7億円分が寄せられているようであります。今後、県は跡地利用推進法の土地取得制度を積極的に活用し、宜野湾市と連携しながら駐留軍用地跡地の円滑な利用を推進していくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後1時23分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

又吉清義君。

〔又吉清義君登壇〕

○又吉 清義君 皆さん、こんにちは。

ただいま議長からお許しがありました、又吉清義です。

自由民主党を代表して、通告に従い代表質問を行います。

まず1、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、憲法改正について。

日本国憲法は、1946年11月3日に公布、翌47年5月3日に施行され、ことしで66年目を迎えました。平和主義、基本的人権の尊重及び国民主権を基本に据え、戦争放棄、戦力の不保持を規定した憲法は国民の間に定着してまいりましたが、その間、一度も改正されることなく今日まで続いております。

現憲法は、いわゆる「硬性憲法」と呼ばれ、国会が憲法改正を発議する場合、その要件として96条の規定で衆参両院のそれぞれ総員の3分の2の賛成を必要とし、一般法に比べ改正のハードルを高くしております。

世界の国々では、その時代の要請に即した形で憲法の改正が行われておりますが、我が国は戦後一度として憲法を改正していないのであります。その間、我が国をめぐる国際情勢や環境は大きく変化してまいりました。

我が自民党は、結党以来、自主憲法の制定を党是としてまいりました。現行憲法は、連合国軍の占領下において、同司令部が指示した草案をもとに、その了解の範囲において制定されたものであります。当時、日本国の主権が制限された中で制定された憲法は、国民の自由な意思が反映されていないと考えます。このた

め、我が自民党は、平成17年に「新憲法草案」を発表した後、平成19年に憲法改正国民投票法が施行され、衆参両院に憲法審査会が設置されたことで憲法改正議論が本格化するのを機に、平成24年4月に新たな「日本国憲法改正草案」を発表しております。国民に広く憲法改正の議論や理解が深まることを願うものであります。

そこで伺います。

ア、日本国憲法は施行から66年目を迎え、国民の間にも憲法改正を求める声も多くなっている。来る参議院選挙においても争点になると思われるが、憲法改正について知事の見解を伺いたい。

イ、憲法9条の改正についてはさまざまな意見があるが、知事はどのような考えを持っているか伺いたい。

ウ、憲法改正の発議要件として、96条で衆参両院のそれぞれ総員の3分の2の賛成が必要と規定している。この96条の改正を先行させることについて県の考えを伺いたい。

エ、日本の安全保障環境は悪化の傾向にあり、日米同盟を強化し抑止力を高めることが重要である。そのため、集団的自衛権が行使できるように改める必要性が高まっていると考えるが、県の考えを伺いたい。

2、沖縄振興策の推進について。

去る6月6日、政府は、安倍首相が座長を務める経済財政諮問会議で経済財政運営の指針である「骨太の方針」に、沖縄が日本経済活性化の牽引力となるよう、沖縄をイノベーション（技術革新）の拠点にすることを検討すると明記しております。これは、去る5月20日の経済財政諮問会議で、安倍政権の経済政策アベノミクスの3本目の矢である成長戦略に沖縄の振興策を生かすため、経済財政運営の指針である「骨太の方針」に具体策を明記するよう、山本一太沖縄担当相が要請したことを受けたものであります。沖縄振興策のさらなる推進を図るため、沖縄担当相主導で「沖縄イノベーション特区推進本部」（仮称）の創設の必要性も提唱しております。これはまさに沖縄版の成長戦略であり、経済の自立を目指す本県にとってまたとない好機の到来であります。沖縄がイノベーションの拠点として骨太の方針により国家戦略として取り組むもので、沖縄がアジア各都市と結ぶ我が国の拠点として位置づけられることを意味します。

本県には、世界最高水準を目指す沖縄科学技術大学院大学を中心とする先端技術研究基盤が備わっており、アジアに近接するという地の利という地域資源も備わっております。さらに、沖縄とアジアの各都市を

深夜貨物便で結ぶ国際貨物ハブ事業も好調に推移しており、沖縄イノベーション拠点構想、それを実現するための「沖縄イノベーション特区推進本部」（仮称）の創設は本県経済の発展にとって追い風となるものと考えます。

そこで伺います。

(1)、21世紀ビジョン基本計画10年で、自立型経済の構築に向けた基盤整備をどのように進めていくか。また、10年間で重点的に整備する施策と目標とする達成率について伺いたい。

(2)、2010年度の1人当たり県民所得で、全国平均287万7000円に対し、本県は202万5000円と全国最下位となっている。その要因等について県はどのように分析しているか伺いたい。

(3)、沖縄振興特別推進交付金の使途については、事業の事後評価が求められるが、前年度の活用をどのように評価するか。また、特に効果が出たと思われる事業について伺いたい。

(4)、円安の進行で輸出産業を中心に景気回復の兆しも見え始めているが、一方で原材料や燃料の高騰による経営圧迫を訴える企業も出ている。本県の状況について伺いたい。

(5)、去る6月14日に閣議決定された「骨太の方針」及び「成長戦略」において、沖縄をイノベーションの拠点とすることを検討するなど、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進することが明記された。国の経済政策に特定の地域の振興が取り上げられることは異例なことと考えるが、これを踏まえ、今後、県はどのように取り組むのか対応を伺いたい。

3、行財政改革の推進について。

本県は、昭和60年に「沖縄県行政改革大綱」を策定、その後もさまざまな改革プランを策定し行財政の改革に取り組んでまいりました。平成22年に策定した平成22年から25年までの4年間とする「新沖縄県行財政改革プラン」に基づき実施した平成24年度の改革実績が示され、33の推進項目のうち31項目で目標を達成したとあります。民間委託を進めた部門で多くの成果が出ているようであります。しかし、少子・高齢化の進展による社会構成の変化や国による沖縄振興計画が終了し、県独自の県の責任による振興計画がスタートするなど、県行政組織や県財政への県民の見方も変化し、ますます厳しさを見せております。特に本県においては、県財政状況で自主財源の柱である県税収入の県財政に占める割合が低い状況にあり、国の財政に大きく依存している脆弱な構造にあります。このような状況が長期に続くことは財政の硬直化につながり、ひ

いては県民に対するサービスの提供にも支障を来すことにもなりかねません。本県においては、これからも行財政改革は避けては通れなく、これまでの改革の成果を踏まえ、さらなる改革の推進が必要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、県の新行財政改革プランで掲げた改革推進目標について、2010年度から3年間の達成実績と達成が難しい項目について、その理由を伺いたい。

(2)、県財政は、今後4年間で433億円の収支不足が見込まれるとしているが、歳出が歳入を大幅に上回る背景には何があるか。また、一括交付金の導入と関連があるのか伺いたい。

(3)、去る4月1日、那覇市が中核市に移行したことに伴い、県は、2490項目にわたる事務を那覇市に移管したようだが、主な移管事務と県の行財政への影響について伺いたい。

4、社会資本の整備について。

本県は、復帰後、米軍統治による27年間で生じた本土との格差は正を目指し、国による総合的な施策が実施されたことにより、社会資本の整備が図られてまいりました。しかし、離島県である本県は、空港、港湾への依存が強く、鉄軌道がないことによる道路網の整備など、社会資本の整備はいまだ未整備の状況にあります。

本県の陸上交通は、そのほとんどを道路に依存しており、人口や自動車台数当たりの道路延長は全国平均の60%程度しかなく、依然として整備率は低い状況にあります。また、離島県である本県は、空港は本土との交通手段として極めて重要であり、また、港湾は経済を支える物流の輸送を担っているほか、国内外との交流の拠点としても重要な役割を果たしております。

現在、那覇港においては、那覇空港や埠頭間等を結ぶ臨港道路の整備などが進んでおりますが、国内航路については、生活物資や産業関連物資等が集中することから、船舶の大型化に対応した岸壁、埠頭用地、上屋等の拡充強化、大型クルーズ船の寄港に対応した国際旅客ターミナルの整備などが急がれております。自立型経済の構築を目指す本県にとって、アジア・太平洋地域に近接した優位性を生かし、我が国とアジアとを結ぶ交流拠点の整備が必要であり、そのためには、空港、港湾等の戦略的な整備を図り、国際競争力を強化することが必要であります。

そこで伺います。

(1)、県内公共事業の推進について。

ア、道路網の整備は、県民生活や観光を初め産業活

働の活性化を図る上で重要であるが、今後10年間で重点的に推進する事業箇所や予想される資金の投入額について伺いたい。

イ、離島県である本県において、港湾の整備は県経済の根幹をなす物流輸送を支える産業基盤であるが、国際物流港湾としての那覇港の整備、大型クルーズ船に対応する港湾整備・国際旅客ターミナルの整備について県の取り組みを伺いたい。

ウ、中城湾港泡瀬地区埋立事業について、現在の進捗状況と今後の作業スケジュールを伺いたい。

エ、県内建設業者の米軍発注工事の受注状況と県がまとめた受注促進を図るためのボンド制を含めた支援策について、その内容を伺いたい。

オ、識名トンネル工事契約問題で、監査委員の勧告に係る措置等に対する対応と、今後、再発防止に向けた取り組みについて伺いたい。

(2)、鉄軌道の導入について。

ア、2012年度、県による鉄軌道導入に向けた実現化戦略調査で、上下分離方式を採用すれば黒字化は可能と試算している。その根拠とインフラ整備等を全額国庫負担とする特例制度の創設は可能か伺いたい。

イ、都市モノレールの延長について、県が整備する事業に対する認可があり、2019年3月末までの完成が必要となるが、今後の作業スケジュールと想定される課題等について伺いたい。

5、子ども・子育て支援について。

保育所に入りたくても入れない待機児童は、平成24年4月1日現在で2万4825人に達し、保育所利用率は右肩上がりが続いており、施設の増加が追いつかないのが現状のようであります。このような状況に対し安倍首相は、「待機児童解消加速化プラン」を発表し、今後、平成29年度までに保育所の定員を40万人ふやし、待機児童ゼロを目指す方針を明らかにしております。

さらに、政府は、認可保育所への株式会社の参入を加速する方針を示しており、それにより女性の就労支援と待機児童ゼロの早期達成を目指すとしております。しかし、多くの自治体からは、2008年に首都圏を中心に30もの企業の保育所が突然閉鎖した例があることから、倒産への懸念から参入を認めるには消極的で、株式会社の認可保育所は2012年4月現在、376施設で全体の1.6%にとどまっているのが現状のようであります。

保育所問題は、それぞれの自治体において一律に解決できるものではなく、地域の実情を考慮する必要があります。特に、認可外保育所や待機児童数が多い本

県にとって抱える課題も異なっているのであります。そのような中、去る4月15日の衆議院予算委員会で、自民党の宮崎正久議員は、本県において、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律により、学校や病院などは防音工事の対象となっているにもかかわらず、本県の認可外保育園は国の防音対策事業の補助対象地域にありながら補助対象から外されている実態について、小野寺防衛大臣に質問しております。これに対し小野寺防衛大臣は、検討する意向を示しております。県は、この問題については、断固として国として対象として認めるよう強く求めるべきであります。

そこで伺います。

(1)、政府は、待機児童ゼロに向け、株式会社の認可保育所運営への参入を加速する方針を示しているが、全国の自治体においては参入認可に消極的だと言われる。本県における参入状況と県としての基本方針を伺いたい。

(2)、本県の認可外保育園が国の防音対策事業の補助対象地域にありながら補助対象から外されている。補助を必要とする認可外保育所数について伺いたい。

(3)、米軍嘉手納基地や普天間飛行場の騒音の激しい地域に同様に立地し、同じように幼児を保育しながら認可外ということで補助対象から外し、現在まで国として改善策を講じてこなかった。県の認識を伺いたい。

(4)、政府は、待機児童解消に向け、保育所用地として国有地を提供する方針を示している。本県は那覇市など4市が該当するようだが、県としてどのように取り組むか伺いたい。

6、地域福祉・医療の充実強化について。

本県は離島県で、全国でも産業構成や生産力は低く、自己財源の少なさから県財政は国の財源に依存する度合いが高いのが現状であります。地域における住民サービスやニーズに沿った住民福祉を提供する市町村においては、厳しい財政の中、対応に苦慮している状況にあります。そのため、県内における地域医療は、県内5カ所にある県立病院が担っているのが現状であります。

本県の地域医療の現状は、県立病院への依存の高まりで医師や看護師の過重負担が表面化し、また、産科・小児科医師不足による地域住民の不安の増大など課題も抱えております。県は、県立病院の医師の適正配置に向け、県内外からの医師確保に努め、さらに若い臨床研修医の専門医や指導医等の資格取得を図るとともに、女性医師が継続して就労しやすい勤務環境の整備を進め、医師の定着を図っております。同時に、

全ての県立病院において7対1看護体制への移行を早急に進める必要があります。離島の多い本県において、離島住民に対する適正な医療の提供は重要であり、離島・僻地への医師の派遣は離島住民の安心・安全な生活上不可欠であります。

このように、県民ニーズに即した保健医療サービスの提供は県政の重要課題であり、その中核を担う県立病院の人的整備を含めた体制整備を進める必要があります。

そこで伺います。

(1)、障害者総合支援法が施行され、福祉サービスの対象範囲が広がったが、県内における対象者総数と対象者に対する周知はどのようになされているか伺いたい。

(2)、風疹患者が全国的に急増し、過去5年で最多だった昨年の倍以上にふえているようだが、県内における状況とワクチン接種呼びかけについて伺いたい。

(3)、政府の生活保護費不正受給対策強化策は、申請手続を厳格化するものとして危惧する向きもある。県はどのように考えるか伺いたい。

(4)、県立病院における7対1看護体制については、我が党の従前からの適正配置の要望を受け、県において取り組みを進めてきておりますが、さらなる拡充が必要であります。そこで、2013年度以降の病院事業局の職員増員計画について、増員を予定している職種と産科・小児科医師の適正配置、7対1看護体制等について伺いたい。

(5)、県は、県立八重山病院の建てかえについて、2018年度の新病院開所の方針を示したが、今後の作業工程、建設場所等について伺いたい。

(6)、性暴力被害者ワンストップ支援センターの設置について、その目的とどのような支援を考えているか。また、運用に当たっての課題等について伺いたい。

7、県警関係について。

本県においては、飲酒運転による交通事故が全国でも高く、特に人身事故に占める飲酒が関係している割合は、23年連続で全国一高いということでもあります。県飲酒運転根絶条例が2009年に施行され、飲酒運転根絶に向け県民挙げて取り組んでおりますが、2011年に飲酒運転で警察に摘発されたのは2019件、これは人口1000人当たりで全国一ということでもあります。

本県は夜型社会と言われ、飲酒に寛容な県民性も要因の一つと指摘されており、県警だけの取り組みで根絶するのは限界があります。そこは、家庭はもちろん、職場においては飲酒運転者に対して厳しく対処

し、それなりのペナルティーを科するなど、職場環境や社会的機運を高めることが重要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、脱法ドラッグについては新たに759種を薬物指定し、現在出回っているハーブの大半が規制にかかるようだが、県内の販売店舗と取り締まりの状況について伺いたい。

(2)、本県は、飲酒運転による人身事故の割合が全国ワーストで不名誉な記録が続いている。飲酒運転が根絶できない要因として夜型社会が指摘されるが、県警の取り組みだけでなく、社会全体としての取り組みが必要ではないか。県の考えを伺いたい。

(3)、米国のボストンマラソンのゴール近くで起きた爆弾テロで多くの死傷者が出たが、このような不特定多数の市民を狙った無差別攻撃は本県でも起こり得ると考えるが、県警の認識を伺いたい。

以上、皆様方の御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 又吉清義議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢についての中で、憲法改正に対する見解いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

第1に、日本国憲法は、国民主権、そして基本的人権の尊重、平和主義を基本理念とし、広く国民に浸透し、国民生活の向上と我が国の平和と安定に大きな役割を果たしてきたものと考えております。しかしながら、施行から66年が経過し、制定後の状況変化や現実との乖離などの課題を踏まえ、憲法改正の国民的議論は必要ではないかと考えております。

次に、沖縄振興策の推進についての中で、「骨太の方針」などの県の取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

このたび、山本沖縄担当大臣を初め関係者の御提言等により、「骨太の方針」や「成長戦略」に沖縄振興が明記されましたことは画期的なことであります。国が沖縄を日本経済活性化の牽引役として重要視していることのあらわれでもあると考えられます。

沖縄県としましては、成長戦略を全庁的に分析し、沖縄振興に資する施策を積極的に取り込むなど適切に対応し、沖縄21世紀ビジョン実現に向けた取り組みを加速させてまいり所存でございます。

次に、社会資本の整備についての御質問の中で、那覇港の整備についてという御趣旨の御質問にお答えい

たします。

那覇港につきましては、現在、国際流通港湾としてさらなる機能強化を図るため、ガントリークレーン3、4号基の整備工事を行っております。平成26年度完了の予定でございます。また、国際コンテナターミナルの背後地に総合物流センターの整備を計画いたしております。そして、大型クルーズ船に対応する旅客船バースの整備につきましては、平成21年9月から暫定供用を開始し、平成28年度の完了予定となっております。国際旅客ターミナルビルの整備につきましては、平成25年度の完了予定でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 又吉清義議員の御質問の知事の政治姿勢についての中、憲法9条の改正について、私のほうからお答えしたいと思います。

去る大戦で悲惨な地上戦を体験した沖縄県民ですので、命の大切さ、それから平和のとうとさというものを肌身で感じていて、世界の恒久平和というものは沖縄県民が心から望んでいるものだというふうに考えます。

憲法第9条につきましては、平和主義の理念が将来にわたって堅持されるよう十分に議論が尽くされるべきであると考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 沖縄振興策の推進についての御質問の中で、沖縄振興特別推進交付金の評価についてお答えいたします。

沖縄振興特別推進交付金については、従来の補助金と比較をして、対象事業が広がったことにより、離島の交通コストを軽減する事業などの離島の定住条件の支援や、子育て分野など県民により身近なサービスの提供が可能となったほか、予算規模の拡大により、国際物流拠点施設やクラウドデータセンターなど、産業振興に資する大規模施設を加速的に整備することが可能となっております。また、市町村においては、離島に介護・障害者福祉サービスを行う多機能施設が開所されるなど、定住条件の向上が図られております。そのほか、津波避難ビルの整備など、防災・減災に向けた取り組みも強化されており、住民生活により密着した事業に活用されたものと認識しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 知事の政治姿勢の中の、憲法96条の先行改正について。

憲法改正については、制定後の状況変化や現実との乖離等の課題を踏まえ、十分な国民的議論が必要であると考えております。改正の手続を定めた第96条についても、憲法全体の論議とあわせて、国会や国民の間で慎重に議論がなされるべきであると考えております。

次に、地域福祉・医療の充実強化についての中で、性暴力被害者ワンストップ支援センターの目的、支援内容及び課題などについてお答えします。

性暴力被害者ワンストップ支援センターは、被害者に対して産婦人科医療の提供、相談・カウンセリングなどの総合的な支援を可能な限り1カ所で提供することを目的としております。課題としましては、産婦人科医療の行える病院との連携、相談員の育成を含めた人材及び運営費等の確保が必要であると考えております。これらの課題を踏まえ、同センターにつきましては、次年度中の設置を目指して取り組んでまいります。

次に、県警関係について、飲酒運転根絶のための取り組みについてお答えします。

飲酒運転根絶に向けた対策としましては、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という社会風土をつくり上げていくことが重要だと考えております。県では、平成21年の飲酒運転根絶条例の制定を踏まえて、県民大会の開催や飲食店への掲示用啓発グッズの配布など各種施策を推進しております。特に、若い世代に交通ルールを守る規範意識を高めてもらうために、高校生を対象にラジオコマーシャル用の飲酒運転根絶メッセージを募集したり、交通安全運動に積極的に参加してもらうなど、効果的な広報啓発にも力を入れております。

今後とも、引き続き飲酒運転根絶に向け、粘り強く取り組んでまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、集団的自衛権についてお答えいたします。

集団的自衛権について、政府は我が国が国際法上、集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第9条のもとにおいて許容さ

れている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えているとしております。

県としても、これを踏まえるものでありますが、集団的自衛権については、我が国の外交・安全保障のあり方とも関連し、国民の間にもさまざまな意見があると承知しており、国政の場等で十分な議論を尽くす必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 沖縄振興策の推進についての御質問の中の、自立型経済の構築に向けた基盤整備についてお答えいたします。

沖縄県は、沖縄21世紀ビジョン基本計画の期間である10年間に於いて、空港、港湾、道路、鉄軌道など、産業発展に必要な基盤整備を戦略的に進め、自立型経済の構築に必要な不可欠な条件整備を図り、国際的な競争力を強化することとしております。このため、アジア・ゲートウェイを目指す那覇空港の滑走路増設、那覇港の国際コンテナターミナル整備など国際的な交通・物流の拠点となるインフラ整備に重点的に取り組むとともに、離島空港や拠点港湾の整備、機能向上を図り、人・物・資金・情報などが国境を越えて活発に行き交う基盤づくりを進めてまいります。また、沖縄西海岸道路の整備など幹線道路網を構築するとともに、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けた取り組みを推進し、陸上交通基盤の整備を図ってまいります。

沖縄21世紀ビジョン実施計画では、目標として、那覇空港の年間旅客者数1800万人、那覇港の年間取扱貨物量2840万トン、沖縄西海岸道路における豊見城・糸満道路の完成供用等の指標を掲げているところであり、自立型経済の構築に向けた基盤整備を着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、2010年度1人当たりの県民所得についてお答えいたします。

1人当たりの県民所得は、県民所得を県の総人口で割った値となっております。2010年度において、全国的には政府の景気刺激策もあって、リーマンショック後の景気後退局面からの持ち直しにより、39道府県の1人当たりの県民所得が増加しております。一方、本県におきましては、実質で6年連続経済成長率がプラスとなっているものの、人口増加率が高いこともあ

り、1人当たり県民所得が伸び悩んでいる状況にあります。

次に、行財政改革の推進についての御質問中の、中核市移行に伴う主な移譲事務についてお答えいたします。

那覇市の中核市移行に伴い県から移譲された主な事務は、身体障害者手帳の交付や保育所の設置認可等の民生行政に関する事務、飲食店の営業許可や感染症の予防に関する措置等の保健所関連業務、産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者に対する措置命令等の環境行政に関する事務、屋外広告物の条例による設置制限等の都市計画に関する事務等となっております。

次に、社会資本の整備についての御質問の中の、鉄軌道において黒字化可能とする根拠と特例制度の創設についてお答えいたします。

平成23年度の内閣府調査では、一般的な整備手法である施設の整備・保有から運行までを運行事業者が全て行う上下一体方式を前提として検討を行っており、その結果として厳しい事業採算性が示されております。そのため、県調査では、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの早期導入の可能性を高める観点から、整備新幹線の整備方式を参考に、駅やレール、高架橋等のインフラ部分を公共が整備して保有し、運行会社は運行のみを行う公設民営型上下分離方式の特例制度の適用を想定し検討を行いました。このような方式を適用することにより、運行会社はインフラ整備に伴う費用負担がなくなることから、1日当たり4万人程度の需要があれば、運行会社の単年度黒字は可能との試算結果を得ております。

特例制度につきましては、他県において戦後間もなく国の鉄道復興5カ年計画や戦災復興都市計画等に基づき復旧・復興が行われたのに対し、沖縄戦で壊滅した沖縄県営鉄道は復旧が行われていないなどの歴史的な経緯なども踏まえ、県としては制度の創設を国に求めていきたいと考えており、その内容については、今年度、検討を深めることとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 小嶺 淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺 淳君） 商工労働部長を拝命いたしました小嶺でございます。

恒産なくして恒心なしと申しますけれども、一生懸命、産業振興、雇用に取り組んでまいります。よろしく願いをいたします。

沖縄振興策の推進についてという御質問の中で、原材料及び燃料の高騰に伴う県内産業、企業への影響に

ついてという趣旨の御質問にお答えをいたします。

中小企業者への円安の影響については、沖縄県中小企業団体中央会が各業界に対して行った5月の景況動向調査によりますと、食料品や繊維、印刷等の製造業、運輸業などにつきましては、4月よりも円安の影響により経営が厳しくなっていると報告がございます。

沖縄県といたしましては、円安の進行に伴う原油・原材料価格の今後の動向を注視しながら、国の制度でございます「セーフティネット保証5号」及び県融資制度の「中小企業セーフティネット資金」の活用を促進することにより、中小企業の資金繰りを支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） 4月1日付で総務部長を拝命いたしました小橋川健二でございます。

県勢発展のために誠心誠意努めてまいりたいと思いますので、議員各位の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

それでは、行財政改革プランの3年間の実績と、達成に至っていない項目についてお答えいたします。

沖縄県では、平成22年度から始まる新沖縄県行財政改革プランにおいて、38の推進項目を掲げ行財政改革に取り組んでいるところでございます。そのうち、県単補助金の廃止・縮小に伴う歳出の削減、職員定数等の定員管理の適正化、未利用財産の売却促進など、31の推進項目においておおむね計画どおりに進捗しており、3年間の財政効果の実績は目標額の約103億円を上回る約141億円となっております。また、達成に至っていない項目といたしまして、県税や貸付金等に係る未収金の問題がありますが、長引く経済停滞の影響等が主な理由となっております。これらの項目につきましては、さらなる取り組みの強化を図るなど、今後とも目標達成に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、今後の財政収支の見通しについてお答えいたします。

今後の財政収支の見通しは、平成25年度当初予算を基礎として、一定の仮定のもとに試算したものであります。

歳入面では、県税、地方消費税清算金等が一定の経済成長を前提として増となるとともに、地方交付税、国庫支出金及び県債が一定規模で推移することから、全体としては緩やかな増加が見込まれております。一

方、歳出面では、人件費が退職手当制度の改正により減少するものの、公債費が臨時財政対策債の発行により増加することや、社会保障関係費が大半を占める補助費等が高齢化の進行などに伴い大幅に増加することから、全体としては、歳入を上回る規模で歳出が増加をし、今後4年間で433億円の収支不足が見込まれたところでございます。

なお、沖縄振興交付金の導入により、歳入・歳出規模はそれぞれ増加いたしますけれども、同交付金は高率補助であり、また交付税措置もあることから、県の財政への影響は限定的なものであると考えております。

次に、那覇市の中核市移行による県の行財政への影響についてお答えいたします。

那覇市への事務移譲等に伴い県中央保健所を廃止し、全福祉保健所職員の定数417名から52名を削減しております。県財政への影響につきましては、歳入においては地方交付税が約16億9000万円減額となる一方で、歳出においても事務事業の移譲等により一般財源分で約18億9000万円の減を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 社会資本の整備についての御質問の中で、道路網の整備における今後10年間の重点事業箇所と投資規模についての御質問にお答えいたします。

県におきましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、道路整備を重点的に取り組んでいくこととしております。

今後10年間で重点的に整備を推進する道路事業といたしましては、まず国の事業として那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路、県の事業といたしまして南部東道路、沖縄都市モノレール延長整備、国道449号、胡屋泡瀬線、浦添西原線、真地久茂地線、伊良部大橋を含む平良下地島空港線、石垣空港線などが挙げられます。また、道路整備の予想される投資規模につきましては、事業継続箇所や数年内に事業化が予定される箇所の概算事業費と近年の予算状況から、国・県・市町村分合わせて、10年間でおおむね8000億円程度となるものと想定をしているところでございます。

同じく社会資本の整備についての御質問の中で、泡瀬地区埋立事業の進捗状況と作業スケジュールについての御質問にお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業は、国と県が連携を図り推進しているもので、埋立面積95ヘクタールのうち、国が86ヘ

クター、県が9ヘクターを埋め立てることとしております。平成24年度末までの進捗率は、国は埋立土量ベースで約29%、県は事業費ベースで約14%となっております。今後のスケジュールといたしましては、国は新港地区の泊地しゅんせつ、泡瀬地区の護岸工事、揚土工事等を実施し、平成28年度を目途に事業完了する予定と聞いております。県は、人工海浜等の整備を進め、平成30年度を目途に埋立工事を完了する予定としております。

本事業につきましては、地元沖縄市から早期完成の要望があることから、国や沖縄市と連携を図りながら、環境に配慮して早期の完成に向け取り組んでいく考えでございます。

同じく社会資本の整備についての御質問の中で、米軍発注工事の受注状況及び受注促進を図るための支援策についての御質問にお答えいたします。

昨年度、県で実施いたしました「米軍発注工事参入支援可能性調査」によりますと、平成19年から平成24年11月までの約6年間の発注総額は、約783億円であります。そのうち、県内建設業者は22.4%の175億6000万円を受注し、中小規模工事については、約8割を受注しているという状況でございます。

県におきましては、建設業者への支援窓口である「ちゅらしま建設業相談窓口」において、平成24年度から米軍工事参入のための集中支援セミナー、専門家派遣事業などを行っております。また、今年度は、県内建設業者の海外展開を支援する沖縄建設産業グローバル化推進事業の中で、海外ボンド会社の活用等の検討を行うとともに、米軍等関係機関に対する県内業者への分離・分割発注・ボンド率減免の要請を引き続き行い、県内業者の受注促進に努めてまいりたいと考えております。

同じく社会資本の整備についての御質問の中で、識名トンネル工事契約問題における監査委員の勧告に係る措置等及び再発防止に向けた取り組みについての御質問にお答えいたします。

識名トンネル工事契約問題において、住民監査請求に基づき監査委員による監査が実施され、県がこうむった損害金の補填のため、本件にかかわった職員及び関係人を改めて調査の上、必要な措置を講ずることを勧告するとされたところであります。しかしながら、住民監査請求人からは、既に住民訴訟が提起されているところであります。このため、勧告に係る措置については、裁判所の判断を踏まえて対応したいと考えておりますとの通知を監査委員に行ったところであります。また、再発防止につきましては、コンプライ

アンス研修の実施等による職員の意識改革、土木建築部の内規等の見直しとその周知徹底、本庁の適正な関与のための体制の強化などに取り組んでいるところであり、今年度もコンプライアンス研修を実施することとしております。

県といたしましては、このような問題を二度と発生させないように、万全を期していく所存でございます。

同じく社会資本の整備についての御質問の中で、都市モノレールの作業スケジュールと課題についての御質問にお答えいたします。

沖縄都市モノレールの延長事業につきましては、ことし4月、インフラ部分に係る施行認可を取得いたしました。今年度は、実施設計や関連道路の用地取得及び支柱工事を実施し、平成31年春の開業に向けて事業を推進してまいります。また、想定している課題につきましては、モノレール関連道路の用地取得、モノレール延長事業、関連事業の予算確保と進捗管理、浦添市などによる（仮称）浦西駅周辺まちづくりとの連携などがあるものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 子ども・子育て支援についての御質問の中で、認可保育所への株式会社参入についてお答えいたします。

沖縄県内におきましては、株式会社が設置運営している認可保育所はございません。平成27年度から施行が予定されている子ども・子育て支援新制度においては、保育需要が充足されていない地域において、審査基準に適合している者から申請があった場合は、設置主体を問わず、認可するものとなっております。また、国においては、新制度施行前であっても、新制度施行後を見据え、積極的かつ公平公正な認可制度を運用するよう各都道府県に対し通知がなされております。

県としては、各市町村に対し、同通知の趣旨について周知を図ったところであり、今後、保育の実施主体である市町村の意向を踏まえながら、適切に対応してまいります。

次に、防音対策事業の補助対象地域内の認可外保育施設数についてお答えいたします。

国の防音対策事業において、住宅防音工事の補助対象区域内の認可外保育施設数は、平成25年4月1日現在で97施設となっております。

次に、認可外保育施設が防音工事の補助対象外になっていることについてお答えいたします。

認可外保育施設については、認可保育所と同様に、児童の健やかな成長のために適切な保育環境を確保する必要があると認識しております。そのため、沖縄県では、認可外保育施設を防音対策事業の補助対象施設とするよう、国に要請したところであります。次年度には実現できるよう、国に働きかけてまいります。

次に、保育所用地としての国有地活用についてお答えいたします。

本県においては、国有財産の活用に関する厚生労働省からの通知を受け、各市町村に対して周知を図ったところであります。今後も、県内の国有財産を所管する沖縄総合事務局と連携を図りながら、保育所用地としての国有財産の活用を市町村に働きかけてまいります。

次に、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中で、障害者総合支援法の施行に伴う対象者総数と周知についてお答えいたします。

平成25年3月末現在、障害者手帳の交付総数は10万4496件、障害福祉サービスの利用者数は1万3133人となっております。障害者総合支援法の施行により、130疾患の難病患者等が新たに障害福祉サービスの対象となります。福祉サービスを受けるためには、対象者からの申請に基づき、各市町村で支給決定が必要となるため、現時点では、その総数を把握することは困難な状況にあります。対象者に対する周知については、県広報誌や新聞、ホームページ等での広報を行っております。また、各市町村においても、広報誌やポスター、パンフレット等により周知を図っております。

次に、県内における患者発生状況とワクチン接種の普及啓発についてお答えいたします。

県内の過去5年間の患者発生状況は、2008年に1例、その後2011年までの3年間発生がなく、昨年は46例の報告がありました。ことしは、1月から6月19日までに38例の患者の発生がありました。県民に対する予防接種の普及啓発については、ホームページやマスコミ等を通じて行っております。また、市町村においても、ホームページや広報誌への掲載、リーフレットやポスター等により呼びかけております。

次に、生活保護費不正受給対策についてお答えいたします。

今回の生活保護制度の改正は、支援が必要な方には確実に保護を実施するという考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民に信頼され、持続可能な制度として確立されるための見直しとなっております。このため、就労による自立の促進、不正受給対策の強

化、医療扶助の適正化などを行うこととなっております。

県としましては、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むべきであると考えており、今後とも各実施機関に対しそのような周知を図ってまいります。

次に、県警関係についての御質問の中で、違法ドラッグの取り締まり状況についてお答えいたします。

沖縄県内の違法ドラッグを販売していると疑われる店舗の数は、平成24年1月末現在で24店舗でしたが、平成25年5月末現在では7店舗と大幅に減少しております。また、平成24年1月から12月までの間に、違法ドラッグによると思われる救急搬送事例は40件で、10代、20代の若年層が全体の7割以上を占めております。このようなことから、県では、販売店舗に対し、県警と合同で立入検査を実施するなど、指導・取り締まりを強化するとともに、学校等において薬物乱用防止に関する講習会を行っております。

県としましては、今後とも県警等関係機関と連携し、薬物乱用防止対策を講じていくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中で、病院事業局の職員の増員等についてお答えいたします。

病院事業局職員定数の増員については、産科・小児科の医師やリハビリ等のコメディカルなど、県立病院の役割を踏まえ、医療提供体制の確保を図る観点から、必要な全職種を対象に関係機関と調整を行っているところです。また、その中で北部病院への7対1看護体制の導入についても、収支見込み等に関してより詳細な分析を行いながら、引き続き調整を行っていくこととなっております。病院事業局としましては、できる限り早い時期に医療提供体制に応じた必要な定数の確保を図りたいと考えております。

次に、県立八重山病院の建てかえまでの作業工程、建設場所等についてお答えいたします。

新八重山病院の建設については、現在基本構想を策定しているところであり、2014年度に基本計画を策定した後、基本設計・実施設計を行い、2016年度に工事に着手し、2018年度に開院したいと考えております。また、新病院の建設場所については、離島における県立病院の果たしている役割や機能を踏まえ、救急搬送

や患者の利便性、災害時における安全性などを考慮し選定することとしており、諸外国との交流拡大も見据え、新病院の建設に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 笠原俊彦君登壇〕

○警察本部長（笠原俊彦君） 4月5日付で警察本部長を命ぜられました笠原でございます。県民の安全・安心を確保するため全力で取り組んでいく所存でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、県警関係についての御質問の中で、米国のボストンマラソンでの爆弾テロに関し、国際テロに対する県警察の認識についてお答えをいたします。

我が国は、アルカイダを初めとするイスラム過激派から、米国の同盟国としてこれまでたびたびテロの標的として名指しをされていることなどから、我が国に対するテロの脅威があるものと認識をしております。このような情勢を踏まえ、県警察におきましては、テロリストを国内に入れない、拠点をつくらせない、テロを起こさせないとの観点から、テロを未然に防止するため各種対策に取り組んでいるところであります。

具体的には、関係機関と連携しつつテロ関連情報の収集に努めるとともに、多数の人が集まるイベントにおける主催者と連携した対策の実施、重要施設の警戒警備、テロ対処能力向上のための体制の整備と装備資機材の充実強化等に努めているところであります。また、爆弾を使用したテロを未然に防止する観点から、爆発物の原材料を取り扱う事業者に対する指導等にも努めているところであります。

県警察といたしましては、今後ともこれらの各種対策を強力に推進し、テロの未然防止を図っていく所存であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

〔又吉清義君登壇〕

○又吉 清義君 では、2点ほど再質問をさせていただきたいと思います。

確認と考え方についてなんですが、まず1点目です。

行財政改革の推進ということなんですが、先ほど努力をなさって103億の数値目標から141億円も削減できた、これは非常にすばらしいことだと私は思います。その中で、削減方式なのかなと思うんですが、それ以外にもう一度やはり県民挙げて、お互いこの無理、無駄を省く努力という意識づけもしていただきたい

いなと。

例えば、学校現場でどういうのがあるかといいますと、各学校、年ごとに月ごとに同じ生徒数、同じ規模で光熱費にえらいばらつきがあります、ばらつきが。これは埼玉県で実際にあった実例なんです、過去5年間の維持管理の平均をとって、その平均よりも削減できた学校には、その削減できた分を還元するんだと、皆さんに備品代としてですね。生徒みずから学校みずからそういった努力もしていただきたいという、そういった意識づけもぜひ検討していただきたいなと。やはり教育たるもの非常にお金がかかるものですから、やっぱりその学校現場でも光熱費に関して各学校、同じ生徒数、同じ規模で非常に毎年そして毎月のばらつきがかなり大きいと。去年の同じ月とことしの同じ月も同じ金額でないのは確かでございます。調べてみたらすぐわかると思います。そういった努力をぜひ教育長、学校現場と話し合って姿勢というんですかその施策も出して話し合っていただけませんかということが1点目と、次は、今部長からもありましたが、県立八重山病院、実をいいますと文教厚生委員会でも5月に視察に参りました。やはりかなり老朽化しているような弊害が出ております。ですから、それをまた皆さん方も十分御承知のとおり2016年度着工、2018年開業ということなんですが、やはり一日も早く急務なことだと思います。ぜひ部長、その辺はまた2014年から基本計画をしてそれに向けて取り組んでいる御尽力は大いに感謝いたします。しかし、もっともっと早くできる方法等がないかぜひ努力をなさって、何も2018年の開業にこだわるのではなく、一日も早い開業を目指して努力していただきたいんですが、その2点についてもう一度御答弁をお伺いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時33分休憩

午後2時33分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） 再質問にお答えいたします。

御指摘の学校現場での電熱費等の節減につきましては、現在あき時間等の節減等に努めているところではありますけれども、御指摘のとおり現場によっていろいろ違いがあるのは確かでございます。今後とも学校現場といろいろ協議をいたしまして、それから電熱費の節減等いろいろなエコ活動にも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立八重山病院の建てかえのその作業工程の短縮についての再質問にお答えいたします。

八重山病院は、同圏域における中核的病院として地域の医療確保に大きな役割を果たしており、病院事業局としてもその整備充実は急務であると認識していることから、専門家の意見も取り入れながら、できるだけ早い時期にできるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん こんにちは。

社民・護憲ネットを代表して質問を行います。

1、沖縄戦全戦没者追悼式で初となった外務・防衛両大臣の出席、慰霊の日の総理との会談について所感を伺います。

2、知事公約の「県外移設」について。

県研究員による「移設可能な候補地35カ所」は県の公式見解か。候補地選定の基準、比較優位性をどのように検証したか伺う。

「候補地」とは普天間基地の輸送機能のみを移設する先か。在沖海兵隊の機能全体をパッケージで移設することも可能であると判断して選んだものか。

日本政府にも送付する考えか。

名護漁協から埋立同意書が提出されたことについて知事の所感を伺います。民意の動きについて、知事は辺野古移設反対の声はなお圧倒的だと感じているか。

知事を支持する2人の国会議員が選挙公約である「県外」を撤回したことについての所感、知事公約実現への影響を伺います。

自民党参議院マニフェスト「辺野古移設」について知事の所感を伺います。

3、辺野古埋立申請手続について。

形式審査が終了していたのであれば、県議会代表質問の前に公告・縦覧を行うことが望ましいと考えていましたが、知事の判断はどうだったか。また、内容審査に要する期間、免許の意思決定の時期について見通しを伺う。

県が補正を指示した項目については、県民が知るべき重要な情報である。補正前、補正後の内容が比較できるように県民に公開されたい。

審査の基準となるのは「公有水面埋立実務ハンド

ブック」と「公有水面埋立実務便覧」の2つか。実務ハンドブックには「埋立不実施も含む代替案の比較検討」が求められている。措置されたか。

土砂の調達について、県内からの調達量はどれほどと見込まれるか。調達場所はどこか。

政府は、代執行や特措法制定などは「検討していない」旨答弁している。不承認の場合、埋立事業はそのまま中止に向かうと考えているか。

最終的な知事の判断は、何に基づいてなされるのか判断基準を伺います。

4、米軍F15戦闘機墜落事故と訓練再開について。

事故原因が解明されない中、米軍の安全宣言を受け入れ飛行中止すら求めない防衛省、外務省の対応について知事の見解を伺います。

県は、米軍訓練水域、訓練空域が県民の安全と経済活動にどれだけ損失を与えているか実態を調査しているか。返還、解除を正式に要求しているのか伺います。

嘉手納基地周辺の騒音被害は増大悪化の一方ではないか。騒音実態を伺います。

5、オスプレイの違反飛行と追加配備に知事はどう対応するか。

6、沖縄市内米軍跡地のドラム缶について。

退役米軍人の証言など、沖縄への枯れ葉剤持ち込みの疑念は強まるばかりである。県の主体的な調査を求めます。

(2)、ドラム缶が発見された土地の履歴を明らかにされたい。使用履歴と遺棄されたドラム缶、ダウ・ケミカル社との関係はどのようなことが想定されるか。異臭の原因物質は何だと考えられるか。

土壌汚染対策法やダイオキシン類対策特別措置法などの既存法は、使用履歴さえ判明しない米軍基地跡地の開発をそもそも予測していない。今後相当な規模の返還が予定される中、国や米軍に提起すべき課題を伺います。

調査の手順や分析項目、調査機関の選定については住民に説明し透明性を確保されたい。第三者の検証に耐え得るサンプル検査の実施、工事現場全体の調査の必要性についても伺います。

工事請負の作業員、関係者の健康調査を速やかに実施すること。また、待機費用等の補償についても不安のないよう対応されたい。

米軍基地跡地に起因する問題として、調査や補償に係る経済的負担は最終的に国の責任であることを担保するよう求めます。

7点目、与那国への自衛隊配備について知事の見解

を伺います。

「自衛隊誘致は経済対策」とする考え方に県知事として賛同するか。

8、日台漁業取決め、日中漁業協定について。

(1)、沖縄の漁業、漁場を取り巻く現状認識を伺う。

安倍首相は日台漁業取決め締結後、「アジア地域の安全保障環境に大きな前進だ」と答弁したがそのとおりか。県漁業関係者がこうむる損失、経済主権への侵害を県はどのように主張してきたのか。結果、問題はどうか整理されたか。

日台双方の交渉の責任者は誰か。県の役割は何か。県漁業者の権利と県益は誰が担保し、どのような「操業ルール」を確立するのか。

次回交渉の時期と議題を伺う。交渉のタイムリミットはあるか。

県の基本姿勢として、県民の頭越しに締結された両協定については破棄し、再交渉するよう国に求めるべきではないか。

9、21世紀ビジョン及び一括交付金の評価について。

ビジョン実現に向けた事業評価のシステムとPDCAの取り組みを伺う。あわせて24年度の執行率、25年度の交付確定状況について伺う。

10、随意契約について。

包括外部監査人は、委託料の契約実態について、入札をしない随意契約が委託契約全体の78.2%にも上り圧倒的に多いことを指摘している。指摘に対する県の見解を伺う。

(2)、県が競争入札に適しないとした委託契約のうち、23年度、24年度の上位3位までの額と契約者を示されたい。

11、県職員の天下りについて。

退職した県職員が役員等に就任している団体の数について、過去3年の推移を伺う。また、同一人のわたりの最多は何団体目になっているか伺う。

12、急激な円安による県経済への影響と対策について。

飼料、燃料等の価格高騰により深刻な影響を受けている産業、県経済への影響をどのように把握しているか、実態と対策を伺う。

13、離島航空路線の安定確保について。

那覇—久米島線の頻繁な欠航の理由は何か。不安定な運航や減便による流通、経済活動など島への影響はどうか。離島航空路線の安定確保に関する県の責務と緊急を要する課題への取り組みを伺う。

14、認可外保育施設の防音対策助成について。

児童福祉法の理念に照らし、今日なお認可外保育施設が国の防音工事助成事業の対象外とされていることについて、県はどう考えるか。

防音対策されるべき認可外保育施設の数。何市町村に立地しているか。県としてその適用基準はどうあるべきとの認識か。

その他、福祉施設等において本来対象とされるべき施設が除外されている例はないか。

今後の国との交渉について伺う。認可外保育施設を対象外としてきた「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令」の改正についてもあわせて求めるか。

15、学校施設の防音対策に伴う稼働維持費の助成適用期間について。

爆音被害の実態に即し通年適用するよう求めてきたが、何らかの改善があったか、従来と改正後の期間について伺う。適用されない月においても到底爆音が軽減されている状況になく、教育現場には年中著しい支障がある。通年適用へのさらなる改善を求める。

16、児童虐待の実態と児童相談所の相談体制について。

児童虐待に関する相談の推移、児童福祉司1人当たりの対応件数、体制面の課題を伺う。

(2)、虐待相談を受ける市町村の担当職員のうち、児童福祉司の有資格者はどれほどか。兼務や非正規などの実態と課題を伺う。

(3)、「情緒障害児短期治療施設」の設置について、その後の進捗を伺う。

17、ワンストップ支援センターについて。

開所に向けた取り組み、ニーズの高い「病院拠点型」の可能性と課題を伺う。

県警における専門性の発揮と女性警察官の増員について見解を伺う。

DV、ストーカー、児童虐待について本県の特徴と課題を伺う。

18、国による沖縄戦の被害実態調査について。

国は沖縄戦の被害を調査したことがあるか。

沖縄戦の被害実態について国はどのように把握しているか。沖縄戦による死者数、一般住民の被害者数、被害面積や損害額についても伺う。

沖縄戦体験者の心の傷はいまだ癒えていない。PTSD発症リスクや現在も米軍基地が集中することによる二次被害など専門家からの指摘もあり、これらを含め沖縄戦の被害は続いている。沖縄戦被害の実態を主体的に調査し把握するよう国に求めよ。

19、県立病院事業について。

県立八重山病院の建てかえに向けた進捗、計画を伺う。

本議会に上程されている定数条例改正増の内容、その必要性、病院経営への影響を伺う。

20、子宮頸がんワクチン接種について。

厚生労働省は接種呼びかけの一時中止を勧告したが、希望者は従来どおり無料接種であり自己判断が求められ戸惑いがある。県の方針と県民への指導について伺う。

21、八重山教科書問題について。

関係3市町教委の協議再開について取り組みの進捗、教育長の見解を伺います。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲村未央議員の御質問にお答えいたします。

第1に、沖縄戦全戦没者追悼式の御質問の中で、慰霊の日の総理との会談についての御質問にお答えいたします。

総理とは来県するたびに面談の機会をつくっていただいております。今回は昼食をしながらの懇談の中で、那覇空港第2滑走路の計画であるとか、鉄軌道の話、それからOISTの研究能力の強化などなど、その他総理と沖縄とのこれまでのおつき合いといいますか関係についてなど、いろいろな話をいたしました。総理は無論、沖縄の基地問題、特に基地負担の軽減や沖縄の振興について大きな関心を持っていると強く印象を受けました。

次に、知事の公約の県外移設についての中で、国会議員の県外移設公約の撤回についてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

普天間飛行場の移設に関し、国会議員が県内移設を容認する発言をされたことは、無論承知いたしております。しかしながら、このことは議員それぞれのお考えによるものと認識をいたしております。

次に、知事の公約の県外移設についての中で、自民党参議院選挙公約についての御質問にお答えをいたします。

普天間飛行場の移設に関し、自由民主党が参議院選挙公約において、辺野古移設を推進するとしたことは承知いたしております。しかし、これは自由民主党沖縄県連は県外を求めるとの方針、公約といいますかこれは変えておりませんので、自民党党内におけるさまざまな意見を踏まえてまとめたものと理解をいたしております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等

から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 県立病院事業についての御質問の中で、職員定数条例改正の内容等についてお答えいたします。

今回提案をいたしました「沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例」の内容は、県立病院の理学療法士31人、作業療法士12人、言語聴覚士4人、合計47人を増員するものであります。

県立病院では、急性期医療を担うことからリハビリをより適切に実施することで後遺症の軽減を図ることなどが求められております。土曜・祝祭日のリハビリ実施などにより、これまで以上に患者のニーズに応じた手厚い医療体制の整備が図られることになります。また、病院経営への影響につきましては、増員により人件費などが増加する一方で、リハビリ回数の増加や高い施設基準の取得による収益の増加もあり、一定の収支の改善が見込まれているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 沖縄戦全戦没者追悼式についての御質問の中で、沖縄戦全戦没者追悼式への外務・防衛両大臣の出席についてお答えいたします。

今回の外務大臣及び防衛大臣の参列については、沖縄全戦没者追悼式の趣旨を踏まえ、さきの大戦で一般住民をも巻き込んだ悲惨な地上戦となった沖縄の冷厳な歴史的事実について理解を深めていただく機会になるとの考えから、関係省からの参列の意向を踏まえ対応したところであります。

次に、認可外保育施設の防音対策助成についての御質問の中で、認可外保育施設が防音工事の補助対象外になっていることについてお答えいたします。

認可外保育施設については、認可保育所と同様に児童の健やかな成長のために適切な保育環境を確保する必要があると認識しております。そのため、沖縄県では、認可外保育施設を防音対策事業の補助対象施設とするよう国に要請したところであります。次年度には実現できるよう国に働きかけてまいります。

次に、防音対策されるべき認可外保育施設数等についてお答えいたします。

国の防音対策事業において、住宅防音工事の補助対象区域内の認可外保育施設数は、平成25年4月1日現在で9市町村で97施設となっております。認可外保育

施設についても、認可保育所と同様に設備に関する工事費のほか、関連維持費も補助対象とするよう要望したところであります。

次に、防音対策助成から除外されている福祉施設等についてお答えいたします。

防音対策助成の対象となる社会福祉施設については、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令」第7条において、障害児入所施設など12施設が、同施行令第12条において、児童養護施設など4施設が対象となっているところです。なお、それ以外の社会福祉施設について、どのような施設が対象となるか国に照会しているところであります。

次に、今後の国への働きかけについてお答えいたします。

認可保育所の防音対策については、政令を補助の根拠としておりますが、「防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱」を補助の根拠としている僻地保育所の例もあり、認可外保育施設を補助対象施設とするために必ずしも政令の改正を必要としない場合もあると聞いております。

県としましては、できる限り早期に認可外保育施設への補助が実現できるよう、今後とも国に求めてまいります。

次に、児童虐待の実態と児童相談所の相談体制についての御質問の中で、児童虐待相談の推移等についてお答えいたします。

児童相談所が対応した児童虐待相談処理件数は、平成21年度が435件、22年度が420件、23年度が414件、24年度が363件となっております。児童虐待については、児童相談所の初期対応担当の児童福祉司が対応しておりますが、平成24年度においては、中央及びコザ児童相談所の各2名、計4名の初期対応職員が363件の児童虐待相談に対応したことから、1人当たりの件数は1年間で約90件となっております。また、児童虐待については、早期発見・早期対応を図ることが重要であると考えており、今後とも児童虐待等に適切に対応するための体制強化に努めてまいります。

次に、市町村における児童虐待担当職員についてお答えいたします。

平成24年4月1日現在、市町村で虐待相談を受ける児童家庭相談業務担当職員は120名となっており、うち児童福祉司の任用資格を有する職員は25名となっております。また、120名の担当職員のうち、兼務職員は65名、非正規職員は58名となっております。市町村における児童虐待の早期発見・早期対応のためには、引き続き専任職員、正規職員の確保など、相談体制の

充実強化を図ることが重要であると考えております。

次に、情緒障害児短期治療施設についてお答えいたします。

情緒障害児短期治療施設については、現在、関係団体等と意見交換を行うとともに、他県的情緒障害児短期治療施設の視察や同施設職員との意見交換等を行うなど、条件整備における課題の整理に取り組んでいるところであります。

今後は、情緒障害児短期治療施設の運営主体の確保に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ワンストップ支援センターについての御質問の中で、本県のDV、児童虐待の特徴と課題についてお答えいたします。

平成24年度における本県のDV相談件数は2311件となっており、年々増加傾向にあります。また、保護命令件数は、人口10万人当たり全国1位となっております。DVへの対応については、広報啓発により未然防止を図るとともに、DV被害者の状況に応じた適切な対応を行うことが重要であると考えております。また、平成24年度における本県の児童相談所の虐待相談件数は363件となっており、全国的には身体的虐待が最も多いのに対し、本県においてはネグレクトが多いことが特徴となっております。児童虐待への対応については、早期発見・早期対応が重要であると考えております。

次に、国による沖縄戦の被害実態調査についての御質問の中で、国の沖縄戦被害調査についてお答えいたします。

厚生労働省に確認したところ、これまで国により沖縄戦における総合的な被害状況調査は行われたことはないとのことであります。

次に、沖縄戦による死者数、一般住民の被害者数、被害面積及び損害額についてお答えいたします。

国が把握している沖縄戦における日本人の全戦没者数は18万6500人となっており、そのうち一般県民の戦没者数は9万4000人とされております。なお、被害面積や損害額については調査されておりません。

次に、沖縄戦被害の実態調査についてお答えいたします。

沖縄戦につきましては、さきの大戦で国内で唯一、住民を巻き込んだ地上戦が行われた悲惨な戦争であったことは広く認識されていると考えております。沖縄県の戦後処理については、国においてしっかり対応していくことが重要であると考えております。

次に、子宮頸がん予防ワクチン接種についての御質問の中で、県の方針と県民への指導についてお答えい

たします。

国は、子宮頸がん予防ワクチン接種について、副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、積極的に勧奨すべきでないとしております。

県としても、国の方針を踏まえた対応を図るよう、市町村に周知しているところであります。また、県民に対しワクチンの効果及び副反応について、保健所や市町村を通してリーフレット等を配布し情報を提供しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事公約の県外移設についての御質問の中で、移設候補地の選定基準、海兵隊機能全体の移設検討及び日本政府への送付についてお答えいたします。2の(1)と(2)、(3)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

普天間飛行場の移設につきましては、他の都道府県の既に滑走路がある場所への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えており、日米両政府に対し県外移設を強く求めているところであります。このため、県においては、普天間飛行場と同規模の全国の飛行場について移設の可能性について研究を行っているところであります。35カ所の施設については、調査研究の過程でその要件等について検討がなされているものであり、専門家等との意見交換を通じてその適否について討論をしているものであります。また、その検討結果の活用方法についても、今後検討してまいります。

次に、民意の動きについてお答えいたします。

県としましては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、普天間飛行場の一日も早い県外移設を求める考えに変わりはありません。

次に、辺野古埋立申請手続についての御質問の中で、不承認の場合、埋立事業は中止されるのかについてお答えいたします。

県としては、政府の姿勢にかかわらず法令等にとり適切に審査し、結論を出したいと考えております。

次に、F15墜落事故と訓練再開についての御質問の中で、墜落事故の防衛省、外務省の対応についてお答えいたします。

去る5月28日に発生したF15戦闘機の墜落事故について、県は、翌日29日、米軍や関係機関に対し、原因が究明されるまでの同機種の飛行中止、事故原因の徹

底的な究明と早急な公表、再発防止措置及びなお一層の安全管理の徹底を申し入れました。それにもかかわらず事故から2日後に同機種の飛行が再開されたことは県民の不安を増大させるものであり、遺憾であります。国は、県民の不安を真摯に受けとめ、事故原因の徹底的な究明と公表、再発防止を米軍に強く求めるべきであると考えております。

次に、訓練空域・水域が県民経済に与える影響についてお答えいたします。

本県及びその周辺には米軍の訓練水域が28カ所、訓練空域が20カ所設定されております。沖縄県周辺海域に広大な米軍提供水域が設定されているため、漁場への制限、事故への不安、航空経路への制約があると承知しております。なお、訓練水域については漁業損失補償制度があり、平成23年度の補償額は約6億8000万円となっております。

県としましては、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還並びにホテル・ホテル訓練区域の一部解除については、漁業関係者の要望を踏まえ、平成20年度以降要請を行ってきており、引き続き軍転協等と連携しながら、あらゆる機会を通じ求めていきたいと考えております。

次に、オスプレイの違反飛行と追加配備についてお答えいたします。

オスプレイの運用については、昨年9月19日に、可能な限り学校や病院を含む人口密集地上空を避けることや、垂直離着陸モードでの飛行を米軍施設・区域内に限り転換モードの時間を可能な限り短くすること等を内容とした日米合意事項が公表されております。県では、昨年末、市町村と連携してオスプレイの飛行運用の実態について情報収集を行ったところ、318件の合意事項に反する飛行が報告され、その結果をもとにオスプレイの飛行経路や運用実態の検証等について政府の責任で説明することを求めています。これについて、防衛省は、これまでに行っている目視調査等の結果も踏まえ確認作業を行っているとのことであり、現時点では調査結果は示されておりません。県としては、早急に調査結果を示すよう求めているところであります。

また、オスプレイの追加配備については、去る6月12日に安倍内閣総理大臣を初め関係閣僚に対し、配備計画中止や配置分散の実施などを緊急要請しております。

次に、沖縄市内米軍跡地ドラム缶についての御質問の中で、枯れ葉剤の調査についてお答えいたします。

枯れ葉剤については健康に重大な影響を与える可能

性があり、県民の間に不安の声があるものと承知しております。このため、県では、昨年11月より市町村に対し、枯れ葉剤に係る健康相談の情報提供を依頼するとともに、累次にわたり沖縄駐留軍離職者対策センターなど関係機関と情報交換を行っているところであります。これまでのところ、市町村や関係機関から枯れ葉剤に関する具体的な情報はもたらされておりませんが、県としては、引き続き関係機関との連携のもと、情報収集を行ってまいります。

次に、国や米軍に提起する課題についてお答えいたします。

米軍施設・区域の返還に当たっては、昨年4月に施行された跡地利用推進法により、国の責任において支障の除去に関する措置が講じられることとなっております。また、本年4月に統合計画が示されたことから、去る6月12日に軍転協を通じ、跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう、返還する施設・区域の使用履歴、土壌・土質調査情報の提供や立入調査の円滑な実施、支障除去措置の徹底等への配慮を政府に対し求めたところであります。

次に、国の責任を担保することについてお答えいたします。

沖縄市のサッカー場で米国製と思われるドラム缶が発見された問題について、県は6月19日に沖縄防衛局に対して、沖縄市や県と連携してドラム缶の内容物の特定及び土壌汚染等周辺の環境調査に迅速に対応すること、汚染があった場合は、国の責任で徹底的に周辺地域の汚染状況調査及び汚染物等の除去に取り組むよう申し入れを行っております。沖縄防衛局からは、国の責任においてドラム缶の付着物の成分分析や周辺土壌の汚染状況調査等を検討している旨の回答がありました。6月24日には沖縄市、沖縄防衛局、県の三者による対策会議を持ち、調査方法や早期に対応することなどを確認いたしました。

県としましては、引き続き沖縄市等と連携し、今後の環境調査及び情報収集等、状況に応じて適切に対応してまいります。

次に、与那国への自衛隊配備についてお答えいたします。

自衛隊の配備については、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から、政府において適切に検討されるべきものと認識しております。与那国への自衛隊の誘致をめぐることで与那国町長は、地域振興の一つとして経済効果に言及しており、地元にはさまざまな受けとめ方があるものと理解しております。

県としましては、政府において地元の意見をよく聞

き、あらゆる側面から地元の理解と協力を得るよう最大限の努力をするべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 知事公約の県外移設についての御質問の中で、名護漁業協同組合から埋立同意書が提出されたことについての御質問にお答えいたします。

公有水面埋立承認申請書については、法令により権利を有する者の同意を得たことを証する書類または同意が得られない旨及びその事由を記載した書類の添付が義務づけられているところであります。そのため、沖縄防衛局が法令にのっとり漁業権を有する名護漁業協同組合の同意を求め、これに対して同漁協は同意書を提出したものと考えております。

次に、辺野古埋立申請手続についての御質問の中で、形式審査の状況、告示・縦覧の時期、内容審査の期間、意思決定の時期についての御質問にお答えいたします。

埋立承認申請書については、形式審査を終了したことから、公有水面埋立法の規定に基づき6月28日に告示・縦覧を予定しております。また、告示後、内容審査手続に要する標準処理期間については、おおむね4カ月から6カ月程度と定めておりますが、今回の申請につきましては多数の利害関係者意見が提出される見込みであることなどから、審査期間及び意思決定の時期についてはいまだ明確ではありません。

同じく辺野古埋立申請手続についての御質問の中で、補正前、補正後の申請書を県民に公開することについてお答えいたします。

補正後の公有水面埋立承認申請書については、公有水面埋立法に基づき6月28日に告示・縦覧し県民へ内容を公開する予定となっております。また、縦覧開始後に申請書の補正部分が確認できる資料を何らかの方法で公開したいと考えております。

同じく辺野古埋立申請手続についての中で、審査の基準と埋立不実施も含む代替案の比較検討についての御質問にお答えいたします。

「公有水面埋立実務ハンドブック」及び「公有水面埋立実務便覧」は、公有水面埋立法等関係法令の内容、主務省庁通知、法令の運用や解釈が記載された解説書であると考えております。

埋立不実施も含む代替案の比較検討につきましては、埋め立てが環境に及ぼす影響の程度や範囲の予測及び当該予測結果と地域において確保すべき環境保全

水準との比較検討を行う際に留意すべき事項について述べたもので、埋め立てによる環境影響の予測、評価に当たっては、埋め立てをしなかった場合の環境についても予測することにより、埋め立てによる環境影響を明確にする必要があるという趣旨であるものと認識しております。今回の申請におきましても、当該趣旨に基づき申請書が作成されているものと理解しております。今後実施する内容審査において、公有水面埋立法に規定されている承認基準への適合状況を慎重に審査してまいりたいと考えております。

同じく辺野古埋立申請手続についての御質問の中で、土砂の県内からの調達量及び調達場所についての御質問にお答えいたします。

埋立申請書には、埋立土砂として、山土、海砂及び岩ズリを用いると記載されております。このうち、山土については、約360万立方メートルをキャンプ・シュワブ陸上部、辺野古ダム周辺から採取するとしております。また、海砂については、約58万立方メートルを沖縄周辺から購入するとしております。なお、岩ズリについては、約1644万立方メートルを沖縄、九州、瀬戸内周辺から購入するとしておりますが、その内訳は示されておられません。

同じく辺野古埋立申請手続について、最終的な知事の判断についての御質問にお答えいたします。

公有水面埋立承認申請については、公有水面埋立法等関係法令にのっとり承認基準への適合状況、利害関係者、地元市長及び関係行政機関の意見などを総合的に勘案し承認するか否か判断してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） F15墜落事故と訓練再開についての中で、嘉手納基地周辺の騒音実態についての御質問にお答えします。

県では、関係市町村と連携し、嘉手納飛行場周辺において航空機騒音の常時監視測定を実施しております。平成24年度の測定結果によりますと、依然として14測定局中7局でW値（うるささ指数）による環境基準を超過している状況にあります。

県としましては、引き続き航空機騒音の監視に努め、米軍等関係機関に対し航空機騒音の軽減を強く要請してまいります。

次に、沖縄市内米軍跡地ドラム缶についての中で、土地の履歴と発見されたドラム缶についての御質問にお答えします。

ドラム缶が埋まっていた土地の経緯等については、

沖縄防衛局が米軍に照会しているところであります。また、異臭の原因物質については、沖縄市と沖縄防衛局が実施する調査により明らかになるものと考えています。

同じく沖縄市内米軍跡地ドラム缶について、調査方法の透明性と信頼性及び工事請負事業者等への対応についての質問にお答えします。6の(4)と(5)は関連しますので一括してお答えします。

県と沖縄市が実施する周辺環境調査の内容等につきましては、既に県のホームページ上で公表しており、調査に係る問い合わせ先もお知らせしております。また、調査機関の選定につきましては、国の審査による受注資格を持つ分析機関を選定しております。工事現場全体の調査の必要性については、沖縄防衛局及び沖縄市が実施する土地の使用履歴や土壌等の調査の結果を踏まえて判断することになると考えています。工事請負事業者等の健康調査や待機費用等の補償については、当面、沖縄市と事業者等の間で協議されるものと考えております。

次に、ワンストップ支援センターについての中で、ワンストップ支援センター開所に向けた取り組み等についての質問にお答えします。

県では、性暴力被害者ワンストップ支援センターの開設に向け、医療関係機関、相談支援機関等を構成員とする検討会議を平成25年5月に設置したところであります。同会議の中では、産婦人科医療の行える病院との連携、相談員育成を含めた人材及び運営費の確保が課題として挙がっており、今後、検討を重ねていくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 山城 毅君登壇〕

○農林水産部長（山城 毅君） 日台漁業取決め、日中漁業協定についての中、沖縄の漁業、漁場を取り巻く現状認識についてお答えいたします。

本県の沿岸域は、サンゴ礁が発達した広大な浅海域が形成され、サンゴ礁性の魚介類を対象にさまざまな漁業が営まれております。また、沖合域はマグロ類やソデイカ、マチ類などの好漁場が形成されております。しかしながら、沖縄本島とその周辺離島の沿岸域及び太平洋側の沖合水域では、日米地位協定に基づく広大な米軍訓練水域が設定されているため漁業が制限されるとともに、漁場間の移動にも大きな制約を受けております。また、先島及び久米島の周辺水域では、日中漁業協定や日台漁業取決めにより、中国と台湾の漁船が自由に操業できる水域が設定されており、操業

トラブルを恐れる本県漁船は好漁場の縮小を余儀なくされております。本県漁業者は、これらの水域の設定により思うように操業できない上にトラブルの派生に不安を抱いている状況であります。

次に、安倍首相の答弁及び日台漁業取決めの本県漁業への影響とその対応についてお答えします。

首相の答弁については、今回の日台漁業取決めの関係について、その意図するところは承知しておりません。日台漁業取決めの合意は、好漁場の縮小を余儀なくされるなど、本県水産業へ多大な影響があると懸念しております。このため、県は、漁業団体と連携し、国に対し日台漁業取決めの見直しなどを強く求めたところであります。この要請に対し、国は、日台漁業取決め締結直後であり、すぐの見直しは困難であるとしております。

県としましては、今後とも日台漁業取決めの見直しなどを粘り強く求めていくとともに、取り決め適用水域における操業ルールを策定するため漁業者間の協議を進めていくこととしております。

次に、日台漁業取決めに関する交渉責任者と県の役割、操業ルールについてお答えいたします。

日台漁業取決めは、日本側の公益財団法人交流協会と台湾側の亜東関係協会が合意し署名しております。また、同取決めの交渉に当たっては、実質的には水産庁と外務省が行っていることから、県としましては、本県漁業者の権益及び安全操業を確保し、漁業秩序を維持できるよう日台漁業委員会への漁業者代表の参加について国に働きかけております。沖縄と台湾の漁業者間で協議することとしている操業ルールについては、操業トラブルを避けることを目的とした漁具の入れ方や漁場と時期のすみ分けなどの操業方法を取り決めることを想定しております。

次に、次の交渉についてにお答えいたします。

第2回の日台漁業委員会は、沖縄と台湾の漁業者間会合の進捗状況を踏まえて開催されることとなっております。議題は、「取り決め適用水域における操業ルールについて」になると想定しております。なお、交渉にタイムリミットは設けられていないと認識しておりますが、漁場での操業トラブルを避けるため、早急に操業ルールを策定する必要があると考えております。

次に、日台漁業取決め及び日中漁業協定の破棄についてお答えいたします。

本年4月10日に合意された日台漁業取決めは、沖縄からの要望が反映されず、台湾側に大幅に譲歩した内容となっております。また、平成12年に発効された日

中漁業協定では、北緯27度以南の先島及び久米島の周辺水域において中国漁船が自由に操業できる内容となっております。このため、本県漁業者の権益及び安全操業を確保し、漁業秩序を維持できるよう、国に対し日台漁業取決めの見直し及び日中漁業協定に関する外務大臣書簡の破棄を強く求めてきたところであります。

今後とも、漁業団体と連携し、国に対し粘り強く見直しを求めていくこととしております。

次に、急激な円安による県経済への影響と対策についての、飼料価格高騰の実態と対策についてお答えします。

近年の配合飼料価格高騰に加え急激な円安の影響を受け、畜産経営は極めて厳しい状況となっております。本年4月から6月期の配合飼料価格はトン当たり6万650円であり、前年同月期と比較すると、トン当たり約3150円高騰しております。配合飼料高騰対策としては、国の「配合飼料価格安定基金」があり、価格高騰時に一定の要件のもと、補填金を交付しております。加えて、国は緊急措置として、通常補填基金の生産者負担分の助成を決定しております。

県としましては、これら国の支援策の動向を踏まえつつ、畜産経営の安定化に向けて独自に支援できないか検討してまいります。

次に、漁船の燃油高騰の実態と対策についてお答えいたします。

近年の原油価格高騰に加え急激な円安の影響を受け、漁船の燃油価格は平成21年6月の1リットル当たり54円から、平成25年6月には84円と約57%上昇しており、県内漁業者の経営を圧迫しております。このため、県では、国及び漁業団体と連携し、漁業経営セーフティネット構築事業の活用による燃油高騰対策に取り組んでいるところであります。今回、同事業は最近の燃油高騰を踏まえ、燃油価格が1リットル当たり95円を超えた場合、漁業者の負担が軽減されるなど、内容が拡充されたところであります。

県としましては、同事業の周知と加入促進に努めるとともに、燃油価格の動向を注視しながら、漁業者及び漁業団体の要望や他県の状況等も踏まえ、漁業者の経営安定を図るための対策について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 21世紀ビジョン及び一括交付金の評価についての御質問の中の、ビジョン実

現に向けたP D C Aの取り組みについてお答えいたします。

沖縄県は、沖縄21世紀ビジョン基本計画の着実な推進を図るため、P l a n（計画）、D o（実施）、C h e c k（検証）、A c t i o n（改善）のいわゆるP D C Aサイクルを導入したところです。現在、平成24年度の取り組みについて、進捗状況や成果指標の達成状況を取りまとめるとともに、推進上の留意点などの内部要因や社会経済情勢の変化などの外部環境、事業スキームなどの改善余地の検証、これらに対する改善案の検討などの作業を進めているところです。検証結果については、夏ごろをめどに県民に公表するとともに、次年度の予算要求等への活用を図りたいと考えております。

次に、沖縄振興特別推進交付金の市町村分の執行率等についてお答えいたします。

平成24年度の沖縄振興特別推進交付金の市町村分の執行状況については、予算額303億円に対して執行額は140億8272万円、繰越額は152億7242万1000円で、執行率は46.5%となっております。また、平成25年度の市町村分については、5月30日付で内閣総理大臣より223億1036万7000円の交付決定を受け、同日付で各市町村に対して通知したところであります。平成25年度の市町村の事業執行に当たっては、事業効果の早期発現に向けて円滑な事業執行に努めるよう、市町村に対して助言を行っているところであります。

次に、急激な円安による県経済への影響と対策についての御質問の中の、燃料の価格高騰による影響についてお答えいたします。

近年の原油価格高騰に加え急激な円安の影響を受けた県内の船舶燃料価格は、平成24年6月の1リットル当たり79.5円から、平成25年6月には86円と約9%上昇しております。また、県内の軽油価格は、平成24年6月の1リットル当たり123円から、平成25年4月には133円と約8%上昇しております。県では、住民の生活に不可欠な離島航路及びバス路線の維持確保のため、航路運営、路線運行に伴い生じた欠損に対して、国・市町村と協調して補助をしているところであり、本制度においては、燃料価格上昇に伴い生じた欠損も含めて補助することとしており、県としましては、今後とも離島航路及び生活バス路線の維持確保に取り組んでまいります。

次に、円安による県経済への影響についてお答えいたします。

最近の円安などを背景に、観光については、平成25年第1・四半期の入域観光客数が前年同期と比べて

6.5%増加するなどプラスの影響が見られます。一方で、輸入価格の上昇による県経済へのマイナスの影響も懸念されます。

沖縄県としましては、県経済への影響について、今後とも注視するとともに適切に対応してまいります。

次に、離島航空路線の安定確保についての御質問の中の、那覇—久米島路線の安定確保についてお答えいたします。

那覇—久米島路線については、平成25年6月21日から12月末までの間、R A Cの減便が計画されております。減便の要因としましては、R A Cのパイロットに他社への転職等による欠員が生じ、運航体制の維持が困難となり、減便せざるを得ない状況に至ったための措置と聞いております。R A Cの減便期間中については、久米島町民の生活や経済活動への影響が生じないよう、J T Aが増便を行い提供座席数や貨物搭載容量を確保することとしております。しかしながら、離島にとって航空路線は島民の生活路線としての役割のみならず、産業振興を図る上でも極めて重要であり、安定的な運航が確保される必要があることから、県としましては、航空事業者の運航体制の確保に向けた取り組みの強化を要請したところであります。また、県、離島関係市町村長及び航空事業者で構成する「沖縄県離島航空路線確保維持協議会」を早急に開催し、久米島路線における減便への対応のみならず、他の離島の航空路に係るさまざまな課題の改善に向け取り組むこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） まず、21世紀ビジョン及び一括交付金の評価についての中で、沖縄振興特別推進交付金の県分の執行率等についてお答えいたします。

平成24年度沖縄振興特別推進交付金事業の県分の執行状況につきましては、最終予算額610億円に対しまして執行額が451億9303万円、繰越額が115億4189万円で、執行率は74.1%となっております。また、平成25年度事業につきましては、5月30日付で内閣総理大臣より、当初予算に計上した全事業474億1126万円について交付決定を受けております。

県としましては、事業の効果が早期に発現できるよう、交付金事業の円滑な執行に取り組んでまいります。

次に、随意契約についての中で、包括外部監査人の指摘に対する見解についてお答えいたします。

地方公共団体が締結する契約につきましては、一般競争入札が原則とされておりますが、契約金額が少額であるもの、その性質または目的が競争入札に適しないものなどについては、地方自治法及び同法施行令の規定により随意契約によることができるとされております。委託料に係る随意契約につきましては、関係法令等に基づき適正な契約事務がなされているものと考えておりますが、包括外部監査人からは、例外的であるはずの随意契約が大きな割合を占めていること、一部の契約について随意契約の要件を満たしていないのではないかなどの監査意見が示されているところであります。

県としましては、今後、当該意見の内容を十分に精査した上で適切に対応してまいりたいと考えております。

同じく随意契約についての中で、競争入札に適しない、競争入札だと不利とした委託契約につきましてお答えいたします。

県が締結した委託契約のうち、契約額上位3位までの契約額及び契約者は、平成23年度においては、沖縄県土地開発公社と締結した用地取得及び物件保証業務委託のうち街路事業に係るものが31億9855万3000円、道路事業に係るものが26億7895万円、沖縄観光コンベンションビューローと締結した沖縄観光振興強化事業の委託が13億6364万4000円、平成24年度につきましては、沖縄観光コンベンションビューローと締結した沖縄観光戦略的誘客活動推進事業委託が48億3444万9000円、沖縄県土地開発公社と締結した用地取得及び物件保証業務委託のうち街路事業に係るものが34億6925万円、道路事業に係るものが22億1010万円となっております。

次に、退職した県職員の再就職している団体の数等についてお答えいたします。

「公社等の指導監督要領」に基づき毎年公表しております公社等の常勤役員への県退職者の就任状況は、平成22年度8団体、平成23年度8団体、平成24年度9団体となっております。また、平成22年度から平成24年度までの過去3年間において、複数の公社等の常勤役員に就任した者はおりません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） 学校施設の防音対策に伴う稼働維持費の助成適用期間についての御質問で、改正後の適用期間についてお答えいたします。

学校施設の防音対策につきましては、防衛省所管の

補助金を活用して実施しているところです。これまで5月から11月までの7カ月間としていた補助対象期間が、本年度より3月から11月までの9カ月間に拡大され、2カ月間延長されたところであります。

県教育委員会としましては、学校現場の状況等を踏まえ、教育活動に支障がないよう、今後とも適切に対応していきたいと考えております。

次に、八重山教科書問題についての御質問で、八重山教科書の進捗についてお答えいたします。

同課題につきましては、当該3市町教育委員会が主体的に取り組み解決していくべきものと考えており、現在、私自身が直接3市町教育長と話し合い、同一の教科書が採択できるよう再協議を促しているところです。なお、本日、第1回目の八重山採択地区協議会が開催されると聞いております。

県教育委員会としましては、今後も引き続き3市町教育委員会それぞれの立場を尊重しつつ指導助言を行い、同一の教科書採択の実現に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 笠原俊彦君登壇〕

○警察本部長（笠原俊彦君） ワンストップ支援センターに関する御質問の中で、県警における専門性の発揮と女性警察官の増員についてお答えをいたします。

本年4月1日現在、本県の女性警察官は160名となっており、そのうち育児休業、退職者を除く144名の女性警察官が警察本部及び各警察署に配置をされ、男性警察官と同様に刑事部門や交通部門等の各部門において勤務をしております。また、女性警察官としての能力や特性を生かすべく多くの女性警察官がDV、ストーカー対策指定要員、被害者支援要員等に指定をされております。

女性警察官の採用拡大につきましては、年間12名を計画的に採用し、平成32年度には全警察官に占める割合を現在の6.2%（160名）から8.2%（211名）まで拡大する計画を推進しているところであります。さらに、先般、警察庁において開催された「警察における女性の視点を一層反映した対策の推進に関する検討会」の報告を踏まえて、女性の力をより積極的に取り込む等の警察運営を今後とも計画的に推進してまいりたいと考えております。

次に、本県のストーカーの特徴と課題についてお答えをいたします。

平成24年中、県警が受理をいたしました本県のストーカー事案の相談件数は88件で、一昨年より19件減少をしているところであります。この件数は、人口10

万人当たりで全国平均を大きく下回っておりますが、この種事案は潜在化していることも考えられるため、いかに早期に相談を受けるかが課題であり、関係機関と連携した広報啓発活動等を推進しているところであります。また、この種事案の特徴といたしましては、当事者の行動等に伴い事案の状況や危険性が刻々と変化し、重大事件に発展する危険性があることであります。このため、県警察といたしましては、これまでも被害者の安全確保を最優先とした各種対策を講じてまいりましたが、他県において警察部門間及び関係警察との連携不足が指摘をされたことから、生活安全部の安全・安心統括官を本部司令塔として指定をするとともに、警察庁においても警察署長を司令塔としてこの種事案に迅速・的確に対応しているほか、他府県警察との積極的な情報交換も推進しているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立病院事業についての御質問の中で、八重山病院建てかえの進捗、計画についてお答えいたします。

新八重山病院の建設については、機能・役割、診療体制などについての現状と課題の分析を行うため、県立病院課内及び八重山病院内に検討チームを設置し、関係機関と連携を図りながら基本構想の策定作業を行っているところであります。作業スケジュールとしましては、平成26年度に基本計画を策定した後、基本設計・実施設計を行い、平成28年度に工事に着手し、平成30年度には開院したいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん まず、ドラム缶の発見に関連して知事にお尋ねしますが、防衛局の伝達を待っているのは一向にその使用履歴等は明らかになりません。この際、米国に直接その情報自由法あるいは情報公開法を駆使して、使用履歴を主体的に県が求めるという手続をとるよう求めます。

それから2点目に、先ほど申し上げたように、従来の既存法はこのような状況に対応する法では到底ありません。そういう意味で、今民間、専門家、第三者を含む手続の確保、公開制、このようなことが必要ではないかというのが大きく求められておりますので、その点について仕組みづくりをぜひ検討されたい。これも答弁をお願いいたします。

それから、今県が調査を委託している民間の調査機関、民間の会社、このダイオキシン類の調査を委託している調査先を明らかにしてください。

それから、随意契約です。

事業を達成できる企業、これは特に23年度、24年度においては一括交付金活用事業48億もの一件契約でコンベンションビューローに委託をしております。事業を達成できる企業、団体というのがこの1社しかない、コンベンションビューローしかないということ、どのように検証して随意契約に付したのかお尋ねします。

それから、48億円もの委託契約一件としてそのビューローに丸投げしたこと、これについては適切だったのか。また、結果、ビューローこれが元請となっていて実際の事業は民間企業に細部にわたって再受注させていくわけですが、その間で発生したコスト、そしてそのマージンのような手数料がビューローの運営費になっていないかということの疑念もあります。このような事業執行というのは、一括交付金の使われ方として適切か伺います。

それから、知事に基地問題の中で、県外公約の中で、2人の国会議員が公約を翻した、撤回をしたことについて知事の公約実現への影響をお尋ねしました。もう一度伺います。

それから、県職員の天下りについて。

通告の際にこれは公社、いわゆる公営企業それから指定管理者も含む数値を出してくださいということで調整したにもかかわらず、先ほどの答弁であるというのが非常に不誠実、遺憾であります。対応をお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） ただいまの仲村未央さんの再質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時47分休憩

午後4時12分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前の仲村未央さんの再質問に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲村未央議員の再質問にお答えいたしますが、まず自民党選出の国会議員お二人が普天間の移設先について、県外にという考えから辺野古へという方向に方向転換したら、知事の考えている県外にという、知事の考えを実現する上でマイナス

になるのではないかという御趣旨の御質問だというふうに考えますと、1つは、まずこのお二人も自由民主党のちゃんと立派な経歴と経験を持った先生方です。ですから、普天間飛行場の危険性を一日も早く除去する、そして返還を早くしてもらおう。こういう点は全く変わっておられないし、私どもも全く同じだと思います。ですが、そういう中でこのお二人が自由民主党選出の議員として今東京で活動されている中で、お二人がどういう考えを持って考え方をこれまでと違う方向をとられたかというのは、まだきちっと確認をしておりませんが、無論長い議員歴を持ってられるお二人ですから、いろんなお考えのもとにおやりになったと思います。そしてこれが現実に関今沖縄県連と東京の自由民主党さんの本部、そしてまた県連の中、自由民主党の中でも恐らくいろんな議論が、考えがあるだろうというのも私は想像できます。そういう中で、このお二人が御自身でお考えになったということでありますから、私としてはどういうふうに変えたか、それがどういうふうに関私の考えを進める上でプラスになるかマイナスになるかというのを私のほうで申し上げる立場にはありません。

ですから、これは結局このお二人に内容をお聞きするしかないんですけども、ただプラスの方向になるのか、マイナスの方向になるのか、恐らくマイナスがないとは正直言ってこれは言えないかもしれません。ですが、このお二人はお二人で御自身の考えでやっておられます。そして私は、かねてから県外のほうが早く危険性の除去そして返還につながるということを申し上げてきましたから、その考えは私は変えておりません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 沖縄市のサッカー場跡からドラム缶が見つかった問題、枯れ葉剤の問題について県として主体的に調査をしてはいかかかというような御提案だったと考えております。

まずこの枯れ葉剤の問題が、これは健康被害が万が一見つかった場合は大変な問題になると。さらに、この問題について明らかになっていない情報があるのではないかと。その思いは恐らく議員と我が県は同じでございます。そのため、県は再三にわたって政府に正確な情報の調査、公表を求めているわけでございまして、この動きを受けてことし3月8日に国防総省において、沖縄におけるオレンジ剤疑惑に関する調査報告書というのが出ております。

この中身につきましてはこれは仮訳でございますけれども、米国の国防総省としては歴史的文献及び情報を徹底的に調査したと。広範囲に及んだ調査には米国立公文書館等も含まれていると。結論としましては、沖縄におけるオレンジ剤の関連性、運搬された、沖縄を経由して輸送された、沖縄でおろされた、沖縄において使用されたあるいは埋蔵されたという記述、記録は発見されなかったとこうなっているわけでございます。しかしながら、県といたしましてはやはり住民の不安が大変多いということでございますので、市町村とも連携し、何らかのそういう手がかり、そういう証拠がもしあるとするならば直ちに対応できる体制をとりたいと思っております。

また、今般のドラム缶の問題につきましてもその調査の結果を待ちまして、万が一そういう事態が、流出されるような事態がありましたら直ちに対応したいと思っております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 沖縄市サッカー場のドラム缶問題に関する質問の中で、米軍返還跡地の土壤汚染の対策については既存の土壤汚染対策法、あるいはダイオキシン類対策特別措置法では対応できないのではないか、何か新たな仕組みが必要ではないかという質問にお答えいたします。

土壤汚染対策法に基づく汚染物質の除去については、まず土壤汚染に係る調査を土地の所有者が行いまして、それに関してさらに汚染の除去についても土地の所有者が行うというのが原則となっております。さらに、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壤汚染の対策につきましては、県知事がダイオキシンの汚染された地域指定を行い、県のほうで計画を立てて、それに基づいて県のほうで対策事業を行うということになります。ただし、その費用については、事業者、その土地を汚染した事業者から徴収するという事業者負担法に基づき徴収することとなっております。

なお、今回の場合は沖縄市が土地の所有者であったことから、土壤汚染対策法に基づく自主調査を行って今のところ対応しておりますが、これが民間企業の場合、民間が土地の所有者であった場合はかなり対応が困難になると考えております。

そういった意味からしても、今後返還された米軍跡地の十数年、長い年月を経た後に見つかった土壤汚染についての対策について、新たなスキームについて研究してみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） こんにちは。

4月1日に文化観光スポーツ部長を拝命しました湧川です。文化とスポーツの振興とあわせまして、文化とスポーツが連携した観光産業の振興に精いっぱい頑張らせていただきますので、議員各位の御指導、御鞭撻よろしくお願いいたします。

それでは再質問の、観光コンベンションビューローとの随意契約の理由についてお答えいたします。

20年度の委託事業において、公募によらず観光コンベンションビューローと随意契約を行った理由についてですが、当事業は主にプロモーション事業で構成されておりますが、プロモーション業務は観光関連事業者と連携しながら取り組むものであり、事業者が提案する企画の選定や事業者への助成など事業を伴うことから、公平中立な立場で事業者と接する必要がございます。

次に、受託者は競争関係にある競合他社の企画内容及び執行管理体制などの状況を知り得る状況にあり、収支性等について事業者からの信頼を得ている必要がございます。

次に、航空会社や旅行会社、観光施設、ホテル等の多様な事業者とさまざまな連携を行うため、事業者の実施事業に県の施策を反映させるためのアドバイスやコーディネートを行う機能、観光事業者全般にわたるネットワーク及び情報共有体制を有している必要がございます。

次に、沖縄観光コンベンションビューローは観光誘致促進等により県経済の発展を図ることを目的に設立されました、県が出資する一般財団法人であり、公的な性格を有すること、多数の県内事業者等を賛助会員とする団体であること、沖縄県の観光推進母体として長年、各種観光施策の実施に取り組んできたことなどから、これらの要件を備えた唯一の団体との認識でございます。

次に、県からの丸投げになっているんじゃないかという御質問にお答えいたします。

観光プロモーション業務の実施に当たっては、広く関係事業者と協働関係を構築する必要があるとともに、行政の補完的機能及び業界の統括を担う機能が必要とされることから、沖縄の観光振興の中核機関に位置づけられている観光コンベンションビューローに委託しているところでございます。事業の執行に当たっ

ては、県が狙いや基本方針等を示すとともに、沖縄観光コンベンションビューローが収集した業界からの情報や提案も踏まえ、県と沖縄観光コンベンションビューローの案件ごとに調整しながら展開しております。また、プロモーションは複数の業務を一体的に展開することで効果が最大限に発揮される面もございますので、沖縄観光コンベンションビューローが全体を管理しつつ、必要に応じて広告掲載やブース出店、それからパンフレット製作等について事業目的に即し、そしてより細分化した形でさまざまな専門業者に委託することは合理的と考えております。これらのことから、いわゆる丸投げに該当するものではないと考えております。また、全体管理に伴う事務費等を沖縄観光コンベンションビューローに支払うことは問題ないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） 先ほどは失礼いたしました。

県退職者が再就職している指定管理者等についてお答えいたします。

県退職者が常勤役員に就任している指定管理者は、平成22年度5団体、平成23年度4団体、平成24年度5団体となっております。また、公営企業が1団体ございます。そのほか公社はございません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 答弁漏れがあります。

環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 県が地下水、底質、排水の委託調査を契約している会社についてですが、これは、いであ株式会社沖縄支店となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん 知事、先ほどは答弁ありがとうございました。

半分ぐらいは何かわかったような感じもしましたが、その2人の国会議員が公約を翻したことによって知事公約の達成が非常にマイナスの影響を受けるのではないかというような視点でももちろん質問をしていますが、最終的に知事は公約は変わらないということの発言でしたので、そのように理解をいたします。

そして今、環境生活部長に答弁を求めたところは答弁なかったんですが、先ほど申し上げましたように、

使用履歴については一向に明らかになる気配がないということであれば、やはりこれは防衛局あるいは外務省を介さずに直接的に請求できるという仕組みがあるわけですね。アメリカの情報自由法、情報公開法のようなものだということで、利害関係者、当事者かわらず誰でも請求ができるということですから、沖縄中の土地の履歴を速やかに主体的にそれをまず明らかにさせて、そこにかかわる米軍の活動がどうであったかということをしかりと主体的に把握をしてほしいということについて答弁を求めたんです。

それから、その専門機関を入れた第三者的な目線によるその仕組みづくりを含めて提案をしてその答弁を求めましたが、その点について伺います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 失礼いたしました。

若干御質問の趣旨を履き違えた部分がございました、基本的なところで申し上げますと、やはり米軍のこの土地の返還に当たりましては、これまでも北谷町で返された土地で油の汚染が見つかる等、さまざまな問題が起きております。これらを踏まえ、従前から県は軍転協等を通じて土地の使用履歴を明らかにしていただきたい。さらに、返還が決まった土地、今後将来返される土地につきましても履歴を明らかにしていただきたいというようなことを強く要望しているところでございます。

議員御提案の、県独自で米国の情報公開法等を活用してはということですが、一つのお考えだと思います。そういうことも含めて強く政府に求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 社民・護憲ネットを代表しまして質問をします。

まず、知事の政治姿勢についてであります。安倍首相は、憲法改正の国会発議要件を緩和する第96条改正にこぎつけ、自民党憲法草案に沿って第9条改正をもくろむ2段階の姿勢であります。沖縄戦で悲惨な体験をした県民は、戦前回帰を危惧し、不戦を誓った平和憲法の理念を生かすことを求めています。知事は、この歴史的史実から目をそらすことなく憲法改正の動きに警鐘を鳴らすべきではないか、見解を伺います。

(2)、政府は、サンフランシスコ講和条約で沖縄が本

土から切り離された4月28日に、主権回復の日として政府式典を開催しました。沖縄戦と米軍統治を強いられた屈辱の思いを再び踏みにじる行為だとして政府に激しく抗議する沖縄大会が宜野湾市の海浜公園で開催され、1万余の県民が結集しました。知事は、政府式典に高良副知事を出席させ、沖縄の抗議大会には出席を見送りました。知事の見解を伺います。

(3)、日本維新の会・橋下共同代表は、沖縄の米海兵隊司令官に風俗活用の提言を行いました。米軍基地があるがゆえの米兵による暴行事件など、筆舌に尽くしがたい苦しみを受けている沖縄の現状を知らずしてか、人権感覚を欠いた発言は暴言であり許しがたい発言であります。知事の見解を伺います。

(4)、政府は、参院選後、秋の臨時国会に「秘密保全法案」を提出する動きをしております。国民の知る権利、報道の自由を初め憲法の諸原理を侵害するおそれがある。「秘密保全法」の制定に反対し、法案の国会提出の断念を求めるものであります。知事の見解を伺います。

(5)、安倍政権の経済政策アベノミクスは金融緩和と機動的な財政出動、成長戦略で構成し、デフレからの脱却と日本経済の再生を目指しております。しかし、働く者の賃金は上がり、株価の乱高下や金利上昇、円安で食品価格や電気料金も上がるなど、暮らしはますます苦しくなっているのが実態であります。知事の見解を伺います。

(6)、来年4月から消費税8%の増税が予定され、そして2015年10月には10%の引き上げが控えており、家計への大打撃は間違いありません。全国的にも県民所得の低い沖縄県民には特に深刻な事態であり、消費税増税の撤回を求めます。知事の見解を伺います。

(7)、安倍政権はことし3月、TPP（環太平洋経済連携協定）交渉への参加を表明しております。参加各国との事前協議でも農産物の重要品目の関税例外確保は何ら担保されておらず、TPP参加で日本農業の壊滅的打撃は避けられません。21分野もの規制緩和で地域経済や国民生活の隅々に甚大な悪影響を及ぼすTPPへの参加は断じて認められません。知事の見解を伺います。

次に2点目ですが、鉄軌道導入についてであります。

県は、鉄軌道導入の調査報告書をまとめ、2015年末にも国に事業化を働きかける方針を示しております。調査報告書は、事業規模や採算性の問題点を整理し、早期導入の実現化を図るものとしており、その概要を伺います。

3、道州制導入について。

道州制基本法案が国会に提出される動きがあります。道州には、国の権限や財源が移行しふえるため、地方分権が進むとされるが、州都が置かれる都市への一極集中など、全国知事会では賛否が分かれ、小規模自治体の多くが反対をしております。

以下、問題点を伺います。

(1)、道州間の格差に加え道州内格差の一層の拡大となり、農漁村の疲弊につながり、「選択と集中」の理論で「地域切り捨て」にならないか伺います。

(2)、国民的議論も不十分なまま、拙速過ぎる導入に問題はないのか伺います。

(3)、都道府県を広域的な自治体として機能強化するなど、現行二層制での分権、自治を進めるべきではないか伺います。

(4)、中央省庁を抜本的に見直し、権限・財源を一体として地方へ移譲する分権・自治を積極的に推進すべきではないか伺います。

4、自然エネルギーについて。

日本国内における太陽光の発電能力が昨年に比べ2.2倍の530万キロワットに拡大し、ドイツを抜いて世界一の見通しとの報道があります。急拡大の理由に、福島第一原発事故もきっかけとなり、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度で買い取り価格が高目に設定され、導入意欲が高まっているとのことであります。しかし、沖縄県内の再生エネルギーの導入はおくれており、化石燃料による火力発電から再生可能なエネルギーをどう位置づけるのか問われております。

次のとおり伺います。

(1)、県内における新エネルギーの発電電力量の割合は幾らか伺います。

(2)、大規模な太陽光や風力による電力系統への安定化対策や、小規模離島の蓄電池を導入した実証実験の成果はどうか伺います。

(3)、住宅用の太陽光発電システム導入における国・県・市町村の補助金の実態を伺います。

5、公務員給与削減について。

県当局は、県職員給与を来年3月までの9カ月間、最大9.6%削減の方針を示しております。対象は、県職員を初め警察や教職員を含め約2万4000人と言われております。これは政府による復興財源化を目的に、国家公務員給与を平均7.8%削減したので、地方にも人件費相当分の地方交付税の削減を求めてきたからであります。この政府の手法は、法や制度の趣旨を無視し、地方自治を否定することになり、多くの問題をばらんでいます。

以下、問題点を伺います。

(1)、政府は、今回、給与削減のために地方交付税を減額をしております。国の政策目的達成の手段としての地方交付税の減額は、地方自治の趣旨に反するものではないか伺います。

(2)、全国知事会、市長会、町村長会等は、独自の給与カットなどの行財政改革に取り組んだことや、交付税の削減が景気を冷え込ますとして国の政策に反発をしております。このことをどう考えるか伺います。

(3)、公務員給与は、人事委員会勧告を受けて労使交渉を経て決定をしていく仕組みであります。今回、このシステムを無視し、国からトップダウンで地方交付税を削減し給与削減を求めてくることは、人勧制度の否定と地方自治への介入であり不当ではないか伺います。

(4)、県内では那覇市など各市町村の大半が地方交付税を政策誘導の手段として用いていることは問題があるとして給与削減をしないと表明しております。県内の市町村の動向と、県も同じ立場をとるべきではないか伺います。

6番、識名トンネル問題について。

平成24年11月24日に公表された識名トンネル建設工事に係る住民監査請求に対する監査結果は、国庫補助金返還金の返還に伴う県の損害金について、工事請負費支出相当額の5億708万7000円については監査請求期間を過ぎているとして請求を却下したものの、利息7177万6779円を県の損害金と判断しております。また、職員の故意、過失または重過失については、過失ないし重過失があったと認定し、請負者についても責任の一端があるとその責任を認めています。そして、自治法第242条第4項の規定に基づき、知事に対し、国庫補助金の返還に伴い、県がこうむった損害金の補填のため、本件にかかわった職員及び関係者を改めて調査の上、必要な措置を講ずることを勧告すると結論づけております。

以下、3点は監査委員に質問をします。

(1)、監査委員が利息7177万6779円を県の損害金と判断した理由及び根拠は何か伺います。

(2)、職員の賠償責任について、県はこの間の議会答弁等において、職員に故意または重大な過失はなかったとして、職員に賠償責任を求めることはできないとの考え方を表明しているが、監査委員として、職員に過失ないし重過失があったと認めた理由及び根拠は何か伺います。

(3)、工期を偽装した契約に係る請負者の責任について、請負者の大成JVにも責任の一端があったと認定

した理由及び根拠は何か伺います。

次に、知事に質問します。

(4)、請負者に対する工事請負代金の返還請求について、県は平成24年2月議会において、請負業者に対して代金の返還を求めるべきではないかということについては、業者に対する追及を含めて、前向きに検討してまいりたいと答弁し、その後も、現在現計中であると答弁しております。前向きに検討すると答弁してから1年以上が経過をしておりますが、検討状況はどうなっているのか。特に、請負者の責任についてはどのように検討されているか伺います。

(5)、監査委員は、地方自治法第242条第4項の規定に基づいて、本件にかかわった職員及び関係人を改めて調査の上、必要な措置を講じるとの勧告を行ったが、知事は職員及び関係人の調査を行ったのか伺います。

7、非正規雇用について。

改正労働法が施行され、有期雇用の「5年ルール」が実施されました。非常勤など有期雇用の労働者が5年を超えて勤めた場合、労働者が無期契約を申し込めば転換できることを定めております。しかし、雇用主がその適用を避けようとして、反復更新は行わないとする雇いどめ等の問題が起こっております。全国的には34%、1756万人が非正規で、賃金も安価で不都合になれば解雇される不安定雇用の実情であります。

以下、問題点を伺います。

(1)、県内の非正規労働者の割合と人数は幾らか伺います。

(2)、改正労働法が施行されてから1年以上たつが、雇いどめ等、県内の実情はどうか伺います。

(3)、非正規の安定雇用の対策はどうしているのか伺います。

(4)、非正規の労働紛争の実態と対策を伺います。

(5)、非正規を限定正社員にシフト化させ、安易に解雇できるルールが策定されたら問題ではないか伺います。

8番、離島教育支援について。

(1)、離島の高校生の通学費や居住費を補助する離島高校生支援事業の実施状況を伺います。

(2)、沖縄離島体験交流促進事業の実績と効果を伺います。

(3)、離島・僻地の学習支援事業の実施状況を伺います。

(4)、離島出身者の公設寄宿舎建設の進捗状況を伺います。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 崎山嗣幸議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、憲法改正の動きについての御質問にお答えいたします。

日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本理念とし、広く国民に浸透し、国民生活の向上と我が国の平和と安定に大きな役割を果たしてきたものと考えております。

憲法改正につきましては、制定後の状況変化や現実との乖離などの課題を踏まえつつ、我が国が築いてきた平和主義が堅持されるよう、国会及び国民的議論がなされるべきではないかと考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、政府主催式典、これは4・28の式典における代理出席及び沖縄大会における欠席についての御質問にお答えをいたします。

政府主催の式典は、天皇皇后両陛下の御臨席のもと、政府、国会議員、そして民間の代表、さらには都道府県の代表が参加することから、いろいろな御意見がございましたが、本県としても参加を決めたものでございます。そして、副知事に出席を頼みました。無論、県民にさまざまな意見や思いがあることは十分承知いたしておりましたが、副知事の代理出席を決めております。

以上のようなことから、政府主催式典に抗議をする沖縄大会には出席を見合わせたものでございます。

次に、公務員給与の削減についての御質問の中で、全国知事会などの対応についての御質問にお答えをいたします。

私は、今回の国の手法は、地方六団体の共同声明にもありますように、「地域経済の再生なくして、日本経済の再生なし」との国と地方の共通認識からも問題であると考えております。

この間、全国知事会など地方六団体は、歩調を合わせて国に抗議・要請をし、総務大臣との間で、今回の措置が今年度限りの臨時異例の措置であるとの確認も行われております。このことにつきましては、私も全国知事会の一員として、当然強くこの考えを支持いたしているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 知事の政治姿勢についての

御質問の中で、消費税率の引き上げについてお答えいたします。

消費税は、他の税目に比べ景気変動による影響を受けにくく、少子・高齢化がますます進展する中で、国・県・市町村における安定的な財源の確保等のためその役割は重要であることから、消費税法等の一部が改正されたところであります。改正法においては、消費税率の引き上げを踏まえ、低所得者に配慮するための対策などの措置を講ずることとされております。

県としては、今後も引き続き国の検討状況や対応動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、橋下大阪市長の米海兵隊司令官に対する発言についてお答えいたします。

橋下徹大阪市長の米海兵隊司令官に対する発言につきましては、女性の人権に対する配慮を欠くとともに、沖縄の基地問題の解決に資するものとは考えられず、日ごろから米軍人による事件の防止に取り組んでいる沖縄県といたしましては理解できないものであり、遺憾であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 知事の政治姿勢についての中で、秘密保全法案に関する見解についての質問にお答えします。

政府が保有する特に秘匿を要する情報の漏えいを防止することを目的とした、いわゆる秘密保全に関する法制については、具体的な内容が明らかになっていないことから、沖縄県としましては、今後、国会及び国民の議論の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、アベノミクスに対する見解についてお答えいたします。

安倍政権は、強い日本を取り戻すことを最重要課題とし、長期デフレからの脱却と持続的な成長を実現し、雇用や給与の拡大につなげることを目指しております。これにより、円安を背景とした観光客数の増加、企業業績が回復し設備投資や賃金が上昇すること

により消費が増加することで将来的に県経済への好影響が期待されます。一方で、輸入価格の上昇による県民生活への影響も懸念されることから、引き続きアベノミクスの影響について注視してまいります。

T P P 交渉参加についてお答えいたします。

T P P は、本県の基幹作物であるサトウキビを初めとする農産物などの物品貿易のみならず、サービスや投資、政府調達など幅広い分野にかかわるものであり、県内の関係団体から、国民皆保険制度の維持や食の安全・安心についての懸念などが示されております。

県としては、農林水産分野等の懸念を踏まえ、交渉の進展に応じた十分な情報提供に努めること及び農林水産分野等の聖域が確保できなければ脱退も辞さないものとするを求めていると考えております。また、知事を本部長とする庁内組織を立ち上げ、全庁的に情報の収集や影響の調査等を行うとともに、今後の対策等を協議するなど適切に対応してまいります。

鉄軌道導入について、県の鉄軌道導入調査報告書の概要についてお答えいたします。

平成23年度の内閣府調査では、一般的な整備手法である施設の整備・保有から運行までを運行事業者が全て行う上下一体方式を前提とした検討を行っており、その結果として厳しい事業採算性が示されております。そのため、県調査では、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの早期導入の可能性を高める観点から、整備新幹線の整備方式を参考に、駅やレール、高架橋等のインフラ部分を公共が整備して保有し、運行会社は運行のみを行う公設民営型上下分離方式の特例制度の適用を想定し、検討を行いました。このような方式を適用することにより、運行会社はインフラ整備に伴う費用負担がなくなることから、1日当たり4万人程度の需要があれば、運行会社の単年度黒字は可能との試算結果を得たところであります。

道州制導入についての御質問の中の、道州制の問題について、3の(1)と3の(2)は関連いたしますので一括してお答えします。

現在、国会提出に向け議論されている道州制基本法案は、道州制の導入のあり方について具体的な検討を開始することを目的とするもので、有識者らでつくる道州制国民会議において制度内容を検討し、3年以内の答申後、必要な法整備を行うなどの内容となっております。道州制は、国の形の根幹にかかわるものであり、導入により国・都道府県・市町村の全てを大きく変革するものであります。そのため、国民・県民生活への影響が大きいことから、各界各層の幅広い議論が

なされる必要があるとともに、その制度設計に当たっては地方の意見を十分反映させる必要があると考えております。

県としましては、国や全国知事会等の議論に参画し、本県の地理的・歴史的事情や県民意識など幅広い観点から、望ましい道州制の姿について積極的に検討を進めてまいります。

次に、同じく道州制導入についての御質問の中の、分権・自治に向けた取り組みについて、これは3の(3)と3の(4)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

政府は、さらなる地方に対する規制緩和と権限移譲のため、内閣を挙げて地方分権改革に取り組んでおり、義務づけ・枠づけの見直し、都道府県から基礎自治体への権限移譲等を内容とする第3次一括法が今通常国会において成立するなど、一定の進展が見られるところであります。

県としましては、道州制の議論にかかわらず国と地方の役割分担を見直し、地方の自主性・自立性を高めることにより、地域のニーズや特性に応じた政策決定が可能となる自治を目指して、真の分権型社会を実現するための改革を着実に推進しなければならないと考えており、全国知事会等と連携し引き続き取り組んでまいります。

次に、公務員給与削減についての御質問の中の、給与削減に関する県内市町村の動向についてお答えいたします。

県内41市町村において、国が国家公務員と同等の給与削減措置を要請しているラスパイレス指数100を超える団体は28団体あります。そのうち、那覇市は給与削減を実施しないことを表明しております。また、名護市は給与削減案を6月議会に提出し、昨日可決されております。給与削減の方向で職員団体と交渉中の団体は石垣市、うるま市、南風原町の3団体で、給与削減について職員団体と協議中の団体は沖縄市と今帰仁村の2団体となっております。その他の21団体は、検討中となっております。

次に、離島教育支援についての御質問の中の、沖縄離島体験交流促進事業の実績と効果についてお答えいたします。

沖縄離島体験交流促進事業は、平成22年度から沖縄本島の児童生徒を離島に派遣し、地域の人々や児童生徒との交流のもと、体験学習や民泊等を実施しております。これまでの実績については、平成22年度は小学生163人を5離島に、平成23年度は小学生558人を13離島に、平成24年度は小学生及び中学生1904人を16離島

に派遣したところであり、平成25年度は小学生及び中学生2285人を18離島に派遣する予定としているところであります。

効果については、アンケート調査を実施したところ、参加した多くの児童から、島のよさを知ることができた、島と本島との違いを知ることができたなどの回答がありました。また、離島関係者からは、島のよさを伝えることができた、体験プログラムの開発・改善に結びついたなどの回答が得られ、一定の効果があったものと考えております。

県としては、離島地域の自然、文化及び産業を生かした新たな体験学習の場の構築や地域間交流の促進により、離島地域の活性化が図られるよう、今後とも本事業の実施に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 小嶺 淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺 淳君） 自然エネルギーについてという御質問の中で、県内における新エネルギーの発電電力量の割合についてという御質問にお答えいたします。

沖縄県の新エネルギー導入の割合は、平成24年度実績値で、沖縄県の全体発電電力量の約2％となっております。

同じく太陽光や風力発電による電力系統安定化対策や蓄電池を導入した実証についてという御質問でございます。

沖縄県では、島嶼地域に適した自然エネルギーの利用モデルに関する実証事業に取り組んでおります。大規模な太陽光発電設備については、平成23年度に整備が完了し、出力制御機能の効果について一定の成果が得られております。なお、大規模風力発電設備や小規模離島の蓄電池を用いた実証については、今年度、施設の整備が完了する予定でございます。

同じく住宅用太陽光発電システムの導入に対する国・県及び市町村の補助金についてという御質問でございます。

住宅用太陽光発電システム導入に対しては、国において、1キロワット当たり最大2万円の補助を実施しております。沖縄県では、平成21年度から定額2万円の補助を実施しており、今年度は1000万円の予算を計上しているところでございます。また、那覇市を初め県内11市町村において総額約3600万円の補助が実施される予定となっております。

沖縄県といたしましては、国の動向を踏まえながら、市町村と連携して太陽光発電を含む再生可能エネ

ルギーの普及促進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、非正規雇用についてという御質問の中で、県内の非正規労働者の割合と人数についてという御質問でございます。

「労働力調査」によると、平成25年4月の県内の雇用者総数につきましては51万6000人、このうち非正規雇用者数は21万人、40.8%の割合となっております。

同じく雇いどめ等の県内の実情についてという御質問でございます。

労働契約法が改正され、無期労働契約への転換が平成25年4月から施行されておりますが、雇いどめで問題になった事例としては、ことし3月に琉球大学において、非常勤講師の雇用期間の問題が発生したことは承知しております。国におきましては、事業主及び労働者に対して、有期労働契約の利用に当たり、労働契約法改正の趣旨及び内容を十分理解するよう求めているところでございまして、県といたしましても、引き続き沖縄労働局と連携して、法改正の趣旨等の周知に努めてまいりたいと考えております。

同じく非正規雇用の安定雇用対策についてという趣旨の御質問でございます。

沖縄県では、正規雇用の機会拡大を図るため、若年者ジョブトレーニング事業などの職場訓練により、求人と求職者のミスマッチを解消するとともに、関係機関と連携した合同面接会を開催しております。また、正規雇用化を目的としまして、事業主に対して一時金を支給する起業支援型地域雇用創造事業を実施するとともに、国が行う「キャリアアップ助成金」や「若年者人材育成・定着奨励金」の利用促進を図っております。さらに、「みんなでグッジョブ運動」を通して、産業振興による企業の経営向上と雇用の拡大及び安定に向けた経営者の意識改善にも取り組んでいるところでございます。

同じく非正規労働者の労働紛争の実態と対策についてでございます。

沖縄労働局によりますと、解雇、労働条件の引き下げなど民事的トラブルに係る個別労働関係紛争に関する相談は、平成24年度は3390件となっており、そのうち、非正規労働者に係る件数は1385件（40.9%）とのことであります。一方、沖縄県労働委員会への非正規労働者に関するあっせん等の申請は、平成24年は2件となっておりまして、過去5年間における合計の件数は31件となっております。

県といたしましては、個別労働紛争を未然に防止しその自主的な解決を促進するため、沖縄労働局及び沖

縄県労働委員会と連携しつつ、労働関係法令の周知や情報の提供、相談等の施策に努めてまいります。

続きまして、同じく非正規労働者を限定正社員にシフト化させ、安易に解雇できるルールについて問題ではないかという趣旨の御質問でございますが、政府は、現在、規制改革会議において、限定正社員いわゆるジョブ型正社員の雇用ルールの整備について検討を行っております。

今後、関係省庁における有識者会議や審議会等における議論が予定されており、県としては、議論の行方を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） 公務員給与削減について、地方交付税の減額についてお答えいたします。

今回の措置は、地方固有の財源である地方交付税を給与引き下げの要請手段として用いたと受けとめざるを得ず、このことは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきものではないと考えております。

次に、同じく公務員給与削減についての中で、人勤制度と今回の特例措置についてお答えいたします。

今回の特例措置は、地方交付税等の削減等に伴い職員の給与を臨時特例的に減額するものであり、人事委員会勧告とは別次元のものであると考えております。なお、人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置の中核をなすものであり、最大限尊重すべきものであると考えております。

次に、給与削減に関しまして、県も同じ立場をとるべきではないかということについてお答えいたします。

県においては、地方交付税等の給与関係経費約75億円が削減されておりますが、職員の給与を減額しなかった場合、財政調整基金の取り崩しなどによって対応せざるを得ないこと、また、他県においても同様の措置が行われていることなどを考慮し、県民の理解を得るためには職員の給与を減額せざるを得ないと判断したところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 代表監査委員。

〔代表監査委員 知念建次君登壇〕

○代表監査委員（知念建次君） 識名トンネル問題についての御質問で、県の損害金と判断した理由及び根拠についてお答えいたします。

識名トンネル関連工事については、県は工期を偽る

契約書等を作成して交付申請した国庫補助金の一部を国の返還命令を受けて返還するとともに、返還金額に係る利息を国に納付しております。当該利息については、補助金の返還によって新たに生じた県の損害と認められること、監査請求が地方自治法が定める請求期間内になされていることから、監査委員の合議の上、利息を損害と判断したものでございます。

次に、職員に過失ないし重過失があったと認めた理由及び根拠についてお答えいたします。

識名トンネル関連工事については、施工済みの工事内容を事後的に請負業者との間で契約するなど、偽りの書類を作成し、不適切な手続を行っていたことそれ自体が、過失ないし重過失があったと認められるものと判断したものでございます。

同じく識名トンネル問題についての中で、請負者の責任を認定した理由及び根拠についてお答えいたします。

大成JVは、施工済みの工事について事実と異なる契約書を締結し、契約の履行確認に必要な保証証券、着手届、完成通知書等を県に提出しております。契約の締結及び契約の履行確認に必要な書類を整えることは、相手方の協力なしに県単独ではできるものではありませんので、契約当事者としての責任の一端があると判断したものでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 識名トンネル問題についての御質問の中で、請負業者の責任及び返還請求についての御質問にお答えいたします。

請負業者への返還請求については、県の顧問弁護士等に相談し、慎重に検討してきたところでありますが、法的根拠等について明確な結論は得られておりません。一方、「監査委員の勧告は、不十分なものである。」として、知事に対し、「請負業者に対しても金員を支払うよう請求せよ」との判決を求める住民訴訟が提起されております。このため、請負業者の責任及び返還請求については、住民訴訟の中で明らかにされていくものと考えており、県としては、裁判所の判断を踏まえて対応したいと考えております。

同じく識名トンネル問題についての御質問の中で、職員及び関係人の調査についての御質問にお答えいたします。

関係した職員については、従来から聞き取りを行っておりましたが、監査委員の勧告を踏まえて、当初契約に係る工法変更についても改めて聞き取りを行った

ところ、変更契約手続は適切に行われていたものと考えております。また、関係人である請負業者からも聞き取りを行ったところ、工事は適切に行い請負代金を清算したものであり、虚偽契約との認識はなかったこと、住民訴訟が提起されており、訴訟の動向を注視していきたいとの意見がございました。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） 離島教育支援についての御質問で、離島高校生支援事業の実施状況についてお答えいたします。

同事業につきましては、高校未設置離島に居住する保護者の経済的・精神的負担の軽減を図るため、国が2分の1、県4分の1、市町村4分の1の補助率で、市町村において実施しているところです。平成24年度は15市町村、対象生徒552名に対し居住費など総額約8123万円を補助しております。

次に、離島・へき地学習支援事業についてお答えいたします。

同事業は、沖縄振興特別推進交付金を活用し、離島・僻地において中学3年生を中心に、高等学校への進学実現を図ることを目的に実施しております。平成24年度は6町村に9カ所の学習支援室を設置し160名へ学習支援を行いました。昨年度は、同事業を活用した生徒全員が志望校に合格し、進学を実現しております。県教育委員会としましては、引き続き同事業の効果的な実施に努めてまいります。

次に、離島児童・生徒支援センターの進捗状況についてお答えいたします。

県教育委員会では、離島における教育の機会均等及び定住条件の改善を図る観点から、離島児童・生徒支援センターの整備を進めております。現在、設計業務を実施し、今年度内の建築工事着手に向け取り組んでいるところであり、今後とも関係離島町村と意見交換等を行いつつ、平成27年度の供用開始に向けて事業を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 では、再質問をします。

まず憲法改正についてであります。午前のときにも高良副知事が憲法9条の平和主義は堅持をするという発言があったと思っております。

それから、知事は去る6月23日の全戦没者追悼式の挨拶の中でも、沖縄戦の教訓を継承し、我が国が築い

てきた平和主義の堅持を強く望むと宣言をしております。この知事の平和宣言であります、憲法9条1項の、戦争、武力による威嚇、武力の行使を永久に放棄する。また、9条2項の戦力の不保持、交戦権否認の平和主義、それを堅持するということで理解していいかということの答弁をお願いします。

それからもう一点は、憲法改正の発議要件であります、96条改正は与党の一部、それから改憲派まで慎重、反対の表明をしておりますが、県民世論調査も多数が改憲反対を表明しておりますので、知事も96条改正に関しては、反対の表明をしたらいかかどうかを再質問をしたいと思います。

それから、識名トンネルの問題であります、この識名トンネル問題は、国からの刑事告発、住民訴訟、議会の百条委員会などが設置をされて大きな社会問題となっておりますので、議会のチェック機能の役割も結局問われているというふうに思います。先ほど、監査委員から損害金についての明快な判断があったと思いますので、これを受けてさらに職員の賠償責任についての根拠と理由も聞かせてもらいました。

そして知事に伺いますが、まず請負業者への返還請求について、監査委員は工事請負者の責任を認定をしているということではっきりしておりますが、県は、代金の返還請求を前向きに検討すると述べてからもう1年以上たっておりますが、幾ら見解が分かれているからといっても慎重に検討するといっても余りにも長過ぎるのではないかと思います、この判断する時期、明示はできないかということ伺いたいというふうに思います。

それから、公務員給与の件であります、地方交付税法について、今回の地方交付税削減は今年度に限定するということで説明を受けました。しかし、地方交付税法第3条2項では、「国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件を付け、又はその用途を制限してはならない。」とありますが、これはこの法律を無視する手法になっていないのかと思いますが、答弁をお願いをしたいというふうに思います。

あと行財政改革が206億も経済改善効果を出したと言っておりますが、そうであるならば他市町村と足並みをそろえたらどうかということで再度伺いをしたいと思います。

答弁よろしくをお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時20分休憩

午後5時25分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 崎山嗣幸議員の知事に対する再質問について、私のほうから少しお答えをしたいと思いますがいいでしょうか。

先ほどの崎山議員が質問された憲法改正の問題についての知事の答弁、それから御指摘になりました6・23の平和宣言両方に絡めて御説明したいと思います。知事がおっしゃっているのは憲法制定後、さまざまな状況の変化とか環境変化があって、憲法をどうするかという国民的な議論があると。そのときに一番大事なことは、多分、大変大きな問題ですので、これは国民的な深くて幅広い議論がなされるべきであるということです。そしてそのときに一番大事な問題は、日本国憲法が大事にしてきた国民主権でありますとか、基本的人権の尊重でありますとか、平和主義というものを大事にするのだと。そういう意味で憲法をどうするか、改正するかと議論をしていくときに大事なものは、この沖縄戦の経験も踏まえて言うところの平和主義というものはとても大事な理念ではないでしょうかということをもまず申し上げたんだろうと思います。したがって、国民的な議論が必要であることと、憲法の理念を大事にするということを指摘されたというふうに理解します。

それから、96条の問題につきましても、国民的な議論の中でそれをどうするのかということをも幅広く議論をして検討していただきたいという趣旨を述べたということでもあります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 識名トンネルの問題につきまして、工事請負者の責任について前向きに検討すると発言してから長過ぎるのではないかと、判断する時期等についてという御質問にお答えをいたします。

何人かの弁護士に相談いたしましたところ、返還請求は法的に難しいという御意見もある一方、契約は錯誤無効であり一部返還を求められるという意見がございまして、県としてもなかなか難しい対応を迫られているところでございます。今般、住民訴訟が提起されておりまして、この住民訴訟の中で大成建設JVの責任、そして返還の義務等についても明らかになっていくものと考えております。したがって県といたしましては、裁判所の判断を踏まえて対応を考えたいという

ふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） まず1点目、交付税法第3条に反しているのではないかという御質問にお答えいたします。

地方交付税法第3条第2項は、「国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。」というふうになっております。今回の措置は、確かに明確に断定的に地方交付税法違反というふうにはなかなか申し上げられません。というのは、国会で適正な審議を経て法律が改正をされたという経過もございます。ただししながら、結果として交付税を給与削減の手段に使ったというふうに思わざるを得ないというふうに私も思っておりまして、これはやはり地方交付税法の趣旨にかかわる根本的な問題があるのではないかとこのように思っています。

それからあと1点、行革との関係で他の団体と足並みをそろえるべきではないかというようなお話でございました。

県においても自主的な給与カットというものを平成20年から2年9月行いました。それは三位一体の改革によって交付税が急激に減ってまいりました、これは平成19年の時点でございました。その時点では、向こう4年間で1200億余の収支不足が生ずるということで、基金を全て取り崩し、あるいは県債を増発してもなお予算が組めないということからやむなく職員の給与についても、職員組合との話し合いのもとで減額をさせていただいたということがございます。

ただ今回の件は、現実に平成25年の地方交付税が削減をされ、あるいは国庫給と負担金が削減をされるということで合計75億円の収支不足、結果としてそうなっております。これの穴埋めは、先ほど御案内しましたように財政調整基金を取り崩し、あるいは退職手当債という将来の債務を増発をして賄うということになりますけれども、本来その基金、それから将来の債

務にわたるものについて、県民サービスに直接かかわるような事業に充てるということの予定でございます。そういうことから、やむなく今回の提案に至ったわけでございますが、ただ、行革の努力ということからいいますと、今回、当初の提案が給与の削減、それからそれに加えて期末勤勉手当の削減、それから給与に連動する手当も削減の対象にするというような提案でございました。これは、そういう行革の件もございまして、それでこの分は撤回をしたということも一応やったつもりでございます。

以上でございます。

○崎山 嗣幸君 議長、答弁漏れがあります。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時32分休憩

午後5時33分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 私の言葉が大変舌足らずだったようですので、今わかりました。

実は、9条についてはさまざまな議論があると承知しております。立場も違いますし、いろいろな意見もありますし、96条をめぐってもそうです。私がお答えしたのは、9条や96条の特定の条項、条文に絡んで発言したというよりも、憲法が決めている基本的平和主義というものの大事さというものに立って、広く国民的な議論をした上で、この問題を国民的に考えていく。そのときに大事にしてほしいのは沖縄の視点から言うと、平和主義というのは大事な一つの理念ではなかろうかということでございます。

○議長（喜納昌春君） 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明27日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時34分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 桑 江 朝 千 夫

会議録署名議員 渡 久 地 修

平成25年 6 月27日

平成 25 年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 3 号）

平成25年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第3号）

平成25年6月27日（木曜日）午前10時2分開議

議 事 日 程 第3号

平成25年6月27日（木曜日）

午前10時開議

第1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出席議員（47名）

議長	喜納昌春君	23番	大城一馬君
副議長	浦崎唯昭君	24番	嶺井光君
1番	上原章君	25番	前島明男君
2番	砂川利勝君	26番	照屋守之君
3番	具志堅透君	27番	新垣良俊君
4番	又吉清義君	28番	仲田弘毅君
5番	末松文信君	29番	新垣安弘君
6番	儀間光秀君	30番	當間盛夫君
7番	新田宜明君	31番	照屋大河君
8番	仲村未央さん	32番	狩俣信子さん
9番	玉城満君	33番	赤嶺昇君
10番	西銘純恵さん	34番	新垣清涼君
11番	比嘉京子さん	37番	金城勉君
12番	吉田勝廣君	38番	糸洲朝則君
13番	島袋大君	39番	翁長政俊君
14番	中川京貴君	41番	新垣哲司君
15番	桑江朝千夫君	42番	具志孝助君
16番	座喜味一幸君	43番	新里米吉君
17番	呉屋宏君	44番	高嶺善伸君
18番	仲宗根悟君	45番	奥平一夫君
19番	崎山嗣幸君	46番	玉城義和君
20番	山内末子さん	47番	玉城ノブ子さん
21番	瑞慶覧功君	48番	嘉陽宗儀君
22番	渡久地修君		

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多君	副知事	川上好久君
副知事	高良倉吉君	知事公室長	又吉進君

総務部長	小橋川 健二 君
企画部長	謝花 喜一郎 君
環境生活部長	當間 秀史 君
福祉保健部長	崎山 八郎 君
農林水産部長	山城 毅 君
商工労働部長	小嶺 淳 君
文化観光	
スポーツ部長	湧川 盛順 君
土木建築部長	當銘 健一郎 君
企業局長	平良 敏昭 君
病院事業局長	伊江 朝次 君
会計管理者	岩井 健一 君
知事公室秘書	
広報交流統括官	久貝 富一 君

総務部	田端 一雄 君
財政統括官	
教育委員会	新垣 和歌子 さん
委員長	
教育長	諸見里 明 君
公安委員会委員	與儀 弘子 さん
警察本部長	笠原 俊彦 君
労働委員会	
事務局	真栄城 香代子 さん
局長	
人事委員会	
事務局	平良 宗秀 君
局長	
代表監査委員	知念 建次 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	嘉陽 安昭 君
次 長	知念 正治 君
議事課 長	平田 善則 君
副参事 兼	
課長 補佐	勝連 盛博 君

主 幹	佐久田 隆 君
主 査	嘉陽 孝 君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。
瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 皆さん、おはようございます。

県民ネットの瑞慶覧功です。

代表質問を行います。

質問に入る前に所見を述べたいと思います。

去る日曜日には参議院選挙の前哨戦と言われる東京都議選挙が行われました。与党の自民党、公明党が圧勝しました。この結果を喜んでいる人、がっかりしている人がいると思いますが、私は、沖縄の視点からしてオスプレイの強行配備や辺野古の新基地建設を押しつける政党が圧勝したことにがっかりしております。

さて、7月4日公示、21日投開票の参議院選挙が近づいてまいりました。これまでも決算特別委員会でも国や県から補助金を受けたり、利害関係にある者の選挙活動について異議を唱えました。関係する企業や団体、農林水産業、建設業、観光業、医療・福祉事業の経営者団体が公然と選挙に関与している実態があり、疑問を感じております。

日ごろから我々革新・中道の野党は県民生活の向

上、経済産業振興の発展のために頑張っています。なぜ一方に肩入れするのか、ガッティンなりません。お客様である有権者の支持する政党は一つではありません。また、集会やビラ配布、期日前投票等の企業動員は、職員にとっては圧力となっております。国や県が保革のどちらの政権になったとしても、利害関係にある企業・団体は中立性を保つべきであると思います。これから猛暑の中で厳しい選挙となりますが、お互いに体気を付けながら頑張ってまいりましょう。

質問に入ります。

知事の政治姿勢について。

政府主催の「4・28主権回復・国際社会復帰を記念する式典」について。

県議会で政府式典開催に反対し、強く抗議する決議が可決されました。政府は、一顧だにせず挙行了しました。沖縄県民にとってまさに新たな差別と屈辱のガッティンナラン日となりました。

ア、1952年4月28日発効のサンフランシスコ講和条約について知事の見解を伺います。

イ、式典への対応として知事の欠席、副知事の代理出席に至った理由について伺います。

ウ、4・28政府式典に抗議する「屈辱の日」沖縄大会」に対する見解を伺います。

次に、橋下日本維新の会共同代表の「風俗提案」発

言と「従軍慰安婦」必要発言について知事の見解を伺います。

次に、ハワイ州アバクロンビー知事の「沖縄海兵隊のハワイ受け入れプロジェクト」について。

ことし3月11日にハワイ大学東西センターで開かれた「沖縄基地問題フォーラム」でアバクロンビー州知事が講演し、「沖縄海兵隊のハワイ受け入れプロジェクト」を公表しました。我が会派県民ネットでは、奥平一夫会派長を団長に玉城義和、新垣清涼、山内末子議員の4名でプロジェクトについてその真意を確認し、膠着している米軍再編問題の打開策を探るべく5月6日から9日までの日程でハワイを訪問しました。

ア、県は、ハワイ州知事の発言の真意を把握しているか、内容を伺います。

イ、知事は、ハワイ州知事と会う考えはあるか見解を伺います。

戦争の本質である悲惨さ、残忍さ、地獄を知らない・知ろうとしない戦後生まれの首相や大臣が懸命になって日本を戦争のできる国にしようとしております。安倍政権を支持するある団体は、公然と沖縄県民を非国民・売国奴呼ばわりし、在日の中国人や韓国人を殺せと叫んでパレードまでしています。戦争を肯定する危うい流れが大きくなっています。

安倍政権による自衛隊の国防軍化、集団的自衛権の行使、憲法9条改正の動きに対する見解を伺います。

次に、6・23慰霊の日、沖縄全戦没者追悼式典について。

去る日曜日に沖縄県主催の追悼式が行われました。

ア、追悼式典の開催目的と趣旨について伺う。

イ、政府関係機関への出席案内先と、今回、外務大臣、防衛大臣、駐日米大使が参列することになった経緯について伺う。

ウ、多くの基地問題、基地被害に苦しめられている県民にとって、厚生労働大臣ではなく基地押しつけの当事者である外務大臣、防衛大臣、駐日米大使と橋下日本維新の会の共同代表の参列は政治利用のそしりは否めない。見解を伺います。

2、基地問題について。

日米地位協定問題。

日米地位協定の見直しについて、これまで県は幾度となく日米両政府に求めてきました。県議会も全会一致で意見書を採択・要請し、県は平成15年に「日米地位協定の抜本的見直しに関する全国行動プラン」を発表し、関係自治体訪問に取り組み、全国知事会、渉外知事会、全国都道府県議会議長会、衆議院、参議院、特別委員会、そして自治労や連合といった労働団体、

そして日本青年会議所も見直しを求める決議等を行っています。すなわち、日米地位協定の見直しは日本国民の総意であるはずですが、しかし、一向に解決されず、日本政府は消極的な姿勢に終始しており、主権国家の体をなしていません。

伺います。

日本政府が不平等な日米地位協定の改定を強く求めない理由と、アメリカがかたくなに改定を否定するのはなぜか見解を伺います。

次に、知事は日米地位協定の改定ができないのであれば、嘉手納基地を初め全ての米軍基地の撤去を求めるべきではないか伺います。

枯れ葉剤疑惑問題について。

代表質問通告締め切りの後に北谷町キャンプ桑江跡地の土壌汚染問題が報じられました。同地域ではこれまでもPCBやアスベスト等の汚染物が次から次に出てきて、そのたびに区画整理事業のおくれを招いています。米軍施設の返還跡地から必ずといっていいほど不発弾や汚染物が出ています。枯れ葉剤を初めとする有害な汚染物質の調査を徹底して行う必要があると思います。

伺います。

ア、県は、早急に特別調査委員会を設置すべきである。見解を伺います。

イ、2002年、北谷町での事案を教訓に、分析項目について専門家等と事前協議した上で透明性を確保するために第三者の専門機関に調査を依頼する必要があると思います。見解を伺います。

次に、F15墜落後、原因究明もなされぬまま、わずか2日後に飛行訓練が再開されました。F15墜落事故に対する日本政府、在沖米軍の対応と県の見解を伺います。

次に、嘉手納より南の米軍施設返還・統合計画案について、県の見解と関連市町村の反応について伺います。

次に、認可外保育園の防音対策事業補助対象外問題について。

ア、見解と今後の対応について伺います。

イ、防音工事対象地域外、中城村、西原町の実態について伺います。

3、教育行政について。

県教育委員会は、文部科学省の指導に基づき育鵬社版を使うよう竹富町に求めたとのこと。八重山教科書問題の課題と対応について伺います。

4、医療行政について。

子宮頸がんワクチンの副作用問題について。

県内における接種状況と副作用の報告件数、今後の対策について伺う。

５、経済、産業振興について。

安倍政権は、流行語よろしくアベノミクスとか「３本の矢」などの言葉を使って国民をあおって盛り上がり、にわかバブルの様相です。一握りの大企業、自動車など輸出産業は売り上げを伸ばし、富裕層は株で大もうけと思ったら長続きせず、５月23日に株価が大暴落しました。公共事業、金融緩和に続く「第３の矢」は、国民総所得１人当たり150万円の収入増を掲げましたが、根拠がありません。民間給与のアップを経済界に要請しながら、一方では地方交付税削減を行い、地方公務員の給与削減を迫るアベコベミクスになっています。

伺います。

アベノミクスによる県民生活と沖縄経済への影響、具体的な金額、数値について伺う。

次に、安倍政権の公約破り、ＴＰＰ参加による県民生活と沖縄経済に与える影響、具体的な金額、数値について伺います。

次に、日台漁業協定問題について。

去る５月14日、15日の２日間の日程で経済労働委員会は石垣市と久米島町に出向き、日台漁業協定について漁業関係者等と意見交換を行ってまいりました。その中で、漁民の皆さんから、当事者にきちんと確認もされず締結され、寝耳に水であった。決まってから説明に来るとはとんでもない、国益のための交渉の手段としてずっと沖縄県が利用されている。国は、金銭的な補償のことばかりにおわせてくる。次の世代を考えると補償など要らないから海を返してほしいなど、政府に対し怒りと悲痛な訴えがありました。

ア、県と県議会は、日中漁業協定及び日台漁業協定に強く抗議し見直しを求めた。政府の対応を伺う。

イ、沖台漁業者意見交換会の協議内容と今後の日程を伺う。

ウ、県の台湾政府への対応について伺う。

６、沖縄県の天下りの実態について。

県退職者の役員就任の実態と「公社等の指導監督要領」は遵守されているか伺う。

７、沖縄県の随意契約の実態について。

原則的契約方法は一般競争入札とされながら、契約件数、金額ともに随意契約が突出している理由と、今後の方針について伺う。

８、沖縄組織ビジョンについて。

各部で一括交付金の２年目を迎え、さまざまな事業がスタートし始めたばかりの時期に、県は来年度、組

織の大改編をしたいとおっしゃっています。今改編されたら混乱を来し、一括交付金事業の遂行に支障を来すことが懸念されます。安易な組織改革を繰り返さないためにも、議会や職員、専門家等の意見を聞く必要があるのではないか。

次に、観光行政について。

クルーズ船受け入れについて。

ア、日本籍、外国籍を含めた観光クルーズ船の入港状況について伺う。

イ、出入国手続、税関検査等の課題と対策について伺う。

次に、観光消費額アップの取り組みについて伺う。

次に、ＯＣＶＢの人事体制のあり方について伺う。

以上、御答弁よろしくをお願いします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

瑞慶覧功議員の御質問に答弁いたします。

まず第１に、知事の政治姿勢の中で、政府主催式典における代理出席について、４・28の式典についてお答えいたします。

政府主催の式典は、天皇皇后両陛下の御臨席のもと、政府、国会議員、民間の代表、そして都道府県の代表が参加することから、県として参加を決めました。そして、高良副知事に出席を依頼したところであります。無論、県民にさまざまな思いや意見があることは承知いたしております。

次に、基地問題についての御質問の中で、嘉手納より南の統合計画についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還は、沖縄の過重な基地負担の軽減及び振興・発展につながるものであり、確実に実施することが必要と考えております。去る６月12日、軍転協の会長として、そしてメンバーの市町村長さん７人とともに上京し、安倍総理大臣を初め防衛大臣、外務大臣、沖縄担当大臣へ移設内容の具体的な説明が必要であること、そして跡利用計画の円滑な実施に配慮すること、さらに地元意見を聴取する場の設置等を要望したところであります。

次に、基地問題についての御質問の中で、認可外保育施設が防音工事の補助対象外になっていることについての御質問にお答えいたします。

認可外保育施設につきましては、認可保育所と同様に児童の健やかな成長のために適切な保育環境を確保する必要があると認識いたしております。そのため、沖縄県では、認可外保育施設を防音対策事業の補助対

象施設とするよう国に要請したところであります。次年度には実現できるよう国に働きかけてまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 知事の政治姿勢についてに関する御質問の中で、サンフランシスコ平和条約についてお答えをしたいと思います。

日本国はサンフランシスコ平和条約締結により、敗戦で途絶えていた各国との外交関係が正常化し、国際社会に復帰したと認識しています。しかし、同条約第3条により、奄美、小笠原、沖縄が米軍の施政権下に置かれ日本から切り離されました。このことは、過重な基地負担など今日に至るさまざまな問題の原点となっており、決して忘れることのできないものであります。

続きまして、屈辱の日沖縄大会についてお答えします。

1952年4月28日が沖縄が本土から切り離され、基地問題を初め今日に至るさまざまな問題の原点となっていることは事実であり、これらに対する県民の意思表示の一つだと受けとめています。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 沖縄組織ビジョンについて、沖縄県組織ビジョンについての御質問にお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョンで掲げる将来像の実現と固有課題の解決を図るためには、全国画一的な組織から21世紀ビジョンの体系に沿った施策をみずからの判断と責任で立案し実行する組織への転換を図る必要があります。現在、県では、今後の知事の事務部局の組織編成の基本的な指針となる「沖縄県組織ビジョン」の策定に向け庁内から意見を募り、調整を行っているところであります。平成26年度組織については、今後、議会を初め関係機関等の意見を参考に編成作業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、橋下大阪市長の米海兵隊司令官に対する発言についてお答えいたします。

橋下徹大阪市長の米海兵隊司令官に対する発言につきましては、女性の人権に対する配慮を欠くとともに、沖縄の基地問題の解決に資するものとは考えられず、日ごろから米軍人による事件の防止に取り組んでいる沖縄県としては理解できないものであり、遺憾であります。

次に、ハワイ州知事の発言の真意についての御質問について、1の(3)アとイは関連しますので一括してお答えいたします。

日米両政府は、2012年4月の2プラス2共同発表において、約9000人の在沖海兵隊が国外に移転するとしており、その内訳を政府に照会したところ、グアムが約4000人、ハワイ等その他の国外が約5000人という回答がありました。また、ことし3月の米下院軍事委員会の公聴会において米軍司令官は、在沖海兵隊のハワイへの移転数を2700人と証言しております。ハワイ州知事は、これらを踏まえ、在沖海兵隊のハワイへの移転について2500世帯の受け入れが可能と発言したと理解しております。県は、3月にホノルルで行われたフォーラムに県職員を派遣し、その後もハワイと連絡をとっており、ハワイ州知事の提案につきましては、引き続き情報収集を十分に行いたいと考えております。

次に、安倍政権による自衛隊の国防軍化等についてお答えいたします。

安倍政権による自衛隊の国防軍化、集团的自衛権の行使、憲法第9条改正については、平和憲法の理念及び我が国の外交・安全保障のあり方とも関連し、国民の間にもさまざまな意見があると承知しております。これらは国民的な議論とともに国政の場などで十分な審議が尽くされる必要があると考えております。

次に、基地問題についての御質問の中で、日米両政府が日米地位協定の改定を行わない理由についてお答えいたします。

日米両政府は、日米地位協定について、「米軍及び在日米軍施設・区域を巡る様々な問題を解決するためには、その時々の問題について、日米地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と考えている」と説明しており、県としては、このことが同協定が見直されなかった大きな理由と考えております。

県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる日米地位協定の運用改善だけでは不十分であり、同協定を抜本的に見直す必要があると考えております。

次に、全ての米軍基地の撤去についてお答えいたし

ます。

日米安全保障体制を含む日米同盟関係は、我が国及び東アジアにおける国際の平和と安定の維持に寄与していると理解しております。しかし、国土面積の0.6%にすぎない沖縄県に在日米軍専用施設の約74%が集中し、沖縄本島の約18%が基地に占められているなど県民は過重な基地負担を背負い続けております。

県としましては、我が国における米軍の地位等について規定した日米地位協定は一度も改正されないまま締結から50年以上が経過しており、時代の要求や県民の要望にそぐわないものとなっていることから、引き続き日米両政府に対し同協定の抜本的な見直しを求めまいりたいと考えております。

次に、F15墜落事故について、日本政府と在沖米軍の対応についてお答えいたします。

去る5月28日に発生したF15戦闘機の墜落事故について、県は、翌日の29日、米軍や関係機関に対し、原因が究明されるまでの同機種飛行中止、事故原因の徹底的な究明と早急な公表、再発防止措置及びなお一層の安全管理の徹底を申し入れました。それにもかかわらず事故から2日後に同機種の飛行が再開されたことは県民の不安を増大させるものであり、遺憾であります。国は、県民の不安を真摯に受けとめ、事故原因の徹底的な究明と公表、再発防止を米軍に強く求めるべきであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 知事の政治姿勢についての中で、従軍慰安婦に関する橋下発言についてお答えします。

橋下徹大阪市長の従軍慰安婦に関する発言につきましては、女性の人権に対する配慮を全く欠いており、理解に苦しむものであり、また、その人権感覚を疑うものであります。

次に、基地問題についての中で、特別調査委員会の設置及び調査手法についてお答えします。2の(2)アと2の(2)イは関連しますので一括してお答えします。

ドラム缶の内容物は特定されておりませんが、何らかの有害物質であった可能性も考えられることから、県と沖縄市により地下水等の周辺環境調査を実施しており、その調査内容については既に県のホームページで公表しております。また、調査機関の選定につきましては、国の審査による受注資格を持つ分析機関を選定しております。なお、ドラム缶内部の付着物及びサッカー場土壌については、沖縄市及び沖縄防衛局が

調査を行うこととなっております。

今回の事案については、県・沖縄市及び沖縄防衛局が連携して対応しており、改めて特別調査委員会を設置するまでは考えておりません。

次に、経済、産業振興についての御質問の中で、アベノミクスによる県民生活への影響についてお答えします。

円安による原油及び輸入原材料の価格上昇は、さまざまな商品価格への影響が懸念されるところです。小売物価統計調査によりますと、平成25年4月現在の本県の状況は、家庭用小麦粉1キログラムは248円、食用油1リットルは368円となっており、平成24年4月と同額となっております。その他生活関連物資もおおむね前年同月と比較して横ばいであり、4月時点での影響は限られたものとなっています。しかしながら、7月以降の家庭用小麦粉やその他生活関連物資の値上げが相次いで発表されていることから、今後は家計への負担が増すものと考えられます。

県としましては、円安による生活関連物資の価格の動向に注視するとともに、県民への情報提供に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、追悼式典の開催目的と趣旨についてお答えいたします。

沖縄全戦没者追悼式は、さきの大戦でとうとい生命を失った人々について、国籍、立場を超え、全ての命を慰霊・追悼するとともに、世界の恒久平和を願う趣旨で毎年6月23日の慰霊の日に開催しております。

次に、追悼式への外務・防衛大臣、駐日米大使の参列の経緯についてお答えいたします。

今回の外務大臣、防衛大臣及び駐日米大使の参列については、沖縄全戦没者追悼式の趣旨を深く理解する機会になるとの考えから、関係省等からの参列の意向を踏まえ対応したところであります。

次に、外務大臣、防衛大臣、駐日大使、橋下日本維新の会の共同代表の参列についてお答えいたします。

県としましては、「戦没者のみ霊を慰めるとともに、世界の恒久平和を願う沖縄の心を発信する」という式典の趣旨を踏まえ、さきの大戦で一般住民をも巻き込んだ悲惨な地上戦となった沖縄の冷厳な歴史的事実について理解を深めていただく機会になると考えております。

次に、基地問題についての御質問の中で、防音工事の補助対象地域外となっている中城村、西原町の実態についてお答えいたします。

平成25年4月1日現在の認可外保育施設数は、中城村が11施設、西原町が10施設となっております。中城村及び西原町においては、住宅防音工事の対象区域はありませんが、認可保育所の防音工事は、中城村で2施設、西原町で5施設の実績があります。

次に、医療行政についての御質問の中で、子宮頸がんワクチン接種状況と副反応の報告件数及び対策についてお答えいたします。

子宮頸がん予防ワクチンは、平成22年11月から開始され、本年3月末までに県内では4万4775名が接種しております。その間における副反応の報告件数は、全国では1968件となっておりますが、都道府県別には公表されておられません。定期接種となった今年度の接種者の数は把握しておりませんが、副反応については、国から6月20日現在4件であるとの報告を受けております。国においては、調査を行った上で速やかに専門家による評価を行い、改めて今後の対応を判断するとしております。県としても、この調査に協力するとともに、県民に対しワクチンの効果及び副反応について情報提供をしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは、御質問にお答えいたします。

教育行政についての御質問で、八重山教科書の課題と対応についてお答えいたします。

八重山地区教科書につきましては、3市町教育委員会で同一の公民教科書が採択できず、需要数報告ができていないことが課題であります。同課題につきましては、当該3市町教育委員会が主体的に取り組み解決していくべきものと考えており、現在、私自身が直接3市町教育長と話し合い、同一の教科書が採択できるよう再協議を促しているところです。なお、昨日、八重山採択地区協議会総会が開催され、今後、改めて日程を調整し協議していくことを互いに確認したと聞いております。

県教育委員会としましては、今後も引き続き3市町教育委員会それぞれの立場を尊重しつつ指導助言を行い、同一の教科書採択の実現に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 経済、産業振興についての御質問の中の、アベノミクスの沖縄経済への影響についてお答えいたします。

アベノミクスの県経済への影響としては、円安を背景とした観光客数の増加、企業業績が回復し設備投資や賃金が上昇することにより消費が増加することで、将来的に県経済への好影響が期待されます。県経済の現状としては、観光では平成25年第1・四半期の入域観光客数が前年同期と比べて6.5%増加するなど好調に推移しております。また、雇用では完全失業率が平成25年第1・四半期で6.1%と前年同期と比べて1.0ポイント改善しております。一方で、輸入価格の上昇も懸念されますことから、引き続きアベノミクスの影響について注視してまいります。

次に、ＴＰＰ参加による影響についてお答えいたします。

沖縄県の農業分野については、直接影響額が約580億円、関連産業への波及も含めると約1420億円の影響が出るとの試算があります。このため、十分な農業対策が打ち出されないまま妥結し、関税が撤廃された場合、深刻な影響が懸念され、特にサトウキビ生産が主要な産業となっている離島地域において重大な影響を与えるおそれがあります。また、ＴＰＰは物品貿易のみならずサービスや投資、政府調達など幅広い分野にかかわるものであり、県内の関係団体から、農業分野以外にも国民皆保険制度の維持や食の安全・安心についての懸念などが示されております。一方、輸入にかかわる業者にとっては、輸入品の価格低下による販売額の増加など一定のメリットがあり、同時に一般消費者もその恩恵を受けることが考えられます。製造業については、海外・国内市場等の違いや企業規模などによって企業ごとにプラス・マイナスの影響があると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 山城 毅君登壇〕

○農林水産部長（山城 毅君） 経済、産業振興についての中、日中漁業協定及び日台漁業取決め見直し要求に対する政府の対応についてお答えいたします。

平成12年に発効された日中漁業協定では、北緯27度以南の先島及び久米島の周辺水域において、中国漁船が自由に操業できる内容となっております。また、本年4月10日に合意された日台漁業取決めは、沖縄からの要望が反映されず、台湾側に大幅に譲歩した内容となっております。このため、本県漁業者の権益及び安全操業を確保し、漁業秩序を維持できるよう、国に対

し日中漁業協定に関する外務大臣書簡の破棄及び日台漁業取決めの見直しを強く要求してきたところであり、この要請に対し、国は、１、日中漁業協定については、日中漁業共同委員会で問題提起し粘り強く協議していく、２、日台漁業取決めについては、取り決め直後であり、すぐの見直しは困難であると回答しております。

県としましては、今後とも漁業団体と連携し、国に対し粘り強く見直しを求めていくこととしております。

次に、沖縄と台湾の漁業者間会合についてお答えいたします。

本年５月に行われた「日台漁業者間会合」は、取り決め適用水域における操業ルールについて、沖縄と台湾の漁業者同士が意見交換を行う目的で開催されたものであります。協議内容は、双方の操業方法などについて意見交換を行っております。その結果、沖縄と台湾の漁船では操業方法に大きな違いがあることから双方が持ち帰って検討し、次回以降の会合で協議することとしております。次回の会合については、速やかに開催できるよう漁業団体とも連携してまいります。

次に、台湾政府への対応についてお答えいたします。

現在、台湾政府とは日台漁業委員会を通して国レベルで漁業交渉をしているところであります。このため、県及び漁業者代表が沖縄海区漁業調整委員会として日台漁業委員会の特別委員へ参画し、本県漁業者の意見を反映できるよう対応しております。

今後とも、この日台漁業委員会の中で台湾側へ働きかけていくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） 県退職者の役員就任の実態と公社等の指導監督要領についてお答えいたします。

「公社等の指導監督要領」に基づき毎年公表しております公社等の常勤役員への県退職者の就任状況は、平成24年7月1日現在で9団体に12人おります。県では、公社等に対する県関与の透明性及び公平性を確保するため、同要領において指導監督及び調整に必要な事項を定め、必要な指導等を行っているところであり、また、公社等においてはその指導等に対して適切に対応しております。

次に、随意契約が多い理由と今後の方針についてお答えいたします。

県が締結した委託契約のうち随意契約の割合が大きい理由としては、件数については契約金額が少額であるものが多数あること、金額については、土地開発公社との用地取得契約やプロポーザル方式により選定した相手方との契約で金額が多額なものがあることなどが考えられます。これについて、包括外部監査人から、例外的であるはずの随意契約が大きな割合を占めていること、一部の契約について随意契約の要件を満たしていないのではないかなどの監査意見が示されているところであります。

県としましては、今後、当該意見の内容を十分に精査した上で、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 観光行政の御質問の中の、クルーズ船の入港状況についてお答えいたします。

国内外のクルーズ船の沖縄への入港状況については、平成24年は那覇港や石垣港等に延べ126回、前年比で15回の増、乗船者数では22万3768人、前年比で2万4778人の増となっており、増加傾向にあります。平成24年の主な増加要因としては、乗客数3000人を超える大型クルーズ船「ボイジャー・オブ・ザ・シーズ号」が4回入港したことが挙げられます。

次に、出入国手続等の課題と対策についてお答えします。

外国人のクルーズ船観光客の出入国においては、特に入国審査手続に時間を要していることから、海外クルーズ会社等から簡素化等が要望されております。沖縄県においては、平成24年1月に法務大臣等に対し、入国審査手続の簡素化及び体制の拡充強化等による審査の迅速化を要請しております。その後、平成24年6月には2000名以上の外国クルーズ船の乗客に対する審査手続の簡素化が実現しております。その結果、平成24年7月に寄港した大型クルーズ船「ボイジャー・オブ・ザ・シーズ号」では入国審査が迅速に行われ、大きな混乱は生じておりませんでした。沖縄県としては、引き続き入国審査手続のさらなる簡素化を求めていると考えております。

次に、観光消費額アップの取り組みについてお答えいたします。

県が実施した平成24年度観光統計実態調査によりますと、観光客1人当たり県内消費額は6万7459円となっており、平成23年度の6万8427円と比べ1.4%減

少しております。県としましては、沖縄が持つさまざまな資源を活用し、文化資源活用型観光やスポーツ・ツーリズムなど付加価値の高い観光を推進するとともに、観光消費額の高い外国人観光客を対象とした誘客活動を強化するなど、観光消費額の増加を図ってまいりたいと考えております。

次に、沖縄観光コンベンションビューローの人事体制のあり方についてお答えします。

沖縄観光コンベンションビューローの役員の人事体制については、当財団の定款に基づき決定されるものであります。理事及び監事は、評議員会の決議によって選任され、会長等については、理事会の決議によって理事の中から選定されます。このような手続を経て25名の理事が選任され、新会長には前副知事である上原良幸氏が昨日選定されたところでございます。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 再質問を行います。

初めに、知事の政治姿勢についての中から、政府主催の「4・28主権回復・国際社会復帰を記念する式典」についてですけれども、知事は天皇皇后を初め各界の代表が参加するので沖縄県として参加を決めた。そして高良副知事に代理出席を頼んだとしていますが、県民のこの心中を察して受けとめたなら、沖縄県の立場としてはやっぱり参加を拒否なさるべきではなかったのかというふうに思うんですが、伺います。

そして次に、高良副知事には初議会で言うのも何ですけれども、代理出席の理由を沖縄県の席があいているというのは日本の一県としてあり得ないとの発言をされたようですけれども、もし事実なら不適切な発言ではないかと思えます。その真意が、4・28が沖縄にとって屈辱の日とするその真意と、4・28が沖縄にとって屈辱の日とする認識はないのか伺います。

次に、見識ある天皇陛下にとってさぞ迷惑な話だったのではないかと察するわけですが、改憲への政治利用は否めません。違憲ではないか、見解を伺います。

次に、ハワイ州のアバクロンビー知事の沖縄海兵隊ハワイ受け入れプロジェクトについてですけれども、普天間飛行場の移設問題で知事は県外としているわけですが、もっと選択肢を広げるべきではないでしょうか、伺います。

先ほどちょっと私が聞き漏らしたのかもしれませんが、ぜひアバクロンビー知事と直接お会いをしていただいて話し合いを持っていただきたいと思います。

す。いかがでしょうか。

次に、安倍政権による憲法改正の動きについて。

知事は安倍政権による憲法改正の動きに対し、広く国民の議論がなされるべきとの苦しい答弁をされていますけれども、戦没者追悼式での平和宣言の中で、「沖縄戦の教訓を継承するとともに、わが国が築いてきた平和主義の堅持を強く望むものであります。」と述べておられます。これはすなわち平和憲法の堅持をうたっているのではないのでしょうか、見解を伺います。

次に、6・23慰霊の日、沖縄全戦没者追悼式典について。

先ほど理解を深めてもらう機会にすることということで、今回追悼式典のこの特別招待者名簿には当初ないんですね。にもかかわらず、防衛、外務、そして駐日アメリカ大使が参列したということで、橋下大阪市長も参列しているわけですが、多くの県民は本当に違和感を覚えたと思います。まさにオスプレイ、辺野古の新基地建設、日米地位協定を押しつけている当事者であるわけですから、なぜ職名まで読み上げて、献花までさせる必要があったのか伺います。もっと県民の思いを酌んだ県民本意の追悼式にするべきではないか、見解を伺います。

次に、日米地位協定問題について。

知事は、日ごろから安保条約を容認する立場だとおっしゃっております。しかし、日米地位協定こそ安保条約の根幹であるわけですから、諸悪の根源とまでおっしゃっております。矛盾はないのか伺います。

次に、枯れ葉剤疑惑問題です。

特別調査委員会の設置は考えてないということですが、この問題でこれまで本当に知事公室長も国の責任でとか、政府に強く求めるという答弁が繰り返されてきましたけれども、やっぱり米軍が明らかにしないのであれば、県民の命と安全にかかわる問題であることからして、県がもっと主体となって動くべきであると思います。そのためにも早急に特別調査委員会を設置して、これはただその都度その都度ではなくて、本当に沖縄県内どこでも跡地からこういう汚染物質が出てくるわけですから、そういった特別調査委員会を設置すべきではないか。これを強く求めたいと思いますけれども、もう一度伺います。

次に、認可外保育園の防音工事。

次年度実現を目指して取り組むとのことですが、この問題はいい方向で動いていると思います。工事は当然ですが、その光熱費、維持費などもやっぱり助成が必要です。稼働期間等も含め国にどう

求めていくつもりですか、伺います。

次に、八重山教科書問題です。

昨日、当該3市町教育委員会の第1回協議会が開かれたとのことですが、これをもう少し詳しく状況を聞かせてください。

次に、答弁で当該3市町の立場を尊重しつつとおっしゃっていますが、教育長は竹富町に育鵬社版を使うよう求めたとニュース記事で見ましたが、それはなぜなのか。

次に、この問題は八重山だけの問題ではないと考えます。2007年の高校歴史教科書検定意見撤回を求め開催された県民大会と連動するものであります。県の認識を伺います。

次に、日台漁業協定問題です。

言うまでもなく台湾は沖縄に最も近く、観光業を初めとする経済交流、そして農林水産部門での技術交流など深い友好関係にある国です。県議会も琉中親善議員連盟が結成されております。大変難しい問題ですが、漁業関係者間だけの問題にするのではなく、やはり知事が先頭に立って台湾政府とも対話をする必要があるのではないのでしょうか。これは議員連盟も避けてはいけないと思いますので、その見解を伺います。

次に、天下りの実態についてですが、昨日、上原前副知事がOCVB会長に就任したということですが、それに伴い役員報酬が改正され500万から800万になるそうです。この指導監督要領では月44万円以内というふうに私は見た覚えがあるんですが、そこら辺はどうなっているか。

次に、また任期についてですが、任期は2期で68歳までとなっているんですが、信用保証協会の仲里会長、元副知事ですが、何期目で何歳になるんですか。そこら辺の整合性はどうかお尋ねします。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時11分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 瑞慶覧議員の再質問に答弁させていただきます。

いろいろございましたが、まず初めにおっしゃった政府主催の4・28の式典に出席は見合わせたほうがよかったのではないのかという御趣旨の御質問だと思いますが、これにつきましては先ほども答弁いたしまし

たように、県内でさまざまな思いや意見があるということは十分承知いたしております。ですから、我々もこれは参加すべきか見合わせるべきかいろいろ実は部内でいろんな人の意見を聞きながら、私どももいろいろ考えたわけですが、先ほども申し上げましたとおり、全国の知事会を含め知事さんやその代理の方々が出席なさるということ、それから先ほど申し上げた天皇皇后両陛下も御臨席されている、いろんな国会の先生、民間団体も含めていろんな分野の国民が参加するということになりました。そういう状況の中で私どもとして、確かにいろんな言い分も考え、思いもあるのではございますが、一つの県としてやはりこれは参加を拒否すべきではなかろうというふうに結論を出しました。そういうことで副知事の代理出席ということで、出席はするというで決めさせていただいたわけでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 瑞慶覧議員の再質問につきまして、私のほうから幾つかお答えをしておきたいと思います。

まず先ほどの答弁で申し上げましたが、1952年4月28日、サンフランシスコ平和条約において、沖縄、奄美、小笠原等が日本の施政権から切り離された。そして先ほど申し上げましたように、現在に至る沖縄の過重な基地負担の原点で、沖縄県民にとって忘れることのできない日であるというふうに申し上げました。その日について、4・28につきまして沖縄県民の間で屈辱の日であるというふうに表現する、その趣旨、気持ちは当然理解できるわけです。

先ほど知事が答弁されましたように、私たちは政府主催の式典に参加すべきかどうかということについて議論したわけですが、私は政府が主催する式典、さまざまな日本の代表が来られて天皇皇后両陛下も御臨席されるということで、そこに沖縄の席があいた場合、行政として沖縄県がそこに出ないということは多分ぐあいが悪いという趣旨のことを申し上げたわけです。そして同じ日に県民大会が開かれました。まさに屈辱の日という言い方に立って政府式典に抗議する大会であったわけですが、そのような催しを持つということの沖縄県民の思いというものがその意思として表示されているという理解もしつつ、私は知事の代理として政府式典に出席したということでもあります。

それから瑞慶覧議員から、平和主義というのは平和憲法というものと一緒だろうかという趣旨の御質問が

ありましたけれども、平和主義を堅持するというのは個々の憲法の条文・条項に依拠することではなくて、平和主義というものが憲法にとって大事な理念であるという立場に立って、その上で広く国民で議論をし、そして沖縄の立場からしてもそういう広い国民的な議論の上で物事が議論されていくことが大事だというふうに申し上げているわけです。

瑞慶覧議員が指摘された日台漁業協定、それから日中漁業協定の問題ですけれども、もちろん県は漁業者の声を聞きながら政府に強い見直しを求めていますし、それから漁業者の声を確かめながら県に何ができるかということを考えております。先ほどの御指摘を踏まえてさらに沖縄の漁業者と一体となって、さらに漁業者の権利、生活を守るための状況を改善するために知事を含めて当然奮闘していくというふうに申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 再質問にお答えいたします。

まず4・28主権回復の日に天皇皇后両陛下が御臨席されたのは、これは天皇の政治利用ではないかというようなものに対する見解でございますけれども、菅官房長官は、定例会見でもございますけれども、奄美、小笠原、沖縄を含めた日本の未来を切り開くという決意を新たにする式典であり、天皇皇后両陛下の御臨席を賜るということはある意味では自然なことだと述べ、政治利用には当たらないという見解を示しております。県は、その見解に理解を示すものであります。

次に、海兵隊のハワイ移転をめぐってアバクロンビー知事に会う考えはあるかという御質問でございます。

先ほど答弁させていただきましたように、去る3月10日に行われましたフォーラムにつきましては、アバクロンビー知事が発言されておりますが、沖縄県からも職員をメンバーとして出しております。その後、アバクロンビー知事からは現在具体的な計画をつくっているというようなお話がありまして、後ほど提供していただけるというお約束もいただいております。この件につきましては沖縄県とハワイでやりとりをしてございまして、それも入手できるであろうと。したがって、こういう形で交流は続けてまいりますし、また必要であればアバクロンビー知事に接触することも考えてまいりたいと考えております。

次に、安保を容認する立場と地位協定を変えていく

立場というのは矛盾しているのではないかというような御質問だったと思いますけれども、沖縄県は日米安全保障条約の重要性を認識し、それを認める立場でございます。しかしながら、沖縄の米軍基地の負担というのは余りにも過重であると、その軽減を求めているわけでございます。その米軍基地が引き起こすさまざまな問題の一つの要因となっている日米地位協定は、この50年間全く改定されていないという現実がございまして、このことをしっかり時代に合うように、あるいは基地問題の解決に資するような形で見直しをいただきたいということで、平成12年以来11項目の見直しを求めているものでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 再質問にお答えいたします。

さきの全戦没者追悼式は県民本意の式典とするべきであって、外務・防衛大臣などの招待には違和感を感じる。なぜ職名まで読み上げて紹介をしたのかという質問でありますけれども、お答えいたします。

今回の外務大臣及び防衛大臣の参列につきましては、沖縄全戦没者追悼式の趣旨を踏まえ、さきの大戦で一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦となった沖縄の冷厳な歴史的事実について理解を深めていただく機会になるとの考えから、関係省から参列の意向がありましたので、そういうことを踏まえ対応したところであります。そして献花の際、特別招待者については職名を読み上げておりますので、外務・防衛大臣等についても同様に対応したところであります。

次に、認可外保育施設の防音対策事業の要請に関して、工事費に加え維持費も含めて求めるべきということと、今後国にどう求めるかということの質問であったと思います。

先日、沖縄防衛局のほうに認可外保育施設を防音対策事業の補助対象施設とするように要請をいたしましたけれども、その際、工事費に加えて維持費も含めて補助対象とするように要請をしたところであります。次年度には実現できるように国のほうにさらに働きかけていくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 恒常的な特別調査委員会の設置についての御質問にお答えします。

今回の沖縄市における対応については、沖縄市、沖

縄防衛局、県とともに連携して迅速かつ円滑な対応及び透明性が確保できたものと考えております。

恒常的な特別調査委員会の設置については、御提言として承りたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） 再質問にお答えいたします。

昨日、八重山地区で開催された採択地区協議会総会での内容を詳しく説明してほしいという御質問にお答えいたします。

県内2紙の新聞の内容が違い、情報が錯綜しておりますが、協議会事務局を通して得た情報によりますと、総会後に私から要請のあった協議の場の設定について提案があったそうです。その口火を切って、この問題は竹富町の問題だという意見をもとに、3市町で言い合いが始まってしまったということです。しばらく続いた互いの応酬を聞いていたある委員から、この場でおさまりそうもない雰囲気から、この話し合いは終わらない。3教育長で改めて後日話し合いを持ってほしいという提案がありました。それを受けて改めて日程を調整し協議していくことを互いに確認したという内容でございます。

2つ目に、竹富町に育鵬社版を求めたことについてお答えいたします。

この点につきましては、当新聞社がどういう意図で掲載したか承知しておりませんが、私自身就任以来、竹富町に対して当該教科書を求めたことは一度もありません。なお、当記事に対しましては異議を申し入れたことをこの場で申し添えたいと思います。

3つ目の、今回の八重山教科書がさきの県民大会にまで発展した教科書検定の問題にもつながるものであるという御質問につきましては、両者の連動性につきましては特に承知しておりません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） O C V B の会長の報酬の件についてお答えいたします。

報酬についてはまだ決定をされていないというふうには認識をしておりますけれども、一般論といたしまして就任された御本人の経験、あるいは力量にふさわしい額としてその団体がみずから判断をし、それぞれの手続にのっとって決定をされるものというふうを考えております。そして県においては、この協議があった

場合には指導監督要領に基づきまして役員報酬への県からの財政支援の有無などを勘案し、判断することとなると思います。ちなみに、現在 O C V B に対しては、県からの役員報酬に対しての財政支援はございません。

それから次に、信用保証協会の会長の年齢と何期目かという御質問にお答えいたします。

現在76歳で、2期目でございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 再々質問ですけれども、さっきちょっと抜かしている部分もあったんですけれども、今さらできないので。

この天下りの話ですけれども、この要領ですか、それとどうなのかということをお伺いしたんですけれども、今2期目ですと。また3期目までという話になっているという話を聞いたんですけれども、そこら辺の、要領と照らし合わせて先ほどの給与の問題、そして任期の問題はどうか、それをもう一度お願いしたいと思います。

そして、この4・28の式典問題、そして6・23慰霊の日に関連して、4・28はさまざまな意見があると。しかし、やっぱり沖縄県において圧倒的な県民の思いというのは出席してほしくない、そうだったとこれは思います。

そしてまた、6・23では防衛・外務、そして駐日アメリカ大使が参加したものを理解を深めてもらう機会になるようにということをおっしゃっているんですけれども、ここにはやっぱり本来の主役である県民が見えない、そういう思いが私はないという思いがします。これは質問ではないんですけれども、やっぱりこういったことをしっかりと県民の総意というか、多数の意見、そういったものをやっぱりもっと判断していただきたい。これは要望としておきます。

終わります。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時34分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

総務部長。

〔総務部長 小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） 再々質問にお答えいたします。

まず、指導監督要領に照らしてどうかというお話です。

まず、OCVBの件ですが、報酬の額については、指導監督要領では、「公社の常勤役員に就任するに当たっては、次に掲げる事項を公社等に求めるものとする。」と。その中に、「報酬等は、別に定める報酬等の基準の範囲内とする」と。これが御質問にありました44%以内ということではありますが、「この場合、当該公社等における県の財政支援の有無、他の常勤役員との均衡等を考慮して要請を行うものとする。」というような条項がございます。そういうことで、仮に新たに任命された会長の報酬の協議があった際は、私どもとしてはこの財政支援の有無、現在は財政支援がございませんので、団体が適切に判断される額を了とすることになるかと思えます。

それから、信用保証協会の会長の2期、それから現在は76歳ということですが、要領でいいますと65歳ということです。

信用保証協会の会長職については、信用保証協会の定款で知事が任命をするというふうになっております。もちろん任命の際には指導監督要領というものを念頭に進めるわけですが、今回、仲里氏については中小企業施策やそれから企業経営、組織体制の知識を有し関係機関との調整能力にすぐれた経験を有することから任命されたものと理解をしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 こんにちは。

公明党・県民会議無所属を代表して質問をいたします。

質問に入る前に若干、所見を申し上げたいと思います。

参議院選挙が近づいております。私は、このたびの選挙は、衆参のねじれを解消して本格的な政権運営ができるかどうかという意味で重要な選挙だと考えております。長いデフレ状態、不景気の期間を脱して本格的な景気回復への道を歩み、国民生活を安定させなければなりません。選挙の争点として、景気・経済対策、社会保障、雇用問題、原発、憲法改正などが挙がっております。

憲法改正について一言申し上げますと、憲法論議には改憲論、護憲論、加憲論等々いろいろな議論があります。改憲論の中には、現憲法は戦後マッカーサーによって押しつけられた憲法であるから、自主憲法を制定すべしという主張があります。一方、護憲論は、現憲法に一切手をつけるべきではないとの主張もあるようでございます。私は、押しつけ憲法ということにつ

いては違和感を覚えております。平和、人権、民主の基本三原則は極めて重要な理念であり、高く評価しております。押しつけということについては、憲法よりもむしろ、日米安保条約第6条に規定された日米地位協定こそ日本の独立国家としての主権を著しく侵害している「押しつけ協定」というべきでありましょう。その意味で、日米地位協定こそ即、抜本的見直しが必要であり、優先すべき課題であります。

現憲法を押しつけ憲法として抜本的見直しを主張する国会議員から、日米地位協定を改定すべしという声を残念ながら私は聞いたことがありません。主権が侵害されているという自覚がないのではないのでしょうか。押しつけ憲法という一見、わかりやすいフレーズを使うことで国民を説得し、本音は別に狙いがあるのではないかという意見もあります。また、96条を先行改正すべしという考え方についても受け入れることはできません。例えば、これまで憲法改正について諸外国、アメリカでは6回改正されております。ドイツは59回改正しているようであります。しかし、改正条件は3分の2であります。一般の法律とは違う、高い改正条件を設けるという意味で「硬性憲法」と言われておりますが、3分の2条項はしっかり堅持すべきであると考えます。もし改正するのであれば、堂々と改正の必要性を国民に訴え、3分の2条項を満たした上で国民に信を問うべきでありましょう。

一方、憲法を「不磨の大典」のごとく一切手をつけたいけないとする考え方にもくみすることはできません。改憲の議論そのものを否定するということは、国民を思考停止状態に押し込めてしまうことにつながるからであります。堂々と憲法を議論することによって、現在の憲法のよさを再認識するとともに、不足の分についても考えるきっかけになると思います。

私ども公明党は、現憲法の果たしてきた役割を高く評価しつつ、一方で時代の変化に伴い足らざるところもあるのではないかと。また、位置づけを明確にしたほうがいいところもあるのではないかと等々、現実を踏まえて議論を積み上げていったほうがいいという立場であります。今後、憲法について国民的議論が高まることを期待するものであります。

では、質問に入ります。

1、知事の政治姿勢。

(1)、日中関係がいまだ緊張状態にありますが、万が一にも紛争が起こるようなことは決してあってはなりません。沖縄にとっても中国との関係回復は極めて重要であります。日中の交流を再開・発展させるためには、沖縄が活路を開く役割を担えるのではないでしょ

うか。県の戦略を伺います。

(2)、去る4月5日に発表された在沖米軍基地の統合計画は、返還手順や跡地利用計画との整合性は検討されているのでしょうか、県の見解と対応を伺います。

(3)、オスプレイがこの夏にも追加配備されるという報道がありますが、県への連絡はあるのか、またその対応を伺います。

(4)、T P Pは21分野に及ぶ広範囲の交渉になります。県内農業に対する影響は明らかであります、その他の分野の影響についてもメリット・デメリットを明らかにするために、県独自に調査研究をすべきではないでしょうか。

(5)、政府は「沖縄をイノベーション拠点」に位置づける方針とのことであります。政府との連携の中で沖縄の成長戦略をどう構築するか、県の考えを伺います。

2、総務部関連。

(1)、一括交付金は24年度、25年度と県の要望ができませんでした。今後も一括交付金制度の継続ができるかどうか、見通しはどうでしょうか。

(2)、県は「今後の財政収支見通し」を発表しましたが、歳入より歳出が上回る見込みになっております。財政基盤の安定、確立のための取り組みはどうでしょうか。

3、知事公室関連。

(1)、先日、沖縄市で米軍基地返還跡地からドラム缶が発見されました。枯れ葉剤の疑いも指摘されておりますが、県としての対応を伺います。

(2)、米軍飛行場周辺において、防音工事エリアの見直しを求める声があります。爆音被害の実態把握について、県は独自の調査を実施して防衛省に要望すべきではないでしょうか。

(3)、国交省が整備するG P S波浪計津波防災システムについて、沖縄県への設置を要請してはどうでしょうか。

(4)、昨年9月議会で提案しました女性防災クラブ研修の一環として招聘するとした専門家を招いての講演会開催はどうなっているのでしょうか。

(5)、認可外保育園の防音工事について、認可園同様、施工対象にすべきであります。見通しはどうでしょうか。

4、企画部関係。

(1)、公共交通体系整備について伺います。

ア、鉄軌道導入の県案、内閣府案とN P O等県民意見との整合性をどう図っていきますか。

イ、地下方式、高架方式、それと地平方式の比較検

討はどのようにしておりますか。

ウ、公共交通の活性化のためにノンステップバス導入、バスレーンの延長、I C乗車券システム導入、バスロケーションシステム導入、バス停のグレードアップ等の実施状況はどうでしょうか。

(2)、がん治療に大きな効果を発揮されるとされる重粒子線がん治療センター設置が検討されておりますが、調査状況と見通しはどうでしょうか。

5、福祉保健部関連。

(1)、「待機児童解消加速化プラン」について伺います。

政府は、深刻な待機児童問題の解消に向けて、平成27年から実施予定の計画を2年前倒しして取り組むことになりました。県や市町村に対して積極的な支援策を講じることにより、問題解決を図る方針であります。

ア、待機児童解消に向け、国は平成25年、26年を「緊急集中取組期間」と位置づけ20万人分の保育環境整備、平成27年から29年は「取組加速期間」として40万人分の保育環境を整備し、待機児童解消を目指すことになっております。県としても、待機児童ゼロに向けて計画の前倒しを検討すべきではないでしょうか。

イ、保育士確保のための処遇改善や非正規職員の問題についてどう改善していきますか。

ウは取り下げます。

エ、事業所内保育施設の県内での事業所数、児童数の実績はどうでしょうか。

オ、認可外保育園への給食費助成について、本年度も引き上げていただきました。高く評価したいと思います。また、さらなる向上に向けた計画はどうでしょうか。

(2)、各市町村における子供医療費の自動償還払い方式の導入状況はどうなっておりますか。

(3)、虐待などにより傷ついた子供たちの心のケアのための「情緒障害児短期治療施設」の設置に向けた取り組みはどうでしょうか。

(4)、航空医療について。

ドクターヘリが運用されるようになってから救急医療が充実してきました。しかし、宮古、八重山、久米島等、我が沖縄県は離島が多く点在しており、離島住民の命を守る航空機輸送は非常に重要であります。自衛隊や海上保安庁の協力を仰いで対応している現状ですが、今後の離島住民の緊急時の輸送手段について伺います。

ア、自衛隊や海上保安庁による患者輸送の実績や課題はどうでしょうか。

イ、北海道で実施しているメディカルウイング（医療優先固定翼機）研究運航事業を視察してまいりました。沖縄でも実証実験として国に要請してはどうでしょうか。また、県医師会とも連携して「航空医療研究会」（仮称）を設置して検討してはどうでしょうか。

ウ、浦添総合病院が運営するドクターヘリのヘリポートについて、浦添市で議論になっているようですが、県はどうかかわりますか。

6、商工労働部関係。

(1)、中小企業金融円滑化法が3月末をもって終了しました。資金繰りや企業経営への影響が懸念されますが、県内企業の状況はどうでしょうか。

(2)、雇用対策。

ア、高校生、大学生のキャリア教育は就職率や定着率に課題があります。実績豊富な民間の教育機関との連携は重要だと思いますが、いかがでしょうか。

イ、県外・海外インターンシップの実績と本年度の取り組みについて伺います。

ウ、ニート、ひきこもりの実態把握と対策について伺います。

エ、障害者法定雇用率が国・地方公共団体、教育委員会、民間等、それぞれで決められておりますが、県から民間委託する事業についての数値は守られているでしょうか。

7、教育庁関連。

(1)、「子どもの貧困対策法」について。

去る6月19日、「子どもの貧困対策法」が成立しました。子供の貧困解消、教育の機会均等、健康で文化的な生活の保障、次世代への貧困の連鎖の防止等を基本理念としております。県内においては、子供の貧困問題は重要課題であります。

ア、県内の子供の貧困率等は、実態調査はどうでしょうか。

イ、子供の貧困対策計画の策定はどうでしょうか。

ウ、低所得世帯への支援策はどうでしょうか。

(2)、英語立県事業について。

ア、英語マイスター公開授業の成果と今後の展開はどうか。

イ、大学院大学、アミークス、基地内学校との連携はどうか。

ウ、海外との姉妹校提携の進捗状況はどうか。

(3)、国公立大学への県内高校生の進学率はどうか。

(4)、難聴児童の補聴器助成について伺います。

昨年2月議会でも取り上げましたが、両耳の聴力が70デシベルより悪くなると身体障害者と認定さ

れて身体障害者手帳が発行され、補聴器への助成制度が適用されます。しかし、70から55デシベルの聞こえの人を中等度、50より軽い人を軽度難聴者という言い方をいたしますが、30を超えたら補聴器が必要になることは一緒でございます。

そこで伺います。

ア、補聴器が必要とされる聴力30デシベル以上70デシベル未満の軽度・中等度の難聴児童の補聴器への助成制度を検討すべきではないか

イ、小・中・高校生の難聴児童生徒の実態に去年と変化はありますか。

8、土建部関連。

(1)、米軍発注工事に係るボンド制度への対応についてどう検討されておりますか。

(2)、国は今年度、人材確保や経営支援として公共工事の労務単価を引き上げました。国による労務単価引き上げについて、県内での運用は下請、孫請等を含め適正になされているか。また、効果はどうでしょうか。

(3)、定期貨物船就航実証実験について。

平成23年11月から実証実験が開始されております。中城湾港の活性化、背後地への企業誘致の促進、雇用拡大等が期待されております。

そこで伺います。

ア、実証実験後の貨物輸送量の推移はどうでしょうか。

イ、上り便が実施されてなく、中城湾に立地している企業の貨物は那覇港に陸送されているとのことですが。上り便も定時運航すべきではないでしょうか。

ウ、鹿児島以外の便拡充はどうでしょうか。

エ、先島への就航実験も求められております。計画はどうでしょうか。

9、農林水産部関係。

(1)、県は、日台漁業協定の見直しについて国に要請しておりますが、見直しはどうでしょうか。

(2)、県内の水産業の現状は小規模操業で、他県や台湾、中国に比べ見劣りするとの指摘がありますが、今後の取り組みについてはどうでしょうか。

10、公安委員会関係。

脱法ドラッグや脱法ハーブ等による健康被害や事件・事故が起こっておりますが、国は本年3月、成分構造が類似していれば一括して薬事法の規制対象にできる「包括指定」を導入しました。

そこで伺います。

(1)、県内での脱法ドラッグ、脱法ハーブ乱用の実態と対策について御説明をお願いします。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） ただいまの金城勉君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後 1 時23分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前の金城勉君の質問に対する答弁を願います。
仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 金城勉議員の御質問に答弁をいたします。

第 1 に、知事の政治姿勢についての中で、イノベーション拠点に係る県の戦略についてという点でございますが、これは政府が今やっております成長戦略に係る関連の御質問についてでございます。答弁いたします。

このたび、山本沖縄担当大臣を初め関係者の御提案といえますかお骨折りをいただきまして、「骨太の方針」や「成長戦略」におきまして、沖縄をイノベーションの拠点として検討し、国家戦略として特区制度の活用も図りつつ、その振興策を総合的そして積極的に推進することが明記されております。沖縄県といたしましては、成長戦略を全庁的に分析をし、沖縄振興に資する施策を積極的に取り込むなど適切に対応し、沖縄21世紀ビジョン実現に向けた取り組みを加速させてまいりたいと考えております。

次に、商工労働部関連についての御質問ということで、金融円滑化法の終了に伴う県内企業への影響についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では3月末の金融円滑化法終了を受けまして、今年度から「資金繰り円滑化借換資金」を創設をし、資金繰りの支援を行っているところでございます。そのため、現在のところ特に大きな混乱はないものと認識をしているところでございます。

次に、土木建築部関連についての御質問の中で、米軍発注工事に係るボンド制度への対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今年度は、県内建設業者の海外展開を支援する沖縄建設産業グローバル化推進事業の中におきまして、第 1 に、海外ボンド会社の活用等の検討を行いますとともに、第 2 に、米軍等関係機関に対する県内業者への分離・分割発注、そしてボンド率減免の要請を引き続き行い、県内業者の受注促進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 金城勉議員の知事の政治姿勢についてに関する御質問の中で、日中関係における沖縄の役割についてお答えをしたいと思います。

沖縄と中国とは長い交流の歴史を持ち、友好的な関係を築いてまいりました。現在は、留学生等の相互派遣など人的交流のほか、観光を中心とした経済交流を積極的に推進しているところであります。

沖縄県としましては、これまでの交流の伝統を生かし、沖縄ならではの中国との交流を推進することで、日中関係の改善に貢献してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 総務部関連についての御質問の中で、財政基盤の安定、確立のための取り組みについてお答えいたします。

「今後の財政収支の見通し」の中では、歳入総額が緩やかに増加する一方で、歳出総額は公債費や今後の社会保障関係費の増等に伴いまして、歳入総額を上回って増加をし、今後4年間でおおむね433億円の収支不足が見込まれているところであります。このため、沖縄県では、新たな行革プランの策定により、自主財源の確保そして事務事業の見直しなど、歳入歳出両面の見直しを継続をして進めるとともに、沖縄振興交付金を活用して、観光、情報通信、それから国際物流などの産業振興施策に重点的に取り組むことによって、安定的な税源の涵養を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、統合計画と跡地利用との整合性についてお答えいたします。

嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還は、沖縄の過重な基地負担の軽減及び振興・発展につながるものであり、確実に実施されることが必要と考えております。4月5日に日米両政府が発表した統合計画においては、具体的な返還規模やスケジュールが明らかにされていないことから、県は、去る6月12日、軍転協として知事が政府に対し移設内容の具体的な説明、跡利

用計画の円滑な実施に配慮すること、地元意見を聴取する場の設置等を直接要望したところであります。

次に、オスプレイの追加配備についてお答えいたします。

沖縄防衛局から、去る4月30日に、在日米軍司令部及び在京米国大使館が日本政府に対し説明があったとのことであり、昨年配備されたオスプレイ部隊に続き、本年夏にCH46飛行隊にかかわることとなる2番目のMV22飛行隊について、12機のMV22が岩国経由で普天間飛行場に配備されるとのことであります。オスプレイ配備については、県民の不安が一向に払拭されておらず、さらなる負担の増大は認められるものではないことから、引き続き配備計画の見直しと配置分散の実施などを政府に強く求めてまいります。

次に、知事公室関連についての御質問の中で、女性の専門家を招聘しての講演会の開催についてお答えいたします。

県は、女性の視点に立った防災対策を推進する観点から、女性の専門家の活用は重要と考えております。このため、議員から御提案のあった講演会の開催について、実施に向け調整を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、農業以外の分野でのTPPの影響についての調査研究についての御質問にお答えいたします。

TPPは物品貿易のみならず、サービスや投資、政府調達など幅広い分野にかかわるものであり、県内の関係団体から、農業分野以外にも、国民皆保険制度の維持や食の安全・安心についての懸念などが示されております。また、正式参加するまでは、国においても詳細な交渉内容の入手が困難となっております。県としましては、今後、知事を本部長とする庁内組織を7月の早い段階で立ち上げ、全庁的に情報の収集や影響の調査等を行うとともに、今後の対策等を協議するなど適切に対応してまいります。

企画部関連の御質問の中で、鉄軌道導入に向けた県案、内閣府案及びNPO等県民意見との整合性についてお答えいたします。

国は、平成22年度から23年度にかけて複数のモデルケースを設定して、既存の整備・運営スキームを前提に検討を行い、沖縄における新たな公共交通システムの導入にかかわる課題整理を行っております。平成24

年度からは、整理された諸課題について可能な限り幅広く調査を行い、段階を踏んで検討を行っているところであります。一方、県においては、国の調査において、膨大な事業費や厳しい事業採算性などの課題が示されたことを踏まえ、鉄軌道等の早期導入の可能性を高める観点から、昨年度、先進事例調査等によるコスト縮減策の検討、持続的な運営を可能にする特例的な制度の検討を実施しました。また、NPO等県民からは、県民及び観光客の移動利便性向上や交通渋滞の緩和などの観点から、これまでさまざまな意見や御提言をいただいているところであります。県としましては、国との連携を図りつつ、今年度は、これまでの調査結果や県民等からいただいた意見や提言を勘案し、導入ルートやシステム、事業スキーム、LRTや基幹バス等のフィーダー交通との有機的な連携等について幅広く検討を行い、導入に向けた県としての考え方をまとめていくこととしております。

地下・高架方式等と地平方式の比較検討についてお答えいたします。

平成24年度の県調査では、沖縄県総合交通体系基本計画で示す南北骨格軸の構築とともに、那覇・名護間を1時間で結ぶ県土構造の将来像を踏まえ、那覇、普天間、沖縄市、うるま市、名護市を結ぶ概略ルートを設定し、検討を行いました。那覇、沖縄市、うるま市にかけての区間につきましては、既に過密な市街地が形成されており、連続した用地確保や物件補償等の課題があることから、道路下を基本とした地下構造での導入が有利と考えております。一方、うるま市以北などの郊外の区間では、連続した用地確保の容易さ及びコスト縮減を考慮し、高架構造が有利と考えております。地平方式につきましては、市街地では膨大な物件補償費の発生や用地取得に長期間を要すること、さらに、踏切設置や道路上への導入に伴う電車と車または人との事故の懸念、車線減少による自動車交通への影響などの課題があると考えております。そのため、沖縄本島を縦断する南北骨格軸については、市街地は地下構造、郊外では高架構造を基本に検討を行っているところであります。

次に、公共交通活性化の実施状況についてお答えいたします。

本県は、急激な自動車利用の拡大とバス利用者の減少により、極めて高い自動車依存型社会が形成され、交通渋滞が日常化しております。県としては、交通渋滞の緩和には公共交通利用への転換が重要であると考えていることから、公共交通の利用環境を改善する各種事業を実施しております。平成25年3月には、交通

弱者を含む全ての利用者の乗降性にすぐれるノンストップバスを沖縄県内に40台導入し、平成28年度までに計200台の車両を導入する計画としているほか、バス停での待ち時間を短縮できる、沖縄本島バス4社共通のバスロケーションシステム「バスなび沖縄」と、外国人観光客向け4カ国語に対応した公共交通の経路検索サイト「ルートファインダー沖縄」について、平成25年4月から運用を開始しております。乗降時間の短縮や運賃精算の手間を軽減するIC乗車券システムについては、基本計画案を昨年度取りまとめ、平成27年4月の運用開始に向けて交通事業者と調整を行っているところであります。また、バス停のグレードアップについては、各関係機関において実施設計等の取り組みが進められているほか、今年度予定している国道58号のバスレーン延長についても、沖縄県警察本部と実施に向けた調整を行っております。年々減少傾向にあった路線バスの輸送人員が、平成25年4月の実績では昨年度と比較して約4万人の増加に転じていることから、これらの取り組みにより路線バスのイメージアップが図られ、公共交通の利用促進に寄与しているものと考えております。

次に、重粒子線がん治療センターの設置についてお答えいたします。

重粒子線治療施設の導入については、昨年度、基礎調査が行われ、県医師会、琉球大学、重粒子線治療研究機関、経済団体等で構成する協議会が設置され、導入可能性についての検討が行われました。今年度は、昨年度の基礎調査や協議会で洗い出された課題等について詳細な調査を行い、秋ごろをめどに想定される事業主体、整備コスト、運営コスト、収支計画等について中間報告の取りまとめを行いたいと考えております。この中間報告をもとに、施設の導入に向けた具体的な計画案を策定する予定であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） 総務部関連で、沖縄振興交付金制度の継続見通しについてお答えいたします。

沖縄振興交付金は、沖縄振興特別措置法において、10年間の持続的な制度として創設されたものであります。沖縄県としては、同交付金を活用し、離島振興、子育て支援、医療・福祉の向上、観光振興、産業振興、人材育成など、沖縄の振興に資する事業を推進しているところであります。次年度におきましても、引き続き必要な施策・事業が展開できるよう、県議会を

初め関係各位の御協力をいただきながら、所要額の確保を国に求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 知事公室関連についての中で、沖縄市で発見されたドラム缶に係る県の対応についての御質問にお答えします。

沖縄市の米軍基地返還跡地で見つかったドラム缶については、何らかの有害物質による土壌汚染の可能性が考えられることから、県としては、沖縄市及び沖縄防衛局と連携し、周辺地下水等の環境調査を実施しているところであります。なお、ドラム缶の内容物及びサッカー場の土壌については、沖縄市及び沖縄防衛局が調査を行うこととなっています。

同じく知事公室関連の中で、米軍機騒音の実態調査の御質問にお答えします。

県では、環境基準の類型当てはめ地域外での騒音苦情が増加していることから、平成23年度及び24年度に、嘉手納及び普天間飛行場周辺において「米軍基地航空機騒音実態調査」を実施しました。同調査の結果によりますと、平成23年度においては、住宅防音工事対象区域外の4地点において、W値（うるささ指数）による環境基準を超過している状況が確認されております。これらの調査結果を精査の上、沖縄防衛局に対し、住宅防音工事対象区域の拡大について要請してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 知事公室関連の御質問の中で、GPS波浪計津波防災システムの設置要請についての御質問にお答えいたします。

GPS波浪計は、港湾整備に必要な沖合の波浪を精度よく観測するために国土交通省が設置しております。地震発生時には津波の観測も可能であることから、気象庁等関係機関と連携することにより、港湾を含む沿岸地域での津波への迅速な対応にも活用できると聞いております。全国では東北地方を中心に15カ所設置されておりますが、県内にはまだ設置されておられません。今後、防災の観点から関係機関と調整し、設置要請について検討していきたいと考えております。

次に、土木建築部関連についての御質問の中で、労務単価引き上げの適用と効果についての御質問にお答えいたします。

県における新年度の公共工事労務単価は、対前年度

比で12.3%上昇しており、各発注機関において、新単価による工事の発注を行っているところであります。また、旧単価で4月1日以降に契約した工事についても、契約変更により新単価を適用するよう各関係機関へ通知しております。さらに、下請企業等の技能労働者の賃金水準の引き上げについても、発注機関及び業界団体を通じて周知徹底を図っているところであります。今後は新労務単価で積算した工事が発注されることから、建設企業等の賃金水準の向上が図られるものと考えているところでございます。

同じく土木建築部関連の御質問の中で、中城湾港の貨物輸送量の推移についての御質問にお答えいたします。

中城湾港の実証実験は、平成23年11月から開始し、ことし5月末までに76回、合計2万6000トンの貨物を取り扱っております。輸送量は、平成23年度の月平均が980トンだったのに対し、平成24年度には月平均1430トンと約1.5倍の伸びとなっております。直近の3カ月の平均では、1770トンとなっております。

同じく土木建築部関連の質問の中で、中城湾港の上り便の定時運航についての御質問にお答えいたします。

上り便につきましては、中城湾港新港地区からの移出貨物が少ないことから、これまでは定期運航に至っておりません。しかしながら、新港地区に立地する企業や久米島の飲料水において、大都市圏等への移出の増加が見込まれることから、上り便の定期運航の実現に向け取り組みたいと考えております。

同じく土木建築部関連の御質問の中で、中城湾港の鹿児島以外の便拡充についての御質問にお答えいたします。

平成24年度には、実験船で鹿児島県志布志港まで輸送し、既存の志布志・大阪航路に積みかえて、大阪への輸送を2回行っております。今年度は、大阪を含む大都市圏への移出回数及び貨物量の増加に向け取り組んでいきたいと考えております。

同じく土木建築部関連の御質問の中で、中城湾港からの先島への就航計画についての御質問にお答えいたします。

新港地区に立地する企業から先島への新たな移出貨物が見込まれていることから、今後、企業ヒアリング等を実施し、先島への実証実験に向けて前向きに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 知事公室関連についての御質問の中で、認可外保育施設が防音工事の補助対象となる見通しについてお答えいたします。

国においては、平成26年度の概算要求に向けて、8月までに沖縄も含めた基地周辺自治体に所在する認可外保育施設の実態調査を行い、結論を出す聞いております。沖縄県としましては、平成26年度予算において、認可外保育施設に対する防音工事の補助が実現するように、国に働きかけてまいります。

次に、福祉保健部関連についての御質問の中で、待機児童解消に対する県計画の前倒しについてお答えいたします。

沖縄県におきましては、沖縄21世紀ビジョン実施計画において、今後10年間で潜在的待機児童も含めた9000人の待機児童の解消を目標として掲げております。県としましては、今後、県が策定する指針に基づき、市町村計画の策定を促進し、沖縄21世紀ビジョン基本計画の早い段階で、潜在的待機児童も含めた待機児童解消を図っていくため取り組んでまいります。

次に、保育士の確保についてお答えいたします。

沖縄県においては、保育士の給与等の改善を図るため、平成25年度予算で6億6000万円を計上し、保育士等処遇改善臨時特例事業を実施しております。また、保育士の処遇改善に向けた制度の見直しについて、九州各県保健医療福祉主管部長会議を通じて国に要望しております。非正規職員の問題については、認可保育所に対し、正規職員率を6割以上にしよう、指導助言を行っております。県としては、今後も保育士の確保に向けた支援に取り組んでまいります。

次に、事業所内保育施設の数、児童数についてお答えいたします。

平成25年4月1日現在、県内の事業所内保育施設数は39施設で、入所児童数は660人となっております。

次に、認可外保育施設の給食費助成についてお答えいたします。

認可外保育施設への給食費助成については、単価の見直しや対象日数をふやすなどして、これまで段階的に支援の拡充を図ってまいりました。平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用し、待機児童の解消と認可外保育施設における保育の質の向上を一体的に取り組んでおります。認可外保育施設については、今後新たな支援策を検討していきたいと考えております。

次に、こども医療費助成事業の自動償還の導入状況についてお答えいたします。

自動償還の導入に向けて、現在、平成26年1月実施を目標に関係機関と調整を進めているところであります。

す。今年度中に自動償還導入を予定しているのは9市町村、次年度に導入予定が7市町村となっております。また、導入予定ではあるが実施時期が未定と回答したのは3市町村となっております。県としましては、6月に自動償還導入に向けた事務手続等について、全市町村を対象に説明会を実施したところであり、今後とも市町村が自動償還を円滑に導入できる環境整備を図ってまいります。

次に、情緒障害児短期治療施設についてお答えいたします。

情緒障害児短期治療施設については、現在、関係団体等と意見交換を行うとともに、他県の情緒障害児短期治療施設の視察や、同施設職員との意見交換等を行うなど、条件整備における課題の整理に取り組んでいるところであります。今後は、情緒障害児短期治療施設の運営主体の確保に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、自衛隊及び海上保安庁ヘリによる患者搬送実績と課題についてお答えいたします。

平成24年度の自衛隊機による患者搬送は118件、海上保安本部ヘリコプターによる患者搬送は76件となっております。患者搬送については、現在、10カ所の病院の協力により添乗医師の派遣が行われておりますが、協力病院における診療体制の維持や医師個人の負担が大きいことから、協力病院の確保について課題があります。県としましては、平成24年度から協力病院への財政支援を実施するなど、対策に取り組んでいるところであります。

次に、メディカルウイング研究運航事業及び航空医療研究会の設置についてお答えいたします。

北海道では、平成22年度から小型航空機を活用したメディカルウイング研究運航事業を実施しております。同研究事業はことし9月に終了し、事業結果や課題等について国へ報告すると聞いております。県としましては、事業結果等について情報収集するとともに、医師会等の関係機関で構成する「沖縄県救急医療協議会」等において、小型航空機の活用等について議論していきたいと考えております。

次に、ドクターヘリのヘリポートについてお答えいたします。

浦添総合病院が搬送に利用している港川ヘリポートについて、浦添市から退去するよう通告を受けているとの報道がされたところであります。浦添市に確認したところ、報道された整備計画が決定しているわけではないこと、ドクターヘリは重要な役割を果たしていると認識しており、退去通告は行っていないとの回答

を得ております。県としましては、引き続き市町村や関係機関の理解と協力を求め、同事業の円滑な実施に努めてまいります。

次に、商工労働部関連についての御質問の中で、ひきこもりの実態と対策についてお答えいたします。

平成24年度におけるひきこもりの相談件数は、県総合精神保健福祉センターが39件、保健所が99件、市町村が322件で、合計460件となっております。

ひきこもり対策に関連する事業としましては、関係部局と連携を図りながら、子ども・若者自立促進事業や社会的包摂・「絆」再生事業において心理カウンセリングや職業相談等の支援を実施しているところであります。また、ひきこもり等の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者を支援するため、平成25年1月に「沖縄県子ども・若者支援地域協議会」を設置したところであり、今後は同協議会において、各支援機関の連携体制の構築等に取り組んでまいります。

次に、教育庁関連についての御質問の中で、県内の子供の貧困率等についてお答えいたします。

平成23年7月に国が公表した、我が国における子供の貧困率は15.7%となっておりますが、厚生労働省によると、各県ごとの貧困率を算出することは困難とのことであります。本県の場合、全国に比較して所得水準が低いこと、ひとり親家庭が多いことなど、子供を取り巻く環境が厳しいことを勘案すると、本県における子供の貧困の状況は全国より厳しい状況にあるのではないかと考えております。また、子供の貧困の実態につきましては、生活困窮世帯等に対する各種支援施策を実施する中で状況の把握に努めているところであります。

次に、子供の貧困対策計画についてお答えいたします。

去る6月19日に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において、都道府県は「子どもの貧困対策計画」を策定するよう努めるものとされております。また、同法では、都道府県子供の貧困対策計画については、国が定める「子どもの貧困対策に関する大綱」を勘案して策定するものとされております。このため、本県における子供の貧困対策計画につきましては、今後示される国の大綱を踏まえて検討してまいります。

次に、低所得世帯への支援策についてお答えいたします。

県におきましては、低所得世帯に対する支援について、従来から児童福祉、母子福祉、生活保護など幅広

い分野からの支援を実施しているところであります。特に子供の貧困への対策につきましては、貧困の連鎖を防止するための取り組みが重要であると考えております。このようなことから、県では、生活保護世帯の子供を対象に学習支援を行う子どもの健全育成事業、準要保護世帯の子供に対する学習支援と、親に対する養育支援、就労支援をあわせて行う子育て総合支援モデル事業等を実施しているところであります。

次に、公安委員会関連についての御質問の中で、違法ドラッグ乱用の実態と対策についてお答えいたします。

沖縄県内の違法ドラッグを販売していると疑われる店舗の数は、平成24年1月末現在で24店舗でしたが、平成25年5月末現在では7店舗と大幅に減少しております。また、平成24年1月から12月までの間に、違法ドラッグによると疑われる救急搬送事例は40件で、10代、20代の若年層が全体の7割以上を占めております。このようなことから、県では、販売店舗に対し、県警と合同で立入検査を実施するなど、指導・取り締まりを強化するとともに、学校等において薬物乱用防止に関する講習会を行っております。県としましては、今後とも、県警等関係機関と連携し、薬物乱用防止対策を講じていくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） 商工労働部関連についての御質問で、高校生のキャリア教育の効果についてお答えいたします。

県教育委員会では、高校卒の就職内定率や定着率の改善に向けた多くの施策を展開し、積極的にキャリア教育の推進に取り組んでいるところです。現在、高校卒の就職内定率は前年度比6.3ポイント増と改善してきたところですが、定着率におきましては、なお課題を残すところとなっております。また、民間のノウハウを活用する観点から、平成24年度より民間委託によるキャリア教育マネジメント事業を立ち上げ、研修会や講演会、フォーラム等を実施するなど、学校の教育活動全体を通じた児童生徒のキャリア発達に努めているところです。

次に、教育庁関連についての御質問で、英語授業マイスターの成果と今後の展開についてお答えいたします。

英語授業マイスター発掘プロジェクトは、他の模範となるすぐれた授業力を備えた教員を認定することで、沖縄県全体の英語教員の授業力向上に資すること

を目的としております。県教育委員会としましては、平成25年3月に、中学校教員1名、高等学校教員1名を英語授業マイスターとして認定したところであります。今後は、英語授業マイスターを研修会、公開授業、校内研修等で活用し、授業力向上に資するとともにその拡充に努めてまいります。

次に、大学院大学等との連携についてお答えいたします。

県教育委員会では、沖縄科学技術大学院大学、基地内学校等との連携により、児童生徒が活用できる27の交流プログラムを提供しております。具体的には、沖縄科学技術大学院大学への「オープン・キャンパス」や「こどもかがく教室」、また、基地内高校生との「スポーツ大会」や「漫画コンテスト」等、児童生徒の英語コミュニケーション能力の向上及び異文化交流が図られるような内容となっております。

次に、海外との姉妹校提携の進捗状況についてお答えいたします。

県教育委員会では、国際交流拠点形成を図るため、海外との姉妹校締結を積極的に推進しているところであります。昨年度はシンガポール、中国、アメリカ、オーストラリアの教育委員会等と交流意向書の締結を行い、今年度は、カナダのヴィクトリア市教育委員会等とも締結を予定しております。今後ともグローバルな教育先進地域づくり及び国際性を涵養する教育システムの拡充に努めてまいります。

次に、国公立大学への県内高校生の進学率についてお答えいたします。

平成25年3月の県立高等学校における国公立大学進学希望者は2018名で、そのうち進学者は1165名、進学率は57.7%となっております。

次に、難聴児童生徒の実態及び助成についてお答えいたします。7(4)アと7(4)イは関連しますので一括してお答えいたします。

平成24年度学校保健統計調査報告書によりますと、本県の小・中・高校生の難聴児童生徒は、小学生0.81%で516名、中学生0.73%で228名、高校生0.65%で200名と推定されており、ここ数年、ほぼ横ばいの傾向にあります。そのうち、重度の難聴児童生徒は、小学生35名、中学生16名、高校生15名となっております。なお、軽中等度難聴児童生徒への助成につきましては、障害者総合支援法において現在適用外となっていることから、同法の適用拡大が望まれます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 小嶺 淳君登壇〕

○**商工労働部長（小嶺 淳君）** 商工労働部関連の御質問の中の、大学生のキャリア教育の効果と民間にノウハウを学ぶべきではないかという趣旨の御質問でございます。

沖縄県における大学卒の就職内定率は、平成23年が59.8%、平成24年が65.9%、平成25年が65.4%となっております。また、大学卒の1年目の離職率でございますが、平成21年卒が20.8%、平成22年卒が25.2%、平成23年卒が26.2%となっております。

沖縄県においては、大学生等のキャリア形成を支援するため、県外インターンシップや就職意識啓発のためのフォーラム、沖縄県キャリアセンターにおける就職支援セミナーの開催等を実施をしております。さらに、平成24年度は、教育関係者に加えまして民間の有識者の意見を取り入れたキャリア形成支援プログラムを策定し、本年度はキャリア教育に精通した民間企業に委託をし大学等で実証検証を行い、平成26年度以降に県内各教育機関へ普及・定着させる予定でございます。

今後とも大学等と連携し、民間のノウハウを活用し内定率の向上や離職率の低下に取り組んでまいります。

同じく県外・海外インターンシップの実績と本年度の取り組みについてという御質問でございます。

平成24年度の県外インターンシップについては、高校生126名、大学生等248名を派遣いたしました。海外インターンシップについては、2週間の短期インターンシップに大学生等103名を派遣をいたしました。また、海外就職を目指す3カ月の長期ジョブトレーニングには若年求職者14名を派遣し、うち9名がその後トレーニング先の海外企業等に就職をしております。平成25年度も引き続き実施をすることとしておりますが、今月、高校生109名を県外インターンシップへ派遣したところでございます。

今後、大学生等を県外インターンシップに250名、海外短期インターンシップに100名、若年求職者を海外長期ジョブトレーニングに26名、それぞれ派遣する予定となっております。

同じく若年無業者の実態と対策についてという御質問でございます。

平成24年の労働力調査において、若年無業者数は全国が約63万人、沖縄県が約1万1000人でございます。15歳から34歳人口に占める若年無業者の割合は、全国平均が2.3%、沖縄県は3.3%となっており、全国平均と比較して高い割合となっております。

若年無業者対策といたしまして、国においては、15

歳から39歳までの若年無業者に対し、日常生活から就労までの幅広い相談や職業的自立支援のため、本島北部・中部・南部の3カ所に地域若者サポートステーションを設置しております。県におきましては、平成24年度から就職に必要な知識・技能の習得や企業実習を中心とした若年無業者職業基礎訓練事業を実施をしております。

県といたしましては、引き続き若年無業者に対する支援を行ってまいりたいと考えております。

それから、同じく障害者法定雇用率が県の委託企業に適用されるかという趣旨の御質問でございます。

障害者法定雇用率は「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められておりまして、従業員が50人以上の民間事業主は2%の障害者雇用義務がございます。この基準は、県の委託を受ける民間事業主にも守っていただくべきものと認識をしております。

以上でございます。

○**議長（喜納昌春君）** 農林水産部長。

〔農林水産部長 山城 毅君登壇〕

○**農林水産部長（山城 毅君）** 農林水産部関連についての中の、日台漁業取決め見直しの見直しについてお答えいたします。

本年4月10日に合意された日台漁業取決めは、沖縄からの要望が反映されず、台湾側に大幅に譲歩した内容となっております。今回の取り決め合意は、好漁場の縮小を余儀なくされるなど本県水産業へ多大な影響があると懸念しております。このため、県は漁業団体と連携し、国に対し本県漁業者の権益及び安全操業を確保し、漁業秩序を維持できるよう、日台漁業取決めの見直しを強く求めてきたところであります。この要請に対して、国は、日台漁業取決め締結直後であり、すぐの見直しは困難であるとしております。

県としましては、今後とも漁業団体と連携し、国に対し粘り強く見直しを求めていくこととしております。

次に、本県水産業の今後の取り組みについてお答えいたします。

本県の漁業は、沖合域ではマグロ類やソデイカなど、沿岸域ではハタ類やブダイ類などの多種少量の特性を持つ資源を対象とした漁業が営まれております。このため、漁船等の規模は、水産資源の特性等から比較的小規模な経営体が主体となっております。

県としましては、マグロの品質向上などによる安全・安心な県産水産物のブランド化を進め、安定的な漁家経営の確立に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 御答弁、大変ありがとうございました。

4点再質問をさせていただきます。

高良副知事から御答弁いただきました日中関係の改善についてでありますけれども、高良副知事は歴史の専門家でもありますし、また、特に中国との関係においても造詣が深いというふうに受けとめておりますけれども、今後、具体的にそういう中国との交流再開、あるいはまたこれまで以上に友好を温めるという意味で訪中計画など御検討はいかがでしょうか。

次に2点目、企画部長にお尋ねをいたします。

沖縄市の米軍返還跡地からドラム缶が発見されたことについてですけれども、環境生活部長から御答弁いただきましたけれども、昨年、返還跡地の利用推進法が新たに定められまして、その返還跡地については「国の責任」を明記しておりますけれども、今回のケースはそういうことが適用されるのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

それから福祉保健部長にお尋ねをいたします。

待機児童解消の加速化プランに関連することですけれども、これまで認可外の小規模保育所の、例えば6人から19人程度のそういう小規模事業所に対して、今回、新制度で公的な支援ができるようになったというふうに聞いておりますけれども、今回の沖縄におけるそういう取り組みについてはいかがでしょうか。

最後に、この情短施設——情緒障害児短期治療施設のことですけれども——私も会派でことし2月に青森県の同様の施設を視察してまいりました。非常にきめ細やかなケアがなされておまして、虐待やあるいはまた家庭のトラブル、親子のトラブル等々さまざまな事情で傷ついた子供たちを手厚くケアをしながら学校生活に戻していくというそういう取り組みがなされておりました。そういう意味で、沖縄はもっと深刻な状況があるやに聞いておりますので、このことについては関係団体と鋭意話し合いの最中というふうに答弁がありましたけれども、それを沖縄県において具体的にスケジュールを明確にさせていただいて、そして早い時期に子供たちがこういう手厚いケアが受けられるような環境整備をすべきではないかというふうに考えておりますので、具体的なスケジュールについてお尋ねをいたします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時18分休憩

午後2時19分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 金城勉議員の再質問についてお答えいたします。

沖縄と中国、もちろん観光ですとか経済、物流ですとか、それをさらに活発化していくということが必要でしょう。とにかく中国からたくさん人が来ていただける状況をつくるということが大事だと思ひまして、4月に北京にトップセールスに行きました。そして、来月また北京に行きまして、向こうの航空会社、それから政府の航空関連の方々と今後の交流について、こちらの希望でありますとか問題意識を説明をしたいというふうに考えております。

それからもう一つ、これは公務を兼ねて行くことになると思いますが、11月には台湾の台北で琉球と中国の交流史に関する国際会議が開かれます。そこには地元台湾はもとより、北京を初め中国からたくさん研究者がやってきます。沖縄と中国の交流の歴史をテーマとする会議なんですけれども、もう30年近くやっている会議ですけれども、それに顔を出して、中国の方々と学術的な交流を深めていきたいというふうに思います。

1つだけ補足いたしますと、実は沖縄県はこの30年くらい、中国との歴史的な交流の伝統や歴史があるということを踏まえて、沖縄独自の努力が活発に行われてきました。その一つの例は、沖縄県教育委員会と中国・北京にあります中国第一歴史档案馆という中国最大の資料館がありますが、そこと特別な協定を結んでおまして、そこにある沖縄歴史を解明するための資料を沖縄側に提供する。そして沖縄は中国に対して必要な資料を提供する。そして学術情報をともに交換する。そして隔年ごとに北京と那覇でシンポジウムをして意見交換をするということなど、さまざまな分野でいろんな独自の交流が行われていると。私もその交流を促進するメンバーの一人だったんですけれども、今回、観光を含む担当副知事になりましたので、観光も含めて、物流も含めてさまざまな分野で沖縄が地道に沖縄でしかできないような交流を県民皆様と一緒にやれるような状況づくりに尽くしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 金城勉議員の再質問にお答えいたします。

コザ運動公園内で発見されたドラム缶、汚染物質があるんじゃないかということですが、これについて、昨年制定された跡地利用推進法、これには国の責任も明記されているけれども、今般の事案に適用されるのかという御質問でございます。

まず、今回の跡地利用推進法の大きな特徴、たくさんあるわけですが、一番大きなものとしては「原状回復措置の徹底」という規定がございます。これはやはり北谷などこれまでの返還跡地から返還された後、PCBですとかアスベストなどが出たと。そういった経験を踏まえまして、これまでは蓋然性のある部分のみ補足調査を行った。それを我々は強く要望いたしまして、全地域をやるようにということを求めたところでございます。

もう一つ大きな特徴といたしましては、議員からもございましたように、「国の責任」という言葉を入れております。その前に「基本理念」というものも実は入れておりまして、ちょっと読み上げさせていただきますと、「駐留軍用地跡地は、戦後長期間にわたって駐留軍によって使用された後によりやく返還される沖縄県の貴重な土地」とであると。そういったところから、「その有効かつ適切な利用が推進されなければならない。」という1項の規定があります。また、2項では、「国は、駐留軍用地が」といろいろありまして、過去の経緯を踏まえてその「駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を主体的に推進しなければならない。」という「基本理念」がある。今のは第3条なわけですが、第4条で「国の責務」といたしまして、「国は、前条の基本理念にのっとり、沖縄県及び関係市町村との密接な連携の下に、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」、そういうふうに規定されております。

それでは、こういったものが今回のものに適用されるかどうかなんですけど、原状回復、今は返還実施計画の第8条にありますけれども、ここでは返還が合意された駐留軍用地というふうになっておりまして、今般の土地は昭和62年に返還されたものでございますので、いわゆる駐留軍用地跡地ではありませんけれども、駐留軍用地ではございません。ですから支障除去措置の適用はないわけですが、この法律は駐留軍用地と駐留軍用地跡地と2つのことを規定しておりまして、今回の場所も駐留軍用地跡地であることは間違いありませんので、私どもとしましては、この今回のものも支障除去措置の規定は適用できませんけれども、跡地利用推進法の趣旨に基づいて国は基本理念にのっとり、

国の責任において跡地から出された汚染物質についても主体的に除去する責任があるだろう、そういうふうに考えております。

そういったことを踏まえてだろうと思いますけれども、沖縄防衛局からは跡地利用推進法の支障除去措置の規定を適用することはできないが、法の趣旨を踏まえてドラム缶の付着物及び周辺土壌の調査を検討しているという話がありましたし、また、6月24日に防衛大臣は沖縄市長の要請を受け、防衛省が責任を持って対応すると発言しております。我々企画部といたしましても、関係部局と連携いたしまして跡地利用を円滑に推進できるように努めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 再質問にお答えいたします。

まず1つ目ですけれども、小規模保育事業など新制度の先取りを活用し待機児童の解消を図ってはどうか、その際、公的支援はどうかという御質問ですけれども、お答えいたします。

待機児童の大部分を占めている3歳未満児の受け皿として期待できる小規模保育事業については、待機児童解消の有効な方策であると考えております。今後、県としまして、保育の実施主体である市町村に対し、小規模保育事業の実施を働きかけてまいります。その際の公的支援でありますけれども、運営費補助事業に対し運営費補助がなされることになっております。

次に、情緒障害児短期治療施設設置に向けた具体的スケジュールについてという御質問にお答えいたします。

情緒障害児短期治療施設については、運営主体の確保に向け取り組んでまいりたいと考えております。そして、できるだけ早く設置スケジュールを具体化できるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん こんにちは。

日本共産党を代表して質問します。

6月23日は、戦後68年目の慰霊の日でした。犠牲者を悼み戦争をしないと平和を誓う追悼式で安倍首相から、辺野古新基地建設の断念もオスプレイの撤去という言葉もありませんでした。自民党の憲法9条を改悪をして国防軍の創設を狙う96条改定は、二度と戦争を

しないという県民の平和の願いに背を向けるものです。

それでは質問します。

知事の政治姿勢について。

4・28「屈辱の日」沖縄県民大会は1万人余の抗議集会となり、東京や全国各地で連帯の集会が開かれました。憲法改定の狙いをもって安倍内閣が開催した式典は、沖縄と本土の怒りの広がりの中で惨めな失敗をしました。4・28式典に対する知事の見解を問う。

安倍政権は侵略戦争を反省せず、憲法9条を改悪して国防軍をつくりアメリカとともに海外で戦争する国づくりを加速させています。憲法96条の改定は9条を改悪するためです。元自民党古賀幹事長や改憲論者からも反対の声が上がっている96条改定に反対をすべきではないか、知事の見解を問う。

T P Pは、例外なき関税と非関税障壁の撤廃が大原則とされ、日本農業、沖縄のサトウキビも壊滅し、国民皆保険が破壊され、食の安全が脅かされ、アメリカ型のルールが日本に押しつけられます。「ウソつかない。T P P断固反対。ブレない。」自民党と総選挙でポスターまで張り出しているながら、日本を丸ごとアメリカに売り渡すT P P参加に、知事は反対の行動をとるべきではないか。

福島第一原発の事故は、いまだ放射性物質の放出が続き15万人余が避難生活を送っています。処理できない汚染水には大気中に放出された10倍の放射能が含まれるなど、原発と人類は共存できません。即時原発ゼロを決断し、再生可能エネルギーに転換すべきです。福島原発の収束宣言、原発再稼働、原発輸出に対する知事の見解を問う。

橋下維新の会共同代表・大阪市長の日本軍「慰安婦は必要だった」暴言は、今なお傷の癒えない当事者を苦しめ、人間を冒瀆するもので許されません。侵略戦争を美化し、普天間基地司令官に「風俗業の活用」を進言したのも米軍基地の固定化・強化を容認する立場であり許せません。知事の見解を問う。

県平和祈念資料館の総合案内に、県内の慰安所が45カ所記載されています。「女たちの戦争と平和資料館」の最新の調査結果では、144カ所が図示されています。訂正をすべきではないか。

日台漁業協定は、地元の説明もなく台湾の主張を丸ごと認めただけでなく、歴史的に沖縄漁民が漁をしてきたマグロの好漁場まで提供され、漁業関係者に大きな打撃を与えています。

日台漁業協定、日中漁業協定の見直しを強く求めること。

米軍久米島射爆撃場、鳥島射爆撃場、米軍訓練水域の早期無条件返還を求めることについて。

安倍政権の暮らし、経済を壊す政治から県民生活を守るために。

アベノミクスの金融緩和による円安で、輸入原材料の高騰が中小業者や県民生活に及ぼす影響及び金利上昇による影響について。

次の矢となる雇用破壊をやめさせ、安定した雇用と非正規雇用の待遇改善について。

アベノミクスは、「名ばかり正社員」、「解雇の自由化」、「サービス残業の合法化」であり、雇用ルールを一層破壊するものです。雇用破壊をやめさせて雇用は安定した正規雇用に、中小業者を支援して最低賃金は1000円にする抜本改革が必要ではないでしょうか。大企業が非正規社員を拡大してため込んだ内部留保金は260兆円になっています。その内部留保の1%を労働者の賃金に回せば8割の企業で1人当たり月額1万円の賃金引き上げが可能です。非正規労働者の時給100円の引き上げが可能です。賃金を大幅に引き上げて内需を拡大して景気を回復させることが必要です。知事の見解を問う。

アベノミクスで民間企業の雇用破壊が進められると労働環境はどう変わるのか。公務員の雇用はどうか。沖縄県の知事部局の正規と非正規の人数と割合は5年前と比べてどうか。福祉など必要な部署で恒常的に非正規雇用しているが正規雇用にすべきです。また、臨時職員の待遇を正規職員並みに改善することについて。

県発注工事や指定管理で労働者の賃金や労働条件の基準を定める公契約条例を制定することについて。

消費税が10%と2倍に増税されようとしています。働く人の所得は減り、中小企業は販売価格に転嫁できずに身銭を切って消費税を払っています。そこに消費税増税で13兆5000億円、年金の引き下げ、医療費の引き上げなど20兆円の負担増をかぶせようとしています。沖縄県で消費税は4人標準世帯で年間幾らの増税になりますか。大企業減税をやめて応分の負担で財源をつくり、所得の低い沖縄県民ほど負担の重い消費税増税は中止を求めることについて知事の見解を問う。

消費税増税と一体となった社会保障大改悪が目白押しとなっています。憲法25条の生存権を脅かす生活保護の基準引き下げは、最低賃金の引き下げ、住民税の課税最低基準の引き下げなどで非課税が課税となるなど負担増となります。影響を受ける内容について、それぞれについて県民負担はどうなるか。

米軍基地問題について。

政府は、辺野古新基地建設の埋立申請手続を強行したが、知事が補正を求めた項目と内容、政府の回答を問う。

「普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念」は、41市町村長・議長、県議会の「建白書」に込めた沖縄県民の総意となっています。自民党の参院選公約に「辺野古の移設推進」を明記し、衆議院議員が公約を投げ捨て辺野古推進をしていることについて知事の見解を問う。

環境アセスの評価書に対する知事意見は、新基地建設で「辺野古の環境保全は不可能」となっていたが、辺野古埋め立てが着々と進められようとしています。知事は、埋立反対を明確にして申請を却下すべきではないか。

嘉手納基地所属のF15戦闘攻撃機が沖縄近海に墜落しました。墜落原因も不明のまま2日後に訓練を開始して、連日午前6時過ぎから、県民住宅上空で編隊飛行訓練を繰り返し8回以上も緊急着陸をしています。老朽化したF15が墜落したら大惨事になりかねません。知事が米軍に即時訓練中止を申し入れるべきではないか。

県と市町村の調査では、オスプレイの配備後2カ月間で住宅地上空の飛行や訓練などの日米合意違反は318件に上っています。米軍の調査報告はどうなっているか、知事の見解を問う。低周波音を含む爆音被害の実態はどうなっているか。住民地域での飛行、伊江島、宜野座、普天間、高江などの訓練実態と知事の見解について問う。高江のヘリパッド建設の中止を求めることについて問う。8月の追加配備も含め、知事を先頭に配備反対、オスプレイ撤去の行動をすべきだが、どのような行動計画を持っているか。

嘉手納以南の「統合計画」は、既に破綻している県内移設が条件となっています。牧港補給基地の地主会が分割返還に反対、一括全面返還を要求し、移設先自治体からも基地強化になると反対が上がっています。無条件全面返還を明確に求めるべきではないか。

米軍の性犯罪はどれだけ起こったか。米兵犯罪が連続して、マグルビー米総領事は「犯罪は根絶できない」と明言しています。根絶のためには海兵隊の撤退、基地撤去を求めるべきではないか。

「統合計画」による部分返還で、返還地域の工作物はどこを経費負担で移設建設するのか。

牧港補給基地の米軍郵便局はどこの基地に、どこの経費負担で移設新築するのか。キャンプ瑞慶覧の倉庫はどうか。銃剣とブルドーザーで県民の土地を強奪してつくられた米軍基地の返還をするのに、県民の税金

で新たな施設建設をする法的根拠はありません。知事は建設拒否をすべき。また、キャンプ瑞慶覧の西普天間地区の住宅地区は年内返還の見通しだが、知事は工作物の移設建設負担の拒否を表明すべきです。

国民健康保険を全県一つの広域化にすれば、国保税を引き上げられる市町村は何力所か。引き上げ額の最も大きいところはどこで、税額は幾らになるのか。政府は広域化の狙いを、医療費を抑えるために医者に行くのを我慢するか、それとも保険料を引き上げるかの選択を迫り、強制徴収の強化も明確にしている。所得の低い沖縄県ほど負担の大きくなる広域化に反対をし、安心して医者にかかれるように、国庫負担金の増額を求め、県として市町村国保に国保税軽減のための法定外繰り入れを行うべきです。知事の見解を問う。

子供医療費を中学卒業まで通院費も無料にし、窓口払いをなくすことについて。

民間アパートへの入居が困難な高齢者がふえています。介護つき公営住宅を建設することについて。また、高齢者などの民間住宅への入居保証を支援するなどの居住支援協議会の進捗を問う。県営住宅の同居人の承継については、県条例を完全実施することについて。

深刻な保育所不足を早急に解消するため、政府に国有地の活用を要請するなど認可保育所を増設することについて。また、離島の僻地保育園で保育士不足を解消するため、県が補助を行い保育士の安定確保を図ることについて。

県立八重山病院は、老朽化が激しく早急に改築が必要です。石垣空港跡地の県有地、国有地の活用で改築計画を早めることについて。また、新八重山病院には措置入院に対応できる精神科病棟を設置することについて。県立病院の7対1看護体制が切望されています。実施計画を問う。

教育行政について。

教育実行再生会議が、教育長の任命権を教育委員会から首長にする提言を行い、文部科学大臣が、教科書の採択権限を市町村の教育委員会に定めた地教行法を改悪して「教科書検定・採択」を見直そうとしています。教育長の見解を問う。

八重山地区では、教科書の一本化に向けた3市町の全教育委員が一堂に会議に参加して、議論の結果、「東京書籍」が採択されました。竹富町の「東京書籍」を無償給付するのは当然であり、沖縄県や市町村の教育行政に対する文科省の政治介入は問題ではないか。教育長の見解を問う。

臨時教員を全国並みの正規雇用にする取り組みはど

うなっているか。あと2年で全国並みにする計画の進捗はどうか。達成に向けての課題を問う。

八重山の離島を委員会で調査をしたが、生徒が1人でも特別支援学級の開設を求める声や、複式学級の教員加配は生徒8人の条件の緩和を求める声が切実でした。離島で小規模校という実情に見合った教育条件の整備が必要です。改善をして教育の機会均等を保障することについて。

離島学校では臨時教員の確保が困難という訴えがあります。正規教員を配置することについて、また、教職員宿舎、高校生寄宿舎の増設について伺います。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 西銘純恵議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、政府主催の式典についての御質問に答弁をいたします。

政府主催の式典は、天皇皇后両陛下の御臨席のもと、政府、国会議員、民間の代表、そして都道府県の代表が参加することから、県として参加を決め、副知事に出席をしてもらいました。報告によりますと、滞りなく運んだ旨聞いているところでございます。

次に、米軍基地問題に係る御質問の中で、自民党公約等による辺野古移設推進についての御質問にお答えをいたします。

普天間飛行場の移設に関し、自民党が参議院選挙公約において辺野古移設を推進するとしたことや、2人の国会議員が県内移設を容認する発言をされたことは承知しております。これらは、党による決定や議員それぞれのお考えによるものと理解をいたしております。

なお、自由民主党沖縄県連は県外を求めるとしていると思いますし、また私も県外移設はそのままでございます。念のため、申し添えます。

次に、米軍基地問題についての御質問の中で、牧港補給地区の無条件全面返還についての御質問にお答えをいたします。

嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還は、沖縄の過重な基地負担の軽減及び振興・発展につながるものであり、確実に実施されることが必要と考えております。去る6月12日、私も直接、軍転協の会長としてメンバーの市町村長とともに上京し、安倍総理大臣を初め、防衛大臣、外務大臣、沖縄担当大臣へ移設内容の具体的な説明が必要なこと、そして跡利用計画の円滑な実施に配慮すること、さらに地元の意見を聴取する場を設置することなどなど要望をしたところでござい

ます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、ＴＰＰへの参加についてお答えいたします。

ＴＰＰは、本県の基幹作物であるサトウキビを初めとする農産物などの物品貿易のみならず、サービスや投資、政府調達など幅広い分野にかかわるものであり、県内の関係団体から、国民皆保険制度の維持や食の安全・安心についての懸念などが示されております。

県としては、農林水産分野等の懸念を踏まえ、交渉の進展に応じた十分な情報提供に努めること及び農林水産分野等の聖域が確保できなければ脱退も辞さないものとするを求めていると考えております。また、知事を本部長とする庁内組織を立ち上げ、全庁的に情報の収集や影響の調査等を行うとともに、今後の対策等を協議するなど適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 知事の政治姿勢についての中、憲法96条の改正についての御質問にお答えいたします。

憲法改正については、制定後の状況変化や現実との乖離等の課題を踏まえ、十分な国民的議論が必要であると考えております。改正の手続を定めた第96条についても、憲法全体の論議とあわせて国会や国民の間で慎重に議論がなされるべきであると考えております。

同じく知事の政治姿勢についての中で、従軍慰安婦に関する橋下発言についての御質問にお答えします。

橋下徹大阪市長の従軍慰安婦に関する発言につきましては、女性の人権に対する配慮を全く欠いており、理解に苦しむものであり、また人権感覚を疑うものであります。

同じく知事の政治姿勢についての中で、県平和祈念資料館総合案内に記載されている慰安所についての御質問にお答えします。

慰安所の箇所数等については、国の調査結果においても明らかにされておらず、総括的な資料が乏しいことから、正確な数の把握は難しいものと考えております。このため、沖縄平和祈念資料館においては、慰安所があったとされる当時の行政区域を示した図を展示

しており、同館発行の総合案内にも同様に掲載しているところでもあります。

次に、安倍政権の暮らし、経済を壊す政治から県民生活を守ることにについての中、円安の県民生活に及ぼす影響、金利上昇による影響についての御質問にお答えします。

円安による原油及び輸入原材料の価格上昇は、さまざまな商品価格への影響が懸念されるところであります。小売物価統計調査によりますと、平成25年4月現在の本県の状況は、家庭用小麦粉1キログラムは248円、食用油1リットルは368円となっており、平成24年4月と同額となっております。その他、生活関連物資もおおむね前年同月と比較して横ばいになり、4月時点での影響は限られたものになっています。しかしながら、7月以降の家庭用小麦粉やその他生活関連物資の値上げが相次いで発表されていることから、今後は、家計への負担が増すものと考えられます。また、金利が上昇した場合、住宅ローン等の家計支出への影響は大きいものと考えております。

次に、米軍基地問題についての中、低周波音を含む騒音の実態についての御質問にお答えします。

県では、普天間飛行場周辺において、航空機騒音の常時監視測定を実施しております。

当該測定装置は機種別の航空機騒音を識別する機能を有していないため、オスプレイに限定した評価ではなく、全体としての評価となりますが、オスプレイ配備後の平成24年10月から平成25年3月の測定結果によりますと、8測定局中2局で環境基準を超過している状況にありました。低周波音につきましては、平成24年11月に上大謝名において実施した調査によりますと、オスプレイの低周波音レベルはジェット機等より高い傾向にあり、環境省が示した固定発生源からの低周波音による心身及び物的苦情に関する参照値を超過しておりました。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 小嶺 淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺 淳君） 知事の政治姿勢についてという御質問の中、福島第一原発事故の収束宣言、原発再稼働、原発輸出に対する知事の見解についてという趣旨の御質問にお答えいたします。

福島第一原発事故の収束、原発再稼働及び原発輸出などの原子力政策については、国民の生活や産業に大きくかわることであるため、国において適切に判断されるべきものと考えております。

安倍政権の暮らし、経済を壊す政治から県民生活を

守ることについてという御質問の中、輸入原材料の高騰及び金利上昇に伴う中小企業者への影響についてという趣旨の御質問でございます。

中小企業者への円安の影響については、県中小企業団体中央会が各業界に対して行った5月の景況動向調査によりますと、食料品や繊維、印刷等の製造業、運輸業などで4月よりも円安の影響により経営が厳しくなっていると聞いているところでございます。また、県内金融機関の平均貸し出し金利はほぼ横ばいであり、今後の推移を見ていく必要があります。県としては、円安の進行に伴う原油・原材料価格の今後の動向を注視しながら、国の制度でございます「セーフティネット保証5号」及び県融資制度の「中小企業セーフティネット資金」の活用を促進することにより、中小企業の資金繰りを支援していくこととしております。

同じく賃金を引き上げて内需を拡大し、景気を回復させることについてという趣旨の御質問でございます。

新聞報道によりますと、安倍総理は経団連等の経済団体に対し、業績が改善した企業から賃金を引き上げるよう要請したとのことでございます。国においても、内需拡大のためには賃金の引き上げが必要との認識に立っているものと理解をしております。

同じくアベノミクスの民間企業の雇用破壊と労働環境についてという趣旨の御質問でございます。

政府の「規制改革会議」は、去る6月5日の答申の中で、雇用分野については、労使双方の納得感とメリットを生む改革、国際比較から見て合理的な改革、働き手が多様な雇用形態を選択でき、雇用形態による不合理な取り扱いを受けない規制改革を推進するとしておりますが、県としましても今後の議論の行方を注視してまいりたいと考えております。

同じく公契約条例を制定することについてという趣旨の御質問でございます。

県が発注する公共工事や指定管理者制度については、県担当部局において適正な積算が行われ、公共サービスの質及び公正な労働条件が確保され、労働関係法令やその他の法律等についても、下請業者まで含めて遵守されるよう指導がなされているものと考えております。現在、我が国における労働者の賃金等、個々の労働条件につきましては、労働基準法や最低賃金法等に定める最低基準を満たした上で、労使が対等の立場において決定されるという枠組みになっております。国では、現在、公契約条例等を制定した地方自治体の取り組みに関する情報の収集及び関係団体との意見交換により研究を行っている聞いております。

沖縄県といたしましては、国や他県の動向を見守ってまいりたいと考えております。

続きまして、生活保護の基準引き下げによる最低賃金への影響についてという趣旨の御質問でございます。

地域別最低賃金は、公益、労働者及び使用者の代表で構成される地方最低賃金審議会において、「労働者の生計費や賃金」、「通常の事業の賃金支払い能力」を総合的に勘案して審議を行い、同審議会からの答申を受けて、都道府県労働局長により決定されることになっております。なお、生活保護の基準引き下げによる最低賃金への影響につきましては、厚生労働省よりそれぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方とする旨の通知がなされているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、橋下大阪市長の米海兵隊司令官に対する発言についてお答えいたします。

橋下徹大阪市長の米海兵隊司令官に対する発言につきましては、女性の人権に対する配慮を欠くとともに、沖縄の基地問題の解決に資するものとは考えられず、日ごろから米軍人による事件の防止に取り組んでいる沖縄県としては理解できないものであり、遺憾であります。

次に、射爆撃場及び水域の無条件返還についてお答えいたします。

鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還並びにホテル・ホテル訓練区域の一部解除については、これまで累次にわたり要請を行っております。鳥島射爆撃場については、長年の実弾射爆撃訓練により島としての形状を失いつつあり、我が国の領土保全上、重大な問題であると考えております。県としましては、久米島町、漁業関係団体、軍転協とも連携しながら、当該空域・水域の一部解除や返還について、あらゆる機会を通じ求めているところであります。

次に、米軍基地問題についての御質問の中で、F15飛行訓練中止の申し入れについてお答えいたします。

事故から2日後に、F15戦闘機の飛行が再開されたことは、県民の不安を増大させるものであり、県は、直ちに米軍や関係機関に対し、極めて遺憾である旨を申し入れております。県としましては、米軍及び関係機関に対し、原因究明がなされるまでの間、同型機の

飛行中止を求めるとともに、早急に事故原因及び再発防止措置等について説明を行うよう強く求めたところであります。今後も渉外知事会、軍転協とも連携を図りながら、あらゆる機会を捉えて日米両政府に対し求めてまいります。

次に、オスプレイ飛行実態の調査についてお答えいたします。

オスプレイの運用については、昨年9月19日に、可能な限り学校や病院を含む人口密集地上空を避けることや、垂直離着陸モードでの飛行を米軍施設・区域内に限り、転換モードの時間を可能な限り短くすること等を内容とした日米合意事項が公表されております。県では、昨年末、市町村と連携してオスプレイの飛行運用の実態について情報収集を行ったところ、318件の合意事項に反する飛行が報告され、その結果をもとに、オスプレイの飛行経路や運用実態の検証等について政府の責任で説明することを求めています。これについて、防衛省は、これまで行っている目視調査等の結果も踏まえ確認作業を行っているとのことであり、現時点では調査結果は示されておりません。県としては、早急に調査結果を示すよう求めてまいります。

次に、オスプレイの訓練実態についてお答えいたします。

県では、昨年10月から11月までの間、市町村と連携して、オスプレイの飛行運用の実態について調査を行ったところ、伊江村や宜野座村、東村高江における飛行について報告されており、その後も引き続き情報収集に取り組んでいるところです。オスプレイについては、県民の不安は一向に解消されておらず、県としては軍転協とも連携し、配備計画の見直しと配置分散の実施などを、あらゆる機会を通じ日米両政府に求めてまいりたいと考えております。

次に、高江ヘリパッドの建設についてお答えいたします。

県は、SACO合意事案の着実な実施が本県における基地の整理縮小及び地元の振興につながることから、北部訓練場の過半の返還の実現を求めているものであります。その条件とされている6カ所のヘリ着陸帯の移設については、地元東村とも連携を図りながら、当該地域の自然環境や地域住民の生活に十分に配慮するよう求めてきたところであり、直ちに工事中止を求める考えはありません。

次に、オスプレイに対する県の行動計画についてお答えいたします。

オスプレイについては、県民の不安が一向に払拭さ

れておらず、去る6月12日に軍転協として安倍内閣総理大臣を初め関係閣僚に対して、オスプレイの配備計画中止や配置分散の実施などを知事が直接緊急に要請をしております。県としては、さらなる負担の増大は認められるものではないことから、引き続きあらゆる機会を通じて政府に強く求めてまいります。

次に、米軍の性犯罪数と犯罪根絶のための海兵隊の撤去についてお答えいたします。

沖縄県警察の資料等によりますと、復帰後、平成24年末までの米軍人等による強姦事件の検挙数は128件、146人となっております。また、強制わいせつを含む風俗犯の検挙数は69件、78人となっております。米軍の犯罪を防止するためには、日米両政府による実効性のある再発防止策が重要であると考えております。

県としましては、米軍の綱紀粛正、再発防止がより実効性を持つよう、日米両政府に対し引き続き強く要求していきたいと考えております。

次に、統合計画による移設の費用負担についてお答えいたします。

去る4月5日に発表された「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」では、牧港補給地区の郵便局はキャンプ瑞慶覧へ、キャンプ瑞慶覧の倉庫等についてはトリイ通信施設、嘉手納弾薬庫知花地区等へ移設されることが示されております。移設に係る費用については、平成18年5月の2プラス2で合意されたロードマップにおいて、「再編の実施における施設整備に要する建設費その他の費用は、明示されない限り日本政府が負担する」こととなっております。また、西普天間住宅地区の返還に係る費用についても、同様の措置がとられることとなっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 山城 毅君登壇〕

○農林水産部長（山城 毅君） 知事の政治姿勢についての中、日台漁業取決め及び日中漁業協定の見直しについてお答えいたします。

本年4月10日に合意された日台漁業取決めは、沖縄からの要望が反映されず、台湾側に大幅に譲歩した内容となっております。今回の取り決め合意は、好漁場の縮小を余儀なくされるなど、本県水産業へ多大な影響があると懸念しております。また、平成12年に発効された日中漁業協定では、北緯27度以南の先島及び久米島の周辺水域において、中国漁船が自由に操業できる内容となっております。このため、県では、漁業団体と連携し、国に対して、本県漁業者の権益及び安全

操業を確保し、漁業秩序を維持できるよう、日台漁業取決めの見直し及び日中漁業協定に関する外務大臣書簡の破棄を強く求めてきたところであります。今後とも、漁業団体と連携し、国に対し粘り強く見直しを求めていくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） 安倍政権の暮らし、経済を壊す政治から県民生活を守ることについての中の、公務員の雇用、職員の人数と割合、非正規職員の正規職員化及び待遇についてお答えをいたします。

政府は、現在、雇用制度改革の調査・審議において、民間の正社員改革等の検討を行っております。公務員の雇用については、直接影響を与えないものと考えておりますが、今後の議論の行方を注視していきたいと考えております。

次に、平成25年度における職員数と割合は、正規職員は4181人、非正規職員は1284人であり、職員数に占める非正規職員の割合は23.5%となっております。これを平成20年度と比べると、正規職員数で234人の減、非正規職員数で81人の減となっており、職員数に占める非正規職員の割合は0.1ポイントの減となっております。また、非正規職員を正規職員にすることについては、県行政を円滑に推進するため、正規職員と非正規職員がそれぞれの役割を分担しながら業務を推進していくことが重要であると考えており、そのような観点から、今後とも適切に対処していきたいと考えております。なお、臨時職員の待遇につきましては、常勤職員の給与との均衡を考慮して定めておりますので、適切であると考えております。

同じく安倍政権の暮らしの項目の中で、消費税率の引き上げ等についてお答えいたします。

消費税は、少子・高齢化がますます進展する中で、国・県・市町村における安定的な財源の確保等のため、その役割は重要であることから、消費税法等の一部が改正されたところであります。消費税増税の世帯への影響額については、家計調査で公表された本県における1世帯当たりの平成23年平均消費支出を参考に民間研究所が用いた手法で算出しますと、消費税が10%に引き上げられた場合、本県における2人以上の世帯のうち勤労者世帯では、年間負担額が約22万3000円となり、現状に比べ約10万6000円の負担増になると試算されます。改正法におきましては、消費税率の引き上げを踏まえ、中小企業の価格転嫁対策及び低所得者に配慮するための対策などの措置を講ずることとさ

れております。県としましては、今後とも引き続き国の検討状況や対応動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、同じ安倍政権の暮らしの項目の中で、生活保護基準引き下げの住民税への影響についてお答えいたします。

国においては、住民税に係る非課税限度額の見直しについて、平成26年度以降の税制改正において所要の検討を行うこととしております。その際、総務省は、生活保護基準の見直しに係る厚生労働省の考え方を踏まえて、住民税の非課税限度額のあり方について検討していくと聞いております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 安倍政権の暮らし、経済を壊す政治から県民生活を守ることについての御質問の中で、生活保護の基準引き下げによる被保護世帯への影響についてお答えいたします。

平成25年8月から生活保護基準が見直されることになっております。国が具体例として示した世帯を沖縄県で当てはめ影響額を算出してみますと、那覇市で保護を受給している30代と20代の夫婦と4歳の子の標準3人世帯では、月額4850円の減額となります。具体例のうち、最も影響を受ける世帯は、40代の夫婦と小学生、中学生の子供2人の4人世帯で月額6070円の減額となります。また、30代の母と4歳の子の2人世帯では、月額2710円の減額となります。

次に、国民健康保険についての御質問の中で、広域化したときの国保税についてお答えいたします。

現在、「社会保障制度改革国民会議」において、国民健康保険等、医療保険制度の抜本的改革について審議が行われており、国保の保険者のあり方が大きな論点となっております。その中で、保険税の算定基準の取り扱いについても審議されているところであり、広域化された場合の税額を示すことは困難であります。

次に、国庫負担の増及び県独自の支援についてお答えいたします。

沖縄県としましては、市町村国保の安定的運営、特に小規模保険者の財政基盤の安定を図る観点から、「沖縄県広域化等支援方針」を策定し、市町村等とともに、広域化に向けた検討を行っているところであります。また、広域化だけでは解決されない、財源を含めた国保の構造的課題については、国に対し、国費の拡充を含めた抜本的な解決策について全国知事会とともに要望しているところであります。市町村国民健康

保険は、国・県の公費負担や保険税等を財源として保険者である市町村の責任により運営されており、県が独自の支援を行うことは困難であると考えております。

次に、子供医療費についての御質問の中で、中学卒業までの通院費無料化等についてお答えいたします。

こども医療費助成事業の見直しに当たっては、実施主体である市町村の意向も踏まえ、保護者の負担がより重い入院について、平成24年10月から中学卒業まで拡大したところであります。通院年齢の引き上げについては、入院年齢の拡大による事業費の動向や効果を見きわめ、また、実施主体である市町村の意向も踏まえ検討していきたいと考えております。また、窓口払いをなくすことにつきましては、受診の増加による医療費の増大、小児救急体制への過重負担、国庫支出金の減額調整などの課題が指摘されております。県としては、市町村から要望の多い自動償還の導入を進めてまいります。

次に、深刻な保育士不足についての御質問の中で、保育所増設による待機児童解消と県の支援による僻地・離島の保育士確保についてお答えいたします。

待機児童対策については、安心こども基金事業及び待機児童対策特別事業を活用してその解消に努めており、平成25年度はこれらの事業の実施により1300人の定員増を図る予定であります。また、保育所等を整備する場合の未利用国有地の活用について国から情報提供があり、県としても説明会等を通じて市町村に対し周知を図っております。

保育士確保につきましては、離島の潜在保育士を含めて研修会や合同説明会を開催するなどして保育士の確保を支援しております。また、僻地保育所の運営確保を図るための制度の見直しについて、「九州各県保健医療福祉主管部長会議」を通じ国に要望しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 米軍基地問題についての御質問の中で、補正を求めた項目と内容、政府の回答についての御質問にお答えいたします。

沖縄防衛局が提出した公有水面埋立承認申請書について形式審査を行ったところ、不明瞭な記述に係るものが2件、記述の不足に係るものが11件及び誤植等に係るものが20件確認されたことから、平成25年4月12日付で当該申請書を補正するよう求めるとともに、その内容を公表したところであります。これに対して、

沖縄防衛局から5月31日に補正した文書が提出され、その内容を確認したところ、適正に補正されていたことから、再補正は求めず形式審査を終了したところがあります。

同じく米軍基地問題についての御質問の中で、申請を却下すべきことについての御質問にお答えいたします。

公有水面埋立承認申請については、公有水面埋立法及び行政手続法により手続が定められていることから、当該法令に基づき所要の審査などを実施した上で、埋め立てを承認するか否かを判断してまいりたいと考えております。

次に、民間アパートへの入居が困難な高齢者についての御質問の中で、介護つき公営住宅の建設についての御質問にお答えいたします。

介護つき公営住宅に関する事業といたしましては、高齢者の居住の安定を図るための福祉施策との連携方策として、バリアフリー化された公営住宅と生活援助員による日常生活支援サービスとの提供をあわせて行う、いわゆるシルバーハウジング制度があります。シルバーハウジングにつきましては、これまで那覇市、沖縄市及び与那原町で建設した実績があり、県としては、市町村から同様な整備の要望があれば予算の優先配分を行うなど、今後とも積極的にその支援に努めていきたいと考えております。

同じく民間アパートへの入居が困難な高齢者についての御質問の中で、居住支援協議会の進捗についての御質問にお答えいたします。

高齢者などの住宅の確保に配慮を要する者については、その居住の安定を図ることを目的として、ことしの3月27日に沖縄県居住支援協議会が設立されております。同協議会は来る7月12日に第1回総会を開催し、今年度はまず高齢者部会を設置することにしております。この部会において、高齢者向け住宅に関する情報提供や家賃債務保証制度の周知などの取り組みを推進し、高齢者の民間賃貸住宅への入居を支援してまいります。

同じく民間アパートへの入居が困難な高齢者についての御質問の中で、県営住宅への同居人の入居承継についての御質問にお答えいたします。

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例第14条で、同居人の承継については、知事の承認が必要と定めております。県営住宅においては、同一世帯が長く居住し続けている反面、応募倍率が高く入居できない方が多いという実態がございます。そのため、県では、長期居住者と入居希望者の公平化を図りつつ、国

が通知した入居承継基準を踏まえ、配偶者、高齢者、障害者等で特に居住の安定を図る必要がある者は承継を認めているところであります。今後とも、居住の安定を図る一定の配慮が必要な方に対しましては、可能な限り配慮していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立八重山病院についての御質問の中で、新八重山病院の早期建設、措置入院病棟の設置及び県立病院の7対1看護についてお答えいたします。

新病院の建設については、早期実現の観点から、用地取得が容易である場所への建設が望ましいと考えており、精神措置入院等における課題についても、重要な問題として認識しています。このことから、基本構想・計画の策定に当たっては、離島における県立病院の果たしている役割や機能を踏まえ、充実強化を図られるよう取り組んでまいります。また、県立病院における7対1看護体制の導入については、収支の改善が見込まれる北部病院への早期導入に向け関係機関と調整を進めているところであり、宮古病院及び八重山病院についても、他の病院での実施状況や看護師確保、経営への影響等を考慮しながら、引き続き検討を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） 教育行政についての御質問で、教科書検定・採択等への見解についてお答えいたします。

教科書検定制度の見直しにつきましては、現在、議論の途中であること、また、八重山教科書に係る文部科学省の指導が政治介入であるかどうかにつきましても、見解を申し述べる立場にないことから、コメントは控えさせていただきたいと存じます。

なお、八重山教科書につきましては、県教育委員会として、3市町それぞれの立場を尊重しつつ指導助言を行い、再協議を促してまいります。

次に、臨時教員についてお答えいたします。

県教育委員会では、平成23年度以降、計画的に採用人数をふやし、正規教員の比率の改善に取り組んでまいりました。その結果、定数に占める正規教員の割合は、平成22年度の82.3%から平成25年度の84.2%に改善しているところであります。一方、初任者研修にお

ける指導教員の確保等、研修の受け入れ体制等に係る諸般の事情から、大量に新規採用することは困難であり、全国並みの比率とすることにまだ時間を要するものと考えます。今後とも、正規教員の比率の改善に向けて、年次的・計画的に取り組んでまいります。

次に、離島における教育条件の整備についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、教育に離島・僻地があってはならないという理念のもとで、離島教育の環境整備に取り組んでいるところです。特別支援学級の新設につきましては、原則3人を下限としておりますが、障害の種類や程度、環境等を勘案し、弾力的に対応しているところです。また、複式学級につきましては、平成24年度から学習支援員としての非常勤講師を配置し、教育環境の改善に努めているところです。なお、配置対象の拡大につきましては、非常勤講師の確保等において課題を残しております。離島の教育条件の整備につきましては、引き続き、全国都道府県教育委員長協議会等を通して国へ要望してまいります。

次に、離島への正規教員の配置及び教職員宿舍等についてお答えいたします。

教職員配置につきましては、各学校の実情等を考慮した適正な配置に努めているところですが、離島においては、臨時的任用職員の確保が困難な状況にあることは認識しております。また、離島の県立学校の教職員住宅につきましては、現在、ほぼ全ての希望者が入居している状況であり、当分の間、現有戸数を確保していきたいと考えております。

高校生寄宿舎につきましては、現在、入寮希望者の増や老朽化等に対応した整備を進めているところです。県教育委員会としましては、今後とも離島教育の環境整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時28分休憩

午後3時29分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○西銘 純恵さん 答弁漏れ。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時29分休憩

午後3時30分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん 再質問を行います。

ただいま公室長から答弁ありましたけれども、牧港

補給基地の米軍郵便局とキャンプ瑞慶覧の倉庫については、沖縄県民の税金負担でつくることが日米合意されたということになっていました。公室長は、これは日本政府に負担をさせるということをおっしゃいましたので、その補償担保についてお尋ねをいたします。

次に、高江の裁判で、去年11月19日住民側の弁護士が当時の東道路管理課長、上原班長、眞榮城主査を訪ねて、県は住民を裁判にかけることに同意をしたのかと質問したら、同意を与えたことはないと答えています。ところが、防衛局は県が同意したと言っています。見解を問います。

県営住宅の承継についてお尋ねをいたします。

県営住宅の条例14条の承継規定、部長は答弁なさいましたけれども、承継については知事が承継を承認するとおっしゃいました。14条をちゃんと読んだら、「県公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該県公営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、省令第11条で定めるところにより、知事の承認を得なければならない。」と、この省令について触れませんでした。この省令11条というのは、承認をしてはならないという部分しか書いていません。ですから、私は当然に同居人は承継をできるという立場だと思っています。

母子世帯で25年間県営住宅に入居していて、ことしの2月21日お母さんが亡くなりました。そうしたら、4月に——このお母さんは9年間病気をされていて介護していたんですね。亡くなったショックで体調を崩していたときに、この県営住宅に住むことはできないから退去してくれとこのように言われたんですね。本当に親が亡くなって悲しんでいる。25年間も団地で皆さんのいろいろ世話を受けたりしながら成長してきた。でもお母さんもいなくなって大変なときに、退去しなさいとこういうことを言われているんですよ。今の14条、そして省令においても省令の11条は承認をしてはならないという条項で、同居していた期間が1年に満たない場合は違いますよと、承継できませんよとか。そこら辺を県は当たり前前に承継ができる人たちを追いつけていると思います。

質問をいたします。

1つは、民間アパートに退去をされた人たち、何名いますか。そして知事に、条例では承継できるんですよ。退去をさせるのが当然だという立場をとっている。これは省令にも反していると、条例にも反していると思います。知事の答弁も伺います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 3 時34分休憩

午後 3 時37分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） それでは再質問にお答え申し上げます。質問 3 つございました。

まずキャンプ・キンザーの郵便局の取り扱いについてでございます。

これは従来、私どもが進めております港川道路の建設に伴いまして、公共事業の補償によって移設をするということが日米合同委員会で決められていた経緯がございます。しかし、先般の統合計画によりまして日本政府のほうで移設をするということが決まりましたので、現在その手続などについては沖縄防衛局と調整中でございます。したがって、県のほうの公共事業の補償で行う予定はございません。

2 番目の、東村高江のヘリパッドの建設についてでございますけれども、この件につきましては訴訟を起こす前に議員から御指摘がありましたとおり、意見照会のようなものがございました。その中で、県は当該訴訟の当事者ではございませんので、その訴訟をしない、あるいは内容に同意や不同意をする立場にはないということも明確にお答えしてございます。

そして最後に、公営住宅の同居人の承継についての御質問にお答えいたします。

確かに議員御指摘のとおり、省令、これは施行規則でございますけれども、11条によって承認はしてはいけないというような規定はございますが、平成17年に住宅局長通知がございまして、その省令11条の解釈として、これは最低限の基準のみが定められたものであって県知事の一定の裁量ができるというようなことで、現在は配偶者、障害者、高齢者など社会的な配慮

を要する方々の承継については認めているところでございます。

そしてどのぐらいのものがあるかという件数についてでございますけれども、平成18年度以降入居承継で名義変更した件数は1211件、これに対して承継できずに退去した件数は209件でございます。

以上でございます。

○西銘 純恵さん 議長、答弁漏れがあります。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 3 時40分休憩

午後 3 時42分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 答弁漏れということでしたので、改めて答弁をさせていただきます。

先ほども申し上げましたけれども、県のほうでは裁判の当事者ではございませんので、裁判の提訴、あるいはその内容について同意や不同意をする立場にはないということで、同意も不同意もしておりません。ただ、その裁判の中では、これもマスコミ報道等で知る限りですけれども、裁判所の判断で県は同意ではなかったというようなことが取り上げられたやに聞いておりますけれども、私どもはその裁判所の判断についてはコメントをする立場にはございません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明28日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3 時43分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 桑 江 朝 千 夫

会議録署名議員 渡 久 地 修

平成25年 6 月28日

平成 25 年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 4 号）

平成25年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第4号）

平成25年6月28日（金曜日）午前10時3分開議

議 事 日 程 第4号

平成25年6月28日（金曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 乙第2号議案から乙第12号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 乙第2号議案から乙第12号議案まで

- 乙第2号議案 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第7号議案 損害賠償請求事件の和解等について
- 乙第8号議案 指定管理者の指定について
- 乙第9号議案 沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
- 乙第10号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
- 乙第11号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
- 乙第12号議案 沖縄県公害審査会委員の任命について

出 席 議 員（45名）

議 長	喜 納 昌 春 君	18 番	仲宗根 悟 君
副議長	浦 崎 唯 昭 君	19 番	崎 山 嗣 幸 君
1 番	上 原 章 君	20 番	山 内 末 子 さん
2 番	砂 川 利 勝 君	21 番	瑞慶覧 功 君
3 番	具志堅 透 君	22 番	渡久地 修 君
4 番	又 吉 清 義 君	23 番	大 城 一 馬 君
5 番	末 松 文 信 君	24 番	嶺 井 光 君
7 番	新 田 宜 明 君	25 番	前 島 明 男 君
8 番	仲 村 未 央 さん	26 番	照 屋 守 之 君
9 番	玉 城 満 君	27 番	新 垣 良 俊 君
10 番	西 銘 純 恵 さん	28 番	仲 田 弘 毅 君
11 番	比 嘉 京 子 さん	29 番	新 垣 安 弘 君
12 番	吉 田 勝 廣 君	30 番	當 間 盛 夫 君
13 番	島 袋 大 君	31 番	照 屋 大 河 君
14 番	中 川 京 貴 君	32 番	狩 俣 信 子 さん
15 番	桑 江 朝千夫 君	33 番	赤 嶺 昇 君
16 番	座喜味 一 幸 君	34 番	新 垣 清 涼 君

37 番 金城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 41 番 新 垣 哲 司 君
 42 番 具 志 孝 助 君
 43 番 新 里 米 吉 君

44 番 高 嶺 善 伸 君
 45 番 奥 平 一 夫 君
 46 番 玉 城 義 和 君
 47 番 玉 城 ノブ子 さん
 48 番 嘉 陽 宗 儀 君

欠 席 議 員 (2 名)

6 番 儀 間 光 秀 君

17 番 呉 屋 宏 君

欠 員 (1 名)

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
 副 知 事 高 良 倉 吉 君
 副 知 事 川 上 好 久 君
 知 事 公 室 長 又 吉 進 君
 総 務 部 長 小橋川 健 二 君
 企 画 部 長 謝 花 喜 一 郎 君
 環 境 生 活 部 長 當 間 秀 史 君
 福 祉 保 健 部 長 崎 山 八 郎 君
 農 林 水 産 部 長 山 城 毅 君
 商 工 労 働 部 長 小 嶺 淳 君
 文 化 観 光 湧 川 盛 順 君
 ス ポ ー ツ 部 長
 土 木 建 築 部 長 當 銘 健 一 郎 君
 企 業 局 長 平 良 敏 昭 君
 病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次 君

会 計 管 理 者 岩 井 健 一 君
 知 事 公 室 秘 書 久 貝 富 一 君
 広 報 交 流 統 括 官
 総 務 部 田 端 一 雄 君
 財 政 統 括 官 新 垣 和 歌 子 さん
 教 育 委 員 会 長 諸 見 里 明 君
 教 育 長 翁 長 良 盛 君
 公 安 委 員 会 長 笠 原 俊 彦 君
 委 員 会 長 眞 栄 城 香 代 子 さん
 警 察 本 部 長
 労 働 委 員 会 長
 事 務 局 長 平 良 宗 秀 君
 人 事 委 員 会 知 念 建 次 君
 事 務 局 長
 代 表 監 査 委 員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 嘉 陽 安 昭 君
 次 長 知 念 正 治 君
 議 事 課 長 平 田 善 則 君
 副 参 事 兼 勝 連 盛 博 君
 課 長 補 佐

主 幹 佐久田 隆 君
 主 査 嘉 陽 孝 君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、乙第2号議案から乙第12号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

新田宜明君。

〔新田宜明君登壇〕

○新田 宜明君 グスーヨー チューウガナピラ。
 私、社民・護憲ネットの新田宜明でございます。
 最初に、知事の政治姿勢について伺いたいと思います。

68年前の太平洋戦争におきまして、アジアの人々に約2000万ないし3000万以上の犠牲者が出たと言われて

おります。国内でも300万人以上の人々が犠牲になったと言われております。この数字については、さまざまな数字があるわけでございます。県内でも20万人余のとうとい命が奪われました。一たび戦争が起これば、勝者も敗者もないのが戦争だと思います。

去る6月23日、68年目の慰霊の日に「沖縄全戦没者追悼式」が行われましたけれども、私もさまざまな思いを抱きながらこの日を迎えました。

それでは、質問をいたしたいと思います。

最初に(1)でございますが、慰霊の日の沖縄全戦没者追悼式での知事の平和宣言、「普天間飛行場の県外移設、そして、日米地位協定の抜本的な見直しを強く求めます。」ということに対して、安倍総理はどう受けとめたのでしょうか、知事の所感を伺いたいと思います。

次、(2)番目でございますが、「沖縄戦の教訓を継承する」というのはどういう意味でございましょうか、伺いたいと思います。

次、(3)番目でございます。「わが国が築いてきた平和主義の堅持」とは、現憲法を堅持すると理解してよろしいのでしょうか伺いたいと思います。

(4)番目でございます。防衛大臣、外務大臣出席は、辺野古移設推進のための宣撫工作として受けとめる向きもありますけれども、知事の見解はどうでしょうか伺いたいと思います。

(5)、沖縄戦の実相、いわゆる一人一人の死に至る実相でございますけれども、これを記録しどう伝えていくのか、その施策を伺いたいと思います。

次、2番目、農業振興策についてでございます。

国内で唯一の亜熱帯地域の特性を生かした農業が本県では展開されております。しかしながら、耕地面積が小さく台風常襲地という不利性も抱えております。さらには、農産物の輸入自由化によって価格の低迷など農業経営も大変厳しいものがあります。担い手の減少、高齢者の進行、耕作放棄地などがふえているのが現状でございます。

そこで、次のことを伺いたいと思います。

最初に(1)でございます。県内農業の現状と課題についてでございますが、ア、農業従事者の減少に対する施策をソフト・ハード面でどのように工夫しているのか、あるいはまた、農業所得の向上策について伺いたいと思います。

イでございますが、一括交付金による県・市町村の取り組み状況はどうなっているのか、あるいは市町村とのミスマッチはないのか伺いたいと思います。

次にウでございますが、主要農産物——10品目程度

でございますけれども——今後の生産の見通しと奨励品目ないし有望品目はどういう品目なのか伺いたいと思います。

エでございます。ここ最近、近年でございますけれども、県内でスリップスの中のチャノキイロアザミウマというのが蔓延しております。特に私ども、マンゴーの里宣言を豊見城市などやっておりますが、県内でもこれから大変有望なマンゴーなどに、このチャノキイロアザミウマが蔓延しておりますが、その防除策はどうなっているのか伺いたいと思います。

3番目に、公契約条例制定についてでございますけれども、私も、昨年県議に当選以来、この公契約条例の制定について求めてきたわけでございますけれども、この条例制定の法的な問題はほとんどクリアされているというふうに私は理解をしております。特に、低賃金労働者がふえている現状で、県の業務契約による労働者等の適正な労働条件を確保することによって、公契約に係る事業の質の向上を図ること、もって県民が安心して暮らせるようなこういう地域社会の実現に寄与するものが公契約条例だと思っておりますので、この公契約条例の制定に向けて取り組む決意を伺いたいと思います。

4番目でございます。

豊見城団地南分譲地内の崖崩れ対策工事の早期実施に関する陳情でございますが、既に知事を初め県議会議長にも出されておりますが、この件に関しては沖縄県住宅供給公社が所有する豊見城団地南分譲地内において、平成23年11月9日に崖崩れが発生いたしました。豊見城市は、沖縄県住宅供給公社に対し対策工事の実施を求めておりますけれども、同公社は予算がないとの理由で、いまだ対策工事が実施されておられません。当該用地に接する住宅2世帯は、昼夜不安な毎日を送っているわけであります。県は、沖縄県住宅供給公社に対し、対策工事を早急に実施するよう指導すべきではないでしょうか。同公社が実施困難な場合は、県の事業として対策工事を実施すべきだと思うのでございますけれども、県の対応を伺います。

5番目に、我が会派の代表質問との関連についてでございますが、最初に、知事は八重山病院をいつ視察されたのでしょうか。そして、現状を見てどう考え、今後どうすべきとお考えになったのか伺いたいと思います。

次、2点目に、我が会派の仲村未央議員が伺った質問でございますけれども、「わたり」について、「わたり」とはどういう意味で捉えているのか、執行部の考え方を伺いたいと思います。

以上、また質問席で質問をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

新田宜明議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、沖縄戦の教訓の継承についての御質問にお答えいたします。

沖縄戦では、一般住民を巻き込んだ激しい地上戦が行われ、多くのとうとい命とかけがえのない文化遺産、美しい自然などが失われました。そのため、県民は、命のとうとさや平和の大切さを身をもって感じております。このような歴史的体験から学んだ教訓を風化させることなく、さまざまな機会を通じて語り継いでいくことなどが重要であると考えております。

次に、知事の政治姿勢についての中で、平和主義の堅持と現憲法についての御質問にお答えいたします。

我が国は、過去の戦争の惨禍を教訓に、不戦の決意のもと、諸外国と協調し平和を築いてきたものと考えております。憲法改正については、このように我が国が築いてきた平和主義を堅持するとともに、制定後の状況変化や現実との乖離などの課題を踏まえ、国会での議論や国民的議論がなされるべきであると考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、平和宣言に対する総理の受けとめについてお答えいたします。

県は、地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能であり、他の都道府県の既に滑走路がある場所への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。また、日米地位協定については、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、抜本的な見直しが必要であると考えております。

安倍総理は、追悼式の総理大臣挨拶において、「米軍基地の集中が、今なお沖縄県民の大きな負担となっています。沖縄の負担を少しでも軽くするよう、全力を尽くすことを、ここに改めて誓います。」と発言されております。首相を初め政府においては、沖縄の意見に耳を傾け真摯に受けとめていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、外務・防衛大臣の式典出席についてお答えいたします。

今回の外務大臣及び防衛大臣の参列については、沖縄全戦没者追悼式の趣旨を踏まえ、さきの大戦で一般住民をも巻き込んだ悲惨な地上戦となった沖縄の冷厳な歴史的事実について理解を深めていただく機会になるとの考えから、関係省からの参列の意向を踏まえ対応したところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 知事の政治姿勢についての中で、沖縄戦の実相についての御質問にお答えします。

沖縄県では、平和祈念資料館において、子や孫につながる平和のウムイ事業を初めとする戦争体験映像の収録や編集を行っております。あわせて、資料館での常設展示や証言の一部をパソコンや携帯端末からデジタルコンテンツとして閲覧できるよう整備しており、平和学習教材として活用するほか、英語、中国語など6カ国語で国内外へ発信しております。

沖縄県といたしましては、これらの施策を通じ、沖縄戦から学んだ教訓を風化させることがないように、さまざまな機会を通して語り継いでいくことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 山城 毅君登壇〕

○農林水産部長（山城 毅君） 農業振興施策についての中、農業従事者の減少に対する施策及び農業所得の向上対策についてお答えいたします。

県におきましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、農業従事者の減少や高齢化に対処するため、ソフト・ハード両面から担い手の確保と農業者の経営安定対策を推進しております。ソフト面の対策としましては、1、「人・農地プラン」作成支援事業、2、沖縄県新規就農一貫支援事業、3、青年就農給付金事業などにより、担い手への農地集積を強化するとともに、就農相談から就農定着まで一貫した支援を実施しております。ハード面の対策としましては、1、特定地域経営支援対策事業、2、耕作放棄地対策事業、3、農業農村整備事業などにより、優良農地の集積・確保や生産施設等に支援を実施しております。また、

農業所得の向上対策としましては、1、災害に強い栽培施設の整備事業、2、農林水産物流通不利性解消事業などにより、安定生産や流通コストの低減などの対策を実施しております。

県としましては、今後とも各種の事業を総合的に推進し、農業従事者の確保と農業者の経営安定化を図ってまいります。

次に、農林水産関係の一括交付金の取り組み状況についてお答えいたします。

平成25年度当初予算で農林水産振興関係のソフト事業に係る沖縄振興特別推進交付金は、国庫ベースで約120億円が配分されており、事業数は59事業となっております。主な事業としては、農林水産物流通条件不利性解消事業や災害に強い栽培施設の整備事業など、従来の国庫補助メニューになかった事業に取り組み、持続的な農林水産業の振興を図っているところでございます。また、沖縄振興特別推進交付金の平成25年度市町村分については、5月30日付で農林水産分野に約24億円、78事業の交付決定が国からなされております。

沖縄県の農林水産業の振興を図るためには市町村との連携が重要であることから、沖縄振興特別推進交付金の活用に当たっては、産地における課題解決を図るため、市町村と連携をしミスマッチがないよう一層強化してまいります。

次に、主要農産物の今後の見通し及び有望品目についてお答えいたします。

県におきましては、沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づき、市場競争力の強化による生産拡大が期待される「おきなわブランドの確立」に向けて園芸品目などを戦略品目として位置づけ、拠点産地の形成に取り組んでいるところでございます。

園芸品目としましては、野菜がゴーヤーやサヤインゲンなど15品目、花卉が小菊や洋ランなど11品目、果樹がマンゴーや生食用パイナップルなど11品目となっております。これらの品目においては、定時・定量・定品質の出荷が可能な拠点産地を育成し、現在の96産地から10年後は150産地を目標に拡大してまいります。

県としましては、今後とも我が国唯一の亜熱帯性気候等の優位性を生かして、島ラッキョウやヘチマなどの島野菜及び紅茶などの有望品目について栽培技術の開発や品種育成などに取り組んでまいります。

次に、チャノキイロアザミウマの防除対策についてお答えいたします。

チャノキイロアザミウマは、果樹や果菜類の害虫で

あります。現在、一部地域のマンゴー園で多発し、葉、花及び果実に被害を及ぼしている状況にあります。チャノキイロアザミウマの防除対策については、耕種的防除法及び化学的防除法を農業改良普及センターが指導しているところであります。具体的には、1、計画的間伐による密植園の解消、2、温湿度管理によるハウス内環境の改善、3、登録農薬のローテーション散布などの指導を行っております。

県としましては、今後とも耕種的防除及び化学的防除を組み合わせた総合的な防除対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 小嶺 淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺 淳君） 公契約条例制定についてという御質問にお答えをいたします。

沖縄県が発注する公共事業や指定管理者制度については、担当部局において適正な積算が行われ、公共サービスの質及び公正な労働条件が確保され、労働関係法令やその他の法律等についても、下請業者まで含めて遵守されるよう、指導がなされているものと考えております。

現在、我が国における労働者の賃金等、個々の労働条件については、労働基準法や最低賃金法等に定める最低基準を満たした上で、労使が対等の立場において決定されるという枠組みになっております。

沖縄県といたしましては、国の「公契約に関する基本法」の法制化や、他県の動向を見守りつつ適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 豊見城団地南分譲地内の崖崩れ対策工事の早期実施に関する陳情についての御質問の中で、豊見城団地南分譲地内の崖崩れへの対応についての御質問にお答えいたします。

住宅供給公社において分譲した当該団地の崖崩れ箇所及びその影響範囲並びに対策に必要な範囲を明らかにする必要があることから、現在、住宅供給公社において測量調査及び土地所有者の調査を実施しているところであります。

県としましては、どのような対策工事が行えるか、公社及び関係機関と連携して検討を行っており、周辺土地所有者の同意など要件が整い次第、可能な限り早期に工事着手できるよう取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） 「わたり」の認識についてお答えいたします。

「わたり」とは、県が退職後の職員を企業、団体等にあっせんして再就職させることを複数回繰り返すことをいうものと認識をしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時30分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

新田宜明君。

○新田 宜明君 それでは、再質問をさせていただきたいと思うんですが、知事の政治姿勢についてでございますけれども、総理初め閣僚の皆さん、沖縄の基地の負担軽減に努めると何回となくおっしゃっております。沖縄防衛局にたびたび要請行動に行きましても、S A C O合意に基づく負担軽減のために沖縄防衛局はあるんだということをよくおっしゃるわけですが、実際は普天間の代替施設を辺野古に移設するということを強引に推し進めているという事実があるんじゃないですか。一方ではそういうことをしながらこの負担軽減に努めると言っても、これはもう非常に空疎な言葉にしか受けとめられない。これに対して私も県民は非常に不信感を政府に抱いているわけでございます。そういう意味では、この負担軽減という言葉を知事はそのとおり実行されるというふうに受けとめられているのか、この辺どうなんでしょうか、その辺の心情はどうでしょうか。一方においては公有水面埋立申請を進めているわけですね。それで、今度またオスプレイも8月には追加配備するということを言っているわけですね。嘉手納にも、ステルス戦闘機がまた新たに配備されると。こういう事態が今、進んでいるわけですよ。こういう事実がありながら負担軽減というのは非常にどうも信用できないというのが私の感じなんですけれども、知事はどう受けとめていらっしゃるのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時33分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員の御指摘は、ある意味でよくわかるのは、我々も目に見える形で負担軽減を

しっかりとやってもらいたい。これは騒音の低減であるとか基地の返還というようなこと、いろいろあるわけですが、事件・事故も抜本的に減らしてもらいたいとかいろんなことを申し上げています。これは私も知事になって何年かずっと同じことを実は言って、のれんに腕押しのようなこともないわけではありませんが、ただし、防衛局の皆さんが負担軽減に努力をしようとしていることはある程度は私は理解できないことはありません。ただ、内容がなかなか米軍ないしアメリカ政府相手にうまく結果を出し切れてないなという感じもないわけではありませんが、もう少ししっかりと目に見える形の負担軽減に取り組んでもらいたいというのは、率直に言って私のほうでもそういう感じは持っております。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田 宜明君 それではあと1点、この平和宣言の中身の件でございますけれども、日米地位協定の抜本的な見直しの件ですけれども、昨年、米兵による女性暴行事件がありました。そのときにアメリカ総領事に私も抗議に行きました。そうしたら、日本政府側から日米地位協定の改定を求められたことがないというふうに明言していました。このことについてどうお考えですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時36分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員がお聞きになったのは、今の総領事ですよね。そういうことだと思うんですが、総領事が全部わかっているかどうか、少し疑義がないわけではありません。ただ、この抜本的な改正というのは我々のほうではもう長年にわたって日本政府に強く申し入れていることであります。ただ、それについてアメリカ政府からの返答というのは、政府筋の話だと、運用でいきたいということになっているのだと理解をしております。これは日本政府もそうですが、アメリカ政府もそうだろうという感じはあります。ですから、一回もないというのは私は必ずしもそう思いません。現に環境については、例えば自然環境についての項目が余り入っていないから、これについては検討したいというのは2プラス2の発表の中でも入っていたこともありますし、まだこれは続いているだろうと思いますから、全くなかったという返答というのはちょっとどうでしょう、事実認識の違いだと思います。ただし、我々が主張している、要

求していることに対して抜本的な見直しへ全く至っていないという点では、まさに全く残念のきわみでございます。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田 宜明君 この議論はまた次の機会に回したいと思いますが、沖縄戦の教訓ということをもう少し具体的に御説明いただけないかなと。要するに、沖縄戦というのは戦前の教育や政治やあるいは国際環境を取り巻く状況の中で、さまざまな要件があったかと思うわけですが、しかしながら、やはり国内的にはあの沖縄戦の教訓というのは、日本、我々自身の内なる検証が大事ではないかなというふうに思うわけですね。そういう意味では世界の見方、見解としては日本が侵略戦争を起こしたんだというふうな認識を持っていると思うんですね。なぜ、じゃ、そういう侵略戦争を行ったのか、その背景や教育の問題を含めて、もう少し沖縄戦の教訓といったときに具体的にもう少し明示されてもよろしいんじゃないかというのが私の質問の趣旨でございますが、よろしく御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時39分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 新田議員の今の御質問に私のほうからお答えしたいと思いますが、沖縄戦が終了して、戦後もう70年近い時間が過ぎたわけですが、ある意味で沖縄の県民にとって戦後の時間、沖縄戦の教訓を日々確認しながら、確かめながら過ごしてきた時間だということだと思います。その中で当然、あの戦争をどういうふうに受けとめるべきなのかという、御指摘のような教訓をどう考えていくのかということもあるでしょうし、それから、あの戦争はなぜ起こったのかと、起こった戦争の原因についてもさまざまな考察が行われてきたんだろうと思います。我々は、そういう戦争が起こった原因でありますとか、それから戦争で受けた大きな被害も含めて、そういったものを現代を生きる人間としてそれをどのようにきちっと受けとめられるかということを絶えず考え続けると、まさに戦争というものが提示しているものと真剣に向き合うということが大事であろうという趣旨で、沖縄戦の教訓を継承するというふうに説明したわけです。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田 宜明君 沖縄戦の戦後補償の根本的な問題だ

と思うんですが、沖縄戦の被害の悉皆調査がまだ行われていないと。これについてしっかりと県は求めるべきだと思うんですけども、なぜやらないのでしょうか。これについて、きのうも御答弁があったんですが、ひとつよろしく御回答お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時42分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 被害調査を含めてそういった戦後処理については国の責任で実施するべきものだというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時46分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） きのうの質問の答弁ですが、沖縄戦被害の実態調査について、沖縄戦被害の実態を主体的に調査し把握するよう国に求めたらどうかというふうな質問に対して、沖縄戦につきましては、さきの大戦で国内で唯一、住民を巻き込んだ地上戦が行われた悲惨な戦争であったことは広く認識されていると考えております。沖縄戦の戦後処理については、国においてしっかり対応していくことが重要であると考えておりますということで答弁をしておりますので、そういうことであります。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田 宜明君 なぜ沖縄だけ調査されていないんですか。いまだまだ調査されていないんですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） その件については国のほうにも確認しておりますけれども、国のほうでもわからないということでありまして。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田 宜明君 全くいいかげんで、これで県民は納得するとは思いません。沖縄戦の教訓を継承するという知事の御答弁がございましたけれども、沖縄戦では一人一人の死に至る原因、あるいは死にざまとかさまざまな要因で亡くなられたと思うんですけども、これをやっぱり具体的にデータベース化するということが非常に大事ではないかということを常々高良副知事もおっしゃっているかと思いますが、それについては今後どういう施策に反映させようと考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 新田議員の今の御質問、御指摘はごもっともだと思います。ただ、1つ私のほうで少し確認させていただくと、沖縄戦の被害の調査については、1970年前後に沖縄県教育委員会が行った聞き取り調査があります。それ以降、各市町村におきまして、戦争体験者から相当詳細な調査が行われていて、しかも、ある市町村においては字ごとの被害の実態を調査された膨大なデータがあります。そういう点では、むしろ沖縄の県民、沖縄県を含む市町村において、もちろん沖縄戦に関心を持つ研究者、専門家も含めてですけれども、そういった方々が非常に分厚い被害の実態についての調査を行っておりますので、私の今の印象でもそういった膨大なデータをどういうふうにデータベース化して、利用・活用しやすいような状況をつくるかという全県的な課題が一つ残っているなという印象を持っております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田 宜明君 副知事は歴史家でもございますし、少しだけ副知事の本を、1997年ごろに出された「「沖縄」批判序説」でしたか、あれを少し読ませていただきました。その中に、沖縄戦のことについて触れておりましたのでこの御質問をした次第でございます。どうかぜひ沖縄戦の教訓を科学的な検証のもと、その事実を検証していく作業に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

余り時間がございませんけれども、県内農業の現状と課題についてですが、このチャノキイロアザミウマ、部長、これは幼虫が大変なんですね。今、どの地域で一番蔓延しているのか御存じですか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 県全域調べたところなんですけど、チャノキイロアザミウマは、果菜類あるいは果樹類につく害虫であるんですが、今のところ豊見城地区の一部地域で発生しているというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田 宜明君 これは、一度使った農薬はなかなか効果が出ないという、先ほど部長のお話にもありましたとおり、そういうことを農家の皆さんから伺っております。しかし、この防除効果上がっていません。ですから、今後どうするのか、もう少し明確に御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 現在、登録農薬数に

つきましては12薬剤ございます。それを本来ですと12の薬剤を交互に使ったほうが抵抗性が見つからないということで今進めているわけなんですけど、それ以外にも25年度には新たに2の薬剤を追加登録する予定としてございます。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田 宜明君 人体に影響のない、そういう農薬の使用も一つの防除方法だと思っておりますけれども、私が農研機構の資料を取り寄せましたら、カブリダニ類の天敵があるそうですね。そのことについて御存じですか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） スワルスキーカブリダニということで聞いておりまして、ほかの害虫も食虫するということで非常に効果があるというふうに聞いてございますが、それで県外のほうについては導入が進んでございます。ところが、この害虫につきましては、5度以下になったときに死滅するというところで、本土のほうについては寒さで放飼したときに死滅するというメリットがございます。ところが、沖縄県の場合は常時、温度が高いものですから、それを放飼したときに常駐化しまして、ほかの作物との、ほかの虫との影響が懸念されることから、今のところはメーカーのほうも導入については自粛をしているというふうに聞いてございます。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田 宜明君 わかりました。それ以外の天敵駆除の方法もぜひ研究されるようにお願いしたいと思います。

それと、公契約条例についての答弁ですが、前任の部長から一步も前に進んでないという感じがいたしました。今度的那覇の市議会でこの問題が取り上げられて、那覇市はこの公契約条例制定に向けてプロジェクトチームを立ち上げることになったと。全国でも今、7市・区でございますけれども、県内自治体では初の取り組みとなるというふうに新聞で報道されております。この問題は、これは法令遵守を元請の業者がやっていたとしても、やっぱり下請、孫請まできちんと法的な根拠に基づいて遵守させないと、なかなか見えない部分での実態が低賃金労働にはあるわけですから、ぜひ県としてこれを前に進めていただきたいということをお願いしたいんですが、もう一度決意のほどをお願いしたいと思います。

それと土木建築部長ですが、これは早期工事着手できるように取り組んでいるということですが、これは確実にお約束できますね。よろしく御答弁をもう一度

伺いたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺 淳君） まず、議員おっしゃるとおり6つの自治体、既に施行されておりますが、都道府県レベルではまだ施行されておられません。国においても公契約法の制定についていろいろ研究をされているようですので、その動向を見ながら沖縄県としても検討するということになると思います。先ほど下請関係も、公共事業については御承知のとおり労務単価が設定されておりますけれども、その他、警備とか清掃業務についても昨年の10月に商工労働部長名で各部局長にも労働者の生活の安定が図れるような適正な委託条件を設定していただきたいというお願いをしておりますし、また、これはちょっとさかのぼりますけれども、平成20年には沖縄県警備業協会長、それから沖縄県ビル労働メンテナンス協会長に対しましても法令遵守をお願いしているということでございます。それから、国のほうでも下請契約における代金支払いの適正化等ということで、これに基づいて下請契約についてもそういった遵守を求めると。それから、入札の際も最低制限価格、70%以上を設定する等の対策をとっているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 住宅供給公社が分譲いたしました豊見城南分譲でございますけれども、先ほど答弁いたしましたとおり、現在、住宅供給公社のほうでいろいろな調査をしております。住宅供給公社も応分の負担をしたいというふうに聞いておりますので、私どもとしましては、何らかの対策事業を早目にできるように、事業要件などの整備を整えていきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田 宜明君 ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん おはようございます。

日本共産党の玉城ノブ子でございます。

一般質問を行います。

その前に、日本共産党は、東京都議会議員選挙で、現有8議席から17議席に議席を倍増いたしました。暮らしをよくしてほしい、原発ゼロの日本を、日本国憲法を守り生かそうというこの願いを託してほしいとの訴えが都民の心を動かししました。政治は必ず変えられます。日本共産党は、この国民の切実な願いに応えて頑張ります。

生活保護改悪問題について。

安倍自公政権は、社会保障の全分野の給付抑制を目指し、生活保護制度の改悪、生活保護基準の引き下げを強行しています。生活保護は、憲法25条に基づいて保障された国民の権利です。今、年収200万以下のワーキングプアが6年連続で1000万人を超えるなど、貧困問題が深刻化しています。生活保護の改悪は、国民生活をさらに一層改悪させ、生存権さえも脅かしています。安倍自公政権は、憲法25条で保障する「健康で文化的な最低限度の生活」をも踏みにじり、「生存権」をも脅かす生活保護法の改悪を強行しています。絶対に容認できません。撤回を要求すべきです。

県内の生活保護の受給世帯数の3年間の推移について伺います。

県内の餓死による死亡者数の3年間の推移について伺います。

2、安倍自公政権の金融政策（アベノミクス）について。

安倍自公政権の金融政策で急激な円安を引き起こし、燃油、飼料、光熱水費、資材が高騰し、漁業、農業、中小商工業に深刻な打撃を与え県民生活にも大きな影響が出ています。国の抜本的な対策、県の支援について伺います。

アベノミクスの金融政策による県内の農業、漁業、中小商工業者への影響額について伺います。

電気、ガス料金等の公共料金の値上げは、県民生活に大きな負担になっています。公共料金の値上げによる影響額はどうなっていますか。

輸入品の高騰で中小商工業者の8割は価格に転嫁できないと言われてしています。小麦粉、大豆の高騰によってそば屋、パン屋、豆腐業者の関連事業主に与える影響について伺います。

生活必需品のトイレットペーパーの卸値が15%高くなると言われています。消費者価格は幾らになっていますか、生活用品関連への影響について伺います。

酪農、畜産用配合飼料価格安定制度の支援拡充について。

酪農、畜産の輸入粗飼料への支援について伺います。

燃油高騰によりビニールハウスの資材、化学肥料の値上がりは農業経営にも大きな影響が出ています。施設園芸、菊、果樹への支援について伺います。

燃油高騰で漁業経営は甚大な影響を受けています。漁業経営セーフティネット構築事業への支援策を拡大することについて伺います。セーフティネットへの加入漁船数、加入率、加入促進を図るため、加入手続の

簡素化、漁協への支援策、加入促進の具体的な対策について伺います。

農業、漁業の経営改善を図るため、太陽光発電の導入を積極的に推進することについて伺います。

辺野古埋立申請について。

辺野古海域に隣接する宜野座、金武、石川3漁協の「辺野古地先の米軍飛行場建設に反対する漁民大会」で各漁協の代表は、埋め立てによる汚染や藻場の消失、潮流の変化が漁業に大きな悪影響を及ぼす、若い世代が希望を持って漁を行い、子供たちに豊かな海を引き継いでいくために埋め立てに反対との訴えが相次ぎました。埋め立てによって辺野古周辺の東海岸一帯海域の生態系が破壊されることは明白です。その影響についてどう認識されますか。

環境に重大な影響を及ぼす辺野古新基地建設の公有水面埋立承認申請に、知事は明確に反対すべきです。知事の所見を伺います。

憲法改悪問題について。

沖縄県民は、あの悲惨な沖縄戦で多くの人たちの命が奪われ、今なお戦争の被害で苦しんでいます。再び戦争の悲劇を繰り返させてはならない、県民の譲ることのできない平和への願いです。しかし、自公安倍政権は、憲法96条、9条を変え国防軍を創設し日本を戦争する国に変えようとしています。知事は憲法改悪に反対すべきです。知事の所見を伺います。

沖縄戦を体験した高齢者の4割が、深刻な心の傷（トラウマ）を抱え、心的外傷ストレス障害（PTSD）を発症、あるいは発症する可能性が高いとの調査結果をトラウマ研究会が明らかにしました。この現状を県はどのように認識しますか。国・県は、全ての体験者を対象にPTSDの調査を行い適切な治療を要求すべきであります。

日台漁業協定、日中漁業協定の見直しについて。

日台漁業協定は、地元や漁民の意向も全く無視し、地元は何の説明もなしに「久米西」の好漁場を初め先島諸島の北側の水域も含めて台湾が主張する暫定執法線よりも広い水域での操業を認めるものになっています。漁業者の安全操業と生活に大きな打撃を与え、食料主権を放棄するものであり、絶対許されません。中台の連携を恐れたアメリカの意向が強く働いたと言われている日台漁業協定に強く抗議し、日台漁業協定同様に日中漁業協定の見直しを要求すべきです。

漁業者が最大限の譲歩として要求している先島諸島の北では、東経125度30分以東の水域に台湾漁船を入れないこと。先島諸島の南では、台湾漁船の操業を認めないことについて国に実効ある対策を要求せよ。

台湾漁船に対して、拿捕など徹底取り締まりを行うことについての沖縄側の要求について、どのような対策が講じられていますか。

漁業者の安全操業を確保するため、無線機の整備拡充に対する支援について伺います。

米軍と海上自衛隊の艦船による沖縄久米島沖でのマグロはえ縄切断事件は、漁民の間に大きな不安を広げています。漁業者は、操業していて朝、目が覚めると日米の艦船に囲まれていたということもあると、安心して漁に出ることができないと訴えています。漁民の安全操業を守るための対策について伺います。

日本維新の会共同代表の橋下大阪市長は、戦時中の旧日本軍「慰安婦」について、慰安婦制度は必要なのは誰だってわかる。さらに、米軍司令官に「風俗業を活用してほしい」との暴言は、女性の人権を踏みにじり人間の尊厳を冒瀆するものです。日本軍の「慰安婦」問題は、侵略戦争の中で女性の人権を極限までじゅうりんした人権侵害の戦争犯罪です。橋下暴言の根底には、歴史を歪曲し侵略戦争を肯定するものがあり断じて容認できない。撤回と謝罪を強く求めるべきです。

就学援助支援制度について

憲法で定められている「義務教育は無償」に基づき、国に義務教育の無償化を求めることについて伺います。

県も独自の支援を実施するとともに、認定基準の緩和、支援内容の拡充を図ることについて伺います。

各市町村の認定数、認定率、認定基準、給付内容の3年間の推移について伺います。

就学援助の認定に「民生委員の助言不要」との法改正が行われました。改善されていない市町村への指導について伺います。

学校給食の無償化について。

学校給食は教育の一環であり、本来無償にすべきであります。県内では、学校給食の無償化を実施する市町村がふえています。実施状況について伺います。県の支援で学校給食の無償化を実施するよう求めます。

非婚世帯について。

非婚世帯への「寡婦控除」みなし適用で住民税等の軽減策を講ずること、県が財政支援し、市町村でのみなし適用の促進を図ること、国に対し、所得税法の抜本改正を求めることについて伺います。

非婚世帯数、非婚世帯に「寡婦控除」の適用がないことによる影響について伺います。

台風災害対策について。

糸満市の真壁南、真栄平南冠水被害対策について。

糸満市の真壁南、真栄平南土地改良地区で繰り返されている冠水被害に「農業を続けていけない」との悲鳴が上がり、生産意欲が失われかねない深刻な事態になっています。一刻も早い緊急対策と抜本対策を講ずることについて伺います。

農作物、お墓への補償支援を図るとともに、希望者には施設の移転補償を行うこと。

糸洲後原の冠水被害対策について。

糸洲後原では、県農業研究センターの貯水池からあふれ出た水が畑や畜舎に流れ込み甚大な被害を与えています。緊急対策と抜本対策について伺います。

被災した農作物、修理工場、畜舎への補償を行うこと。

武富ハイツの傾斜地崩壊危険区域の緊急対策と抜本対策を講ずることについて伺います。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城ノブ子議員の御質問に答弁をいたします。

第1に、安倍政権の金融政策（アベノミクス）についての御質問の中で、太陽光発電の農業、漁業の経営改善のために導入・推進をしてはどうかという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

農業、漁業の経営改善を図る対策の一環として、これまでかんがい排水事業等によりまして、太陽光発電の整備を行ってきております。さらに、農業水利施設への太陽光発電の導入を推進するため、平成25年度中に県全体のマスタープランを策定することといたしております。沖縄県といたしましては、関係機関と連携をして、太陽光発電を活用し農業、漁業の経営改善に取り組んでまいり所存でございます。

次に、憲法改正問題についての御質問で、憲法改正に対する所見いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本理念とし、広く国民に浸透し、国民生活の向上と我が国の平和と安定に大きな役割を果たしてきたものと考えております。

憲法改正につきましては、制定後の状況変化や現実との乖離等の課題を踏まえつつ、我が国が築いてきた平和主義が堅持されるよう、国会及び国民的議論がなされるべきであると考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 生活保護改悪問題についての御質問の中で、生活保護法改正についてお答えいたします。

生活保護法の一部を改正する法律案は、第183通常国会で廃案となりました。報道によりますと、国は、秋の臨時国会に法案を再提出する考えを示しているとのことであります。県としては、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、生活保護の受給世帯数及び受給者数の推移についてお答えいたします。

沖縄県の生活保護世帯及び受給者は、全国と同様に増加傾向で推移しており、平成22年度は1万9982世帯、2万9028人、平成23年度は2万1550世帯、3万844人、平成24年度は2万3174世帯、3万2701人となっております。

次に、県内の餓死による死亡者数の推移についてお答えいたします。

厚生労働省の人口動態統計によると、死因が「食料の不足」とされた県内の死亡者数は、平成21年が0人、平成22年が1人、平成23年が1人となっております。

次に、沖縄戦体験者へのPTSD調査についての御質問の中で、沖縄戦体験者のPTSD発症についてお答えいたします。

沖縄戦につきましては、さきの大戦で国内で唯一、住民を巻き込んだ地上戦が行われた悲惨な戦争であったことは、広く認識されていると考えております。なお、沖縄戦体験者に心的外傷後ストレス障害いわゆるPTSDを抱えている可能性については、新聞報道等で承知しております。県としては、どのような対応ができるか検討したいと考えております。

次に、非婚世帯への寡婦控除をみなし適用し住民税等の算定についての御質問の中で、非婚世帯への寡婦控除の適用についてお答えいたします。11の(1)と11の(2)は関連しますので一括してお答えいたします。

沖縄県の児童扶養手当受給者における非婚母子世帯数は、平成24年3月末現在で2465世帯となっております。非婚母子世帯については、所得税及び住民税において寡婦控除の適用がないことから、他の母子世帯と比較して税額や保育料等の負担が大きくなるほか、公営住宅の入居等において不利となる可能性があると考えております。市町村の保育料における寡婦控除のみなし適用について調査したところ、今後の予定も含め、11市8町村、計19団体が実施されることとなっております。これにより、非婚母子世帯の約9割が保育料において寡婦控除のみなし適用を受けられることとなります。県においては、非婚母子世帯に対して寡婦

控除が適用されるよう、九州各県保健医療福祉主管部長会議等を通じて引き続き国へ要望してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 山城 毅君登壇〕

○農林水産部長（山城 毅君） 安倍自公政権の金融政策（アベノミクス）についての中、急激な円安に伴う農林水産業の影響額と支援策について、2の(1)アと2の(2)アは関連しますので一括してお答えします。

近年の配合飼料価格や原油価格の高騰に加え、急激な円安に伴い、農林水産業分野では、畜産業や漁業で大きな影響を受けております。畜産業においては、本年4月から6月期の配合飼料価格は、トン当たり6万650円であり、前年同月期と比較すると、トン当たり約3150円上昇しております。また、漁業においては、漁船の燃油価格は、平成21年6月の1リットル当たり54円から、平成25年6月には84円と、30円上昇しております。このため、県としましては、「配合飼料価格安定基金」や漁業経営セーフティネット構築事業の活用による、配合飼料高騰対策及び燃油高騰対策に取り組んでいるところであります。

次に、配合飼料価格安定制度の支援拡充についてお答えいたします。

近年の配合飼料価格高騰に加え、円安の影響により、飼料価格が高騰し、畜産経営は厳しい状況となっております。国の配合飼料価格高騰対策としては、「配合飼料価格安定基金」があり、価格高騰時に一定の要件のもと、補填金を交付するものであります。基金の発動基準を直近1カ年の平均価格の115%から112.5%に下げることによって支援の拡充を図っております。加えて、国は緊急措置として、通常補填基金の生産者負担分の助成を決定しております。県としましては、これら国の支援策の動向を踏まえつつ、畜産経営の安定化に向けて独自に支援できないか検討してまいります。

次に、輸入粗飼料への支援についてお答えいたします。

県としては、粗飼料については、輸入粗飼料から自家の粗飼料に転換し、増産することが安定した畜産経営につながると考えております。そのため、草地造成のための畜産担い手育成総合整備事業を実施しております。さらに、今年度から、畜産団体と連携し沖縄振興特別推進交付金により、粗飼料の収穫機械の導入等に対する支援を行っております。県としましては、今後とも畜産団体と連携し、粗飼料自給率の向上への取り組みを推進してまいります。

次に、施設園芸、菊、果樹への支援についてお答えいたします。

園芸品目においては、ハウス栽培のマンゴー及び露地の菊栽培などの一部において、加温機及び電照施設の導入が行われており、燃油及び電気代の値上がりは農家経営にも影響を与えると懸念されます。果樹の場合、農業研究センターにおいて、加温マンゴー施設内の温度設定を変更することにより、品質向上及び燃料費の節減を図る技術を開発し、生産農家に対して指導を行っているところであります。また、菊の電照栽培では、蛍光灯電球を使用した経費削減対策等のモデル実証により、生産コストの低減と単収向上による経営安定に取り組んでいるところであります。県としましては、今後とも、燃油価格の動向を勘案し、出荷団体等と連携して、栽培管理の改善等経費縮減の対策に取り組んでまいります。

次に、漁業経営セーフティネット構築事業の加入状況と加入促進についてお答えいたします。

県では、国及び漁業団体と連携し、漁業経営セーフティネット構築事業の活用による燃油高騰対策に取り組んでいるところであります。同事業の平成24年度の加入件数は141件、加入率は5.4%となっております。同事業は、今回、事業内容が拡充され、小規模漁業者については、漁協による一括加入が可能となるなど、加入手続の簡素化が図られたところであります。県としましては、同事業の周知と加入促進に努めるとともに、燃油価格の動向を注視しながら、漁業者及び漁業団体の要望や他県の状況等も踏まえ、漁業者の経営安定を図るための対策について検討してまいります。

次に、日台漁業協定、日中漁業協定の見直しについての中、日台漁業取決め及び日中漁業協定の見直し等について、6の(1)と6の(2)は関連しますので一括してお答えいたします。

本年4月10日に合意された日台漁業取決めは、沖縄からの要望が反映されず、台湾側に大幅に譲歩した内容となっております。今回の取り決め合意は、好漁場の縮小を余儀なくされるなど、本県水産業へ多大な影響があると懸念されております。また、平成12年に発効された日中漁業協定では、北緯27度以南の先島及び久米島の周辺水域において、中国漁船が自由に操業できる内容となっております。このため、本県漁業者の権益及び安全操業を確保し漁業秩序を維持できるよう、国に対し、1、日台漁業取決めを見直すこと、2、先島諸島の南側の水域については、今後一切協議の対象としないこと、3、平成9年の外務大臣書簡を破棄するとともに、日中漁業協定を見直すことなどに

ついて強く求めてきたところであります。県としましては、今後とも、漁業団体と連携し国に対し粘り強く見直しなどを求めていくこととしております。

次に、台湾漁船に対する取り締まりについてお答えいたします。

県は、日台漁業取決めについて、国に対し、水域の見直し等を求めるとともに、台湾漁船に対する取り締まりの徹底を要請してきたところであります。この要請に対して、国は、「拿捕を含む徹底した取締りを行う」として、取り決めが発効した5月10日以降、漁業取締船を10隻に倍増し、違法操業を行う4隻の台湾漁船を拿捕したところであります。県としましては、今後とも、漁業団体と連携し国に対し取り締まりの徹底を求めていくこととしております。

次に、漁業無線機の整備拡充についてお答えいたします。

県としましては、マグロ漁船等の安全操業の確保を早急に実現するため、平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用し、漁船に対する高出力無線機の設置に係る経費を補助しております。補助の対象は、ソデイカやマグロ漁業の沖合で操業する漁船であり、平成25年度は約50隻の漁船に機器を整備するとともに、平成28年度までに合計250隻に設置する計画であります。県としましては、引き続き安全操業の確保に努めてまいります。

次に、沖縄久米島沖でのマグロはえ縄切断事件についての、漁民の安全操業対策についてお答えします。

先島及び久米島の周辺水域で操業していた県外のマグロはえ縄漁船のはえ縄漁具を、海上自衛隊の艦船が切断する事故があったことについては、マスコミ報道により承知しております。県は、事故直後に、県内漁業関係者に対し、注意するよう呼びかけるとともに被害調査を行った結果、県内漁船に対する同様の被害報告はありませんでした。県としましては、引き続き情報の収集、伝達と注意喚起を徹底し、漁業者の安全操業の確保に努めてまいります。

次に、台風災害対策についての中、糸満市真壁南地区、真栄平南地区の冠水被害対策について、12(1)アと12(1)イは関連しますので一括して答弁します。

本年5月23日、豪雨により大規模な湛水が発生した当該地区については、従前より排水処理をドリーネに依存した特殊な地域であります。今回の湛水につきましては、1、当日の豪雨やそれ以前の大雨が重なったことによること、2、ドリーネの中への土砂の流入等により排水能力が低下したことが原因であると考えら

れます。これらのことから、今回の湛水は自然災害であり、県としての農作物、お墓などへの補償は困難であります。

集中豪雨の緊急対策としましては、今年度真栄平南地区において、沈砂池の増設を予定しており、現在、用地の買収作業を進めているとともに、11月の工事着手に向け鋭意取り組んでいるところであります。真壁南地区につきましても、同様の対策事業を平成26年度に事業着手できるよう取り組んでおります。抜本的対策としては、ドリーネにかわる海域への排水路の設置が有効であると考え、平成24年度から、複雑な地下構造を把握するための基礎調査を実施しております。

なお、被災された農家への支援としましては、湛水後の病害を防ぐため、農業改良普及センターによる巡回指導を強化する等、栽培技術指導を実施しております。また、沈砂池予定地内にある施設については事業実施とあわせて移転等の対応は可能と考えております。県としましては、湛水被害が発生しないように整備を早急に進めるとともに、今後とも被災農家が営農活動を継続できるように支援してまいります。

次に、糸満市糸洲後原地区の湛水被害について、12(2)アと12(2)イは関連しますので一括して答弁いたします。

糸満市糸洲後原地区においては、集中豪雨時に農業研究センター内の雨水調整池からの越流や、周辺地域からの雨水の流入により湛水が発生しております。今回の湛水につきましては、1、当日の豪雨やそれ以前の大雨が重なったこと、2、雨水の流入が仮設排水路の排水能力を上回ったことなどが原因であると考えられます。これらのことから、今回の湛水は自然災害であり、県としての農作物等への補償は困難であると考えております。

集中豪雨に対する緊急対策としましては、農業研究センター内での貯留量の拡大等、応急的な措置を講じることとしております。また、抜本的対策につきましては、研究センター敷地外の受益も含めて検討することから、現在、末端排水の規模算定に必要な流量測定の調査等を行っております。県としましては、調査結果を踏まえ、県、糸満市、関係地権者で構成する「農業研究センター湛水対策協議会」において対策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 小嶺 淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺 淳君） 安倍自公政権の金融政策についてという御質問の中、急激な円安による

資材等の高騰に伴う中小商工業への影響額及び支援策についてという趣旨の御質問にお答えをいたします。
2の(1)のイ、同じく(2)のイ、それから2の(4)は関連しますので一括してお答えをいたします。

中小企業者への円安の影響額については、現時点では把握できておりませんが、沖縄県中小企業団体中央会が各業界に対して行った5月の景況動向調査によりますと、麺類製造業、豆腐・油揚げ業、パン製造業や繊維、印刷、運輸業などで4月よりも円安の影響により経営が厳しくなっているとの報告を受けております。沖縄県といたしましては、円安の進行に伴う原油・原材料価格の今後の動向を注視しながら、国の制度である「セーフティネット保証5号」及び県融資制度の「中小企業セーフティネット資金」の活用を促進することにより、中小企業の資金繰りを支援していくことといたしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 安倍自公政権の金融政策（アベノミクス）についての中で、電気、ガス料金等の値上げの影響についてとの御質問にお答えします。

沖縄電力の公表による平均的家庭モデルの平成25年7月分の料金は、8116円となる見込みとなっております。昨年12月からの値上げは、442円となります。また、石油情報センターによると、4月のLPGガス5立方メートルの小売価格は4656円となっており、昨年12月からの値上げは87円となっております。以上のことから、家計の光熱費への負担は大きくなっているものと認識しております。

同じく、安倍自公政権の金融政策（アベノミクス）についての中で、生活用品関連への影響についての御質問にお答えします。

小売物価統計調査によりますと、平成25年4月現在の沖縄県内のトイレットペーパーの価格は238円となっており、前月比で25円、約12%の値上がりとなっております。家庭用小麦粉は1キログラム248円、食用油は1リットル368円で、前月と同額となっております。その他消費生活関連物資についても、4月時点での物価上昇の影響は一部に限られたものとなっております。しかしながら、7月以降の家庭用小麦粉やその他生活関連物資の値上げが相次いで発表されていることから、今後は、家計への負担が増すものと考えられます。

次に、辺野古埋立申請についての中で、埋め立てに

よる辺野古周辺海域への影響についての御質問にお答えします。

県は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価において、環境保全上不適切な事項を指摘し、環境保全上重大な問題があると意見を述べております。今後、埋立承認申請の添付書類である「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」において示される環境保全措置が、十分なものになっているかについて精査することとしております。

次に、日本維新の会共同代表の橋下大阪市長発言についての中で、従軍慰安婦に関する橋下発言についての御質問にお答えします。

橋下徹大阪市長の従軍慰安婦に関する発言につきましては、女性の人権に対する配慮を全く欠いており、理解に苦しむものであり、また人権感覚を疑うものであります。同市長の発言に対しては、発言直後から県の考え方をはっきりと表明しているところであり、これ以上の対応は考えておりません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 辺野古埋立申請についての御質問の中で、公有水面埋立承認申請についての御質問にお答えいたします。

今回の埋立承認申請については、公有水面埋立法等関係法令にのっとり、承認基準への適合状況、利害関係者、地元市長及び関係行政機関の意見などを総合的に勘案し、承認するか否か判断してまいります。

次に、台風災害対策についての御質問の中で、武富ハイツの傾斜地の対策についての御質問にお答えいたします。

武富ハイツ北側の斜面一帯は、過去に県と糸満市が崩壊防止対策等の工事を実施した区域であります。近年、その一部区域において斜面の変状が見られております。県では、これまでも現地調査を実施し、必要な維持補修工事を行ってきたところでありますが、今後とも糸満市と連携し必要な対策工事を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） 就学援助支援制度についての御質問で、国に義務教育の無償化を求めることについてお答えいたします。

義務教育につきましては、授業料や教科書代等において無償化が図られておりますが、一部経費につきま

しては、保護者の負担となっているところであります。なお、経済的理由により就学が困難な児童生徒につきましては、就学援助制度の中で学校給食費や医療費、学用品費等を援助し支援を行っております。

県教育委員会としましては、引き続き全国都道府県教育長協議会等を通して、国に対し十分な財源措置について要請を行っていきたいと考えております。

次に、就学援助事業の拡充等についてお答えいたします。

就学援助事業における対象者の認定や支給等につきましては、市町村においてそれぞれの実情に応じて実施されているところであります。

県教育委員会としましては、教育の機会均等の観点から、市町村教育委員会へ就学援助事業の対象費目、援助額の拡充など適切な実施を促すとともに、全国都道府県教育長協議会等を通して、国に対し十分な財源措置について要請しているところであります。

次に、認定者数等の推移についてお答えいたします。

学用品費等を受給している要保護・準要保護児童生徒数及び全児童生徒数に占める受給率は、平成21年度は、2万2795人で15.34%、平成22年度、2万5206人で17.10%、平成23年度、2万6894人で18.31%となっております。平成24年度の準要保護に係る市町村の認定につきましては、市町村民税の非課税世帯、生活保護の停止または廃止世帯、児童扶養手当の受給世帯等がその基準となっております。また、主な対象費目は、学用品費、修学旅行費、通学用品費等となっております。

次に、民生委員の助言についてお答えいたします。

準要保護児童生徒に係る就学援助事業につきましては、平成17年度より市町村の単独事業となったことから、「民生委員に対して助言を求める」旨の条文が法令から削除されております。現在、一部市町村においては、実情に応じて民生委員の所見を求め活用している状況があります。

県教育委員会としましては、就学援助事業の実施に支障を来すことのないよう、市町村の実情を把握し、適切な実施を促していきたいと考えております。

次に、学校給食の無償化についての御質問で、学校給食の無償化等の実施状況についてお答えいたします。

学校給食は、学校給食法により、施設及び設備に要する経費や人件費等は設置者である市町村で負担し、個々人へ還元される食材費等は保護者が負担することを原則としております。現在、県内において給食費の

全額助成を実施している自治体は2町村で、一部助成は7市町村となっております。また、独自で学校給食の無償化を実施している都道府県は現在のところないものとっております。なお、経済的に困窮している児童生徒につきましては、市町村において、学校給食の就学援助が行われているところです。

県教育委員会としましては、引き続き、全国都道府県教育長協議会等を通して、国に対し就学援助の十分な財源措置について要請を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時45分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 先ほどの餓死者数についてですけれども、統計上、栄養失調と食料不足ということの統計がありますので、食料不足と栄養失調ということで合計をいたしますと、平成21年食料不足ゼロ、栄養失調22、平成22年食料の不足1、栄養失調14、平成23年食料不足1、栄養失調30という統計の数字になっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 最初に、アベノミクスの金融政策の中小業者への影響についてですけれども、実は全国商工団体連合会がアベノミクス円安による緊急調査を行っているんです。昨年末に比べて、材料、経費が上昇していると回答している人は57.6%に上っています。コスト上昇分を価格に転嫁できないというふうに答えているのが70.5%に上っているわけです。パン製造業者は小麦、油脂、チョコレート、ナッツ類全ての原材料が円安によって上昇して、現況では価格転嫁が極めて困難、こういうふうに言っています。仕出し業者はマヨネーズ、小麦粉、油など価格上昇で仕入れ先がどんどん潰れているというふうなこうした悲鳴の声が上がっているわけです。今後、さらに原材料費の高騰で経営危機に陥っていきます。

国のアベノミクスの政策によって起きている状況でありますので、こういう県内のまず実態について皆さん方がすぐにやっぱり調査を実施すべきではないでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺 淳君） 先ほど申し上げまし

たように、現段階では中小企業団体中央会の調査をしたものをお話をしましたが、22の回答がありましてこのうちの8件、8社が悪化をしているというお話です。少し子細にお話をしますと、麺類、副材料の高騰、それから豆腐、油揚げ、これも原料の大豆価格、それから繊維、これは原料の糸、この価格が上がっていると。それから印刷関連、これは今後ですけども、印刷用紙が上がるだろうと。それからコンクリート製品等、これは燃料費の高騰、それからトラック、これはもちろん原油の高騰ということ、今のところこういう影響ですが、今後ほかの商工会とか工連とかそういうところを通して調査をしたいと思います。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 早急にやっぱり実態を調査して、県がまずこういう危機的な状況になっている中小業者の皆さん方にどういう支援をするかということを考えていく必要があると思います。まず、これは国の金融政策によってこういう状況が起きているわけですので、まず国に対して、経営危機救済のための無利子・無担保の特別融資制度の創設をやっぱり要求していくべきだと思いますがどうでしょう。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺 淳君） そういう意味では、セーフティネット保証5号という国の保証の制度がございまして、これは市町村長の認定を受けた中小企業で、最近3カ月間の売上高等が前年同月比で5%以上減少している中小企業、こういった企業を対象にしてその保証限度額とか保証料率、そういった保証の制度がございまして。このほかには、現時点では具体的な対応というのは出てきていないようでございますけれども、県融資、中小企業セーフティネット資金こういったものを活用して対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 具体的にやっぱりこういう政策によって出てきているわけですから、新たな政策、無担保・無保証の融資制度の新たな創設も進めるというふうなことでやっていかないと、これからどんどん原材料費の値上がりで、中小業者の皆さんが苦境に陥っていくということになるわけですから、皆さん方その状況を見て現実を見て中小業者への支援対策をやっていくべきだというふうに思います。今あるセーフティネットを活用する、拡大していく。それと同時に新たなやっぱりこの対策も必要です。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺 淳君） 今後、いろいろな高騰が長引いて、その影響の深刻度、そういったことを見ながらということになっていくということであれば、そういう状況を見ながら、現行の施策以外にも必要な施策については検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん ぜひそれをお願いしたい。

それとあと円安により畜産配合飼料価格が高騰しています。県内畜産農家の経営が大変危機的な状況に陥っているわけです。先ほども答弁がありましたけれども、2013年の4月から6月期には1トン当たり6万650円にも飼料価格が達しているわけです。さらにそれ以上に値上がりするというふうに見込まれているわけですね。家畜生産コストの6割を占める配合飼料がこんなに高騰すると、畜産農家の皆さんはもう経営を維持できないということで悲痛な訴えが上がっているわけです。しかも沖縄の場合には、輸送コストにも経費がかかって肥料が割高になっているという現状がありますので、やっぱり県の具体的な支援、そして国に対する抜本的な支援を要求すると同時に、県のこの現状に対する支援を抜本的にやっぱり図っていくということが必要であります。これは緊急に私は急がなければ畜産農家の皆さんが廃業に追い込まれていくということになるというふうに思いますが、この県の具体的な対策、もっと具体的にこの対策をどうするのか答弁いただきたい。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 配合粗飼料につきましては、輸入飼料がかなり高騰しているというのは我々も認識いたしております。今、国の基金を活用しながらやっていくわけなんです、全国制度になっているものですから、それだけでは沖縄の畜産経営にとってどうなのかなということも検討しながら、県独自でどういう支援ができるかというところで、ハード的な直接外国から原料飼料を入れてコストを安くするとか、あるいはソフト的な経営安定に向けてどういう支援があるかどうかというのは、団体のほうと一緒に連携しながら検討しているところでございますので、これについては早急に取り組んでいきたいなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 輸送コストに対する支援は、沖

縄県がやっぱり離島県であるということとの関連でそういう状況になっているわけですから、飼料が割高になると他の都道府県に比べても。それで余計畜産農家の皆さん方には大変重い負担になっているというのがありますので、これは県が一括交付金を活用してでもこの輸送コストに対する対策を図っていくということが必要だというふうに思います。知事、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） それにつきましては、一括交付金をうまく活用しながら取り組んでいけるように頑張っていきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん これはもう非常に急いでいただきたいというふうに思います。

それで次に、非婚世帯の問題でございますけれども、日弁連が知事のほうに要望書を提出しているというふうに思いますけれども、寡婦控除規定が適用されないことによって寡婦と比較すると各種金額算定に当たり著しい不利益を受けている。これは非婚の母を合理的な理由もなく差別することであり、憲法14条に違反するというふうに明確に訴えているわけです。非婚の母に対して寡婦控除をみなし適用することによって、母子世帯の経済的負担を軽減する適切な措置を図っていかなければならないというふうなことを訴えているわけです。根本的にはやっぱり所得税法の抜本的な改定が必要であるというふうに考えます。国に対して所得税法の抜本改定をやっぱり求めるということが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 県においては、非婚母子世帯に対して寡婦控除が適用されるよう、これまで九州各県保健医療福祉主管部長会議等を通して要望してきましたけれども、今後とも引き続き国に要望してまいります。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん それと同時に、抜本改定の間です、やっぱり非婚世帯に対してみなし規定を適用してぜひ非婚世帯の負担の軽減を図っていくということが必要だろうというふうに思うんですね。

先ほどの話で、県内では11市8町村で寡婦控除のみなし適用で保育料を減免しているというふうなことがありました。これは国保税とか就学援助制度とかそれ以外にもみなし適用によって非婚世帯の負担軽減を図る措置ということができるというふうに思うわけですから、県のほうでまず寡婦控除のみなし適用でその他

の制度についても減免措置を図っていくということ、県のほうでやっぱり各市町村に対してその促進を図っていくということが必要だろうというふうに思うんですが、ぜひ県のほうで積極的なみなし規定の適用をするための策をとっていただきたいというふうに思うがどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 県においては、引き続き市町村に対しそういった実施状況等についても情報提供を行うとともに、先ほど申しあげましたように国のほうにも要望してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん ぜひこれは県のほうが積極的に、県もそうだし各市町村のほうに対しても寡婦控除のみなし適用を積極的に適用促進を図っていただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

それでは時間がございませんけれども、実は生活保護の問題ですけれども、この改悪問題。改悪問題については参議院で廃案になりました。これは国民の世論とやっぱり闘いの成果だというふうに思っています。日本共産党は引き続き憲法25条の国民の生存権が生きる政治の実現を目指して頑張りたいというふうに思います。しかし、安倍政権は秋に予定される臨時国会に再提出をする考えを示しております。やっぱり再提出させないこの闘いが必要であります。

先ほど話がありましたけれども、本当にこの経済大国日本で餓死で死ぬというふうな状況が沖縄県内にも、全国では1700人以上の人たちがそういう状況にあるわけです。生活保護法の改悪はそれをさらに一層拡大していくことになる、これでは憲法25条で保障されている生存権を保障することができない。私たちはこの生存権の保障の実現のために頑張りたいというふうに思っておりますので、ぜひ。これは答弁は要りません。

よろしく願います。どうもありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時22分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

狩俣信子さん。

〔狩俣信子さん登壇〕

○狩俣 信子さん 皆さん、こんにちは。

午後の部、社民・護憲ネット、狩俣信子から始めま

す。

3日前からつえなしで歩けるようになりました。いろいろ御心配をおかけいたしましてありがとうございます。自民党の照屋さんがいつも心配して電話をかけてくれましたから、ありがとうございます。

さて、一般質問を行わせていただきます。

1、知事の政治姿勢についてです。

普天間基地の県内移設について。

沖縄県の知事として、日本政府との対応は大変な御苦労があると思います。普天間基地の問題やオスプレイの問題、米軍基地から派生するさまざまな問題、日米地位協定のことなど、幾ら沖縄が要請しても聞く耳を持たない日本政府です。県民の不信感は頂点に達しています。知事は、県民の負託に応えて普天間の県内移設は絶対認めないという強い決意を貫いていただきたいと思います。所見をお伺いいたします。

次に、西銘恒三郎衆議院議員、島尻安伊子参議院議員の辺野古移設容認についてです。

県選出の2国会議員が米軍普天間飛行場の県外移設の公約を覆し、県民への約束を破って県内の辺野古移設を認めたことを受け、知事は、なるべく早く考えを確認したいと述べていますが、結果はいかがですか。

次、教育問題について。

30人以下学級について伺います。

小学校における30人以下学級の編制について、中核市的那覇市を含めた11市の状況について、1年生で実施率が88.6%、未実施率が11.4%となっています。2年生では実施率が80.3%、未実施率が19.7%です。糸満市は小学校1・2年生とも100%で、名護市は小学校1年生が100%の実施率です。南城市の1年生は実施率が70.6%しかありません。知事の初めの公約は、小学校で30人以下学級の導入でした。今は小学校1・2年からとのことですが、それにしても実態はズレています。100%にするための課題は何ですか。いつまでに達成できますか。

次、公立学校（小・中・高）の病気休職者についてお伺いいたします。

過去3カ年間の公立学校（小・中・高）における病気休職者はどうなっていますか。そのうち精神的疾患での病気休職者は何人ですか。メンタルヘルスの実施状況について伺います。効果はどうですか。また、年休の取得状況はどうでしょうか。

次、学童クラブについて伺います。

民立民営の県内の学童クラブについて、預けるときの費用が高いとの声があります。実態と課題について伺います。また、経営については自治体からの補助を

受けていることもあり、会計報告、領収書などきちんと整理されているかも問われていますが、確認はどうなっておりますか。中学校でのPTA職員による横領事件等もありましたので、そこらあたりは学童クラブについてもしっかりとやるべきだと思ってこれをお伺いしております。

次、特別支援学校高等部分教室について伺います。

去る2月に文教厚生委員会で久米島高校を視察したとき、特別支援学校の生徒たちが久米島高校で学んでいることを知りました。とても生き生きとしていて楽しそうでした。健常者と障害を持った人が同じ学校でともに学ぶことで得るものがあると思います。今後の取り組み、計画はどうなっていますか。

次、県立病院についてですが、県立病院の医師不足を解消する方法と7対1看護体制について伺います。

先日、県民から県立病院の医師不足について電話がありました。県立病院の医師不足の実態と医師確保の方法、システムについての展望を伺います。

7対1看護体制については、収支見込みなどより詳細な分析が必要とのことでしたが、今後の展望を伺います。

次、「母さん助けて詐欺」、これはオレオレ詐欺というようですが、県内における「母さん助けて詐欺」の件数と被害額について伺います。

実は、これは私の姉に実際にオレオレ詐欺の電話がかかってきまして、お母さん、女の子を妊娠させてしまった。何とかしてという電話だったらしいんですよ。私の姉は、お母さんはあんたたちにそんな教育をした覚えはない。ばかたれ、時間があるなら勉強せよ。がちゃんと切ったそうです。そして、それからもう続きはかかってこなかったらしいんですが、身近でやっぱりこういう被害があると、沖縄はどうなっているんだろうと思っておりまして質問を出させていただきました。

次、我が会派の代表質問との関連についてお伺いいたします。

1点目は随意契約、2点目は児童虐待の相談体制についてです。

1点目の随意契約ですが、仲村未央議員への答弁いろいろございました。しかし、その中で48億円もの事業、さまざまな事業がその中に入っていると思うんですけれども、それを1件として契約しているんですね。そうすることが本当に随意契約で適当と思うのかどうか。監査委員の資料を調べてみますと、250万までが随意契約なんだと。それ以降はそういうものではないのかなかやるものじゃないというふうなものもあります

ので、本当にこの48億一括で随意契約したこと、これはどういうふうに県民に説明するのでしょうか。その中に含まれる事業の一つに、本当に一つ一つが競争性がなかったのか、それで随意契約が妥当だというふうに判断したのかどうか、そこらあたりがちょっとわかりませんので、もう一度お願いします。

それから、一括交付金を使ってそれをやっているかと思うんですが、一括交付金がある意味不透明ですよ、私たちから見ると。何に使われたか一括でぱっとやりましたよということになるわけですから、そういう使われ方もいいのかどうか、そこらあたりをお聞かせください。

それから次に、幼児・児童虐待の実態と相談体制なんですが、実は先日の仲村未央議員に対する答弁では、平成21年から435件とずっと来て、大体400件前後でこの児童虐待が推移しております。これで聞きましたら、1人が90件、しかも4名でこれを行っている。そして市町村ではどうかというと、120名が対応している。そのうちの資格を持った人はわずか25名。そしてその中の兼務が60名、非常勤が58名、こういう形で本当に傷ついた子供たちの心、虐待を受けた子供たちにどのように対応するのでしょうか。資格もない皆さんが多いわけです。これは資格がないというのは、沖縄県に資格者がいないのでしょうか。それとも金銭的な経済的な理由で雇えないのでしょうか。そして県はどのようにそういうところを指導しているのでしょうか。

以上、お聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 狩俣信子議員の御質問に答弁をいたします。

第1に、知事の政治姿勢についての御質問の中で、普天間飛行場の移設についての御質問にお答えをいたします。

普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要であります。

県としましては、他の都道府県の既に滑走路がある場所への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えています。日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還に向け真摯に取り組むよう、引き続き強く求めてまいりる所存でございます。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、国会議員の県外移設公約の撤回についてという御趣旨の御質問にお

答えいたします。

普天間飛行場の移設に関し、2人の国会議員が県内移設を容認する発言をされたことは承知いたしております。このことは、議員それぞれのお考えによるものと認識しているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） 教育問題についての御質問で、少人数学級の導入についてお答えいたします。

少人数学級につきましては、現在、小学校1・2年生の30人学級に加え、小学校3年生において35人学級を実施しているところです。なお、空き教室の確保や定数の確保等に課題があることから、一部の学校において未実施となっております。このため、少人数学級のさらなる推進のためには市町村教育委員会の意向等のもとより、国の動向等も踏まえる必要があることから、なお時間を要するものと考えます。

県教育委員会としましては、引き続き市町村教育委員会と連携し少人数学級の導入に努めるとともに、定数の改善について、全国都道府県教育委員長協議会等を通して国へ要望してまいります。

次に、公立学校における病気休職者等についてお答えいたします。

病気休職者につきましては、平成22年度は397人、平成23年度は373人、平成24年度は406人となっております。うち精神性疾患による者は平成22年度は161人、平成23年度は158人、平成24年度は170人となっております。メンタルヘルス対策としましては、保健師等による相談窓口の設置や学校訪問による面談等に加え、今年度から新たに元気力アップ研修会を各学校において開催するなど、メンタルヘルス支援体制の強化に努めております。これらの対策により、相談しやすい職場環境への改善やセルフケア意識の浸透などの効果があるものと考えております。

年次休暇の取得状況につきましては、平成23年において、小学校は1人当たり12.5日、中学校は12.6日、県立学校は13.3日となっております。前年と比較してそれぞれ増加している状況にあります。

県教育委員会としましては、今後とも教職員の勤務環境の改善及び健康管理に努めてまいります。

次に、県立特別支援学校高等部分教室の今後の取り組み等についてお答えいたします。

同分教室は、調査研究モデル校事業の検証結果を受け、平成25年4月から正式に久米島高等学校等、3つ

の県立高等学校に分教室が設置されているところです。

県教育委員会としましては、第五期県立特別支援学校編成整備計画において、同モデル校事業の検証結果も参考にし、分教室等について検討することとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 教育問題についての御質問の中で、放課後児童クラブの実態と課題及び補助の確認についてお答えいたします。

沖縄県は、全国に比べて民立民営の放課後児童クラブが多く、小学校区ごとの公的施設活用の割合が低いことから、家賃や送迎などの負担のため保育料が全国よりも高くなっている状況にあります。そのため、沖縄県としましては、公的施設の活用を促進し、利用者の負担軽減につなげていきたいと考えております。市町村が補助を行っているクラブにつきましては、実施主体である市町村において会計報告などの確認を行っております。

沖縄県としましては、引き続き市町村と連携し、事業の適正な執行に努めてまいります。

次に、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中で、県・市町村における児童虐待相談体制についてお答えいたします。

児童相談所においては、児童虐待の増加等に対応するため、平成17年度から24年度までの8年間で児童福祉司15名、児童心理司8名、計23名を増員し、現在、中央及びコザの両児童相談所で児童福祉司45名、児童心理司13名を配置しております。また、児童虐待対応協力員など専門職の嘱託員を28名増員してきたところであります。特に、平成24年度においては、両児童相談所にスーパーバイザー各2名を増員し、相談対応等を行う担当職員への支援、教育体制の強化に努めたところであります。また、児童虐待対策において市町村の役割は極めて重要であることから、各市町村の児童相談体制の充実強化を支援するとともに、要保護児童対策協議会の設置促進、運営支援に努めているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立病院の医師不足を解消する方法と7対1看護体制についての御質問の中で、県立病院の医師不足の実態と医師確保について

お答えいたします。

平成25年6月1日現在、県立病院における医師不足の状況は、県立北部病院産婦人科2名、県立南部医療センター・こども医療センター泌尿器科1名、県立宮古病院耳鼻咽喉科1名及び県立八重山病院眼科1名で合計5名となっております。このため、医師不足の解消に向けて、大学や民間病院との協力・連携による医師派遣、医師の人的ネットワークの活用及び臨床研修による医師の養成など、あらゆる手段を講じて医師確保に努めているところです。

病院事業局としては、今年度から沖縄振興特別推進交付金事業である離島へき地病院勤務医師研修派遣事業の活用なども通して医師を安定的に確保し、県立病院における安定した医療提供体制の確保に努めてまいります。

次に、7対1看護体制についてお答えいたします。

県立病院における7対1看護体制の導入については、南部医療センター及び中部病院での実施状況や経営への影響等を踏まえ検討を進めてきたところです。その結果、北部病院では7対1看護体制とあわせて急性期を経過した患者への適切な医療提供を目的とした亜急性期病床を一部導入することにより、患者の退院促進とともに診療報酬上のメリットも期待できるものと考えております。一方、当該亜急性期病床では60日以内に入院患者の60%を退院させなければならないという制度上の要件があり、効率的なベッドコントロール等が必要なことからそのような運用が可能か、導入に向けた詳細な検証をしながら関係機関と調整を進めているところです。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 笠原俊彦君登壇〕

○警察本部長（笠原俊彦君） 「母さん助けて詐欺」の御質問についてお答えをいたします。

まず初めに、御質問の「母さん助けて詐欺」という名称についてであります。これは本年5月に警視庁におきまして一般公募の結果、振り込め詐欺の広報用の名称として決定をしたものと承知をしております。そこで、本答弁におきましては、全国的に使用されております振り込め詐欺として説明をさせていただきます。

警察では、いわゆるオレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺の4つの手口の詐欺を振り込め詐欺と称しており、振り込め詐欺に類似した詐欺、いわゆる金融商品等取引名目詐欺、異性との交際あっせん名目詐欺、ギャンブル必勝法情報提供名目

詐欺などを振り込め詐欺とあわせて特殊詐欺と総称をしております。

次に、被害の実態についてお答えをいたします。

本県における平成24年中の振り込め詐欺の認知件数は17件、被害総額は約1270万円、振り込め詐欺に類似する詐欺の認知件数は19件、被害総額は約1億6000万円となっており、これらを合わせた特殊詐欺全体の認知件数は36件、被害総額は約1億7270万円となっております。また、本年5月末現在の2つ合わせた特殊詐欺の認知件数であります9件、被害総額は約7309万円で、前年同期比で3件の減少となっておりますが、被害総額につきましては逆に約2147万円増加をしているところであります。

最近の被害実態を見てみますと、過去に詐欺被害に遭った被害者を狙い、虚偽の投資話を持ちかける金融商品等取引名下詐欺やパチンコ攻略法やロトくじの当選番号を事前に教えるといったギャンブル必勝法情報提供名下詐欺の被害が多くなっております。

対策といたしましては、マスコミ等を通じた注意喚起のほか、巡回連絡等あらゆる警察活動を通した広報啓発活動や、金融機関、証券会社等との連携等により県民にその実態を広く知らせております。県警察におきましては、今後とも振り込め詐欺を初めとする特殊詐欺の被害者を出不さないため、繰り返し被害防止対策を実施して、県民の抵抗力を高める周知活動を図っていくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） 我が会派関連の、随意契約の多いことについて答弁いたします。

県の事業の執行に当たっては、一括交付金事業を含め公正な競争、透明性の確保、適正な品質の確保、効率的な事務の執行等の観点から、契約方法等を含め適正に対処すべきものと考えます。

委託料に係る随意契約につきましては、関係法令等に基づき適正な契約事務がなされているものと考えておりますが、包括外部監査人からは、例外的であるはずの随意契約が大きな割合を占めていること、一部の契約について随意契約の要件を満たしていないのではないかなどの監査意見が示されたところであります。

県としましては、今後、当該意見の内容を十分に精査した上で適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん 御答弁ありがとうございました。

私、知事にちょっとお尋ねしたいんですけども、私がお聞きしましたのは、普天間の県内移設は絶対認めない、知事は折に触れてそういうニュアンスのことを言っているんですが、それは絶対認めないということで私どもは理解してよろしいんでしょうかということです。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後1時52分休憩

午後1時52分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の御質問ですが、普天間飛行場の県内移設、特に辺野古移設というのは、前からあった日米間の懸案で、私がずっと申し上げてきたのは絶対認める、絶対認めないという表現はしておりません。基本的に辺野古移設というのは時間が物すごくかかりますから現実的かどうか、そして一日も早い普天間の危険性の除去という、この一日も早くという観点から特に言えば、これは日本国内の他の都道府県の滑走路のあるところへ移すほうがはるかに早くて合理的ではないかというふうに申し上げているわけでございます。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん 時間がかかるとか、知事は絶対認めるとか認めないとか言ってないという、そこらあたりが県民は不安なんです。本当に知事は普天間の県内移設をはっきりノーと言えるのかどうか、そこらあたりは日本政府といろいろあるかもしれないんですけども、やはり私は県政の最高責任者として県民が不安に思っていることははっきりと認めませんよと、県内移設は認めませんよということをやっぱり言うていただきたいと思います。もう一度お尋ねいたします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員のお考えとか議員のお立場上はこれを認める、認めないという表現でしょうが、私の場合は、これも前から申し上げていますように、この普天間飛行場の一日も早い危険性の除去と返還ということが一番の目的ですから、そして辺野古は前から候補に挙がっている地域です。ですが、いろんな紆余曲折があって、これは物すごく時間がかかるようになった。したがって、ほかの県の滑走路が既にあるところへ移すべきだという言い方をずっと私はやってきておりますので、議員がおっしゃるような表現で言いなさいと言われても、それは私は私の表現で申し

上げたとおり、ずっと言い続けてきているわけでございます。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん そこあたりがやっぱり明確じゃないということで私どもは心配しております、正直、知事。だから滑走路のあるところ、ここにやるのはもう時間がかかるからほかのところというのはわかるんですけれども、やっぱり知事としてははっきりノーだということを。でも、今の話を聞いたら明確に知事、言えないんですね、今の場合、今の状況で。県内移設ノーだとはっきり言えるんでしょうかということ。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 普天間基地の移設のような話は、イエスカノーかという表現のものではないと前から私は申し上げておりました。ですからどれくらい時間がかかって危険性を除去できる、返還が早くできるかという視点で私はいつも申し上げているわけです。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん 知事としてはこころあたりの答弁で私はやめておきますけれども、次の西銘恒三郎議員と島尻安伊子議員についてなんですが、知事は、これは承知しているけれども、議員それぞれの考えによるものというふうな話をしております。私たち県民としては、公約破りの2人の議員なんです。県外移設ということで当選しました。それに対して、それぞれの考えがあるという知事のお答えなんです。公約違反をしたことに対して知事はどう思いますか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 公約と違う意見になっているということについて、私がどうこう申し上げるあれはないと思います。これはやっぱり国会議員としてきちとした識見と見識と思考を持ってお話しをされていることですから、それはそれとしてそういうものだと、こう私は申し上げたわけでございます。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん きのうの仲村未央さんに対する答弁、知事は県外実現に対してはマイナスだと受けとめているとおっしゃっていましたが、このお二人の発言が。それはそうですよね、知事。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 確かにお二人が辺野古とも言われたのかどうか新聞でしか知りませんが、ただ、県外へと私が申し上げていることの実現にプラスかマイナスかといえ、どうでしょうか。こういう

意見というのは少なくともプラスとは言いがたい感じがしますし、しかし、マイナスもどれくらいと言われれば、またこれはこれでそれぞれの御意見ですから、そういうことを基準にしてプラスである、マイナスであるというのも本当は申し上げるべきではないという感じもあるんですが、ただ、マイナスではないとも言いがたいだろうと、こういう趣旨を申し上げたわけでありまして。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん 知事、仲村未央議員に対しての答弁よりは後退しないでください。

次、30人学級についてなんですが、知事、覚えていただけますか。最初に立候補するときに、30人学級を小学校全部でやると言ったんですよ。これが公約でした。私は学校現場にいた立場から非常に喜んだんですよ。これで30人だったら、子供たちは本当に授業もわかりやすい授業を少人数でやれるなど。だから喜んだから、いつまでも私はこれにこだわるんですが、知事、今、私が4カ年ここにいなかった間に、今や1・2年が30人以下学級になったんですね、公約が。そうすると、それですらもう100%まだなんです。これはもう一刻も早く公約でありますから実現いただきたいんですが、今、教育長のお話を聞きますと、空き教室の問題とか国の動向を見てとか、引き続き時間がかかるという答弁なものですから、そんなものじゃないでしょうか。これは知事の公約ですよということなんですが、どうですか、知事。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと待ってください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後1時59分休憩

午後2時1分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 確かに1期目、私は小学校における30人学級の実現と言っていますが、全ての学年においてということは私、申し上げてないと思います。ただし、なるべく早く1・2年生から始めていってやろうという考えは持っておりました。そして、2期目についても、ただ、現実も踏まえながら30人学級の実現については、何もギブアップはしておりません。ですから、教育長とよく相談しながら一つ一つそのバーをクリアしながら、なおこの30人学級の実現については取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん 小学校で30人学級導入というと、

私たちは1年から6年までと受けとめるわけですよ、知事、正直言って。多くの保護者もそう思ったんですよ、話をすると。けれども、ただ今回は1・2年だということですが、この1・2年ですらまだパーセンテージでいくと88.6%なんですね。だからやっぱりそれは1・2年だけでもせめて一日も早く100%にやる。知事のお約束としてこれはお願いしたいと思います。お約束できますか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 公約の考えに沿って努力をやめるつもりはありませんので、教育の専門家、教育長とも相談しながら実現に向けて頑張っていきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん ありがとうございます。

次、私は、公立学校の精神的疾患について、結構また去年もふえたんですね。学校で研修会をやるとおっしゃっておりますが、これはどういう形で年何回ぐらい、どういう人が講師になって来るんですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時3分休憩

午後2時4分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里 明君） お答えいたします。

精神性疾患による病気休職者への対応についてですが、県はかなり多くの取り組みをやってきたつもりです。例えば、スクールカウンセラーの配置であるとか、悩み相談事業、それから専門医によるメンタルヘルス相談事業、医師による24時間のフリーダイヤル相談事業、それから管理職を対象としたメンタルヘルス研修事業、それから復職プログラム等の実施です。それから、今年度からなんですけれども、教職員元気力アップ事業を実施しておりまして、これは臨床心理士を現場に派遣してセルフケア・ラインケア等の校内研修会を実施しているところです。これが本年度41校に派遣してそれぞれ講演会、そういう相談事業等を実施する予定でございます。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん 教育長、どうもありがとうございます。教育長は4月からですよ。また教育問題、ともどもに一生懸命頑張ります。

それでは次に行きます。

病院の医師不足についてなんです、実は私も地域の住民から電話があって、県議なのにあなたはどこが

不足しているかわからないのと言われて大変ショックを受けました。それでこの問題を出したんですが、今、不足の数はお聞きしたんですけれども、他府県において医師不足を解消するためにということがされているんでしょうか、他県においては。沖縄県の場合は、今、事業局が中心ですか。医師不足を解消するためのシステムというんですか、方法としては。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えいたします。

現実の病院現場の直接の医師確保については、病院現場と県立病院課がタイアップしてやっているという状況がありまして、医師の養成に関しては福祉保健部も一緒にやっているということでございます。

それから、他府県については、詳しいことは余り把握しておりませんが、やはり他府県も同様に医師の確保にはかなり御苦労しているようでして、我々と同じように大阪や東京などで行われる医師確保のイベント等に参加しているんな広報をしてやっているという状況はございます。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん 先ほど医師の地域・離島医療確保モデル事業ですか、という話がありましたけれども、こととして何年目で、何名がこれで確保されたんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えいたします。

地域・離島医療確保モデル事業といいまして、これは沖縄県で勤務を希望した医師に実際にその現地を見ていただいて、それから現地の病院の医師ともいろんな意見交換をして現状をしっかりと把握した上で、自分がそこに合っているかどうかを決めるための事業でございます。これは旅費等も含めてこちらが持ってきていただいているという事業でございます。平成21年度から行っておりまして、実際に招聘した数は、21年度から44名、実際にそれで来られた先生方は27名。最初の年は25%ほどでしたけれども、平成24年度は75%まで上がっております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん こういう事業があると、あちこち全国を回って御苦労はあるかと思うんですが、医師不足を少しでも解消できるのかなという思いがあります。私、ちょっと聞きますと、医師不足の都道府県では県も一緒になって医師確保の推進班みたいなものをつくってやっている聞いたんですよ。沖縄県はそこはどうですか。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） 沖縄県の場合は、現実に直接的に医師の確保に回っているのは我々県立病院課の職員と、それから病院現場の職員です。院長を初め医師が一緒になってやっております。ですから、ほかの部局が直接的に医師確保に行くということは今のところはございません。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん 県民の命を預かる県立病院ですから……

○病院事業局長（伊江朝次君） 追加ですけれども、実は、申しおくれましたけれども、一昨年でしたか順天堂大学には知事にも行っていただいて、八重山病院の産婦人科の医師の確保に御尽力していただきました。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん 知事、ありがとうございました。

私がお聞きしたいのは、県の中にそういう医師確保の推進班みたいなものができる、病院事業局だけでなく県を挙げてオール沖縄で、この沖縄県民の命を守っていくというそういうシステムをつくってもらいたい。実は、私はこの電話を受けたときに、医師不足を解消するためのシステム、それを沖縄県はどう考えているのか、どうつくっていくのかという質問もあったものですから、そこらあたりどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えいたします。

まさしくこれは狩俣議員のおっしゃるとおりでございます。そういう意味では全県的に民間あるいは大学も含めた医師確保を、そのシステムをつくることのできれば、これはかなり効果が出るものだろうと思っております。ぜひそういう方向で私たちも取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん 県民もそうですけれども、県庁内ではどうですか。例えば、福祉保健部が一緒になるとか、そこらあたりはどうですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 医師の確保についてはいろんな取り組みをしております。臨床研修制度というのがありますので、そういった臨床研修制度での医師の確保であったり、後期臨床研修制度においても県はその補助を出していると、あるいは医師修学資金貸与事業ということで琉球大学の入学者に対して修学資金を貸与するとか、あるいはドクターバンク事業とかいろんな形で医師確保に取り組んでおります。そ

ういった医師確保について、全県的に医師会あるいは琉球大学、県立病院、そういったところと連携をとりながら取り組んでいくというふうなことがやっぱり重要だというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん ありがとうございます。

次、最後になるかと思うんですが、随意契約についてなんですが、48億円。これは沖縄県の財務規則からすると250万ぐらいまでが随意契約であって、あとはできるだけ一般入札とかその他のものだということですが、しかし、皆さんはこれに値しない、これになじまないからそうしたんだというのは答弁ではあったんですが、本当に78%が随意契約。これは県民としては納得できないですよ。もっと明確に、もっと随意契約でやらなくても済むような部分があったんじゃないかと。そこらあたりどうですか、総務部長。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（小橋川健二君） 78%に今及ぶというお話で、内容はまだ詳細に分析はしておりませんが、例えば、件数が多い理由としては、やはり小額の契約件数が多い理由ではないかなというふうに推察しています。例えば、機械設備の保守管理、空調の保守管理の委託ですとか、消防設備の点検ですとかボイラーの保守点検、それから庁舎の維持管理に関するものとして廃棄物の処理委託、それから害虫の駆除ですとか、あるいは小規模なイベントあるいは展示関係の写真撮影、パンフレットの作成等々小さいものが多いかなと思っております。

それから、金額についてはこの前御案内しましたように、土地開発公社の土地取得の委託ですとか、1件でかなりのものがあるということで、額としてはこれが割合を押し上げているのではないかなというふうに思っています。

ただ、いずれにしても包括外部監査人からもおっしゃるような250万を超えるもので随意契約をしている例もあるということですので、そこはちょっと詳細に分析をしてみたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん この監査人の報告を見ても結構いろいろあるんですよ。これはやっぱり不自然だということが出てきていると思うものですから、ちゃんとやっていただきたい。次年度もこういう形で一括丸投げをするつもりですか。

○総務部長（小橋川健二君） 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 2 時 16 分休憩

午後 2 時 16 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 今あった事業は戦略的誘客活動推進事業というものです。これについては主にプロモーション事業で構成されておりますが、このプロモーションというものは、複数の業務を一体的に展開するということで効果が最大限に発揮されるというような面もございます。そして、コンベンションビューローがこれ全体を管理しながら、必要に応じて広告掲載、ブース出展、パンフレット製作等について事業目的に則してより細分化した形でさまざまな専門業者に委託するということは合理的ではございますが、ただ、できるだけ私たちのほうも分割できるというか、民間に委託できる部分は工夫しながら民間にも委託するような形で努力はしているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん ちょっとお尋ねします。

一旦受けて、またそれぞれに発注していくんですね。そうすると、そこらあたりに中間マージンみたいなものは発生しておりますか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） これはマージンという表現ではなく、いわゆる一括して 48 億円という予算を委託しますので、その中でさらにそこから助成をやったりもしくは再委託をしたりしますので、それに関する全体を管理する事業費という形でコンベンションビューローに行くものはございます。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん 今のお話を聞きましたら、助成とか再委託とかいろいろある中で、その仲介料みたいなものが発生するとおっしゃたよね。そういうのは二重にコンベンションに行くわけですから、やっぱりそこらあたりはしっかり精査してもらえますか。大丈夫ですか。答弁下さい。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 先ほどお話ししましたように、できるだけ民間に委託できる部分は精査しながら、その方向で努めてまいります。

○狩俣 信子さん ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 ハイサイ グスーヨー チューウガ

ナピラ。

県民ネット、新垣清涼、一般質問を行います。

まず 1 番目に、基地行政についてであります。

嘉手納以南の返還計画について。

返還時期の表示とその実現性についてであります。日米両政府は去る 4 月に、米軍嘉手納基地より南の普天間飛行場を含む 6 施設・区域の返還をめぐる統合計画を発表した。ところが、時期を示しつつも、またはその後に返還可能と含みを持たせた表現も併記しており、その実現性に疑問を持つものであります。その内容と実現性について県の見解を伺います。

次に、キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の返還についてであります。

キャンプ瑞慶覧の西普天間住宅地区は、2014 年度に返還予定、その住宅地域にはアスベストが使われているとのこととあります。返還期日までの作業工程（アスベストなどの調査、撤去など環境対策）についてはどうなっていますか。返還に向けて県の役割と見解を伺います。

次に、オスプレイ追加配備計画についてであります。

米軍は昨年に引き続き、ことし 7、8 月にも米軍基地普天間飛行場にオスプレイを追加配備する計画があるようです。具体的な日時の連絡はありましたか。追加配備について県の見解と対策を伺います。

次に、オスプレイの飛行運用で、県が調査を求めた 318 件の運用ルール違反に対する防衛省の報告は、明確な違反は確認されてなかったとか、米側は合意の範囲内で運用しているなどとしていることについて県の見解を伺います。

次に、オスプレイの低周波音調査についてであります。

オスプレイを初め C H 53 E 型ヘリコプターなどから派生する低周波音は、私たちに健康被害を及ぼすと言われています。基地周辺での低周波音の調査が求められています。県の見解とその対応を伺います。

次に、防音工事指定区域の拡大についてであります。

オスプレイの配備後、騒音測定結果はどのように変化しているか。現在の防音工事指定区域と実態について県の見解と対応を伺います。

次に、軍用地の先行取得についてであります。

一括交付金を活用した普天間飛行場における軍用地先行取得事業の今年度の計画、予算、面積等を伺います。

次に、F 15 戦闘機の墜落事故についてであります。

米軍は、F15戦闘機墜落事故後2日目から訓練を開始しました。墜落事故後の県からの要請に対する米軍や防衛施設局の対応について県の見解とその対応を伺います。

次に、事故が発生するたびに原因究明と改善策を求めています。過去の事故についてその原因等は報告されているか伺います。

(6)番目に、沖縄市諸見里の市営サッカー場工事現場から出たドラム缶についてであります。

ドラム缶に表記されている「ダウ・ケミカル社」は、枯れ葉剤を製造した会社だと聞いています。ドラム缶には何が入っていて、何に使い、誰がなぜそこに埋めたのかなど調査結果を伺います。

(7)、普天間基地の早期閉鎖・返還についてであります。

普天間基地については、県民総意として「県外」を求めています。その県民の声を無視するかのようにより米両政府は相変わらず辺野古移設を言っています。名護市辺野古移設に向けた公有水面埋立承認申請について、今後の県の対応を伺います。

次に、普天間基地の返還について県の見解を伺います。

オスプレイの追加配備などで普天間基地をますます強化しています。宜野湾市民だけでなく、県民が安心して生活するための危険性の除去はもはや閉鎖・返還しかありません。県の見解を伺います。

次に、海兵隊の沖縄での役割と移転計画について伺います。

2、公共交通の整備充実についてであります。

(1)、鉄軌道の整備について。

県内は、鉄軌道の整備がなされていないために、朝夕の交通混雑は県民に多くの経済的負担を強いています。戦後68年、本土復帰後も41年になりますが、国鉄の恩恵は受けていません。よって、国の責任において鉄軌道の整備が待たれていると思います。国・県の調査の進捗状況とその実現に向けた取り組みについて伺います。

(2)、バス停留所の整備充実についてであります。

県内では、県民の交通機関としてバス交通は大変重要な役割を担っています。児童生徒の通学や職場への通勤、高齢者の医療機関や福祉施設利用のための交通手段としてなくてはならない機関であります。

そこで伺います。

屋根つきのバス停留所の整備促進についてであります。日差しの強い沖縄では屋根つきのバス停留所の整備が求められています。整備率や今後の予定などに

ついて伺います。

次に、利用者がわかりやすい運行表示についてであります。時刻表があっても時間どおりに来ないバス、予定時間になってもなかなか来ないバス、でも最近GPSによるバスロケーションシステムによって携帯でバスの運行を知ることができるようで、次のバスが何番目で、どのあたりまで来ているかということがわかるようです。いろいろなやいつ来るのかわからない不安もなくなっていいです。

そこで提案ですが、携帯で知ることができるこのような表示をバス停留所に設置することはできないでしょうか。携帯を持たないお年寄りや子供たちのためにも便利になり、利用者はふえると思います。鉄軌道が実現するまでに公共交通を利用する県民をふやすためにも、また、交通渋滞で県民の経済的損失を減らすためにもいいのではないのでしょうか。御検討をお願いします。

3番目に、教育行政についてであります。八重山地域における教科書問題について伺います。

八重山地区協議会では中学校で使用する公民教科書の選定をめぐる協議が整わず、八重山地区内で違う教科書が使われています。そのことに対する県教育委員会の方針とかかわりの経緯、諸見里教育長が就任されてからの経過や教育委員会の方針に違いがあれば説明を伺います。

しまくとうば県民運動について、その取り組みを伺います。

しまくとうば力を確実に向上させるために、平成25年度からしまくとうば県民運動推進事業に取り組むとのことでありました。その進捗状況について伺います。

琉球・沖縄の歴史教育についての取り組みについて伺います。

去る4月28日に政府は「主権回復の日」として式典を行い、私たちは「屈辱の日」としてガッティンランということで県民大会を開きました。61年前のサンフランシスコ講和条約は、沖縄を切り離した日本の主権回復でしかなかった。新聞報道によると、若い世代の多くが4・28を知らないという。6月23日の慰霊の日には小・中・高校の授業の一環として、その日が近づく平和学習として取り組まれているものと思いますが、4・28や6・23が何の日で、どんなことが行われた日なのかを全ての県民が学び、次の世代にしっかりと伝えることが大切ではないでしょうか。私たちウチナーンチュの先人たちは、どの時代にどのように生きてきたのか私もまた学びたいと考えています。

そこで伺います。

琉球の時代を含め沖縄の歴史について、小・中・高校でどのように取り組まれているか伺います。

4 番目に、観光振興についてであります。

県は、観光振興基本計画に基づきさまざまな取り組みがなされていると思いますが、観光振興は沖縄県にとって大変重要な事業となっています。観光収入をふやすためには、入域客数をふやす、滞在日数をふやす、あるいは1人当たりの県内消費額をふやすことだと思いますが、湧川新部長として新たな観光スポットや沖縄観光のブランドづくりについて抱負と決意を伺います。

5 番目に、T P P 参加による県民生活に及ぼす影響について県の見解を伺います。

6 番目に、琉球民族独立総合研究学会設立についてであります。

去る5月15日に琉球民族独立総合研究学会設立総会が沖縄国際大学で開かれました。このことに対する知事の見解を伺います。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣清涼議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、基地行政に係る御質問の中で、駐留軍用地の土地取得事業についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県は、普天間飛行場における道路用地として約17ヘクタールの先行取得を行うため、今年度は約12億円の予算を計上しているところであります。今後、沖縄県は、跡地利用推進法の土地取得制度を積極的に活用し、宜野湾市と連携しながら、駐留軍用地跡地の円滑な利用を推進していくことといたしております。

次に、教育行政についての御質問の中で、しまくとうば県民運動についての御質問にお答えいたします。

沖縄県といたしましては、消滅の危機にあるとも言われておりますしまくとうばの次世代への継承に向けまして、中長期的な視点で全県的な県民運動を展開することといたしております。現在、10年間の運動の柱となりますしまくとうば普及推進計画の策定に取り組んでいるところでございます。今年度は、同計画に基づき、しまくとうば県民大会の開催や県民意識調査の実施、そして普及パンフレットの作成、広報活動などに取り組むことといたしております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等

から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地行政についての御質問の中で、嘉手納より南の統合計画についてお答えいたします。

嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還は、沖縄の過重な基地負担の軽減及び振興・発展につながるものであり、確実に実施されることが必要であると考えております。4月5日に発表された「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」では、嘉手納飛行場より南の6施設・区域について、返還区域、時期、手順等が示されておりますが、いまだ具体的な取り組み内容が示されていない部分があります。去る6月12日、知事が直接、軍転協を通じ、安倍総理大臣を初め防衛大臣、外務大臣、沖縄担当大臣へ移設内容の具体的な説明、跡利用計画の円滑な実施に配慮すること、地元意見を聴取する場の設置等を要望したところであります。

次に、オスプレイの追加配備についてお答えいたします。

沖縄防衛局から、去る4月30日に在日米軍司令部及び在京米国大使館が日本政府に対して、昨年配備されたオスプレイ部隊に続き、本年夏にCH46飛行隊にかかわることとなる2番目のMV22飛行隊について、12機のMV22が岩国経由で普天間飛行場に配備されるとの連絡があった旨の説明がありましたが、具体的な日時等は示されておられません。

オスプレイ配備については、県民の不安が一向に払拭されておらず、さらなる負担の増大は認められるものではないことから、県は、去る6月12日に軍転協を通じ、安倍内閣総理大臣を初め関係閣僚に対し、オスプレイの配備計画中止や配置分散の実施などを緊急要請しております。

次に、オスプレイの違反飛行についてお答えいたします。

オスプレイの運用については、昨年9月19日に、可能な限り学校や病院を含む人口密集地上空を避けることや、垂直離着陸モードでの飛行を米軍施設・区域内に限り、転換モードの時間を可能な限り短くすること等を内容とした日米合意事項が公表されております。県では、昨年末、市町村と連携してオスプレイの飛行運用の実態について情報収集を行ったところ、318件の合意事項に反する飛行が報告され、その結果をもとに、オスプレイの飛行経路や運用実態の検証等について政府の責任で説明することを求めています。これ

について、防衛省はこれまでに行っている目視調査等の結果も踏まえ、確認作業を行っているとのことであり、現時点では調査結果は示されておりません。県としては、早急に調査結果を示すよう求めているところでもあります。

次に、防音工事指定区域の拡大についてお答えいたします。

県は、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減を図るため、政府に対し、防音工事対象区域の拡大等、騒音対策の強化・拡充について、あらゆる機会を通じ求めているところでもあります。平成23年12月の軍転協要請に対する政府回答によると、「現在、嘉手納及び普天間飛行場周辺に設置している航空機騒音自動測定装置の測定結果を踏まえれば、住宅防音工事の対象区域となる第一種区域を拡大するような状況にないが、両飛行場の飛行態様の変更や航空機騒音に係る環境基準の改正・施行等も踏まえつつ、必要な調査の実施について検討していく」とのことです。県としては、引き続き軍転協等関係機関と連携しながら、航空機騒音対策の強化・拡充を政府に対して強く求めていきたいと考えております。

次に、F 15戦闘機の墜落事故に係る米軍等の対応についてお答えいたします。

去る5月28日に発生したF 15戦闘機の墜落事故について、県は、翌日29日、米軍や関係機関に対し、原因が究明されるまでの同機種飛行中止、事故原因の徹底的な究明と早急な公表、再発防止措置及びなお一層の安全管理の徹底を申し入れました。それにもかかわらず、事故から2日後に同機種飛行が再開されたことは、県民の不安を増大させるものであり、遺憾であります。国は、県民の不安を真摯に受けとめ、事故原因の徹底的な究明と公表、再発防止を米軍に強く求めるべきであると考えております。

次に、過去のF 15戦闘機の事故原因報告についてお答えいたします。

沖縄における米軍のF 15戦闘機墜落事故は、これまで9件発生しております。そのうち、平成18年及び平成14年並びに平成6年に発生した墜落事故については、事故調査報告書が公表されております。

次に、普天間飛行場の移設返還についてお答えいたします。1の(7)のアとイは関連いたしますので一括してお答えいたします。

普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要であります。県としては、他の都道府県の既に滑走路がある場所への移設が、合理的かつ早期に課題を解決できる方策であ

と考えております。日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け真摯に取り組むよう、引き続き強く求めてまいります。

次に、海兵隊の役割と移転計画についてお答えいたします。

国は、「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」の冊子の中で、海兵隊を即応性・機動性にすぐれた初動展開部隊とし、在沖海兵隊は抑止力の重要な要素の一つとの見解を示しております。また、海兵隊を含む在日米軍が沖縄に駐留する必要性について、「沖縄の地政学的位置」を根拠としております。しかし、県としては、これらの説明は具体的でなく、在日米軍基地の大部分を占める沖縄の米軍基地の役割や必要性について十分な議論がなされてきたとは言えないと考えており、国において県民が納得できる説明が必要であると考えております。在沖海兵隊の移転計画については、日米両政府は、2012年4月の2プラス2共同発表において、約9000人の在沖海兵隊が国外に移転するとしており、その内訳を政府に照会したところ、グアムが約4000人、ハワイ等その他の国外が約5000人という回答がありました。在沖海兵隊の国外移転については、今後も情報収集を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 基地行政についての御質問の中の、西普天間住宅地区の返還についてお答えいたします。

本年4月5日に公表された統合計画においては、キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区の返還時期が平成26年度またはその後と示され、去る6月13日の日米合同委員会において同地区の返還が合意されたところであります。今後、国は、跡地利用推進法に基づき、返還される区域の全部について、支障の除去に係る調査方法及びその調査結果に基づき国が講ずる措置に関する方針等を定めた返還実施計画を、県・市、所有者等の意見を聞いた上で速やかに策定し、返還後、引き渡し前までの間に徹底した支障除去に関する措置を講ずることとなっております。県としましては、跡地利用推進法に基づき、国の責任において、所有者等に土地を引き渡す前までに支障の除去に関する措置が徹底して行われるものと考えております。

次に、公共交通の整備充実についての御質問の中の、鉄軌道整備に向けた国・県の調査の進捗状況とその取り組みについてお答えいたします。

国は、平成22年度から23年度にかけて複数のモデル

ケースを設定して、既存の整備・運営スキームを前提に検討を行い、沖縄における新たな公共交通システム導入にかかわる課題整理を行っております。平成24年度からは、整理された諸課題について可能な限り幅広く調査を行い、段階を踏んで検討を行っているところです。一方、県においては、国の調査において、膨大な事業費や厳しい事業採算性などの課題が示されたことを踏まえ、鉄軌道等の早期導入の可能性を高める観点から、昨年度、先進事例調査等によるコスト縮減策の検討、持続的な運営を可能にする特例的な制度の検討を実施しました。特例的な制度については、他県において、戦後間もなく国の鉄道復興5カ年計画や戦災復興都市計画等に基づき復旧・復興が行われたのに対し、沖縄戦で壊滅した沖縄県営鉄道は復旧が行われていないなどの歴史的な経緯等も踏まえ、県としては制度の創設を国に求めていきたいと考えており、その内容については、今年度、検討を深めることとしております。

同じく公共交通の整備充実についての御質問の中の、バス停留所の整備充実について、これは2の(2)アと2の(2)イについて関連いたしますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

現状のバス停留所については、強い日差しと風雨をしのぐ上屋がない、高齢者等のためのベンチがない、時刻表が剥がれている、時刻表の位置が低く見づらい、路線図がわかりにくい等の指摘があることから、バス利用者にとって快適な環境が確保されているとは言いがたい状況にあると考えております。県では、利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて、利用者や交通事業者、国・県・市等により構成する「沖縄県公共交通活性化推進協議会」において、路線バスの利用環境改善に取り組んでおり、バス停上屋の設置については、道路管理者等において事業実施に向けた取り組みが進められております。また、バス停標識については、昨年度、具体的な改善策が示されており、その内容としては、1、バス停標識を大きくする、2、4社共通の時刻表に統一する、3、系統ごとの経由地をわかりやすく表示する系統図を新たに追加するなど、バス利用者にとってわかりやすい新たなバス停標識の設置を計画しており、県としては事業化に向けて各関係機関と調整を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 基地行政についての中で、オスプレイの低周波音調査についての御質問に

お答えします。

昨年10月に普天間基地ヘオスプレイが配備されたことから、同年11月に上大謝名における低周波音の測定を実施しました。測定の結果、オスプレイの低周波音レベルはジェット機等に比べ高い傾向にあり、環境省が示した固定発生源からの低周波音による心身及び物的苦情に関する参照値を超過しておりました。県としては、今後とも基地周辺での低周波音の実態調査を行ってまいります。

次に、同じく基地行政についての中で、沖縄市サッカー場から出たドラム缶についての御質問にお答えします。

沖縄市のサッカー場で見つかったドラム缶については、何らかの有害物質による土壌汚染の可能性が考えられることから、県としては、沖縄市と連携し、周辺地下水等の環境調査を実施しているところであります。また、ドラム缶の内容物及びサッカー場の土壌については、沖縄市及び沖縄防衛局が調査を行うこととなっています。調査結果は今後明らかになるところです。

次に、T P P参加による県民生活に及ぼす影響についての御質問にお答えします。

T P Pへの参加は、我が国の国民生活に大きな影響を与えることが予想されることから、歓迎する声、懸念する声などさまざまな意見があります。消費者物価に関しては、輸入品の価格低下により一般消費者もその恩恵を受けるものと推測されますが、一方、規制緩和により食品の安全が危惧されとの意見もあります。このようにさまざまな見解があり、効果の試算もさまざまです。現時点ではその影響を把握することは困難であります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） 教育行政についての御質問で、八重山地域における教科書についてお答えいたします。

八重山地区教科書につきましては、3市町教育委員会で同一の公民教科書が採択できず、文部科学省への需要数報告ができていない状況にあります。

八重山教科書については、当該3市町教育委員会が主体的に取り組む解決していくべきものと考えており、現在私自身が直接3市町教育長と話し合い、同一の教科書が採択できるよう再協議を促してきたところです。なお、一昨日、八重山採択地区協議会総会が開催され、今後、改めて日程を調整し協議していくこと

を互いに確認したと聞いております。

県教育委員会としましては、今後も引き続き3市町教育委員会それぞれの立場を尊重しつつ指導助言を行い、同一の教科書採択の実現に努めてまいります。

次に、琉球・沖縄の歴史教育の取り組みについてお答えいたします。

戦後68年が経過し、戦争の風化が叫ばれる中、沖縄戦の悲惨な実相や教訓を正しく後世に継承することは重要なことであります。県内小・中・高等学校等におきましては、慰霊の日の取り組みとして、平和資料展、平和集会、戦跡めぐり等の体験的な取り組みが全ての学校で行われています。サンフランシスコ平和条約につきましても、沖縄が本土から切り離された経緯等を公民などの授業において適切に教えられていると認識しております。

県教育委員会としましては、学校教育の指導の努力点に位置づけるなど、今後とも児童生徒が平和で民主的な国家及び社会の形成者として育つよう、沖縄戦の実相を正しく伝えられるよう、歴史及び平和教育の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 観光振興に関する御質問の中の、新たな観光スポット、ブランドづくりについてお答えします。

沖縄県では、豊かな自然や歴史・文化等のさまざまな地域資源を活用した観光メニューの開発を促進しております。

具体的には、平成24年度において、クメジマボタルが生息する自然環境を体験するツアーや、沖縄国際映画祭と連動した各種イベント、エイサーなどの伝統芸能を活用したエンターテインメントの創出等の取り組みに対して支援を行っております。また、野球やサッカーなどのキャンプ・大会の誘致等、スポーツを活用した観光やリゾートウエディング等を積極的に推進しております。県としましては、引き続き世界に誇れる沖縄観光ブランドの形成に向けて関係機関と連携し、戦略的な取り組みを展開してまいります。

次に、琉球民族独立総合研究学会設立に関する御質問の中の、琉球民族独立総合研究学会設立についてお答えいたします。

琉球民族独立総合研究学会は、新聞報道等によれば、ことし5月15日に経済、社会及び言語の研究者によって設立されたとのことでございます。設立趣意書によれば、「琉球民族は独自の民族」や「琉球國はか

つては独立国家」との切り口で、琉球の独立に関する研究、討論などを行う学会となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 答弁ありがとうございました。

オスプレイの低周波音についてであります。琉球大学の渡嘉敷准教授は、騒音を測定している普天間第二小学校や宜野座村、名護市の国立工業高等専門学校でもオスプレイの低周波音が物的影響や心理的影響の基準を大きくオーバーすることを確認したとして、米軍も人口密集地の上空を飛ばないのは不可能だとかコメントしており、そういう報道があるわけですね。ですから、先ほど実態調査を行うというふうに答弁ありました。実態調査をぜひ今の騒音測定器がありますけれども、そのあたりも含めてちょっと広げて検討いただけるのでしょうか。お願いします。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） ただいまの騒音測定は、自動騒音測定装置となっております。これは24時間測定できる装置なんですけれども、ただ低周波の場合はハンドメイド、要するに人が行ってその対応を見て測定をするというような方法でしか低周波音の測定はできないところであります。ですから、調査ポイントを例えば今、一般的な騒音測定器のように金をかけて10カ所、20カ所というような方法でふやすと。機械を置いて測定するというわけにはいかなくて、なかなかにはわかにはポイント数をふやすという状況にはないところです。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 機械を置いてではなくても、やはりある一定の期間、普天間飛行場の周辺では毎日毎日、ほとんど毎日オスプレイが飛んでいるんです。ですから、これはどのぐらいの専門知識が必要なのかというものもあると思うんですが、その機械を使える、あるいは交渉をしてぜひ一定の期間——ある期間でもいいと思うんですね——そこでどのぐらいの低周波音が発生しているかというのはぜひ調査をしていただきたいと思います。と思うんですが、それによって、今低周波音は心理的影響だとかいろいろ言われています。肉体的な影響としても、特に女性、妊婦さんのほうに大きな影響があると言われているわけですよ。そうすると、この低周波音というのはなかなか見えないので、あるいは今受けたからすぐ気分が悪くなったということでもないわけですから、毎日毎日少しずつ繰り返し繰り返し影響を受けることが積み重なって大きな影響、健康被害につながると思うんですね。そういう意味ではある一定の

期間をぜひ設定をしていただいて、どの地点でどのぐらいの低周波音で、これが人体にどういう影響があるかということでぜひ調査に取り組んでいただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 低周波音の特徴的なものは、要するに周波数が1から100までの間ということで、この低周波音というのはどういうものかといいますと、例えば風のそよぎ、風が吹いたときでも低周波音が発生するというような状況でありまして、ですから、低周波音を確実に調査しようとする場合は、風のないときに実際にオスプレイを見て調査するしかないというような状況があってなかなか難しいところではありますけれども、ただ低周波音の人体における健康被害についても、環境省においてもまだ治験が明らかになっていないところで、データがなかなか蓄積できてない部分があります。そういったことも含めて県としても先ほど答弁申し上げましたけれども、低周波音の調査につきましては引き続き行っていきたいと考えています。

○新垣 清涼君 済みません、最後のほうがちょっと聞こえなかったんですが……。

○環境生活部長（當間秀史君） 引き続き調査を行ってまいりたいと考えています。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 低周波音の専門の先生方もいらして、そういう人体に影響のある可能性が高いということをおっしゃっているわけですから、そういう意味では難しいからやめようということではなくて、沖縄の県民がそういう被害を受けて、そしてさきの県の調査によりますと、要するに基地の周辺では低体重児が多く生まれているということもあるわけですよ。それからすると、やはり立証はなかなか難しいかもしれませんが、そういう影響が出ている可能性があるわけですから、そういう意味では引き続きぜひ調査をしていただいて、そしてそのデータをもとにいろいろ外務省やあるいは防衛局あるいは米軍に対して改善を求めていくことが求められていると思いますので、よろしく願いいたします。

それから普天間基地の返還についてであります、やはりこれだけオスプレイの配備などあれだけ県民が反対しても国も米軍もなかなか聞く耳を持たないで沖縄に配備をして押しつけてくる。そして今度また12機が新たに加わってくる。とてもじゃないけれども、もうこれ以上御免ですと言いたいわけです、近くに住んでいる者としてですね。そういう意味ではやはりこ

のオスプレイに来てくれるなということを、もっと強く知事、訴える必要があると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） オスプレイに関しましては、御答弁申し上げましたように、昨年の第1陣の飛来に当たっても県といたしましては、配備中止を含める配備計画の見直しということを強く申し上げて、知事がこのために上京したという状況もございました、軍転協で上京したということもございました。しかしながら、この第2陣が近くまた配備されるという計画が示されているわけでございまして、県民の不安は議員おっしゃるとおり一向に払拭されていないという状況は認識しております。6月の下旬に軍転協で上京いたしました際にも、知事から総理に対して直接申し上げておりますけれども、引き続き県としましては配備計画の見直し、分散・移転、配置分散といったものを強く求めてまいりたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 引き続きお願いします。

それから普天間基地の返還についてであります、知事は県外移設を求めておられます。私たちはさきの5月に、ハワイのほうにアバクロンビー州知事に会いに行ってきました。ハワイの州知事もかなり真剣にというのか、そういう表現をしていいのかなと思うんですが、ハワイでは国民ですから同じ国の軍隊ですので、向こうでは経済的な問題として取り上げているんですね。自国民の中では悪さはしないわけです。例えば普天間の基地ですと、役所の上をパイロットが飛んでいくものなら市長がすぐ電話して、司令官に、今は誰だと、こいつは首にしろというぐらい、市長がそういう強い発信をできるわけですよ。ところが、沖縄では全然まるっきり違う。平気で市庁舎だろうがどこだろうが飛んでいく。こういう二重基準といいますか——が行われています。ハワイは経済問題として、その海兵隊2500から2800引き受けられると、今すぐにも引き受けたいと。それ以上についても国から話があれば自分たちは十分話し合う余地を持っているんだと、こうおっしゃっているわけですね。そういうふうにおっしゃっているときに、ぜひ知事あるいは副知事のどなたかが行かれて、ぜひ皆さんのそういう計画——私たちのところは困っているのぜひまたタイアップして沖縄の海兵隊を減らしたいという相談をしに行かれたらどうかなと思うんですが、どうでしょうか、知事。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 3 時 3 分休憩

午後 3 時 5 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） ハワイにおけるアバクロンビー知事の御主張というものは、報道あるいは 3 月に行われたフォーラムにおきましても県の職員が出席しております。また、先般、議員を含め県民ネットの皆様がハワイに行かれて知事に面談をしたと。この御尽力には大変敬意を表したいと思っております。

県の受けとめなんですけれども、そういう形でハワイ州知事がこの沖縄の海兵隊を含め受け入れる用意があるよということをおっしゃっておりまして、県におきましてもこのフォーラムの際に計画をこれからつくるので、その計画は提供したいという形でお約束というんですか、そういうことをいただいております。ただ、ハワイとは連絡をとっておりまして、その計画ができたかどうかということですが、現時点ではまだできていないようでございます。

また、県議の皆様は、国防長官に要請するというお約束をされたやに聞いておりますけれども、まだその動きもないということですので、慎重にハワイとは引き続き連絡をとりまして、議員の御提案でありますアバクロンビー知事との接触というんですか、そういったことも機会を見て図っていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 ハワイには沖縄県人会の方も多くいらっしやいまして、そしてその軍の関係者もいらっしやいます。そういう意味ではアンテナというんですか、チャンネルといいますか、いろいろあると思いますので、ぜひそこはつないでいただいて職員同士の接触ということだけではなくて、ハワイ州のアバクロンビー知事がおっしゃっているわけですから、ぜひ仲井眞知事も何かの機会に接触をしていただいてそのことに取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、独立学会の件なんですけれども、副知事にちょっとお伺いしたいんですが、以前に副知事も沖縄の琉球独立——沖縄の県民がこれだけいろんな意味で虐げられているというんですか抑圧されている。そうすると県民は独立の方向に向かうんじゃないかという問い合わせをされたときにお答えになっていますね。副知事として沖縄の琉球独立についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 新垣議員の今の御質問に正面からたくさんの言葉を費やして答えたい気持ちはありますけれども、ただ今副知事という職責にあります。今回琉球民族独立総合研究学会というのが研究者の有志を中心にして設立されたということですので、沖縄問題をさまざまな切り口から検討なさるとのことだと思います。それは学術の世界、研究の世界の方々のお仕事ということで、行政の立場としては少しコメントを控えたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 よろしく願います。

それから教育長、琉球の歴史ですね。ぜひ学校教育の中で時間をとって、子供たちにいつの時代に沖縄の我々の先人がここに来てどういう生活をしていたか、ヤマトとの関係も含めてどういう歴史があったかをしっかり教える必要があると思うんです。学校教育の中で 1 時間でもいいですから、必修科目として取り入れることを考えていただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 平和教育については、指導の努力点等に位置づけるなど大変重要に感じております。頑張ってまいりたいと思っております。

以上です。

○新垣 清涼君 どうもありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 20 分間休憩いたします。

午後 3 時 9 分休憩

午後 3 時 33 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 こんにちは。

通告に基づき質問します。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、自民党の「改憲草案」は、天皇元首化、国防軍と国民主権の制限を前面に掲げています。憲法 99 条、憲法尊重擁護義務のある知事の立場からどのような見解をお持ちですか。

(2)、日米両政府は、普天間基地の県内移設反対の県民総意を無視して辺野古移設を押しつけ、欠陥機オスプレイの配備まで強行しました。力づくでも県民をねじ伏せるような日米両政府の態度は絶対に許せません。このような事態で知事は県民を守ることができるのですか、見解を伺う。

2、米軍基地問題について。

(1)、嘉手納以南の返還計画は、移設条件つきでなく無条件返還を求めるべきではありませんか。

(2)、負担軽減の対象に嘉手納基地は含まれていますか。

(3)、オスプレイ配備反対の取り組みについて。

ア、飛行訓練や飛行経路は日米合意を遵守していません。この米軍の横暴を野放しにするのですか。

イ、飛行訓練に対する県民からの苦情や抗議の状況はどうなっていますか。

ウ、それに対して、知事はどのような対処をしてきましたか。

(4)、F15戦闘機は、40年も経過して老朽化が進行して、いつ墜落するかわからない危険な状況にあります。緊急着陸が毎日のように続いています。早急に飛行中止を求めるべきです。知事の決意を伺います。

(5)、新基地建設のための公有水面埋立承認願書は県民の反対意思を無視し民主主義をじゅうりんするものです。知事は明確に反対を表明すべきではありませんか。

3、性暴力被害者救援のためのワンストップ支援センターの設立について。

(1)、なぜ検討委員会は会議を公開しないのか。意思のある当事者を含め、知見のある県民から広くメンバーを募る必要があると思うのでしょうか。

(2)、14年度にも開設の方針ようですが、それまでにどのような人材を確保する計画になっているか明らかにすべきです。

(3)、支援センターのスタッフの雇用と人材確保の予定はどうなっていますか。

(4)、支援センターをどんな形にするのか。産婦人科医をどう確保するのか。

(5)、支援者の養成計画はどうなっているのか明らかにしてください。

(6)、センター設置へ向けての予算の確保は、その具体的内容を説明してください。

(7)、横のつながり、連携の強化を図るべきであります。その計画はどうなっているのでしょうか。

(8)、検討委員会メンバーは公表すべきではないでしょうか。

4、沖縄市の産業廃棄物処理施設からの汚染水問題について。

(1)、「沖縄市北部における水質調査について」の結果はどうなっていますか。

(2)、汚染水に関する実態調査の結果はどうなっていますか。

(3)、地下水からヒ素が検出された問題で、除染はど

こが行うのか。

5、教育問題について。

(1)、教師の多忙化の解決策の取り組みを説明してください。

(2)、教育委員会からの学校訪問が、教育現場の多忙化の要因になっているという声が寄せられています。検証すべきだと考えますが所見を伺います。

(3)、教職員の評価の取り組みが多忙化の要因にもなっていないか。

(4)、「負担軽減検討委員会」の活動の実態と実績についての説明を求めます。

(5)、学力向上推進運動のこれまでの取り組みについての総括が求められていると考えます。自己分析を深め見直すべきではありませんか。

(6)、私学の抱えている問題点を教育委員会は把握しているのか。その解決のための施策を伺う。

(7)、私学はなぜ教育委員会の所管にしないのか。

6、泡瀬干潟の埋立問題について。

(1)、県と沖縄市の埋立地に関する協定書はどうなっているか。

(2)、埋立面積に東側突堤は含まれていないにもかかわらずいろいろな利用計画がなされているが、公有水面埋立法違反ではないか。

(3)、埋立地周辺で再確認された絶滅危惧種の「フジイロハマグリ」の保全を全く図らずに工事を強行している。保全策を放棄している。それが許されるのか。

(4)、トカゲハゼの繁殖期である5月から7月までは工事は中止してきましたが、ことは5月8日から再開しています。トカゲハゼの保全をやめたのですか。

7、保育問題について。

(1)、待機児童対策について。

保育所不足が深刻になっている状況の中で、待機児童解消のためとして保育条件が切り下げられるという危惧すべき事態が進行しています。県は、児童福祉法遵守の立場を改めて明確にすべきではありませんか。

(2)、全ての待機児童の解消をいつまでにやるのか、具体的な施策はあるのか。

(3)、認可外保育園に対する財政的援助を認可並みに行うべきではありませんか。

(4)、認可促進の障害になっているのは何か、具体的に説明してください。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 嘉陽宗儀議員の御質問に答弁をいたします。

第1に、知事の政治姿勢についての中で、自民党の

「改憲草案」についての御質問にお答えいたします。

自民党の「日本国憲法改正草案」は、政党としての憲法改正に対する考え方を示したものと理解いたしております。

日本国憲法は、施行から66年が経過し、制定後の状況変化や現実との乖離等の課題を踏まえ、憲法改正の国民的議論が必要であると考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、辺野古移設及びオスプレイ配備についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であります。沖縄県は、地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能である旨、申し上げてきたところであります。日米両政府に対し、県外移設及び早期返還の実現に向け真摯に取り組むよう強く求めてまいりたいと考えております。

また、オスプレイにつきましては県民の不安が一向に払拭されておらず、配備計画の見直しや配置分散の実施などを引き続き求めてまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 米軍基地問題についての御質問の中で、嘉手納以南の無条件返還についてお答えいたします。

嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還は、沖縄の過重な基地負担の軽減及び振興・発展につながるものであり、確実に実施されることが必要と考えております。ことし4月5日に日米両政府が発表した統合計画においては、具体的な返還規模やスケジュールが明らかにされていないことから、去る6月12日、知事が直接、軍転協を通じ安倍総理大臣を初め関係大臣へ移設内容の具体的な説明、跡利用計画の円滑な実施に配慮すること、地元意見を聴取する場の設置等を要望したところであります。

次に、負担軽減の対象に嘉手納基地は含まれているかとの御質問にお答えいたします。

嘉手納飛行場については、これまで日米両政府により負担軽減策として、平成8年のS A C O合意における海軍駐機場の移設、平成18年のロードマップでの米軍再編に伴う一部訓練移転等が合意されております。

次に、オスプレイの違反飛行についてお答えいたします。

オスプレイの運用については、昨年9月19日に可能な限り学校や病院を含む人口密集地上空を避けること

や、垂直離着陸モードでの飛行を米軍施設・区域内に限り、転換モードの時間を可能な限り短くすること等を内容とした日米合意事項が公表されております。

県では、昨年末、市町村と連携してオスプレイの飛行運用の実態について情報収集を行ったところ、318件の合意事項に反する飛行が報告され、その結果をもとに、オスプレイの飛行経路や運用実態の検証等について政府の責任で説明することを求めています。これについて、防衛省は、これまで行っている目視調査等の結果も踏まえ、確認作業を行っているとのことであり、現時点では調査結果は示されておられません。

県としては、早急に調査結果を示すよう求めているところであります。

次に、飛行訓練に対する苦情及び対処についてお答えいたします。2の(3)のイとウは関連いたしますので一括してお答えいたします。

県では、オスプレイの運用実態や苦情等に関する情報が寄せられる機会が多い関係市町村と、昨年度3回にわたり基地関係県・市町村担当者会議を開催し状況を確認したところであります。これらの情報をもとに、昨年12月25日に外務省及び防衛省に対し、オスプレイの飛行実態と日米合意事項との関係の検証や航跡調査の実施を求めたところであります。

オスプレイについては、県民の不安は一向に解消されておらず、県としては軍転協とも連携し、配備計画の見直しと配置分散の実施などをあらゆる機会を通じ日米両政府に求めてまいりたいと考えております。

次にF15戦闘機の飛行中止についてお答えいたします。

事故から2日後にF15戦闘機の飛行が再開されたことは、県民の不安を増大させるものであり、県は直ちに米軍や関係機関に対し極めて遺憾である旨を申し入れております。

県としましては、米軍及び関係機関に対し、原因究明がなされるまでの間、同機種の飛行中止を求めるとともに、早急に事故原因及び再発防止措置等について説明を行うよう強く求めたところであります。

今後も、米軍による事件・事故の防止について、涉外知事会、軍転協とも連携を図りながら、あらゆる機会を捉えて日米両政府に対し求めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 米軍基地問題についての御質問の中で、公有水面埋立承認申請についての御質問にお答えいたします。

今回の埋立承認申請については、公有水面埋立法等関係法令にのっとり、承認基準への適合状況、利害関係者、地元市長及び関係行政機関の意見などを総合的に勘案し、承認するか否かを判断してまいります。

次に、泡瀬干潟の埋立問題についての御質問の中で、沖縄市との協定についてお答えいたします。

平成15年3月に県と沖縄市との間で締結した協定書では、沖縄市が県から土地を購入する時期及び価格等について協議を行うことになっております。土地利用計画の見直しに伴い協定書を新たに締結する必要があることから、現在、市と協議を行っているところであります。

同じく泡瀬干潟の埋立問題についての御質問の中で、東側突堤についての御質問にお答えいたします。

東側突堤は、海浜の安定を図る目的で整備している施設であり、埋立地に含まれるものではありません。なお、公有水面埋立許可申請書では、「その他別途工事として実施される公共施設」として記載しており、公有水面埋立法に適合しているものと考えております。

同じく、泡瀬干潟の埋立問題についての御質問の中で、フジイロハマグリの保全についての御質問にお答えいたします。

フジイロハマグリは、平成24年度の工事実施に伴うニライカナイゴウナの採取・放流調査において、国の工事区域箇所を確認されており、その際、埋立区域外の採取場所と同様な環境下へ移動措置を行っております。また、フジイロハマグリの移動措置については、環境影響評価書に基づき環境監視委員会や環境部局へも報告しております。

事業者としては、今後も環境調査等に伴いフジイロハマグリが確認された場合には移動措置を行い、保全することとしております。

同じく、泡瀬干潟の埋立問題についての御質問の中で、トカゲハゼの保全についての御質問にお答えいたします。

トカゲハゼへの配慮については、環境保全措置として、「4月～7月の海上工事は、仔魚の分散上支障を及ぼさないと考えられる工事にとどめ」としており、国と県は環境影響評価書を遵守し工事を進めているところであります。平成25年5月8日から着手した工事につきましては、トカゲハゼに影響のない陸上工事であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 性暴力被害者救援のためのワンストップ支援センターの設立についての中で、検討委員会の公開などについての御質問にお答えします。3の(1)と3の(8)は関連しますので一括してお答えします。

性暴力被害者ワンストップ支援センター検討会議は、県警や性暴力被害者に対する支援実績のある医療機関、相談機関等で構成されており、当事者の方々からもヒアリングを行う機会を設ける等、実態把握に努めながら運営することとしております。会議の公開については、委員として参加されている団体の内部情報や被害者などの個人情報を取り扱う可能性があることから、会議に諮った結果、非公開といたしました。議事概要につきましても、会議終了後、その都度県のホームページに掲載し公表することとしており、また、委員名簿につきましても同様に掲載をしております。

同じく性暴力被害者救援のためのワンストップ支援センターの設立についての中で、センター開設の方針や人材確保などについての質問にお答えします。恐縮ですが、3の(2)から3の(7)までは関連しますので一括してお答えします。

平成25年5月に性暴力被害者ワンストップ支援センター検討会議を設置しており、今後、同会議において支援センターの設置形態、産婦人科医の確保、相談員の養成を含めた人材の確保、関係機関や団体との具体的な連携方法について検討していくこととしており、これらの検討状況を踏まえ次年度の予算要求に反映していきたいと考えております。

次に、沖縄市の産業廃棄物処理施設からの汚染水問題についての中で、水質調査の結果についての御質問にお答えします。

沖縄市の産業廃棄物最終処分場の事業者が平成23年8月に実施した周辺地下水調査において、環境基準を超えたヒ素が検出されております。このようなことから、地元3自治会、営農団体、事業者、県及び沖縄市の7者で構成される「ごみ山改善進行管理協議会」において、風評被害を防止するため、ファームポンドの地下水調査について沖縄市から要望が出されております。

県においては、沖縄市からの要望を受け、ファームポンド3カ所において平成25年4月23日に地下水の調査を実施したところ、ヒ素等を含む全ての項目について環境基準値内であり、通常の地下水と変わらない値となっております。

同じく沖縄市の産業廃棄物処理施設からの汚染水問

題についての中で、実態調査の結果についての御質問にお答えします。

県では、ヒ素が基準値を超過した原因把握を行うため、地元自治会、営農団体及び沖縄市の意見を踏まえて本年1月と5月に地下水の検査を実施したところがあります。その結果、調査を行った11カ所のうち4カ所で環境基準を超えたヒ素などが検出されておりますが、下流側と考えられる民間井戸水3カ所においては、環境基準値内となっております。

県としましては、調査を複数回実施し、季節的なデータの推移や傾向も踏まえて総合的に考察することとしており、専門家の意見も参考にしながら慎重に原因究明を図ることとしております。

同じく沖縄市の産業廃棄物処理施設からの汚染水問題についての中で、ヒ素が検出された問題についての御質問にお答えします。

環境関連法においては、一般的な対応として、人為的な要因により地下水の汚染などが確認された場合、原因者が対策を行う必要があります。また、平成24年11月に地元3自治会、営農団体、事業者、県及び沖縄市の7者で締結した「ごみ山改善協定に向けた基本合意書」においても、環境負荷があった場合は事業者が全ての責任を負うものとしています。

県としましては、継続的に調査を実施しているところであり、調査結果がまとまり次第、「ごみ山改善進行管理協議会」とも協議をしながら適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） 教育問題についての御質問で、教師の多忙化の解決策及び負担軽減検討委員会の実態と実績についてお答えいたします。5の(1)と5の(4)は関連しますので一括してお答えいたします。

県教育委員会では、教職員の多忙化解消に向けて、調査依頼や通知文書の見直し、電子メールによる発送、指定研修の期間縮減等に取り組んでおります。また、各学校におきましては、負担軽減検討委員会等を設置し、定時退校日、ノ一部活動日等の設定、会議や学校行事の精選、校内組織のスリム化等を推進し、各学校の実情に応じた取り組みを行っているところであります。

県教育委員会が実施した教職員の实態調査によりますと、業務量が多いと感じている割合や1日平均の時間外勤務時間の割合等は年次的に減少しております。

県教育委員会としましては、多忙化の解消に向け

て、負担軽減検討委員会等の活性化を図るとともに、今年度新たに公立小中学校校務改善検討委員会を設置したところであり、今後とも教職員がより働きやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、教育委員会の学校訪問についてお答えいたします。

学校訪問は、幼児・児童生徒の健やかな成長に資するために、学校力、教師力の向上並びに学習環境の充実・改善、教育施策の進捗状況の確認等、学校教育のニーズに対応した多様な目的から実施されるもので、教育行政において重要な業務に位置づけられます。また、学校と行政がコミュニケーションをとり課題意識を共有することから、相互の信頼関係を構築する上でも有意義だと考えます。

県教育委員会としましては、学校の負担軽減を図りながら、今後とも学校教育の充実に資するよう、各学校を具体的に支援してまいりたいと考えております。

次に、教職員評価と多忙化についてお答えいたします。

教職員評価システムは、教職員の資質向上を図り児童生徒の学習権を保障するとともに、学校全体を活性化させ教育力を高めるために実施されるものです。各学校においては、面談を通して管理職とのコミュニケーションが深まり、教職員の信頼関係の醸成にもつながるものと考えております。また、教職員が自己の業務を計画的に管理運営することによって仕事の効率化を図り、年間を見通したゆとりある業務の遂行を可能にするものと考えます。

次に、学力向上推進についてお答えいたします。

本県の幼児・児童生徒一人一人が自己実現を図り、国際社会で堂々と振る舞うことができる「確かな学力」を身につけることは、県民の願いであります。県教育委員会では、学力の向上を図るため、少人数指導や少人数学級の導入、教師の授業力の向上に係る研修会及び基本的な生活習慣の確立等の取り組みを推進してまいりましたが、依然として全国と開きがある状況です。

県教育委員会としましては、今後とも児童生徒の主体的な学びを促すとともに、知・徳・体をバランスよく身につけた本県の将来を担う人材の育成に努めてまいります。

次に、私学の抱える問題点等についてお答えいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、私立学校に関することは地方公共団体の長の所管であります。私立学校の運営費、老朽校舎の改築費用、

健康診断費等の問題があることは承知しております。

県教育委員会では、私学教育におきましても本県を支える人材育成という観点から、所管部局との役割分担を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） 私立学校の所管についてお答えいたします。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第24条において、私立学校に関することは、都道府県知事が所管することとなっております。私立学校は、建学の精神に基づき特色ある教育活動を行っていることから、その自主性・独自性を考慮して、教育委員会とは所管を分けております。

県といたしましては、私学の独自性を生かすためには、教育委員会に所管を移すことについては慎重な検討が必要と考えております。なお、同法第27条の2において、知事は教育委員会に対し、「助言又は援助を求めることができる。」と定められており、常時教育委員会と連携・協力しているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 保育問題についての御質問の中で、保育条件についてお答えいたします。

保育所の設備及び運営の基準は、児童福祉法に基づき都道府県が条例で定めることになっております。保育士の数や保育室の面積等の基準については、国の定める基準に従うものとされております。このため、従来の国の基準に基づいて条例で規定しており、保育の質は確保されているものと考えております。

次に、待機児童の解消時期と具体的施策についてお答えいたします。

沖縄県においては、沖縄21世紀ビジョン実施計画において、今後10年間で潜在的待機児童も含めた9000人の待機児童の解消を目標として掲げております。今後、県が作成する指針に基づき市町村計画の策定を促進し、安心こども基金や待機児童対策特別事業を活用しながら、沖縄21世紀ビジョン基本計画の早い段階で潜在的待機児童も含めた待機児童解消を図っていくため取り組んでまいります。

次に、認可外保育施設への支援についてお答えいたします。

認可外保育施設の支援につきましては、認可化の促進と保育の質の向上を一体的に取り組むため、これま

で段階的に拡充してまいりました。認可外保育施設に対しては、今後新たな支援策を検討していきたいと考えております。

次に、認可化促進の障害についてお答えいたします。

認可外保育施設においては、敷地が狭隘であることや建物が賃貸物件であるなどが認可化の障害となっているという意見がありました。これを受けまして、県においては、認可化移行支援事業の対象経費について、これまで既存施設の改修に限定していたものを建物購入費用も対象にするなど要件を緩和するとともに、補助の上限額も3000万円から5000万円に引き上げを行ったところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 知事にお聞きします。

この県内移設反対対しまして、力づくでねじ伏せようとしているということについて、県外移設を求めただけではなかなか事態が解決できないのではないかという思いがあって、知事が先頭になって県内移設は反対、即時撤去せよとか、何とかやっぱりインパクトのあるような訴えに切りかえないと、従来どおりの同じパターンじゃ、また日米両政府は力づくで押しつけてくるのではないかと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時9分休憩

午後4時9分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今のは議員からのいわば御提案だとは思いますが、長い、もう大分前から日米両政府は辺野古だ辺野古だということで、変えておりません。そういう中で即時閉鎖、返還、県外ということをやったかどうかという今の御提言だとは思いますが、私のほうではいずれにしても、この県内移設というのは、特に辺野古はこういうことになって長い時間がかかるし、そして政権が自民党から民主党、民主党からまた自民党に戻って、随分長いことかかってきて、どうしても辺野古だということを日米両政府は変えていません。ただ、私はもう前から申し上げているように、時間が猛烈にかかりますよ。ですから、本当に一日も早い危険性の除去というのは、もう移設しかない。しかし、普天間を辺野古ではこれはもう固定化と変わらない。したがって、現実的には県外移設というのをしっかりやってもらいたいという、この言

い方のほうが説得力はあると実は思っていてやってきたところでございます。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 基本的に知事の政治姿勢の中には、普天間基地をどう解決するのかというものがないんじゃないかと私は感じるんですけども、これは、普天間基地をどうするかというのはアメリカの問題ですよ。知事の立場は、そういう中で県民の命と暮らしを守る、これを最優先にする。その立場からこのことを考えればおのずと答えは非常にはっきりしてくると思うんです。知事には今それがないんじゃないかという疑問を持っているんですけども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時12分休憩

午後4時13分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員のおっしゃっていることがまず正確につかめているかどうか、心もとないところはあるんですが、いずれにしても県外。普天間基地が危険である、その危険性を一日たりとも早く除去する。そのためにはどこかに移設すべきだというのが私の主張で、即時閉鎖という言葉を使っても即時になくなくなるとはゆめ思いませんから、私はむしろ現実的にはどこかへ移設しなさい。しかし、辺野古ではもう長い間これはお互いに反対の人たちもいましたし、いろんな意見がありました。さらに埋め立てをやりコンクリートを打たないといけないと。そうすると既に滑走路のあるところへ移すというのは最も現実的で早い方法だろうと私は言っているわけで、即時閉鎖ということ自身にどれだけの現実的な処理の効果があるかは、私はまだ議員のおっしゃっている意味がよくわかりかねるんですが。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 沖縄県民のこれまでの歴史を考えれば、移設条件つきだったら、那覇軍港の問題だってまだ解決しない。それからこの普天間にしたってSACO合意から17年過ぎている。県内移設にこだわっている間はいつまでも動かないという実態があるじゃないですか。そこで、県民が苦しんでいる。私から言えばこの普天間基地は世界で最も危険な基地ですから、人間であればがんみたいなものですよ、苦しみ。その人間を、沖縄県民を痛めつけている、苦しめているこの大もとはよそに移してくれではなくて、がんを切除して撤去せよ、これを明確に言えば事態は進むと私は考えているんです。だから、知事がなぜそのことを言え

ないのか、よくわからない。基地撤去をなぜ言えないのかと、がんの切除のために。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 言葉として言うことは簡単ですよ。即時と、こう言えばいいだけです。ただし、これ自身にどれぐらいの現実的な力があるかが私は恐らく議員とは見解が違うんだと思います。むしろ、現実的にはちゃんと既に動いている飛行場で余り使われていないところで、民家から離れているとか、いろんな条件がありますが、こういうものは探せば幾つでもあると私は思っておりますから、そこへ移したらどうかと言うほうが極めて現実的だと私は思っております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 この件については、しばらくまた議論を続けていきましょう。

次に、F15の件について聞きますけれども、県議会決議をして関係要路に抗議に行きました。私どもの主張は、あのF15は40年たっていると。鉄筋コンクリート建ての住宅でさえも40年過ぎたら老朽化して建てかえしなければならない。ところが、この戦闘機というのはマッハ2・3で大変な激しい勢いで訓練するし、大変な重力加速度がかかっていて金属疲労を起こすんですよ。だから、そういう意味ではこのF15は金属疲労を起こしていて、いつ墜落するかわからんぞということを嘉手納の司令部のほうにも言いましたけれども、向こうの言い分は、エックス線検査をしているから大丈夫ですと言いましたので、私は、私は70になったけれども、入れ歯を入れかえただけでは体は新しくならない。F15は40年過ぎているから、いつ、どこで、どういう事故が起こるかわからんぞということを言ってきたんですよ。そういう意味では、あれから連日、毎日のように不時着、墜落と同じようなものです。これが繰り返されている。10回ぐらい続いているんじゃないですか。だから、知事、このF15については危機的状況にあるという緊迫感を持って、そして米軍にも政府にも抗議をすべきではないですか、これは。飛行を直ちに中止せよと言って。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） F15につきましては、県は、米軍機というのは一般にシリアル番号でその調達年度がわかるわけでございまして、現在、嘉手納飛行場で運用されているF15は1985会計年度で調達されたものが主なようでございます。したがって、議員のおっしゃるように30年近く機齢はたっていると。しかしながら、一般論ではありますけれども、飛行機

が老朽化して墜落の危険性があるというものを、いかにアメリカ軍でも、これは乗員の生命にかかわることでございまして、議員がおっしゃったように放置するかどうかということはちょっとはっきりしておりません。私どももなかなか確認ができないところであります。いずれにしても、県としましては、航空機の安全はやはり住民の不安につながり、さらにF15が実際に事故を起こしているという現状では、やはり日米両政府に対して安全の確保の徹底、再発防止策を求めるということをやっているわけでございます。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 これも引き続き問題にしていきたいと思えます。

次に、嘉手納以南の負担軽減の問題で、嘉手納基地は含まれていますかということをお聞きしたんですけれども、私も沖縄市に住んでいて、大変、今、爆音がひどい。だから、外来機が来て訓練しているんじゃないかと思われるんですけれども、実態としてやっぱり軽減になっていないということを強調しておきたいと思えます。

そこで、今、嘉手納の黙認耕作地の皆さん方に去年からいろいろな動きがあって、第18航空団が管理運営している黙認耕作地、これについて使用制限、例えば夜は向こうでチェックされている人がいますけれども、夜は出入り禁止するとか、いろんな制限をつけてきています。これは、先ほど基地対策課にアメリカの文書を渡しましたけれども、これは事実を知っていますかね。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 先ほど議員から提供を受けまして、それを拝見いたしましたところでございます。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 これは、米軍から沖縄市長宛てに送られてきた文書で、いろいろやっていることについて制限をかけてくるということになっていきますから、これについてはこれ以上言いませんけれども、ぜひ実態を調べて、向こうで農耕をしている皆さん方が、あるいは畜舎をやっている皆さん方が、これによって、この通達、嘉手納基地に指示書、32-9003という指示書でこういうのがありますので、実態を調べて市民の負担にならないように取り組んでいくべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 黙認耕作地の問題につきましては、これは一定の歴史を持つ問題でございま

して、沖縄市とも十分情報交換をしながら、市町村の意向も聞きつつしっかりと対応してまいりたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 次に進みますけれども、沖縄市の水質調査問題について、先ほど説明がありました。これは、県のほうがつくって沖縄市に渡したものです。（資料を掲示）これにヒ素が検出されているんじゃないかということでやったけれども、2つ大事な点があります。1つは、この箇所、赤くやっているのが安定型処分場、管理型処分場ですけれども、この中からは取水していない。その周辺で4カ所から高濃度のヒ素が出ていて、あとはそれ以外の離れた場所からはヒ素は出ていませんという、こういう説明ですよね、先ほどの。そこで聞きますけれども、集中してヒ素が出ている。これは原因は何だと考えていますか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 当該地域においてヒ素が環境基準を超えている原因につきましては、自然由来であるのか、あるいは当該施設に起因しているものなのかは、今後のあと2回ほど調査を予定していますので、そういったものを含めて原因を究明するということで、ごみ山の管理改善協議会の中で申し合わせがされているところです。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 従来この件で私はずっと質問をしてきましたけれども、皆さん方は基本的にはヒ素は出ていません。今、検出されているヒ素は自然由来ですということを答弁してきていますけれども、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 当該地域におけるヒ素の検出については、2つの原因が考えられると。自然由来の場合もあるし、当該施設からの原因もあるということで、そこが自然由来であるという断言は今のところしておりません。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 皆さん方とこれまでいろいろ議論をしてきたんですけれども、私もそれぞれ専門家の皆さん方からも意見を聞きましたけれども、県の取水の仕方にもまず問題があると。本当の意味での地下水、取水しての調査の手法になっていない。県はそれを知らないのではないかという専門家の意見が報道されています。それから、自然由来説を言うけれども、こんなに高濃度なヒ素が自然にできるわけがないという、これも出ているんですよ。ところが、それでも自然由来

説ということを繰り返すと、これはこのヒ素がさらに拡散される危険性がある。部長はヒ素の危険性についてはどう認識しているんですか、説明してください。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） ヒ素は当然、有毒であって、かつて歴史的にはナポレオンの暗殺にも使われたというような毒があるということは知っております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 私も当時の琉大の化学科の教授からこの分析表を入手して読みましたら、非常にびっくりしました。これは古くからヒ素は自殺や殺人に使われる、カレーヒ素事件がありましたね。古くから自殺や殺人に使われ青酸カリと同じぐらい毒性が強いと。そういう毒性の強いものがこういうところからどんどん検出されている、この周囲からね。それについては、やっぱり抜本的になぜそこから出てきたかということについては、処分場の関係だと思うんですよ。それについては、やっぱり的を絞って、どこから出てきたかというのを的を絞って、今後調査をしっかりとやるべきだと思うんですけれども、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 地下水の調査につきましては、今後、季節的変動も含めて2回ほど調査をやっていくこととしております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 ここのほうに、沖縄県廃棄物処理施設生活環境影響評価専門委員の報告書があります。部長、これを見たことがありますか。（資料を掲示）

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） まだ見ておりません。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 この報告書によると、地下水汚染が発生すれば、下流域の登川、池原から川崎、天願、みどり町へとうるま市の中心部一帯の地下水汚染に拡大する危険性がある。そのため、この処分場において平成16年から云々と言って、きちっとやっていないから広がっているぞと。今も地下水を伝ってどんどんどんどん拡大しているという警告書を皆さん方がちゃんと報告したのがあるじゃないですか、これ。少なくとも、皆さん方が行政として、ヒ素については拡散が続いているぞということを警告しているわけだから、それはやっぱり真剣に受けとめて対策をとってくださいよ。

それから、取水の仕方についても、前の議会でも私

は表層水が入らないようにして、地下をずっと掘っていった汚れていない、汚染されていない水を取り出して汚染されていませんという、こういうことをやったらインチキだと、だめだと。これはそれぞれの専門家がそれを指摘していますよ。だから、改めて取水をして、汚染の実態調査についても、できるだけ拡散をさせない。それから、非常に意図的だと思うんですけれども、これは皆さん方が頼んだと思うんですけれども、一番ヒ素が多いであろうこの処分場の中は全然さわっていない。この周辺からしか出ていないにもかかわらず、肝心かなめの本丸は手を触れずに、ヒ素は余り出ていませんと。こういう言い方はやっぱりやめるべきですよ。改めて、やっぱり環境行政ですから、こういうことが指摘されないように、本当に県も必死だと。倉敷環境の業者が垂れ流している問題についても原因を追及して、解決するために奮闘するべきではないですか、部長。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） ただいま御指摘のあったヒ素の水質調査の箇所、あるいは回数については、ごみ山の協議会のほうで諮って申し合わせて今、実施しているところであります。今後も、協議会とも相談をしながら調査を実施していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 今の部長の答弁を聞いていたのでは、これじゃ県民の命が守れないなという思いがちょっとしているんですよ。知事、これについてはやっぱり命にかかわる重大な事案ですから、しっかり知事も含めて今後どうするかということについては、検討を進めてもらえますか。決意を。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時31分休憩

午後4時31分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 現在の地下水の調査の手法は、専門家のほうとも相談をして決定してありますので、現調査の方法であと2回ほどやってみたいと考えております。

○嘉陽 宗儀君 議長、休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時32分休憩

午後4時33分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 教育長に1つだけ聞きますけれども、私はずっとこれまで学力向上推進運動について執念を燃やして、学力向上が沖縄の子供たちをゆがめているぞと言ってきましたけれども、改めて検証をする、それから今、学校現場に教育委員会から行って威張って歩いているけれども、学校現場の先生方の切実な、どう教えたらいいかということについて答えるような体制になっていない。特に先ほどの答弁を聞いたら、この教育長もなかなか実態を知らないんじゃないかという思いをしたものだから、改めて検証してください。どうですか、ひとつ決意は。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 学力向上については、我々は一生懸命やっているつもりでございます。それから、学校現場の実態につきましても、いろいろまた情報をつかんで、実態と我々との感覚が離れてないかどうか、このような反省も含めて努めてまいりたいと思っております。よろしいでしょうか。

○嘉陽 宗儀君 ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城 義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 一般質問を行います。

まず、知事、副知事の政治姿勢についてでございます。

1952年の「サンフランシスコ平和条約」と同時発効の安保条約についての知事の見解を承ります。

(2)番、両副知事にそれぞれ県政に取り組む抱負をお伺いをいたします。

(3)番、高良副知事へ、尖閣列島問題をめぐる日中関係のあり方と我が県の役割についてはどうお考えでしょうか。

2 番、鉄道建設について。

(1)番は削除いたします。

(2)番、国の調査との関係をどのように整理するのか。

(3)番、過去の調査結果を踏まえ課題は何か。

(4)番、今後の建設計画のあらましを示されたし。

3 番、基地問題。

(1)、辺野古埋立申請。

ア、公有水面埋立承認申請書の補正についてどのように反映されたか。また購入砂や岩ズリの採取場所、採取量についてそれぞれ明らかにされたし。

イは明らかになっておりますので、削除いたします。

ウ、知事の埋め立て是非判断の基準と時期。

(2)、地位協定の改定については、大田県政以来一歩

も進んでいない。取り組み方法について抜本的な見直しが必要ではないか。

(3)番、ハワイのアバクロンビー知事は、沖縄の海兵隊を受け入れる用意があると表明しております。副知事を派遣するか、あるいは呼び寄せるか、何らかの折衝をしてむしろアバクロンビーさんを沖縄の味方につけて大いにワシントンについても働いていただける方法があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

(4)番、「吉川書簡」の位置づけ。

4 番、子供をめぐる諸課題について。

(1)、県内における小中学校のいじめの実態についてはどうか。また法律の成立によってどのような効果が期待できるか。また公立学校における教師の体罰はどうか。

(2)、法律も成立したが、子供の貧困についての県内の実態はどうか。

(3)番、学業について支援を必要とする児童の数の推移について。

観光政策について。

(1)番、観光商品をいかにふやすか。

(2)番、お土産品などの開発によりいかに個人消費額をふやしていくのか。

(3)番、一泊増泊のための誘導策をどうするか。

(4)番、観光産業を担う人材の育成について。

現在の県立芸大に観光関連学科の新設を考えたいかがでしょうか。文化観光スポーツ部というぐらいですから。

6 番、自殺防止について。

(1)番は、削除いたします。

(2)番、平成24年の自殺者のうち健康上の理由が42%を占めておりますが、うつ病対策が特に必要と思われます。対策を伺います。

(3)、「県民の為のいのちを守るフリーダイヤル」など、自殺防止のために電話相談を続けている「沖縄いのちの電話」など、民間団体への助成を強化すべきだと思うがいかがでしょうか。

7 番、沖縄戦の伝承と琉球沖縄史教育について。

沖縄戦の実相について現場ではどのように教えているか。

(2)、沖縄戦の犠牲者を祭る慰霊碑等の管理が困難で放置されるのが出ている。現状と対策を伺います。

(3)番、改めて琉球沖縄史教育の必要性が出ております。必修科目にするなど全高校で取り組む必要があると思いますが、いかがでしょうか。

8 番、農林水産業について。

(1)番、円安の影響はどのような分野に出ているか。またいかほどか。

(2)、シークワサーの生産量と価格の保証が必要と思われるが、県の対策を伺います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 4 時 39 分休憩

午後 4 時 40 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城義和議員の御質問に答弁をいたします。

まず第 1 に、基地問題についての御質問の中で、埋め立て是非判断の基準と時期についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の埋立承認申請につきましては、公有水面埋立法等関係法令にのっとり、承認基準への適合状況、利害関係者、地元市長及び関係行政機関の意見などを総合的に勘案し、承認するか否か判断してまいる所存でございます。なお、その時期につきましては、現時点では明確になっておりません。

次に、観光政策についての御質問の中で、土産品開発などによる個人消費額の増加についてという御趣旨の御質問に答弁いたします。

観光の個人消費額を増加させるためには、滞在日数を延ばすとともに、観光商品の新規開発や付加価値の向上等を図る必要があります。特に、観光土産品の開発等により個人消費額を増加させることは、他の産業への波及効果の拡大にもつながります。このため、今後、庁内関係部や民間企業等から成る連絡会議を立ち上げ、課題の抽出や連携の仕組みなどを構築し、効果的な施策展開を図ってまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 玉城義和議員の知事、副知事の政治姿勢に関する御質問の中で、副知事の県政に取り組む抱負についてという御質問にお答えしたいと思います。

まず、最初に私の抱負をお尋ねくださって感謝したいと思います。

2 月にこの県議会の御同意をいただきまして、副知事に就任することができました。基地問題それから文化・観光、農林水産業、環境、そして教育等にかかわる分野の担当副知事ですけれども、いずれも沖縄の大

きな課題を担当することになります。大変身の引き締まる思いです。これまでの乏しい経験ですけれども、それを最大限に生かしながら、知事の政策実現に尽力したいと考えております。実は初めての議会です、至らないことも多々あるかと思いますが、議員の皆様方の御指導をよろしくお願いしたいと思います。抱負は実はたくさんありますけれども、短いほうが力強いかなと思ひまして、これでとどめたいと思います。ありがとうございました。

玉城議員から、同じく知事、副知事の政治姿勢の中で、尖閣列島問題をめぐる日中関係のあり方と沖縄の役割についてという大変大事な質問をいただきました。お答えしたいと思います。

尖閣諸島をめぐる問題につきましては、偏狭なナショナリズムに陥ることなく、日中両政府の冷静かつ平和的な外交によって解決されるべきものと考えております。沖縄と中国とは長い交流の歴史を持ち、友好的な関係を築いてまいりました。沖縄県としては、これまでの交流の歴史と伝統を生かし、学術や教育などの分野において、沖縄ならではの交流を推進することで日中関係の改善に貢献してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 副知事の県政に取り組む抱負についてお答えいたします。

高良副知事同様、去る 2 月に県議会の御同意をいただきました。これまで企画部長、それから総務部長として知事を補佐してまいりましたけれども、これからまた予算、人事、企画に加えまして産業振興、福祉・医療、社会資本整備等の担当副知事として知事を補佐することとなりました。気持ちを新たに、皆様の御協力のもと、山積する課題解決に全力で取り組んでまいりたいと考えております。今後ともよろしく御指導のほどお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事、副知事の政治姿勢についての御質問の中で、サンフランシスコ平和条約と日米安全保障条約の締結についてお答えいたします。

日本は、サンフランシスコ平和条約締結により、戦争で途絶えていた各国との外交関係が正常化し、国際社会に復帰したと認識しております。しかし、同条約第 3 条により、奄美、小笠原、沖縄が米軍の施政権下

に置かれ、日本から切り離されました。このことは、沖縄県にとって過重な基地負担など、今日に至るさまざまな問題の原点となっており、決して忘れることのできないものであります。日米安全保障条約について、日米安全保障体制を含む日米同盟関係は、我が国の平和と安全を守るため、現在の東アジア情勢を踏まえ、国際社会のルールにのっとって構築された現実的な条約であると理解しております。県としましては、日米安全保障体制が安定的に維持されるためには、何より沖縄の社会的安定が不可欠であり、そのためには、沖縄県の過重な基地負担の軽減が必要であると考えております。沖縄における基地問題は、基地が集中する沖縄県だけの問題ではなく、我が国の外交や安全保障にかかわる全国的な問題として政府全体で考えるべき問題であり、国民的な議論が必要であると考えております。

次に、基地問題についての御質問の中で、地位協定改定の取り組み方法についてお答えいたします。

日米地位協定の見直しについて、県は、これまであらゆる機会を通じ日米両政府に対し要請してきたところであります。県としましては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。このため、今後とも軍転協や渉外知事会とも連携し、さらには関係閣僚への直接の面談による要請や、訪米による要請など、あらゆる機会を通じ日米両政府に日米地位協定の見直しを粘り強く求めてまいりたいと考えております。

次に、ハワイ州知事の発言についてお答えいたします。

日米両政府は、2012年4月の2プラス2共同発表において、約9000人の在沖海兵隊が国外に移転するとしており、その内訳を政府に照会したところ、グアムが約4000人、ハワイ等その他の国外が約5000人という回答がありました。また、ことし3月の米下院軍事委員会の公聴会において米軍司令官は、在沖海兵隊のハワイへの移転数を2700人と証言しております。ハワイ州知事は、これらを踏まえ、在沖海兵隊のハワイへの移転について、2500世帯の受け入れが可能と発言したと理解しております。県は3月にホノルルで行われたフォーラムに県職員を派遣したところであり、ハワイ州知事の提案につきましては、ハワイ州当局と連絡をとりつつ、引き続き情報収集を十分に行いたいと考えております。

次に、米政府に送った書簡の位置づけについてお答

えいたします。

普天間飛行場の移設につきましては、他の都道府県の既に滑走路がある場所への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えており、日米両政府に対し、県外移設を強く求めているところであります。このため、県においては、普天間飛行場と同規模の全国の飛行場について移設の可能性について研究を行っているところであります。35カ所の施設については、調査研究の過程でその要件等について検討がなされているものであり、専門家等との意見交換を通じて、その適否について議論をしているものであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 鉄道建設についての御質問の中の、2の(1)は取り下げられておりますので、国の調査との関係、過去の調査結果を踏まえた課題及び今後の建設計画について、2の(2)から2の(4)までは関連いたしますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

国におきましては、平成22年度から平成23年度にかけて複数のモデルケースを設定し、既存の整備・運営スキームを前提に検討を行い、沖縄における新たな公共交通システム導入にかかわる課題整理が行われ、膨大な事業費や厳しい事業採算性などが課題として示されたところであります。これらを踏まえ、平成24年度の県調査では、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの早期導入の可能性を高める観点から、整備新幹線の整備方式を参考に、駅やレール、高架橋等のインフラ部分を公共が整備して保有し、運行会社は運行のみを行う、公設民営型上下分離方式の特例制度の適用を想定し検討を行いました。このような方式を適用することにより、運行会社はインフラ整備に伴う費用負担がなくなることから、1日当たり4万人程度の需要があれば、運行会社の単年度黒字は可能との試算結果を得ております。今年度は、国との連携を図りつつ、導入ルートやシステム、事業スキーム、LRTや基幹バス等のフィーダー交通との有機的な連携等について幅広く検討を行い、導入に向けた県としての考えをまとめていくこととしております。その結果を踏まえ、平成26年度から平成27年度にかけては、県としての考え方をもとに、学識経験者、専門家、国、地方自治体、交通事業者、道路管理者、交通管理者等で構成される検討委員会を立ち上げ審議し、事業化に向けた県の計画案を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 基地問題についての御質問の中で、公有水面埋立承認申請書の補正と購入砂や岩ズリの採取場所などについての御質問にお答えいたします。

県が補正を求めた事項については、補正後の申請書において適正に補正されておりました。また、購入砂につきましては、約58万立方メートルを沖縄周辺から、岩ズリについては、約1644万立方メートルを沖縄、九州、瀬戸内周辺から購入することとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） 子供をめぐる諸課題についての御質問で、いじめの実態と体罰についてお答えいたします。

平成24年8月に実施された文部科学省による緊急調査結果によりますと、県内では小学校2727件、中学校353件のいじめが確認されております。今般成立した「いじめ防止対策推進法」では、学校の報告義務、インターネット対策、警察との連携等が定められることから、より迅速な対応と早期解決が図られるものと考えます。また、体罰につきましては、今回の調査結果によりますと、小学校79件、中学校67件、高等学校7件、合計153件となっております。

県教育委員会では、今回の結果を重く受けとめ、いじめにつきましては、「沖縄県いじめ対応マニュアル」の効果的な活用を図るとともに、体罰につきましては、有識者を含めた外部人材を起用した検討委員会を設置するなど、いじめ、体罰の根絶に努めてまいります。

次に、学業支援者の推移についてお答えいたします。

学用品費等を受給している要保護・準要保護児童生徒数及び全児童生徒数に占める受給率は、平成21年度は2万2795人、15.34%、平成22年度2万5206人、17.10%、平成23年度2万6894人、18.31%となっております。増加傾向にあります。

県教育委員会としましては、教育の機会均等の観点から、市町村教育委員会へ就学援助事業の対象費目、援助額の拡充など適切な実施を促していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 子供をめぐる諸課題についての御質問の中で、県内の子供の貧困の実態についてお答えいたします。

子供の貧困率につきましては、本県の貧困率を算出することは困難であります。全国に比較して所得水準が低いこと、ひとり親家庭が多いことなど、子供を取り巻く環境が厳しいことを勘案すると、本県は全国より厳しい状況にあるのではないかと考えております。また、県内の子供の貧困の実態につきましては、生活困窮世帯等に対する各種支援施策を実施する中で、状況の把握に努めているところであります。

次に、自殺防止対策についての御質問の中で、鬱病対策についてお答えいたします。

鬱病などの精神保健福祉相談については、保健所や総合精神保健福祉センター、市町村等において電話相談・来所相談を行っております。県においては、鬱病等の相談支援体制を強化するため、市町村などの関係機関の職員を対象にした研修や、内科医等のかかりつけ医への鬱病対応力向上研修等を実施しております。自殺対策においては、鬱状態にある人の早期発見、早期治療が重要であることから、引き続き鬱病対策に取り組んでまいります。

次に、民間団体への助成強化についてお答えいたします。

県では、平成21年度から「沖縄いのちの電話」が行う電話相談事業を支援するため、同団体が実施する相談員の人材育成やテレビ、ラジオ等での普及啓発に要する経費への助成を行っております。今後とも市町村や「沖縄いのちの電話」などの関係団体が実施する所要の事業に対する助成を行うことにより、地域の自殺対策の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 観光政策に関する御質問の中の、観光商品をいかにふやしていくかについてお答えいたします。

沖縄県では、豊かな自然や歴史・文化等のさまざまな地域資源を活用した観光メニューの開発について、市町村、地域の観光協会との連携や、民間事業者等のノウハウを活用した取り組みを促進しております。具体的には、地域の資源を活用した観光メニューの開発やエンターテインメントの創出・拡充、修学旅行等の体験メニュー商品の開発に対して支援しております。

県としましては、今後とも関係団体・事業者等と連携して観光商品の開発に取り組み、沖縄観光の魅力を高めていきたいと考えております。

次に、一泊増泊のための誘導策についてお答えいたします。

平均滞在日数につきましては、平成16年度以降3.8日前後で推移しており、観光消費額を引き上げるためには、滞在日数の延伸を図る必要があると考えております。このため、県としましては、文化資源活用型観光やスポーツ・ツーリズムなど付加価値の高い観光を推進するとともに、豊かな自然環境と独特の歴史・文化資源を有する離島の魅力やイメージを積極的に発信するなど、離島への誘客拡大を通して滞在日数の延伸を図ってまいります。

次に、観光人材の育成及び県立芸大への観光関連学科の新設についてお答えいたします。

県としましては、沖縄が国際競争力のある観光・リゾート地として発展していくためには、国内外の観光客が満足する質の高いサービスを提供できる人材の育成が重要であると考えております。そのため、県内の観光関連企業等が実施する各種研修への支援を実施しているほか、平成25年度からは沖縄特例通訳案内士の育成を図っていくこととしております。

沖縄県立芸術大学に観光関連学科を新設することについては、芸術系の単科大学であることや建学の理念等から、難しい状況にあると考えております。しかしながら、平成24年3月の沖縄県立芸術大学あり方検討委員会からの提言により、「観光とのマッチング」や「文化の産業化」のために、芸術と社会をつなぐ「アーツマネジメント」が必要不可欠とされたことを受け、今年度後期から、新たに「アーツマネジメント」の講義科目を開設することとしております。今後とも、沖縄県立芸術大学の卒業生が観光産業を初めさまざまな分野へ就職し、社会に貢献できるような仕組みづくりについて同大学と連携してしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 山城 毅君登壇〕

○農林水産部長（山城 毅君） 農林水産業についての、農林水産業への円安の影響についてお答えいたします。

近年の配合飼料価格や原油価格の高騰に加え、急激な円安に伴い、農林水産業分野では畜産業や漁業で大きな影響を受けております。畜産業においては、本年4月から6月期の配合飼料価格はトン当たり6万650

円であり、前年同月期と比較すると、トン当たり約3150円上昇しております。また、漁業においては、漁船の燃油価格は、平成21年6月の1リットル当たり54円から平成25年6月には84円と、30円上昇しております。このため、県としましては、「配合飼料価格安定基金」や漁業経営セーフティネット構築事業の活用による、配合飼料高騰対策及び燃油高騰対策に取り組んでいるところであります。

次に、シークワサー生産量と県の対策についてお答えいたします。

近年、シークワサーの生産量は、生産農家の高齢化や担い手不足に加え、たび重なる台風の襲来により、平成20年の3555トンから平成23年には1707トンと大幅に減少しております。また、加工用価格も生産の増減に伴い変動し、平成23年度はキロ当たり100円、平成24年度には160円となっております。県としましては、持続的なシークワサーの安定生産を確立させることが農家経営において重要と考えております。そのため、JAや生産者と連携し、安定生産に向けて、1、柑橘産地構造改革推進支援事業による低木化及び樹園地の改善支援、2、災害に強い栽培施設の整備事業による栽培施設の整備、3、農家の所得向上のため、加工用中心から青切り・フルーツ用への用途拡大などに取り組んでいるところであります。また、国においては平成25年度に果実加工需要対応産地育成事業を創設し、国2分の1、生産農家2分の1の基金を積み立て、加工原料用果実の価格が著しく低落した場合に、生産者補給金を交付し、加工用果実の産地育成をすることとしております。

県としましては、農家の経営安定を図るため、事業導入について生産者を初め市町村、出荷団体等と検討していくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時8分休憩

午後5時10分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

玉城 義和君。

○玉城 義和君 サンフランシスコ講和条約についてありますが、これは1948年ごろからアメリカにおいてはこの対日講和の準備が始まるわけですが、時の駐日米国大使は当時の日本国内の状況を、沖縄や奄美からは日本への帰属などについて多くの要請があるが、肝心の日本政府からはアメリカに対してはそれらについては何の要請もないということを当時の駐日米国大使は国務省に報告をしております。1947年9月の天皇

メッセージなどもあって、結局その日本政府の意向は既定方針として沖縄、奄美、小笠原を切り離すということがあったと思うんですね。先ほど知事公室長が言っていた、その主権独立の回復やあるいはその国体の護持と引きかえに沖縄を切り捨てていったということは、政府の当時の既定方針だったのではないかというふうに思うわけですね。ちょっと考えてみると、この沖縄の帰属の問題やあるいは搾取などのことというのは別に1950年に始まったわけじゃなくて、古い話で恐縮ですが、例えば1609年の薩摩の侵攻だとか1879年の琉球処分だとか、あるいは52年のこの講和だとか今日まで引き続けている、いわゆる主権あってなきがごとく沖縄の状況というのはずっと連綿として続いているのではないかというふうに思うわけですね。特に、私が特筆すべきことはこの琉球処分の翌年の1880年に起こった、沖縄本島から北を日本に帰属させて、南のほうは当時の清ですね、中国に割譲してもいいということを日本政府が提起しているわけですね。それは、当時清も合意成立して調印の寸前まで行っているわけですが、これがいろんな諸事情があって棚上げされて、1894年の日清戦争で日本が勝ったおかげでそれはなくなったとこういうことになっているわけですね。だから私はそういう意味では、この日本と沖縄の関係みたいなものをどう考えるかというのは、今度の4・28の大会の式典で、重要な問題提起を日本政府はしたと思いますね。その1880年にしても、日本政府は明治政府は清に対して、欧米列強と同じような商圈を日本にくれと、こういうことを駆け引きとして沖縄の宮古・八重山を切り捨てて、清にそれを割譲するということを決めているわけですね。そういう意味で言えば私は、この今回の4・28の式典の持っている意味というのは非常に重くて、改めて日本政府が沖縄と日本という、琉球とヤマトというかそういうあり方を提起をしたのではないかというふうに思うんですね。だから、私はいつも沖縄にとって日本というのは何だったのかと、何なのかと、何であり得るのかということを考えるんですが、そういう意味では非常に重要な問題提起をしたんだろうと思うんです。

そういう意味で、知事、連綿と続くヤマトとこの琉球・沖縄の関係性をどういうふうに日ごろ御認識をされて県政に臨んでおられるのか、そこはひとつ一言お聞きをしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時14分休憩

午後5時14分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 大変難しい問題を少し御質問いただいたわけですが、沖縄と日本あるいはウチナーとヤマトということをめぐる歴史的な問題については、御案内のようにたくさんの研究者たちがこれまで多くの蓄積を提示しております。それからさまざまな議論、論点もいろいろと出されているわけですね。その歴史的な議論というものを踏まえながら、沖縄と日本あるいはウチナーとヤマトとの関係をどう考えていくかという問題について、ここで県の立場からそれについて一つの論評を加えるということは多分適当ではないと思いますけれども、ただ、ことしの4月28日に政府が主催した式典は、まさに御指摘のように多くの問題提起を提供することになったと思います。さまざまな思い、考えというものがそのことによって喚起されたというふうに考えていまして、当然、仲井眞県政もそれに参加するかどうか、出席するかどうかということについて悩んだわけですし、それで県民の間ではその日を何と呼ぶべきかという議論もあったわけですし、抗議の趣旨を含めた県民大会も開かれたわけですね。そういうたくさんの沖縄の意見や思いというものを喚起させる、それが台頭してくるような過去の歴史的な背景があるのだという点でとどめておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 玉城 義和君。

○玉城 義和君 県政の立場にあるからこそやっぱりこういうことについての見解というのは出すべきだと思うんですね。今の沖縄の基地のあり方も私はその流れの中にあると思うんですね。主権というのは日本という国にあると言いながら、なおかつ現状はまさに主権が踏みにじられているようなそういう現状にあって、アメリカには我がほうの意見は通らないという現状があるわけですね。だから、清に割譲するかアメリカに貸しているかという、そういう形は違えども私は流れは同じ流れにあるんじゃないかということをこの4・28の式典で非常に強く思い知らされたわけですね。そういう意味では、私は大変深刻な問題で、かつて西銘知事が沖縄の心とは問われて、ヤマトウンチュー（日本人）になりたくてなれないと言ったのはまさにそういうものは、優越感とコンプレックスされたものがあって私はそういう言葉になると思うんですね。だからできれば知事にも今この時点で、知事に沖縄の心とは何ですかとこういうふうにお聞きをしたいんですが、どうでしょうか。突然で申しわけないです、知事からひとつ言っていただかないと。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 大変大事なことを多分提示されたんだと思いますが、ただ同時に私のほうから少し申し上げておきたいことが1つありまして、それは我々今現在の沖縄県は、日本国憲法体制下の一地方自治体として存在しているということを確認しなければなりませんし、それからもう一つは、これは少し余計なことかもしれませんが、安全保障体制をめぐって我が国の中にはさまざまな意見があってという状況も勘案して、そういう現在の沖縄県というのを取り巻く状況と、過去の歴史的な論議というものをどううまく重ね合わせて、同時に過去を整理し、そして現在をうまく説明できるかという難しい問題が多分あるんだろうと思います。ここが歴史をめぐるシンポジウムでしたらたくさんの方が申し上げますけれども、一応副知事という立場からするとその程度のコメントで控えたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 玉城 義和君。

○玉城 義和君 高良副知事は非常に歯切れのいい積極的な発言がよさだと思いましたが、途端に何かよくわからなくなってまいりまして、どうぞ引き続いてもっと積極的に発言をしていただきたいと思います。

知事は非常に合理的なテクノクラートという感じがしますので、こういうことについてはなかなか余り言わないというのが身上かもしれませんですね。だからそのところ私はもう少し何か本音を言ってもいいんじゃないかというふうに思います。

高良副知事、もう一つ尖閣をめぐって問題であります。あなたはかつてポルトガルの詩人の言葉を引用したのかもしれませんが、日本ここに終わり、アジアここに始まるということをは何かの本で書かれていて、僕は非常に印象深くこれはなかなかすばらしい着想だと思っておりました。そういう意味では沖縄も東アジアに属していて、どこかヨーロッパに引っ越すわけにはいかないの、中国や朝鮮半島あるいは東南アジアと仲よくするしかないわけですね。そういう意味では、沖縄の置かれている地政学的地位というのは別に軍事的な問題だけではなくて、文化的にも政治的にもいろんな意味で重要だと思うんですね。そういう意味で、今、尖閣はまさに日中間に横たわる最大の難問になっているわけですね。尖閣は同時に我が県の県土でもある。同時に沖縄県は台湾とも非常に歴史的に親しいし、中国とも親しいわけですね。そういう意味で言えば、我が県がそれらの有利な条件を駆使をして、今の日中の非常に険しい関係を解きほぐすという役割もできるのではないかと。尖閣は我が県の県土ですから、やる資格もあるし権利もあると思うんですね。何

も前東京都知事の専売特許ではないわけで、そういう意味で言えばぜひ私は積極的にやっていただきたいとこういうふうに思うんですね。そういう意味で、あなたの本を読んでいると、福建省とかあるいは沖縄で日中の集会をやったらどうかと、こういう会合をしたらどうかとこういう意見も何か書いてあるのを見たことがあるんですが、そういう意味でひとつ何か新しい動きをつくるというか、沖縄県がひとつ役割を果たせると。こういうことについて少し具体的に考えていることはないですか。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） ありがとうございます。

いろいろ御意見いただきましたことはしっかりと受けとめたいんですが、一応県としましては、既に北京ですとか上海ですとか香港等に県事務所を置いて、スタッフが詰めているいろいろ情報収集もしています。それから、観光の面ではトップセールスのような活動もいろいろとやっております。実は、いろんな活動、事業がこれまで展開されていまして、特に学術文化部門での活動というのはこの二、三十年ぐらい大きな実績が中国との間にあります。そういったこれまでの蓄積を踏まえた上で、日中間の大変厳しい緊張状態にある尖閣列島問題というものをにらみながら、玉城議員御指摘のように沖縄というこの場所、あるいはその可能性を持ったその場といたしますか、それが一体どういう役割を果たすべきなのかということについて、これは当然県の職員のみではなくて、県議会の皆様、それから各界の県民の方々、あるいは場合によっては例えば世界の有識者といいますが、そういった方々の意見も取り入れて、どんなことができるんだろうかと、何が一番沖縄にふさわしい貢献的な事業であるかといった問題について、実は今年度そういったことを考える、今実は少し知恵を磨くためのプロジェクトといたしますが、それを始めてみたいと考えておりまして、そのためには、沖縄の視点を生かすんですけれども、沖縄にだけ限定するんじゃなくて幅広い視点から沖縄がどういうふうに評価されるか、どういう可能性を沖縄が持っているかということを詰めていきたいというふうに考えています。

○議長（喜納昌春君） 玉城 義和君。

○玉城 義和君 そういうことは広い意味で我が国の国益にも資するということになるわけで、まさにそういう意味では沖縄の持っている可能性というものをどういうふうにここで生かしていくかというのは、まさに私は出番だと思いますので、ぜひ期待をしておりますので、そこはひとつ話を詰めていってください。

それで先ほど私、出したつもりだったんですが出ていなかったの、これは要望として教育長に申し上げておきますが、今申し上げたのは沖縄の歴史について、やはりきちっと我が足元を掘っていかねばいけないだろうと思うんですね。そのことが将来の沖縄の行く末をきちっと定める場合にも非常に必要なことであって、アジアとの関係あるいは日本という国との関係含めてどう考えるかという基本的なところの沖縄のアイデンティティーの必要があると思うんですね。そういう意味では、ぜひ琉球沖縄史を必修科目、履修科目にすると。60のうち二十四、五しかないですね教えているのは。これを全部広げて、県議会の決議もありますからきちっとやっぱりやると。鎌倉時代とか平安京はわかって琉球処分がわからぬというのではどうにもならないわけです。だからこのところは自分の足元を掘るということをしっかりやっていただきたい。これは質問の中に抜けていますので答弁認められませんが、ひとつ提言として申し上げておきますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

鉄道建設についてでございますが、沖縄にはかつて50キロにわたって県営鉄道があったわけですね。これが戦争でみんなだめになったわけで、戦争がなければ今ごろ名護まで届いていますよ。それは鉄道省も16年ぐらいにそういう提言しているんですね。だからそういう意味では、私はこれは県のほうもインフラの公共負担とか経営安定基金とかいうのが出て公的な関与ということについて非常に強く出していますが、私はやっぱり特別立法をつくって思い切った公の関与というのをやっぱりやっていかなきゃならぬだろうと思うんですね。だから四国も九州もみんな赤字なんですね。必要性があるから鉄道はあるんで、余り採算性だけに目を奪われるとそういう議論になってしまって前に進めなくなっちゃうんです。だから、もっと戦後処理的な観点も含めて、私は堂々とここは言うべきだろうと。国鉄の恩恵も受けていないしね。そういう意味では大幅な公共の関与をやっぱりやるべきだろうと思うんですね。そういう意味でどうなのでしょう、そういう特別立法も含めてそういう内容みたいなものは少し議論されているのでしょうか、県庁の中では。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

やはり我々が今、事業採算性の議論をしたときに、国と圧倒的に違うのが整備手法です。答弁もいたしましたが、国は上下一体方式ということでやっています。どうしても運営会社が上物も整備するとなるとやはり運営コストが赤字を当初から抱えてしまうと、40

年間で6000億という赤字になるわけです。そうするとやっぱりできないだろうという話になるものですから、我々上下分離方式というものを求めています。いろんな方法があるわけですが、先ほど来申し上げましたように、これまで申し上げましたように、国におきましては国の鉄道復興5カ年計画そういったものを使って鉄道の復興を通して、戦災で荒廃した日本を復活させたという流れがある。そういった中で沖縄は復興されないままいわゆる自動車依存型の社会になったということの背景も踏まえながら、いろんな特例制度を考えないといけないだろうと思っております。ただそれは、やはりより詳しい事業の計画などをつくらないといけないと思っておりますので、今年度ある程度県の基本的な考え方を整理いたしまして、2カ年ほどかけて各界各層の意見を踏まえてしっかり理論構築もして国に対しては提案をしていきたいとそういうふうに考えているところであります。

○議長（喜納昌春君） 玉城 義和君。

○玉城 義和君 北海道も九州も300億円とかの赤字が出ているのに、その利息も運営してくれる政府のおかげで黒字になっているわけですね。そういう意味で私は沖縄の立場から言えば、思い切ったそういう公的な関与を進めていくということをやっぱり理屈も含めて構築すべきだろうと思います。

それから公有水面の埋め立てについてですが、関係市町村長、これは名護市長ということですね。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） はい、そうです。名護市長でございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城 義和君。

○玉城 義和君 名護市長の意見が出たときに、この意見のウエートというか、知事が判断をするときのこの受けとめ方ですが、それはどういう形になりますか。関係市町村長1人ということですから、地元の市長の意見というのはどういうウエートを持って知事判断に反映されるのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 名護市長の意見は議会の議決を経てそれから県のほうに出されるわけですが、それ以外に法律に基づく承認適合基準とかいろいろございますので、そういうものを総合的に判断をいたします。その中で、どの程度のウエート、重みを持つかということについては、ここでは明確にはお答えできないということでございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城 義和君。

○玉城 義和君 ここでは明確にお答えできないとい

うのはどういう意味ですか。どこでやるんですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 法律上、例えばそういう名護市長の意見を重く見る、あるいは適合基準のほうを重く見るというようなことはございませんので、これは最終的に総合的に判断するときにはどのような形になるのかというのは、今ここでは申し上げかねるということでございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城 義和君。

○玉城 義和君 方法としてもそれは制度として確保しているわけですから、当然地元の首長の意見というのは、大きなウエートを持つというのは当然なことですよね。つまり、一般論として地元の首長の意見と反対の判断が出るということもあり得るんですか。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 5 時30分休憩

午後 5 時30分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 可能性としてはもちろんあるんでしょうけれども、これまでの実績としては、地元の市町村長さんの同意があったものが承認ということに、あるいは免許ということになっております。

○議長（喜納昌春君） 玉城 義和君。

○玉城 義和君 当然のことだと思いますね。地元の市町村長の意見を聞くということはそういう意味であって、それと全く違うことをやるということになるとそれこそこの法の趣旨も含めて私は違ってくるんだらうと思っています。

吉川さん、この研究員の書簡についてですが、私はいろんな方がいろんな確認することは結構だと思います。ただし、これをやったことによって何が起こるかというそういうきちとした戦略・戦術を持たないと、今回みたいにこの原文読んでみても、又吉さんのかわりに私は手紙を書いていますと、こういうふうに書いているわけですね。すると、又吉さんは知事の部下であり、その重要な筆頭のあれです。こうなっているんで、この吉川書簡を見れば知事の代理で書いているというのが読めるわけです。それがアメリカの重要な、しかしまた私は一研究員だとも書いてあるわけですね。そういう意味で受け取るほうはどう受け取るのかということと、問題は35カ所を出したことですよ。これは練られていないものを生煮えで出して、私のと

ころにも北海道とか九州から電話来ますよ、どここの地名ですかと。するとこれは成果がないのに結果だけが残って全国で反対運動が起こって、この地域全体を敵に回しかねないという結果になってくるんですよね。非常に私は拙速でやり方がまずいと思うんですね。こういうことをやる時にはもっと慎重に、きちとした戦術・戦略を持たないと、彼女がどういう立場で送っているのかということもあって、受け取るほうは一研究員から来た手紙が一体どういう意味を持つのかと戸惑いますよ、これは。そういう意味で私は極めてこれはまずかったんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） まずこの資料が出たということは、県にとりましては想定範囲外であったということを示添えておきたいと思います。

知事が現在この普天間飛行場の代替施設について、飛行場のある県、国内に移設することが最も合理的であるというこういう知事の姿勢を受けまして、安全保障研究を担当する課、さらにその県が採用した安全保障のいわゆる研究員に対して、この公約の背景あるいはこの可能性についてしっかりと検討するようにというのが私の指示でございます。ただ、こここのところは大変難しい面がございまして、やはり研究・検討あるいは先方からそういう自由闊達な意見を引き出すという手法において、ある程度役所言葉でないところでやりとりをするということは私もそれは許しておりました。したがって、こういう形で出てしまっていて、それが県の公式見解だと言われますと、これはもう既に公表していますのでごらんになったらおわかりになると思いますけれども、これは検討・議論の途中の資料でございます。35カ所、ここに地図がプロットしてございますけれども、これはどこか大体予想がつくわけですが、そこには地名は明記しておりません。ただ、受け入れ先に関する諸条件ということで、こういうところで35ぐらいあるけれどもこういう形で検討で、さらにこの上で要件について意見を聞いたりやりとりをするというような形で議論をしておったところでございます。

この研究員の活用につきましては、やはり米国のシンクタンクというものを大変そういうアメリカの政策に影響を持っていると。そこのやりとりというのは大変有意義であろうということでこういう活動をしたわけですが、一つの課題としては議員おっしゃったようにその方法論の問題と、さらに沖縄県と行政の立場と、この研究のある種の自由さというもの

をどうやって両立するかという課題は残ったと考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城 義和君。

○玉城 義和君 アメリカの高官に手紙を書くのに公室長の代理で書いていますみたいなそういうのも失礼な話であって、逆ですよ、話が。だからそういう意味では、受け取るほうも私はどういう気持ちで受け取ったか非常に複雑だと思いますね。だから非常にこういうことは慎重にやっていかないと困るんだろうと思うんですね。申し上げておきます。

それから自殺対策なんです、これはいのちの電話なんかは私もずっとかかわっていますが、本当に1600件という自殺志願者の電話があって、日夜本当にこれはもう命がけというか大変な前線なんですね。ここのところは非常に大切にさせていただいて、これはささやかな補助金の要請ですから、知事、ぜひこここのところは相談いただいて、ひとつぜひその要請に応えていただくようお願いしたいのですが、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） この自殺対策については、こういった民間団体と連携をして取り組んでいるわけでありましてけれども、こういった民間団体からのそういった要望なりにもちゃんと我々もしっかり応えるようにやっております。予算についても増額をして取り組んでいるところでありますので、今後とも連携をして取り組んでいきたいと思っております。

○玉城 義和君 以上です。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、7月1日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時36分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 桑 江 朝 千 夫

会議録署名議員 渡 久 地 修

平成25年 7 月 1 日

平成 25 年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（ 第 5 号 ）

平成25年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第5号）

平成25年7月1日（月曜日）午前10時2分開議

議 事 日 程 第5号

平成25年7月1日（月曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 乙第2号議案から乙第12号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 乙第2号議案から乙第12号議案まで

- 乙第2号議案 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第7号議案 損害賠償請求事件の和解等について
- 乙第8号議案 指定管理者の指定について
- 乙第9号議案 沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
- 乙第10号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
- 乙第11号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
- 乙第12号議案 沖縄県公害審査会委員の任命について

出 席 議 員（45名）

議 長	喜 納 昌 春 君	18 番	仲宗根 悟 君
副議長	浦 崎 唯 昭 君	19 番	崎 山 嗣 幸 君
1 番	上 原 章 君	20 番	山 内 末 子 さん
2 番	砂 川 利 勝 君	21 番	瑞慶覧 功 君
3 番	具志堅 透 君	22 番	渡久地 修 君
4 番	又 吉 清 義 君	23 番	大 城 一 馬 君
5 番	末 松 文 信 君	24 番	嶺 井 光 君
6 番	儀 間 光 秀 君	25 番	前 島 明 男 君
8 番	仲 村 未 央 さん	26 番	照 屋 守 之 君
9 番	玉 城 満 君	27 番	新 垣 良 俊 君
10 番	西 銘 純 恵 さん	28 番	仲 田 弘 毅 君
11 番	比 嘉 京 子 さん	29 番	新 垣 安 弘 君
12 番	吉 田 勝 廣 君	30 番	當 間 盛 夫 君
13 番	島 袋 大 君	31 番	照 屋 大 河 君
14 番	中 川 京 貴 君	32 番	狩 俣 信 子 さん
15 番	桑 江 朝千夫 君	33 番	赤 嶺 昇 君
16 番	座喜味 一 幸 君	34 番	新 垣 清 涼 君

37 番 金城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 41 番 新 垣 哲 司 君
 42 番 具 志 孝 助 君
 43 番 新 里 米 吉 君

44 番 高 嶺 善 伸 君
 45 番 奥 平 一 夫 君
 46 番 玉 城 義 和 君
 47 番 玉 城 ノブ子 さん
 48 番 嘉 陽 宗 儀 君

欠 席 議 員 (2 名)

7 番 新 田 宜 明 君

17 番 呉 屋 宏 君

欠 員 (1 名)

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
 副 知 事 高 良 倉 吉 君
 副 知 事 川 上 好 久 君
 知 事 公 室 長 又 吉 進 君
 総 務 部 長 小橋川 健 二 君
 企 画 部 長 謝 花 喜 一 郎 君
 環 境 生 活 部 長 當 間 秀 史 君
 福 祉 保 健 部 長 崎 山 八 郎 君
 農 林 水 産 部 長 山 城 毅 君
 商 工 労 働 部 長 小 嶺 淳 君
 文 化 観 光 湧 川 盛 順 君
 ス ポー ツ 部 長
 土 木 建 築 部 長 當 銘 健 一 郎 君
 企 業 局 長 平 良 敏 昭 君
 病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次 君

会 計 管 理 者 岩 井 健 一 君
 知 事 公 室 秘 書 久 貝 富 一 君
 広 報 交 流 統 括 官
 総 務 部 田 端 一 雄 君
 財 政 統 括 官 富 川 盛 武 君
 教 育 委 員 会 委 員 諸 見 里 明 君
 教 育 長 安 里 昌 利 君
 公 安 委 員 会 委 員 笠 原 俊 彦 君
 警 察 本 部 長
 労 働 委 員 会 真 栄 城 香 代 子 さん
 事 務 局 長
 人 事 委 員 会 平 良 宗 秀 君
 事 務 局 長
 代 表 監 査 委 員 知 念 建 次 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 嘉 陽 安 昭 君
 次 長 知 念 正 治 君
 議 事 課 長 平 田 善 則 君
 副 参 事 兼 勝 連 盛 博 君
 課 長 補 佐

主 幹 佐久田 隆 君
 主 査 嘉 陽 孝 君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた教育委員会委員長新垣和歌子さんは、別用務のため本日から 3 日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日の会議に教育委員会委員富川盛武君、2 日の会議に同委員会委員泉川良範君、3 日の会議に同委員会委員長職務代理者宮城奈々さんの出席を求めました。

○議長（喜納昌春君） 日程第 1 及び日程第 2 を一括し、これより直ちに一般質問を行い、乙第 2 号議案から乙第 12 号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及ぶたさいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里 米吉君 社民・護憲ネットの新里米吉です。一般質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、憲法96条の改定には、改憲派の学者や文化人からも批判が強く、「邪道」、「憲法の破壊」、「96条は世界の標準」との発言が起きている。日本ペンクラブは6月21日、96条改正に反対する声明を発表した。96条改定について知事の所見を伺いたい。

(2)、安倍政権と中国、韓国等近隣諸国との関係は、かつてなく悪化している。アメリカからも安倍政権の歴史認識等に懸念が表明されている。オバマ大統領との首脳会談も日米が1時間余であったのに比べ、米中は8時間。日韓の外相会談、首脳会談が中止される事態になっている。一方、中韓が接近し親密な状況が創出され、日本の孤立化が懸念されている。近隣諸国との関係を良好にすることは、日本経済及び安全保障上も重要かつ必要なことである。沖縄県の観光や経済にとっても重要なことと思う。知事の所見を伺いたい。

(3)、県は、今年度中に「人口増加計画」を作成すると報道されている。人口を増加するために行政としての重点を伺いたい。

2、基地問題について。

(1)、知事の主張する県外には国外も含まれているか伺いたい。

(2)、沖縄市サッカー場の工事現場からドラム缶が十数本見つかった。その中に「ダウ・ケミカル社」の社名が記載されていることが明らかになった。これまで指摘されてきた枯れ葉剤について、県内で貯蔵されていた可能性が大きくなった。県の所見を伺いたい。

(3)、2002年に北谷町で土の中からコールタール入りのドラム缶が工事中に発見され、今回もドラム缶が発見された。これまでの返還跡地利用がずさんに行われていたことが明白である。県の所見を伺いたい。また、今回の沖縄市での問題について、県はどのようにかわるのか伺いたい。

3、辺野古公有水面埋め立てについて。

(1)、埋立柱材の購入土砂について、公有水面埋立法では、購入する場合でも採取場所、採取量、埋立地への搬入経路の明示が求められている。採取場所、採取量、搬入経路は明示されているのか伺いたい。その内容も説明してください。

(2)、滑走路を1600メートルから1200メートルにし、オーバーランを各300メートルにした。MV22オスプレイは、離陸滑走路が1536メートル必要とのことであり、1200メートルの滑走路ではオーバーラン部分を恒常的に滑走路として使用することになる。県の所見を伺いたい。また、オスプレイ配備についての環境保全措置はどうなっているか伺いたい。

(3)、環境、生活に重大な影響を及ぼす場合には承認してはならないと思う。県の所見を伺いたい。

4、土木建築行政について。

(1)、小波津川整備について。

小波津川は過去に大雨のたびに氾濫を起こし、県管理の二級河川として整備を進めることになった。しかし、去る5月23日に9年ぶりの氾濫が起き周辺住民から不満や不安の声があり、以下について伺います。

ア、今年度の整備予定と進捗状況及び今後の予定について。

イ、遊水池の氾濫抑制機能が不十分でありさらなる整備が必要ではないか。また、遊水池内の除草作業が必要ではないか。

ウ、小波津川増水による地域排水路への逆流が起きないようにフラップゲート（逆止弁）の設置を行う予定があるか伺いたい。

(2)、県営住宅の家賃減免要綱の主な改正点を伺いたい。

5、病院定数条例の定数増の職種ごとの内訳と理由を伺いたい。

6、経済振興について。

(1)、物流大手のヤマトホールディングスの社長が、那覇空港を拠点（ハブ）とする国際航空貨物事業を活用したアジアへの宅急便事業に関し、那覇空港の重要性を語ったと報道されている。県経済にとって重要なことである。県の所見を伺いたい。

(2)、沖縄懇話会は、大型国際商談会「沖縄大交易会」をことしと来年11月に県内で開催するとのことである。県経済への影響や将来展望等について所見を伺いたい。

(3)、県産紅茶のブランド化について現状と展望を伺いたい。

7、奨学金返済問題について。

日本学生支援機構が大学生等に貸し付ける奨学金の返済滞納額がふえ続け、2011年度、全国で約33万人が滞納し、滞納額は過去最高の876億円になったと報道されている。県内の実態を伺いたい。

8、我が会派の仲村未央議員の代表質問との関連について。

當問部長は、「今回の場合は沖縄市が土地の所有者であったことから、土壤汚染対策法に基づく自主調査を行って今のところ対応しておりますが、これが民間企業の場合、民間が土地の所有者であった場合はかなり対応が困難になると考えております。」と答弁しています。それから、「今後返還された米軍跡地の十数年、長い年月を経た後に見つかった土壤汚染について

の対策について、新たなスキームについて研究してみたい」と答弁しています。

そこで質問します。

1、返還跡地の汚染除去は、民間の土地であっても政府の責任で実施されるべきと思う。県の所見を伺いたい。

2、新たなスキームについては政府任せにはいけないと思う。県の基本的考えを伺いたい。

答弁後、再質問を行います。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

新里米吉議員の御質問に答弁をいたします。

第1に、知事の政治姿勢についての中で、人口増加計画についての御質問に答弁をいたします。

沖縄の活力と成長力を維持・発展させるためには、積極的な人口増加施策を展開する必要があると考えます。このため、人口増加に向けた計画を策定し、出生率の向上、子育て支援の強化、移住者の増加に加え、固有課題ともいえます離島、そして過疎地域における定住促進や産業振興のための施策を重点的に推進し、持続的な人口増加の実現に向けて取り組んでまいり所存でございます。

次に、経済振興についての御質問の中で、ヤマトグループの沖縄ハブ活用に係る御質問にお答えいたします。

ヤマトグループは、全日空の沖縄国際物流ハブの優位性に着目し、沖縄を拠点に国際宅急便事業や全国の農林水産物の輸出拠点、そして電子部品等の配送拠点などさまざまなアジア向け物流事業を実施及び計画いたしております。

沖縄県といたしましては、今後、同グループの事業を臨空・臨港型産業の誘致や県産品の販路拡大など、新たな産業の振興及び雇用の拡大につなげていきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 知事の政治姿勢に関する御質問の中で、日本と近隣諸国との関係改善についてにお答えしたいと思います。

近隣諸国との友好的な関係を構築することは、日本のみならず本県の振興にとって大変重要なことと考えております。

沖縄県としては、これまでどおり各国との友好交流

を積極的に推進することで、我が国と近隣諸国との関係改善に貢献してまいりたいと考えております。

引き続き経済振興に関する御質問の中で、県産紅茶の現状と展望についてにお答えしたいと思います。

沖縄県産紅茶の生産量は、平成21年の120キログラムに対し、平成24年には10倍の1200キログラムとなっております。沖縄県は、紅茶の色や香りなどの品質を向上させる紫外線量が豊富であることから、高品質な紅茶生産の可能性を有しております。このため、沖縄県では、おきなわ紅茶のブランド化に向けて、沖縄振興特別推進交付金を活用し、高品質生産技術の開発に取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、憲法96条の改正についてお答えします。

憲法改正については、制定後の状況変化や現実との乖離等の課題を踏まえ、十分な国民的議論が必要であると考えております。改正の процедуруを定めた96条についても、憲法全体の論議とあわせて国民や国会の中で慎重に議論がなされるべきであると考えております。

次に、基地問題についての御質問の中で、沖縄市で発見されたドラム缶に係る県の対応についてお答えします。

沖縄市で見つかったドラム缶については、何らかの有害物質による土壌汚染の可能性が考えられることから、県は沖縄市と連携して地下水等の周辺環境調査を実施しているところであります。なお、ドラム缶の内容物及びサッカー場の土壌については、沖縄市及び沖縄防衛局が調査を行うこととなっており、県としては、土壌汚染対策法等に照らした助言を行っております。

次に、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中で、返還跡地の土壌汚染対策に係る新たなスキームについてにお答えします。

返還後、既に土地利用され、長い年月を経て見つかった米軍跡地における土壌汚染の事案など、今後、多様なケースが想定されます。このようなことから、県としても、跡地利用推進法の運用及びその課題解決に向けた新たな仕組みを研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての御質問の中で、県外移設には国外も含まれているかとの御質問にお答えします。

普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要であります。

県としましては、他の都道府県の既に滑走路がある場所への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えており、国外への移設は含まれておりません。

次に、枯れ葉剤の県内貯蔵の可能性についてお答えいたします。

枯れ葉剤については、健康に重大な影響を与える可能性があり、県民の間に不安の声があるものと承知しております。このため、県では、昨年11月より市町村に対し枯れ葉剤に係る健康相談の情報提供を依頼するとともに、累次にわたり沖縄駐留軍離職者対策センターなど関係機関と情報交換を行っているところであります。これまでのところ、市町村や関係機関から枯れ葉剤に関する具体的な情報はもたらされておりましたが、県としましては、引き続き関係機関との連携のもと、情報収集を行ってまいります。

次に、これまでの返還跡地利用についてお答えいたします。

これまで米軍施設・区域の返還跡地から汚染物質や不発弾等が発見される事例がたびたび発生しております。米軍施設・区域の返還に当たっては、昨年4月に施行された跡地利用推進法により国の責任において支障の除去に関する措置が講じられることとなっております。このため、県としましては、去る6月12日に軍転協を通じ跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう、今後、返還される施設・区域の使用履歴、土壌・土質調査情報の提供や立入調査の円滑な実施、支障除去措置の徹底等への配慮を政府に対し求めたところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 辺野古公有水面埋め立てについての御質問の中で、埋立柱材の採取場所、採取量、搬入経路についての御質問にお答えいたします。

申請書には、埋立土砂として山土、海砂及び岩ズリを用いると記載されております。このうち、山土については約360万立方メートルをキャンプ・シュワブ陸上部、辺野古ダム周辺から採取し、海砂については約58万立方メートルを沖縄周辺から、岩ズリについては

約1644万立方メートルを沖縄、九州、瀬戸内周辺から購入するとしております。また、これらの埋立土砂の搬入経路も記載されております。

同じく辺野古公有水面埋め立てについての御質問の中で、オーバーラン部分を恒常的に使用すること、オスプレイ配備の環境保全措置についての御質問にお答えいたします。

申請書に添付されている「環境の保全に関し講じる措置を記載した図書」によりますと、「米国政府内において安全性に係る詳細な検討を行った結果、オーバーランの長さについては、両側300m必要であるという結論に至りました。 オーバーランの長さを300mにしたことにより、通常であればオーバーランと滑走路の合計の長さを延ばすこととなりますが、これまでの日米合意（オーバーランを含み護岸を除いた合計の長さを1,800mとする）を順守する観点から、オーバーランと滑走路の合計の長さは変えず、滑走路長を1,600mから1,200mに短くしました。 他方で、C-20、C-21、MV-22が最大重量で離陸する場合、必要な滑走路長は1,200m以上となることを踏まえ、極力、長い滑走路距離を確保することが必要であったことから、離陸時にオーバーランを実質的に滑走路として使用することができるよう、オーバーランは滑走路と同一の荷重支持能力を有することとしたところであります。」と記載されております。

また、オスプレイ配備についての環境保全措置につきましては、「滑走路をV字型にすることにより周辺地域上空を基本的に回避する飛行経路で運用を図るものとし、航空機騒音による影響を低減します。」と記載されております。いずれにいたしましても、環境影響について適切に予測されているかどうかも含めまして、今後詳細に審査を行ってまいりたいと考えております。

同じく辺野古公有水面埋め立てについて、埋立承認についての御質問にお答えいたします。

今回の埋立承認申請については、公有水面埋立法等関係法令にのっとり承認基準への適合状況、利害関係者、地元市長及び関係行政機関の意見などを総合的に勘案し、承認するか否か判断してまいります。

次に、土木建築行政についての御質問の中で、小波津川整備の進捗状況等についての御質問にお答えいたします。

小波津川河川改修事業は、延長3.8キロメートル、総事業費約85億円となっております。事業は平成15年度から進めており、平成24年度末で事業費ベースで48%の進捗となっております。平成25年度は用地買収

を推進するとともに、町道橋3橋、国道橋上部工、護岸工を実施する予定となっております。なお、河川改修につきましては、下流からの整備が原則であることから、引き続き下流から上流に向けて整備を進めていくこととしております。

同じく土木建築行政についての御質問の中で、遊水池のさらなる整備と除草についての御質問にお答えいたします。

小波津川は、平園地区付近の河川断面が狭隘となっており浸水被害が頻発したことから、被害軽減策として、平成20年度に暫定的に約1万立方メートルの調整池を設置し一定の効果が発現されているところであります。今後のさらなる調整池の暫定施工箇所については、可能性の検討をしたいと考えております。なお、遊水池内の除草については、実施を予定しております。

同じく土木建築行政についての御質問の中で、フラップゲートの設置についての御質問にお答えいたします。

小波津川の整備事業において、現時点では地域排水路への逆流防止のためのフラップゲートの設置は予定しておりません。今後、地域排水路の管理者である西原町と協議し、その必要性等について検討していきたいと考えております。

同じく土木建築行政についての御質問の中で、県営住宅の家賃減免要綱の主な改正点についての御質問にお答えいたします。

県営住宅の家賃については、入居者が不測の事由により収入が著しく減少した場合、要綱に基づきこれまでも減免を実施しております。今回、さらに入居者の状況に応じきめ細やかな対応を行うため新たに生活保護受給者で特別な事由がある者等の家賃の免除規定、非婚の母子・父子世帯の家賃の減額に関する規定を設けたところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） 病院定数条例の定数増の内訳と理由についてお答えいたします。

今回提案いたしました「沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例」で、定数を増員する47人の職種ごとの内訳は、県立病院の理学療法士31人、作業療法士12人、言語聴覚士4人となっております。

急性期医療を担う県立病院には、リハビリをより適切に実施することにより後遺症の軽減を図ることなどが求められております。増員により土曜・祝祭日のリ

ハビリ実施など、これまで以上に患者のニーズに応じた手厚い医療体制の整備を図るとともに、リハビリ回数の増加や高い施設基準の取得による収益の増加が見込まれることから条例改正を行うものであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 小嶺 淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺 淳君） 経済振興についてという御質問の中で、沖縄大交易会の県経済への影響及び将来展望についてという趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄大交易会は、国際物流拠点の形成や関連産業の集積に寄与することを目指すものでございます。国際的な交易拠点としての魅力発信や沖縄国際航空物流ハブを国内外にPRすることが可能になるものと期待をしております。これにより、国際物流拠点形成が促進され、県経済の発展につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） 奨学金返済問題についての御質問で、県内の実態についてお答えいたします。

日本学生支援機構が大学生等に貸し付ける奨学金の返済滞納額が年々増加していることは報道により承知しております。同機構に対し、県出身者の貸与、滞納状況等について再三にわたり照会してまいりましたが、出身都道府県別での集計は行っていないという回答しか得られず、県内の実態は把握できていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の、民間に返還された跡地の汚染除去についてお答えいたします。

昨年4月に施行された跡地利用推進法第8条では、支障除去措置の徹底を規定しておりますが、既に返還された土地については、第8条の規定は適用されません。しかしながら、同法第3条の基本理念には、第1項で「駐留軍用地跡地は、戦後長期間にわたって駐留軍によって使用された後によりやく返還される沖縄県の貴重な土地資源であることに鑑み、（中略）その有効かつ適切な利用が推進されなければならない。」こと、第2項で、「国は、駐留軍用地が日米安保条約により我が国が駐留軍に提供してきたものであることに

鑑み、国の責任を踏まえ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を主体的に推進しなければならない。」ことと明記されております。これらのことから、県としては、既に民間に返還された駐留軍用地跡地においても、法の趣旨を踏まえ、国の責任において汚染等の支障の除去措置が行われるべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 辺野古公有水面埋め立てについて再質問をいたします。

購入土砂の採取場所の環境は、今の形式審査を終えた段階で保全できるというふうに考えていますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 購入土砂の埋め立てにつきましては、これは岩ズリとそれから海砂でございますけれども、例えば、岩ズリは県外からも購入いたしますけれども、それぞれの場所でのキャパシティーをある程度調査をしておりますして、1644万立米は確保できるというふうなことでございます。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 私が言っているのは、購入土砂の採取をする地域、それから埋め立てをする地域も含めて両方の環境保全は大丈夫と、形式審査の段階ではそういう判断をしましたか、しているんですかということをお願いしています。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 形式審査の段階ではそういう判断はしておりません。これは内容審査のほうになってまいります。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 そうしますと、当然これから縦覧をして意見を聞いて内容審査という手順になってくるかと思いますが、内容審査の段階では今の購入土砂の採取場所、それから埋立地を含めての環境保全がどうなるのか。さらには、これまでもいろいろ言われてきた有害物質の混入、そして外来生物の混入、当然外来生物が入ってきた場合に沖縄の環境に与える影響が出てくるわけですね。これは内容審査の段階で厳しく行っていくというふうに考えていいんですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 基本的には内容審査の段階で行ってまいりますけれども、今回、購入土砂について分析結果とかがついていない理由ですけれども、現在、購入土砂がある一定の企業なりどこかにあるわけですけれども、その調査をしたとしても、それが埋立時に実際に埋め立てに使われるものではな

いということから、その書類の提出は求めておりません。ただ、山土につきましては、キャンプ・シュワブ陸上部及びそのダム周辺から取るということで、分析結果をつけてもらったと、こういうことでございまして、基本的には内容審査の中で詳細に審査をしております。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 そういうことであれば十分に環境問題を、先ほど指摘した外来生物、それから有害物質等を含めて内容審査の段階で環境上の問題についても保証できる、そういうことまでやりますと、そういうことなんですね。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 保証という言葉が使えるかどうかはわかりませんが、私どもの審査の中では利害関係人の意見も聞きますし、また、地元の市長さんやそれから関係部局ということで環境部局の意見も聞くこととなっておりますので、そういうものも聞きながら最終的に判断をしていくということになるかと思えます。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 それからオスプレイの関係ですが、先ほども話がありましたように、オスプレイの場合に、当初の滑走路の長さでは不十分であると。ところがもう1800メートルということになったので、とりあえずは帳尻合わせで1200と300、300。実際に滑走路は1200では足りない。1200以上必要なんだと。恐らく1500前後ぐらい必要であると。オーバーランも300必要だと言いながら、オーバーランを滑走路がわりに使わざるを得ないというのが先ほどの答弁でも明らかなんですね。オーバーランを滑走路並みに強化しないといけない。滑走路とオーバーランは使用頻度が違うから、強度も当然違うようにつくっていかなくちゃならないわけですね。そうすると、先ほどの答弁からすると、オーバーランも滑走路と同じように使うことになるので、オーバーランの一部は強化してつくるんだという答弁でしたよね。300メートル必要と言いながら、オーバーランとして300メートル必要と言っていますよ。そう言いながらオーバーランの一部を滑走路として使うと、強度も滑走路並みにしますと。これはやっぱりかなり無理のある話だなと思うんですよ。日米両政府のやり方が帳尻合わせで、どうもそういう話を聞くと矛盾が出てきているような感じがするんですが、県は矛盾を感じませんか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 今回の申請書の中

には、先ほど読ませていただきましたとおり必要な滑走路長は1200メートル以上となることを踏まえ、そして滑走路と同一の荷重指示能力をオーバーランも必要なんだと、そういうふうにご書いてございます。一般的に私も、例えば県が空港の滑走路をつくる場合にはオーバーラン部分というのは荷重支持能力は若干落とします、頻度が低いということですね。今回、米軍が使うこういった滑走路がどういうスペシフィケーションでやっているのかというのはよく承知しておりますけれども、私どもの普通つくる空港とはちょっと違うなという感じは持っております。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 私たちがつくる空港と米軍がつくる空港が違うわけないでしょう。常識で考えて、滑走路とオーバーランは強度が違うのはこれは当たり前のことだと思うんですよ。それは使用頻度が全然違うわけだから。オーバーランというのはめったに使わないというのがオーバーランであって、危険防止的な話でしょう。でありながら、米軍のほうは100メートルじゃ困ると、300メートル必要ですと。滑走路は最初1600メートル必要だと。恐らく今も1600メートル必要だと思うんですよ、本来は。1600プラス100だったのを300にせざるを得ないと言いながら、つじつま合わせで合計1800メートルに合わせるために、1600必要な滑走路を1200にして、強度を変えますと。オーバーランも滑走路と同じように使いますと言っているんですよ。そこに矛盾を感じませんかと言っているわけです。矛盾を感じているから我々のつくっているのと違いますねとは言っているんだけど、これ以上部長を苦しめても回答は出ないでしょうから、これは今後県の内容審査の段階でもしっかり踏まえてやってほしいということを要望します。

それから、低周波音の問題が出てまいりましたよね。低周波音は僕らもよくわからないんですが、琉大の渡嘉敷准教授がいろいろ調査をして、国立高専で当初予定でした閾値を超えると、上回るということが出てまいっております。低周波音の問題は、これから内容審査でチェックしていくんですか。今、現時点ではどうなっていますか。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。
土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 低周波の問題につきましても、今後、内容審査を進めていく中で詳細に検討していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 小波津川の整備に関してですが、先ほど遊水池、調整池の件についてはこれから検討していきたいという話がありました。県も一生懸命やっているのはよくわかるんです。下流からやらんといかぬというのも以前から、ずっと前から説明を聞いておりますが、ただ残念なことに、最近スコールみたいな雨が降るものですから、遊水池、調整池もつくって、それでそれも防ぎながら下流から今、拡幅工事を始めているんですが、せっかくつくったのに、恐らく容量が足りないんじゃないかなと思うんですね、遊水池の容量がですね。せっかくつくったんだけどあふれてしまった、冠水してしまった、氾濫を起こすということなので、これはぜひ前向きに検討して、次年度予算にでも、できたら今年度予算でやればもっといいんですが、これをやるという姿勢は持っておられますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 現在つくっております暫定的な遊水池については容量が足りないのではないかとございます。確かにその容量を超えるような大雨が降りますとあふれてしまうことは事実でございまして、暫定掘削することが今後可能かどうかはぜひ検討させていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 ぜひ前向きに検討してください。ただ検討というとやらない場合が多いものですから、よろしくをお願いします。

それから、我が会派の代表質問との関連で取り上げたのは、きのうの當間部長も一生懸命検討はしているようだったんですが、民間の土地についてはかなり対応が困難と言ったものですから、きょう関連質問をやったわけです。謝花企画部長が金曜日の公明党の金城さんの質問に対して、特措法の適用はできないが、国は法の基本理念にのっとり跡地から出た汚染物質を国の責任で主体的に除去する責任があると考えるところと同趣旨の答弁をされて、いわゆる民間であっても、この間はこれは公的機関だったんですね、金曜日の話は、沖縄市の話ですから。それも先ほどの答弁では、民間であっても法の趣旨にのっとって、県としては政府に要請していくと。当たり前だと思いますよ。これは公的機関はいいけれども、民間はこれはどうなるかわからぬでは、同じ米軍跡地でありながら、

しかも先ほど指摘したように、これまでの返還がずさん過ぎて——最近からです、ちゃんと検査もしてやるようになったのは——余りにもずさん過ぎてドラム缶やら汚染物質が出てくる。それは私たちの責任じゃないので、そこは企画部長も環境生活部長も同じ認識に立って進めてほしいんです。環境生活部長、改めて答弁をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） おっしゃるように、基地の跡地の問題については基本的にその原因が米軍にあるならば、やはり公用地であろうが民間有地であろうが原則として国の責任でやっていただくということを前提として進めつつ、なおかつそこから多少、もしかしたらとれる場合もあるので、そのことも想定しつつ我々としては研究を進めていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 新聞の報道で、中村さんというジャーナリストが枯れ葉剤を一生懸命追及しているようですが、その中に米国に原状回復をさせているベトナムや韓国の事例と。ベトナムはもうみんなよくわかっていますよね、直接枯れ葉剤の被害を受けている。韓国にもあったというのか。そして韓国は、そのことで米国に原状回復をさせたと。それを考えますと、沖縄になかったとは言えないんですよ。これはもう常識的にあのベトナム戦争のときには米軍の物資はほとんど沖縄に持ってきて、沖縄に置いて、沖縄からベトナムに運んだわけですから、枯れ葉剤だけは直通で行くわけがない。ましてや韓国にもあったとなると、沖縄になかったということのほうがむしろ不思議で、今回のドラム缶にそのつくっていた会社の記号があったということからしても、今後も引き続き私たちもこの問題については関心を持っていく必要があるなということを感じております。

それから、奨学金返済問題ですが、九州の教育長協議会あたりでぜひ取り上げてほしいんですが、このように生活が非常に苦しくなって、正規採用もできない人が多くなってこういう事態が起きているわけです。ところが、払えない人にペナルティーの措置がある。これをやっていくと余りにもかわいそうで、ますますひどくなってくる。そのことについてぜひ教育長協議会で取り上げて、学生支援機構にも話ができるように、要請ができるようにしていただくことをお願いして終わります。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 皆さん、おはようございます。

それでは午前中、2番手で質問させていただきます。

県民ネットの奥平一夫でございます。

質問の前に、ちょっとお礼を言いたいと思います。

実は、去る6月1日に宮古圏域の住民がずっと願っておりまして県立宮古病院がこうして開院いたしました。（資料を掲示）これもひとえに本当に知事の思いと離島医療に対する関心の高さで、このように立派な病院ができたことを圏域の住民の一人として感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

実は、県立宮古病院の新築移転は、私9年前にこの県議会に来たときの公約の一つでありましたので、私は公約を果たしたということになります。本当にありがとうございます。実は、もう一つ、その柱のあと2つは、もうじき完成いたします伊良部架橋の実現、そしてまだ解決済みではないんですけれども、下地島空港の周辺残地の利活用、これをぜひめどづけしたいなというふうな思いで、今、議会に取り組んでおりますので、知事ひとつよろしく願いいたします。

それでは一般質問を行いたいと思います。

知事の政治姿勢について伺います。

米軍普天間飛行場の移設問題について。

基地問題が動かないのは、知事、なぜだと思いませんか。また、私からすれば一括交付金制度、あるいは那覇空港の滑走路増設、鉄軌道の導入など沖縄の振興策で知事の周辺の外堀を埋めていく。一方でまた尖閣の領域問題で中国と軍事的な緊張も高まって、なかなかそれが静まる気配さえないし、政府にもなかなかそれを静めようという外交的な強力な動きが見えない。そういう中で、尖閣にオスプレイをという話が出るなど、そういう軍事的な緊張の中で、だから普天間は辺野古へというそういう政府の狙いがどうも透けて見えるような気がいたしますが、知事はどうお考えでしょうか。

イ、知事は県外移設を求める根拠に、危険性の除去は喫緊の課題、手続や埋め立て、反対運動などで非常に時間がかかることが予想されると答弁をされています。時間軸が判断のキーワードですか、お伺いいたします。

ウ、自民党中央は今回の参議院選挙における公約で、「辺野古移設を推進する」と明記いたしました。一方で県連は「県外移設」で選挙に臨むとしていますが、知事の見解をお聞かせください。

(2)番目に、県立病院事業の経営再建についてお伺いをいたします。

健全経営に重要なファクターは、財源と人事（人材）といかに現場のモチベーションを上げるかだと思いますが、加えてスピード、それは欠かせません。現在の県立病院事業を取り巻く運営は総務部を挟んで知事との了承を得るという変則的な運営となっております。知事と病院事業局長が「経営や運営」、そしてビジョンについて直接要望・相談するというシステムが必要ではないのか、知事の見解を伺います。

イ、持続的経営健全化達成に向けて「さらなる経営改善」への取り組み方策について検討するとしていますが、「達成」とはどういう状態を言うのか。経営数値や現場の人的体制の目標値について示してください。

それから病院経営と人材確保について知事との認識を伺います。

次に、県立病院の人的確保と養成あるいは育成等について伺いたい。

離島を抱える沖縄での「医師確保」や「定着」については多くの課題があります。初期臨床研修を含め人材養成と医師確保についての基本的方針について示してください。

イ、離島・僻地地域への医師派遣や代診医の現状と課題について伺います。常態化する医師、看護師不足について見解を伺う。

ウ、「第7次看護職員需給見通し」では、27年まで供給の不足が指摘をされている中、県立病院における7対1看護体制の実現をどう図っていくのか、見通しを含めて計画（方針）を聞きます。また、看護師養成についても伺います。

(4)、新装となった新県立宮古病院が地域の中核病院として果たすべき役割と課題は何なのか。また、当該地域の住民に対する要望をお聞きしたい。

大きい3番目、少子化対策について伺います。

地域や自治社会の担い手であり牽引者は若者であります。しかし、少子化社会の進行で地域社会から若者が減り続けています。深刻な社会問題として捉えなければならぬと思います。少子社会という人口構造の変化は、社会の基盤を支えるべき生産年齢人口の減少による税収減や企業の収縮、年金や医療・介護などの社会保障負担など「相互扶助」を理念とした制度への影響も必須であります。見解を伺います。

(2)、低収入、不安定雇用で働かなければならず、結婚したくても結婚できない若者がふえています。将来結婚し子供を持ちたいと願う若者は多いはずであります。そのような若者に県はどう応えるのか見解を伺います。

県の人口増加計画については割愛をしたいと思います。

大きい4番目、子供の貧困対策について。

(1)と(3)は割愛いたします。

(2)、子どもの貧困対策法はどのような骨子になっているのか。また、それによって沖縄の貧困の何がどう変わっていくのかお伺いいたします。

5番目、沖縄県がん対策推進計画について。

(1)、計画策定の趣旨及び沖縄ならではの施策、そして本県を取り巻く現状について説明してください。

(2)、離島及び僻地における医療の確保及びがん患者等関係者への支援について伺います。

大きい6番目、離島振興について。

(1)、「沖縄21世紀ビジョン離島振興計画」では、これまでさまざまな離島振興に係る施策が進められてきた。しかしながら、住民生活や産業振興の両面で本島との格差が存在し、多くの市町村で人口減少がある。さまざまな分野で課題が残されており、その解決を図ることが求められていると記されております。これまでの振興施策にどのような課題があり、それがなぜ解決できなかったのか。また、今回の計画がこれまでの振興策とどう違い、どのように離島振興を図ろうとするのか見解を伺います。

(2)、先島旅客航路の再開について見解を伺います。

先島圏域と沖縄本島、本土間を結ぶ旅客船舶航路が就航していないため、移動手段は航空路のみとなり、離島住民の生活の利便性や産業振興を図る上で支障を来しております。見解を伺います。

(3)、RAC那覇—久米島線の欠航及び減便問題について。

久米島町や町議会、町商工会などが航空会社に対し強い抗議を行っております。公共交通機関として住民の生活や経済活動などに重要な役割を担っている航空会社の欠航や一方的な減便に対し、「異常事態」という表現で厳しく抗議をしております。「異常事態」の背景や解決策について示してください。

7番目、下島島空港及び周辺残地の利活用について見解を伺います。

利活用検討協議会で協議された課題と取り組み、可能性の評価について伺います。

(2)、日本航空との「覚書効力確認等調停事件」の調停内容の履行はどうなっているのか。その際、内容12では「県は下地島空港施設株式会社の株式の譲り受け先を斡旋する。」となっております。経緯はどうなっているのか伺います。

我が会派の代表質問との関連でお伺いをいたします。

す。

自民党政府は、守るべきものは守り、国益にかなう最善の道を追求すると公約している。昨年の衆議院選挙の公約では、ＴＰＰへの交渉参加に反対としていたが、政権を奪取するや聖域を掲げてＴＰＰに前のめりです。その聖域さえも交渉では、聖域については堅持できないという流れが加速をしております。知事は農業に関する関税撤廃のみに姿勢を表明しておりますが、ＴＰＰは県民生活の多くに影響を及ぼすものであり、決して農業問題についてのみ言及すべきではないと思います。知事の見解を伺います。

(2)、日台漁業協定は県益を損なう政府の外交の誤りであります。知事の認識と今後県益を守る立場でこの問題をどのように解決していくのか、知事の見解を伺います。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 奥平一夫議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、県立病院の人材確保と養成（育成）等についての御質問の中で、医師の養成・確保についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、県立病院での後期臨床研修や医師修学資金等により、地域医療を担う医師の養成・確保を図っております。さらに、定着促進のため琉球大学等と連携をし、キャリアアップの仕組みづくりを行うなど、医師の安定確保に努めてまいり所存でございます。

次に、下地島空港及び周辺残地の利活用についての御質問の中で、利活用の課題と取り組み、可能性の評価についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

昨年度の協議会では、宮古空港との役割分担などが協議され、宮古空港は旅客機能を分担し、下地島空港は訓練や試験機などの機能を分担することなどが提案されました。沖縄県といたしましては、関係部局等で構成する検討会議を設置し、提案の具体化に取り組みたいと考えております。今後の可能性につきましては、全日本空輸株式会社に対して訓練継続を働きかけますとともに、新たな航空会社の訓練や試験機の誘致に取り組んでまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢につい

ての御質問の中で、普天間は辺野古へという政府の狙いについてお答えいたします。

県は、地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能である旨、繰り返し申し上げてきたところです。それにもかかわらず、日米両政府が辺野古移設案を推進する姿勢をとり続けていることには疑問を呈さざるを得ません。県としましては、日米両政府に対し、引き続き普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け、真摯に取り組むよう強く求めてまいります。

次に、時間軸が判断のキーワードかとの御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要であります。辺野古移設案は、これから埋め立てをして飛行場を建設するため、手続や工事、反対運動などで非常に時間がかかることが想定されます。また、地元の理解が得られない移設案を実現することは、事実上不可能であると考えております。県としましては、他の都道府県の既に滑走路がある場所への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。

次に、自民党参議院選挙公約についてお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要であるという認識は共通するものと考えております。移設に関する自民党の公約につきましては、党の中で議論していただくものであり、県としての見解は差し控えたいと思います。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、県立病院の経営や運営についてお答えいたします。

地方公営企業法の全部を適用する事業管理者においては、予算の調製権や議案の提出権など、知事に留保されている権限を除き、業務の執行に関して法律上広範な権限が与えられております。このことから、病院事業においては、予算、人事及び組織の面で広範な権限を持つ事業管理者として病院事業局長を設置して、経営責任の明確化と機動的な病院経営が可能となる体制をとっております。一方で、県立病院の開設者の立場にある知事には、予算や決算の状況、病院事業局が推進する経営改善の取り組み、県民への公的医療を提供するために必要な施設、人員体制の整備等について適

宜報告、説明を行い、予算編成や条例改正等に関して所要の措置を受けているところであります。

次に、経営数値や現場の人的体制等の目標値についてお答えいたします。

病院事業局では、「経営再建計画」の目標達成の成果を受け、持続的な経営の健全化を目的とし、県立病院改革を継続するという基本的な考え方のもと、大綱的な計画として平成24年4月に「経営安定化計画」を策定したところであります。同計画では、1、経常収支の黒字維持、2、手元流動性の確保、3、長期債務の解消を3つの目標とし、収益の確保、費用の縮減、人員体制の整備と人材の安定確保、効果的・効率的な設備投資、長期債務の縮減に取り組むこととしております。また、人員体制については、県立病院の役割を踏まえ、医療提供体制の確保と経営への影響等を総合的に考慮し、医療制度改革の動向を注視しつつ、事業運営に必要な人員体制の整備に取り組んでまいります。

次に、病院経営と人材確保についてお答えいたします。

県立病院が地域の中核的な医療機関としての役割を果たすため、適正な人員・人材の確保は重要な課題であると考えております。また、医療ニーズを踏まえ、適正な人員配置を行うことで診療報酬上の加算の取得等による収益の向上を図ることができる一方で、増員による人件費などの新たな恒常的・義務的な費用負担の増加も生じることとなります。このことから、県立病院の人員体制については、県立病院の役割を踏まえ、医療提供体制の確保を図る観点から、国の医療制度の動向を注視しながら、その必要性や緊急性、経営への影響等を慎重に検討し、判断していく必要があると考えております。

次に、県立病院の人材確保と養成（育成）等についての御質問の中で、県立病院における7対1看護体制についてお答えいたします。

7対1看護体制の導入を含む職員定数の改正については、県立病院が地域の中核的な医療機関としての役割を果たすため、医療提供体制の確保や経営への影響等を総合的に勘案し、国の医療制度改革の動向を注視しつつ、関係機関と調整しながら検討を行うこととしております。病院事業局としては、現在、国の医療制度改革において、一般病床の機能分化の推進とあわせ、7対1病床について、要件の厳格化や病床数の削減が議論されていること等からも、慎重な検討が必要であると考えております。なお、県内の「看護職員需給見通し」では、平成23年度から27年度にかけての看

護師の需要が供給を上回っておりますが、その需給のバランスは年々改善する見通しとなっており、県立病院の平成23年度以降の看護師採用においては、募集を上回る数の応募があり、必要な看護師の確保は十分図られていることから、特段の支障はないものと考えております。

次に、新県立宮古病院の果たすべき役割と課題、地域住民に対する要望についてお答えいたします。

県立宮古病院は、平成25年6月1日に新築移転し、これまで順調に診療が行われており、宮古圏域における医療機能の充実強化が図られたところであります。

県立宮古病院は、救急医療、小児医療、周産期医療及び精神科医療など政策的に確保していかなければならない医療において重要な役割を担っており、離島という地理的条件を踏まえ、可能な限り地域内で完結できる医療提供体制の充実に努めていく必要があると考えております。しかしながら、その医療機能を維持するためには、医師や看護師などの安定的な確保が重要な課題と考えております。

病院事業局では、医師や看護師等の確保について、大学や民間病院との協力・連携による医師派遣、人的ネットワークの活用、臨床研修医の育成及び看護学生の実習受け入れなどあらゆる手段を講じて取り組んでおります。また、地域住民に対する要望については、24時間体制の救急医療を継続するために、地域住民の適切な医療機関の利用のあり方が重要であると考えております。

病院事業局としては、今後とも関係機関と連携を図りながら、地域に必要な医療提供体制の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、県立病院の持続的な経営健全化の達成についてお答えいたします。

経営再建検証委員会の評価においては、持続的な経営健全化の達成について、入院・外来患者数の確保、安定的な病院経営と地域医療の確保に必要な人材確保への取り組みとともに、将来見込まれる投資、費用等へ対応できるよう、さらなる経営改善が行われることなどが課題として示されております。達成状態とは、病院事業局の取り組みによりこれらの課題が克服され、地域において必要とされる医療を安定的かつ持続的に提供できる状態を指すものと考えております。

次に、県立病院の人材確保と養成（育成）等につい

ての御質問の中で、離島等地域における医師及び看護師の確保等についてお答えいたします。2の(2)と2の(3)イは関連しますので一括してお答えいたします。

離島の中核病院の医師確保については、主に琉球大学や県立病院の後期臨床研修修了医により対応されており、県立診療所については、自治医科大学卒業医や県立病院のプライマリーケア医が派遣されております。また、離島診療所の代診医については、ドクタープール事業や代診等担当医師確保事業により対応しております。これら地域への医師派遣については、産科医など専門医の確保が課題となっております。県としては、後期臨床研修事業や医師修学資金等貸与事業の中で、専門医養成の充実を図っているところであります。看護師については、「第7次看護職員需給見通し」において、需要に対する供給の不足は平成23年が約500人、最終年の平成27年が約200人になると見込んでおります。看護師の養成については、大学や看護師養成所で行っており、毎年約700人の卒業生を輩出していることから、需給のバランスは年々改善する見通しとなっております。

次に、少子化対策についての御質問の中で、少子化の進行に対する見解についてお答えいたします。

少子化の進行は、経済や社会の活力の低下、若年世代に対する社会保障負担の増加など、さまざまな面で社会に影響を及ぼすものと考えられております。県においては、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」を策定し、福祉、保健、医療、教育、労働、生活環境などの各分野において全庁的に取り組むとともに、市町村とも連携しながら、同プランの着実な推進に努めているところであります。

次に、子どもの貧困対策法についての御質問の中で、子どもの貧困対策法の骨子などについてお答えいたします。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を策定し、及び実施する責務を有するものとされております。また、基本的施策として、政府は「子どもの貧困対策に関する大綱」を定めること、都道府県は大綱を勘案して「子どもの貧困対策計画」を定めるよう努めることとされております。さらに、国及び地方公共団体は、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援のために必要な施策を講じることなどが規定されております。今後は、同法に基づき子どもの貧困対策が総合的に推進されることから、貧困の連鎖を防止するための取り組みの進展が図られるものと考えております。

次に、沖縄県がん対策推進計画についての御質問の中で、計画策定の趣旨及び現状についてお答えいたします。

沖縄県がん対策推進計画を策定した趣旨は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図り、本県の特性に合った施策を推進することにあります。計画では、多くの離島を抱える本県の地域特性を考慮し、「離島・へき地におけるがん医療の確保及びがん患者等関係者への支援」に関する施策を盛り込んでおります。本県の現状としましては、がんが死亡原因の1位であるにもかかわらず、検診受診率が伸び悩んでいること、離島・僻地の患者等への支援などが主な課題となっております。県としましては、同計画に基づき、がん対策の一層の推進を図っていくこととしております。

次に、離島・僻地医療及びがん患者等への支援についてお答えいたします。

県では、地域がん診療連携拠点病院機能強化事業を実施し、宮古病院、八重山病院を「がん診療連携支援病院」と位置づけ、がん治療の提供及び本島の拠点病院との連携による患者のフォローアップ、患者に対する相談及び情報提供等の推進を図っております。また、がん患者相談支援モデル事業を実施し、離島地域での出張相談会の開催等を行うとともに、がん患者や家族に対し、がんサポートハンドブックを配布し、悩み等への対処方法や医療に関する助成制度の周知を行っております。県としましては、引き続きこれら施策の推進を図るなど、離島・僻地における医療の確保及びがん患者等関係者への支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 小嶺 淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺 淳君） 少子化対策についてという御質問の中の、若者の低収入、不安定雇用の改善についてという趣旨の御質問にお答えをいたします。

沖縄県の雇用情勢を改善するためには、若年者の雇用対策が重要であると認識をしております。沖縄県におきましては、若年者の不安定雇用の改善に向けて、求人と求職のミスマッチを解消するため、若年者ジョブトレーニング事業などの職場訓練や、合同面接会を開催するとともに、事業主に対しては、正規雇用化を目的として一時金を支給する起業支援型地域雇用創造事業や若年者定着支援実践プログラム事業等を実施しております。さらに、沖縄県キャリアセンターにおいては、若年者の就職を総合的に支援するため、セミナーの開催や就職相談等を実施しております。

沖縄県といたしましては、本県の雇用情勢の改善に向けて、産業振興や企業誘致等により雇用の場を確保するとともに、引き続き若年者の不安定雇用の改善に向けて各種施策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 離島振興についての御質問の中の、離島振興の課題と今後の取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県の離島地域は、これまで沖縄振興開発特別措置法等に基づく高率補助等を活用した振興策の実施により、空港、港湾、架橋など社会資本の整備を中心として、地域社会経済の着実な発展が図られてまいりました。しかしながら、離島地域においては、住民生活及び産業振興の面で沖縄本島地域との格差が今なお存在しております。これは、従来の基盤整備を中心とした高率補助のみでは、離島地域が抱えている遠隔性、散在性、狭小性等の条件不利性に起因した割高な移動コストや、行政サービスの高コスト構造等の課題への十分な対応が困難であったことによるものと考えております。このため、沖縄県としましては、改正沖縄振興特別措置法において創設された、より自由度の高い沖縄振興特別推進交付金を活用し、離島住民の負担とともに分かち合い、離島地域を支えるという理念のもと、平成25年3月に策定した「住みよく魅力ある島づくり計画」に基づき、ソフト面の対策を含めた総合的かつきめの細かい離島振興策を推進してまいります。

次に、先島旅客航路の再開についてお答えいたします。

島嶼県沖縄において、海上輸送航路の確保・維持は、離島住民の生活の安定や産業振興を図る上で重要であると考えております。そのため、県では、平成24年度、先島旅客航路の旅客需要や船舶確保等の課題を把握し、再開の可能性を検討するための調査を行いました。それによりますと、同航路と同一区間において、航空会社の新規参入による航空運賃の低減や就航便数の増加による利便性の向上等から旅客需要が旅客船就航当時より縮小すると推計されるのに対し、就航船舶や旅客化に対応した船員及び装備等の確保に多大な費用が発生し、事業採算性や費用対効果が低いという結果となっております。県といたしましては、本調査結果を踏まえ、航路事業者及び関係市町村との意見交換を行い、先島航路における旅客船のあり方、さらには事業参画意向等を確認するなど、先島航路の再開について引き続き検討していきたいと考えておりま

す。

次に、那覇—久米島路線減便の背景や解決策についてお答えいたします。

那覇—久米島路線については、平成25年6月21日から12月末までの間、RACの減便が計画されております。減便の要因としましては、RACのパイロットに他社への転職等による欠員が生じ、運航体制の維持が困難となり、減便せざるを得ない状況に至ったための措置と聞いております。親会社であるJTAでは、RACの減便による久米島住民の生活や経済活動への影響が生じないよう、RACの減便期間中にジェット便の増便を行い、提供座席数や貨物搭載容量の確保を行うとともに、「RACの運航体制強化委員会」の立ち上げや、運航乗務員の出向を行い、RACの運航体制の確保に取り組んでいるところであります。しかしながら、離島にとって航空路線は島民の生活路線としての役割のみならず、産業振興を図る上でも極めて重要であり、安定的な運航が確保される必要があることから、県としましても航空事業者の運航体制の確保に向けた取り組みの強化を要請したところであります。また、県、離島関係市町村長及び航空事業者で構成する「沖縄県離島航空路線確保維持協議会」を早急に開催し、久米島路線における減便への対応のみならず、他の離島の航空路に係るさまざまな課題の改善に向けて取り組むこととしております。

次に、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の、TPPに対する県の見解についてお答えいたします。

沖縄県としては、農林水産分野等の懸念を踏まえ、交渉の進展に応じた十分な情報提供に努めること、及び農林水産分野等の聖域が確保できなければ脱退も辞さないものとすることを求めてきたところであり、政府においても7月に開かれるTPP交渉会合で農業の重要5品目を関税撤廃の対象から除外するよう求める方針を固めたとの報道がなされております。農業分野以外では、輸入にかかわる業者にとっては、輸入品の価格低下による販売額の増加など、一定のメリットがある一方、製造業については、海外・国内市場等の違いや企業規模などによって、企業ごとにプラス・マイナスの影響があると考えております。政府においては、TPP対策本部を現在の70人規模から113人に増員するなど、情報収集や交渉の体制を整備するとのことであり、県としても、7月の早い段階に知事を本部長とする庁内組織を立ち上げ、全庁的に情報の収集や影響の調査等を行うとともに、今後の対策等を協議するなど適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 下地島空港及び周辺残地の利活用についての御質問の中で、日本航空との調停内容の履行の経緯についての御質問にお答えいたします。

ことし3月に成立した調停において、日本航空は県に対し、解決金として1億7000万円を2回に分けて支払う義務があることが確認されており、ことし4月末には、第1回目の支払いとして1億2000万円が支払われております。また、日本航空が所有する下地島空港施設株式会社の株式60万株の譲渡を県があっせんすることにつきましては、現在、引き受ける可能性のある企業等に打診をしているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 山城 毅君登壇〕

○農林水産部長（山城 毅君） 我が会派の代表質問との関連についての中、日台漁業取決めについてお答えいたします。

日台漁業取決めについては、地元に対して何ら説明がないまま協定が締結されており、その内容も沖縄県からの要望が全く反映されておらず、台湾側に大幅に譲歩した内容となっております。

日台漁業取決めの合意は、好漁場の縮小を余儀なくされるなど、本県水産業への多大な影響を懸念しており、極めて遺憾であると言わざるを得ません。このため、県は、漁業団体と連携し、国に対し、本県漁業者の権益及び安全操業を確保し、漁業秩序を維持できるよう、日台漁業取決めの見直しを強く求めてきたところであります。県としましては、今後とも漁業団体と連携し、国に対し粘り強く見直しを求めていくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 それでは知事にお聞きしたいと思います。

我々の会派がハワイのアバクロンビー州知事とお会いしたお話はもう既にお聞きしていると思うんですけども、私はこのハワイやグアムの件を見ていまして、あるいはアメリカ本土も含めてそうなんですけれども、これは海兵隊ウエルカムなんですね。そういう意味で、米国としては各自治体としては、ぜひとも海兵隊を迎え入れたいというのが大方アメリカの世論なんです。そういう意味で私は早期に普天間を移設する

というんでしたら、国外という選択肢も加えてもいいのではないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 国内で滑走路が整っているところということで、国内ということをおっしゃいます。これは国外、つまりほかの国についてないしはほかの国が関係してきますと外交上のまた別のヒアリング、関係といたしますか、それが出てくるものですから、我々は一つのローカルガバメントといいますか自治体としてどこまで実現のために我々が効果的に動けるかということ、やはり国内というのが最もリーズナブルではないかというのが私の考えです。確かに、このハワイ州知事さんは、私は彼が下院議員のころからワシントンDCで、イノウエさんと含めてアカカさんとか実はハワイ系の議員たちを通じて初めスタートをし、アメリカ政府、アメリカ議会にアプローチしてきました。その中のお一人です。当初からやはり米軍——これはよくわかりませんが一種推測なんです、自分たちの軍隊については何か言われるより全部引き受けますよという趣旨のといいますが、そういうかなり強い表現は前から言っておられました。この間のシンポジウムといたしますかあれでも、どこまで現実的な判断のもとに言っておられるかも含めて、今知事公室等事務方もいろいろと情報収集その他をやっておりますので、今の議員の御提案は御提案として受けとめてはおきたいんですが、ちょっと自分たちの軍隊に対する評価というか意見というものには特にアメリカ人はそれぞれの御意見を持っているようでして、今のアバクロンビーさんはもともと持ってこいという感じに近い意見を持っておられた方であったことは確かです。そこでどこまで足が地に着いた形で言っておられるのかはまたこれはもう一つ別の切り口からいろいろ情報を集めないとうかなという感じは私は持っております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 そうですね。知事のそういう言い方も非常に理解はできます。ただやはり州知事とお会いして、アメリカ政府や国防総省がどう考えているかというそういう情報をとるということも一つの手なのかなというふうにも思いますので、前の答弁では一応アバクロンビー州知事周辺との接触もやってみたいという話でしたので、できれば早目にお会いしてどういう形でこれを進めるか。あるいは本当に県外移設が早いのか、あるいは国外へ、アメリカ本国ないしはハワイやグアムへという話があるんでしたら、そこを優先してまずやるというそういう選択肢を含めてぜひ検討い

ただきたいというふうに思っております。

それから、非常に今県外移設を求めて県内でも県民も多くの皆さんが県外移設というふうな世論がもちろん多いのでございますけれども、実は森本前防衛大臣が県外に移設先がないからこれは沖縄なんだと。これは極めて政治的な問題なんだというふうに発言をされましたけれども、そのことについて知事の御意見を伺いたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時39分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 当時の森本防衛大臣のこれは記者会見でしたかマスコミさんの情報をあらあらと私は伺っただけなものですから、正確ではないんですが、実務的には可能性あるけれども、政治的な話なんだというような表現だったのではないかと実は私はそう受けとめているものですから、ここのところは実は文字どおり御本人にもう一回詳しくきちっと確認をしないとよくわからない情報だというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 これは聞かなければわからないということでもありますけれども、新聞報道でしかももちろん我々も知りません。これはもう全体的な日本の世論といいますかそういう動きの中での僕は発言だというふうに思って、もうとにかく普天間は沖縄に押し込めておけというこういう大方の世論を背景にした発言なのかと。これは極めて我々には看過できない重要な問題でありますので、知事は早速その発言の内容をしっかり確認をしながらぜひ御所見なり何かできましたら、それを記者会見でも発表していただければいいかというふうに思っています。

では次に、知事はいわゆる県内移設はかなり時間がかかるというふうに非常にこだわっていらっしゃるの、知事が時間軸で言う、知事が求める県外移設というのは大体何年ぐらいを見通しているんですか。県外移設という、大体ほぼ何年ぐらいだったら認めるだろうという認識ですか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩いただけますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時41分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 何年が長いし、何年なら短いかもしれないし御質問だとしたら、なかなかこれはそういう数字できちっとどうだというふうに答えられる性格のものではありませんが、今たしか統合計画で辺野古について9年となっていますよね。建設に5年、あと4年何に使うかわからないが9年。恐らくこれは常識——これは少し私個人のに近いイメージだと御理解いただきたいと思うんですが、延びることはあっても短くなることはなかろうという感じがします。ですから、その間現実には普天間というか米軍基地の負担軽減に役に立つんだというのが自由民主党さんの本部の何か説明に近い、公約でもそうですが、それに近い表現になっていますから、もしかするとその部分はあるかもしれません。しかしながら、町の真ん中にある危険だと言われている空港を、普天間飛行場を早く移すというのが県民の願いでもあり、宜野湾の市民の願いでもあるとすれば一刻も早くという点では9年とかそれ以上というのはとても一刻とは言えません。ですから、一刻も早く移すにはあの場所ではなかろうというのが私の主張でございます。ですから、埋め立てもやりコンクリートも打つというようなところと、既に飛行場の機能を持っているというところとは比較しようがないぐらいははっきりしているわけですし、一刻も早くという部分が今の政府の考え方に抜けているんです。だから、あそこに移すというだけですから、それも9年以上というのはいかがなものかというのが私の考えです。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 わかりました。しかし、この政府の埋立申請書は、極力短期間で移設できるほうが望ましいというそういう文言なんですね。ですから、知事が時間軸に縛られて県外だというふうに言っていることでは、政府がどういう手を打ってくるかわかりませんが、私も、私はむしろこの貴重な海を守るんだ、これ以上の負担は要らないんだというそういう論理の補強をやっていただいて、しっかりと県外移設を堅持していくというそのほうをぜひお願いをしたいというふうに思っております。

もう一つは、この自民党の中央が辺野古へと言う、県連は県外へと言う、そういう構図は非常に県民にはわかりにくいし有権者にもほとんどわからない。またそういう県連の信憑性も非常に疑われるわけでありまして。これは知事に伺いたいと思うんですが、実は2人の国会議員が県外移設の公約を破棄しました。このうちの西銘さんがこうおっしゃっていますね。

「政府方針である辺野古への移設が普天間飛行場の固定化を避ける最速の案である」と述べておりますけれども、知事はどうお考えですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと国会議員の政治家の御意見に逐一私がコメントするというのは本来は適切じゃないと思うんですよね。ですから、これは差し控えたいんですが、早いか遅いかというだけの話だとすると、先ほど申し上げたように、一刻も早くというのはもう既に埋め立ても滑走路もでき上がっているところを考えると。この一刻もという部分がどうも政府・東京に行くと抜ける感が強くて、基地負担の軽減につながる。それは恐らくつながるだろうという予感はしますけれども、ただ長過ぎるものですからこれは一種固定化とほとんど同じだと思っているわけです。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 もう一つ西銘さんがコメントしますので、その辺についてもちょっとお伺いしたいと思うんですけれども、西銘さんは、県外移設だけを主張し続けて事実上普天間を固定化しておいていいのか、それは無責任だと。県外を求める知事や県民を暗に批判していると僕は思いますけれども、知事はその点についていかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これも基本的に我が与党の国会の先生の発言に私が一々野党の先生に言われて申し上げる立場にいませんけれども、ただ今の県外かどうかという点についての議論だとしますと、県外という固定化になるという意味がよくわからないんですが、辺野古をしてどういうレトリックでしょうか。ちょっと今議員のおっしゃったあれから県外のほうが固定化につながるというこのレトリックというか論理がちょっと私にはよくわかりません。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 国会議員のことだから私が承知するものではないというお話ですけれども、知事はきちんとそういう西銘さんらお二人を応援したわけですよ、マニフェストを見て。だから、そういう方が公約を破棄して全く真逆のことを言い出しているわけですから、それなりにそういう批判に対してもきちんと答える必要があるというふうには思っております。これはこれで終わらせていただきますけれども、次は県立病院事業の件についてお伺いしたいと思います。

福祉保健部長が総務部長にお答えいただきたいと思います

いますけれども、知事や部局幹部と病院事業局との県の医療政策や医療ビジョンについて、あるいはその方針等について検討する機会はございますか。日常的にやっていますか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 病院事業局とは定期的というわけではありませんけれども、機会あるごとに意見交換をするなどして連携をとりながら進めているところであります。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 私は、非常に設置者である知事部局とそれから病院管理者との関係が、本当に余りにも関係が薄過ぎるんじゃないかというふうに思っています。その辺について御見解を伺いたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 先ほども申し上げましたけれども、事業局とは常に連携をとりながら進めているところであります。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 私は、この医療行政と医療提供者の役割の分担を非常に明確にすべきだというふうに思うんです。所管部局と地方機関という関係から脱して、病院での経営責任を明確にし立場を対等にする。そのことが迅速かつ柔軟な運営体制の確保ができるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） その件については、十分されているというふうに認識をしております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 それじゃ前議会は事業局から上がったその定数の件についてあれだけ混乱が起きましたけれども、あれはどういうふうに説明いたしますか。説明してください、ちゃんと。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時49分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） その件につきましては、これは行政の内部で十分に調整をして上げていくべきものというふうなことで混乱ではないというふうに考えております。

○奥平 一夫君 ちょっと休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時51分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

川上副知事。

○副知事（川上好久君） 2月の段階で、昨年の概算要求で出てきた定数については確かに条例中、定数しませんでした。それはあくまでも行政内部の意見調整というのがやっぱり必要であるわけで、別にこれは混乱ではなくてきちっと病院事業局とも納得ずくでその条例を提案するのを見合わせた。今回それを6月議会では一部提案をしたと、そういうふうな状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 それでは別の質問をさせていただきますが、今後、病院の医療体制は相当変化をしていくことが予想されます。すなわち社会保障と税の一体改革の中で、医療機能というのが強化をされるというふうなことが言われておりますけれども、今後の医療改革について病院の改革はどのように変化をしていくのか。あるいは改革のシナリオをどう考えているのか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時53分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 医療を取り巻く状況が変わっていけば、それは当然体制も変えていかないといけないというふうなことはあると思います。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 じゃもう一度福祉保健部長にお伺いします。ちょっと休憩お願いできますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時54分休憩

午前11時54分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○奥平 一夫君 離島・僻地の医療提供体制というのは、これは必ずしも病院事業局だけがする問題じゃないというふうに思っております。そういう意味で、福祉保健部長としてあるいは福祉保健部として離島・僻地におけるこの医療体制を確立するに当たって、その課題と解決策をちょっとお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 離島医療の確保につきましては、最も大きな課題の一つとしましては、医療従事者、医師を初めそういった看護師の確保、こういったことが大きな課題であるというふうに考えてお

ります。そういう課題に対して県としましては、いろんな形で医師修学資金であったり、あるいはドクタープールであったり、後期臨床研修制度であったり、そういった形で医師の確保を図っておりますし、看護師の確保についてももしっかり確保の取り組みを進めております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 次に、下地島空港についてお伺いをいたしますけれども、いわゆる検討協議会の中で出された課題とか評価については、周辺残地のことについてはほとんど触れておりません。これはどうなっているのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時55分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 周辺残地の御質問についてお答えします。

周辺残地につきましては、下地島跡地利用基本計画というのが既にご覧いただけます。そういった中で、農業地区利用ゾーンというものについて宮古島市の要望を踏まえてその見直しを行ったところです。今後、その残地についても有効活用に向けて企画部として取り組んでまいります。

○奥平 一夫君 終わります。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時24分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん 皆さん、こんにちは。

早速、一般質問をいたします。

1点目、知事の政治姿勢についてです。

橋下氏の慰安婦発言に端を発し、日本の歴史感に対して国内外の意見が白熱をしております。

(1)、慰安婦問題に関する河野談話について知事の所見を伺います。

(2)、高江ヘリパッド建設工事に説明を求めた住民を通行妨害で訴えた裁判の控訴審判決が言い渡され、通行を妨害しないように命じた一審の判決を支持し、控訴を棄却した控訴側の全面敗訴となりました。知事の所見と基地問題に対する住民運動について見解を伺います。

2、基地問題について。

(1)、米国会計検査院の報告書で沖縄の海兵隊はグアムに4700人、オーストラリア2500人、ハワイ2700人、米本国800人、日本に1万5000人残留と、沖縄から1万900人が退出する数字が出ております。内容の実態とたびたび変わるこの数字の変化をどう捉えるか意見を伺います。

(2)、米国会議は、本年度も沖縄海兵隊のグアム移転経費を凍結しております。嘉手納以南の返還を含め、沖縄の影響をどのように捉えるのか。また、国との調整はどのようになっているのか伺います。

(3)、辺野古埋立申請について。

ア、防衛局の埋立申請書と県が要求した事項に応えた埋立補正申請書が公開されずに、防衛局がどのように補正をしたのか、再補正の必要性はないのか。新旧対照表を出し、検証してから告示・縦覧すべきではないかと通告いたしました。28日に告示が始まりましたが、見解を伺います。

イ、土砂の調達量の確保はできているのか。

ウ、防衛局に対し、土砂の購入先の詳細な特定や県外からの土砂の有害物質の審査は内容審査で要求するのか伺います。

(4)、オスプレイ配備後の騒音被害実態について。

ア、騒音被害状況を伺います。

イ、低周波音の周辺環境に与える影響の実態調査が必要だと考えるが、求めている用意はあるのか伺います。

3、防災対策について。

(1)、平安座地区原油タンク事故の原因調査結果が発表されました。概要と健康被害調査の状況と課題を伺います。

(2)、今後の石油タンク地域の防災対策の課題と今後の課題について伺います。

(3)、不発弾処理対策について。

ア、不発弾処理の現状と課題について伺います。

イ、磁気探査の現状と課題、改善策について伺います。

4、商工業関連について。

(1)、おきなわ新産業創出投資事業で不適切な資金の流用が明らかになっているが、その真偽を問います。

(2)、海外観光客の誘致拡大の課題、対策を伺います。

5、福祉保健関連について。

(1)、非婚世帯の県営住宅の家賃減免要綱を改定し寡婦世帯と同じ基準を適用する規定を設けることになったとありました。高く評価をいたします。

ア、その経緯と何世帯で平均減免額、いつから適用されるのか伺います。

(2)、DV・ストーカー被害状況の実態と対策について、過去5年間の推移についてお願いいたします。

(3)、性被害・性暴力被害の実態と対策について、同じく、過去5年間の推移について伺います。

(4)、年金の納付状況と無年金者の状況（過去5年と今後の推移について）、全国との比較を伺います。

(5)、出生前診断の状況について、効果と課題についてお願いいたします。

6、教育・行政について。

(1)、給食における食物アレルギーの実態と対策を伺います。

(2)、平和教育の取り組み状況と、課題と対策を伺います。

(3)、学校敷地が私有地あるいは後援会所有となっている実態と改善策を伺います。

7、土木関連について。

(1)、建設業における社会保険未加入問題について。

ア、実態と対策について伺います。

8、我が会派の関連質問について。

瑞慶覧功議員の質問について。

(1)、橋下維新の会共同代表の発言について。

橋下氏は、慰安婦発言に関連してR A A（特殊慰安施設協会）が、沖縄の女性、子供たちを守る防波堤になったと発言をしているが、特殊慰安施設協会は沖縄に存在していたのか、その存在について県の認識を伺います。

(2)、枯れ葉剤疑惑問題について。

ア、内容物の調査については調査が始まりましたが、ドラム缶の投棄者は誰か、その経緯についての調査はどのように進められているのか伺います。

イ、残土の処理施設の汚染状況についての調査はどうなっているのか伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 山内末子議員の御質問に答弁をいたします。

第1に基地問題についての御質問の中で、補正の内容、再補正の必要性等についての御質問にお答えをいたします。

沖縄県が補正を求めた事項について確認したところ、適正に補正されていることから、6月28日に告示・縦覧したところであります。補正部分が確認できる資料につきましては、今後、何らかの方法で公開し

たいと考えております。

次に、商工業関係に係る御質問の中で、海外誘客に係る課題と対策についてという御質問にお答えをいたします。

海外観光客の誘致拡大につきまして、沖縄の認知度の向上、そして受け入れ体制の整備、満足度の向上等に取り組む必要があると考えております。

沖縄県といたしましては、平成24年度に策定をしました沖縄観光のブランドロゴを活用し、世界水準の観光・リゾート地としてのイメージの浸透を図ってまいり所存でございます。また、多言語対応や情報通信インフラ整備など、受け入れ体制の強化に取り組んでまいります。そして、国際空港や港湾の機能の強化、訪日ビザの一層の緩和などにつきまして関係機関へ働きかけてまいり考えでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、河野談話に関する見解についてお答えします。

平成5年の河野談話におけるいわゆる従軍慰安婦問題について、国が行った調査結果によりますと、慰安所の設置は軍当局の要請であったこと、設置が広範囲な地域にわたっていることなどが発表されております。

県としましては、沖縄戦の実相として、従軍慰安婦の問題も後世に語り継がなければならない重要な問題であると認識しております。

次に、基地問題についての御質問の中で、オスプレイ配備後の騒音についてお答えします。

県では、普天間飛行場周辺において航空機騒音の常時監視測定を実施しております。当該測定装置は機種別の航空機騒音を識別する機能を有していないため、オスプレイ限定ではなく航空機騒音全体としての騒音状況になりますが、オスプレイ配備後の平成24年10月から平成25年3月の測定結果によりますと、8測定局中2局でW値（うるささ指数）による環境基準を超過している状況にありました。

県としましては、米軍機騒音の軽減について引き続き強く要請してまいります。

同じく基地問題についての御質問の中で、低周波音の実態調査を求めることについてお答えします。

オスプレイから発生する低周波音が周辺環境に与える影響については、現在のところ明確になっていない

状況にあります。県としましては、実態調査が必要であると考えており、平成24年10月に沖縄防衛局に対し、同調査について要請したところであります。

なお、同年11月に上大謝名局において県による低周波音調査を実施し、オスプレイの低周波音レベルはジェット機などに比べ高い傾向にあることなどを確認するなど、低周波音の実態把握に努めているところであります。

次に、福祉保健関連についての御質問の中で、性暴力被害の実態と対策についてお答えします。

性暴力被害については、沖縄県警察本部、沖縄被害者支援ゆいセンター、強姦救援センター・沖縄等において相談を実施しているところであります。これらの相談機関の相談件数については、平成22年度から取りまとめております。平成22年度の相談件数は283件、平成23年度は307件、平成24年度は285件となっております。

県では、性暴力被害者フリーダイヤル電話相談窓口を開設し、被害者支援の強化を行うとともに、中高生への性暴力防止講座等、性暴力未然防止対策を行っております。また、被害直後の被害者が可能な限り1カ所で必要な支援が受けられるよう、ワンストップ支援センターの設置に向けた検討も行っております。

次に、我が会派の関連質問についての中で、特殊慰安施設協会の沖縄での存在についての御質問にお答えします。

特殊慰安施設協会については、東京都などに存在したと言われておりますが、沖縄県に存在したことを示す資料等は見つからないところであります。

同じく我が会派の関連質問についての中で、沖縄市からの残土の汚染状況調査についての御質問にお答えします。

沖縄市から北谷町へ譲渡された工事残土の調査については、沖縄市が行うことになっております。汚染の状況については、その調査により明らかになるものと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、高江ヘリパッド工事をめぐる控訴審判決及び住民運動についてお答えいたします。

今般の裁判については、国が着陸帯の移設工事をめぐり通行妨害の禁止を求めたものであり、ヘリパッド建設の可否自体が争われたものではないと承知しております。また、報道によれば、被告は最高裁判所への

上告を行う予定とのこととあります。これらのことから、県としては、コメントを差し控えたいと思います。

住民運動については、憲法上保障されている集会、結社及び言論などの表現の自由に基づいた、地域住民の意思による運動であると理解しております。

次に、海兵隊グアム移転費についての御質問にお答えいたします。2の(1)と2の(2)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

御質問の報告書の中で示された数字につきましては、太平洋における米海兵隊の再編について述べられたものであり、在沖海兵隊の国外移転との関連については明らかではありません。県が、2012年4月の2プラス2共同発表における国外移転する在沖海兵隊9000人の内訳を政府に照会したところ、グアムが約4000人、ハワイ等その他の国外が約5000人という回答がありました。また、グアム移転をめぐる米国予算凍結により、在沖海兵隊の国外移転や沖縄における統合計画にどのような影響があるのか、引き続き情報収集を行いつつ、今後の動向を注視してまいりたいと思っております。

次に、防災対策についての御質問の中で、平安座地区原油タンク事故の調査結果の概要と課題についてお答えいたします。

沖縄ターミナル株式会社は、4月25日に「TK—207浮屋根事故原因調査報告書」を公表しております。

当該報告書によりますと、事故の原因は4点ございまして、1点目が、浮き屋根に浮力を与える空洞部であるポンツーンが完全に液体の浸入を防ぐ構造になっていない。2点目に、ポンツーンに構造的に強度が弱い部分があった。3点目に、事故時のタンク内の原油量が半量だったため台風や大雨の影響を強く受けた。4点目、過去の当て板補修により浮き屋根重量が増大しポンツーンの喫水が上がっていた。

以上、これらの複合的要因によるものであるとしております。

また、事故の再発防止策といたしましては、これも4点ございまして、1点目に、消防法で規定されている浮き屋根構造の強化及びポンツーンふたの液密構造化、2点目、ポンツーンが連続4室破損しても浮力を維持できる構造とすること、3点目、ポンツーンの改造を行い構造的に弱い部位を解消させること、4点目、原油タンク点検方法の改善を図るため点検要領を見直すこと、以上となっております。

県としましては、これらの事故再発防止策が確実に

実施されるよう、うるま市消防本部等と連携して指導助言を行ってまいりたいと考えております。

次に、石油タンク地域の防災対策の課題等についてお答えいたします。

県におきましては、「沖縄県石油コンビナート等防災計画」を策定し、同計画に基づいて災害の発生及び拡大の防止を図っているところであります。今回の事故の発生を受けて、県としては、石油コンビナート事業者に対して、改めて事故再発防止に向けた安全対策、住民への適切な情報伝達と健康等への影響防止対策、以上について注意喚起をしたところであります。

石油コンビナート事故は、一步間違えば重大事故につながるおそれがあることから、県としましては、全ての事業者に対して適切な安全対策が行われているか、設備の日常点検の徹底や防災体制の再検討、事故再発防止の具体的な対策について、各消防本部及び市町村と連携して指導及び助言を行っているところであります。

次に、不発弾処理の現状と課題についてお答えいたします。

さきの大戦において本県で発生した不発弾の量は約1万トンとされており、このうち約2100トンが現在も県内に埋没していると推定されています。不発弾処理に関しましては、戦後処理の一環として基本的には国の責任で処理すべきものであります。本県の不発弾処理は、県を初め自衛隊、県警、市町村等の関係機関が協力して実施しておりますが、避難対策に要する経費の一部が措置されていないことや、処理に伴う県民への負担軽減が課題となっております。

県としましては、これらについては国の責任で措置されるよう、引き続き国へ働きかけているところであります。

次に、磁気探査の現状と課題、改善策についてお答えいたします。

磁気探査事業は、昭和50年度から開始され、平成24年度までの不発弾処理件数は3万4181件、重量にして1925トンとなっております。平成25年度は、主な4つの事業を予定しております。1点目は、100平方メートル以上の広域の不発弾探査等を行う広域探査発掘加速化事業、2点目、民間工事における探査費を補助する住宅等開発磁気探査支援事業、3点目、市町村単独公共事業に係る不発弾探査等を行う市町村磁気探査支援事業、4点目、発見された不発弾等の安全化処理経費を補助する市町村特定処理支援事業、以上でございます。

主な課題といたしましては、平成24年度から実施し

ております住宅等開発磁気探査支援事業の周知拡大が挙げられます。同事業について、今年度は事業主体を市町村から県へ変更し、また、磁気異常点における掘削及び埋め戻し等の確認探査費用を補助対象とするなどの体制強化が図られております。

次に、沖縄市のドラム缶の投棄者及び経緯の調査についてお答えいたします。

県は、沖縄市サッカー場でドラム缶が発見された翌日の6月14日、沖縄市が沖縄防衛局に対し、米軍の使用の有無及び土地の使用履歴について照会したとの連絡を受けました。6月20日、沖縄防衛局から県に対して連絡があり、米軍の回答は、当該ドラム缶の使用の有無は不明、当該地に建物があつた記録はないとのことでありました。さらに、沖縄防衛局は米軍に対し、県民に不安を与えており、再度調査を行うよう申し入れたとの情報が入っております。6月24日には沖縄市、沖縄防衛局及び県の三者による対策会議を開催し、米軍に対し、使用履歴等について求めていくことを確認したところであります。

県としましては、引き続き国・沖縄市等と連携し、今後の環境調査及び情報収集等、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 基地問題についての御質問の中で、辺野古埋立申請に係る土砂の調達量の確保、土砂の購入先の詳細な特定及び土砂の有害物質の審査についての御質問にお答えいたします。2の(3)のイと2の(3)のウは関連いたしますので一括してお答え申し上げます。

申請書には、埋立土砂として、山土、海砂及び岩ズリを用いると記載されております。このうち、山土については約360万立方メートルをキャンプ・シュワブ陸上部、辺野古ダム周辺から採取し、海砂については約58万立方メートルを沖縄周辺から、岩ズリについては約1644万立方メートルを沖縄、九州、瀬戸内周辺から購入するとしております。また、山土採取場所の6地点について有害物質の溶出試験結果が示されており、いずれの地点も国が定めた「土壌の汚染に係る環境基準」を満たす値となっております。なお、海砂及び岩ズリについては、埋立工事実施段階で購入することから、「土砂の性状の確認は購入時に行なう」と記載されております。

県としては、今後の審査において埋立土砂が確保される見込みであるかどうか、また、有害物質を含まな

い土砂の調達方法について確認していきたいと考えております。

次に、福祉保健関連の御質問の中で、非婚世帯に対する家賃減免要綱の改正の経緯と対象世帯、平均減免額、適用日についての御質問にお答えいたします。

県では、公営住宅入居者の状況に応じたきめ細やかな対応を行うため、県営住宅の家賃について非婚の母子・父子世帯に対して寡婦控除適用した場合と同等の家賃に減額する規定を設けたところでございます。現在、県営住宅に入居する母子・父子世帯は約1900世帯ですが、そのうち非婚世帯数については本人からの申請に基づき確認する事項であるため把握できておりません。そのため、平均減免額についても算出できておりません。改正要綱の施行日は平成25年6月14日で、それ以降の申請から適用が可能となっております。

土木建築関連についての御質問の中で、建設業における社会保険の実態と対策についての御質問にお答えいたします。

建設業における社会保険は、雇用保険、健康保険、厚生年金保険がありますが、国土交通省の調査によりますと、企業単位の保険加入率は、全国の87%に対し沖縄県は73%、また、労働者単位の加入率は、全国の58%に対し沖縄県は26%となっており、いずれも加入率が低い状況にあります。その要因としては、短期雇用や下請、孫請等の零細企業が多いことが一因と思われます。

県においては、保険未加入の対策として、国土交通省の「保険加入の確認に関するマニュアル」に基づき、建設業の許可、更新等に際して、未加入業者に対し関係機関と連携しながら文書指導等を行っております。また、保険料負担の軽減策として、企業負担分については、昨年度から工事費積算における法定福利費の割合を見直し、予定価格が約0.8%上昇したこと、労働者負担分については、今年度の労務単価が対前年度比で12.3%上昇しており、保険加入率の向上に一定の効果が得られるものと考えております。

県としましては、今後とも業界団体や関係行政機関と連携を図りながら、建設業における社会保険加入率の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 防災対策についての御質問の中で、平安座地区原油タンク事故の健康調査についてお答えいたします。

住民に対する健康調査としましては、一般社団法人

中部地区医師会健診センターを健診機関として特殊健康診断を２期間に分け実施されております。第１期と第２期の診断結果を比較すると、血液・尿検査とも異常なしの割合がふえており、極端に正常値を超える人はおらず、疾病に結びつく結果は認められなかったと聞いております。

今後とも、周辺住民の健康状態についてうるま市などと連携を図り情報収集に努めていきたいと考えております

次に、福祉保健関連についての御質問の中で、ＤＶ被害状況の実態と対策についてお答えいたします。

本県の配偶者暴力相談支援センターにおけるＤＶ相談件数は、平成20年度は1023件でありましたが、年々増加し、平成24年度には2311件となっております。

県においては、ＤＶ対策として、女性相談所及び県内全ての福祉保健所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、相談体制の強化を図るとともに、被害者の自立に向けた支援や広報啓発に取り組んでいるところであります。

次に、年金納付と無年金者の状況についてお答えいたします。

厚生労働省が公表している厚生年金保険・国民年金事業の概況によりますと、本県の国民年金の納付状況は、平成19年度42.8%、20年度40.2%、21年度38.4%、22年度37.8%、23年度38.1%と全国に比べ21%程度低くなっております。

次に、同省が３年ごとに実施している公的年金加入状況等調査によりますと、本県の無年金者の割合は、平成22年調査では6.2%と推計され、全国に比べ３%程度高くなっております。本県は、全国に比べ失業率が高いことや県民所得が低いこと等もあり、今後も同様な状況が続くものと考えております。

次に、出生前診断の状況、効果等についてお答えいたします。

出生前診断については、ダウン症等の染色体異常を早期に発見するものであり、これまでは羊水検査等で行われてきましたが、母体の血液を用いた新型出生前診断が本年４月から導入されています。県内における出生前診断の実施状況については、届け出義務がないため把握しておりません。新型出生前診断の効果は、母体の血液で検査をするため流産のリスクはなく早期に判定できるものとなっております。

同診断の課題としましては、簡便に検査ができることから、妊婦が十分な認識を持たないまま安易に検査を受け、その結果によって妊婦が動揺・混乱し冷静に判断できなくなる可能性があること等が指摘されてお

ります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 小嶺 淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺 淳君） 商工業関連についてという御質問の中の、おきなわ新産業創出投資事業における資金の流用についてという趣旨の御質問でございます。

おきなわ新産業創出投資事業組合につきましては、まず１つ目に、ファンドの関係者が株主となっている企業への投資、２つ目に、ファンド運用責任者の親族へ一部事務の委託がなされたこと、３つ目に、ファンドから投資を受けた企業が新たな事業展開のため、ファンド関係者に対し資金を貸し付けたという事実は存在しておりますが、法令に違背する事実は確認されておられません。

ファンド事業につきましては、その制度の仕組み上、運用責任者である無限責任組合員に投資決定権等の運用権限が与えられておりますが、沖縄県といたしましては、公益財団法人沖縄県産業振興公社と連携して、適切な運用が行われるよう、運用責任者へ強く求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 笠原俊彦君登壇〕

○警察本部長（笠原俊彦君） 福祉保健関連に関する御質問の中で、ストーカー被害の過去５年間の推移と対策についてお答えをいたします。

県警察が受理をいたしました本県のストーカー事案の相談件数は、平成20年が88件、平成21年が103件、平成22年が106件、平成23年が107件、平成24年が88件となっており、平成24年は一昨年より19件減少しているところであります。この件数は、人口10万人当たりで全国平均を大きく下回っておりますけれども、この種事案は潜在化していることも考えられるため、いかに早期に相談を受けるかが課題であると考えており、関係機関と連携した広報啓発活動等を推進しているところであります。また、この種事案の特徴といたしましては、行為者の行動等に伴い事案の状況や危険性が刻々と変化し、重大事件に発展する危険性があることであります。このため、県警察といたしましては、これまでも被害者の安全確保を最優先とし、早期の事件化やストーカー規制法に基づく警告等の各種対策を講じてまいりましたが、他県において警察部門間及び関係県警察との連携不足が指摘をされたことから、生活安全部の安全・安心統括官を本部司令塔として指定を

するとともに、警察署においても警察署長を司令塔としてこの種事案に迅速・的確に対応をしているほか、他府県警察とも積極的な情報交換を推進をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） 教育行政についての御質問で、食物アレルギーの実態と対策についてお答えいたします。

県教育委員会がことし2月に実施した調査によりますと、学校給食において食物アレルギーに対応している児童生徒は、小学校で2149人、全体の2.4%、中学校で1000人、2.1%となっております。現在、各学校では、日本学校保健会のガイドラインに基づき、学校、保護者及び給食調理場関係者が日々連携を図りながら、食物アレルギーに係る事故等の未然防止に取り組んでいるところです。

県教育委員会としましては、食物アレルギーの専門医等による研修会等を実施するなど、今後とも安全・安心な学校給食に努めてまいります。

次に、平和教育の取り組み状況等についてお答えいたします。

戦後68年が経過し戦争の風化が叫ばれる中、沖縄戦の悲惨な実相や教訓を正しく後世に継承することは重要なことであります。

県教育委員会としましては、平和教育を県の教育主要施策や「学校教育における指導の努力点」に位置づけており、各学校では、各教科や道徳の時間はもとより、慰霊の日に向けた特設授業を展開するなど、学校の教育活動全体を通して行っております。また、「高等学校における沖縄戦の指導案事例集」を作成し、平和教育研究校の指定等に取り組むとともに、初任者研修や校内研修等で平和教育の指導方法の充実に努めております。

今後とも、児童生徒が平和で民主的な国家及び社会の形成者として育つよう、平和教育を推進してまいります。

次に、学校敷地の実態と改善策についてお答えいたします。

平成25年4月1日現在、県立学校の敷地は約464万9000平方メートルとなっております。そのうち、個人からの借用地は23校で、約13万8000平方メートル、全体の3.0%、学校後援会などの団体からの借用地は5校で約19万3000平方メートル、全体の4.2%となっております。借用地につきましては、「県立学校借用地

買上げ基本方針」に基づき、個人を優先して年次的に買い上げを進めるとともに、団体からの借用地は有償借用への切りかえに努めているところです。

県教育委員会としましては、今後とも学校における借用地の解消に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん では、まず、高江の裁判の件について公室長にもう一度確認をしたいと思っております。

この件は上告をしておりますので、裁判中だということで、今、申し上げられないということをおっしゃっていましたが、この裁判はいかに沖縄県の立場が重要かということの示されている裁判なんですよね。あそこの場所は県有地だということで、仮裁判を起こす前に国のほうからは県のほうに、同意をするか、あるいは不同意かということを確認したと思います。その件については御確認をお願いいたします。もう一度お願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） いろんな資料を見ますと、平成20年ごろに沖縄防衛局から私ども土木建築部のほうに何がしかの説明があったやに聞いてはおりますけれども、当時の担当に確認しましたところ、そういう説明があったかについてはよくは覚えていませんが、それ以降、私どもが申し上げているのは、こういった訴訟に関して当事者でない県は、同意や不同意をする立場にはなく、同意や不同意をしたことはないというふうにお答えしております。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん この同意や不同意を話す、明示をする立場にないということをおっしゃった。このことが、実はこの裁判の判決の一つの材料になっているんですよね。結局、県が同意も不同意もしなかったことは、黙示の同意と認められて、その判決が下ったということなんです。その件について、同意も不同意も言っていないにもかかわらず、これが黙示の同意だということを裁判所がそういうふうを確認をしていることについて、やはり県はしっかりとその姿勢を示すべきではないでしょうか。受けとめ方についてもう一度お願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 控訴審の判決につきましては新聞にかなり細かく載っておりますので、私も読ませていただきました。しかし、黙示の同意があったというべきものであるというような判決が

あるようですけれども、これは裁判所の判断でございますので、このことについて私どものほうからコメントをすることは差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん コメントを控えるということ自体が、私はおかしいと思っています。2012年に沖縄県のほうに弁護士から求めていることの中で、その当時の道路管理課長のほうは、道路管理上、国がそのような手続をとることについて特に問題ないと回答したことはない、とはっきり述べているんですよね。回答したことはないんです、同意をしたということについても。ですから、そのことは同意ではないということをはっきり言っているわけですから、それでもそのことをコメントする立場にないという県の、その立場を利用したこの裁判の判決について、やはり県がしっかりと、これが同意と認められることについて、やはり異議を唱えないということ自体が問題ではないのかと思いますけれども、この辺いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 多分議員のおっしゃっていることと私の申し上げていることはほとんど一緒じゃないかと思っています。同意・不同意をする立場になく、同意・不同意をしたこともないというふうに申し上げております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん ですから、その立場を利用した、その立場に対して何も言わないということは同意だというその判決、その件については、やはりそこでコメントを何も出さないということ自体は、しっかりと私たちは同意も不同意もしていませんということを明確にすべきだと思いますけれども、その辺いかがですか。これが黙示の同意だというふうに認められたことに対しての意見はやっぱり言うべきだと思いますが、その辺、知事、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 私どもも顧問弁護士にもいろいろと相談はさせていただいておりますけれども、当事者でない者が判決について何らかの指摘をする、あるいは意見を述べるというのはいかがなものかということもございます。裁判所の判断でございますので、そのことについてはコメントは差し控えたいというふうに申し上げております。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん もうこれは平行線だと思いますの

で、次の裁判にもまた、でもいろいろな立場で聞かれることがあります、その辺はしっかりと言う立場ではないということを強調しておいていただきたいと思います。

それでは、この裁判は、国あるいは強い者があるいは行政が、立場の弱い者に対して住民を弾圧するスラップ裁判だというような、そういう認識を持っていますでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今、御指摘のあったスラップ裁判というような観点をいろいろ聞かれたりしますけれども、この裁判につきましては、先ほど来土木部長が申し上げているように、県は裁判そのものの当事者ではないということでございますので、お答えは控えさせていただきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 今、自民党の憲法改正案の中でもやっぱり表現の自由というところで大変厳しいところが出てきていると思います。そういった観点から今回の裁判、手を上げたり、本当にそこにずっと座り込みをしていたというのは、沖縄の基地問題の中では多々あることなんですよ。この多々あることが裁判で訴えられるような状況がこれから先、本当に多くなるというようなそういう危機感を持っております。そういう観点からもぜひこの件、県としてもこういった住民運動に対して、本当に住民の表現の自由、そこはしっかりと確保していただきたいし、そこは応援する姿勢というものは見せていただきたいなというふうに思っております。その件について、高良副知事いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） うまくコメントできるかどうかわかりませんが、一応表現・行動の自由ということは当然尊重されるべきです、それはもう議員御指摘のとおりだと思います。ただ、先ほど来申し上げているのは、裁判やそういうことについて県が当事者ではないので具体的なことについてはコメントできないということですので、当然、行動・表現の自由は尊重されるべきであるというふうに思いますが。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 知事、11月議会の中で私は知事をお願いをいたしました。高江の住民の皆さんたちとの意見交換、あるいは視察をしたらどうかということで、早目に視察もしていきたいというような答弁がございましたが、その後、視察あるいは意見交換を行ったということはありますでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 2 時12分休憩

午後 2 時13分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 11月に議員おっしゃるように、高江の皆さんに会いに行って、どうこうということは申し上げたかどうか、実ははっきりしておりませんが、ただ、私は前に高江に行って、皆さんとそして向こうの村の人々とも話をしたことがございます。ですから、今の議員が、ちゃんとあなた言ったことを実行したかというふうな御質問だとすれば、私のほうでは高江についてもちゃんと関心を持ってこれからも対応してまいりたいという趣旨で申し上げたと思います。それから後、まだお会いしております。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん その間に、オスプレイの着陸帯が1つ完成をいたしました。その完成したところも視察もしながら、ぜひ早目の意見交換もお願いしたいと思います。これは要望だけにとどめておきます。

次に、埋立申請についてですけれども、先ほど知事のほうから補正部分について確認できる資料を何らかの形で公表するということがありましたが、これはいつごろに公表できるのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 先週金曜日、やっとホームページで告示・縦覧という——大変枚数も多かったものですからかなり作業量もあったわけですが——それが終わりましたので、これから補正の内容がわかる資料、どのような形で公開していくか。これは法律の要件ではございませんので、別のやり方で県民なり国民なりがわかるような方法をこれから考えていきたいと。なるべく早目に公開したいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 本来でしたら告示をする前に、しっかり新旧の対照表がわかっていれば、どういう形で皆さんが求めていたのかもわかりますし、意見を出す側の人たちでも判断の材料にもなると思っています。そういった意味では、手続だけが先にどんどんと進んでいくところは、少し勇み足だったのではないのかと、私はそう思いますけれども、そういう意味では今、しっかりと縦覧されているわけですから、内容審査しっかりやってもらいたいと思います。

そこで、先ほどもありました内容審査についてですけれども、有害物質の調査等その辺はもうしっかりそ

こまで購入をしてからだと言っておりますけれども、それではその購入先とか有害物質のこの調査とかが行われるかどうか、そしてそれがはっきりしないまま、その内容審査のほうは手続だけが進められるのか。それとも、それが出ないと一旦は中止をして、それが出るまでその審査の内容あるいは検査の内容が出てくるまで、この手続を一旦とめることになるのでしょうか。その辺、ちょっとお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 先ほどの答弁の中で、埋立工事実施段階で海砂とか岩ズリは購入することから、土砂の正常な確認は購入時に行うというふうな記載について御説明をさせていただきました。さらに、今後の審査においては、有害物質を含まない土砂の調達方法について確認していきたいということです。購入時にそういう土砂の性状とか分析結果とか、そういうものをどういうふうにして確認していくかというのを、この内容審査の中で検討していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん それとまた、内容調査についてですけれども、この中で現地調査ということがあります。この現地調査はどういうことをポイントに調査をしていくのか、お考えをお聞かせください。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 休憩お願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 2 時17分休憩

午後 2 時18分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 現場調査につきましては、必ずしも法令上義務づけられた調査ではございませんけれども、私も運用上これまでも現地調査やっておりますので、キャンプ・シュワブといえども現地の調査に行きたいと考えております。これは現地の場所の確認が主な項目でありまして、その中に立ち入って県が環境調査をするとか、そういうような類いのものではございません。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん しっかりと内容調査、頑張りたいと思います。この中で環境省、そことの関連はどうなってきますか。環境省とかの意見の聞き取りとかも考えていますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 関係部局への意見

照会の中に環境部門が入っておりますので、これは環境部門のほうで何がしかその環境省との関連があって問い合わせなどするのかどうか、ちょっとその辺はよくわかりませんが、そういうことで、県としては、私どもとしては、県の環境部門のほうに意見照会をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん いろんな手続を経ながら、最終的にはいつも知事は、手続は淡々とやっていくということをおっしゃっていますが、最終的にはこの手続が済んだ時点で知事の政治的な判断になるわけですね。手続上、これが通っていても、政治的には知事のほうで判断をしっかりとするというを示していただきたいんですけども、この辺お願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 2 時 19 分休憩

午後 2 時 20 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 基本的には公有水面埋立法に沿って、申し上げていますように淡々とその目的に沿って、そして、あれは承認基準といいますか、いろいろありますけれども、それに沿ってやるということです。

ただ、今、端的にお聞きになって、政治的に判断するかしないかという話の意味ですが、これはどういう意味なのか私にはよくわかりませんが、私も選挙をやってきたいわば政治家の端くれといえますか一人です。ありますから、そういう要素が一体、その要素もそもそも法律があって手続がしっかりしている法律に沿ってやっていく、それでそれを適切にそれに沿って処理する。だけれども、私の持っている政治的なスタンス・考えというのを一切これを排除しているかどうかについてはまだよくわかりません。そしてまた、議員のおっしゃる御質問の政治的なという意味がよくわかりませんので、私も選挙をやってきた者の一人として、政治家であるとすれば、おのずと政治的な判断というのは否定・排除されるものでもないとも考えております。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 枯れ葉剤について伺いますけれども、地位協定の問題で、返還前の汚染処理については、今やもうアメリカ軍には求められないわけですから、じゃそれをどうしていくかということで地位協定の改定を求めているんですけども、そこだけを考えて特化して、これからどんどんそういう状況が生まれ

ていくことを勘案しますと、やはり日米合同委員会、この中で環境条項の部分だけをしっかりと求められるような、そういうシステムづくり、それを考えていかなければならない時期に来ているのではないかと思います。その辺についていかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 地位協定は、これが締結されて、これはもう50年以上がたっているということなんですけれども、県が問題にしておりますのは、その間、一言一句変えられていないと。この50年の間に、議員が御指摘になったように、環境に対する意識というのは大変高まってきていて、また、さまざまな環境の問題というのが起きています。こういう中に現実に地位協定は対応していないという認識があるわけでございます。このことにつきましては、数年来、渉外知事会の中で地位協定をそういう方向で見直していくということを議論しておりまして、それが環境特別協定を1つ加えるという形で、これはドイツ等の事例も見ながらやっていくということを主張しているわけで、環境をきちんと地位協定の中に書き込んでいくという考え方につきましては、これは議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん よろしくお聞きいたします。

それでは、官民ファンドについてですけども、実はこの問題、大変大きな問題になっていましてなかなか沖縄の中では報道もされておられませんけれども、先日、経済産業委員会の中でも議員のほうから質問がありました。この公的資金を投入している沖縄県の立場といたしまして、その部分にしっかりとその用途について、県が厳しくチェックをする監視体制、これが少しルーズだったのではないかというふうに指摘がありますけれども、この辺について部長のお考えをお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺 淳君） 官民ファンドでございますけれども、1つは、官民ファンドは今、投資事業有限責任組合という器、これでやられているわけですが、1つには、税金を投入しておりますけれども、投資の評価とかを役人といいますか公務員をかかわらせると、どうもなかなかリスクテークをしないと。もともとリスクマネーとしての本質上、なかなか難しいと。そういうことで、投資事業組合という枠組みを使っていると。その枠組みというのは、本質的に無限責任組合員ですね、ほかの有限責任組合員というのは、投資をしただけの損失しか負いませんが無限責任

組合員という組合全部の負債の全責任を負うという性格上、無限責任の権限で投資をすると、そういう本質的な仕組みがございます。ただ、その投資組合の組合員集会の中で、産業振興公社が有限責任組合員としておりますので、その中で公社を通して報告、意見等と言うと、そういう仕組みになっております。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 民間資金だと、厳しいと倒産するんですよ。だから、そういう観点からもやっぱりこれは公の予算を使っていくわけですから、企業に対してしっかり責任や成果を求めるべきだと思っておりますので、そういうことも含めて情報公開を課するなど、さらなる対策を求めたいと思っております。

あと1点だけ、不発弾対策、磁気探査についてですけども、しっかりと磁気探査についてもその探査をする皆さん方をしっかりと調査もしながら頑張っていたきたいと思っています。

終わります。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 一般質問を行います。

1 番、知事の政治姿勢について。

(1)、米軍基地の早期返還に対する知事の取り組みを伺う。

(2)、米軍基地跡地利用に対する知事の取り組みを伺う。

(3)、「がんの最先端放射線治療」として県内へ重粒子線治療施設の設置について知事の見解を伺う。

(4)、沖縄振興一括交付金の活用状況について伺う。

(5)、沖縄の投資組合官民ファンド不適切運用について伺う。

2 番、福祉行政について。

(1)、認可外保育施設の課題を伺う。

(2)、学童保育の課題を伺う。

(3)、本県における孤独死の実態を伺う。

3 番、教育行政について。

(1)、沖縄の歴史教育の必修化について伺う。

4 番、医療行政について。

県立病院の課題について伺う。

5 番、土木建築行政について。

(1)、国・県・市町村発注工事の県内企業、下請企業優先発注の状況を伺う。

(2)、経営難を理由に同業界において新卒の雇用が厳しい状況であります。最低制限価格を95%以上に引き上げて人材育成を図るべきではないかを伺う。

6 番、観光行政について。

(1)、OCVBの課題を伺う。

7、我が会派との関連質問について、瑞慶覧功県議の関連の質問について。

(1)、高良副知事は、歴史家として4・28は沖縄県民にとって屈辱の日であったと認識しているかを伺う。

(2)、知事は、ハワイ州知事と連携する考えがないかを伺う。

(3)、日米地位協定と韓国、それからドイツと米国の地位協定の違いを伺う。

(4)、円安による県経済への影響状況を伺う。

(5)、公社等の指導監督要領が遵守されていない状況を伺う。

(6)、随意契約について包括外部監査で指摘されている点を伺う。

(7)、大型クルーズ船受け入れのバース増設について伺う。

最後に、OCVB人事に知事の権限は及ぶかを伺う。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 赤嶺昇議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢についての中で、米軍基地にかかわる話で、早期返還に対する取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還は、沖縄の過重な基地負担の軽減及び振興・発展につながるものであります。確実に実施されることが必要と考えております。

去る6月12日には、私も直接、軍転協の会長として7人の市町村長と一緒に上京をし、安倍総理大臣を初め、防衛大臣、外務大臣、沖縄担当大臣へ移設内容の具体的な説明が必要であること、跡利用計画の円滑な実施に配慮すること、そして地元意見を聴取する場の設置が必要であることなどを要望したところでございます。

次に、観光行政に係る御質問の中で、コンベンションビューローの課題についてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

沖縄観光コンベンションビューローは、国内外の誘客プロモーションの強化や、多様な観光ニーズへの対応、そして受け入れ体制の整備など、これまで以上に沖縄観光の推進母体としての役割が大きくなっております。

沖縄県といたしましては、当財団が期待される役割を発揮し、機動的・効率的に事業が推進されるよう執

行体制の構築を支援していきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 我が会派との関連質問に関する御質問の中で、4・28の認識についてという御質問でありましたのでお答えしたいと思います。

簡潔にお答えしたいと思います。1952年4月28日は沖縄が本土から切り離され、基地問題など今日に至るさまざまな問題の原点となっている日であるという歴史的な事実が存在します。そのために、4月28日を「屈辱の日」とする思いが県民の間にあるということとはよく理解できるというふうに思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、沖縄振興特別推進交付金の活用状況についてお答えいたします。

沖縄振興特別推進交付金については、従来の補助金と比較して、対象事業が広がったことにより、離島の交通コストを軽減する事業などの離島の定住条件の支援や子育て分野など、県民により身近なサービスの提供が可能となったほか、予算規模が拡大したことにより、国際物流拠点施設やクラウドデータセンターなど、産業振興に資する大規模施設を加速的に整備することが可能となっております。また、市町村においては、離島に介護・障害者福祉サービスを行う多機能施設が開所されるなど、定住条件の向上が図られております。その他、津波避難ビルの整備など、防災・減災に向けた取り組みも強化されており、住民生活により密着した事業に活用されたものと認識しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、駐留軍用地跡地利用の取り組みについてお答えいたします。

今後返還が予定されている嘉手納飛行場より南の6施設は、沖縄の新たな発展のための貴重な空間であり、その跡地利用は、中南部都市圏の都市構造のゆがみを是正し、県土構造の再編にもつながる大きなインパクトを持っております。そのため、県では、関係市町村の協力を得て、広域的観点から跡地利用の方向性を示した「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構

想」を本年1月に策定したところであります。今後、県は、関係市町村の広域構想を踏まえた跡地利用計画の策定を支援し、中南部都市圏の都市構造の再編及び県全体の発展に資する跡地利用につなげてまいりたいと考えております。

県内への重粒子線治療施設の設置についてお答えいたします。

重粒子線治療施設の導入については、昨年度、基礎調査が行われ、県医師会、琉球大学、重粒子線治療研究機関、経済団体等で構成する協議会が設置され、導入可能性についての検討が行われました。今年度は、昨年度の基礎調査や協議会で洗い出された課題等について詳細な調査を行い、秋ごろをめどに、想定される事業主体、整備コスト、運営コスト、収支計画等について中間報告の取りまとめを行いたいと考えております。この中間報告をもとに、施設の導入に向けた具体的な計画案を策定する予定であります。

次に、円安による県経済への影響についてお答えいたします。

最近の円安などを背景に、観光については、平成25年第1・四半期の入域観光客数が前年同期と比べて6.5%増加するなど、プラスの影響が見られます。一方で、配合飼料価格や原油価格の高騰により、畜産業や漁業においてマイナスの影響が出ております。また、中小企業団体中央会が各業界に対して行った5月の景況動向調査によると、麺類製造業、豆腐・油揚げ業、パン製造業や繊維、印刷、運輸業などで4月よりも円安の影響により経営が厳しくなっているとのことであります。さらに、船舶燃料価格や軽油価格の上昇により離島航路やバス路線への影響が懸念されます。

沖縄県としましては、県経済への影響について今後とも注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 小嶺 淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺 淳君） 知事の政治姿勢についてという御質問の中の、沖縄の官民ファンドの運用についてという趣旨の御質問にお答えをいたします。

おきなわ新産業創出投資事業組合につきましては、まず1つ目に、ファンドの関係者が株主となっている企業への投資、2つ目に、ファンド運用責任者の親族へ一部事務の委託がなされていること、3つ目に、ファンドから投資を受けた企業が新たな事業展開のため、ファンド関係者に対し資金を貸し付けたという事実は存在をしておりますが、法令に违背する事実は確認をされておられません。ファンド事業につきまして

は、その制度の仕組み上、運用責任者である無限責任組合員に投資決定権等の運用権限が与えられております。

沖縄県としましては、公益財団法人沖縄県産業振興公社と連携をしまして、適切な運用が行われるよう、運用責任者へ強く求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 福祉行政についての御質問の中で、認可外保育施設の課題についてお答えいたします。

認可外保育施設については、入所児童の処遇向上を図ることが課題であります。県としましては、認可外保育施設に対し、認可化と保育の質の向上を一体として取り組むため、これまで段階的に支援を拡充してきました。平成25年度においては、補助単価を引き上げ、さらなる処遇向上を図ったところであります。

次に、放課後児童クラブの課題についてお答えいたします。

沖縄県は、全国に比べて民立民営の放課後児童クラブが多く、小学校区ごとの公的施設活用の割合が低いことから、家賃や送迎などの負担のため、保育料が全国よりも高くなっている状況にあります。そのため、沖縄県におきましては、公的施設の活用を図るため、施設整備の補助とあわせて、公的施設へ移行するまでの間、家賃補助を行っております。今後も実施主体である市町村と連携し、公的施設の活用及び小学校区ごとの設置を促すことにより、保育料の低減につなげてまいります。

次に、本県における孤独死の実態についてお答えいたします。

高齢者等の孤独死につきましては、定義が定まっておらず調査が困難なことから、実態を把握しておりません。県としましては、地域支え合い体制づくり事業を実施し、市町村等が行う高齢者の見守り等の取り組みを引き続き支援してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） 教育行政についての御質問で、沖縄の歴史教育の必修化についてお答えいたします。

沖縄の歴史教育につきましては、小中学校においては社会科等の授業で、地域の実態等に応じて教科書や副読本等を活用して取り組んでおります。高等学校に

おいては、日本史の授業や学校設定科目等により、地域や学校の実態等に応じて教材や内容を創意工夫して授業に取り組んでおり、現在の教育課程の中で対応できるものと考えております。

県教育委員会としましては、今後とも学校との連携を通して、沖縄の歴史に関する指導の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 医療行政についての御質問の中で、県立病院の課題についてお答えいたします。

県立病院においては、地域の中核的医療機関としての役割を果たしていく上で、医師や看護師などの人材確保、必要な職員数の配置、老朽化した八重山病院の建設など医療提供体制の整備・充実などが課題となっております。

病院事業局としては、今後とも関係機関との協力・連携等を図りながら、地域に必要な医療提供体制の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 土木建築行政についての御質問の中で、県内企業、下請企業の優先発注についての御質問にお答えいたします。

県が発注する公共工事においては、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づき、県内企業への優先発注に取り組んでおります。また、国関係機関に対しても県内企業の優先発注について要請を行っており、その結果、県内企業の受注機会の拡大が図られております。

平成24年度発注工事における県内企業の受注割合は、土木建築部では、件数で95.8%、金額で89.6%、沖縄総合事務局では、件数で84.2%、金額で60.9%、沖縄防衛局では、件数で82.9%、金額で58.4%となっております。県内下請の状況は、土木建築部発注工事における県内企業受注率は、約95%となっております。県内下請業者の優先活用策としましては、平成23年度から、工事の特記事項として、県内業者の優先活用に努めるよう記載しており、県内下請企業の活用に取り組んでおります。

なお、市町村の状況につきましては詳細は把握しておりませんが、県の特記仕様書に県内下請業者の活用を明記していることについて参考通知しており、市町

村においても県と同様に地元企業の優先活用に努めているものと聞いております。

同じく土木建築行政についての御質問の中で、最低制限価格の引き上げについての御質問にお答えいたします。

現在、最低制限価格は、予定価格の70%から90%の範囲で中央公契連モデルより率の高い算定式を設定し、適用しております。その上限値は、1、コスト調査の結果から、落札率90%が損益分岐点であると推測されること、2番目として、90%程度であれば予定価格と最低制限価格に幅があり競争性が確保できること、3番目として、沖縄県建設業審議会で予定価格の90%が適正であるとの答申があったこと、以上から90%と定めているところでございます。また、今年度は公共工事労務単価が見直されたことにより、建設企業等の賃金水準の向上が図られたことや、その効果等も踏まえ、今後検討を行っていきたいと考えております。

次に、我が会派との関連質問についての御質問の中で、大型クルーズ船バース増設についての御質問にお答えいたします。

那覇港は、大型クルーズ船のバース増設について、現在、港湾計画の改訂作業において検討を行っているところであります。また、那覇港以外的大型クルーズ船バースについては、本部港、石垣港において整備を推進しており、平良港においては港湾計画に位置づけているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 我が会派との関連質問についての中で、ハワイ州知事との連携についてお答えいたします。

県は、3月にホノルルで開催されたフォーラムに県職員を派遣し——これはハワイ州知事が出席されておりましたが——その後もハワイ州当局と連絡をとっております。沖縄県とハワイ州の地域間において、連絡をとり合い情報交換を行うことは重要であると認識しており、引き続き情報収集を十分に行ってまいりたいと考えております。

次に、日米地位協定と韓米・独米協定との違いについてお答えいたします。

日米地位協定と韓米地位協定及びボン補足協定の違いのうち、主なものを申し上げますと、日米地位協定では、公務外の被疑者の拘禁移転については、犯罪類型にかかわらず起訴時点となっており、さらに、運用

改善により殺人、強姦という凶悪な犯罪の場合は、起訴前の拘禁移転についても、米側は好意的考慮を払うこととなっております。一方、韓米地位協定では、起訴時点で拘禁移転できる犯罪を12種類に限定し、それ以外の犯罪の場合、拘禁移転は判決確定後となっております。

次に、ドイツのボン補足協定との違いについて、日米地位協定では、日本国法令の尊重義務は明記されているものの、環境に関する規定は設けられておりません。これに対し、ボン補足協定では、原則として受入国の国内法を適用することが明記されているほか、環境保全を目的とする詳細な規定が設けられております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） まず、「公社等の指導監督要領」についてのお尋ねについてお答えをいたします。

県では、公社等に対する県関与の透明性及び公平性を確保するため、同要領におきまして、指導監督及び調整に必要な事項を定め、必要な指導等を行っているところであります。公社等においては、個別の諸事情等により、同要領で定めた基準に合致していない事例もありますが、おおむね適切に対応していただいているものと考えております。

県としましては、今後とも公社等と連携を図り、公社等の健全な運営を確保するとともに、県との適切なパートナーシップを構築し、県の行政施策の円滑かつ効率的な推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、随意契約に係る包括外部監査人の意見についてお答えいたします。

県の締結する委託契約については、関係法令に基づき適正な契約事務がなされているものと考えておりますが、包括外部監査人からは、例外的であるはずの随意契約が大きな割合を占めていること、一部の契約について随意契約の要件を満たしていないのではないかなどの監査意見が示されているところであります。

県としましては、今後、当該意見の内容を十分に精査した上で適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 我が会派との関連質問の中の、沖縄観光コンベンションビュー

ローの人事に知事の権限は及ぶかについてお答えいたします。

沖縄観光コンベンションビューローの役員人事については、当財団の定款に基づき決定されるものであります。理事及び監事は、評議員会の決議によって選任され、会長等については、理事会の決議によって理事の中から選定されます。したがって、当財団の役員人事に関し知事が権限を行使することはできないこととなっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 それではまず知事に対してお聞きしたいんですけども、米軍基地の早期返還についてなんですが、日米両政府が示した沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画が発表されましたが、それについての評価をお伺いします。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） いわゆる統合計画につきましては、日米が交渉の末まとめられた計画であると承知しております。その計画につきましては、嘉手納飛行場より南の施設につきまして返還をするという前提のもとにその手順等が示されているわけですが、この関係する自治体が11ございます。その自治体と県は直ちに会議を持ちまして、その問題点等を明らかにしているわけですが、最大の課題というのは、やはり具体的にないということでありまして。その返還の規模、手順、さらにマスタープランを今後つくっていくといった手順が示されておりますけれども、そういう意味では、市町村と連携してしっかりと——現時点での評価はなかなか難しいという前提で——政府に具体的な説明、手順を示すこと、さらに今後の計画の策定においては、市町村をしっかりと加えることを要望しているわけでございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 午前中の知事の答弁で、いわゆる政府がこの返還時期について一刻も早くという部分が抜けているという感想を述べられていましたが、今回、この計画の概要については2020年以降が結構多いんですね。ですから、そういう年度が書かれて、それ以降ということになっていることについて知事の見解を改めてお伺いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時58分休憩

午後2時58分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 議員の印象もそうだろうと思うんですが、平成の今が2013年ですから、これが2022年とか24年とかになっていることが1つ。ですから、ちょっと遠いという印象、これは印象論ですよ。それとあと波がこう打ってありまして、つまり、そこまではやらないというふうな理解もできますし、これから先一体いつのことなのかというのが具体的にない、目標足り得るかとか、いろいろと実は質問したいことがたくさんあるんですが、それとあと辺野古移設が約9年、それから後へ大体こう並んでおる、手前も1つや2つあるんですが。ですからこのパッケージを切ったということを民主党時代に我々理解していたんですが、どうもまた右へならえになっているという、リンクしているという点、このあたりも含めて少し詰めて政府と議論、意見を聞いてみたいんです。ただこのあたりからやっぱりスタートかなという感じも、こういうまだふわっとした段階から物事は進んでいくのかなということを考えれば、これはこれでスターティングとしてはこういうものだということで、あとは内容を詰めていくことを政府にしっかりやってもらいたいというのが私の感じです。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 この日米両政府が示したいわゆる時期なんですけれども、これと、県が作成した21世紀ビジョンとの整合性、それについて皆さんどうこれから取り組みますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時0分休憩

午後3時1分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えします。

21世紀ビジョンも御存じのように10年間の基本計画となっております。そういった中で今般政府によって示された統合計画というのは、34年またはその後という形になって長いのではないかと趣旨の御質問だと思いますけれども、やはり21世紀ビジョンというのは県民が描いた将来像、21世紀ビジョンという20年後の沖縄県民が描く将来像をもとに10年間の沖縄振興計画のあるべき姿を配慮した基本計画ですので、これをまずベースにしながら、ただそう言いながらも跡利用などは中南部都市圏のまた大きなポテンシャルを持っている地域ですので、これはこれとして跡利用計画はしっかりやることによって21世紀ビジョンで示された将来像を実現していく、そういった関係にあるのかなというふうに思っています。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 少し具体的な部分で言うと、キャンプ・キンザーについてなんですけれども、浦添市が牧港補給地区の跡利用基本計画というのをまとめているんですね。そんな中、今回2月に市長選挙で、新しい市長がキャンプ・キンザーの5年以内の返還というのを公約に出しているんですね。その5年以内の返還の公約について知事も連携して取り組んでいく考えがあるかどうかをお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時2分休憩

午後3時3分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 浦添市長の公約については、今議員がおっしゃったとおりだというふうに承知しております。ただ浦添市につきましては、御承知のようにこのキャンプ・キンザーをめぐるのは那覇港湾の移設計画というのが現実にあります、これをどう進めていくかということに長年取り組んできたわけでございます。また、そのあたりの十分な調整といったことにつきましては、まだ浦添市さんと具体的なお話をしている段階ではございません。しかしながらこの統合計画につきましては、浦添市も参加した軍転協の中でしっかりと市町村の御意見も聞いていくと、これについては政府も意見をちゃんと聞くと言っておりますので、そういう意味での連携は図っていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 要するに、5年以内の返還と一緒に求めていくということですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 5年以内の返還というものがどこまで公約として、あるいは公約から浦添市の施策として実現のそういう見通しが浦添市さんと持っておられるか、あるいはその他の現在進行中の計画との整合性とかそういうところは当然いろいろ調整が必要だと思います。そういったことは真摯に意見もお聞きしようということでございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 政府はこの2024年とか25年で、これは一刻ではなくてちょっと長いんじゃないかという知事の答弁に基づいて聞いているんですよ。片や市長選挙で5年以内の返還というのを明確に出しているんですね。5年以内ということは、今後、浦添市のまちづくりについて大変重要なポイントになると思うんです

ね。しかも那覇空港からも近いということもあって、これをこの地元の市長がそれを明確に出しているわけですよ。それは相手がいるということは我々も理解していますよ。しかし、具体的にこの5年以内に返してくれということを言わないと、今のまま2025年とか24年以降とかになるとその計画そのもの、跡地利用も進めていくと皆さんおっしゃっていますけれども、跡地利用は進めていくんですけれども、これが2024年とか25年以降になってくると跡地利用の計画もなかなかままならないんですよ。そのあたりについて、地元の自治体——これは別に浦添に限らずですよ——例えば宜野湾で言えば知事の最初の選挙公約で、3年以内の閉鎖ということも掲げてきたわけですよ。ですからそういう早目に返してもらう中で、跡地利用をやっぱりどういうふうに活用したいということを明確に出さないといけないと思うんですけれども、改めて聞きますが、軍転協の会長でもある知事も含めてそこに市町村の皆さんもいるわけですよ。その皆さんはまちづくりのプランとして、明確に5年以内に返してほしいということを浦添では述べているわけですから、それについて足並みをそろえることはそんなに難しいことなんですか、皆さん。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） まず、5年以内の返還につきましては、これは市長の公約であるというふうに承知しております。ただ、浦添市の中で、5年以内の返還というものをいかなる手順でその他の課題も連携させながらおやりになるということは、まだ県は明確に伺っておりませんで、そこはしっかりと聞いてまいります。浦添市のお考えはしっかりと聞いた上で県にできること、浦添市と連携できることはしっかりとやっていくとそういうことでございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 公室長、そういう答弁されると、そうしたら普天間基地の3年以内の閉鎖状態というのは、地元と話をして今の手順を踏んだんですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） さまざまな手順を踏んでその公約という部分と、実際にそれを実現する手順というのは、県は県として考えてきたわけでございます。残念ながら、普天間飛行場の3年以内の閉鎖状態というのは現実に実現しなかったわけでございますけれども、浦添市との十分な話し合い、浦添市がどのようなお考えを持っているかということにつきましては、これは真摯にお聞きしようということでございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 それでキャンプ・キンザーの跡地利用について、私は今後の観光とかいわゆる今観光誘客に皆さん一生懸命取り組んでおりますが、子供たちとか家族も楽しめるような空間として非常に大事だと思うんですけれども、それについて知事の見解をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

先ほど答弁させていただきました中南部の広域構想ですが、これは各跡地の特性を生かしてそれぞれある意味、中南部都市圏が連携した形の絵を描いているわけでございます。

今、議員から御質問のこのキャンプ・キンザー、これは整備コンセプトというのがありますけれども、やはりキンザーといいますのは西海岸に面していること、それからまた近くに国立の組踊劇場などがあることもありまして、国際的エンターテインメント都市と、人・海・文化を生かした国際的エンターテインメント都市をコンセプトに掲げているわけでございます。それからまた産業導入のイメージとしましては、リゾートコンベンション産業ですとか、国際物流流通産業、エンターテインメントを含む都市型文化産業などを考えているというふうに認識しているところであります。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 それでは普天間基地なんですけれども、先ほど残念ながら3年以内の閉鎖状態に至らなかったということなんですけれども、普天間基地は、皆さんは何年以内に今後返還してもらいたいという、そういうことは今全く白紙の状態ですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 何年以内ということは明示しておりませんが、とにかくできるだけ、可能な限り速やかに飛行場を返還していただきたいということを申し上げております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 そうしますと、3年以内の閉鎖状態は公約撤回ですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今どうしても撤回と言わせたいというお気持ちであるとすれば、似てはありますがあえて意識的に私は撤回したつもりはありません。やっぱり当時民主党政権が誕生したりいろんなことがあって延びているということですから、当時の自民党でやってきていただいていたことが、民主党さんに

なってまた別の考えで別の委員会を設置して、3年めどのと言っていた部分が少し延びました。そして今度、また新しく自民党さんに戻って、この部分については今公室長が答弁しましたように、可及的速やかという一日も早くという表現に今してあるわけでして、その流れから辺野古というのは9年、少なくとも9年というのは可及的速やかでもないし、一日も早い危険性の除去にも当たらないという考えでございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 知事、私は撤回と言わせたくないんですよ。この3年以内の公約を、相手がいることなので大変苦労されているということは理解しますが、それはやはり一日、一刻も早くということは僕は大事だと思っているんですよ。しかし、日米両政府が出しているこの普天間飛行場については2022年なんです。そうするとその時点で知事の公約とは全然合わないわけですよ、向こうが示してきた部分は。したがって、この統合計画、返還計画については皆さんは納得しているんですか、納得していないんですか。改めてお聞きしたいんですよ。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） ですからこれは納得している、納得していないという性格のものではなくて、政府が少なくともアメリカ政府とも恐らく協議をした上で出してきたまずスタートのポイントだろうと、そういう性格を持っているものだろうと先ほど申し上げたとおりでございます。ですから、全体に長いなという印象はあります。だけれども、一つ一つについて御存じのように基地についてはいろんな事情もありますから、それはよく説明してもらわないと、我々としては理解もできないと、こういうことを言いに行っているわけです。そうすると、マスタープランをつくる、そうするとつくるときに我々と相談する場もつくってもらわないと、途中の意見交換ができないではないかというようなことを今申し上げている最中でございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 わかりました。

がんの最先端放射線治療について。

いろいろ課題があるということも聞いておりますが、観光誘客についてもこれをうまく取り組んでいけば非常に県内に設置することは、外国人も含めて高度な治療を県内で進めるということはいいいんじゃないかなと思いますけれども、これについて改めて知事の見解をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

医療ツーリズムというのも知事の公約にもありますし、ただやはり課題として今いろいろ出ていますけれども、運営体制どうするかとか、あとやはり整備コスト、そういったことをいろいろ議論するときに集患ネットワークなどいろいろ課題が出ております。我々そういったものを今大分議論もして、どういったものが問題で、どういったことをやればこれがクリアできるかという視点で、秋ごろをめどに中間取りまとめをつくりたいというようなことを答弁させていただいたところでございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 土木建築行政について部長にお聞きしますが、この最低制限価格、非常に皆さんが努力されていることは評価するんですが、この新潟県のモデルも皆さん把握していると思うんですけども、やはり今型枠とか技術職の皆さんがかなり減っていった、単価が大体9000円とか8000円とかということで非常に厳しい状況にあって、新しい人材を育てていく上で元請だけでなく下請も含めて新卒もやっぱり育てていかないと人材が減っていくと思うんですね。それを新潟のモデルもしっかりと皆さん研究するべきだと思いますけれども、部長いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） まず、県内の建設業界において、型枠とか鉄筋工とか若干不足ぎみだというようなことは承知しております。そしてまた今年度から、そういった労務単価については12.3%、これは平均ですけども公共単価が上がっておりますので、その効果も少し見ていかなければいけないと。

そして議員から御指摘の新潟県ですけども、新潟県に問い合わせをしましたところ、確かに最低制限価格を現在91%に上げていると。私どもの県より1%上がっているわけですけども、その理由としましては、まず新潟県内の建設業の経営状況の問題とかがあるんですけども、一番のポイントは、コスト調査を行った結果、この損益分岐点というのが91%であったというふうに聞いております。私どもの県では、コスト調査をやった結果それは90%ということで、建設業審議会からも最低制限価格は90%が妥当であるというような答申を受けているところでございまして、今後いろんな社会状況の変化に応じて、その都度、最低制限価格については考えていきたいというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 県立病院についてお聞きます。

伊江局長に、八重山病院の院長もされてきたので、国境の中にもあるこの八重山病院として住民だけでなく観光とか、あと検疫とか災害等についてもその役割、実績を担ってきたと私は思っているんですね。いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えいたします。

議員も御存じのとおり、八重山病院は八重山のいわゆる中核病院として総合的な機能をずっと担ってきておりまして、本島の県立病院にはないいわゆる国立病院が持っているような機能、例えば結核療養とかそれから感染症ですね、こういったところが常に国境のいわゆる接する島としてそういう機能を担ってきておりまして、実際我々も海外からのチャーター便あるいはクルーズ船が来るときに検疫業務を保健所とタイアップして担っておりました。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 そのことを踏まえて、この県立八重山病院の早期改築、建てかえですね。5年ということなんですけれども、従来でしたらそれぞれの利益に基づいてまた建てた分の費用をまた捻出していくんですけども、いろんな事実にこの国立病院のある程度の機能も含めて担ってきたという事実がある以上、この建てかえについてはこれは何も県だけでなく国に対しても政治的にもこの機能も有しているわけですから——検疫も災害とかあと観光という部分で言うと、国の支援もしっかりと堂々と求めていくべきだと思いますけれども、担当副知事いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） 今、病院事業局長が申し上げたとおり、病院というのは、沖縄は観光立県で成り立っている県でございまして、ある種の産業インフラとしての役割も果たしつつあると。それと、最南端の島にある基幹病院ということで海外からの感染症の対策だとか、これは今後のまた課題になってくるかと思えます。それはそれとして国からそういうことで支援をいただけるかどうか、ここははっきりしないわけではございますけれども、ただ県民の生活を守ると、それから安全を守ると、あるいはまた訪れて来られる方々の安全を守るという観点から、ここもまたしっかりと対応というか新しい八重山病院の改築含めて、機能も含めてしっかり考えていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 知事、今新しい病院の場所につい

て、国有地等がいわゆる旧空港ですね。その国有地等も絡んでくるものですから、そういう位置づけもあるんだということも含めて、従来の建てかえという発想じゃなくて、この八重山病院の役割というのは実質的にこういう役割を果たしてきたんだと。したがって、その国有地の提供はどのような形かどうかも含めて国も巻き込むことは私は必要だと思いますよ、これは国境にも接していますし。それについてもう一度、副知事いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） 最終的にその場所がまだ確定しているわけではありませんけれども、おおよそその辺だというふうなことで議論としては出てきております。その中には国有地等もございますので、そこは国のほうともしっかり調整をしていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひ頑張ってくださいと思っています。

続いて、高良副知事にお聞きしたいんですけれども、4・28、県民の感情は理解できるということなんですけれども、歴史的にやはりこの4・28、これは副知事御自身の考えはどうなんですか。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） なかなか説明しにくいんですよ。私、御質問の中に歴史家としてどう思うかという御質問の趣旨だったんですが、実は私は答弁するときは副知事という職責に立って発言しておりますので、歴史家という比較的自由に自分の研究成果とか認識を展開できるという立場じゃありませんから、本当はまた機会を改めてそういうふうな議論をさせていただきたいと思うんですが、ただここで申し上げられることは、1952年の4月28日は明らかにこの沖縄や奄美、小笠原を含めて日本が独立をし、主権を回復し、そして国際社会に復帰するというそういう説明のされ方をする立場の認識と同時に、その日は我々にとって切り離されて、沖縄の場合は特に長期にわたって米軍統治の受け入れと、それで基地問題という問題がその間に形成されていくという、そういう歴史的な事実は誰しも否定もできない。そして、そのような4月28日についてそれをどういうふうに評価するかといったときに、県民の中にそれは屈辱の日と呼びたいというふうな思いがあることはよく理解できるし、それから同じ日に宜野湾市でその抗議をする大会が開かれたことについても私は理解できるというふうに申し上げたわけです。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 続いて、ハワイ州知事との連携について答弁いただいたんですけれども、いろいろ今調査をされているということで公室長から話があったんですけれども、この調査を進めていって、また仲井眞知事もいずれハワイ州知事と会談するというものも考えられますか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） ハワイ州知事のアバクロンビーさんというのは我々ももう何度もお会いしていますし、ウチナーンチュ大会にもハワイ代表みたいな形で見えておられました。ですから沖縄のことはそれなりによく知っておられると思います。いずれ近いうちにといいますが、ハワイにお邪魔すればですよ、必ずお会いできると思っておりますが。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひ知事、せっかく先ほど午前中の答弁でも、ハワイ州知事がかなり強力に本国に基地を受け入れるという話をされているわけですから、会談を実現させていただきたいと思っています。

続いて、地位協定についてなんですけれども、先ほど公室長の説明でボン補足協定について、環境について進んでいるということがあったんですけれども、今回まさに沖縄のこの環境に対して枯れ葉剤の問題も出ておりますので、その部分をやはりもっと強調していく部分を研究して提案していくべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 御指摘のとおりだと思います。ボン補足協定につきましては、実はいろんな文献を集めたり、それからもう亡くなりましたけれども、大阪大学におられた本間先生のお話を聞いたりとかいろいろやってまいりました。やはり環境に関する特別協定という形が現実であるならば、それを推進し、政府に求めていこうというのが現在の県の立場でございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひ頑張ってくださいと思います。

続いて、円安による県経済への影響について、畜産業の配合飼料価格並びに漁業の燃油価格について影響が出ていると。これは年間にするとそれぞれ幾らぐらの影響が出ていますか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 畜産業の影響額についてなんです、本年4月から6月期の配合飼料価

格、例えばトン当たり 6 万 6500 円でございます。前月期と比較いたしますと、トン当たり約 3150 円上昇しておりまして、年間使用料、例えば 25 万トンから負担額を推計いたしますと、年間約 7 億 8000 万円程度というふうに推計されます。

それから、漁業の影響につきましては、漁船の燃油価格が例えば平成 21 年 6 月の 1 リットル当たり 54 円から、平成 25 年の 6 月には 84 円ということで 30 円の差がございます。それを年間使用料約 1450 万リットルで換算いたしますと、約 4 億 3500 万円というふうに推計されるところでございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 年間、この畜産業について 7 億 8000 万ということと、漁業についても 4 億 3000 万ということで、大変だと思うんですね。そのあたりについての御支援をしっかりとまた取り組んでいただきたいと要望をしておきたいと思っています。

沖縄振興一括交付金についてですけれども、いわゆる 24 年度において不用額、県・市町村分それぞれどれぐらいだったのかを教えてください。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（小橋川健二君） 24 年度一括交付金分のいわゆるソフト分の県分から申し上げます。

最終予算額が 610 億円、不用額が 42 億 7200 万でございます。それから市町村分 303 億の最終予算額に対しまして不用額が 9 億 4400 万となっています。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 それで 25 年度の交付決定において、県また市町村分についてそれぞれお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（小橋川健二君） 25 年度の交付金については、5 月 30 日に内閣総理大臣から交付決定を受けております。県分は当初予算に計上いたしまして 474 億 1126 万円、これは全額でございます。また、市町村分は 303 億円のうち 223 億 1036 万円が交付決定をいただいております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ＯＣＶＢについてちょっとお聞きしますが、県から今回新しい会長、前副知事がなっているわけですが、県から ＯＣＶＢに例えば 24 年度で随意契約含めて予算は幾らぐらい投下されていますか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 県から ＯＣＶＢへの随意契約については、全体で約 45 億 5900 万円でございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 随意契約以外も含めて幾らですか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 県から ＯＣＶＢへの委託全体については 51 億 9600 万円です。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 そのうち 51 億出して、さらに再委託をして、ＯＣＶＢが得たこの差額、利益は幾らですか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 今御質問の、利益を得た差額というのがちょっとどういう内容のものか、もう一度教えていただきたいのですが。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 3 時 29 分休憩

午後 3 時 29 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） まず、コンベンションビューローから再委託するものについては、全体としては把握しておりませんが、例えば 24 年度に実施した戦略的誘客活動推進事業については、再委託分を把握しております。その分で再委託したのが約 24 億 5500 万です。それからして差額として出てきますのは、約 18 億円になります。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 さらに、今回前副知事がビューローの会長になったということなんですけれども、この指導監督要領にこれは違反していませんか。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（小橋川健二君） 公社等の外郭団体の役員の就任、県の退職者の役員の就任については、当該公社からの求めに応じて力量それから識見、ふさわしい方を県は求めに応じて提案をします。その後、各団体においてはそれぞれの団体の手続にのっとって役員に就任をします。現在の会長もその役員会の中で互選によって会長に就任されたというふうに理解しています。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 指導監督要領の 6 番ですね。「代表役員等への就任の制限」、「県知事及び副知事」ということは載っているんですね。これは皆さんの指導監督要領の中でそういうふうに乗っているんですよ。そういうことを皆さん照らして、今回前副知事がそこにつくということは余りよくないんじゃないかなと。さらに今回、給与も上がっていく予定なんですけれども、それについてもお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（小橋川健二君） 知事、副知事で現職のままほかの団体の役員になるということは時として職務の混同というのがあるかもしれません。そういうことで禁止をしている。

それからもう一点、役員の報酬でございますけれども、指導監督要領では基準は設けておりますけれども、その中でも県からの役員報酬への財政支援の状況とか、そういったものを勘案して要請をするということになっております。今回、OCVBについては財政支援を行っていないということもございますので、まだOCVBの評議委員会で正式に会長の報酬が決定されたということは聞いておりませんが、そういう考え方のもとに団体の中でも整理をされていくものだと理解しています。

○議長（喜納昌春君） 20分間休憩いたします。

午後3時33分休憩

午後3時59分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん こんにちは。

社大党の比嘉京子です。

では、通告に従い質問を行います。

まず、第1番目の質問に関連いたしまして、自民党公認の国会議員の公約破りについて、これまで複数の議員から質問があり知事答弁を伺いました。知事は、報道の範囲でしか存じ上げないという内容でございましたが、改めて事実を踏まえ知事の政治姿勢を伺いたいと思います。

去る4月22日、参議院予算委員会の議事録を紹介します。

民主党の白眞勲議員が島尻政務官に次のように質問をしています。

「白眞勲君 政務官は選挙の御自身の公約で、選挙公報には、沖縄県民の民意を尊重し、普天間基地は県外移設！としているんですが、それでよろしゅうございますか。」。

「大臣政務官（島尻安伊子君） お答えをいたします。選挙の公約として私がそのように書いてあるというのは事実でございます。」。

「白眞勲君 これ、政府の方針とはっきり違いますね。沖縄県内の辺野古に移転と。つまり、島尻政務官、公約と相反する内容ですけれども、これはどういうふうにお思いでしょうか。」。

「大臣政務官（島尻安伊子君） あえてこの場で話をさせていただくのであれば、これまで、我が自民党が日米合意を取り付けて、普天間の移設先は県内移設と、辺野古崎ということで日米合意を見てきたわけでありすけれども、当時の鳩山総理になるときに、民主党の公約として普天間の移設先は県外だということをおっしゃったわけでございます。その中で、言わばそれは、何というんでしょうか、民主党政権の大変な大間違いの一つだったということが後々分かったわけでございますが、私もそういうところでの参議院の選挙でございました。まだ沖縄での混乱ぶりということにあって、なかなかといいますか、県外ということの県知事とのお話しもしなければならぬということにあって、県民の一番の望みというものを掲げて戦いをさせていただいた次第でございます。」。

「白眞勲君 全然さっぱり分からないんですよ。鳩山政権云々といっても、あなたの選挙公報に県外移設と書いているんですよ。このときはもう鳩山政権じゃありませんでした、菅政権でした。（中略）菅政権の時代でこういうふうに言っているんですよ、もう。ですから、全然これ、何というか、言っていることと違うんですよ。あなたは選挙のときに、公約ですよ、公約で有権者に説明して票をいただいて御当選されたわけですよ。そこでここにいらっしゃって、（中略）沖縄担当。まさに今の公約が実現できる立場にいらっしゃるわけですよ。それをどういうふうに考えているのかということを知りたいんです。もう一回お答えください。」。

「大臣政務官（島尻安伊子君） 第一次安倍内閣のときに、私もグアム協定に関しての賛成討論を自民党代表としてさせていただきました。そのときに、それまで15年、16年、本当に薄紙を剥がすような作業を自民党政権下でやり、そしてやっとまとめ上げたこの移設の問題、これに関して、当時、沖縄県の関係者、名護市の皆様方にもいろいろお話を伺ったわけでございます。その後、今、細々と申し上げました、（中略）そういうこの流れをつぶさに見る中で、今やはり沖縄としての取るべき道というのは、間違いなく今この日米が進める、日米が合意をして進めようとしているこの道だということに私は確信をしているところでございます。沖縄の進化、そして発展のために力を尽くしたいということにあって、私はこれに、もう曇りもなく、これを確信を持って進めていきたいというふうに思っております。」。

「白眞勲君 これじゃ完全に公約は申し訳ないけれども守れなかったということですよ。それでよろし

いですね。」。

「大臣政務官（島尻安伊子） 未来志向の中で沖縄の進化、発展のためにこの日米合意に基づいて進んでいくというのが道であるというふうに思っております。」。

「白眞勲君 沖縄の皆さんは一体誰信じればいいんですか。」

以上を踏まえ質問をいたします。

1、知事、副知事の政治姿勢について。

(1)、知事が選挙応援した県選出の国会議員が、選挙公約である普天間基地の県外移設を翻し「県内移設」と表明したことについての所感を伺います。

(2)、「4・28完全なる主権回復の日」政府式典に出席した高良副知事の所感を伺います。また、歴史家として4・28は沖縄にとってどういう日か。ここは割愛したいと思います。

(3)、日台漁業協定が県民の頭越しに締結されたのはなぜか、認識を伺います。また、今後の対応をどうするのか、知事の姿勢を伺います。

(4)、安倍首相はTPP交渉への参加を決めたが、本県において影響が予想される分野と影響を受ける額は幾らか。

(5)、6月23日慰霊の日式典に総理を初め外務・防衛大臣が参加したことについて知事の所感を伺います。また、基地問題にかかわる我が国のトップが顔をそろえ知事とどのような話し合いをされたのか伺います。

2、教育行政について。

去る5月、文教厚生委員会で石垣市、竹富町及び与那国町を視察いたしました。地域の問題点について伺います。

(1)、与那国小では、ことし教員14名中11名が異動となった、見解を伺います。

(2)、幼稚園がない離島での就学前教育はどうなっているのか伺います。

(3)、小学校1・2年だけでも複式学級を単式学級にできないのか、課題について伺います。

(4)、石垣市、竹富町及び与那国町のALT未設置学校は何校か。本島と比較して設置率はどうか。

(5)、本県の特別支援学級の設置基準の根拠は何か。離島の設置基準はどうなっているか。

(6)、学寮が不足していて、ことし八重山高校の寮に入寮できなかった生徒がいます。見解と今後の対策を伺います。

(7)、教職員住宅が不足をしています。現状認識と対策について伺います。

3、健康長寿について。

(1)、男女ともに長寿日本一となった長野県の取り組みから本県が学ぶものは何でしょうか。

(2)、長寿日本一復活のための本県の計画を伺います。

(3)、「自分の健康は自分で担える」人づくりをするために食育を必修とし、かつ系統的に教育すべきだと考えますが、今後の取り組みについて計画を伺います。

(4)、一方、健診率を上げることも重要と考えますが、特に早期に自分の健康状態を知ることが必要であります。そのためにも小学校でこれまで行っている健診よりも一歩進めて、6年間に1回詳細な血液検査を実施することを提案したいがどうか。

4、県立八重山病院の改築について。

(1)、前述の文教厚生委員会で視察をしました安全性にかなり問題があり逼迫した状況であることを委員全員が認識したと思います。改築に向けたタイムスケジュールと進捗状況について伺います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 比嘉京子議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事、副知事の政治姿勢についての御質問の中で、慰霊の日の総理との話し合いについての御質問に答弁をいたします。

総理とは来県するたびに面談の機会をつくっていただいております。今回は、山本沖縄担当大臣も加わり、昼食をしながらの懇談の中で、那覇空港の第2滑走路の話や鉄軌道の話、そしてOISTの研究能力強化の話などなどをお互いに意見交換をいたしました。無論、現総理は沖縄の基地負担や沖縄の振興策などについて非常によく御存じで理解をされている方でございます。そういう中での意見の交換でございました。

次に、健康・長寿についての御質問の中で、長寿日本一復活計画についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、健康おきなわ21計画に基づき生活習慣病の予防対策などを推進してまいりました。このたびの平均寿命の順位低下を契機に、改めて健康・長寿沖縄復活に向けた長期的かつ総合的な計画を今年度中に策定する考えでございます。この計画では、これまでの予防対策に加えまして、健康づくりを行いやすいいわば広い意味で社会環境を整備するとともに、広くいろいろな分野の方々と一体となって県民運動的に運動を長期にわたって展開してまいり、健康・長寿復活を目指す予定でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 知事、副知事の政治姿勢についてに関する御質問の中で、4・28政府主催式典に対する所感及び4月28日という日についてという御質問にお答えしたいと思います。

式典は、天皇皇后両陛下の御臨席のもとに、政府、国会議員、民間の代表、全国の都道府県が参列して厳粛な雰囲気の中、とり行われました。式典における総理のお言葉では、沖縄県を初め東京都、鹿児島県など施政権が切り離された地域に対しての配慮を感じました。また、その会場に身を置きながら、私は、1952年4月28日は沖縄が本土から切り離され、基地問題など今日に至るさまざまな問題の原点となっている日であるという思いを新たにしておりました。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事、副知事の政治姿勢についての中で、国会議員が県内移設と表明したことについての所感を聞きたいという趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の移設に関し、お二人の国会議員が県内移設を容認する発言をされたことは報道により承知しております。

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い返還の実現が必要であるという認識はお二人にも共通するものと考えておりますが、発言は議員それぞれのお考えによるものと認識しており、県としての見解は控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 山城 毅君登壇〕

○農林水産部長（山城 毅君） 知事、副知事の政治姿勢についての中、日台漁業取決めに対する現状認識と今後の対応についてお答えいたします。

日台漁業取決めの合意は、好漁場の縮小を余儀なくされるなど、本県水産業へ多大な影響があると懸念しております。このため、県は、漁業団体と連携し、国に対し本県漁業者の権益及び安全操業を確保し、漁業秩序を維持できるよう、日台漁業取決めの見直しを強く求めてきたところであります。国からは、日台漁業取決めが頭越しに合意されたことについて、交渉事でもあり、地元に対して十分な説明ができなかったとの

回答でありましたが、どのような意図で頭越しの合意をしたかについては承知しておりません。

県としましては、今後とも漁業団体と連携し、国に対し粘り強く見直しを求めていくとともに、取り決め適用水域における操業ルールを策定するため、漁業者間の協議を進めていくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 知事、副知事の政治姿勢についての御質問の中の、TPP交渉参加による影響についてお答えいたします。

沖縄県の農業分野については、直接影響額が約580億円、関連産業への波及も含めると約1420億円の影響が出るとの試算があります。このため、十分な農業対策が打ち出されないまま妥結し関税が撤廃された場合、深刻な影響が懸念され、特にサトウキビ生産が主要な産業となっている離島地域において重大な影響を与えるおそれがあります。また、TPPは物品貿易のみならず、サービスや投資、政府調達など幅広い分野にかかわるものであり、県内の関係団体から農業分野以外にも国民皆保険制度の維持や食の安全・安心についての懸念などが示されております。一方、輸入にかかわる業者にとっては、輸入品の価格低下による販売額の増加など一定のメリットがあり、同時に一般消費者もその恩恵を受けることが考えられます。製造業については、海外・国内市場等の違いや企業規模などによって企業ごとにプラス・マイナスの影響があると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 知事、副知事の政治姿勢についての御質問の中で、総理を初め外務・防衛大臣が参加したことについてお答えいたします。

今回の外務大臣及び防衛大臣の参列については、沖縄全戦没者追悼式の趣旨を踏まえ、さきの大戦で一般住民をも巻き込んだ悲惨な地上戦となった沖縄の冷厳な歴史的事実について理解を深めていただく機会になるとの考えから、関係省からの参列の意向を踏まえ対応したところであります。

次に、健康・長寿についての御質問の中で、長寿日本一の長野県から学ぶものについてお答えいたします。

長野県における健康・長寿への取り組みについては、各種集団検診の実施、ボランティアの育成と健診

受診勧奨への活用、減塩運動など地域に根差した活動を行っております。長野県では、地域の特性に応じた対策を重点的に長期間継続して取り組んでおり、平均寿命の延伸につながった要因と認識しております。沖縄県は、野菜摂取量が少なく、成人肥満者の割合が全国平均を上回り、また、肝疾患の死亡率も男女とも高いという特徴があります。本県においては、肥満対策や食育の推進など、本県の特性に応じた取り組みを行う必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） 教育行政についての御質問で、与那国小における教職員の人事異動についてお答えいたします。

平成25年4月の定期人事異動において、与那国町立与那国小学校では校長を除く職員総数15名中11名の異動があり、うち県費負担教職員の異動は11名中7名でありました。同小学校では臨時的任用職員の任期満了に加え、他地区からの交流職員の勤務年限が重なったことから今回の大幅な異動になったものです。

県教育委員会としましては、離島地区の人事異動においては異動者数の平準化に留意するとともに、地域の実情等を踏まえ適正な配置に努めてまいります。

次に、離島での就学前教育についてお答えいたします。

本県では、幼稚園のない離島が5つあります。そこでは、保育所において幼稚園教育要領に準じた保育所保育指針にのっとり就学前教育が行われている状況であります。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会と連携し、幼稚園担当指導主事連絡会や保幼小合同研修会等を実施しており、今後とも離島における就学前教育の充実を図ってまいります。

次に、複式学級についてお答えいたします。

複式学級の編制基準につきましては、いわゆる義務標準法に基づき定めており、複式学級を単式学級とするためには定数の確保等の課題があります。

県教育委員会としましては、平成24年度から学習支援員としての非常勤講師を配置し、複式学級教育環境の改善に努めているところです。学級編制に係る定数の改善等につきましては、引き続き全都道府県教育委員長協議会等を通して国へ要望してまいります。

次に、八重山3市町のALTの配置状況についてお答えいたします。

現在、八重山3市町においてALTの配置がない学

校は与那国町の5校のみで、3市町全体の配置率は90.7%、本島内26市町村における配置率は100%となっております。

県教育委員会としましては、外国語活動指導等に堪能な英語活動アドバイザーを派遣し、八重山地区を支援しているところであります。なお、与那国町教育委員会におきましては、ALTの人材確保のめどがたち、9月の採用を予定しているとのことです。

次に、特別支援学級の設置についてお答えいたします。

特別支援学級の設置につきましては、「沖縄県公立小学校・中学校特別支援学級設置要綱」により、児童生徒の学び合いや集団活動による社会的自立などの教育的観点から、適正な学級規模となるよう原則3人を下限として実施しております。なお、離島につきましては、障害の種類や程度、環境等を勘案し弾力的に対応しているところです。

次に、八重山高校の学寮についてお答えいたします。

県教育委員会では、八重山地区の教育環境の充実に向けて3高校に寄宿舎を設置しているところでありますが、ことし、八重山高校で希望者が入寮できない状況がありました。入寮できなかった7名の生徒へ近隣高校の寄宿舎をあっせんしたところ、本人たちの希望により1名は八重山商工寄宿舎、1名は民間アパート、5名は自宅通学となっております。なお、来年4月に供用を開始する八重山高校新寄宿舎では、希望者全員が入寮できるものと考えております。

次に、教職員住宅についてお答えいたします。

教職員住宅につきましては、小中学校においては市町村教育委員会、県立学校においては県教育委員会を設置及び管理しているところです。県立学校の教職員住宅につきましては、現在、離島を含めほぼ全ての希望者が入居している状況にあります。一方、小中学校につきましては、一部の離島において教職員住宅が不足している状況にあります。このため、県教育委員会では老朽化等により入居に支障がある場合には、市町村教育委員会に対し国庫補助制度の活用を促すなど、離島小中学校の教職員住宅が円滑に整備されるよう取り組んでまいります。

次に、健康・長寿についての御質問で、食育の取り組み計画等についてお答えいたします。

学校における食育につきましては、食に関する指導の全体計画や各学年ごとの年間指導計画に基づき、給食時間や特別活動、家庭科等の関連教科において実践しているところであります。

県教育委員会としましては、学校での年間計画に基づいた食育の取り組み状況等の把握に努め、学校教育活動全体で確実に取り組めるよう、実践的な研修会等を通して効果的な食育プログラムを推進するとともに、生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性を育む基礎となる児童生徒の食の自己管理能力の育成を図ってまいりたいと考えております。

次に、小学校での血液検査の実施についてお答えいたします。

学校では、児童生徒の健康の保持・増進を図るために、学校保健安全法に基づき毎年度、視力や聴力検査等の健康診断を行っております。検査項目以外の血液検査を実施する場合には、保護者からの同意を得る等の課題があります。また、健康診断の実施については、実施主体である市町村がその実情やニーズに応じて判断するものと考えております。現在、国が児童生徒の健康診断検査項目の見直しを検討していることから、国の動向を注視しているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立八重山病院改築についての御質問の中で、八重山病院の改築に向けたスケジュールと進捗状況についてお答えいたします。

新八重山病院の建設については、機能・役割、診療体制などについての現状と課題の分析を行うため、県立病院課内及び八重山病院内に検討チームを設置し、関係機関と連携を図りながら基本構想の策定作業を行っているところであります。作業スケジュールとしましては、平成26年度に基本計画を策定した後、基本設計・実施設計を行い、平成28年度に工事に着手し、平成30年度には開院したいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では、再質問を行いたいと思います。

まず最初に、自民党の発言撤回なんですけれども、その後、新聞紙上におきましては、「声」の欄に、政治家に対する不信任感、それから政治家の資質を問う声、それからマスコミの政治家を監視する責任、こういう問題が報道されました。それと同時に、4月27日の琉球新報……

議長、ちょっと休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時30分休憩

午後4時30分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○比嘉 京子さん 4月27日の琉球新報では、「社説」の見出しに公約「破棄は民主主義の否定だ」と、かなり厳しい口調で言われています。そこでお伺いをしたいんですが、島尻安伊子氏の2010年の参議院選挙における選対本部長は、私は知事であったと記憶しておりますが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） そのとおりであります。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 選挙結果が、「島尻氏、大差で再選」という見出しで当時報道されています。その内容にこう書いてあります。「島尻氏は、選対本部長に就任した仲井眞弘多知事との連携を強調し「台所から政治を変える」とアピール。」、そういう問題を訴えて当選を圧勝したと書いてあるわけです。今のような知事の答弁、きょう、又吉公室長がお答えになりましたが、議員それぞれのお考えであると。私は、選対本部長というのはどういう役割なのかということをお問いたださなければならぬ状況に陥っています。知事、いわゆる公約も含めて選対本部長は全てを把握した上で選挙を戦い、そして結果を出したわけですよ。それでこういうふうな回答では私は県民の納得は得られないと思うんですがいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） これは、基本的には議員も同じだと思うんですが、選挙をお互いやってくる中で、私は選対本部長を仰せつかってしっかりやりました。しかし、いずれにしてもその政策・公約を実行するというのは国会議員になった島尻さんなら島尻さんの議員としての考えでいるんな状況を踏まえ、いろんな状況に遭いながら仕事をしていくのであって、基本的には御自身の考えに従ってしっかりとやっていただくということが肝要だと思っております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 私は、これは意を異にするものですからこういう質問をしているわけなんですけれども、もっとひどいと思うことは、選挙の後の第一声ですよ。彼女の第一声、こう言っています。選挙直後の第一声でこう言っている。「普天間問題で、県外・国外と訴えたことが当選につながった。」と。しかも、「普天間問題では名護市長選で民意は示されており、自民党も地元の意見を聞かなければならない。」と、こういうような当選を責任を持ってさせられた知事として、今は知事じゃなく選対本部長として聞いているわけなんですけれども、そういうような県民にこ

ういうことを言っていながら翻すということを選対本部長として務められた責任者として、私はこれは看過してはいけないのではないかなと思うんですが、先ほどの答弁どおりですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私が選対本部長として自由民主党公認の島尻安伊子議員を当選させるのにお手伝いをしたということが、比嘉京子先生に野党の我々の側ではない先生に、あれはどうだ、これはどうだと言われるのはまことに心外としか言いようがありません。そして、これは先ほどから申し上げているように、島尻さんが国会議員として自分の考えと信念に従って自分の考えを申し上げていることでありまして、選対本部長を仰せつかった私に、あなたどう思うかと言われても、これはちゃんとした大人の国会議員の御判断でございますとしか言いようがないじゃありませんか。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん これは野党である私が聞いているというよりも、今、なぜ社説をお上げしたかという、社説は県民の声を代弁しているんですよ。その県民の声を代弁してこういうふうに翻すならば辞職すべきだとまで言っているわけですよ。そういうような声を選対本部長を務められたから、私ではないんだと。私は、例えば、今、私がどうこう言える問題ではないと。一国会議員の役割なんだ。でも、知事の支持母体も島尻さんの支持母体も同じですよ。同じようなところから出ていながら、そしてなおかつ私は、非常に重大だと思ってきょうこの質問をしているのは、この建白書ですよ。建白書の2つの要請。これは全県議がやったんですよ、県議の全部の代表ですよ。そして41首長、41議長、これは全員がサインをしているんですよ。全部これはサインです、あとは。その1番目がオスプレイ、2番目が県外移設ですよ。この県民総意の要請を皆さんと同じそういうスタンスの方をしかも押し上げて、知事が責任者として押し上げて、それでいて関知できませんというようなことでは、これはちょっと知事自体も疑われるんじゃないかと私は思うんですが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） それは明らかに言い過ぎだと思いますよ。政治家一人一人が自分に責任を持って発言をし行動しているのであって、比嘉議員から選対本部長をやった知事に問題があるのではないかなと言われるのはいささか心外で、的を外しているとしか私、言いようがありません。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 私は、少なくとも辞職ということではなく、本部長を務められた責任者としては、25万余りの県民に対する説明責任を果たすべきだと、それぐらいのことはやっぱり言う立場におありではないかと私は思いますよ。これは答弁はいただきません。

次に、副知事にお伺いします。

副知事、4・28の代理出席で行かれましたけれども、その直後のインタビューを私はテレビで見えておりました。そこで、これまで答弁されています4・28が沖縄の今日ある原点であると言われている。それと同時に、式辞を聞いて、聞いた範囲では納得・理解できたと一定の評価を与えられましたよね。それとの整合性はどうなのでしょう。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 最初に4・28の政府式典のことが出たときに、沖縄や小笠原や奄美という地域の存在を十分にわかった上で計画されたんだろうかと、大変強い疑問を感じたわけですね。それでもその後、県庁の中で議論しまして、知事も随分悩まれたと思うんですが、私が代理出席ということになりました。日本の憲法体制下の一地方自治体の代表といいますが、メンバーとして出席したということなんですけれども、私の関心は、その式典の中で総理が、その後の沖縄県民の抗議ですとか批判もありましたので、そういったことを踏まえてどういうふうに言及されるのかということについて関心があったわけです。その式典の会場で総理のお言葉というか御挨拶がありまして、その中で、私が聞いた範囲内では、4・28以降に日本の主権の回復、国際社会への復帰ということと引きかえに、むしろ置き去りにされた地域に対するコメントがしっかりと述べられていたと。その点を私は評価したということでありました。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん これは2つ意味が違うなと思うんですけれども、きょうはちょっと時間がないんですが、私は、総理とか大臣がコメントする場合、特に沖縄に関するコメントをする場合、こう見たほうが一番理解しやすいという持論があります。これは、沖縄以外の国民に向かってのメッセージなんですよ。沖縄に対してこのように誠意を持って誠心誠意接しているんだよというようなメッセージなんですね、国民に対して。けれども、沖縄にやっていることはどういうことかということ、全く民意を無視しています。それで強行突破です。甘受せよ、その姿勢なんですよ。ですから、言っていることよりもやっていることを見たほう

が沖縄の現実対応にはつながっていると私は思いますよ。そういうことを申し上げて、これ以上お聞きしませんけれども、私は、この問題は私的な意見は言わないとおっしゃっていますので、別の機会にしたいと思っています。

次、教育長にお聞きしたいと思います。

小学校の人事異動なんですけれども、私、14名と書きましたが15名と御答弁なさいました。いずれにせよ3分の2以上が異動しているわけですね。異動について、幾ら以内の異動というような何か規定というのはないのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 公立小・中・高等学校の人事異動につきましては、定期人事異動方針にのっとってやっております。その標準によりましたら、離島地区が2年から3年、平地が5年前後、3年から5年または5年、長くて7年という基準でやっております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 今お聞きしているのは、期間ではなくて全体の何分の1以下に異動を可能にするというようなことはないんですかと聞いているんです。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） それは学校の状況等、当然何名以内が適正だとかそういう判断に基づいてやっておりますけれども、今回のように漏れが出てきているのも事実でございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ぜひ改善をお願いしたいと思います。

次に、健康・長寿のことについて福祉保健部長にお聞きしたいと思います。

まず、これまでの手法では沖縄県の復活はならないという認識はおありでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時41分休憩

午後4時41分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） これまで「健康おきなわ21」という計画に基づいて取り組みを進めてきているところでありますけれども、平均寿命の低下というようなこともありますので、これまで以上にさらに取り組みを強化していかないといけないというふうに認識しております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん これまで以上の強化とはどういうことを指しておられますか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 今年度、「健康おきなわ21」の計画を見直しをいたしまして、長期ビジョンも含めて考え方をその中に盛り込むとともに、健康・長寿復活できるようなそういった計画を策定して取り組みを進めていくということであります。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん これまでも「健康おきなわ2010運動」とかこういう食育のこの本ではいろんな計画を立てられていますよ。でも、これは実行するそういう手立てがどこにもないんですよ。だから計画だけ立てて、誰が実行、どのようにやるかというのがどこにもないんですよ。それを变える気があるんですかとお聞きしているんですよ。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 今回の計画においては、県民運動的なそういった計画にしていけるとともに、さらに具体的に取り組みが進められるようなそういう計画にしていきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 長野が六、七十年かけて1位になりましたよね。長野から沖縄県は何を学ぶ予定ですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 長野県においては、これまで長期にわたりいろんな取り組みなどを進めてきているところでありますけれども、例えば住民の一斉の血圧の測定であったり、あるいは脳卒中予防健康診査であったり、あるいは減塩運動であったりというふうなことを、地域を巻き込んで、その地域の健康づくりのためのそういった推進員を養成しながらその取り組みを進めてきたというふうなところが大きいのだろうというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん それは見習う予定はありますか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） もちろん長野県の取り組みを参考にしながら取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 沖縄県の目的・目標はいつもあるんですよ。だけれどもそれを実行するマンパワーの養成を全然やってないんですよ。誰がどのようにやって

これを実行するかというのがないんですね。そのことをこしは本気になって、今のビジョンの中に変えていくその仕組み、市町村がどうやってそれができるかという仕組みをぜひ私は要望したいと思います。

もう一点は、食育の推進なんですけれども、食育が児童生徒においてどのような成果を持っているのかということを福祉保健部長と教育長にお聞きます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 今の現代における課題・問題というのは、生活習慣病というものが非常に大きな課題というふうに考えておりますので、学校あるいはさらに幼稚園、そういった小さいころからのよりよい生活習慣を確立していくというふうなことをやっぱり進めていくことが20代、30代、40代におけるそういった生活習慣病予防につながって、それがさらにそういった生活習慣病による死亡の低下というようなことに結びついていくのだろうというふうに考えます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 食育の推進は知・徳・体の基礎になるもので、生涯にわたって自己健康の管理を育むものだと思っております。特に、学校教育におきましては児童生徒に対する食に関する指導を充実させ、望ましい食習慣の形成を促すことによりまして、食に関する自己管理能力の育成が図られ、将来の生活習慣病の危険性を低下させることができるものと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 先ほどの御答弁にもありましたが、いろんな取り組みがされているんだと。ただ、これは必修じゃなくて任意ですよ。それに系統立ててしてないですよ。私は必修にすべきだと思っているんですけれどもいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） この必修という言葉がちょっと難しくて、ただ、学校教育におきましては、食育につきましては関連教科、学校給食、保健、それから家庭科等学校教育全体の中で取り組んでいるところではあります。必修化という形ではまた別の形の議論が必要になるんじゃないかなと思います。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 今なさっている実態ではなかなかこれは凹凸があり過ぎて、小学校で中学校に二、三校が集まって中学校ができたときに、学校それぞれで全然レベルが違うんですよ。それを均一化するために

もきちんとしたカリキュラムと系統立てて教えるというそういう教材教育カリキュラムが必要だと思うんですがいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 平成17年度に食育基本法が制定されて栄養教諭制度がスタートし、それから学校給食法の改正がされ、学習指導要領の改訂がありました。この間、現在まで教育委員会としましては、小中学校における食に関する指導の全体計画の作成、これも年次的に上がって、小学校では前年度99.3%、中学校では93.3%等、かなり改善を見ております。それから、食に関する研修会もかなり多く実施しております。こういう中で学校教育でもかなり食育についての考え方が浸透してきているんじゃないかなと思っております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 食育についてはかなり意見の違いがありますけれども、もう一度検証して再度質問したいと思います。

もう一点は、小児生活習慣病についてですが、知事、那覇市では小学校4年生、肥満度20%以上の子供たちを対象に、医師会において再検をやっているわけなんですね。これが平成14年からやっていてもう12年間やっているわけなんです。そこで、20%以上の肥満度のある子供たちをもう一回血液検査をして、そして糖尿であるとか、それから中性脂肪、コレステロール全部調べて、そして早くから指導する。このことを私は全体的にできないだろうかというふうな提案をきょうしたいと思っているんですね。ですから、部長、この案に対してはどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 学校におけるそういった健康診断については、基本的には学校において実施するべきものでありますので、教育庁と連携を取りながら、学校におけるそういった生活習慣病対策を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ぜひ早くから子供たちに気づかせていくということを、特に沖縄県だからこそ実施をしていくというそういう意気込みをぜひつくってほしいなと思っております。

終わります。ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 皆さん、こんにちは。

通告に従い、一般質問を行います。

1、辺野古埋立申請についての見解を伺います。

2、県が普天間基地の県外移設の候補地を探しているとのことですが、即時閉鎖、撤去を要求すべきです。

3、米軍基地は沖縄経済発展の阻害要因だということを、全国民に発信するように2月議会で求め、公室長も検討を約束しましたが、その後の対応を伺います。

4、普天間基地を初め米軍基地内用地の先行取得の実績と今後の展望について伺います。

5、オスプレイの日米両政府の飛行合意違反、低周波振動の健康に与える影響、新たな12機の配備中止と、現在のオスプレイの撤去を求めることについて伺います。

6、地産地消の現状と県の取り組みと、モデル地区を設定して具体的かつ強力に推進することについて伺います。

7、農林水産部の研究機関の目的、成果、研究員の推移、今後の研究課題について伺います。

8、モノレールの延長の進捗状況はどうなっていますか。ウチナーグチアナウンスを提案し実現しましたが、反応はどうでしょうか。また、エレベーターの待機階について伺います。

9、絶滅危惧種のノグチゲラについて伺います。

10、コンベンションビューローに元副知事を派遣した理由、これまでの事業のあり方、問題点と改善点について伺います。

11、下水処理場や海洋技術支援センターなど、県の公共施設で太陽光発電の設置に適していると思われるところが多いが検討すべきではないか。

12、我が党の代表質問との関連について。

沖縄防衛局は、提訴する際に県から同意を得ていると裁判所に証拠として報告書を提出しています。これは明らかに虚偽ではないのか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 渡久地修議員の御質問に答弁をいたします。

第1に、地産地消の現状と県の取り組みについての御質問の中で、地産地消の現状と取り組み及びモデル地区設定についての御質問にお答えをいたします。

沖縄県では、「沖縄県地産地消推進計画」に基づきまして、第1に、学校給食などの県産食材利用の促進、第2に、県産食材メニューの開発・普及など7つの推進方策を定め、各種事業を実施いたしているところであります。今年度は、直売所とホテルや学校給食

とのマッチング支援事業に取り組んでおります。

モデル地区の設定につきましては、本事業を通じて市町村とも連携をし、効果的な手法を検討してまいりたいと考えております。

次に、モノレールについての御質問の中で、モノレールの進捗状況いかにという御質問にお答えいたします。

沖縄都市モノレールの延長につきましては、工事着手に必要な施行認可をことし6月に取得したところであります。今年度は、実施設計や関連道路の用地取得及び支柱工事を実施し、平成31年春の開業に向けて事業を推進してまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 辺野古の埋立申請についての御質問にお答えいたします。

辺野古埋立申請につきましては、普天間飛行場の代替施設として、名護市辺野古のキャンプ・シュワブ沿岸域約160ヘクタールを埋め立て、1200メートルの滑走路2本をV字型に配置した飛行場を建設する計画であり、公有水面埋立法に基づき、知事に公有水面埋立承認申請が提出されたものであります。

当該埋め立てに用いる土砂につきましては、全体として約2100万立方メートルであり、山土約360万立方メートルをキャンプ・シュワブ陸上部、辺野古ダム周辺から採取し、また、海砂約58万立方メートルを沖縄周辺から、岩ズリ約1644万立方メートルを沖縄、九州、瀬戸内周辺から購入するとしております。当該埋立承認申請につきましては、公有水面埋立法等関係法令にのっとり対応してまいりたいと考えております。

今後の手続といたしましては、7月18日まで申請書の縦覧を行い、その期間中、利害関係者の意見の提出を受け付けます。その後、所要の審査、地元市長及び関係行政機関に意見照会等を行う予定となっております。

次に、モノレールについての御質問の中で、モノレール駅でのウチナーグチアナウンスについての御質問にお答えいたします。

去る4月19日からモノレール15駅のコンコース内において、標準語での案内放送の後に、例えば県庁前駅では、「ハイサイ チュウヤ ウチナー都市モノレール（ゆいレール）ンカイ ヌイガメンソーチキミソーチ イPPERニフェーデービル クマヤ県庁前駅ナトーイビン」とウチナーグチでの放送を開始しており

ます。

利用者からの反応としては、全体としては好意的に受けとめられているものと思われます。

同じくモノレールについての御質問の中で、エレベーターの待機階についての御質問にお答えいたします。

県管理 9 駅のうち、4 駅のエレベーターについては、おりた階を待機階とし、5 駅については、2 階のコンコース階を待機階としております。今後は、利用者の意見を踏まえて、国及び那覇市を含めた管理者で待機階のあり方について検討していきたいと考えております。

次に、我が党の代表質問との関連についての御質問の中で、北部訓練場ヘリパッド建設に係る提訴についてというような御趣旨の質問にお答えいたします。

県は、当該訴訟について同意や不同意をしたことはありません。沖縄防衛局に対しては、当該訴訟の当事者は国と住民側であり、県は当事者ではないため、同意、不同意を述べる立場にはない。提訴するかしないかは当事者で判断するものであるものと申し上げているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 普天間基地についての御質問の中で、普天間飛行場の即時閉鎖、撤去要求についてお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要であります。県としましては、これまでの経緯等から、普天間飛行場の即時閉鎖、撤去が実現するとは考えがたく、他の都道府県の既に滑走路がある場所への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。

次に、米軍基地についての御質問の中で、米軍基地に係る情報発信についてお答えいたします。

県は、沖縄の基地問題を幅広く一般に理解していただくため、沖縄の米軍及び自衛隊基地に関する「統計資料集」などを定期的に発行し、渉外知事会等の関係機関に送付しております。また、県のホームページにおいては、日米両政府への要請文、オスプレイに関する質問、普天間飛行場に関するパンフレットや安全保障に関する報告書などをダウンロードして全国の皆様に利用していただけるようにしております。さらに、ことし3月には「沖縄振興に関するよくある質問」というコーナーを設け、その中で米軍基地と県経済の関係に関する疑問等について、数値やグラフを用いた資

料も掲載して説明しております。

県としましては、全国の皆様に基地問題について理解していただくことは重要であると認識しており、引き続きその情報発信に努めてまいります。

次に、オスプレイについての御質問の中で、オスプレイの違反飛行及び追加配備についてお答えいたします。

オスプレイの運用については、昨年9月19日に、可能な限り学校や病院を含む人口密集地上空を避けることや、垂直離着陸モードでの飛行を米軍施設・区域内に限り、転換モードの時間を可能な限り短くすること等を内容とした日米合意事項が公表されております。県では、昨年末、市町村と連携してオスプレイの飛行運用の実態について情報収集を行ったところ、318件の合意事項に反する飛行が報告され、その結果をもとに、オスプレイの飛行経路や運用実態の検証等について政府の責任で説明することを求めています。これについて、防衛省は、これまで行っている目視調査等の結果も踏まえ、確認作業を行っているとのことであり、現時点では調査結果は示されておられません。

オスプレイの追加配備については、県民の不安が一向に払拭されておらず、さらなる負担の増大は認められるものではないことから、県は軍転協を通じ去る6月12日に、安倍内閣総理大臣を初め関係閣僚に対して、オスプレイの配備計画中止や配置分散の実施などを緊急要請しております。

なお、オスプレイの追加配備につきましては、本日午後、沖縄防衛局より説明があり、7月下旬に岩国基地経由で沖縄に配備されるという連絡がありました。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 米軍基地内用地の先行取得についての御質問の中の、特定駐留軍用地内の土地取得事業についてお答えいたします。

沖縄県及び宜野湾市は、駐留軍用地跡地の円滑な利用を推進するため、駐留軍用地内の土地取得を目的とした基金を設置し、一括交付金を活用して沖縄県は約69億円、宜野湾市は約13億円を積み立てたところであります。今年度は、土地取得事業に沖縄県は約12億円、宜野湾市は約6億5000万円の予算を計上しております。沖縄県は道路用地として約17ヘクタール、宜野湾市は学校用地として約8ヘクタールの土地取得を始めたところであります。買い取り希望の申し出等については、窓口となっている宜野湾市に確認したところ、6月21日時点で買い取り希望の相談が20件あり、

面積にすると約1.6ヘクタール分、金額にすると約7億円分が寄せられているようであります。

今後、県は跡地利用推進法の土地取得制度を積極的に活用し、宜野湾市と連携しながら、駐留軍用地跡地の円滑な利用を推進していくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） オスプレイについての御質問の中で、低周波音の健康に与える影響についてお答えします。

低周波音によるものと考えられる健康影響としては、不眠、いらいら感、頭痛、吐き気等があるとされておりますが、年齢、個人差等が大きく、健康影響が明確になっていないのが現状であり、国による低周波音の環境基準や規制値は定まっておりません。県としては、実態調査が必要であると考えており、平成24年10月に沖縄防衛局に対し、同調査について要請したところであります。また、同年11月に上大謝名局において県による低周波音調査を実施し、オスプレイの低周波音レベルはジェット機等に比べ高い傾向にあること等を確認するなど、低周波音の実態把握に努めているところであります。

次に、絶滅危惧種のノグチゲラについての御質問の中で、ノグチゲラの生息状況などについてお答えします。

ノグチゲラは、県の「レッドデータおきなわ」及び環境省の「第4次レッドリスト」に絶滅危惧種として掲載されており、沖縄島北部山林にのみ生息する固有種でもあります。ノグチゲラの繁殖活動は、樹齢40年以上の壮齢林とその周辺で観察されており、生息数は、平成9年の報告では320羽から390羽と推定されております。

ノグチゲラの生息環境は、開発行為に伴う森林伐採等により縮小・断片化が進んでおり、また、近年は、ハシブトガラスや野猫、マングースなどによる捕食も確認されております。県及び国においては、鳥獣保護を図るため、ヤンバル地域において6カ所の鳥獣保護区を指定しております。また、マングース対策事業により、ヤンバル地域のマングースの低密度化が図られ、ヤンバルクイナやノグチゲラ等の希少種の分布域の拡大が見られております。

県としては、今後とも国と連携し、マングースなどの外来種対策や、希少動植物の保護担保措置としての国立公園化に向けて取り組んでいく考えであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 山城 毅君登壇〕

○農林水産部長（山城 毅君） 農林水産部の研究機関についての中、農林水産部試験研究機関の目的、成果、研究員の推移、今後の研究課題についてお答えいたします。

農林水産試験研究機関は、農林水産技術の向上並びに農林水産物の生産拡大に寄与することを目的として、試験研究を行っております。これまでの主な研究成果といたしましては、ウリミバエ、ミカンコミバエの防除技術の開発により、県外への野菜・果樹の出荷が可能となっております。そのほか、ゴーヤー、パイナップル、菊、牧草の品種開発やマンゴーの晩生品種の選抜、アグーのブランド化、肉用種雄牛の造成などを行っております。水産分野におきましては、ソデイカ漁業の開発やクルマエビ、モズク、海ブドウ等の養殖技術の開発を行っております。農林水産部所管の5研究機関の研究員数は、平成17年度148名に対し、平成25年度は128名となっております。

今後の研究課題につきましては、農林水産物の競争力のあるブランド化を実現するため、オリジナル品種の育成、高付加価値化、生産性及び収益性向上などの研究開発を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 沖縄観光コンベンションビューローの人事及び事業の課題についてお答えします。

沖縄観光コンベンションビューローの役員人事については、当財団の定款に基づき決定されるものであります。理事及び監事は評議員会の決議によって選任され、会長等については、理事会の決議によって理事の中から選定されます。このような手続を経て25名の理事が選任され、新会長には前副知事である上原良幸氏が選定されたところでございます。

当財団については、国内外の誘客プロモーションの強化や、多様な観光ニーズへの対応、受け入れ体制の整備など、これまで以上に沖縄観光の推進母体としての役割が大きくなっております。県としましては、当財団が期待される役割を発揮し、機動的・効率的に事業が推進されるよう執行体制の構築を支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 小嶺 淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺 淳君） 県の公共施設での太陽光発電についてという御質問にお答えをいたします。

県有施設への太陽光発電の設置については、各部局に対して設置促進に努めるよう要請をしております。なお、県及び市町村の教育施設では、平成24年7月現在、太陽光発電が54校に設置をされております。また、国際物流拠点産業集積地域那覇地区を拡張して整備を進める国際物流拠点施設にも太陽光発電設備の導入を検討しております。

今後関係部局と連携しながら、太陽光発電を初めとした再生可能エネルギーの普及拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 まず公室長、先ほどオスプレイが7月下旬に岩国に来るというようなことを言っていたけれども、これは7月下旬に岩国に来て普天間に配置するんですかね。もっと具体的に教えてもらいたい。これはいわゆる接受国通報というやつですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） これがいわゆる接受国通報であるかはちょっとはっきりしておりませんが、きょうの午後、防衛局の職員が県に来訪されて、オスプレイの追加配備について説明があったところであります。

それによりますと、オスプレイが7月の最終週に岩国飛行場に到着し、機体整備、点検、機能確認飛行、習熟飛行等を短期間行った後、普天間飛行場へ移動する見込みであると、そういった情報が寄せられたわけでございます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 これは何機ですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） きょういただいた資料の中には機数が示されておきませんが、従来から1個飛行隊12機だというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、この沖縄県民の声を無視してこのように追加配備をまた強行するということがきょう通報があったということで、これは黙っているわけにいかないですね。知事としても直ちに行動を起こすと。これはまた新たな県民大会もやらなければならないと思いますけれども、知事、どんな行動を。きょうのきょうですから、直ちに行動を起こすという点では知事の決意を聞かせてください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時16分休憩

午後5時17分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） また追加されるらしいということは、いろいろなマスコミ情報であるとかいろいろな情報がありましたので、6月12日には総理を初め外務、防衛、沖縄担当大臣にも配備の中止、そして今あるものの配備の見直しなども申し上げております。ですから、きょう正式なといいますかおっしゃるような伝達というかノータイスがあったようですが、少しこれはどういうふうに対応するか考えてみたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 このオスプレイの追加配備絶対に許さないと、もちろん今の12機も直ちに配備撤回を求めるといのはもうみんな一致していると思います。これは私たちは私たち、議会も動かないといけないと思いますので、知事もぜひ速やかに動いていただきたいと思います。

まず再質問、ノグチゲラについてです。

特別天然記念物に指定されていますけれども、特別天然記念物というのは一体何なのか。県内での指定状況について教えてください。

○教育長（諸見里 明君） 休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時18分休憩

午後5時18分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里 明君） 文化財保護法によりますと、動物、植物、地質鉱物のうち、学術上価値が高いものを天然記念物として指定しております。さらに、天然記念物の中でも特に重要なものを特別天然記念物に指定しているところです。

沖縄に所在する特別天然記念物としましては、ノグチゲラのほか、アホウドリ、イリオモテヤマネコ、カンムリワシ、コウノトリの5種類がありまして、このうちノグチゲラは沖縄島に生息しております。さらに、このノグチゲラは世界中で沖縄北部特定地域のみ生息する固有種でありまして、現存のキツツキ類では世界でも最も狭い分布域を持つ極めて貴重な鳥であるため、特別天然記念物に指定されております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 この皆さんからもらった資料で、「特別天然記念物」というのは「天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの」と世界でも国家的にも非常に価値が高いものということですね。そしてヤンバルの地域にしかない。本島ではこのノグチゲラだけが「特別天然記念物」に指定されていると。

知事、このノグチゲラは森のドラマーと言われていて、巣をつくったり餌をとるときにつつくときのあのドラミングという音、コトコトコトコトというのを出すようなんですが、聞いたことがありますか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 名前は聞いたことありますが、今議員の言われているようなことはよく知りません。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 教育長と環境生活部長は聞いたことがありますか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 残念ながらまだ聞いたことはございません。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 私も聞いたことはございません。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 残念ながら聞いたことがないということで、4月に調査してきたんですよ。そのときに偶然に聞きました。ここに録音したんですよ。それで議長の許可を得てぜひ皆さん、ほんの数秒ですから聞いてみてくださいね。ドラマーみたいな音がしますから。よく気をつけて聞いてください。（録音を聴取）今聞こえましたか。知事、どうですか、聞こえましたか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 聞こえましたが、何でしょうという感じです。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 このドラミングという音、これがノグチゲラが巣をつくったりする音なんですけれども、これが非常に危機的な状況にあるということで、先ほど答弁があったように40年以上たったイタジイなどに巣をつくるということなんです。最近タイワンハンノキに営巣している。それから沿道にまでおりてきているというのが報道されていますが、県はこれ確認していますか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 基本的にノグチゲラが営巣する樹種は22種類ほどございまして、そのうちのイタジイが6割、その他で4割を占めていて、中にはリュウキュウマツにも時々営巣をするというような状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 新聞にあったタイワンハンノキとか（資料を掲示）それから沿道にまでおりてきているということを確認していますかということ聞いたんですよ。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 私は直接その場所は見えておりませんが、職員は確認はしております。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 先ほどあった特別天然記念物、「世界的に又は国家的に価値が特に高いもの」、ヤンバルにしかないという点では皆さんこのノグチゲラに対する対策というのは非常に私は弱いと思います。ヤンバルクイナにやっている対策と比べても非常に弱いと思う。それで県のデータブックありますよね。（資料を掲示）その中で「生存に対する脅威」の現在についてどのようにこれで指摘していますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時24分休憩

午後5時26分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 「生存に対する脅威」につきましては、ノグチゲラの生息環境は開発行為に伴う森林伐採等により縮小、断片化が進んでいるということで、これによってノグチゲラ個体群の存続を脅かしているということになっております。

○渡久地 修君 現在と聞いたんですよ、現在。

ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時27分休憩

午後5時27分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 「また、米軍北部訓練場内におけるヘリパッドの移設に伴うヘリパッド用地および作業道を開設するための森林伐採による環境改変が危惧されている。」ということでもあります。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 先ほどの最初の答弁で、部長はマン

グースとかいろいろ言っていましたけれども、マンガースに対してこれは野猫やマンガースなどの外来種対策の重要性が指摘されているが、具体的な研究事例はないと皆さん自身が書いているんですよ。マンガースがかわいそうじゃないですか。ここで言っているのは、「現在も、ノグチゲラの分布南限にあたる地域においてダム建設が行われ、森林が伐採されている。また、林道開設、農地改良、木材生産のための森林の皆伐が現在も実施されているとともに、林床の乾燥化を引き起こすと指摘されている下草刈りなども行われている。また、米軍北部訓練場内におけるヘリパッドの移設に伴うヘリパッド用地及び作業道を開設するための森林伐採による環境変化が危惧されている。」と。森林の皆伐とヘリパッドの建設がノグチゲラの絶滅の脅威になっているんだということを皆さんが指摘しているんですよ。だから、知事、こういう世界的に非常に貴重なものは絶対に失ってはならないという点で皆さん自身が指摘したこれらの点について、きょうはこの程度にとどめておきますけれども、ぜひノグチゲラの種の保存について、この指摘も踏まえてノグチゲラになったつもりで十分な対策をとるという知事の決意を聞かせてください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 5 時 29 分休憩

午後 5 時 29 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 県としましては、希少動物の保護については国立公園化等も踏まえて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 先ほど指摘したのも、皆さんすぐには出てこない。そういう意味ではマンガースのせいにしてみたりする。これは違うんですよ、もう人為的なものが一番大きいんですよ。そこを十分把握してぜひ保全のために全力を挙げてやっていただきたいと。今回はこの程度にとどめておきます。

次に、辺野古埋立申請について。

知事、まず知事の 2 期目の公約で、地元の理解が得られない移設案は事実上不可能ということで県外移設を掲げましたよね。これについては政府にも何度も申し入れていると思うんですけども、知事の立場は私は政府はよく知っていると思うんですが、どうお思いますか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 5 時 31 分休憩

午後 5 時 31 分再開

○知事（仲井眞弘多君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 非常によく知っておられるんじゃないかと思いますが。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 そしてことし 1 月 28 日には、先ほどもあった建白書、41 の市町村長、それから市町村議会の議長、県議会、私も直接総理に手渡しした一人です。オスプレイ撤去、普天間基地の県内移設断念せよという要求を出しました。これも総理自身当然知っているんですよ。ところが、知事が事実上不可能だという立場も知っている。41 市町村長みんなが反対しているにもかかわらず、これを無視して 3 月 22 日に申請書を出したんですよ。この出したことに対してこれはオール沖縄の声を無視するもの、知事の見解を無視する、まさに私は民主主義国家にとっては許せない暴挙だと思うんですけども、この申請されたことに対して私は暴挙と思うんですけども、知事どうですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これはいろいろな立場によっていろんな考えができると思います。現実には公有水面埋立法という法律に基づいて申請することですから、やりたいと思う人はやれるということだと思うんですが。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 私は暴挙だと思うんですよ。

なぜこんなことが行われているかといったら、2 月に安倍首相がオバマ大統領と会って、辺野古移設を約束させられたという点で、そういう意味では県民の総意よりも沖縄県民の声よりも、オバマ大統領、アメリカのいわゆる要請を優先したということじゃないですか、どうですか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 5 時 33 分休憩

午後 5 時 33 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） ただいまの現在の状況につきましては、オバマ・安倍会談においてそういうものが確認されたという報道は承知しております。そこで約束が、というよりも日米両政府は普天間飛行場の代替施設として辺野古が最善であるという考え方を

変えていないという認識でございます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 だから、その認識というのは沖縄県民の声よりもアメリカの意向が優先されたんでしょと。沖縄県民の声は無視されたんですよということを知りたいんですよ、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） これは日米両政府間の合意だと承知しておりまして、アメリカの意向、オバマ大統領にどのような配慮をしたかどうだということにつきましては、県は承知しておりません。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 県は承知しなくても沖縄県民の声、知事の声、41市町村長の声が聞き入れられなかったというのは事実ですよ。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 現在知事が公約に掲げている県外移設というものと、政府の方針は異なっているという認識でございます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 なかなか皆さん方、とにかくこれが対米従属という姿勢のあらわれなんですよ、対米従属。だからそこを変えないといつまでたっても踏みつけられるということだと思います。

次に、埋立申請について伺います。

この申請の中で、中国脅威論が書かれています。県もその立場に立っているんですか。力と力、武力で物事を決めるというそういう立場に県も立つんですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 埋立申請書に書かれている中国脅威論というのは、防衛省を含む現在の政府の立場を説明したものだと思いますが、中国脅威論と呼んでいいのかわかりませんが、中国に対する安全保障上の懸念といったものが昨今の防衛白書にも明記されておりまして、そういったものが反映されたんであると考えております。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 平和的に外交努力でいろんな紛争を解決していくというのが私は県の立場でなければならぬと思います。そういう意味では、今回の埋立申請のこの中国脅威論というのは、実にこれはとんでもないものだと思います。

辺野古の海は非常に自然の豊かな海であるということで、ランクはどういうランクになっていますか。皆さんが去年出した環境影響評価書、知事意見出しましたね。知事意見ではどのような意見を出しましたか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 5 時36分休憩

午後 5 時37分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） まず自然環境のランクでございますけれども、県のほうで平成10年に策定した自然環境の保全に関する指針におきましては、事業実施区域の沿岸域は自然環境の厳正な保護を図る区域である評価ランク 1 に分類されております。

それから知事意見についてでございますけれども、ことしの 3 月27日に評価書について知事意見を出ささせていただきました。この中では、当該評価書で示された環境保全措置等では事業実施区域、周辺域の生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能と考えるという意見は出ささせていただきました。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 自然環境の保全を図ることは不可能ということで、知事の当然の意見を出しているわけです。

次に、埋立土砂の総量、県外から持ってくる量について再度お願いします。

○土木建築部長（當銘健一郎君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 5 時38分休憩

午後 5 時38分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） まず全体で約2100万ほどでございまして、県外から持ってくるものは四捨五入といいましょうか切り上げいたしますけれども、県外からは約1700万立米ということになっております。

それと先ほどちょっと私、ことしの 3 月にと申し上げましたけれども、知事意見は昨年 の 3 月でございました。大変申しわけございません。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 今の1700万立米とそれから2100万、これを仮に10トントラックに積むとなると何台になりますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 土砂を10トントラックで積むとしますと、大体立米にしますと6立米ぐらいという平均になるうかと思います。それで計算いたしますと、1700万立米ですとダンプトラック280

万台、2100万としますと約350万台程度ということになります。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 この量がどれだけあの豊かな海に、皆さんが言う厳正な環境の保全を図らないといけないランク1の海に与えるかという点で、2100万といっても私イメージがわからないものですから、どんなものだろうと。普通は東京ドーム何個分といいますけれども、東京ドーム行ったことないものですから、いろいろ計算してみました。1つは、返された新都心地区ここは214ヘクタール、あの返された土地からもし土砂をとるとなったら、9.8メートル約10メートル掘り下げて土をとる計算になります。新都心を10メートル。トラック、先ほど言ったものになります。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時40分休憩

午後5時40分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○渡久地 修君 トラック、先ほど言ったものをトラックに積んだ場合のものを私つくってみました。（資料を掲示） 県外から持ってくる1700万立方メートル、10トントラック280万台、トラックは7.67メートルです、1台。これを積んで一列に並べてみました、一列に。そうすると、那覇から札幌までの距離の実に9.6倍、一列に並べて9本、ずらっと札幌まで並び、2100万になると350万台で、実に那覇—札幌間の12倍。トラックがずっと数珠つなぎにしたと仮定して、これぐらいの物すごい量になるんですよ。こんな量がこのきれいな海に埋め立てられたら、もう物すごいダメージ。知事意見の保全は不可能だと思うんですけれども、知事どうでしょう。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 先ほど平成24年3月に当該評価書では自然環境の保全を図ることは不可能という知事意見を出させていただきました。その後、当該評価書は補正されておりまして、補正されたものが今回の申請書に添付されていると思われまして、そちらのほうについては内容審査の際にしっかり審査をしてまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 この280万台のトラックですね、これを県外から持ってくるといった場合に、今心配されているのが有害物質の混入、外来生物の混入というのが心配されていますね。これはどうやって防ぐんですか、280万台から。どうやってチェックするんです

か。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 購入する土砂につきましては、現時点で有害物質の分析等を行っても工事をやるときに実際に使う土砂じゃないものですから、余り意味がないということで今回は添付させておりません。今後内容審査をする段階で、そういった議員御指摘のような有害物質等を排除するといいたいでしょうか、きちんとチェックするような体制としてあるいはそれを担保するためにはどうしたらいいかというのを内容審査の中でしっかり確認していきたいと思えます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 これまで県外からの土砂の持ち込みというのは過去にあるんですか。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時43分休憩

午後5時43分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 圧倒的に県内が多くて県外については今ちょっと私、心当たりはないんですけれども、これは確認させていただきたいと思えます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 今度の6月12日の国会で、県外からの土砂購入で、これは岩ズリだけというふうに皆さん方、こんなものを書いていますよね。そこにいわゆる建設ダムのしゅんせつしたもの、こういったものまでも持ち込まれるんじゃないですかどうですか。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時44分休憩

午後5時44分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 今後、どういうふうな展開があるかどうかはわかりません。

それから国会答弁でもいろいろと岩ズリ、土砂等について共産党の議員から聞かれて政府が答弁しているようですけれども、私どもは現在申請書に記された内容で審査を進めていくつもりでございます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 この土砂の搬入の際に、それをチェックするのは県ですか、それとも事業者ですか、それとも業者ですか。

○土木建築部長（當銘健一郎君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時45分休憩

午後5時45分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 土砂等が有害物質に汚染されていないかとかというようなチェックをするのは一義的には事業者でございますけれども、それが基本的にきちんと担保されるかどうかというような仕組みについては、私どものほうでも考えていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 もう既にこの申請書の中には、岩ズリだけと書いてあるけれども、皆さん方それを信用しているけれども、国会ではダム堆積土のしゅんせつ土を含む建設残土、リサイクル材、これも検討するとちゃんと答弁しているんですよ、国会では。だから、あの申請書自体に書かれてないものが国会ではもうそういうのもやると言っている。輸入もあるんじゃないかと言ったらこれも否定していないんですよ。どうですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 国会での答弁というのは、私も見せていただきましたのでそういう答弁もあったようではございますけれども、私どもは法律に基づいた申請書が届いておりますので、あくまでもこの申請書の内容で審査をしてまいります。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 審査する際にも国会でこういう答弁されていますよと。審査の届けたものとは違うものも答弁されているんだよというのを頭に置いてやってください。

そしてシュワブ内の土砂採取場所、これは地権者何名ですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 土砂採取場所の所有権等については、添付する義務のない図書にはなっております。ただ、いろいろなマスコミ報道等もございましたので、現在沖縄防衛局に確認中、照会中でございます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、名護市長の意見も聞きますけれども、当然名護市長の意見というのは尊重されますよね。

○土木建築部長（當銘健一郎君） ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時47分休憩

午後5時48分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 地元市町村長の意見についての御質問でございます。

建設省監修のハンドブックの当該部分を読ませていただきますと、文字どおり意見にすぎず、免許権者を直ちに拘束するものではないが、関係市町村長ではなく地元市町村長と限定した以上、その合意なくして出願についてそのまま免許することには問題が生じるであろうことも事実であるとそのように記載されてございます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 ぜひ名護市長の意見も、知事、尊重してくださいね。どうですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時49分休憩

午後5時49分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） もう一度明確に答弁させていただきます。

地元市町村長の意見は、文字どおり意見にすぎず免許権者を直ちに拘束するものではないが、関係市町村長ではなく、地元市町村長と限定した以上、その合意なくして出願についてそのまま免許することには問題が生じるであろうことも事実であるということでございます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、ちゃんと尊重してくださいね。

あと知事にお尋ねしたいんですけれども、最近の知事の県外移設の答弁を聞いていて、ちょっと私の心配事なんですけれども、辺野古移設するよりも滑走路のある県外の飛行場に移設したほうが早いということで、これまでの事実上不可能というものから微妙に遅い、早い論点にすりかわってきているような感じがするんですよ。移したほうが早いと。これまで不可能だったから、あそこが早いというのにすりかわってき

ているように思うんですけれども、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） すりかえたつもりは全くありません。事実上不可能と言った言葉はそのままです、そしてやっぱり県外だというのも。県外でないと早くできませんから、固定化と同じになるからという意味でございます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 事実上不可能というのはぜひ堅持していただきたいと思う。なぜかというと、遅いか早いかの論になってくると、この辺野古の今度の申請書は極力短期間にできると国は言っているんですよ。国はここが早いと言っているんです。だから、遅いか早いかの論になってくると、辺野古も含めた場所の早いところはどこか、遅いのはどこかという論に入ってしまうおそれがあるので、辺野古は事実上不可能だということをきちんと堅持するということが大事だと思います。遅いか早いか論になってくると、例えば誰かが言っているように一旦本土の飛行場に移して、その間に辺野古をつくってその後また辺野古に移設すると、こういうことになってしまったらもうとんでもないことなんです。だから、こういったことも絶対これは知事の立場の中にはこういう選択肢は全くないということで明言していただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今議員からいろんなお話が出ましたが、私は前から申し上げているように、米軍基地がある程度必要なものは必要だと私は申し上げています。もともとあってはならないとは言っていない。過重な負担、過重過ぎるということを私は言っております。

ですから、基本的には何度もこれは答弁させていただいたんですが、フィージビリティ（実現可能性）の問題として今回の普天間飛行場についても考えるべきだと。あってはならないとか、あってもよいとか、こういう議論は私はしておりません。ですから、これは変わりません。ですが、どう見ても今の自然環境の

アセスなど見ても事実上不可能、ないしは不可能に近い。そういう中で早いか遅いか論というのははっきり出るだろうと思っているわけです。ですから、これはもう既に埋め立ても要らない、滑走路ができてしまっているところを選ぶというのは当然の話じゃありませんか。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 この早いか遅いか論になってきて、県外を探すという点では、鳩山首相が県外移設を掲げて一生懸命あっちこっち探して、とどのつまり抑止力は必要だったと言って辺野古に戻ってきてしまったんですよ。今は皆さん方が35カ所挙げて探しているということなんですけれども、そういうふうな結局県が移設先を探して歩くとなると鳩山首相と同じ道を歩むんじゃないかなと私は危惧している。だから、私は閉鎖・撤去、これを求めるのが一番だと思うんですけれども、もう一回どうでしょう。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、共産党の皆さんがおっしゃる閉鎖・撤去というのは言葉は一番早そうです、閉鎖・撤去ですから、移設じゃないんですから。ですが、現実論として閉鎖・撤去という言葉だけで物事が決まればこんないいことはありません。ですから、現実論としてはどこかに移す、この点では政府と一緒に。政府は辺野古だと、私はほかのでき上がっている空港へ移すほうが早いと言っているほうが現実的だと申し上げております。ですから、両政府がきちっと立ちどまって頭をやわらかくして考えれば、当然の結論だと私は思って信じております。

○渡久地 修君 閉鎖・撤去が一番早いということで終わります。

○議長（喜納昌春君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明2日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時55分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 桑 江 朝 千 夫

会議録署名議員 渡 久 地 修

平成25年 7 月 2 日

平成 25 年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 6 号）

平成25年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第6号）

平成25年7月2日（火曜日）午前10時2分開議

議 事 日 程 第6号

平成25年7月2日（火曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 乙第2号議案から乙第12号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 乙第2号議案から乙第12号議案まで

- 乙第2号議案 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第7号議案 損害賠償請求事件の和解等について
- 乙第8号議案 指定管理者の指定について
- 乙第9号議案 沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
- 乙第10号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
- 乙第11号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
- 乙第12号議案 沖縄県公害審査会委員の任命について

出 席 議 員（46名）

議 長	喜 納 昌 春 君	17 番	呉 屋 宏 君
副議長	浦 崎 唯 昭 君	18 番	仲宗根 悟 君
1 番	上 原 章 君	19 番	崎 山 嗣 幸 君
2 番	砂 川 利 勝 君	20 番	山 内 末 子 さん
3 番	具志堅 透 君	21 番	瑞慶覧 功 君
4 番	又 吉 清 義 君	22 番	渡久地 修 君
5 番	末 松 文 信 君	23 番	大 城 一 馬 君
7 番	新 田 宜 明 君	24 番	嶺 井 光 君
8 番	仲 村 未 央 さん	25 番	前 島 明 男 君
9 番	玉 城 満 君	26 番	照 屋 守 之 君
10 番	西 銘 純 恵 さん	27 番	新 垣 良 俊 君
11 番	比 嘉 京 子 さん	28 番	仲 田 弘 毅 君
12 番	吉 田 勝 廣 君	29 番	新 垣 安 弘 君
13 番	島 袋 大 君	30 番	當 間 盛 夫 君
14 番	中 川 京 貴 君	31 番	照 屋 大 河 君
15 番	桑 江 朝千夫 君	32 番	狩 俣 信 子 さん
16 番	座喜味 一 幸 君	33 番	赤 嶺 昇 君

34 番 新 垣 清 涼 君
 37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 41 番 新 垣 哲 司 君
 42 番 具 志 孝 助 君

43 番 新 里 米 吉 君
 44 番 高 嶺 善 伸 君
 45 番 奥 平 一 夫 君
 46 番 玉 城 義 和 君
 47 番 玉 城 ノブ子 さん
 48 番 嘉 陽 宗 儀 君

欠 席 議 員 (1 名)

6 番 儀 間 光 秀 君

欠 員 (1 名)

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
 副 知 事 高 良 倉 吉 君
 副 知 事 川 上 好 久 君
 知 事 公 室 長 又 吉 進 君
 総 務 部 長 小橋川 健 二 君
 企 画 部 長 謝 花 喜 一 郎 君
 環 境 生 活 部 長 當 間 秀 史 君
 福 祉 保 健 部 長 崎 山 八 郎 君
 農 林 水 産 部 長 山 城 毅 君
 商 工 労 働 部 長 小 嶺 淳 君
 文 化 観 光 湧 川 盛 順 君
 ス ポー ツ 部 長
 土 木 建 築 部 長 當 銘 健 一 郎 君
 企 業 局 長 平 良 敏 昭 君
 病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次 君

会 計 管 理 者 岩 井 健 一 君
 知 事 公 室 秘 書 久 貝 富 一 君
 広 報 交 流 統 括 官
 総 務 部 田 端 一 雄 君
 財 政 統 括 官 泉 川 良 範 君
 教 育 委 員 会 委 員 諸 見 里 明 君
 教 育 長 翁 長 良 盛 君
 公 安 委 員 会 長 笠 原 俊 彦 君
 委 員 長 眞 栄 城 香 代 子 さん
 警 察 本 部 長
 労 働 委 員 会 平 良 宗 秀 君
 事 務 局 長 知 念 建 次 君
 人 事 委 員 会
 事 務 局 長
 代 表 監 査 委 員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 嘉 陽 安 昭 君
 次 長 知 念 正 治 君
 議 事 課 長 平 田 善 則 君
 副 参 事 兼 勝 連 盛 博 君
 課 長 補 佐

主 幹 佐久田 隆 君
 主 査 嘉 陽 孝 君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

6月17日から27日までに受理いたしました陳情13件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会及び議会運営委員会に付託いたしました。

〔陳情文書表 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、乙第2号議案から乙第12号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

高嶺善伸君。

〔高嶺善伸君登壇〕

○高嶺 善伸君 おはようございます。

今、フランスでツール・ド・フランスという自転車競技が行われております。6月29日コルシカ島をス

タートし、21日パリにゴールですが、日本代表として、沖縄県石垣市の新城幸也選手が出場しております。新城選手は、6月23日の全日本自転車競技選手権で優勝し、御承知のように去年のロンドン・オリンピックにも出場しております。今回、世界最高峰のツール・ド・フランスでの活躍が期待されておりますので、県民皆さん、応援しましょう。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

1、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、ハワイ州アバクロンビー知事が在沖海兵隊のハワイ誘致を提案したと報道された。実現すれば、ハワイ・沖縄双方に大きなメリットとなる。この際、仲井眞知事は外交問題と傍観せず、御縁のあるハワイ州知事と積極的な意見交換や連携をして、県民の過重な負担軽減につなげる取り組みをすべきと思うが所見を伺う。

(2)、仲井眞知事は、県外の滑走路があるところに普天間飛行場を移すのが何より現実的で早いと述べていますが、県地域安全政策課の吉川研究員が県外の具体的な候補地を提案したという報道があり評価したい。知事は、在沖海兵隊の訓練移転や米軍普天間飛行場の県外移設の情報交換や情報発信をすべきと思うが、取り組みについて伺う。

(3)、県議会や仲井眞知事も米軍普天間飛行場は県外移設であります。米国のハワイ州、北マリアナ連邦、グアム、オーストラリアも含めた国外移転の可能性も含めてさまざまな意見が出ていることも事実である。一方で、日本政府は名護市辺野古移設に固執して、拙速にも埋立承認申請を提出した。知事は、環境影響評価書に対する意見として「当該評価書で示された環境保全措置等では、事業実施区域周辺域の生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能と考える。」と指摘しております。以上の観点から、知事は、名護市辺野古埋立承認申請への対応は「不承認」と表明すべきではないか、対応を伺う。

2、農林水産業振興について。

(1)、我が国のTPP参加は本県経済に重大な損失を及ぼす影響が大きいことから、県議会や農協中央会等は交渉参加に反対している。ところが、知事は交渉参加の閣議決定を容認するかのような姿勢とも受け取れるが、日本政府のTPP交渉参加への見解と交渉に際しては、聖域を確保できなければ脱退も辞さないということを求めるという方針だが、具体的な取り組みを伺う。

(2)、県農林水産部は、沖縄農業の多面的価値に関する定量的分析を発表したが、平成18年度の農業産出額

906億円の経済波及効果は7219億円、約8倍、県内の雇用効果を約6万人になると試算しております。定量的分析を踏まえ、本県農業の多面的機能の評価と今後の支援策を伺う。

(3)、一括交付金を活用した流通条件不利性解消事業は、鹿児島から東京市場への運賃相当等を根拠に特産品等の流通コストを支援する画期的な取り組みであります。事業実績と事業成果はどうなっているのか、同事業を踏まえた流通のあり方の将来像を伺う。

(4)、県花であるデイゴの枯死が全県的な大きな問題となっています。原因であるヒメコバチ防除事業の現状と今後の取り組みを伺う。

(5)、日本政府は、県議会や県漁連等からの反対を無視し、日台漁業協議における法令適用除外区域について、漁場を放棄するような合意を行った。去る2月議会では、本県漁業者の意向が協議に十分反映されるように、国へ働きかけてまいりますと答弁したが、残念ながら無視される結果となっています。経過と外交の犠牲にされたことへの見解と県益を回復することへの今後の取り組みを伺う。

(6)、円安に対する支援。

ア、安倍政権のアベノミクスによる大規模な金融緩和で急激に円安が進み、輸入価格の上昇で諸物価が値上がりし、国民が悲鳴を上げております。JA沖縄中央会は、円安による生産コスト上昇に対する支援を求めている。現状と今後の支援について伺う。

イ、漁船用燃料が高騰し、全国的にイカ釣り漁船の出漁中止が起きているが、本県のマグロはえ縄、ひき網漁船等が悲鳴を上げております。対策を伺います。

3、離島振興について。

(1)、離島医療。

平成25年度を初年度とする第6次沖縄県保健医療計画で、基準病床数を大幅に上回る既存病床数が報告されている。病床過剰地域における開設の中止や、病床数の削減等が課題となります。県立宮古病院が改築に伴って病床数が削減されましたが、離島医療の拠点である県立八重山病院の建てかえに伴う基準病床数との関係が地元では心配されております。

ア、保健医療計画における圏域ごとの基準病床と算定根拠及び県立八重山病院における病床数や医療水準の確保の今後の対応について伺う。

イ、県立八重山病院の移転・改築の進捗状況と整備基本構想策定・基本設計等への取り組みについて伺う。

ウ、県立八重山病院・宮古病院における医師の確保

や7対1看護体制への移行は、看護師の確保や医療体制の充実の観点から急務である定数や配置についての取り組みを伺う。

(2)、流通コスト解消事業について。

県内の多くの離島が沖縄本島から海を隔てているため、離島市町村の平均物価は割高になっております。那覇市を100とした場合、離島の平均消費者物価は130%であり、ちなみに、与那国町に至っては146.1%という現状である。離島の物価が高いということは、消費税の実質負担は税率以上の税金を過重負担していることになっているんじゃないかと思われる。

ア、離島の消費者物価や生産資材等の離島輸送コストの実情を県はどのように把握しているのか。

イ、消費税の県内負担状況と、増税となった場合の離島影響をどのように予測しているのか、消費税率の軽減等国への要請行動を起こすべきではないのか。

ウ、離島の輸送コスト軽減措置についての取り組みと離島生活コスト低減実証事業の今後の制度拡充を伺う。

(3)、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業についてであります。一括交付金による同事業は、離島苦解消の画期的な事業として評価も高く、離島の移動権の持続的な制度として強い要望があります。ところが、格安航空会社の参入により、県は一括交付金による助成を保留するという方針である。一方、従来の離島住民割引運賃制度は空港着陸料等を軽減し、航空運賃を割引してきましたが、さらに着陸料の軽減を拡充することで割引運賃の拡充を検討すべきだと考えております。改正離島振興法では離島の住民や生活物資の輸送で著しい負担を強いられることがないように配慮されなければならないとされており、10年後を見据えた効果や目指すべき離島振興が必要である。

ア、航空運賃・船賃軽減事業の実績と経済波及効果について伺う。

イ、格安航空会社等の路線参入で価格競争状態となり、一括交付金の適用が保留となると説明されている。当日変更可能な航空券による利便性の確保を求める声が多いが、どのように対応するか伺う。

ウ、県管理離島空港の着陸料等のさらなる軽減措置による離島住民割引運賃制度の拡充への取り組みを伺う。

(4)、新石垣空港関連について。

3月7日の開港以来、国内外ともに乗降客が伸び、早くも空港関連施設の整備改善が課題となっております。利用者、特に観光客の評価は今後の展開にも大きな影響を及ぼすことから、早急な対応が求められてお

ります。

ア、国内航空路線の就航の状況と空港施設・ターミナル施設の対応について伺う。

イ、国際線の就航状況と国際線ターミナルビル等の増築、C I Q対応への取り組みを伺います。

ウ、空港アクセス道路の早期整備のための用地買収の加速化と全線4車線化への取り組みを伺う。

我が会派の代表質問との関連は取り下げます。

以上、よろしくお願いします。

○議長(喜納昌春君) 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事(仲井眞弘多君) おはようございます。

高嶺善伸議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、農林水産物流通条件不利性解消事業の実績と成果及び流通のあり方の将来像についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

平成24年度の本事業による県外出荷量は、前年度に比べ約630トン増の約2万2900トンとなっております。補助額は約12億4700万円となっております。

沖縄県といたしましては、輸送コスト負担の軽減により、農家等の生産意欲の向上につながったものと考えております。

今後は、生産量の拡大や出荷のスケールメリットによる運賃等の低減を支援することにより、自立的な農林水産業の振興を目指したいと考えているところでございます。

次に、離島医療に係る御質問で、県立八重山病院の移転改築の進捗状況と基本構想・基本設計の取り組みについての御質問にお答えをいたします。

新八重山病院の建設につきましては、機能、そして役割、診療体制などについての現状と課題の分析を行うため、病院事業局内に検討チームを設置し、関係機関と連携を図りながら基本構想の策定作業を行っているところでございます。また、より具体的な施設規模、そして構造及び機能等を定めた基本計画につきましては、平成26年度に策定することにいたしており、その後、基本設計に着手していくこととなります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長(喜納昌春君) 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長(又吉 進君) 知事の政治姿勢についての御質問の中で、ハワイ州知事との連携についてお答えいたします。

日米両政府は、2012年4月の2プラス2共同発表において、約9000人の在沖海兵隊が国外に移転するとし

ており、その内訳を政府に照会したところ、グアムが約4000人、ハワイ等その他の国外が約5000人という回答がありました。また、ことし3月の米下院軍事委員会の公聴会において米軍司令官は、在沖海兵隊のハワイへの移転数を2700人と証言しております。ハワイ州知事は、これらを踏まえ、在沖海兵隊のハワイへの移転について、2500世帯の受け入れが可能と発言したと理解しております。

県は、3月にホノルルで行われたフォーラムに県職員を派遣し、その後も連絡をとっており、ハワイ州知事の提案につきましては、引き続き情報収集を十分に行いたいと考えております。

次に、普天間飛行場の県外移設等の情報交換や情報発信についてお答えいたします。

普天間飛行場の移設につきましては、他の都道府県の既に滑走路がある場所への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えており、日米両政府に対し県外移設を強く求めているところであります。

このため、県においては、普天間飛行場と同規模の全国の飛行場について、移設可能性の研究を行っているところであり、現在、調査研究の過程で専門家等との意見交換を通じて討論をしているものであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、公有水面埋立承認申請への対応についての御質問にお答えいたします。

公有水面埋立承認申請については、公有水面埋立法等関係法令にのっとり、承認基準への適合状況、利害関係者、地元市長及び関係行政機関の意見などを総合的に勘案し、承認するか否かを判断してまいります。

次に、離島振興についての御質問の中で、県管理離島空港着陸料のさらなる軽減措置についての御質問にお答えいたします。

県が設置管理する12空港の着陸料につきましては、「沖縄県空港の設置及び管理に関する条例」において定めております。平成9年度からは、条例の特例措置により普通着陸料の80%、ジェット機のみ課される特別着陸料の70%を軽減しており、国管理空港における沖縄発着路線に係る軽減措置と同程度となっております。なお、着陸料の軽減分については、航空会社による離島住民割引の原資の一部に充当されることによって、離島住民の移動コスト軽減が図られているところであります。着陸料のさらなる軽減措置につつま

しては、着陸料が県管理空港の重要な財源であることを踏まえると、慎重に検討していく必要があるものと考えているところでございます。

同じく離島振興についての御質問の中で、新石垣空港の国内線就航の状況と空港・ターミナル施設の対応についての御質問にお答えいたします。

新石垣空港の国内線の就航状況は、平成25年7月に就航するエアラインも含めて、羽田2便、成田1便、中部国際1便、関西3便、神戸1便、那覇24便、宮古3便、与那国3便の合計38便となっております。空港施設については、中型機対応の2000メートル滑走路とエプロン8スポットが整備されており、1日当たり47便まで対応可能となっております。また、国内線ターミナル施設については、ピーク時間当たり830人の旅客が利用可能な施設として整備されております。以上のことから、現状では空港施設の所要規模は充足していることから、今後の就航状況を見ながら、空港施設とターミナル施設の対応を検討していきたいと考えております。

同じく離島振興についての御質問の中で、国際線の就航状況と国際線ターミナルビルの増築等についての御質問にお答えいたします。

新石垣空港開港後の国際線の就航状況につきましては、開港日の3月7日から5月末までに台湾や韓国から18便のチャーター機が就航し、その間の乗降客数の累計は2395人となっております。現在は、台湾の復興航空と華信航空によるチャーター便がそれぞれ週2回就航しております。国際線ターミナルビル施設及びC I Q施設につきましては、海外エアラインや地元経済界より拡充の要望があることから、県としては、早急に取り組むべき課題と考えており、現在、施設の設置管理者である石垣空港ターミナル株式会社や石垣市などとの間で、増築に向けた取り組みを進めているところであります。

同じく離島振興についての御質問の中で、石垣空港線の用地買収の推進及び全線4車線化についての御質問にお答えいたします。

石垣空港線については、平成23年度から用地取得を行っているところであり、今後も引き続き早期整備を図るため、精力的に用地取得に取り組んでまいりたいと考えております。また、全区間における4車線化については、将来の土地利用や地域開発等に加え、交通需要の動向を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 農林水産業振興についての御質問の中の、ＴＰＰ交渉参加を受けた取り組みについてお答えいたします。

沖縄県の農業分野については、十分な農業対策が打ち出されないまま妥結し、関税が撤廃された場合、深刻な影響が懸念され、特に、サトウキビ生産が主要な産業となっている離島地域において重大な影響を与えるおそれがあることから、聖域が確保されなければ脱退も辞さないことを求めていると考えております。また、ＴＰＰは物品貿易のみならず、サービスや投資、政府調達など幅広い分野にかかわるものであり、県内の関係団体から、農業分野以外にも国民皆保険制度の維持や食の安全・安心についての懸念などが示されております。

県としては、今後、知事を本部長とする庁内組織を立ち上げ、全庁的に情報の収集や影響の調査などを行うとともに、今後の対策等を協議するなど適切に対応してまいります。

次に、離島振興についての御質問の中の、離島の消費者物価等の実情の把握についてお答えいたします。

離島の消費者物価等の把握につきましては、本県の39有人離島の中から人口規模、沖縄本島からの距離等により類型化した上で14離島を抽出し、平成23年3月時点における生活必需品の物価の状況について調査を行っております。その結果、離島地域では生活必需品の価格が沖縄本島と比較して平均で3割程度高いことがわかりました。

次に、増税となった場合の離島への影響及び消費税率の軽減等国への要請についてお答えいたします。

増税となった場合の離島への影響は、本島に比較して物価が高い離島地域においては税負担が増すことが予測されます。現在、国において「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」に基づき、低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入などについて総合的に検討されることとなっており、その動向について注視していきたいと考えております。

次に、離島生活コスト低減実証事業の現状と今後についてお答えいたします。

離島の輸送コスト軽減につきましては、離島の小売店で販売される生活必需品について、沖縄本島から対象離島までの輸送経費等について補助する離島生活コスト低減実証事業を平成24年度から実施しております。対象離島としましては、調査した物価状況の結果などから、本島周辺の小規模離島で物価差の大きい座

間味村、渡嘉敷村、北大東村、南大東村を対象に事業を実施しているところであります。

今後は、本事業の効果を検証する委員会の検証結果等を踏まえ、事業の制度拡充等について検討してまいりたいと考えております。

次に、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の実績と経済波及効果についてお答えいたします。

沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業における平成24年度の利用実績は、航空路は37万5489人で、前年度比47.1%増となり、航路においても離島住民の利用者数は45万9069人で、全利用者数は前年度比約10.6%増となっております。平成24年度事業について、経済波及効果の分析は行っておりませんが、平成23年度に社会実験として実施した小規模離島航空路利用活性化事業の利用者数は17万8792人で、対前年比16.6%増となっております。その波及効果として、離島住民の移動機会の増加及び交流人口の消費の増加により、県全体で14億6000万円、対象離島で3億7000万円の経済効果が期待できるとの推計結果が得られております。対象路線や割引率が拡充された本事業では、社会実験以上の効果が得られているものと考えております。

当日変更可能な航空券の確保についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業は、離島住民が当日購入可能な運賃が競争状態になく、県が想定する新幹線並み運賃を上回っていることを事業の適用条件としております。那覇―宮古、那覇―石垣路線においては、航空会社の新規参入により運賃が競争状態になったことから、航空会社、関係市町村へ事業適用保留の通知を行いました。

地元からは、事前割引航空券も便の変更が可能となるよう要望があったことから、県としましては、当該要望を航空会社へ伝えたところであります。しかしながら、航空会社からは、事前割引航空券は便の変更不可との予約条件つきで割り引いた商品であることから、見直すことは困難との回答がありました。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 山城 毅君登壇〕

○農林水産部長（山城 毅君） 農林水産業についての中、本県農業の多面的機能の評価と今後の支援策についてお答えいたします。

本県の農業・農村は、食料生産の場であると同時に、自然や景観、伝統文化の保全を通じて都市住民の生活にも深くかかわっていると認識しております。また、離島においては、国境・領土を守る機能を有する

など、今後とも、農業・農村の振興を通じて多面的機能が維持・保全されるよう努める必要があると考えております。さらに、本県の農業は農産物の生産・販売等を通じて、農業・食料関連産業を中心に各種産業へ大きな経済波及効果・雇用創出効果をもたらしております。

県としましては、今後とも農村環境の保全、担い手の育成、地産地消・6次産業化の推進、都市と農村の交流促進などにより、農業の多面的機能の維持と農業・農村の活性化を図る振興策に取り組んでまいります。

次に、デイゴヒメコバチ防除対策と今後の取り組みについてお答えいたします。

デイゴヒメコバチの被害につきましては、平成17年の確認以降、これまでに薬剤樹幹注入等の防除対策を実施したことにより、平成22年度の推定被害本数約8万3000本から、平成24年度末では約3万本に減少しております。平成25年度の防除につきましては、沖縄振興特別推進交付金3900万円を予算措置しており、薬剤樹幹注入等を実施することとしております。また、デイゴヒメコバチの防除に当たっては、県森林資源研究センターと連携し、防除薬剤の効果試験や使用方法の改善等、防除対策の低コスト化に取り組んでいるところであります。

県としましては、今後とも国や市町村及び関係機関等と一体となって、デイゴの保全に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、日台漁業取決めに対する経過と見解、今後の取り組みについてお答えいたします。

日台漁業取決めにつきましては、地元に対して何ら説明がないまま、本年4月10日に合意されております。そのような日台漁業取決めの頭越しの合意は極めて遺憾であることから、4月12日に国に対し抗議したところであります。その後、漁業団体と連携し、国に対し、本県漁業者の権益及び安全操業を確保し、漁業秩序を維持できるよう、日台漁業取決めの見直しを強く求めてきたところであります。

県といたしましては、今後とも漁業団体と連携し、国に対し粘り強く見直しを求めていくとともに、「取決め適用水域」における操業ルールを策定するため、漁業者間の協議を進めていくこととしております。

次に、円安の影響による畜産の現状と今後の支援についてお答えいたします。

近年の配合飼料価格高騰に加え、円安の影響により、畜産用配合飼料価格が高騰し、畜産経営は極めて厳しい状況となっております。ＪＡ沖縄中央会等団体

から、1、経営安定対策の支援、2、備蓄サイロの整備、3、消費者への理解醸成などの要請を受けております。

平成25年4月から6月期の配合飼料価格は、トン当たり6万650円であり、前年同月期と比較するとトン当たり約3150円高騰しております。配合飼料高騰対策としましては、国の「配合飼料価格安定基金」があり、価格高騰時に一定の要件のもと、補填金を交付しております。加えて、国は緊急措置として、通常補填基金の生産者負担分の助成を決定しております。

県としましては、これら国の支援策の動向を踏まえつつ、畜産経営の安定化に向けて独自に支援できないか検討してまいります。

次に、漁船用燃油高騰対策についてお答えいたします。

近年の原油価格高騰に加え、急激な円安の影響を受け、漁船の燃油価格は、平成21年6月の1リットル当たり54円から、平成25年6月には84円と、約57%上昇しており、県内漁業者の経営を圧迫しております。このため、県では、国及び漁業団体と連携し、漁業経営セーフティネット構築事業の活用による燃油高騰対策に取り組んでいるところであります。

今回、同事業は、最近の燃油高騰を踏まえ、燃油価格が1リットル当たり95円を超えた場合、漁業者の負担が軽減されるなど、内容が拡充されたところであります。

県としましては、同事業の周知と加入促進に努めるとともに、燃油価格の動向を注視しながら、漁業者及び漁業団体の要望や他県の状況等も踏まえ、漁業者の経営安定を図るための対策について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 離島振興についての御質問の中で、保健医療計画における基準病床及び算定根拠についてお答えいたします。

県では、平成25年3月に策定した「沖縄県保健医療計画」において、各保健医療圏域の基準病床数を示したところであり、療養病床及び一般病床については、北部647床、中部3370床、南部5230床、宮古476床、八重山279床となっております。また、基準病床数の算定基準の根拠については、医療法施行規則第30条の30に算定方法が示されており、各都道府県は、この算定方法に基づき基準病床数を決定することとされております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 離島振興についての御質問の中で、県立八重山病院の病床数や医療水準の確保の今後の対応についてお答えいたします。

離島地域については、その地理的条件を踏まえ、可能な限り地域内で完結できる医療体制の充実に努めていく必要があると考えております。これまで、県立八重山病院は、一般医療を初め救急医療、離島・僻地医療等を担い、地域住民の医療確保を図るとともに医療水準の向上に努めるなど、八重山圏域の中核病院としての役割を果たしてきました。

病院事業局としましては、今後とも地域に必要な病床数や医療水準の確保に努めていきたいと考えております。

次に、県立八重山病院及び宮古病院の医師や看護師の確保及び定数などについてお答えいたします。

県立八重山病院及び宮古病院における医師や看護師の確保については、医療提供体制を維持する上で重要な課題の一つとして位置づけております。医師確保においては、大学や民間病院との協力・連携による医師派遣、人的ネットワークの活用及び臨床研修による医師の養成を図るとともに、看護師の確保においては、看護師募集に係るイベントへの参加や採用年齢制限の撤廃など、あらゆる手段を講じております。また、宮古病院及び八重山病院における7対1看護体制の導入については、他の病院での実施状況や看護師確保、経営への影響等を考慮しながら引き続き検討を行っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） 離島振興の中の、消費税の県内負担状況についてお答えいたします。

平成24年度に県内で納付されている地方消費税の額は約139億円で、その額から推計すると消費税額は約558億円となり、その合計額は約697億円となっております。また、地方消費税は、全国の消費活動を踏まえ各都道府県相互において清算がなされており、平成24年度の清算後の地方消費税額が約216億円で、その額から推計いたしますと、消費税額は約862億円となり、県内で負担される消費税と地方消費税の合計額は約1078億円と推計されております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

○高嶺 善伸君 ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時45分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

高嶺善伸君。

○高嶺 善伸君 再質問させていただきます。

この空港アクセス道路ですね、4車線化の区間というのはもとの空港跡地なんですよ。それで、なぜそこが4車線で新空港予定地周辺は2車線なのか。これはいつの交通需要調査によるものか、それについて御説明いただきたい。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） まず、4車線、2車線につきましては議員御指摘のとおり、市街地部分については、1日当たり1万6800台ということで、これは平成42年の将来交通量を推計した結果となっております。そして、市道タナドー線からの部分ですけれども、これは郊外の部分になりますけれども、こちらのほうは1日当たり7500台、これは同じく平成42年の将来交通量を推計したところでございます。それで、私どもの条例ですけれども、沖縄県道路構造条例というのがございます。以前、道路構造令だったものが地域主権一括法で条例になった部分ですけれども、これは都市部においての4車線といいますのは、1日当たり1万2000台以上、地方部では4車線にするためには、1日当たり9000台ということで、若干、郊外部については交通量が足りないというような状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

○高嶺 善伸君 平成22年度の調査の結果で、2車線、4車線決めるといのはおかしいですよ。新空港開港して、今、需要が大きくなっているんですよ。そういう意味では、新たに新空港周辺の交通需要調査をして、4車線にできるかできないか、これを判断をすべきじゃないですか。その見直しについてお聞きします。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 先ほどの本答弁でも、「全区間における4車線化については、将来の土地利用や地域開発等に加え、交通需要の動向を勘案しながら検討してまいりたい」と申し上げましたのはまさしくそのことでございまして、今後、その交通需要に大きな変化があれば、それはそれなりにきちんと勘案してこの計画に盛り込んでいきたいと思っておりますけれども、今のところは1日当たり7500台ということですよ。

ので、4車線化をすることは難しいというふうに考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

○高嶺 善伸君 知事、おかしいのは22年の調査ですよ、今。空港開港しました。交通需要というのは物すごくふえています。また、明和大津波の経験もあるものですから、この道路は防災道路としても重要なんですよ。したがって、もう供用開始しましたので、今年度、交通需要調査を早急に入れて、今、道路整備計画を見直すかどうか、2車線を4車線にするかどうか、これは早急に知事の政治的な判断が必要だと思っておりますけれども、知事は、その事情はよくわかりだと思しますので、4車線化への見直し、交通需要調査を早急にやるという意味でお考えを聞かせてください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時49分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 今年度、交通量については需要予測を実施してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

○高嶺 善伸君 新病院の件についてお聞きしますが、やっぱり25年度中に基本構想を策定することになっていますが、検討委員会の設置、あるいはいつまでに構想をまとめるのか見通しについてお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えいたします。

基本構想については、今年度中にまとめていきたいと思っております。続きまして、平成26年に基本計画をやりたいというふうに思っております。

○高嶺 善伸君 それは聞いたから、検討委員会の設置の話を……。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） 検討委員会については、検討委員会の委員の人選を今検討している状況でございますので、いつごろまでというのは今の時点ではまだ申し述べられませんけれども、できるだけ早くそれを実施していきたいというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

○高嶺 善伸君 局内で検討チームを発足させていますね。それで、場所の問題、これが決まらなと構想

はどういうような格好をやったらいいか、大きな影響が出るんですよ。この移転場所については決定なさったんですか。知事も前回の議会で、これは跡地利用の拒否するものではないという大枠はできておりますので、この基本構想には跡地利用という意味で明確に盛り込んで構想を策定することになっていませんか。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） 建設場所については、今、幾つか案が出ておりますけれども、場所の決定については、今年度中に少なくともこれを決めて、早急にそういった実施計画についても検討して仕上げていきたいというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

○高嶺 善伸君 今回は文教厚生委員会の現場視察もあって、老朽化が著しいと。この機能停止がいつあってもおかしくないという緊急事態ですので、ぜひスピードアップをしてもらいたいと思っております。

それで、病床数の確保に努めるということですが、現在、350床が認可された八重山病院の病床ですよ。それを今、基準病床数が279しかありません。そういう意味では、既存病床の中で、構想の中では、八重山病院の病床数の確保、基準病床数等の関係で非常に懸念されているんですよ。その辺の確保についてはどういう議論になるんですか。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） 今現在、八重山病院の許可病床数350です。今後の医療の需要のニーズとか、それから、先ほど新石垣空港も開港しまして、海外からあるいは県外からの観光客もどんどんふえていくというふうな状況にありますので、その辺もしっかり今後の人口増、あるいは需要に対して対応できるように、今の350床をまず基準にして考えていきたいというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

○高嶺 善伸君 知事の政治姿勢で知事から直接答弁いただけなかったのは残念ですが、このハワイ州知事の提言は大事だと思います。職員を派遣したということです。知事の発言の内容を紹介していませんか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時53分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 3月10日に行われたフォーラムの主な発言でございますけれども、そこで

きょう、改めて皆さんに提案させていただきたい。それは、在沖海兵隊とその家族の大部分を沖縄からハワイに移設することである。同時に、それはアジア・太平洋における米軍プレゼンス、その他再編となる。また、ハワイが在沖海兵隊とその家族の大部分の移設先として適当な場所となると。そして、ハワイではすぐその作業を始めることができる。ポハクロア——これはハワイ島ですけれども——には既に数百戸の住宅がある。現在、家族住宅の増築計画を策定している。2500世帯の受け入れが可能で、既存の訓練施設の整備もできると。これが主なハワイ州知事の発言でございます。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

○高嶺 善伸君 現在、米軍普天間基地所属の海兵隊の数は何名ですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今ちょっと正確な資料を持っておりませんが、いろいろ異動がありまして4000人から5000人ぐらいだと考えております。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

○高嶺 善伸君 私は、以前に司令官から直接聞きましたけれども、2000名ですよ。だから知事、閉鎖状態にするのは、今のアバクロンビー知事と連携するというのは可能なんです、受け入れると言っているんだから。そういう意味で、知事の積極的な姿勢が答弁で伺えなかったのは残念。今こそ閉鎖状態にできる、ハワイに移転すれば。そういう意味での兵力しかないんですよ。そういう意味で、提言ですけれども、9月の初めに沖縄フェスティバルというのがハワイで開かれるんですね。だから知事も大歓迎ですよ、仲井眞知事がお見えになること。ぜひこういう機会に、負担軽減について積極的な提言をありがたうということで、具体的に知事同士、負担軽減のために何が協力できるか、最高のチャンスだと思うんですね。これだけ受け入れますと知事が言っておられるんだから。ぜひ9月に訪米なさってアバクロンビー知事とお話になったらどうですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） きこのあたりからも同様の御質問に答えているわけで、少し今、実務的にこの内容についてチェック、情報収集を含めてやっておりますので、ちょっとそれを踏まえて、ハワイに行くことは簡単ですから。何も9月の県民のあれを待たなくても、行ってすぐ帰ってこれますから。ですから、別にそうあれではないんですが、ただ、これまでの同氏との接触からする感じでいきますと、今、議員がおっ

しゃっておるように右から左へ何が決まり得るかという点は、少しこれはチェックというか研究させてください。ただ、おっしゃるように9月にも大きな県民のあれもありますし、ハワイへ行くことも簡単なことですから、もう少し研究をちょっとさせてください。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

○高嶺 善伸君 ハワイ州知事は、一昨年の世界のウチナンチュ大会にも来られて、沖縄の問題を共有して一括に解決していきたいという思いを直接お聞きしました。そういう県人会のネットワークもあります。ハワイとの関係もありますので、知事、もうちょっと積極的に、危険性の除去のために何ができるか。これは国の問題ではなくて、やっぱり県民の負担軽減のために知事がこの機会を捉えることが大事だと思っておりますので、これは提言しておきたいと思います。

県外移設の問題ですが、これまで全く当てがないうけじゃないということも知事はおっしゃっておりました。私も、前政権ですけれども、平野博文官房長官、瀧野副長官とも協議しまして、危険性除去のために政府が何もしてないと言ったら、いや、国内の20カ所以上の自衛隊の基地などを検討してみていると。ところが、帯に短したすきに長しか、そういうことでなかなかできないという話もありましたが、私は宮崎県の新田原基地へも行きましたよ。そうしたら、在沖海兵隊を受け入れるための滑走路をわざわざ増設する、管制塔もそうですよ。兵舎もそう。80億円余りかけて米軍再編の対策やっていますので、国で、国内でどんな協議をしているのか、どんな計画があるのか、沖縄にだけ負担を押しつけるのではない、政府を問い詰めて、こういう見解もただしていくという意味では、この研究員の経過というのも一つの方法論としておもしろいと思うんですね。だから、県外移設についてもただ政府任せじゃなくて、知事はいろんな方法を使って、負担軽減をどうするのかと、危険性除去をどうするのかということでもう少し積極的にいくべきだと思いますけれども、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） それなりにやってきているつもりではありますが、議員から見ればまどろっこしいということかもしれません。ただ、この防衛についての部分というのは、こういう自治体でできる部分と——ある範囲を超えると、意見の交換はできます、プライベートにですよ。そこから先はすぐれてこれは国の分野であると思っておりますので、そのところを突破しない限り、なかなか現実の防衛の担当のレベルへ議題が持ち上がらないというもどかしさがある

と私は思っておりますので、そこを逆の方向に走らせないように、我々自治体ができるところはどこかというのを見きわめながらやっているつもりではありません。ですから、今おっしゃった御意見もなかなかの、これまでいろんなことやってこられた高嶺議員のお話ですから、きちんと受けとめさせていただいて、なお研究・検討、前へ進めるような方策を実行できれば、ないしは考えて実行していきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

○高嶺 善伸君 慰霊の日、安倍総理がお見えになって、知事は面談する時間がありました。私はこのときに、日台漁業取決めのこの緊急な事態、漁場を守るため、漁民を守るため、あるいはＴＰＰ参加によって離島が切り捨てられる、この危機感を持って知事はあのときに総理に直訴して、沖縄問題の中で今、重要なのはこのＴＰＰと日台漁業協議だと、このことについては絶対に譲るわけにはいかないということを強く申し上げるべきだったんじゃないかと思うんですが、実際のところどうだったんですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員の御質問のトーンからすると足りなかったんじゃないかということかと、仮に思っておりますが、結果としては頭越しにやられてしまったという点ではそういう言い方もできるかもしれませんが、ただ、日台についてはかなり強く官邸のほうには申し入れたつもりではあります。ですから、これから先、我々の主張を強く続けていきたいと思っているところではあります。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

○高嶺 善伸君 消費税の増税は、例えば10%は離島で換算すると12%になります。これは離島にとって平成の人頭税ですよ。ぜひ低所得者への動向を注視するのではなくて、離島への軽減、知事、これはちゃんと政府に申し入れてください。質問です。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 提案として受けとめておきたいと思います。

○高嶺 善伸君 どうも。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 社民・護憲ネット、照屋大河です。

質問の前に、所見を述べて質問に移りたいと思います。

先日ですが、自民党の高市早苗政調会長が神戸市で講演をし、原発政策について、福島第一原発で事故が起きたが、それによって死亡者が出ているわけではな

いという発言をして、3・11の東日本大震災から2年4カ月がたとうとしておりますが、今なおふるさとに帰れず避難所生活をする皆さん、被災で地震の影響で身内を失う、亡くしてしまう、そして傷を負ってしまうその苦しみを抱える皆さんに多くのつらい思いをさせたという意味で、許せない発言だというふうに思っています。党内からも、批判や非難を受けて、発言はすぐに撤回されました。報道で、被災者の皆さん、避難所で暮らす皆さんは、発言は撤回されたが言葉がすぐに消えるわけではないというふうに強い怒りをにじませる姿を見ました。原発政策は国策と言われていません。国策によって、その地震によって大変な被害が出た。その被災地以外のところでこのような発言をすることは、全くこの東日本大震災のこれからの復興に期待ができないと言わざるを得ません。そして、沖縄に集中する基地の問題、これも国策と言われます。東日本の原発の問題同様言われますが、この高市早苗政調会長は、党が言う普天間飛行場の県内移設について、県連を説得しに来るんだと自信満々で言っておりますが、帰ってしまわれたようです。党内のねじれも問題ですが、普天間飛行場の基地の問題をねじれたまま参議院選挙に突入するのは、この課題を沖縄だけの問題にしてしまうという点で大きな問題だというふうに思っています。安倍総理大臣も4・28の式典や慰霊祭に来て、沖縄の問題は国民全体で考えるべきだというふうに発言をしておりますが、結果としてこの公約のねじれはこの基地の問題を沖縄に集中させる、沖縄だけの問題、個別化させてしまうということで大変な問題だと思っています。県民全体でこの国策、基地の集中する国策と闘っていききたいというふうに思っています。

それでは、通告に従い一般質問を行いたいと思いますが、通告に1点だけ追加をしたいと思います。

うるま市勝連平敷屋、ホワイト・ビーチ近くで発生した米軍揚陸艇により吹き上げられた海水による農地や農作物に被害を与えた問題については、質問通告後に発生した看過できない問題でありますので、議事課にも連絡しており、先例を踏まえ質問を行います。

うるま市勝連平敷屋区で発生した米軍ホワイト・ビーチで運用されている水陸両用のホバークラフト型揚陸艇によって吹き上げられた海水が、農地や農作物に飛散し被害を与えた問題について、現場の確認、実態の把握、今後の対応について伺います。

通告の質問に戻ります。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、4・28「主権回復の日」政府式典と同式典に抗

議する「屈辱の日」沖縄大会について。

ア、政府式典に対する知事の見解について伺います。

イ、「屈辱の日」沖縄大会に対する知事の見解について伺います。

(2)、橋下大阪市長・日本維新の会共同代表の問題発言について。

ア、従軍慰安婦に関する問題発言について知事の見解を伺います。

大きい2番、米軍基地問題について。

(1)、F15墜落事故と飛行再開について。

米軍の運用姿勢に対する見解について伺います。

(2)、F22配備の延長について。

周辺地域からは常駐化を懸念する声があり、配備延長は到底容認できません。県は強く抗議、反対すべきであります。見解について伺います。

(3)、オスプレイの追加配備と違反飛行について。

去る4月29日、日米防衛相会談で、普天間飛行場へのMV22オスプレイ12機の追加配備が確認された。きのうは7月中にも沖縄に配備されるとの報道がありました。情報がありました。県の対応について伺います。

運用が制限されている夜間の違反飛行に対し、在日米軍はまたも必要最小限であり合意違反はないと回答しております。県の見解について伺います。

関連して、現行の防音工事ではオスプレイ特有の低周波音に対する遮音効果が不十分であることが、渡嘉敷琉大准教授の調査で判明しました。実態をより正確に把握するために、県としても独自に調査を実施するか、あるいは国の責任で調査を行うよう求めていくべきと考えるが見解について伺います。

(4)、米軍基地の返還跡地の土壌汚染問題について。

沖縄市諸見里にある市サッカー場の土中から、人体に有害な枯れ葉剤などを製造していた米化学品メーカーの社名が記されたドラム缶が見つかった問題に続き、キャンプ桑江跡地で米軍の燃料と見られる油による土壌汚染が見つかった。根本原因は、米側の浄化義務を免除した日米地位協定にあると考えるが、県の見解について伺います。

大きい3番、IT津梁パークにおける共同クラウド研究所について。

うるま市のIT津梁パークに、インターネット経由で情報を処理するクラウドコンピューティング技術の研究機関「一般社団法人沖縄オープンラボラトリ」が設立された。

(1)、設立目的と研究内容について伺います。

(2)、クラウドコンピューティングのシステム開発拠点として、県はうるま市兼箇段にクラウドデータセンターの整備を進めているが進捗状況について伺います。

大きい4番、台風被害に対する農業者支援について。

沖縄総合事務局が6月20日に発表した2012年の県産切り花出荷量は、前年比3.9%減の3億1310万本で、6年連続の減少。1997年の3億9950万本をピークに減少傾向にあり、主な要因として台風による塩害としております。実態の把握はなされているのか、支援策について伺います。

大きい5番、県道工事の進捗状況について。

一般県道、具志川環状線工事（兼箇段域内）の進捗状況について伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 照屋大河議員の御質問に答弁をいたします。

第1に、知事の政治姿勢についての中で、4・28の政府主催式典についての御質問に答弁をいたします。

4・28の政府主催の式典は、天皇皇后両陛下の御臨席のもと、政府そして国会議員、民間の代表、都道府県の代表が参加することから、県といたしましては参加を決定いたしました。そして高良副知事を出席させたところでございます。無論、県民にさまざまな思いや意見があることは承知いたしているところでございます。

次に、IT津梁パーク関連の御質問で、沖縄オープンラボラトリの設立目的と研究内容についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

一般社団法人沖縄オープンラボラトリは、クラウドコンピューティングに関する技術と、最新のネットワーク通信技術の実用化及び普及を目的に設立されたところであります。当該研究機関では、研究の成果を広く公開することで、国内外の通信事業者、研究機関等の参画を得ながら、沖縄から最新技術の実用化モデルを発信するものであります。これにより、高度なIT人材や先端技術等が集積され、国際的な情報拠点としての地位確立につながるものと期待をいたしているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 知事の政治姿勢についての
中の、「屈辱の日」沖縄大会に対する見解についての
答弁を私のほうからしたいと思います。

1952年4月28日が沖縄が本土から切り離され、そして
基地問題を初めとする今日に至るさまざまな問題の
原点となっていることは事実であります。過重な基地
負担を抱える県民の意思表示の一つとして、「屈辱の
日」沖縄大会は開かれたというふうに考えておりま
す。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 知事の政治姿勢につ
いての質問の中で、従軍慰安婦に関する橋下発言につ
いてお答えします。

橋下徹大阪市長の従軍慰安婦に関する発言につきま
しては、女性の人権に対する配慮を全く欠いており、
理解に苦しむものであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 米軍基地問題について
の御質問の中で、米軍F15の飛行運用姿勢に対する県
の見解についてお答えいたします。

去る5月28日に発生したF15戦闘機の墜落事故につ
いて、県は、翌日29日、米軍や関係機関に対し、原因
が究明されるまでの同機種の飛行中止、事故原因の徹
底的な究明と早急な公表、再発防止措置及びなお一層
の安全管理の徹底を申し入れました。それにもかかわ
らず事故から2日後に同機種の飛行が再開されたこと
は、県民の不安を増大させるものであり、遺憾であり
ます。

次に、F22配備延長についてお答えいたします。

F22の配備延長については、去る6月25日、沖縄防
衛局から県に対し、ことし1月から4カ月の予定で行
われていた一時配備を、米軍の予算上の理由により延
長するとの説明がありました。嘉手納飛行場をめぐっ
ては、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されてお
りますが、依然として目に見える形での負担軽減があら
われているとは言えない状況であります。

県としましては、外来機、常駐機にかかわらず米軍
の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあ
ってはならず、あらゆる策を講じ、騒音を初めとした周
辺住民の負担軽減が図られるよう、軍転協などを通じ
米軍及び日米両政府に対し粘り強く求めていく考えで
あります。

次に、オスプレイの追加配備についてお答えいたし
ます。

昨日、沖縄防衛局から県に対し、オスプレイの追加
配備について説明がありました。これによると、オス
プレイ12機が7月最終週に岩国飛行場に到着し、機体
整備、点検、機能確認飛行、習熟飛行等を短期間行っ
た後、普天間飛行場へ移動する見込みであるとのこと
であります。オスプレイ配備については、県民の不安
が一向に払拭されておらず、さらなる負担の増大は認
められるものではないことから、県は、去る6月12日
に、軍転協を通じ安倍総理大臣を初め関係閣僚に対
し、追加配備を含め配備計画中止や配置分散の実施な
どを緊急要請したところであります。

次に、オスプレイの違反飛行についてお答えいたし
ます。

オスプレイの運用については、昨年9月19日に、可
能な限り学校や病院を含む人口密集地上空を避けるこ
とや、垂直離着陸モードでの飛行を米軍施設・区域内
に限り、転換モードの時間を可能な限り短くすること
等を内容とした日米合意事項が公表されております。
県では昨年末、市町村と連携してオスプレイの飛行運
用の実態について情報収集を行ったところ、318件の
合意事項に反する飛行が報告され、その結果をもとに
オスプレイの飛行経路や運用実態の検証等について政
府の責任で説明することを求めています。これにつ
いて防衛省は、これまで行っている目視調査等の結果
も踏まえ、確認作業を行っているとのことであり、現
時点では調査結果は示されておられません。県として
は、早急に調査結果を示すよう求めてまいります。

次に、オスプレイの低周波音調査についてお答えい
たします。

琉球大学の渡嘉敷准教授によるオスプレイの低周波
音に関する調査についての報道があったことは、承知
しております。県では、昨年11月に上大謝名局にお
ける低周波音の測定を実施いたしました。測定の結果、
オスプレイの低周波音は、環境省が示した固定発生源
からの低周波音による心身及び物的苦情に関する参照
値を超過しておりました。航空機騒音について、県は
軍転協等と連携し、日米両政府にその改善等を求め
ているところであり、低周波についても、調査を初め適
切な対応を求めてまいりたいと考えております。

次に、土壌汚染と日米地位協定についてお答えいた
します。

米軍施設・区域の返還に当たっては、昨年4月に施
行された跡地利用推進法により、国の責任において支
障の除去に関する措置が講じられることになっており

ます。しかしながら、返還跡地から汚染物質や不発弾等が発見される事例がたびたび発生しております。こうした状況を踏まえ、県としては、渉外知事会とも連携し、米軍施設・区域の返還に当たっては、事前に日米両政府が共同して原状回復等の必要な措置をとることなど、同協定第4条の見直しを求めているところであります。

次に、緊急質問の中で、ホワイト・ビーチにおける揚陸艇による被害についてお答えいたします。

県がうるま市に確認したところ、6月26日午前7時ごろ、米軍の活動によって海水が強い風に乗れ、霧のように陸地に吹き込んでいるとの情報が寄せられたとのことであり、県は、6月27日、沖縄防衛局に対し、騒音や塩害を初め周辺住民に著しい影響を及ぼさないよう十分配慮することを米軍に働きかけること、また、農作物等に被害が認められた場合には適切な対応をするよう申し入れたところであります。沖縄防衛局の説明によりますと、ホワイト・ビーチにおいては、米軍は強襲揚陸艦への荷揚げ作業のために、ホバークラフト型揚陸艇を運用していたとのことであり、県としては、米軍の運用により県民生活に影響を生じてはならないと考えており、うるま市と連携し対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 小嶺 淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺 淳君） IT津梁パークの関連の御質問の中の、クラウドデータセンターの整備についてという御質問にお答えをいたします。

クラウドデータセンターは、アジアに向けたビジネスの展開や、業務効率化を実現するクラウドサービスの提供など、沖縄から高付加価値サービスを発信するための基盤施設であり、企業集積を促進させる施設として整備を進めております。整備の進捗につきましては、平成24年度までに基本設計を完了し、現在、詳細設計を実施しているところであり、ことしの11月に建設工事に着手する予定で進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 山城 毅君登壇〕

○農林水産部長（山城 毅君） 台風被害に対する農業者支援についての中、台風被害の実態と支援策についてお答えいたします。

平成24年8月、9月に襲来した台風15号、16号、17号の塩害等による菊への被害は、約3億5139万円と甚

大でありました。特に、3月出荷用の親株が被害に遭い、菊の責任産地として計画出荷等を図るため、早急に種苗の確保が必要となっておりました。県では、園芸拠点産地強化事業を活用し、緊急時における種苗確保の供給体制を確立するため、うるま市など11市町村の菊生産農家179戸、32ヘクタールを対象に687万本の苗の確保の支援を実施したところであります。県としては、災害に強い栽培施設の整備事業などを活用し、引き続き栽培施設の整備や自動結束ロボット選花機を導入して生産振興を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 県道工事の進捗状況についての御質問の中で、一般県道具志川環状線工事（兼箇段域内）の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

一般県道具志川環状線のうち、うるま市川崎から沖縄市登川までの区間については、終点部の登川において一部用地取得が難航し、工事に着手できないことから全区間の供用が図れない状況でございます。また、既に工事が完了している部分の供用については、迂回路となるうるま市兼箇段集落内の道路の交通量が増加することを理由に地元の理解が得られず、供用に至らない状況にあります。このため、今後とも用地取得や地元の理解を得られるよう、早期供用に向け対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 4・28、これは沖縄の先輩たちが「屈辱の日」ということで語り継いできたわけですが、何しろ61年前です。私が生まれる約20年ほど前の話です。知事は生まれていたと思うんですが、この1952年4月28日をどんなふうに迎えたのでしょうか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時29分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 突然、五十何年前のお話を聞かれても……、61年になりますか、私が中学1、2年のころで十二、三歳だったと思うんですが、今強いその印象はどうかと言われると、当時の雰囲気は、僕の薄い記憶から言いますと、日本国が一応独立した

と、お祝いの気分もないわけではありませんでした。ですから、「屈辱の日」という異民族支配という意味のあれは我々もいろいろ大人から聞いた記憶がちょっとあるんですが、ただ、まず1回目の反応は、日本がようやく独立していくか、それに引きかえ沖縄はいつかというぐらいの感じはあって、祝福的気分も公平に言って、日本がようやく独立できるかという感じはないわけではありませんでしたね。そういう少し曖昧な記憶です。済みません。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 今回、政府が唐突に式典を開催するというので、私もその4・28ということを意識する世代ではないです。しかし、この式典によって、出席をした副知事が言われるように、悲惨な地上戦もあり、その後沖縄だけあるいは奄美、小笠原を切り離して日本は国際社会に復帰していったということで、想像しても非常にづらい苛酷な状況だったんじゃないかなというふうに感じています。ただ、私たちはその後の状況を副知事がおっしゃるように、基地問題の原点の日、式典に出席をしてみて、そういう答弁がありましたが、その後の沖縄の歴史が、ある意味知事が幼いころ感じた祝福的なムードもあったかもしれませんが、その後の沖縄政策の中で沖縄県民が改めて「屈辱の日」というふうに強く感じているのかと思います。式典に代理出席されて、副知事は、基地問題の原点だ、沖縄のさまざまな問題の原点だというふうに感じたということでありましたが、改めて今、知事、この4月28日をどのように感じられているのでしょうか。さまざまな意見があるというふうに承知しているという答弁ではあったんですが、今4・28をどう考えるのか伺います。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩願います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時32分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今といいますか、おっしゃる60年たつてのあれですから、先ほどから答弁しているとおりでございます。ただ、県民にいろんな意見がある、いろんな思いがあるという点も踏まえ、実はこれは県が代理であれどうであれ出席すべきかどうか、大分実は正直言って迷いまして、これはもう欠席にしようかということからスタートしながらも、なおあれから60年たつて沖縄も日本に復帰したいいろんな経緯を踏まえて、やはり出席はしておくかという結論に達し

たわけでございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 政府式典でありながら、沖縄県にとっても出席しようかどうか非常に議論をしたと、悩まれたというようなことで、この安倍首相が打ち出した式典は、余りにも唐突だなというふうに言わざるを得ません。この式典については式典と同時に、沖縄で先ほどあったように「屈辱の日」、ガッティンナランというような大会が開かれました。私も出席しましたが、熱気あふれる各世代の人たち、年代の人たちが参加して、熱気あふれる大会であったんですね。副知事は、政府の式典に参加して、沖縄や奄美、小笠原に一定の配慮があったという評価があったんですが、この沖縄のガッティンナラン沖縄大会でも若い中部地区の青年団協議会の皆さんが、3日間この参加に対して議論をしながら、参加を決めて共同代表になって参加をし、大会で実は4・28というのは知らなかったんだと告白をした上で、沖縄は黙ってはいけいないんだと、国民全体の議論にしようではないかというような発言をして大変な喝采を浴びました。激励を受けたわけですが、そういう沖縄の若い人たちこそ、副知事、評価すべきであって、首相の式辞は式典を決めた後に参加を中止しなさいとか、やるべきじゃないというような反発がいろいろあってああいう式辞になったわけですから、むしろこの若い人たち、沖縄大会に参加した若い人たちに対する評価をするべきじゃないかなというふうに思うんですがいかがですか、副知事。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） まさに御指摘のとおりだと思います。私も4・28について、沖縄の若い人たちがその日の持つ意味を深く考えるきっかけになったという点では、大変大きな成果だったと思います。

それから、この4・28が沖縄や奄美や小笠原にとってどういう日だったのかということが、当然後で浮上してきたわけです。そのことによって、総理を含め東京の政治家やあるいは日本の国民の方々も、4・28というものが実は特別な思いでその日を感じている地域もあるんだということをやっぱり認識してもらったという。そして、4・28の政府式典につきましても、沖縄、奄美、小笠原に対して配慮を欠いた形ではそれはできないということも理解してもらえたんじゃないかというふうに思います。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 安倍総理も戦後生まれ、52年後の生まれのようですね。そういう意味ではこの今、沖縄戦の実相とか琉球史もしっかりと教科・カリキュラムに

入れるようにというような発言が続きますが、しっかり沖縄の歴史を伝えていただきたい。もう沖縄戦を記憶する人、あるいは1952年の4・28を記憶する人も少なくなっているようです。知事も長生きされて、沖縄の若い人たちに今副知事からあったような沖縄の歴史を伝えていっていただきたいなというふうに思います。

続いて、橋下発言に移りますが、この人も戦後生まれ、1952年の4・28以降に生まれた人じゃないかなというふうに思います。従軍慰安婦に関する橋下発言について理解できないという部長の答弁がありました。県としてさきの沖縄戦において従軍慰安婦問題について、強制連行はあったというふうな認識なのか、県としての沖縄戦の認識について伺います。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 現在の日本政府の官房長官が、この談話については日本政府としても踏襲するということを表明していますので、沖縄県が特に異論を持つことはありません。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 1993年の河野談話もありますし、むしろこの住民を巻き込んだ地上戦、悲惨な戦争が繰り広げられたのは沖縄ですので、その歴史をしっかり踏まえて、やはりこの継承を県もやっていただきたい。32軍壕の点もありますので、そこは今後継承していくに当たってしっかりと県として整理をしながらやっていただきたいというふうにお願いを要望をしておきます。

それから、この橋下さんは沖縄に来て、その同日、米軍に対するその風俗活用の提言もしております。提言を受けた米軍の司令官は、驚いた様子だったというふうに新聞報道にありますが、この米軍基地内の犯罪について、先日、米国の政府の発表があって、約……

休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時39分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

照屋大河君。

○照屋 大河君 この米国防総省の公表があって、2012年度の会計年度中にこの米軍内における被害を受けた米兵の推定数が2万6000人であるという報道があったわけですが、この詳細について県は把握されているのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 個々の詳細については

なかなか情報をとりにくい部分もございます。ただ、米軍から公表されるその性犯罪に関する報告書でありますとか、そういったものは毎年出ていますけれども、そういったものは入手してきちんと翻訳をして共有しております。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 やはりこの軍の中の犯罪については明らかにならない点がさまざま多いようであります。

先日は米軍の将校がしっかりとした報告義務をしなかったということで停職処分などもあったわけですね。そういう意味では、この米軍内における事件に対する取り決めというんですか、取り扱いについて厳重に対処するような申し入れを国を通してあるいは米国に直接やっていただきたい。実は、中部地区は基地が集中するわけですね。そういう意味で基地外の居住者、問題になっている基地外の居住者がいるわけですね。そういう皆さんと、日常的には民間の保育所だったり、その子供たちが通うスクールでこの米国の家族の皆さんと交流が接点があるわけですね。この人たちが言うには基地内が非常に怖いんだと。犯罪が多く怖くて基地の外に居住してくるんだというふうな子供を抱えるお母さん、米軍人・軍属のお母さんたちが言うんだというふうなことをよく聞くわけです。そういう意味では、基地内における規律をしっかりとしなければ、また被害に遭うのは沖縄の女性、子供たちになりかねませんので、そういう意味では訪米の検討もあるはずですので、そういう意味では直接この厳罰化というんですか、しっかりと説明できるような対応をとることを求めていくべきではないかなと思うんですが、知事いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 県はどちらかと言いますと、やはり県民がそういう米軍人の犯罪によって被害を受けないようにと、そういった要請をしてきているわけですが、今議員のおっしゃった視点というのはまた重要であり、やはり広い意味でのモラルの維持というものが米軍に求められているわけですので、それは強く申し上げていきます。また、今そういう住民の声もしっかり拾ってまいりたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 最後に、農業の問題をお願いしたいなと思います。

菊農家の台風被害ですね。これは実は冒頭3・11の大震災の件も話しましたが、あの当時、出荷を目の前にした菊が出荷停止にあってこれが出荷できなかった

た。その後県の支援もあって何とか次期に向けた親株を植えたんですが、これまた台風被害にそのころ遭って、二重、三重の被害を受けているわけですね。そういう意味で、もう今農家は土地を手放さなければいけないというような状況にあるわけです。これはしっかり再調査して、もう一度支援のあり方を検討していただきたいんですが、この点について部長の答弁を求めたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 菊農家につきましては、確かに震災のころの被害、それから昨年度の3度の台風ということで、2年連続の影響を受けているというのは承知してございまして、その辺の今我々のところは苗の供給とか、苗を供給することによって去る彼岸期の面積は確保できたということを聞いております。

一番大事なものは、台風災害に強い菊栽培を確立することかなとも思っておりますので、これから農家の意向も踏まえながら、経営状況も確認しながら、この栽培施設とあるいは省力機械等についても支援してまいりたいというふうに考えております。

○照屋 大河君 よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 ハイサイ、こんにちは。

社民・護憲ネット、議席18番、仲宗根悟であります。よろしくお願いをいたします。

去る6月23日慰霊の日は、全戦没者追悼式を初め県内各地で慰霊祭が行われ、恒久平和・反戦平和を誓った日でありましたが、その6月23日に読谷村では「艦砲ぬ喰えー残さー」の歌碑が完成をし、その記念式典がございました。歌を作词作曲した比嘉恒敏さんの生まれ島でありますこの読谷村楚辺区に、昭和20年の4月1日に上陸をしたその東シナ海を見おろす楚辺のユウバンタの丘に堂々とりりしく歌碑が建ちました。歌碑の内容は、皆さん御存じのとおり、哀れ戦世しのぎ、そして戦後のナンジクンジを連ねてきた歌詞の内容であります。その中にあって、ケートゥナインカイ基地もあるけれども、演習もどんどんどんどんやるけれども、またもう一度この世の中が怒ってはしないかなと危惧をする内容と、そして、未来永劫に私たちの子や孫たちに二度と繰り返してはいけないよというような教訓歌が刻まれた碑が建てられました。どうぞ機会がございましたら、皆さん、平和教育の場としても活用ができるこの歌碑に触れてみてはいかがでしょう

か。そしてまた、この歌碑建立に際し熱烈な御寄附をいただいた県民の皆様、本当にありがとうございました。お礼を申し上げたいと思います。

それでは、一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、知事の政治姿勢に関してお聞きをしたいと思います。

政府は、経済財政運営の指針「骨太の方針」を閣議決定した。地方の行政改革や地域活性化の努力を査定し、頑張る地方自治体に重点配分をするなどの素案骨子や沖縄振興についても明記し、沖縄振興策に積極的に取り組む姿勢を示しました。どのように影響し、そしてどう評価をしているか伺います。

防衛施設周辺における防音対策工事の助成対象外となっている認可外保育園の公立及び認可保育園同様、防音工事費そして空調設備の維持管理費の助成を求めることについてお聞きします。

沖縄市の調査によりますと、平和教育に3割余りの教師が指導方法がわからないと答えたとしております。沖縄戦の語り継ぎに苦慮する教育現場の実態が明らかになりました。県としてどう捉えているのかお聞かせください。

(4)番目は、私学助成拡大についてお聞きをしたいと思います。

こちらは経常費助成が年々減少していることへの拡充や、あるいは生徒への健康診断費に保護者負担から公立と同様に県費で賄えないかと、県費を求めていることについてであります。お聞かせをいただきたいと思います。

2番目は、基地問題に関してお聞きをします。

米国防総省が最新鋭ステルス戦闘機F35の米軍嘉手納基地へ配備を検討しているとしております。F35の騒音は、現在配備されているF15の騒音を大幅に上回ることが明らかになっています。既に騒音被害が甚大な周辺地域の負担増は許されるものではありません。配備計画の撤回を求めるべきであります。県の見解を伺います。

県は、オスプレイの運用について318件の安全確保違反を指摘したのに対し、防衛省は、違反はなしとの結論づける調査報告書をまとめたとしております。事実誤認も甚だしいこの防衛省の報告書をどのように捉えるか伺います。

次に、米軍嘉手納弾薬庫内での不用弾爆破処理は、処理直前での通告であったために、隣接する小学校や周辺施設への通知が間に合わなかったことから不安と動揺を与えました。しかるべき措置を求めることについて伺いたいと思います。

F15戦闘機の墜落事故から2日後に安全点検をなしたと訓練を再開し、緊急着陸が再三発生をしている状況であります。徹底した安全確認を行い、その間、飛行訓練を中止することを求めることについて伺いたいと思います。

3番目は、雇用失業対策に関してお聞きをいたします。

雇用対策の現状と課題、どうなっているのか伺いたいと思います。

グッジョブセンターの活動状況と課題についても伺わせていただきたいと思います。

4番目は、米軍発注工事をめぐる県内建設業者への受注拡大に関してであります。県は、米軍発注工事の県内業者への受注拡大に向けて支援策を盛り込んだ報告書をまとめたとしておりますが、どのような内容なのかお聞かせください。

5番目は、危機的状況にある畜産農家への支援策に関してであります。

円安や原料不作などにより海外からの輸入飼料の高騰により畜産農家が経営困難にあるとされております。その支援策を求めています。県の対応を伺います。

6番目は、「人・農地プラン」について伺います。

新規就農などの農業の担い手に農地を集約する「人・農地プラン」取り組み状況と課題について伺ってください。

そして、農地再生の状況はどうなっているでしょうか。

7番目は、おきなわ新産業創出投資事業に関してあります。

おきなわ新産業創出投資事業の目的及び事業概要について説明をお願いします。

事業開始後、今日までの事業成果について説明をお願いします。

6月15日の東京新聞に、「沖縄の投資組合 官民ファンド不適切運用 運営者関係先に資金」との記事が掲載されています。この中に、「沖縄県側は昨秋、東京の投資会社に官民ファンドの調査を依頼。投資会社は、「投資先の三社のうち二社で、資金が流出している」と判断、大幅に目減りしていると評価した。」との記事がありますが、沖縄県または産業振興公社が東京の投資会社におきなわ新産業創出投資事業の調査を依頼した事実がありますか。

調査を依頼した事実があるとした場合には、その調査を依頼した理由は何なのか。また、調査結果はどうだったか、説明をりたいと思います。

最後に、我が会派の代表質問との関連から、崎山嗣幸議員の質問の中から、知事の政治姿勢の中で、主権回復式典に高良副知事を出席させ、沖縄の抗議大会には出席を見送ったと。そのことに関連しまして、政府式典に参加した高良副知事の式典に対する評価はどうか。そしてまた、率直な感想をお伺いをしたいと思います。そして、高良副知事の4・28について、どのような考えをお持ちなのかお聞かせをいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） ただいまの仲宗根悟君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時25分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前の仲宗根悟君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲宗根悟議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、雇用対策の現状と課題についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県の完全失業率は、平成23年が7.1%、平成24年が6.8%となっております。雇用情勢は着実に改善傾向にあると考えております。沖縄県といたしましては、県民を挙げて「みんなでグッジョブ運動」を推進するとともに、産業振興や企業誘致の推進、「グッジョブセンターおきなわ」による就業支援などさまざまな事業に取り組んでいるところであります。雇用の場の拡大、若年者の就業意識の向上などの課題解決に向けまして引き続き全力で取り組んでまいり所存でございます。

次に、「人・農地プラン」の取り組み状況と課題についてにお答えいたします。

「人・農地プラン」は、人と農地の問題解決を目的とするもので、平成24年度末現在30市町村、85地区で作成されております。課題といたしましては、プランに位置づけられた中心となる経営体への農地の集積や担い手の確保などがあります。このため、沖縄県といたしましては、関係機関と連携を図りながら、農地集積協力金や青年就農給付金など、関連する施策を講じてまいることといたしております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 我が会派の代表質問との関連に関する御質問の中で、4・28の政府主催式典の感想及び評価についてお答えしたいと思います。

式典は、天皇皇后両陛下の御臨席のもと、政府、国会議員、民間の代表、全国の都道府県が参列し、厳粛な雰囲気の中、とり行われました。式典における総理のお言葉では、沖縄県を初め東京都、鹿児島県など施政権が切り離された地域に対しての配慮を感じました。

続きまして、4・28についての考え方についてにお答えしたいと思います。

1952年4月28日は、サンフランシスコ平和条約の発効により沖縄が本土から切り離され、基地問題など今日に至るさまざまな問題の原点となっている日であると受けとめております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、認可外保育施設の防音工事についてお答えいたします。

認可外保育施設については、認可保育所と同様に児童の健やかな成長のために適切な保育環境を確保する必要があると認識しております。そのため、沖縄県では、認可外保育施設を防音対策事業の補助対象施設とするよう国に要請したところであります。次年度には実現できるよう国に働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） 知事の政治姿勢の中で、「骨太の方針」の地方自治体への影響についてお答えをいたします。

政府が6月14日に閣議決定したいわゆる「骨太の方針」においては、「第3章 経済再生と財政健全化の両立」の中で、頑張る地方の支援が掲げられております。その支援の方法として、地方交付税において、地域経済の活性化に資する算定を行革努力と地域経済活性化の成果の2つの観点から行うとしております。現時点ではその詳細は明らかではないことから、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、私学への助成についてお答えをいたします。

沖縄県は、平成25年度予算において私立学校に対する助成に係る経費として約32億円を計上しております。そのうち、高等学校等就学支援金交付金及び積立金を除いた補助金は27億1829万6000円で、対前年度2.6%の増となっております。その主な内容といたしましては、私立学校運営費補助金として約24億2700万円、魅力ある私立学校づくり推進事業補助金として約1億200万円、私立幼稚園特別支援教育補助金として約700万円等となっております。また、私立学校の老朽校舎等の改築を促進するため、平成24年度に沖縄県私立学校施設改築促進事業基金6億円を積み立て、私立学校の施設の改築に対する補助事業を開始し、本年度に3000万円を措置したところであります。

県といたしましては、今後とも私立学校の果たしている役割を踏まえ、私学助成等を通じその振興を図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、沖縄振興に係る「骨太の方針」の評価等についてお答えいたします。

「骨太の方針」や成長戦略において、沖縄をイノベーションの拠点として検討し、国家戦略として特区制度の活用も図りつつ、その振興策を総合的・積極的に推進することが明記されたことは画期的なことであり、国が沖縄を日本経済活性化の牽引役として重要視していることのあらわれであると考えております。

沖縄県としましては、成長戦略を全庁的に分析し、沖縄振興に資する施策を積極的に取り込むなど適切に対応し、沖縄21世紀ビジョン実現に向けた取り組みを加速させてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） 知事の政治姿勢についての御質問で、教育現場における沖縄戦の継承についてお答えいたします。

戦後68年が経過し戦争の風化が叫ばれる中、沖縄戦の悲惨な実相や教訓を正しく後世に継承することは重要なことでもあります。県教育委員会では、平和教育の重要性に鑑み、初任者研修や校内研修等の中で教員の指導力の向上に努めてまいりましたが、3割余りの教師が指導方法がわからないと答えたことを重く受けとめております。子供たちが平和で民主的な国家及び社会の形成者として育つよう、教師が指導力の向上に努

め平和教育の充実に取り組むことは何よりも大切なことであり、今後とも研修体制を充実するとともに関係機関等と連携・協力し、平和教育をより一層推進してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての御質問の中で、F 35嘉手納基地配備についてお答えいたします。

ことし6月、米国防総省が米国議会へ提出した報告書において、空軍については2016年、海兵隊については2015年にF 35戦闘機の「初期作戦能力」を獲得するとされております。同報告書の発表を受け、県が沖縄防衛局へ照会したところ、F 35戦闘機の嘉手納飛行場への配備についてはいかなる決定もなされていないとの回答がありました。引き続き、同機の配備計画について情報収集してまいりたいと考えております。

次に、オスプレイの違反飛行についてお答えいたします。

オスプレイの運用については、昨年9月19日に可能な限り学校や病院を含む人口密集地上空を避けることや、垂直離着陸モードでの飛行を米軍施設・区域内に限り、転換モードの時間を可能な限り短くすること等を内容とした日米合意事項が公表されております。県では、昨年末、市町村と連携してオスプレイの飛行運用の実態について情報収集を行ったところ、318件の合意事項に反する飛行が報告され、その結果をもとに、オスプレイの飛行経路や運用実態の検証等について政府の責任で説明することを求めています。これについて、防衛省は、これまで行っている目視調査等の結果も踏まえ確認作業を行っているとのことであり、現時点では調査結果は示されておりません。

県としましては、早急に調査結果を示すよう求めているところであります。

次に、嘉手納弾薬庫内での不用弾爆破処理についてお答えいたします。

去る6月4日に発生した嘉手納弾薬庫地区内における爆発音については、嘉手納基地所属の爆発物処理班が不発弾の処理を行った際に発生したとのことであり、県は、引き続き軍転協を通じ、訓練・演習の実施に当たっては住民生活に十分配慮し、事前通報を徹底するよう求めているところであります。

同じく基地問題についての御質問の中で、F 15戦闘機の飛行中止についてお答えいたします。

事故から2日後にF 15戦闘機の飛行が再開されたこ

とは県民の不安を増大させるものであり、県は、直ちに米軍や関係機関に対し、極めて遺憾である旨を申し入れております。

県といたしましては、米軍及び関係機関に対し、原因究明がなされるまでの間、同機種の飛行中止を求めるとともに、早急に事故原因及び再発防止措置等について説明を行うよう強く求めたところであります。今後も、米軍による事件・事故の防止について、渉外知事会、軍転協とも連携を図りながら、あらゆる機会を捉えて日米両政府に対し求めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 小嶺 淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺 淳君） 雇用失業対策についてという御質問の中の、グッジョブセンターの事業内容と活動状況、成果と課題についてという趣旨の御質問にお答えをいたします。

「グッジョブセンターおきなわ」は、公・労・使一体となって求職者に対し生活から就労までをワンストップで支援する総合就業支援拠点として、ことし4月に本格オープンをいたしております。同センターでは、ハローワークによる職業紹介、若年者の就職支援を行う「キャリアセンター」、就職困難者等の支援を行う「就職・生活支援パーソナルサポートセンター」、女性や中高年齢者など各階層に応じた相談窓口、新規就農相談窓口、事業主向け相談窓口などを設置しており、求職者のさまざまなニーズに対応でき利便性の向上が図られております。同センターの5月末までの利用者数は延べ1892人となっており、今後さらに利用者の増加を図る必要があることから、県といたしましてもより一層の周知広報を図るとともに、関係機関と連携を深めることにより、「グッジョブセンターおきなわ」を最大限に活用し、本県の雇用情勢の改善に努めてまいります。

次に、おきなわ新産業創出投資事業についてという御質問の中の、おきなわ新産業創出投資事業の目的及び事業概要についてという趣旨の御質問にお答えいたします。

おきなわ新産業創出投資事業は、本県における新産業創出の核となるすぐれたベンチャー企業の育成・誘致を図ることを目的に、IT・バイオ・環境関連分野のベンチャー企業に対して投資や研究開発補助金による資金供給を行うとともに、公益財団法人沖縄県産業振興公社とファンドの運用責任者の連携によるきめ細かな経営支援を実施しております。

同じくおきなわ新産業創出投資事業の事業成果につ

いてという趣旨の御質問でございます。

沖縄県は、平成21年度から本事業を実施し、平成24年度までに総計29社の高い技術力を有した研究開発型ベンチャー企業に対し研究開発補助金等による支援を行っております。その成果として、20件の特許出願と事業化に至った事例が5社あり、また、260人の新規雇用が生まれております。投資事業については、平成31年度までの中長期的な観点から成長可能性の高いベンチャー企業へ投資を行っております。具体的には、平成23年度から24年度にかけてIT企業2社、健康食品企業1社へ計1億7900万円を出資し、無限責任組合員等によるハンズオン支援を実施しながら企業の成長発展を見守っているところでございます。

同じく沖縄県または公益財団法人沖縄県産業振興公社が東京の投資会社におきなわ新産業創出投資事業の調査を依頼した事実の有無及び調査結果についての趣旨の御質問でございます。(3)と(4)は関連いたしますので一括して答弁をさせていただきます。

沖縄県または公益財団法人沖縄県産業振興公社が東京の投資会社におきなわ新産業創出投資事業の調査を依頼した事実はございません。

沖縄県と公益財団法人沖縄県産業振興公社で事実関係について確認をしましたところ、まず1つ目に、ファンドの関係者が株主となっている企業への投資、2つ目に、ファンド運用責任者の親族へ一部事務の委託がなされたこと、3つ目に、ファンドから投資を受けた企業が新たな事業展開のためファンド関係者に対して資金を貸し付けたという事実は存在しておりますが、法令に違背する事実は確認されておられません。

ファンド事業につきましては、その制度の仕組み上、運用責任者である無限責任組合員に投資決定権等の運用権限が与えられておりますが、沖縄県といたしましては、公益財団法人沖縄県産業振興公社と連携をいたしまして適切な運用が行われるよう、運用責任者へ強く求めていると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 米軍発注工事をめぐる県内建設業者の受注拡大についての御質問の中で、米軍発注工事の受注拡大に向けた支援策等についての御質問にお答えいたします。

昨年度、県では「米軍発注工事参入支援可能性調査」を実施し、米軍発注工事参入の課題、県内業者の受注状況、今後の工事発注見通し、参入支援策を取りまとめたところであります。取りまとめた主な参

入支援策としては、参入希望業者の技術的相談や個別案件の相談に継続的に応じる支援窓口の設置、県内建設業者のボンド獲得のための海外ボンドの活用、米軍等に対する分離・分割発注、ボンド率減免の要請の実施が提案されているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 山城 毅君登壇〕

○農林水産部長（山城 毅君） 危機的状況にある畜産農家の支援策についての御質問の中で、円安や原料不足による輸入飼料の価格高騰に対する県の対応についてお答えいたします。

近年の配合飼料価格高騰に加え、円安等の影響により畜産用配合飼料価格は高騰し、畜産経営は極めて厳しい状況となっております。配合飼料価格高騰対策としては、国の「配合飼料価格安定基金」があり、価格高騰時に一定の要件のもと、補填金を交付しております。加えて、国は緊急措置として、通常補填基金の生産者負担分の助成を決定しております。

県としましては、これら国の支援策の動向を踏まえつつ、畜産経営の安定化に向けて独自に支援できないか検討してまいります。

次に、「人・農地プラン」の進捗状況についての御質問の中で、耕作放棄地の農地再生状況についてお答えいたします。

県においては、耕作放棄地の農地再生対策として、平成18年度から平成24年度までに耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業により218ヘクタール、サトウキビ関係事業により131ヘクタール、事業波及効果等により975ヘクタール、合計1324ヘクタールの耕作放棄地を再生しております。また、県内28市町村の耕作放棄地対策協議会が活動を展開しており、特徴的な事例といたしましては、西原町において貸借等の仲介を行う農地交渉人の配置による担い手への農地集積とともに、耕作放棄地の再生利用によるシマナー栽培及び商品開発等6次産業化に向けても取り組んでいるところであります。さらに、平成24年度から人と農地の問題解決に向けた「人・農地プラン」を推進するとともに、農地データバンク事業や耕作放棄地対策事業等の関連施策を活用しつつ、耕作放棄地を再生利用し新規就農者等の中心経営体への農地集積に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 それではまず最初に、官民ファンドの件からお願いをしたいと思います。新聞の内容が

ら拾ってきたわけなんですけれども、この投資会社のほうへ調査の依頼をされたことがないんだというようなことであるんですが、じゃ、まず先ほど3点挙げられておりましたが、どのような形でこのようなことが発覚したのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺 淳君） 発覚といいますか、事実はもちろん知っていたわけなんですけれども、新聞に出たきっかけという意味で言いますと、今現在の無限責任組合員から地位を譲渡しようという話が一時ありまして、その引き受けようと言った、交渉していた東京の投資会社から東京新聞に話がいったということでございます。

先ほど3つの事実ということを申し上げましたけれども、まず1つは、ファンドの関係者が株主人となっている企業への投資があったということ、それから2つ目に、そのファンド運用責任者の親族に一部の事務委託がなされていたこと、3つ目、ファンドから投資を受けた企業が新たな事業展開のため、ファンド関係者に対し資金を貸し付けるという事実は確かにあるわけですが、これは何ら法令上もしくは組合契約、有限責任組合契約という契約をやっているわけですが、その契約の規定にも何ら反するものではないということで、資金の流出という言葉が、それはもう表現としては当たらないということであります。

それと、あと1点、親族への委託というのは確かにございまして、これも法令上何ら問題ではないけれども、やっぱり透明性といいますか、それに疑念を持たれるのはまずいということで3月からそれはやめていただいているということがございます。

それから、もう一つ一番大きなのがありますが、資産評価が5億円から3億円に目減りをしているということがありますが、これは全くございません。きちんとした監査法人の監査を経た決算報告書がありますので、全くこれに関してはその事実はございません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 部長は適切な運用がされるように指導をしていくんだということを最後の結びで言っているんですが、法令上違反は確認できなかった、支出もこれからは適切な運用がなされるように指導をしたいんだというようなことなんです、認識としては何らかの不適切な運用がなされていたという認識のもとにそういうことの指導をされたというようなことだと思うんですよ。今言うように、詳しく質問の中にも入れました、3つのうち2つがあったということも事実でな

いと。その質問の中で3社のうち2社で資金の流出が出ましたという記事が載っていますよ。それに対しては違うんだというようなおっしゃり方をしておりますね。もう一つは、言うようにどうして発覚ができたのかということで、こちらにも新聞の中身には県側の監査の中で発覚をして、その調査を投資会社に依頼したんだというようなことなんです、これも事実じゃないんだというようなおっしゃり方をしておりますが、この会社というのは、じゃ、独自で調査して、その調査した部分を記者のほうに取材として申し上げたということになるかと思うんですが、この独自で調査した投資会社というのは御存じなんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺 淳君） 先ほどちょっと申し上げたんですが、今現在の運用責任者がおります。無限責任組合員等がおりますが、そこから一時その地位を譲り受けたいという東京の投資会社だったわけです。ですから、そのいろんな交渉の中で、さっき言った3つの事実等々がわかったわけですね。ただ、これは事実としては一部ありますけれども、決して法令上あるいは組合員の契約上違反するようなことではございません。ただ、そういった事実については今言った事情で東京の投資会社がそういったことを聞いて知っていたということでございます。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 ただ、ひっかかるのは、東京の投資会社が事前にその調査をしたことになるわけなんです、なぜその調査をしなければならなかったかと。県からも要請を受けて調査じゃないんだと。じゃ、独自に投資会社がそのファンドを調査しないといけなかった理由なんですよ。そこら辺はどうお考えなんだろうかね。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺 淳君） 調査をしたということではなくて、東京の投資会社が今の無限責任組合員と地位を引き受ける、譲渡をしてもらうという交渉の中でこういった事実を知ったということでございます。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 部長がおっしゃるのは、今ある官民ファンドを譲渡をしたいんだと。その契約の中での調査といいましょうか、見合うような何かあるのかどうかということをやったと。この官民ファンドというのは譲渡ということが挙がるということ自体おかしいと思うんですが、その辺いかがなんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○**商工労働部長（小嶺 淳君）** 投資事業有限責任組合合法という法律でそういった組合をつくるわけですが、その無限責任組合員という全部に責任を持つ組合員ですね。それから、有限責任組合員という投資をした分だけ最大損をするという2種類あるんですけれども、それは地位の承継はほかの組合員が同意をすればできます。自分の持ち分も含めて地位を譲り渡すということは、法令上、制度上可能であります。

○**議長（喜納昌春君）** 仲宗根 悟君。

○**仲宗根 悟君** 少なくとも公費が入っている官民ファンドですので、これは慎重にかからぬといけないんじゃないかなという問題をはらんでおります。ぜひこのことはまた、いろいろ調査をしながら引き続き頑張ってもらいたいと思っています。

次に、我が会派の質問の中で、副知事のほうにお願いをしたいんですが、4・28は全ての沖縄問題の原点なんだというようなことをおっしゃっておりますが、いまいちどういうことが詳しく説明いただけないですか。

○**議長（喜納昌春君）** 高良副知事。

○**副知事（高良倉吉君）** 先ほどの答弁では、この4・28に発効したサンフランシスコ平和条約によって沖縄を初め奄美や小笠原が切り離されてと、そして特に沖縄についてはその後もずっと米軍の統治が継続されて、簡単に言ってしまうと大変な巨大な広大な基地が建設されて今日に至る基地問題というものから考えていくとそれが原点に相当するというふうに申し上げていたわけです。

○**議長（喜納昌春君）** 仲宗根 悟君。

○**仲宗根 悟君** この4・28、そして復帰運動へ、復帰前までの1952年4月28日講和条約を締結して、日本は独立国へと踏み出していくわけですが、同時に日米安保条約によって沖縄は日本から切り離されると。その後、占領が27年も置かれ、その間に広大な米軍基地が銃剣とブルドーザーで強制接収をされるという歴史を踏まえてくるわけですね。民主主義を標榜するそのアメリカが、弾圧等を繰り返されるまた事件や事故と、不条理に沖縄県民の生存権まで踏みにじられてきていたんだということですね。それで次第に基本的人権の尊重が保障される平和憲法に変え、復帰を目指さなければならないというようなことで県民の意識は高揚していった、この4・28が全ての起源なんだと。この沖縄の思い、精神なんだというふうに思うわけです。副知事は研究者の立場と、それから行政につかれてからの立場と、この4・28についての思いの違いというのがございますか。

○**議長（喜納昌春君）** 高良副知事。

○**副知事（高良倉吉君）** 歴史的な事実、つまり1952年4月28日発効の条約によってどういう現実がその後生まれたかということについては、多分これはさまざまな立場ではなくて事実認識として語れることがいっぱいあると思うんです。要するに、例えば基地の島沖縄にいつからそういうプロセスが進行していったのかと、その背景に一体何があったのかと。そのことによって沖縄の住民たちがどういう被害、苦難にさらされていったのかとか、そしてその中から沖縄の住民たちが自分たちの地域をどのようにいい方向に、具体的に言いますと、その苛酷な統治状況を解決していくという運動を展開していったか。つまり歴史的な事実をずっと整理していくと、これは研究者であろうが行政であろうが事実認識は変わらないと思うんですが、ただ、その4月28日一点に絞って、その日を何と呼んだ、呼ぶべきかとか、その日を今日の時点にとって何という評価を与えるべきなのかということについて、多分行政さまざまな立場で言い方とかも違って来だろうと。先ほど関連する答弁で申し上げましたが、それを例えば「屈辱の日」というふうに呼びたいという気持ちは、私も大変理解できるということです。

○**議長（喜納昌春君）** 仲宗根 悟君。

○**仲宗根 悟君** 私自身もその政府式典に対して抗議をする沖縄大会、抗議大会を主催した側の者として、この政府式典という、まさに皇室そして都道府県の代表を最大動員をしてまでも式典を行うと。そういった沖縄に対しても従うように求めてきたということになるかと思うんですね。それで沖縄県の代表もこれに出席をすると、代理も出席をするということは、そのことの受け入れを意味するのではないかというような思いがあるものですから、それで抗議式典にもぜひ参加をいただきたいと呼びかけをいたしました。結果は結果でございました。その件について、副知事もどういうふうなお考えをお持ちでしょうか。

○**議長（喜納昌春君）** 高良副知事。

○**副知事（高良倉吉君）** 政府主催の式典に当然招待されたのは仲井眞知事だったわけですが、知事も随分最後まで悩まれていまして、たしか出席するか否かというぎりぎりの締め切りがあったんですが、そこまで多分知事は悩まれていたと思います。最終的には私のほうで代理出席をしてくれということだったわけです。その政府主催の式典は、政府が主催したこと、それから天皇皇后両陛下が臨席されたこと、全国の代表者の方々が集われるということ、それから私の理解では1972年の日本に復帰して以降、40年余にわたって

日本国憲法体制の一員として沖縄が歩んできたという、つまり日本国の一員であるということもあります。そういうことからすると、その式典に知事が直接お出になるか、代理出席になるかどうかはともかく、沖縄県の一応代表としてそこに出席をするというのは行政的な判断としては間違っていないのではないかと思います。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 じゃ、質問を変えます。

総務部長にお願いをしたいんですが、「骨太の方針」の中で、県もこれまで行政改革に取り組まれて成果・効果を上げられてきたわけです。気になるところを先ほど申し上げました素案・骨子で地方の行政改革、地方活性化の努力を査定をして頑張る地方自治に交付税を重点配分をするんだというようなことなんですけれども、その採点基準とかどうなるのかよくわからないと、見守ってきたんだというようなことであるんですが、裏を返せば、この査定に取り組みがされている自治体は地方交付税の配分に厳しく対応するんだというようなメッセージかなというように受けとめられるわけですが、今現在、沖縄県が進めているこの行政改革、政府の査定に耐え得るような行政改革と、こういうふうにお考えなのかどうか、どうなんでしょう。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（小橋川健二君） 「骨太の方針」を受けて地方財政計画とかどういう形でまとめられてくるのか、今、明らかではありませんので何とも申し上げにくいんですが、私もこれまで定員の適正化を初め事務事業の見直し等々、それから給与についても独自の削減をしてきたりということで、可能な限りの努力は行ってきたつもりであります。それで、25年度までの行革プランがことし終了いたしますが、今年度中にまた新しいプランをつくって、今後また4年間の収支不足に備えようということも考えております。そういう意味では耐え得るというふうに明確には申し上げにくいんですが、そういう中で私たちの取り組みをしっかりと理解をしていただいて反映をしてもらうように取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 あと1つは私学と健康診断の負担についてなんですけれども、生徒の健康診断は学校保健安全法に基づいて実施されているんだと。それで、その経費の負担については法律の規定はないと。そしてこれまで県立高校は県が負担して、私学の生徒は保護者が負担をしてきたというようなことなんです、こ

れはなぜこういう形になってきたのか非常に不思議なんです。皆さん一緒なのかなと思ったんですが、その辺の件についてはどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（小橋川健二君） 確かにおっしゃるように、学校の設置者が健康診断を実施するというふうには法律上なっておりますが、ただ、その費用負担については明確に設置者なのか、あるいは保護者なのかということにはしっかりと規定はされておられません。それで、全国的にも学校設置者が負担をしたりあるいは保護者が負担をしたりということで、県内では大部分が保護者が負担をしているということになっているようでございます。せんだってこの件に関して要請を受けておりますが、公立学校は今御指摘のように学校の設置者が公費でもって負担をしているということでもございますので、こういったものとの関係、あるいはこれまでも運営費の補助金を交付をしてまいりましたが、実はこの中に含まれているのではないのかというかつての認識もいろいろあったりしまして、そこら辺もちょっと整理をしながら、健康診断、子供たちの健全な発達ということからすると非常に大事な経費でございますので、そこは支援のあり方について検討していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 よろしく申し上げます。

教育長に最後にお願いをしたいんですが、その沖縄戦、沖縄戦後史をどう学んだかというような問いかけには、学校の生徒は親よりも、またオジー、オバーよりも学校なんだというような回答が小学校で52%余り、中・高で63%余りの学生が沖縄戦や戦後史を学校で学んだというような答え方をしているわけですよ。それで3割近い——僕もびっくりしたんですが——この3割の教師が指導方法がよくわからないと答えたというものですから、先ほど教育長は、連携しながらタイアップしてやりたいというようなことなんです、こうした割合というのは年々ふえてくると思うんですよ。その辺をしっかり勉強して頑張りたいと思います。要望で終わりたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

〔玉城 満君登壇〕

○玉城 満君 県民ネット、玉城満でございます。

少しばかり、またしまくとうばの話をしたいんですが、この前テレビを見ておりましたら、震災以降東北のきずなを深めるユイマールをつくるために、やはり東北のほうでも方言の重要さがすごく取り沙汰

されたということで、ウチナンチュはもともとしまくとうばに関しては全国的にも特徴があるわけです。スピードラーニングという英語の勉強をする教材があるんですけども、最近ウチナーグチラーニングというのが出たみたいですね、ついに。だから、結局ウチナンチュもこのウチナーグチラーニングで勉強しないといけないのかというような状況になっているんですが、せっかくあと2カ月後、9月18日はしまくとうばの日でございますので、もう少ししまくとうばについてやはり僕は真剣に取り組んでいかないとけないんじゃないかなと。

その中で、いまだに僕らの同年代でも微妙な違いがあって、僕らの同年代でもィヤーと言えない人がいるわけですね、ヤーという人がいるという。このィヤーとヤーと。小さいィヤーと、ヤー、これは意味が全然違うんだけれども、僕らはもうそれそのまま時と場合によってはすぐ伝わるという感じになりまして、あとワーとゥワーというのもやっぱり使い切れなくなっているという。これは今回このウチナーグチラーニングが出たおかげでもっと注目されていいかなと。

あと僕らが簡単に使っている言葉で、マカチョーケーという言葉がありますね。ワンニンカイ マカチョーケー。あれを80代の人が聞いたら非常に違和感があると言うんですよ。何で違和感があるんですかと聞いたら、自分たちの時代でマカチョーケーというのは、誰かと誰かが戦って、アレー マカチョーケーと、負けましたよと言って、イー アレー マカチョーケーというのが当時のマカチョーケーだったらしいんですよ。今は合点だいになってしまっているんですね、全然意味が違ってくるんだなと。

あと、ウシヌクブとよく言いますね。こっちのたんこぶのことをウシヌクブと言うんですね。これは照屋林助さんが生前、エー イッターヤ ウシヌクブンディイーシガ クレー クブヤアランドーと、クブンドゥヤンドーと。牛を見てください、牛のこのくぼみの部分をムカシンチュは、クブンと言っていたと。その意味だよというふうなことで、全然逆の理解をしまっている言葉がたくさんある。

あとジンブンもよく言っているんですけども、ジンブンとは人と文じゃなくて、ジンヌブンドーというふうな話をよく聞かされるし、よくヌチグスイとかミミグスイとかワタグスイ、ミーグスイ、聞いたことあると思いますけれども、何でハナグスイがないのかなと先輩に質問したんですよ。何でハナグスイとウチナンチュ言わないんですかと。どうもハナグスイというのは、シチャジンのことらしいですね。シチャジ

ンというのは賄賂。賄賂のことをハナグスイというからウチナンチュはなかなかハナグスイナタッサーと言わないんです。だから、賄賂もらってハナグスイヤッサーと言わない。だから、残すべき言葉は残して、意外とこれは意味が違うんだよという言葉はだんだん消えていっているという、僕らの身の回りでもあって、せっかくしまくとうばでいるんな今動きがあるわけですから、長寿日本一奪回のためにももう一度しまくとうばを掘り起こして、いい言葉をどんどんみんなに伝えたほうが僕はいいと思っております。

そろそろ質問いたします。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、4・28「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」に対する知事の見解を伺う。

(2)、政府式典に抗議する4・28「屈辱の日」沖縄大会に対する知事の見解を伺う。

(3)、アベノミクスの沖縄への影響について伺う。

(4)、長寿日本一奪回に向けて知事の見解、意気込みを伺う。

2、文化観光スポーツ部関係について。

(1)、文化振興条例の進捗について伺う。

(2)、沖縄観光コンベンションビューローについて。

ア、事業委託について伺う。

イ、役員人事について伺う。

(3)、観光客消費額が低迷しているというが、県の対策を伺う。

(4)、地元中小零細観光業者（ホテル・観光卸売・お土産等）に対する支援はどうなっているのか伺う。

(5)、離島観光のビジョンについて伺う。

(6)は取り下げます。

3、総務部関係について。

(1)、私学支援について。

ア、沖縄県私立学校施設改築促進事業基金のあり方について伺う。

イ、健康診断予算について伺う。

(2)、沖縄県自治会連合会が結成されたが、県の対応と支援について伺う。

4、企画部関係について。

(1)、鉄軌道導入に当たり各地方自治体、広域圏との調整は不可欠と考えるが、県の対応を伺う。

5、土木建築部関係について。

(1)、米軍関係工事のボンド支援について伺う。

(2)、県内の橋梁、トンネル等老朽化が懸念されているが、県の対応を伺う。

6、農林水産部関係について。

(1)、尖閣諸島海域のみならず本島近海でも漁業従事

者の安全性が問われているが、県の対応について伺う。

7、商工労働部関係について。

(1)、長寿・健康産業支援について伺う。

8、知事公室関係について。

(1)、沖縄市サッカー場建設現場で発見されたドラム缶問題の県の対応と進捗について伺う。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城満議員の御質問に答弁をいたします。

まず知事の政治姿勢についての中で、4・28「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」についての御質問にお答えいたします。

4・28の政府主催の式典は、天皇皇后両陛下の御臨席のもと、政府、国会議員、民間の代表、そして都道府県の代表が参加することから、県として参加を決定いたしました。そして副知事を派遣したわけでございます。無論、県民にさまざまな思いや意見があることは承知いたしておりました。

次に、文化観光スポーツ部関係の御質問の中で、文化芸術振興条例の進捗状況いかんという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

沖縄県文化芸術振興条例につきましては、昨年度、学識経験者等で構成される沖縄県文化振興懇話会からの意見等を踏まえまして、条例案を作成したところがあります。今後、パブリックコメントを経て、本年度中に議会に上程し、条例を制定できればと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 知事の政治姿勢に関する御質問の中で、「屈辱の日」沖縄大会についてお答えしたいと思います。

1952年4月28日が沖縄が本土から切り離され、基地問題を初め今日に至るさまざまな問題の原点となっていることは事実であり、過重な基地負担を抱える県民の意思表示の一つだというふうに受けとめております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 米軍関係工事のボンド支援

についての質問にお答えいたします。

今年度は、県内建設業者の海外展開を支援する沖縄建設産業グローバル化推進事業の中で、海外ボンド会社の活用等の検討を行うとともに、米軍等関係機関に対する県内業者への分離・分割発注、ボンド率減免の要請を引き続き行い、県内業者の受注促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、アベノミクスの沖縄への影響についてお答えいたします。

アベノミクスの沖縄県への影響としては、円安を背景とした観光客数の増加、企業業績が回復し設備投資や賃金が上昇することにより消費が増加することで、将来的に県経済への好影響が期待されます。県経済の現状としては、観光では平成25年第1・四半期の入域観光客数が前年同期と比べて6.5%増加するなど、好調に推移しています。また、雇用では完全失業率が平成25年第1・四半期で6.1%と前年同期と比べて1.0ポイント改善しております。一方で、輸入価格の上昇も懸念されることから、引き続きアベノミクスの影響について注視してまいります。

次に、総務部関係の御質問の中での、沖縄県自治会連合会への対応等についての御質問にお答えいたします。

今回、中部3市町村自治会を中心に発足した沖縄県自治会連合会については、会員相互の情報交換や研修等を通して各自治会組織の発展向上や共通課題の解決に取り組むものと聞いております。県としましては、今後の沖縄県自治会連合会加入の全県的な広がりや、具体的な活動内容等を踏まえながら、どのようなかわりができるのか検討してまいりたいと考えております。

次に、企画部関係の御質問の中の、鉄軌道導入に係る各地方自治体、広域圏との調整についてお答えいたします。

鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に当たっては、都市構造の再編誘導や駅を中心としたまちづくりなど、持続可能な都市形成の観点から、各市町村におけるまちづくり計画との整合を図る必要があると考えております。そのため、平成24年度の県調査結果について、市町村及び市町村議会議員を対象に、去る6月上旬に県内5地区において説明会を開催し意見交換を行っております。県としましては、引き続き市

町村及び関係機関等と意見交換を行いながら、導入に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、長寿日本一奪回への見解についてお答えいたします。

沖縄県では、健康おきなわ21計画に基づき、生活習慣病の予防対策などを推進してきましたが、このたびの平均寿命の順位低下を受け、今年度中に健康・長寿復活に向けた長期的かつ総合的な計画を策定することとしております。同計画では、本県の課題である肥満対策や、たばこ対策及び食育の推進による生活習慣病の予防に重点的に取り組み、健康づくりを行いやすい社会環境を整備するとともに、官民一体となった県民運動を展開し、健康・長寿復活を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 文化観光スポーツ部関連に関する質問の中の、コンベンションビューローにおける事業委託についてお答えいたします。

沖縄県から沖縄観光コンベンションビューローに平成24年度に委託した事業は、沖縄観光戦略的誘客活動推進事業等16事業で、実績額は約45億5900万円となっております。その内訳は、誘客宣伝に関する事業が4事業で44億500万円、魅力向上に関する事業が11事業で1億4800万円、人材育成に関する事業が1事業、600万円となっております。

次に、沖縄観光コンベンションビューローの役員人事についてお答えします。

沖縄観光コンベンションビューローの役員人事については、当財団の定款に基づき決定されるものであります。理事及び監事は、評議員会の決議によって選任され、会長等については、理事会の決議によって理事の中から選定されます。このような手続を経て25名の理事が選任され、新会長には前副知事である上原良幸氏が選定されたところでございます。

次に、観光消費額についてお答えいたします。

県が実施した平成24年度観光統計実態調査によりますと、観光客1人当たり県内消費額は6万7459円となっており、平成23年度の6万8427円と比べ1.4%減少しております。観光客の個人消費額を増加させるた

めには、滞在日数を延ばすとともに、観光商品の新規開発や付加価値の向上等を図る必要があります。

県としましては、沖縄が持つさまざまな資源を活用し、文化資源活用型観光やスポーツ・ツーリズムなど、付加価値の高い観光を推進するとともに、観光消費額の高い外国人観光客を対象とした誘客活動を強化し、観光消費額の増加を図っていきたいと考えております。

次に、地元中小企業零細観光業者に対する支援についてお答えいたします。

沖縄県では、県内中小ホテルやお土産品店を含む観光関連施設の事業者を対象に、従業員向けの人材育成や外国語研修に対する支援を行っております。また、外国人観光客を受け入れる観光施設等を対象に、Wi-Fi機器の設置費用を助成しております。さらに、県単融資事業で、中小企業者を対象に、運転・設備資金を用途とした「観光リゾート振興資金」や「資金繰り円滑化借換資金」などを設けるほか、県中小企業支援センターにおいて、経営相談や専門家派遣等による経営支援を実施しております。県としましては、今後とも、関係機関と連携して、中小観光事業者等の支援策を総合的に検討し、実施してまいります。

次に、離島観光ビジョンについてお答えいたします。

離島地域においては、美しい自然環境や祭祀、御嶽等の貴重な歴史・文化資源を有するほか、地域独特の伝統芸能、民俗芸能が伝承されるなど、優位性のある観光資源が多数存在しております。これらの資源を保全しつつ、離島ならではの新たな観光商品を創出していくことが離島観光の振興につながるものと考えております。

沖縄県としましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、豊かな自然環境と共生する観光地の形成に向けて、観光受け入れ体制の整備や観光人材の育成支援、離島の魅力や認知度を高める情報発信など、それぞれの島の独特な文化や趣きなど、島々の個性や魅力を生かした取り組みを推進してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） 総務部関連、沖縄県私立学校施設改築促進事業基金についてお答えいたします。

県では、私立学校の老朽校舎等の改築を促進するため、平成24年度に沖縄県私立学校施設改築促進事業基金を設置し、私立学校の施設改築に対する補助事業を

開始したところであります。県内に私立の小・中・高校を設置する6学校法人に対し平成25年6月に調査したところ、平成25年度から26年度にかけて1学校法人、平成26年度から27年度にかけて1学校法人が校舎等の改築を予定しており、残りの4学校法人が未定となっております。

県といたしましては、未定の4学校法人についても、調整を重ねて事業を推進してまいりたいと考えております。

同じく総務部関連、次に私学に係る健康診断についてお答えいたします。

学校における健康診断については、学校教育法及び学校保健安全法において、学校の設置者が実施しなければならないと規定しております。健康診断に要する費用負担については、法令上の定めはなく、学校設置者の負担または保護者からの徴収いずれの方法によることも可能とされており、現在県内私立学校の多くでは保護者の負担となっておりますと聞いております。

県といたしましては、児童生徒の健康診断の重要性や、公立学校における負担の状況を踏まえ、既存の運営費補助金との整合性も検証しつつ、支援のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 土木建築部関係についての御質問の中で、橋梁、トンネル等の老朽化に対する県の対応についての御質問にお答えいたします。

県が管理する道路は、大部分が復帰後に整備されたため、近い将来急速に老朽化することが予想されております。このため、橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、点検及び補修・補強・かけかえ工事を推進しております。また、トンネルを含む道路施設についても、日常、点検・補修を行っているほか、長寿命化修繕計画の策定に取り組んでいるところであります。今後とも老朽化する道路施設について、点検・補修等を推進し、災害に強い社会を構築していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 山城 毅君登壇〕

○農林水産部長（山城 毅君） 農林水産部関係についての御質問の中の、漁業者の安全操業についてお答えいたします。

県は、近海を含む海上で操業する漁業者の安全操業

及び安全航行を確保するため、1、漁業無線協会を通じ、気象や米軍の演習情報、漂流物の発生など安全情報の提供、2、海難事故や急病、不審船など、緊急時に対応可能な漁業無線機の整備に対する支援などを行っております。県としましては、今後とも、漁業者の安全操業の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 小嶺 淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺 淳君） 商工労働部関係の中の、長寿・健康産業支援についてという趣旨の御質問でございます。

長寿県沖縄の地位が揺らいできている中、県民の長寿や健康に寄与する産業の支援は大変重要であると考えております。沖縄県では、これまで地域産業資源を活用した健康食品産業の成長支援や産学連携による新たな健康食品の開発、リゾートで心身の癒し効果を体験できるスパ産業の支援など、健康増進等に資する事業を支援してまいりました。今後も沖縄県の長寿復活を産業面から盛り上げていくためにも、健康産業の振興に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 知事公室関係について、沖縄市サッカー場で発見されたドラム缶に係る県の対応と進捗についての御質問にお答えします。

沖縄市のサッカー場で見つかったドラム缶については、何らかの有害物質による土壌汚染の可能性が考えられることから、県は沖縄市と連携して、去る6月25日に周辺地下水や河川河口の底質のサンプリングを実施し、さらに、今後、サッカー場からの暗渠排水のサンプリングを予定しております。また、ドラム缶の内容物及びサッカー場の土壌については、沖縄市及び沖縄防衛局が調査を行うこととなっております。

なお、本日午前中に沖縄市は、サッカー場からサンプリングを行ったところです。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 サッカー場の件なんです、きょうもサッカー場の工事現場でまた新たなドラム缶が発見された、先ほど情報が入りまして。要は、これは周りからほとんど出てくるんじゃないかという状況に今なっているんですね。

そこで、その中身を調査するのも非常に大事なんで

す。そしてちゃんと国に補償してもらうことも大事なんですけども、そこを請け負っている業者の方がそこでストップしてしまうんですよ。ストップして予定していたその工事がどんどん延び延びになる分のこの補償はどうなるんですかね。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 当該補償につきましては、工事請負契約の約款に基づきまして、沖縄市とそれから業者の間で協議が行われるものと考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 沖縄市と業者の間で話し合われている。例えばこれは国に直接窓口となって補償しなさいという、県はそういう努力はしないんですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 実は、沖縄市のサッカー場の整備、これは一括交付金を活用して沖縄市の事業として実施しております。サッカー場の人工芝の整備を実施するためにいろいろ事業化したわけですが、今般そういった汚染物質が出てきたと、ドラム缶が出てきたということで中断しているわけですが、基本的には年度内でもし工事が完了しなければいわゆる事故繰越という形で事業を次年度以降に繰り越すというようなことになるかと思っております。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 これから嘉手納以南の跡地を返されるわけですよ。そしてそこをどんどん開発していかんといけないわけですよ。そうすると、地元の人たち、そこを開発してくださいと言ってまた同じようなことが起きて工事がまた延びたら、これは誰も請け負いたくなくなるのが普通じゃないですか。これはこういうことが起こっているわけだから、今後嘉手納以南の返還も見据えて、国にどういうふうな補償のあり方であるとか、そういう仕組みをこれを機につくるべきではないかと思っているんですが、いかがなものでしょう。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 先般も答弁させていただきましたけれども、返還後の跡地につきましては、いわゆる新しい法律の支障除去措置というものができないわけですが、今の法律では跡地利用を促進するという形の国の責任が明記されております。我々こういったことで、仮にその市町村なり民間に何らかの跡地利用に遅延が生じたことによって損害が出たのであれば、これは今の時点ではいろんな事情があると思い

ますので明言はできかねますけれども、基本的には国の責任としてしっかり対応していただきたいと。まず現状の解明それをしっかりやっていただくと同時に、損害が出た場合には国とこれからまた協議して対応していく必要もあるのかなと思っています。いずれにしても、今後こういったことがないようにこれから返還される跡地については、支障除去措置を徹底していただくとともに、それからまた、それ以前のものについても国の責任においてしっかり対応していただきたいということを主張する必要があるだろうと思っております。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 やはりこれは余り時間を置かない、スピード感ある行動をぜひ皆さんのほうで率先してとっていただいて、国と沖縄市そして今後返還されるであろう場所の取り決めも含めてやっていただきたいなと思います。

それと知事、4・28の政府主催の式典なんですが、その式典を最初に知事は聞かれたときには、正直申し上げてガッティンナランと思いましたが。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後2時45分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） もう思えば何カ月かになってしまったので当時のあれは覚えてないんですが、ただはっきり記者の皆さんに申し上げたのは、すんと胸に落ちないと、これを開催するということは。というようなことは言いました。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 すんと胸に落ちないというのは、まさにガッティンナランということじゃないですかね。僕はそう思いますけれども、大体沖縄の人の8割近くがガッティンナランと思っているわけですよ。そこで、政府式典のときに沖縄県の席があくのはいかなものかという発想は、僕は逆に考えてみて、あけたほうがよかったんじゃないかなと。それは何かというと、ウチナンチュ ワジトーンドーと、政府が。ここに出席したことによって、ああ沖縄の人はそんなに怒ってないんだと、ちゃんと県からも来ているじゃないかと。じゃ僕らは別に今の沖縄に対してそんなにまで気を使う必要はないねというふうに普通政府はそう感じるんじゃないかなと思って。だから、逆に欠席したほうが効果があったと思われることもあるかと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員言われるように、どちらがよかったか、私もこれは出席すべきか。ガッティンナランという感じとはちょっと違うんですけども、ガッティンナランというのとちょっと怒りの感じがありますよね。すつんと胸に落ちないというのは少し違うつもりで言っているんですが、ただあれから日本に復帰して40年前後たってという部分も含めたり、いろいろ実は考えまして、結局はやっぱり出席をしようかということに決めたんですが、私のほうでもつつおいついようなことは考えた時期、考えていたんですが、やっぱり欠席すべきかどうかは最後まで実は考えたところではあります。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 やっぱりウチナーンチュがガッティンナランと思ってそこに参加しなければ、それが僕は伝わったと逆に思っております。要するに、今ウチナーンチュが主張することをことごとくやはり政府のほうでは素通りしていくというふうな流れになっているものですから、これは逆にいい機会だったんじゃないかなというふうに僕は思っております。これ以上、これは知事の考え方ですから言いませんが。

先ほど長寿についてのいろんな見解はありましたけれども、僕はやはり知事が独自で沖縄県の長寿をどうしていこうかという。僕は長寿は福祉保健部だけの話じゃないと思っているんですよ。これは農林水産も含めて、文化観光も含めてあらゆる部署が一体となってやらなければ絶対長寿日本一は奪還できないと僕は思っているんですね。だから、1部署で、はい何かを考えなさい、長寿に対する何かを考えなさいという程度のことでは僕は長寿日本一奪還は簡単ではないと思うんですね。そういう意味ではプロジェクトチームをつくっていただきたいと思っているぐらいなんです。知事の見解をちょっと。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） おっしゃるとおりで、きのうもどなたかから強い御指摘がありまして、県庁の中であればいろんな部署が一緒になって、特に教育の分野と食育といいますか、農林水産物とか農林水産業とかいろんな学が栄養も含めいろいろあると思う。ただ、余り広げてしまうと何が何だか少しわかりにくいというのはあるんですが、ただ何年か前からある程度予測されていた分野でもありますし、少し手をつけるのが遅かったかなというのはないわけでもありませんが、それでもしかかなり広い分野でポイントを決めるのにちょっと時間がかかると思うんですが、かなり

長い時間——40年とも言われてますし30年とも言われてますが——それぐらいかけて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 つい何年か前までクープの使用量が日本一だったと、沖縄が。それが2位になったことに関して、2位になりましたというふうにしていて、これは結局長寿と一緒に、いつの間にか気がついたらこれが挽回できないような状態になっていると。その2位になった時点で何かの対策をするべきではないかと僕は思うんですね。このクープに関してはどなたが答えるかよくわからないんだけど、そういうふうにランクが調査として落ちていったものを、すぐこれは絶対長寿に関係あることだなということでこれは戻すべきである。まず僕はクープと言ったら、すぐ豚料理とのあのコンビネーションがだんだん少なくなってきたんだらうなとか、いろいろウチナーのスローフードを食べなくなってきたんだらうなとか、すぐ感じるはずなんですよ。それはどの部署が感じればいいんですか。どの部署がこれを感じればいいんですかね。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩をください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時50分休憩

午後2時51分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） どういうふうな食事の状況が変わってきているのかというふうなことについては、常に情報収集しているわけで、健康づくりを進めていく上で何が悪いとか何が悪いとかというのはないのではないかなというふうに考えています。食生活についてであれば、これまでずっと言われているように、バランスのとれた食生活というふうなことが重要であります。こういった昆布の消費量が落ちたことが健康にどうつながるかというのなかなか難しいところがありますので、生活習慣全般、食習慣をよりよいものにつなげていくというような取り組みが重要なというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 私はアンテナを持ったほうがいいんじゃないかということの提案なんです。要するに、今僕らも含めてそうなんですけれども、やっぱりスパジョーグが多くて炭水化物過多になっていると。御飯もおいしくなって御飯もよく食べるようになっていると。そうすると炭水化物を結構摂取していることも関係するんじゃないかと思うんだけど、そういう

ことを考えて豆腐麺を製作したグループがいるわけですね。豆腐で麺をつくるわけですよ。それをウチナーズパに生かせないとか、それをラーメンに生かせないとか。要するに、豆腐でつくられたものに関してはやはりウチナーンチュは昔から長寿の秘訣として豆腐が必要だろうというふうなそういう説を訴える人もたくさんいるわけですから、そういうふうにいるんなものにチャレンジしている民間の人たちをちょっと拾ってあげて、これはこうすればよくなるだろうなというアンテナを各部署の皆さんにぜひ持ってもらいたという、それが私の要望でございます。これは答えようがないと思いますけれども。

次、コンベンションビューローの件なんです、この役員人事なんです、前回の理事会と今回の理事会、入れかえが新しい理事の方が13名ぐらいになっているんですね。前回の理事から抜けている方が10名ぐらいおられるわけですよ。この理由は何なんでしょう。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 今回、コンベンションビューローのほうでこの理事の選任について、いろいろ考え方をつくっております。それを御紹介しますと、1つ目に、オール沖縄で受け入れ体制を構築するという必要から、今まで宮古と石垣の観光協会だけが入っていたんですが、それに那覇、沖縄、名護の観光協会も新たに加えていくということです。それから文化観光スポーツ部という新しい部ができたということを受けて、スポーツ、それから文化の関連する団体、いわゆる体育協会それから文化振興会もその理事に加わる必要があるだろうということでそれも加えております。それから団体等利害関係が生ずる可能性のある企業からの選任を制限したというようなことで、そういう方針のもとで全体の見直しを行ったというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 コンベンションビューローは前回、会長の人事の件であるとか、役員との確執であるとか、副会長がお二人を早々に辞任させてしまったというそういう中の、今回10名の入れかえになっていると思いますけれども、専門委員会とあるじゃないですか。専門委員会の役割とは何ですか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 専門委員会、全体で企画総務委員会、それから国内事業委員会、海外事業委員会というのがございまして、そこでは事業の円滑な推進を図るという目的でつくられてお

りまして、それぞれの例えば国内の誘客を進める、それから海外の誘客を進める、そういったものについて専門的にいろいろ意見交換を行う場となっております。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 今回、この役員人事がかわったということで、例えば前回どうしても理事の中に利害の生ずる団体、要するに観光の仕事を県から受けてしまうようなそういう業者関係をできるだけ外したということによろしいんですか、この理事の面々の皆さんは。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 法律との関係もあわせながら、できるだけ今言ったような利害関係のあるところを制限していったというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 これは多少利害関係があっても、例えば沖縄県の観光に対してすごくいい意見というか、要するに観光振興において意見を求めないといけない人たちのその意見を言う場というのは、今度はどこにつくることができるんでしょうかね。例えば常に県から受けたり、ビューローから受けたりするホテル業の皆さんであるとか、旅行業の皆さんはみんなそういうふうを受けてしまうじゃないですか。しかし、じゃこの人たちがこういうふうな理事会とかそういう専門委員会に入って意見が言えないということになると、その人たち以外の中でやっぱりつくっていくとこの専門性がちょっとなくなってくるんですね。そういう意味では観光振興にちょっと支障を来さないかなという懸念もあるんですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 理事については、先ほど話した形でいわゆる法律等も踏まえてそういうふうな制限を加えておりますが、一方の専門委員会については、内部の規定で設置しているものです。それでできるだけ専門的な意見が拾えるようにということで、この専門委員会の中には業者のいろんな意見を持っている方、経験を持っている方々を入れていくというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 じゃこの専門委員会の方たちは直接事業を請け負うということはないわけですね。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） その中には個人の企業等もいらっしゃると思いますので、事業を受ける

ケースも出てくるかもしれないと思っております。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 この辺ははっきり決めておかないと、やはり専門委員会というのは大方の事業を決めるわけですからね。プロモーション事業はコンベンションビューローのほうでよくやっているんですけども、つい先日、マレーシアからのファムツアーですが、ファムツアーについてその概要をちょっと教えてください。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） そのツアーは、F C 琉球にマレーシアの選手2人が入団したということを受けて、沖縄でその選手の紹介をやるということでマレーシアのマスコミの方々を招聘したものとなっております。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 これは今年度事業ですよ、4月13日から17日までですよ。それで、あるところから情報を得たんですが、このツアーの見積もりをこのツアーの1週間前ぐらい、4月5日に出してくれんかということで、4月8日におたくは他社に決まりましたという連絡があったそうですよ。これは4月13日の事業をそこからの約4日間か5日間かの事業で、1週間ぐらい前でできるものなんですか、この事業を。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） この事業の委託の仕方についてもいろいろと話を伺ったところなんです、急遽そのメディアの招聘事業というのが設置されたということで、それで4月5日にそれぞれ県内の業者に仮の見積もり依頼をして、それから8日にその方々から正式に見積もりをとって、その中で金額の低いところを採択したというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 そういうふうな採択の仕方をして、4月16日ちょうどその事業の終了時点で、その採択されなかった漏れた業者に対して、再度お礼の言葉プラスもう一度その見積もりをいただけますかというふうな連絡が来たと言うんですよ。これはどういう理由でそういう連絡が来るんですか。既に事業を終えてさらに見積もりを出してくださいと。何でそんな連絡が来るんですか、教えてください。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 恐縮ですが、この部分までちょっと把握しておりません。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 こういうやりとりの情報を僕はあるところからちょっと手に入れたんですが、今約48億、そしてきのうも途中で話し終わってしまったんですけども、18億というコンベンションビューローの独自の事業の中にそういうふうな事業がたくさんあるんじゃないの。本当に競争させているか、本土事業に偏ってはいないか。地元の業者から結構来ているんですよ。だから、そういうのを丸投げにしないで、徹底的に調べていただけないか。調べるかどうかだけでも返事をいただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 採択については、県のほうとしても事業の量が多くなっていますので、コンベンションビューローと県の間で連絡会議というのを立ち上げております。それぞれ金額に応じてそれぞれの事業の委託先の決定について関与する。それから事業の進捗について関与するような連絡会議を立ち上げておりますので、そういった会議を通してできるだけと申しますが、その事業が適正に執行されるように今後も努めていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

〔呉屋 宏君登壇〕

○呉屋 宏君 こんにちは。

項目も少ないですから、早目に終わりたいなと思っております。

一般質問をさせていただきます。

1番、第1次産業の考え方について。

戦略的な産業について。

ア、沖縄のイグサ(ビーク)の現状を伺います。

2番、基地と住民の生活について。

基地周辺の防音工事の現状を説明してください。

3番、離島の施策について。

離島観光と移動手段について。

ア、南部離島交通の空と海の割合について伺う。

4番、交通ルールについて。

交通三悪とは何か。

ア、過積載の現状について説明してください。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 呉屋宏議員の御質問に答弁をいたします。

第1次産業の考え方について、沖縄のイグサの現状についてという御質問にお答えいたします。

沖縄県のイグサは、うるま市を中心に約9ヘクタール栽培されております。生産量は、畳表にして約3万

枚、販売金額は約1億円となっております。沖縄県産のイグサの中でも特にうるま市照間で栽培されたものは、「照間ピーグ」として人気があります。このことから、沖縄県としましては、生産拡大に向けて地元と連携をし、病害などに強く生産性の高い品種の選定を進めているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地と住民の生活についての御質問の中で、基地周辺の防音工事の現状についてお答えいたします。

県は、これまで渉外知事会や軍転協を通じて政府に対し、告示日以降の新築・増改築住宅への制度の拡充や住宅防音工事の対象区域の拡大などを要請しております。軍転協要請に対する平成23年12月の政府回答においては、第一種区域指定後に建設された告示後の住宅防音工事の助成の措置の拡大について、今後の全国における同工事の実施状況等を踏まえつつ検討していくとしております。また、平成24年度には嘉手納飛行場周辺の特に騒音の著しい、うるささ指数85以上の区域について、告示後の住宅防音工事の対象を平成20年3月10日までに建築された住宅に拡大されております。県としましては、これにより一定の前進が図られたものと考えております。しかしながら、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺においては、住宅防音工事対象期日以降も多くの住宅が建築されており、県としましては、騒音被害の実態や住宅の分布状況等を考慮し、住宅防音工事対象区域の拡大等、さらなる騒音対策を強化する必要があると考えております。

県としましては、引き続き軍転協等関係機関とも連携しながら、政府に対して強く求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 離島の施策についての御質問の中の、南部離島への交通機関利用割合についてお答えいたします。

南部圏域には、久米島、粟国島、渡名喜島、南北大東島、南城市の久高島、座間味島、渡嘉敷島などを含む慶良間諸島があり、これらの離島と沖縄本島間を結ぶ交通機関は、航路が6路線、航空路は5路線となっております。各交通機関の利用割合は、平成23年度実績で航路が50万1903人で65.4%、航空路が26万5948人

で34.6%となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 笠原俊彦君登壇〕

○警察本部長（笠原俊彦君） 交通ルールに関する御質問の中で、いわゆる交通三悪に過積載違反が含まれているかについてお答えをいたします。

交通三悪とは、重大事故に直結をする悪質・危険性の高い飲酒運転、無免許運転、速度超過の3つの交通違反のことでございます。

過積載は交通三悪に含まれてはおりませんが、過積載によるブレーキ性能や走行安定性能の低下など、危険性の高い違反として警察といたしましては重点的に取り締まりを行っているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 4つの質問ですけれども、少し順番を変えて再質問をさせていただきたいと思います。

まず、警察本部長にお伺いをいたします。

過積載、実は本部長が着任をされる前に、予算特別委員会で私はこの件を質問させていただいた。今、本部を中心にする北部からここに来るトラック、15トン、16トンを積んでいる。これは、もちろん10トントラックですから10トンまでしか積めない。残念ながら、この中で今トン当たりどれぐらいのトラックが荷を運んでいるかということ、1トン当たり1000円なんですよ、現状はね。1000円で運んでいます。だから、10トン入れても1万円にしかならない。ガソリン代は7000円かかる。これが今の現状なんです。タイヤをかえることもできない。彼らは渋々15トン、16トンを積まなければいけない。本当は単価交渉したいんですよ。しかし、皆さんの取り締まりがまばらなんです、まばらなんです。彼らトラック協会の皆さんは、トラックの皆さんは、私のところに泣く泣く20名の皆さんで来て、私たちを捕まえてくださいと言ったんです。取り締まるんじゃないんですよ、捕まえてくださいと。こういうところから始まらなければ、この1トン当たりの単価が上がることはもうないんですということまで言う。この間、皆さん、所轄のほうからそれを運搬させているところに、実はそれを業者の皆さんに通知を出したと。出すと同時に取り締まりがびたっととまったんですよ。今度捕まえたら、企業の皆さんに営業停止という注意喚起をしますよという通達を出した後に取り締まりをやらなくなった。何でかわからないんですよ、これが。名目上は、名護にある重量をはかるものが壊れたからという話なんだけれど

も、実は皆さん移動式のやつを持っているんですね。だから、こういうふうにせっかくそこまで追い込んでいって、過積載を完全になくそうなどというところまで来ているにもかかわらず、取り締まる側がやめてしまうと、これはもとのもくあみになるんです。どう思いますか、これ。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（笠原俊彦君） 過積載の取り締まりの関係でございますけれども、本県における過積載違反の取り締まり件数であります、昨年中57件違反の取り締まりをしております。ことし5月末現在の数字でありますけれども、既に61件ということで、去年を上回る取り締まりをやっているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 本部長、今、本部からここに砂利を運んでいるトラックは、これぐらいじゃないんですよね。私は、携帯にLINEが入っていて、このトラック間のやりとりがずっと入ってきます。今どこに白バイがいるから、捕まらないように行けよというような形で入ってきます。彼らは、子育てをしながら一生懸命やっているんだけど、どうも15トン、16トンを積むとどういう現実になるかということ、ブレーキが、信号を見ないで、歩道の信号を見て、点滅をし始めるとブレーキ制動にかかるんだそうですよ。あれが普通の車用の信号が黄色になってからではもうとまらないんだそうです。それぐらい重量があると危険。そこに子供たちが歩いているともっと危険。だから私は、もう少し徹底的にそれを、交通ルールなんですから、10トン以上載せちゃいけない。だけど11トンだとかそれぐらいふえたからといってどうなることではないけれども、現実には17トン、18トン積んで走っているというこの現状をどれだけの認識をお持ちなのかということが、私は今、問題になっていると思います。ですから、建設単価もそうですし、土建部長にも言いたいんですけど、これは砂利の単価だとかというあのトラックが運んでいる部分を考えると、本当に大変なんです。だから、例えばトラックに載せて行くときに、あれはちゃんと重量をはかって切符を切ってそのまま渡すんですよ。この渡されたところでもう15トン、16トンと運転手はわかっているんですよ。載せているところも、何トンというのがわかっているんですよ。それをそのまま道路に出すというのはいかがなものかなと思うんですけど、いかがですか本部長。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（笠原俊彦君） 今、議員が言われたように、過積載というのは非常に危険な違反である

と。先ほども申し上げましたが、ブレーキ性能でありますとか、走行安定性能が低下をするという非常に危険性の高い違反であるというふうに認識をしているところでございます。

また、この過積載違反をなくするためには、確かにおっしゃられるように、運転者の検挙だけの問題ではなくて、やっぱり事業者等の下命・容認行為があるかどうかというところの確認、あるいはそういった行為をなくすということが重要であるというふうに考えております。

そのため、ことしの4月からは過積載違反で検挙された車両の事業者、使用者、荷主等に対して、警察署のほうから再発防止のための指導・警告をしているところでございます。

今後とも、県警察におきましては、過積載違反車両に対する指導・取り締まりを推進するとともに、特に悪質と思われる事業者等を対象として、指導・取り締まりの強化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 もうほかにもありますからこれぐらいにしますけれども、私が3月の予算特別委員会ですと、県警の交通機動隊が、県議がやっているからもうこれから取り締まりが強くなるねとか、そういうのをトラックの運転手に言われたり、あるいは今、単管ではかるんだけど、ああいうものではかると13トンぐらいまでは大丈夫だから13トンまで積んでいきなさいと会社が言ったり、こんな状況では、これは本当に取り締まっているのかなというのが気になりますので、頑張ってやっていただきたいなと思います。これは次もまた質問するかもしれません。

それと第1次産業の考え方についてなんです、さっき知事がおっしゃっていた沖縄のピーグというのは、私も気づかなかった。びっくりしたんですけれども、日本全国でやっているピーグの中でも沖縄は非常に質が高い。これは泥染をしない、農薬を入れない。だからシックハウス症候群だとか、あるいはぜんそくを持っている人たちは、泥染をしないものですから細かい粒子が出てこない。しかし、我々は今までこういうふうなことが全くわからない。このピーグというのは、僕は調べれば調べるほどびっくりしたんですけど、坪単価どれぐらいするかということ、大体4000円から5000円ぐらいとれるんだそうですね、坪当たり。これ一期ですよ。もしかしたらこれは二期作できるかもしれないと言われている。そうすると坪単価1万円ぐらいになる。今、農業で坪1万円とれるような作物

は何がありますかと。100坪持っていたら100万になるんですよ。農林水産部が今までやってきたのは、口に入る農業ばかりをやってきたんです、果樹、野菜。そうじゃなくて、沖縄のピーグというのは非常に今、注目をされている。一畝のむしろぐらいで、あるいは畝で一番高いものになると、東京で1万2000円ぐらいするんだそうですね、高いときにはです。けれども、中国から来るのは2500円ぐらい。これはＴＰＰに強い。誰もこのピーグを気にしていなかったのが今の現状。だから皆さんの研究機関でもこれは全然研究していない。どうですか、農林水産部長。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） イグサについては、今、うるま市の照間区のほうの一部で栽培されている状況にあるわけなんです、議員がおっしゃるとおり無農薬で栽培している、あるいは泥染をしなくていいと、使い込むほどに艶が出るということで、品質が非常にいいというふうに理解をしております、我々としては生産性が課題として先のほうが枯れるような品質的な問題もあるものですから、今、農業研究センターのほうで品種の選抜に向けて一緒に取り組んでいるということがございます。そういう意味では一つの生産から量産にして製品化して6次産業化としての一つの可能性もあるのかなと思いますので、これについては水田伝いでの栽培になりますので、それができるところがあれば、これから一緒になってまた普及できればなというところでございます。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 実際、これは余り研究していらないんだよね、調べてみると。沖縄の産業構造をやり直そうとしたときに、この1次産業がどうなるかということをもっと真剣に考えて企画も動いてほしいと思っているんですよ。そうじゃなければ、沖縄は本当に宝物がたくさんあるのにもかかわらず、もう目の前にあるいいものばかり、特にＪＡを中心とした、ああいうところを中心とした農業政策がそのまま農林水産部の政策になっているんじゃないかとさえ感じる。これは、イグサはイグサ組合がやっているわけだから、これ全島にもう少し考えていって、産業の中心にもなりかねないようなものですから、知事の決意をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 大変説得力のある御指摘だと思います。沖縄の農林水産業をどういうふうさらに活力を持たせて発展させていくかというときに、かなり大胆ないろんな発想の転換をし、そして同時に、

それを戦略的に生かしていくための深い研究、そういったものを真剣に取り組むべき段階だと思います。今、御提案のことについてはしっかりと研究して、推進といえますか、ぼやぼやしないで、その状況が実現できるように頑張りたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 きょうは深追いをしないでさっさと行きますので。

3番、離島政策について。

この間、6月15日でしたか、久米島の結婚式に呼ばれたんですよ。そうしますと、2時半だったか3時半の飛行機を予約して行こうとしたら、1時半になって欠航ですと言われたんですね。その次の便も欠航。前の日もそうだったらしいですよ。これは離島振興、離島の観光振興と言っているながら、こんな実態があるのはどなたが気づいていらっしゃるんですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） ＲＡＣのそういった便の欠航については、私どもも久米島の町民の方々からも苦情を受けておまして、私も大変危惧していたところでございます。さらにまた今般、パイロットが引き抜かれたということでさらに便数が減ることに対して、大変憤りを感じて緊急事態だというような形でＪＴＡ等に抗議をやったということも承知しております。そういったことも含めて、県としては、早急にＪＴＡ、ＲＡＣ、それから離島の関係自治体の首長を呼んで、今後の対策等を検討したいというふうに考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 ＪＴＡが、あるいはＲＡＣが職員を引き抜かれてパイロットがいなくなって、飛行機はあるけれども飛ばす人がいない。これは普通の企業の考え方からすると、部長、ヘッドハンティングをするというのはどういう理由でハンティングするんですか。職業条件でしょう。給料でしょう。給料が安いから引っ張られるわけですよ。ですから、これは3年前、ＪＡＬが会社更生法が何かを受けたというときの話ですよ。これはあのときにも出ていたはずだ。あのときにも、我々は県民の足として、一つになってこれをどう安定させるかということは課題になった。けれども、喉元過ぎたら熱さをもう忘れてる。3年前のことを忘れてる。私は、こういう政策でいいんですか、本当に。抜本的にこれは変えなくていいんですかと。

これは部長、私の手元に日本航空株式会社と沖縄提携先間の合併会社契約書というのが、ここの7条に何

と書かれていますか、お持ちであれば……。持っていないければ私が読みますけれども。

提携をしたのは、1967年5月17日。日航は将来、適当な時期に新会社の実質的な経営権の主体を沖縄企業に移管することとし、この時期及び方法については今後相談するというふうに書かれています。つまり、JTAは将来は沖縄に戻しますよというのが、買い戻し条項がJALとの間に締結されている。もう一回、沖縄県は自分で航空会社を持って、あるいは整備はJALに委託するとかでもいい、JTAに委託するとかでもいい、そのかわり主導権は沖縄県が持たなければ、今からもうこういう格安航空が飛んでいくと、もうJTAはもっと総潰れになっていきますよ。今、第2の危機が離島を襲おうとしているんだけど、そのことをどう思っておられるのか、感想をお聞きしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 今、議員がおっしゃったように、パイロットが引き抜かれるというのは確かにあり得ないことでありまして、我々も同感であります。ただ、やはりJTAの親会社でありますJALのほうで全体的にグループを構造改革するというところで、給与の削減とか組織の見直し、そういったものを行った中でやはりそういった引き抜きというのも起こったのかなと思っております。

ただいま議員の御質問、要は県のほうがJTA株を多く取得して経営をしたらどうかというような趣旨の御発言だと思いますが、今現在、県はJTAの株の12.9%を持っております。一方で、日本航空株式会社が72.8%を持っておりまして、出資比率は第2位となっています。一方で議員からもありました御発言にも関連いたしますが、23年に当時の日本航空の会長から、JTAが経営改革を遂行した後に、JTAの株式を売却し、地元資本の割合を引き上げることにしようというような趣旨の御発言がありましたけれども、一方で、この過半数は日本航空が維持するというようなこともあります。

そういったこともあって県が過半数を取得するというのは、買収するというのはなかなか困難だと思いますけれども、県のほうといたしましてはJTAの経営の健全方針とか、航空路の確保が重要であるということをも十分株主として主張してもらいたいというふうに考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 当時も日本航空が51%を持って、沖縄提携先が49%の株を持っておられますね。この中の

那覇空港ターミナルが25.2%、あと25.2%は県下の企業が10社で持っておられた。これからどんどんどんどんJALが買い取って、うまみのある路線だから。私は、1年間だけ旅行会社というか、沖縄旅行社で企画部長の経験があるんです。那覇―石垣間はドル箱なんですよ。絶対離したくない路線。一番高い路線、もうかる路線。宮古もそうだと思います。もうかっているんです、当時は。だけれども、これは沖縄県が短い路線については、残念ながらRACというところに切り捨てるんですね。もうかるところだけをJTAで持っておくんですよ。これは一塊にしなければ利益は出ないよ。ましてや、RACについては皆さんが飛行機を買って渡しているわけでしょう。初期投資がないんでしょう。初期投資がないんだったら、本来だったら黒字になるべきじゃないですか。そういうことも総合的に考えて、これはもう一回考え直すべきだと思いますね。私は今、はい、わかりましたという答えが出るとは思っていないよ。思っていないけれども、しかしこれは検討に入る準備ぐらいは頭の中に、視野に入れて、このことを沖縄県の最終的な離島のことを考えるとやらなければいけない。私は、新しいところに入り込まないという考え方ではないですよ。この間、文教厚生委員会で与那国に行きましたよ。びっくりしたのが、あの人口に、CTスキャンが入っている、診療所に、一括交付金で。サクナ（長命草）がサトウキビよりも上回った販売をしている。8000万の収益がある。塾を自分たちでつくっている。電子黒板を入れて、相手は向こうから、いいですか、東京から東大の現役生がこの3名、4名の子供たちに塾で教えている。これは与那国が一生懸命やっている。だけれども、我々がやってあげられるのは何ですか、我々がやってあげられるのは。

彼らは彼なりに、離島なりに一生懸命やっているものを見ると、我々がこれぐらいのことを本当に検討して、何とかしたいと思うのは、これは僕は筋だと思うので、もう一回検討をし直してほしいなと思います。

それから、最後になりますけれども、基地と住民、防音工事の実態。これにも皆さん言及してほしいんだけれども、今、知事公室長が言っていたのは、あれは表の話ですよ。ほとんど皆さんわかっていないと思うよ。10年前に入れたクーラーがことし壊れたと。これはいつ入りますか、このクーラーが次入るのは。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時31分休憩

午後3時31分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 制度上は、これは明記されてないところです。買いかえといったものにつきましては、ちょっと今はっきりしたあれがありませんけれども、買いかえ等については対象となっていないというふうに承知しています。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 公室長、これは、買いかえは10%本人が持って、9割補助するんですよ。でも、今クーラーが壊れたら、ことし1年間の壊れたものをためて5月に概算要求をする、26年度に概算要求をして、入るのは27年度、25年度に壊れたクーラーが。何で防音工事をやっているんですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） これは昭和49年にできました防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律と、これに基づいて行われていると承知しております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 ちょっと意地悪な質問をしているようですけれども、そうではなくて、表に出ているのは防音工事の範囲を広げることも当然みんなわかります。うるささ指数をできるだけ下げて防音工事の範囲をもっと広げようという気持ちもわかる。だけれども、本当に地元の皆さんが苦しんでいるのは、うるさいから防音工事をする、そしてクーラーも入れた。10年したらこれが壊れた、壊れたらこれを申請する。申請したら2年後にしか入らない。2年間、窓をあけて暮らせと言ってるんですか。それが1つ。

僕はこういう問題は表に出てこない問題なんですよ、これは。だけれども、沖縄県がそれに耳を傾けて、真剣に防衛省に何をしているんですかという話をしないと、これはいつまでたってもこんなふうにならない。これを腹をくくってやるおつもりがあるかどうか、防衛省とやりとりする予定があるかどうか、お答えを。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） この航空機騒音対策として、沖縄県が今、先ほど答弁いたしましたように地元の要望を受けて取り組んでおりますのは、第一種騒音防止区域、地区の見直し、それから基準の見直し、対象の見直しというこの3つでございます。ただ、今議員がおっしゃったその具体的な運用、適用に関して、これが地域住民の必ずしも要望に応えてないということにつきましては、20年ぐらい前には電気代を見

ないというような問題があったわけでございます。こういったものを県と市町村が連携をして、一部ではありますけれども生活保護世帯等につきましては、限度額を設けて国が負担する、助成をすることになっていると。したがって、今議員が御指摘になった点も大変答弁に至らないところがあったところはおわびしたいと思いますけれども、市町村と連携してしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 実態をもう一つ、話しておきたいと思えます。

実は、これは壊れたから、もう我慢できないから自分でもう入れたとなったら、このクーラーが壊れたら、次は防音工事でクーラーを入れることはできないんですよ。できないんです。自分で一回手を入れてしまうと、もう防音工事の買いかえということはできない。これが防音工事の意地悪なところ。だから、彼らは本当にこういう実態というのをわかりながら——わかっていますよ、僕は去年から文句を言っているから。だけれども、一人の力ではもうどうにもならないんですよ。だから、沖縄県を挙げてこの実態を表に出して、あなた方何やっているんですかという話をしないと、今までのように1%の人口の沖縄は切り捨てればいいと、こんな考え。これでは、我々は中部でやっている人たちもほかのところも大変だと思えますけれども、この防音工事を入れたゆえに苦しんでいる人たちがたくさんいるということをわかっていただきたいなと思えますね。そのことを御理解いただいて、きょうはこの辺で、総論だけでさっと終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 20分間休憩いたします。

午後3時36分休憩

午後4時5分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 皆さん、こんにちは。

本日最後でございますが、何か嫌な雰囲気ですね、こんなに少ないと。

よろしくお願いをしたいと思います。

まず、今後の財政収支の見通しについてということで質問をさせていただきますが、その中で沖縄県財政の課題と展望ということがつけられるんですが、これが23年度に出されている部分、今年度6月に出されているその課題と展望というのがほとんど変わらないんで

すよね、中身的に。県税の自主財源の割合が低く、国の地方財政制度に大きく依存した脆弱な構造であるとか、今後も継続的に収支不足が生じ、拡大していくという中身的な部分が。21世紀ビジョンがその部分で描かれて収入歳出のバランスがとれた持続的財政が不可欠だという部分が変わっているだけです、この見通しという部分を、基礎的な部分ですからやはり将来的にどうあるのかということをしかりと出さないといけないんじゃないかなと。やっぱり一括交付金、その分では振興策を3000億、我々はかち取っているわけですから、その3000億の効果がこれからの10年、今後の我々県の財政に対してどういう影響を与えていくのかということ、この見通しの中で私は示す部分があるんじゃないかなというふうにも思っておりますので、この今後の財政収支の見通しについてお伺いをしたいというふうに思っております。

2つ目に、平成25年度沖縄振興特別推進交付金の市町村事業についてということで質問をさせてもらっております。

沖縄の姿ということで、1次振計、今度もう5次振計ということになってくるんですが、1次振計のほうで目標1兆円——これは県内総生産ということで——目標1兆円ということであった。結果的に1兆6000億円、結果が出た。2次振計のほうでは、目標が2兆4000億、結果は3兆148億ということでこれも上回っているということがあるんですが、3次振計からは4兆9000億という目標を掲げるんですが、結果は3兆5800億ということでこれ下がるわけですね、その分では。2011年まであった部分も若干下げました。4兆9000億ということ修正して、今度は4兆5000億ということ下げたんですが、やっぱり結果は3兆7000億ということでやっております。県民所得も3次振計で210万ということで、目標は310万です。結果は210万でしかなかったという部分。次の4次でもこれも目標を下げました。270万に目標を掲げたんですが、残念なことに205万ということで全国最下位から抜け出し切れないというのが現状。失業率にしても全国が4.5%に対して7.1%の失業率という部分ですね。

一番最大の問題は、この3次振計のときに、内閣府の沖縄担当部局のその予算自体が、この10年間で3次振計ですね。これが3兆7000億ありました。しかし4次振計、2002年から2011年の内閣府のその予算というのは2兆8000億、1兆減っているわけですね。振興策ということはあるながら、この我々が踏まえた前年度は1兆もやっぱり減ってしまっているということからすると、なかなかその予算的な厳しさが前期の振興

策というのはあったのかなというふうにも思っておりますので、今回振興策、民主党の部分で3000億まで上げた。自民党政権に12月にかわって、自民党政権もそのことをぜひ維持をしてほしいと。一括交付金、民主党は一括交付金ということで地方分権の流れでやりました。しかし、この自民党にかわってその一括交付金というのは、もう沖縄だけ。全国ではなくなってしまったということから考えると、やっぱり地方が元気にならないと、日本は元気にならないという思いで、我々この振興策もっともっと訴えていかなんといけない部分があるかなと思っておりますので、その振興策の部分と市町村事業についてお伺いをいたします。

次に、沖縄観光についてということでもあります。

国際通り、最近歩くと、海外の観光客が多いですね。台湾の皆さんなのか、中国の観光客の皆さんなのか新聞でも観光客が増になっているということでもあります。しかし、コンベンションビューローというのは、もともとその観光関連の皆さんと一緒にオール沖縄でそういったことをやっていこうということで、コンベンションビューローというのを立ち上げて、理事会のその中で決めていくということになるんですが、今度の部分は、昨年度48億という一括交付金、そういったものを観光にやったものですから、なかなかちょっと中身が不透明になりつつあるということで、今度県の副知事もしていた上原さんがそういった部分で理事になると。県の財政的な職員がまた専務で行くということからすると、中身というのはぐちゃぐちゃになっているんじゃないかなと。これは、そういった面ではこれだけの観光予算、これは一括交付金ですから精査があるはずなんですね。これから、内閣府のほうから。皆さん本当にこの観光の予算というのは、私はその精査に耐え得るような部分になっていないんじゃないかなというふうに危惧します。そういった面での質問でございますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

コンベンションビューローの平成24年度一括交付金の事業状況について。

そして、ビューローへの県の人事介入についてということでお答えを下さい。

続きまして、平成25年度設計労務単価の特別措置についてということでもあります。

これは、労務費が約15%上昇したということ踏まえて、工事の品質確保や円滑な工事の実施等の観点からということで、ことしの4月1日からの工事に関して、新単価を用いるようにということで国のほうからの特別措置ということでもあります。都道府県は、こ

の分をしっかりと市町村に通知をしてくださいと。建設業団体に対しても、請負代金に変更された場合は、元請等に既に締結した請負金額を見直し、技能労働者への賃金水準の引き上げ等に適切に対応するようにということで、要請を国のほうからそのことが出ている措置でございますので、そのことがどういう今方向性に行っているのか、しっかりと市町村含めて、建設業団体がそれを十分行っているということになっているのかお答えをいただきたいと思います。

5点目、離島ヘリチャーター便についてということでございます。

慶良間、阿嘉のほうに慶良間の空港があるんですが、定期便がありません。あれだけの県の空港を持っていながら定期便がないというところがありますので。それからすると、山間、例えば本土の山間だとか、バスが走らないところというのは、チャーターでタクシーを走らすんだとかいろんな事業をやっているはずで。それからすると、離島県である我々が、離島に対してどうあるかと。定期便がないのであれば、バスがないということであればこれはもうタクシーという感覚で私はこの離島ヘリチャーター便についてしっかりと対応することが離島振興の一つの役割、我々県ができる部分でのあり方が出てくるんじゃないかなというふうにも思っておりますので、その市町村の取り組み状況、そして県の具体的な支援策についてお伺いをしたいと思います。

最後、基地問題であります。我々政策的な部分を大阪維新の会と政策ということをやりました。内閣にも要請ということでやりました。この要請の前文が、戦後68年間、沖縄の過重な基地負担が軽減されていない現状を改善するために、国は沖縄県以外の自治体に対して協力を要請し、沖縄の基地負担軽減についての方針を示すことが必要であります。沖縄県の過重な基地負担は軽減されることなく、放置状態が続いており、これが今後も続くようなことがあってはなりません。安倍晋三内閣総理大臣は、安全保障に係る理解は国民全体で共有し、負担は国民全体で分かち合わなければならないと全国に発信することの必要性を訴えるものであり、米国政府に対しては、日米地位協定の一部改定や嘉手納以南の統合計画に関する見直しなど、具体的な交渉をすべきであるということで要請をさせてもらっておりますので、その中で米軍人・軍属の綱紀粛正についてお考えをお聞かせください。

(2)点目に、日米地位協定の、県は抜本的ということなんですが、抜本的を言い続けて何か一つでも変わったのかなという疑問もありますので、そういう一部改

定についてお聞かせください。

(3)点目、オスプレイ訓練の県外・国外への移転についてお伺いします。

最後、嘉手納基地以南の返還計画に関する見直しについてお伺いをいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 當間盛夫議員の御質問に答弁をいたします。

第1に、平成25年度沖縄振興特別推進交付金の市町村事業について、事業の内容についての御質問に答弁をいたします。

市町村事業は、5月30日付で約223億円の交付決定を受けたところであります。交付決定は1030事業に及び、離島振興、子育て・福祉、教育、防災、観光、産業一般の振興など多岐にわたっております。住民生活に密着した取り組みに活用されることとなっております。

次に、沖縄観光についての御質問の中で、沖縄観光コンベンションビューローの人事についてという御質問に答弁をいたします。

沖縄観光コンベンションビューローの役員人事につきましては、この財団の定款に基づき決定されるものであります。理事及び監事は、評議員会の決議によって選任され、会長等につきましては、理事会の決議によって理事の中から選定されることになっております。このような手続を経て25名の理事が選任され、新会長には前副知事であります上原良幸氏が選定されたところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） 今後の財政収支の見通しについて、3000億円、一括交付金の効果等も見込むべきではないかという御趣旨の御質問だったと思います。それにお答えをいたします。

まず、財政収支の見通しの意義につきましては、既に御案内のように広く一般に公表することにより、県民の県財政に対する理解を深めていただきたいと。それから2点目が、次期プランの策定の議論や今後の財政運営の参考として活用すると。そういう意味では、今後のトレンドを示す指標であるという理解のもとで作成をしております。

それで今回の策定なんです。まず25年度当初予算

を基礎にして策定をしております。これは、直近3000億の予算、それからその中にももちろん一括交付金も含まれて、直近の実績をもとに試算をしたということでございます。

それから2点目、今後の経費ですが、特にこの社会保障関係経費が今後伸びていくということではございますけれども、これは国の施策の動向に大きく影響するということから、なかなか見込みづらいものがございました。

それからもう一点、歳入におきましては、内閣府の中長期の財政見込みの中での経済成長率を採用しておりますが、そのほかに県の3000億円の予算、とりわけ一括交付金の寄与度といったようなものが今のところ明らかでないということで、なかなかこれも見込みづらいということで今回の収支見込みになっております。

それで今後、25年度中に次期のまた行革プランも策定をいたします。その中で、これまでの実績を踏まえた今後の反映できる成果、指標といたしますが、そういったものが出来ればそれも当然織り込んで見直そうというようなことを考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 沖縄観光に関する御質問の中の、コンベンションビューローにおける一括交付金事業の状況についてお答えいたします。

沖縄観光コンベンションビューローにおいて、平成24年度に実施した沖縄振興特別推進交付金を活用した事業は、沖縄観光戦略的誘客活動推進事業等5事業で、実績額は43億1400万円となっております。これら事業による誘客宣伝の取り組みなどにより、平成24年度の観光客数は592万人、うち外国人38万人と、対前年度比約7%の増加につながったものと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 平成25年度設計労務単価の特別措置についての御質問の中で、労務単価の特例措置についての御質問にお答えいたします。

県における新年度の公共工事労務単価は、対前年比で12.3%上昇しており、各発注機関において、新単価による工事の発注を行っているところであります。労務単価の特例措置は、旧単価で4月1日以降に契約した工事についても新単価を適用し、増額変更すること

ができる制度となっております。県においては、本特例措置の適用について各関係機関へ通知しており、今後は受注者との変更協議を経て、改定契約を締結する予定であります。また、市町村や建設業協会などへもその旨通知を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 離島ヘリチャーター便についての御質問の中の、離島町村におけるヘリコプターチャーター便の取り組み状況と県の支援について。これは5の(1)と5の(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

座間味村においては、観光客の増加等による島の活性化を図るため、平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用し、フェリーまたは高速船が欠航等の場合に、観光客等がヘリコプターをチャーターする際の料金の一部を補助しております。また、平成25年度からは、渡嘉敷村及び渡名喜村においても同様にチャーター料金の一部補助を実施することとしております。離島のヘリチャーター事業は、移動手段を安定的に確保し観光振興等を図る目的で、それぞれの市町村が主体的に企画立案したものであります。県としましては、市町村の主体性を尊重し、同様の事業を要望する町村がある場合は、事業の採択に向けて今後とも適切なサポートを行いたいと考えております。

なお、財政力の弱い18の離島・過疎町村等の特別推進交付金の活用に当たり、県は、地方債の適用を受けない事業の町村負担分を支援しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての御質問の中で、米軍人・軍属の綱紀粛正についてお答えいたします。

県は、これまで米軍人等による事件が発生するたびに、米軍の規律保持やリバティカード制度による外出禁止措置の徹底など、米軍等に申し入れてきたところであります。在日米軍は、相次ぐ米軍人等による事件の発生を受けて、基地外飲酒の禁止等を含む「新たな勤務時間外行動の指針」を2月13日に発表しました。それにもかかわらず、米軍人等による事件が続いていることは遺憾であり、米軍の再発防止策の実効性に疑問を持たざるを得ません。県としましては、再発防止策の実効性を確保し、事件・事故が皆無となるよう、ワーキングチームなどあらゆる機会を通じて強く求め

ていきたいと考えております。

次に、日米地位協定の一部改定についてお答えいたします。

日米地位協定について、県は、平成12年から11項目にわたる抜本的な見直し要請を行ってきたところであります。県としましては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。このため、今後とも軍転協や渉外知事会とも連携し、さらには関係閣僚への直接の面談による要請や訪米による要請など、あらゆる機会を通じ日米両政府に対し同協定の見直しを粘り強く求めてまいりたいと考えております。

次に、オスプレイ訓練の移転についてお答えいたします。

オスプレイの訓練については、岩国や韓国、グアム、フィリピンにおいて行われているという報道がありますが、これまで求めている負担軽減を目的とした訓練であるかについては明らかではありません。オスプレイ配備については、県民の不安が一向に払拭されておらず、さらなる負担の増大は認められるものではないことから、県は、去る6月12日に軍転協を通じ、安倍内閣総理大臣を初め関係閣僚に対して、オスプレイの配備計画中止や配置分散の実施などを緊急要請したところであります。

次に、嘉手納以南の返還計画見直しについてお答えいたします。

嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還は、沖縄の過重な基地負担の軽減及び振興・発展につながるものであり、確実に実施されることが必要と考えております。ことし4月5日に日米両政府が発表した統合計画においては、具体的な返還規模やスケジュールが明らかにされていないことから、去る6月12日、知事が直接、軍転協を通じ、安倍総理大臣を初め関係大臣へ移設内容の具体的な説明、跡利用計画の円滑な実施に配慮すること、地元意見を聴取する場の設置等を要望したところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 それでは、再質問をさせてもらいます。

知事公室長、今の地位協定含めて綱紀肅正に関する部分等々もあるんですが、答弁で、抜本的なものを平成12年から求めているということがあるんですけども、この地位協定、何か1つでも変わった分はあるんですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 地位協定につきましては、締結以来50年以上が経過しておりますけれども、一言一句変わっていないというのが状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 安全保障の中で、この日米地位協定というのはいまだ何ひとつ変わっていないという部分が現実で、憲法改正の分はいろいろと話もあるんですが、日米地位協定、日米同盟含めて憲法の上にそれがあるんじゃないかという言われ方もしているわけですから、なかなかそう簡単じゃないはずなんです、抜本的という形になると。だから一つ一つ、やっぱり沖縄の今県民が間違いなく事件・事故の多発している部分をどうするのかというところの観点に絞って一つ一つ積み上げていくほうが、私はその解決のものからしたら早道になるんじゃないかなと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今の議員の御質問は、一つ一つの項目についてしっかりと精査をして議論を深めろという意味であれば、それは議員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、11項目につきましては、平成12年度に県内でさまざまな基地由来の問題について、最低でもこれぐらいの改定はしていただきたいというようなことでかなり詰められて定められたものでありまして、県としましてはこの11項目を改定していただきたいということで要請をしているところでございます。ただ、この昨今の要請の中で、環境に関する協定がないということにつきましては、これは環境特別協定という形で地位協定の改定というよりもそこに1項目加えるというような形でやってはどうかと、そういった提案もしているわけでございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 11項目挙げている中で、やっぱりできるところからしっかりとやるべきですよ。公務外の犯罪に関する分は、一次裁判権は日本側に行使するというを前面に出してくるということも大事でしょうし、運用でそうやっていきますよということではなくて、これをしっかりと前文で明記していくというような形の提言も11項目の中で一つ一つ解決していくということも必要だと思いますので、頑張っていきたいと思います。

その中で、以前から米軍、C Pだとかいろんな形で、県警本部長、沖縄の県警との合同パトロールをどうするんだということが言われているんですが、この

合同パトロール、やっぱり事件・事故が多発する中で、県警はただ見ておくだけではないはずでしょうから、沖縄県警としてこのことをどうしていくのかということをお聞かせ願えますか。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（笠原俊彦君） まず、米軍の憲兵隊との共同パトロールでございますけれども、県警察と米軍の憲兵隊との共同パトロールにつきましては、本県における治安の確保は県警察の責務であるということ、また、何らかの犯罪を犯した米軍人を逮捕する場合には、県警察と憲兵隊との共同逮捕という扱いになってしまいますので、地位協定に基づき当該米軍人の身柄が米軍に引き渡され、原則として起訴されるまで米軍側でその身柄を拘束されることから、県警といたしましては、憲兵隊との共同パトロールは容認していないという立場でございます。

では、県警としてどのようなことをやっているかということでございますが、県警察といたしましては、米軍構成員等の事件・事故の未然防止を図るという観点から、米軍人による事件等の初動対応を専門的に行う涉外機動警ら隊のほか、機動捜査隊、交番等の勤務員によるパトロール等を通じて、深夜、徘徊する米軍人に声かけをして帰宅を促す等の取り組みをやっているところでございます。

また、事件・事故が発生した場合、その都度、米軍に対する再発防止などの申し入れを行っているほか、沖縄に来て間もない米軍人に対する事件・事故防止を目的とした防犯講話であるとか、交通安全について教育をしてくる、あるいはアメリカンスクールにおいて安全学習の支援事業をやるといったような取り組みを行っているところでございます。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 県警の皆さんからしたら、2つあるんですね。やっぱり一緒に米軍MPとやっても、逮捕の部分が地位協定で米軍側にあるんだとか。でも公務外ですから、先ほど言いましたようにやっぱり公務外のそういった犯罪というのは日本側にあるんだということを、やっぱり地位協定でしっかりと訴えていくことが僕は大事だというふうにも思っています。その分ではもう一点、警察力が低下すると、これだけになってくると、ほかのものができないんだというような形の懸念もあるみたいですので、何とかやっぱりこれは県警も一緒になって共同パトロールをしていくということも大事な部分になってくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いをし

たいと思います。

続きまして、離島ヘリチャーター便。

今、離島の近隣の町村がやっている、一括交付金ですよね。これ終わるとなくなるんですよ、だから。一括交付金そういった今度の振興策。でも今度の振計のほうには、やっぱり離島の活性化、離島をどう活性化していくかということ、大変大事なことになっているわけですよね。それを関係町村がやっているからいいだろうということではなくて、県が全面的にその支援策をどう持つのかということは必要だと思うんですよ。皆さんは、離島のその割引運賃だとか、定期便に関してはやっているわけですから、何でヘリはやらないのかなど。バスにはやってタクシーにはやらないということにはならないはずでしょうから、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えします。

先ほども答弁させていただきましたけれども、今般のヘリチャーター事業といいますのは、座間味村の観光客を何とか安心して座間味村に来ていただきたいという思いから開始した事業でございます。

座間味村は、例えばこれはもうダイビングなどで大変有名なんですけれども、水不足があって困っていた。そういった中で海水淡化化施設を早期に導入したりとか、そういった中で座間味村においてはちょっとした荒天時、例えばフェリーでしたら4メートルの高波、高速船だったら3メートルの高波で欠航するわけですね。そういった中で、観光客がちゅうちょして来ないというのは大変困るということで考え出されたのがこの離島チャーター便で、あくまでもこの観光振興という観点からやったと思っております。隣接する渡嘉敷とか渡名喜も同様な考えで、25年度からこの事業を行ったということです。

議員御指摘の、じゃ、県はやらないのかというお話なんです、離島の固有課題というものを我々この21世紀ビジョン基本計画でうたっております。固有課題といいますのは、やはり移動コスト、生活コストの高コスト構造にあると思っておりますので、こういったことにつきましては議員からありましたように、我々県事業としてやるわけですが、それぞれの地域の課題に応じた産業振興については、それぞれ市町村にも303億という一括交付金が配分されておりますので、それぞれの市町村の自主的な判断で事業を実施していただければと思っておりますのでございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 それがとまって離島に行かないんで

はなくて、そこの離島に観光で行っているときに、船がとまってしまうと困るわけですよ。だって仕事もあるかもしれない。そういった面でそういうようなタクシー的な部分が必要じゃないですかというふうにやっていますし、これからまた県の部分で、新たに伊平屋だとかそういった部分で空港の要請がありますよね。そういった部分を本当に今の財政力の中で、離島に空港がつかれるのかということになってくると、これは将来的に10年、20年という話になってくるはずなんです。そういった面では、こういう部分でのヘリのタクシーの使い方ということは重要な部分があると思うんですよ。

知事も離島に行かれるときに、こういうヘリのチャーターということを使われたことはありますか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） あります。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 そうですよ、便利だと思いますよ。やっぱり時間でやるわけですから、自分が飛びたい時間で行くわけですから、帰るときも、自分が帰りたい時間で帰れるわけですから。こういった部分の沖縄観光がどうあるかということをやっぴりもうちょっと根本的に交通の便の意味でも、バスが走っていないのであればその分ではやっぱりタクシーを走らすということはこれは至極当然な話ですね。しっかりと沖縄観光というのはどうあるんだということは、皆さんも検討をぜひやってもらいたいというふうにも思っております。

引き続きまた沖縄観光についてという部分であるんですが、コンベンションビューローの24年度の一括、先ほども僕は一括交付金やっているわけですから、この48億も使って、そういった分では中途半端な分をやったら精査が来ますよというようなお話もしました。結果的に海外から観光客がふえているというようなお話もあります。しかし、現実その観光客がふえているのはやっぱり近隣ですよ。東南アジアだとか台湾だとか中国だとかそういったところがいらしてふやしているわけですね。ところが皆さんのこの海外の国際化ビッグバン事業を見てくると、イギリスにおけるテ

レピCMだとか、欧米だとか、そういったところなんですよね。じゃヨーロッパだとかロシアだとかああったところから、去年観光客何名来ましたか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 平成24年度で欧米から沖縄に来た観光客は1万4000人です。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 この予算的な部分も欧米だとかそういった部分で1億3000万ですよ、1億3000万。イギリスのCM6000万だとか。6000万とか2億も3億もかけて、1万人来ましたというぐらいであれば、東南アジアだとか、台湾だとか中国に私は特化すべき。観光の海外の誘客をふやすということであれば、特化も僕は重要じゃないかなというふうにも思っておりますので、この予算の使い方というのは、皆さんちゃんともうちょっとしっかりと考えていかなければいけないんじゃないかなというふうにも思っております。

玉城満さんからあったあの事業、一旦出して、その分では見積もりを出させておいて3日間、4月12日からの日程で来る。4月8日に見積もりを出してくれ。で、残念でしたと言って、またその後、実施後で大変申しわけないんですが、そのまた相見積もりを出してちょうだいと。こんな事業ってあるんですか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 先ほどもお話ししましたとおり、その内容についてはちょっと把握しておりませんけれども、県として公正公平な事業執行がなされているというふうに認識しておりますが、いろいろな意見がございますので、それにも耳を傾けながら引き続き適正な執行について取り組んでまいりたいと考えております。

○當間 盛夫君 終わります。

○議長（喜納昌春君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明3日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時44分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 桑 江 朝 千 夫

会議録署名議員 渡 久 地 修

平成25年 7 月 3 日

平成 25 年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 7 号）

平成25年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 7 号）

平成25年 7 月 3 日（水曜日）午前10時 3 分開議

議 事 日 程 第 7 号

平成25年 7 月 3 日（水曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 乙第 2 号議案から乙第12号議案まで（質疑）

第 3 陳情第62号、第70号、第75号、第76号、第77号の 2 及び第78号の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 乙第 2 号議案から乙第12号議案まで

乙第 2 号議案 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例

乙第 3 号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第 4 号議案 沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第 5 号議案 沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

乙第 6 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第 7 号議案 損害賠償請求事件の和解等について

乙第 8 号議案 指定管理者の指定について

乙第 9 号議案 沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について

乙第10号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について

乙第11号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

乙第12号議案 沖縄県公害審査会委員の任命について

日程第 3 陳情第62号、第70号、第75号、第76号、第77号の 2 及び第78号の付託の件

出 席 議 員（45名）

議 長	喜 納 昌 春 君	15 番	桑 江 朝千夫 君
副議長	浦 崎 唯 昭 君	16 番	座喜味 一 幸 君
1 番	上 原 章 君	18 番	仲宗根 悟 君
2 番	砂 川 利 勝 君	19 番	崎 山 嗣 幸 君
3 番	具志堅 透 君	20 番	山 内 末 子 さん
4 番	又 吉 清 義 君	21 番	瑞慶覧 功 君
5 番	末 松 文 信 君	22 番	渡久地 修 君
7 番	新 田 宜 明 君	23 番	大 城 一 馬 君
8 番	仲 村 未 央 さん	24 番	嶺 井 光 君
9 番	玉 城 満 君	25 番	前 島 明 男 君
10 番	西 銘 純 恵 さん	26 番	照 屋 守 之 君
11 番	比 嘉 京 子 さん	27 番	新 垣 良 俊 君
12 番	吉 田 勝 廣 君	28 番	仲 田 弘 毅 君
13 番	島 袋 大 君	29 番	新 垣 安 弘 君
14 番	中 川 京 貴 君	30 番	當 間 盛 夫 君

31 番 照 屋 大 河 君
 32 番 狩 俣 信 子 さん
 33 番 赤 嶺 昇 君
 34 番 新 垣 清 涼 君
 37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 41 番 新 垣 哲 司 君

42 番 具 志 孝 助 君
 43 番 新 里 米 吉 君
 44 番 高 嶺 善 伸 君
 45 番 奥 平 一 夫 君
 46 番 玉 城 義 和 君
 47 番 玉 城 ノブ子 さん
 48 番 嘉 陽 宗 儀 君

欠 席 議 員（２名）

6 番 儀 間 光 秀 君

17 番 呉 屋 宏 君

欠 員（１名）

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井真 弘 多 君
 副 知 事 高 良 倉 吉 君
 副 知 事 川 上 好 久 君
 知 事 公 室 長 又 吉 進 君
 総 務 部 長 小橋川 健 二 君
 企 画 部 長 謝 花 喜一郎 君
 環 境 生 活 部 長 當 間 秀 史 君
 福 祉 保 健 部 長 崎 山 八 郎 君
 農 林 水 産 部 長 山 城 毅 君
 商 工 労 働 部 長 小 嶺 淳 君
 文 化 観 光 湧 川 盛 順 君
 ス ポー ツ 部 長
 土 木 建 築 部 長 當 銘 健一郎 君
 企 業 局 長 平 良 敏 昭 君
 病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次 君

会 計 管 理 者 岩 井 健 一 君
 知 事 公 室 秘 書 久 貝 富 一 君
 広 報 交 流 統 括 官
 総 務 部 田 端 一 雄 君
 財 政 統 括 官
 教 育 委 員 会 長 宮 城 奈 々 さん
 委 員 長
 職 務 代 理 者
 教 育 長 諸 見 里 明 君
 公 安 委 員 会 委 員 與 儀 弘 子 さん
 警 察 本 部 長 笠 原 俊 彦 君
 労 働 委 員 会
 事 務 局 長 真 栄 城 香 代 子 さん
 人 事 委 員 会
 事 務 局 長 平 良 宗 秀 君
 代 表 監 査 委 員 知 念 建 次 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 嘉 陽 安 昭 君
 次 長 知 念 正 治 君
 議 事 課 長 平 田 善 則 君
 副 参 事 兼
 課 長 補 佐 勝 連 盛 博 君

主 幹 佐久田 隆 君
 主 査 嘉 陽 孝 君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程第１及び日程第２を一括し、これより直ちに一般質問を行い、乙第２号議案から乙第12号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及ばない議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。
 新垣安弘君。

〔新垣安弘君登壇〕

○新垣 安弘君 皆さん、おはようございます。

けさの新聞は、一面トップで慶良間諸島海域が国定公園に指定されるというニュースでした。さまざま課題もあるようなんですが、本当に地元の皆さんも喜んでおられるようで、いい方向にいけばと思っております。私も、生きている間に１回ぐらいは潜ってみたいと思っております。金づちですから、結構深くまで

潜っていけると思いますので。浮上できるかどうかはわからないんですが。ただ、慶良間の海に関しては、二、三十年前に神奈川の県議会議員がダイビングをやっている、慶良間の海はもう世界のどこに比べても引けをとらないよと、そう言っていたのがすごく印象に残っておりまして、今回こういうことになって本当に喜ばしいことだと思っております。

それでは、質問に入ります。よろしくお願いいたします。

まず初めに、安全保障と基地問題について伺います。

昨今の沖縄を取り巻く日中、米中を中心とした東アジアの安全保障環境をどのように認識しておられるのか伺います。

次に、地域安全政策課は「変化する日米同盟と沖縄の役割」を発行いたしておりますが、その意義と、どのように活用されたのかをお聞かせください。

(3)番目、高良副知事は、副知事就任前に琉球大学教授としてこの本に論文を寄稿されておりますが、高良副知事へ、昨今の中国における沖縄の帰属をめぐる主張や尖閣問題等についての見解を伺います。

安全保障問題の最後に、日米合同委員会の中に基地を有する地方自治体の代表者の参加する地域特別委員会を設けることを渉外知事会とも協力して進めるべきだと思いますがいかがでしょうか。

次に、太平洋・島サミットについて伺います。

昨年、太平洋・島サミットが本県で開催されましたが、その意義と成果について伺います。

また、次回(第7回)太平洋・島サミットも沖縄での開催を求めていますでしょうか。

JICA沖縄との協力関係と太平洋・島サミットの沖縄における恒久開催の可能性について伺います。

3番目に、スマートエネルギーアイランド基盤構築事業について伺います。

スマートエネルギーアイランド基盤構築事業の取り組みについてお聞かせください。

また、久米島町で海洋温度差発電実証実験が始まっておりますが、この事業が今後、久米島町の振興・発展に及ぼす効果について伺います。

次に、久米島町をスマートエネルギーアイランドのモデル地域またはエコアイランドとしてのモデル地域として県と久米島町が一体となって取り組むことで大きな成果が得られるのではないのでしょうか。

(4)番目、久米島町をEV(電気自動車)・PHV(プラグインハイブリッド自動車)タウン構想のモデル地区として町との連携のもと集中的に取り組んでは

どうでしょうか。

(5)番目、国の平成25年度補正予算で組まれたEVスタンド設置に関する県内の普及件数は何件あるか。普及に努めるための県の施策を伺います。

次に、前定例会でも取り上げましたが、首里城の県への移管事業について伺います。

知事の施政方針にも盛り込まれておりますが、今年度、手がけていることは何でしょうか。

また、移管までの期間で、運営を習熟させる上でも国から県へ管理を委託させることができないか、見解を伺います。

5番目に、図書館行政について伺います。

(1)、新築移転の計画はありますか。

新築移転の場合、幅広く県民からも意見を募るなどの手法が必要ではないでしょうか。

(3)番目に、伊波普猷氏、山之口獏氏など近現代に活躍した歴史家、詩人、文学者などをしっかりと図書館においても顕彰することが必要ではないでしょうか。

最後に、文化行政と貴重資料等の保存・復元について伺います。

薩摩藩侵攻及び戦前戦後を通じて県外に散逸した文化財等を収集するための「沖縄県散逸文化財等収集委員会(仮称)」を組織すべきではないか、見解を伺います。

また、収集に際して必要な財源の基金化を一括交付金で検討すべきではないか、見解を伺います。

公文書館にある琉球政府文書について、保存対策事業が昨年度で終了しておりますが、事業の継続が必要ではないでしょうか。この事業こそ一括交付金化がふさわしいと考えるが見解を伺います。

(4)番目、2月の定例会でも指摘をしましたが、久米島町の博物館の資料及び県内の貴重資料の保存対策に県が主体性を持って先導し協力していくべきではないでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(喜納昌春君) 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事(仲井眞弘多君) おはようございます。

新垣安弘議員の御質問に答弁をいたします。

第1に、スマートエネルギーアイランド基盤構築事業についての御質問に答弁をいたします。

沖縄県では平成23年度から、沖縄県のエネルギー自給率の向上、低炭素島しょ社会の実現を目的に、スマートエネルギーアイランド基盤構築事業を実施しております。

本事業では、太陽光発電や風力発電の導入など、エ

エネルギー源の多様化に係る実証事業などを行っているところでございます。

次に、首里城の県への移管に係る御質問の中で、今年度の取り組みについてという御質問にお答えをいたします。

首里城などの主要施設の県への移譲につきましては、昨年度に引き続き国や県などの関係者による連絡調整会議を開催し、今後の管理体制などの検討を行っているところでございます。

沖縄県といたしましては、望ましいといえますが、いい形での移譲になるように取り組んで進めていければと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 安全保障と基地問題に関する御質問の中で、沖縄の帰属をめぐる主張と尖閣問題についてお答えしたいと思います。

御指摘のように、3月末日で発行された県の報告書に私は、「沖縄の歴史から見た尖閣列島問題」という論文を執筆しました。歴史研究者としてこの問題をどう考えるかについてはその論文をぜひ御参照いただきたいんですが、ここでの答弁は次のようにさせていただきますと思います。

歴史の事実認識をめぐる問題は、学界において厳密かつ客観的に検討されるべきであると考えております。人民日報等で取り上げられた一部専門家による主張についても、今後、学術的な枠組みの中で自由にその是非が論じられていくものと考えております。また、尖閣諸島をめぐる問題については、偏狭なナショナリズムに陥ることなく、日中両政府の冷静かつ平和的な外交によって解決されるべきものと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 文化行政と貴重資料等の保存・復元についての御質問の中で、琉球政府文書の保存対策についてお答えいたします。

琉球政府文書につきましては、沖縄県公文書館で保存し公開をしておりますが、中には傷みが激しく緊急に保存措置が必要な文書が多数あり、今後とも計画的・継続的に実施する必要があると考えております。

御提案の一括交付金の活用につきましては、琉球政府文書が米軍占領下における住民自治のあかしとなる

記録であり、他都道府県に類を見ない貴重な資料であることから、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 安全保障と基地問題についての御質問の中で、東アジアの安全保障環境についてお答えいたします。

沖縄は、日本本土、中国大陸、東南アジア諸国に近接する位置にあり、その地理的特性から過去に大国の影響を受けてまいりました。防衛白書によると、我が国を取り巻く安全保障環境について、北朝鮮におけるミサイル発射や中国による各種動向などが見られ、国際的な安全保障環境は依然として複雑で不確実なものとしております。

県としましては、現在の東アジアの安全保障をめぐる各国の動向に強い関心を持っており、今後ともその動向を注視しつつ、基地問題に係る国際情勢や安全保障問題等について調査・分析・研究を深めてまいります。

次に、県が発行した報告書発行の意義と活用についてお答えいたします。

沖縄の基地問題は、我が国の安全保障のあり方の中で日本国民がひとしく考えるべき課題であります。国民の理解は十分ではないと考えております。こうした状況を踏まえ、平成24年度の沖縄における安全保障政策研究の一環として、日米の専門家による論文等を取りまとめた報告書を発行し、ホームページに掲載するなどの情報発信を行い、沖縄の基地問題の現状について、国全体の問題として提起しているところであります。

次に、日米合同委員会の地域特別委員会の設置についてお答えいたします。

米軍基地を抱える地方自治体は、基地の存在及びその運用に伴い騒音、事件・事故、環境問題などさまざまな影響を受けていることから、日米間の協議に地元の意向が反映される必要があると考えております。

県としましては、渉外知事会と連携し、政府に対し、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者が参加する地域特別委員会を設置するとともに、設置までの間、渉外知事会と日米両国政府との連絡会議を定期的開催することを求めているところであります。

次に、太平洋・島サミットについて、サミットの沖縄開催の意義と成果及び恒久開催の可能性についてお

答えいたします。2の(1)、(2)、(3)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

太平洋・島サミットは、首脳級が集う国際会議であり、沖縄における3度目の開催となった昨年は、初の試みとして、「県知事主催昼食会」や「高校生太平洋・島サミット」等の行事を宮古島で実施しております。エコアイランド宮古島の取り組みや、島サミット参加国の将来を担う若い世代の友好交流は、各国首脳から高く評価され、「太平洋島嶼国と日本の交流拠点・沖縄」を国内外に発信することができたと考えております。これまで島サミットの沖縄開催に当たっては、JICA沖縄から多大な協力を得ており、沖縄が有する独自の知見や技術を生かした国際協力活動が、JICA沖縄を通して太平洋島嶼国の各分野で行われております。

沖縄県としては、次回の第7回島サミットの沖縄開催を要望することとしており、さらに、将来にわたり継続して沖縄で島サミットを開催することを政府に強く働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 小嶺 淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺 淳君） スマートエネルギーアイランド基盤構築事業についてという御質問の中の、海洋温度差発電実証事業が久米島の振興・発展に及ぼす効果についてという趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県は、ことしの4月に海洋温度差発電実証試験設備を整備し、発電設備の大型化に向けた実証試験を行っているところであります。平成22年度に久米島町が実施した「久米島海洋深層水複合利用基本調査」においては、1メガワット級の発電設備を整備し、海洋深層水を発電するだけでなく、水産業や農業等に複合的に利用することにより、さらなる産業の振興及び雇用の拡大が可能であることが示されております。海洋深層水の複合利用については、現状では不確定要素があることから、現在実施している実証試験を通して、水産業や農業などへの利用のあり方について検討することとしております。

同じく久米島町をスマートエネルギーアイランドのモデル地域とすることについてという趣旨の御質問でございます。

県内の小規模離島は、景観や地形的な制約等により導入できる再生可能エネルギーの構成が異なることから、沖縄県では、それぞれの小規模離島に適した再生可能エネルギーの導入可能性を調査する「小規模離島

における全エネルギー再生可能エネルギー化可能性調査」を今年度実施をいたします。その調査結果を踏まえ、久米島町を含む離島の再生可能エネルギーの導入支援を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） スマートエネルギーアイランド基盤構築事業についての中で、久米島町をEV・PHVタウン構想のモデル地区として取り組むことについての御質問にお答えします。

沖縄県においては、温室効果ガスの排出を削減するため、EV・PHV等の次世代自動車の普及を促進することとしており、県全域がEV・PHVタウン構想のモデル地域として国に認定されております。同構想においては、初期需要の創出や充電インフラの整備などを促進することとしております。

久米島町については、現在、5基の充電器が整備されておりますが、本年6月に策定した「沖縄県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」において、さらに10基の整備を目標にしており、今後、町と連携して取り組んでまいります。

同じくスマートエネルギーアイランド基盤構築事業についての中で、県内のEVスタンドの普及件数及び普及のための施策についての御質問にお答えします。

県内においては、平成25年4月末現在、102カ所に急速充電器35基、普通充電器90基が設置されております。

県では、さらなる普及を図るため、市町村の意向等を踏まえ、県内の227カ所で急速充電器146基、普通充電器345基、計491基の充電器の整備を促進する「沖縄県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」を本年6月に策定しました。

今後、市町村や事業者などに本ビジョンの周知を図り、EVスタンドの普及を促進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 首里城の県への移管事業についての御質問の中で、管理の事前委託についての御質問にお答えいたします。

首里城等の主要施設の移譲については、平成25年6月20日に第2回目の連絡調整会議を開催し、国営沖縄記念公園首里城地区の管理状況及び今後の管理体制等の検討を行っているところであります。管理の事前委

託については、連絡調整会議の協議を踏まえ、今後、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） 図書館行政についての御質問で、県立図書館の新築移転、県民からの意見についてお答えいたします。5(1)と5(2)は関連しますので一括してお答えいたします。

沖縄県立図書館は知の拠点であり、県民の教育と文化の発展及び生涯学習の振興に資する施設であります。現施設は、築30年を迎え老朽化も見られ、今後、改築、改修等も必要になるかと考えております。

平成25年3月には、「沖縄県社会教育委員の会議」の答申で、今後の県立図書館は新しい時代に即した機能の充実を図り、その役割を果たす観点から、改築、新築の検討も必要になるとの提言をいただいたところであります。

県教育委員会としましては、改築、改修等の際には、県立図書館が多く県民に利用されていることから、県民の意見も参考にする必要があると考えております。

次に、県内の近現代に活躍した歴史家などの顕彰についてお答えいたします。

沖縄県立図書館では、初代館長で「沖縄学の父」と称される伊波普猷の著書や関係資料の複製本を所有しており、閲覧用に供しております。また、山之口獏につきましては、平成22年度に本館100周年を記念して「山之口獏」文庫を開設しております。さらに、ホームページの「貴重資料デジタル書庫」においても、沖縄で活躍された著名な方々が文庫として掲載されております。

県教育委員会としましては、今後とも貴重資料の収集・整理を図り、県民に広く知らせるための工夫をするなど、さらなる文化の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、文化行政と貴重資料等の保存・復元についての御質問で、久米島博物館の資料等の保存対策についてお答えいたします。

県内各地に残された貴重資料の保存につきましては、一義的には所有者である当該市町村等が担っております。久米島博物館の「上江洲家資料」につきましては、今年度から久米島町が「沖縄振興特別推進交付金」を活用して保存状態の厳しい古文書を中心に修理等を行うと聞いており、その方法等について連携に努め、指導助言してまいります。

県教育委員会としましては、市町村文化財行政担当者研修会において、「沖縄振興特別推進交付金」や民間助成金の活用事例等に関する情報を提供するなど、市町村と積極的に連携して貴重資料の保存に必要な支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 文化行政と貴重資料等の保存・復元に関する御質問の中の、県外に散逸した文化財等の収集についてお答えいたします。

散逸した沖縄の文化財等については貴重な財産であることから、これらの収集または現所有者において適切な保管が維持されることは重要なことであると考えております。収集に当たっては、現所有者の意向や文化財等の現状の把握、専門家による歴史的価値の評価を踏まえ適切に判断していくことが大切であると認識しております。

そのため、県立博物館・美術館に設置した外部有識者により構成される「沖縄県立博物館・美術館美術品等収集委員会」を活用しながら、貴重な沖縄関連資料の収集に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、収集に必要な財源の基金化についてお答えいたします。

現在、県立博物館・美術館においては、「沖縄県美術品等取得基金」を活用し、文化財等の計画的な収集を図るとともに、所有者の意向を反映した柔軟な対応に努めているところであります。そのため、散逸した文化財等が収集すべきものであると判断された場合には、当該基金の活用を基本といたしますが、必要に応じて一括交付金等による新たな仕組みも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 公室長、地域安全政策課で今回この本が発行されました。（資料を掲示） ホームページにも掲載されておりますが、本当にいろいろ公開されてすごいいいと思うんですね。これは知事が行かれたアメリカでのシンポジウムの内容とかも入っておりますので、その内容もいろいろと読ませていただきました。先ほど、東アジア情勢のこととかいろいろお伺いしました。私は、地域安全政策課は今、順調にそれなりの仕事をやっているのかなと思っております。先般、メールの件で国内の35カ所の基地を調査しているということが問題になりましたけれども、先々回の議会のときに私は地域安全政策課がしっかりとそれを調

査をして資料を持つべきではないかと、そういうことを申し上げました。そのときには、その気はないのかなという感触でしたけれども、今回こういうのが表沙汰になって、ああ、やっているんだなと感心をした次第であります。このメールが漏れてしまったということは、これは失敗かもしれませんが、そういうことにめげずにしっかりとやっていただきたいと思います。

きのうもまた新しい研究員を委嘱しておりますし、公室長にちょっとお伺いしたいんですが、ここまで地域安全政策課がこうしてやってきまして、私は、他府県にはない、この独特な安全保障にかかわる部署、部門というのは、沖縄の県庁の中にこれは継続的にあるべきだ、やるべきだと思っているんですね。

これはかつて、例えばちょっとあれかもしれませんが、70年代、80年代のときに韓国がアメリカの政府や議会に対してロビー活動をやるのに多額のお金を使ってやっとな、そういう話もありました。やっぱり弱者は、生き残っていくためにいろんなことをやらないといけない。その点、今回、沖縄が各地の基地を調査し、そしてそれをアメリカに働きかけようとした。このことに関しては、表沙汰になったとしても、それは全国の知事会での様子を見たら、負担軽減の話をすると白け鳥が飛ぶような、そういう状況ですから、そこはそういうことを沖縄がやっても批判される筋合いはどこにもないと思うんですね。そういう点でぜひしっかりとやってもらいたいし、その部署が本当に沖縄にとって必要な部署であるということを実感しておられるかどうか、そこら辺をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 地域安全政策課は、平成24年度に設置したわけでございますけれども、現在の職務分掌といたしましては、まず1つは、普天間飛行場の問題の解決、さらに那覇軍港の移設問題、この担当をしております。また同時に、今、議員からお話がありました、我が県を取り巻く安全保障の問題、これは大変広く深く、また表に出ること、水面下のことといろいろあるわけでございますが、そういったものも包括的に調査研究をして県としてのデータを蓄積する。場合によっては、基地の負担軽減について日米両政府に訴えるためのしっかりした理論武装にしよう、そういったことをやっておりまして、これは今後とも継続が必要であると考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 あともう一点、日米合同委員会への地域特別委員会の設置の件に関してなんですが、これ

はタイミング的にぜひ今やるべきときだと思うんですね。前からこれは渉外知事も出してはいることなんですが、今オスプレイの訓練の問題で、沖縄以外の自治体も結構いろんな危機感を持ったりもしている。また、せんだっては本土においてアメリカの射撃訓練で民間地に落ちて、それも時を経ずにまたすぐ訓練が始まったとか、そういうこともありますから、そこはぜひ取り組んでいただきたいと。

この本の中に、これは知事がアメリカでお話しされている部分なんですが、自衛隊に対する沖縄の人々の感情はどうなんだろうということを質問されて、それに対して、知事の答えの中で、基地問題の大部分は日本全体でどう負担するかという日本の国内の問題として解決できるかもしれないと。自衛隊と米軍の基地の共同使用についても、これは私見ではあるがそういう方向が模索されている気はすると。

安定性と安全性、基地管理権限ということを見た場合にも、沖縄が米軍とやりとりするよりは自衛隊や政府とやりとりしたほうがいいということが書いてあるのが1つと、もう一点は、普天間の問題に関して質問者から、これは東京とワシントンと沖縄とでやらないと進まないんじゃないかということに対して、知事は、防衛問題に関しては中央政府で決定され、我々に伝えられるという形がとられている。地方自治体がこれからの決定事項に参加するというのは非常に難しい。だが、これまでの意思決定のパターンを変えるためにも、この3者は調整すべきであると。そういうことも知事がおっしゃっていますから、そういう点でもぜひ地方自治体に参加して、日米合同委員会の中には30ぐらいの委員会がありますから、その中に1つつくるといえるのか、ぜひしっかりとやってもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

高良副知事にお伺いいたします。

今回の議会は、副知事に対する質問というか、副知事の答弁の機会が結構多いと思うんですね。それに対してどちらかというと、質問したほうはあと一歩物足りないという気持ちを持っているんじゃないでしょうか。そこで、これは知事にもお伺いしたいんですが、歴史家でもあり、そして県内の政治情勢に対してもさまざまな意見を発信してきた高良副知事を起用して期待する部分、どういうところに期待するかということを、これは後でまた一言お伺いしたいと思うんですが。

その前に高良副知事に、先ほどの答弁の話なんですが、高良副知事はこの本の中で述べておられますね。尖閣問題について、尖閣問題に対しては、沖縄がしっ

かりと役割を果たすべきじゃないかということですね。日中台湾フォーラムを東京と北京で開催するんじゃないくて、沖縄とか福建でもやるべきじゃないかと。そういうこともいろいろとおっしゃっています。

日中の関係がこじれたら一番沖縄が不幸になると、これは当たり前の話ですね。そういうことです。知事は、今まで尖閣問題に関しては、これは国と国との領土の問題でもあるし、なかなか沖縄の知事という立場で発言するには重過ぎると、そういう部分があって今まで余り発言はされておられないと思うんですね。そこはよくわかります。ただ、今、高良副知事がこの本に書いてあるように、時期的にいろいろと必要ではないかということも書いてありますが、先ほどの答弁に加えて、もう少し踏み込んで御答弁をお願いできますか。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 御質問の趣旨は大変共感できる点があると思います。

私が考えているのは、沖縄という地域が、過去の中国との歴史や文化において500年以上の長期にわたって交流した伝統実績があるわけですから、その他、地域特性を踏まえながらどういう密接な交流を推進していくのかという。つまり、沖縄がこれまでもいろんなことをやってきましたけれども、引き続きさらにそれを加速し、もっと幅のある交流というものを展開していくということが1つだと思います。

それからもう一つ、沖縄の少しポリシーにかかわる話だと思うんですが、それについては実は今年度、沖縄が特に知的な分野でといいますか、日中間の関係改善というものを促進するために何ができるかということについて知恵を絞るためのプロジェクトといいますか、それがどういうことが可能なのかという問題について、沖縄の我々だけではなくて、もっと幅広い、もちろん中国の専門家も含めますけれども、そういった方々を含めて何ができるかと。沖縄が何ができるかということについて、少し知的にそれをざっくばらんに語っていくような、そういう仕掛けというんですか、プロジェクトのようなものをつくろうと今準備をしております。その中で、我々の思いだけにとどめるのではなくて、幅広い視点、問題意識を重ね合わせながら、そこから見えてくる問題を少し絞り出していきたいというふうに考えています。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 知事にお伺いしたいんですが、基地問題とかを中心に政府とのいろんな交渉においては、知事が本当に——私はすごく頑張っておられると思う

んですね。大変だなと、そういうふうに思っております。今回、高良副知事が歴史家であり、沖縄と本土とのいろんな感情の問題にも携わっておられる。政治的な問題もやってこられた。そういう中で、知事がある意味で前面に立って諸交渉をやってきた。それを本土との駆け引きというか、政府との駆け引きの交渉を補佐するというか、そういう意味での力になってもらえるんじゃないかと、そこを我々は期待したいんですけども、そこについて、副知事として起用した、どういふところに期待して起用されたのか、そこをちょっとお聞かせ願えますか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、突然の御質問なのでちょっと戸惑ったわけですが、2月に提案をしたときに、議会の御承認をいただく過程で今のような御質問は既に終わったんじゃないかと実は思っていたものですから。

今、議員も少し言っておられたように、政府との交渉であれ、基地問題であれ、中国との問題であれ、沖縄の置かれている国際的な環境というか、安全保障環境も含め、文化それから交流といいますか、人の行き来、歴史的な点、いろんな切り口が沖縄の置かれている状況でありますから、いわゆる我々以外のいろんな専門家の方の御意見は無論聞きながら、各部はいろんな政策を展開をしているわけですし、基地問題のみならずいろんな面でそれはやらせていただいているわけです。そういう中で、むしろどこがと言われると何ですが、基本的に私と考えがかなり似ておられる先生だということです。済みません。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 わかりました。

副知事に最後に、十数年前に「沖縄イニシアティブ」で、大分県内の言論界からたたかれておりますので、そこはまたもう一回そういった議論を巻き起こすようなことも期待したいとは思ってるんですね。

それ以外にあと最後に1点、これは先回の議会でも大分聞いたんですが、教育長が今回かわりまして、再度質問させていただきました。前よりはすごく前向きな御答弁だったのでよかったかと思っているんですが、これは副知事も詳しいところですので1つお伺い

したいんですが、久米島の上江洲家の古文書とか、そういうことの復活、あるいはその意義、そこら辺について専門家としても一言あればお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 私、歴史の研究、勉強をしていたところに沖縄県各地を何度も訪ねまして、資料がどういう状況で残っているかという調査をした人間の一人ですけれども、明治以降に実はさまざまな事情で資料が失われました。一番大きかったのは沖縄戦であります。それから台風被害ももちろんあります。その中で一番古文書、昔の記録が残っているのは実は石垣島です。その次に実は残っているのが久米島であります。久米島は、上江洲家文書と呼んでいますけれども、それを中心にさまざまな資料が残っておりまして、上江洲家だけではありません。実はそれは、久米島の文化的な遺産だけにとどまらずに、その中に記載されている内容は、沖縄全体、琉球全体を考える上で非常に貴重な情報がたくさん含まれています。

それからもう一つ久米島の資料の重要性は、昔、琉球王国時代に中国と交流したところに、まさに福建と那覇を行ったり来たりする進貢船という船の航路にとって非常に重要なサポートをした島が久米島でして、つまり琉球中国交流史を考えるための必要な情報もその中に入っているということです。そういう点では上江洲家文書に代表される久米島の資料というのは大事でして、それは一義的には地元久米島町のほうでちゃんと保管・管理をする。そしてそれをみんなが使えるように、利用できるような状況に久米島町と連携しながら進めていくことになると思いますけれども、特に大事な問題は、それを今はやりのITを使って、それをデジタルアーカイブという形にして、日本国内にとどまらず、世界どこでもアクセスできるような状況に整備してしまおうと。関心を持つ多くの方にその情報が利用できるようにしていくという、それは県としても当然取り組んでいかなければならない、サポートしていかなければならぬことだというふうに考えています。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 スマートアイランド構想とEVのタウン構想について、これは久米島の件なんですけれども、今回、温度差発電の実証実験が始まりました。これはもう既に、例えば聞いてみたらオランダからも来ているとか、あるいはカリブ諸国からも視察に来たとか、こういう形で結構国内からも当然視察に来ているんですね。久米島にはその温度差発電があるし、海洋深層水があるし、そういう意味では全国のほかの再生

可能エネルギーのところが、いわゆる産業観光ということでそういうところを視察に訪れる。そういう意味では観光にとってもすごく大きなプラスになるんですね。EVタウンの沖縄県内の認定を受けていると思うんですが、ここは一つ何をやるにしても自治体との協力関係は必要だし、自治体の意欲もまたないといけませんから、ここは久米島にひとつ集中的に、エコタウンというか、エコアイランドということを実現していくそういう可能性が私はあるかなと思うんですね。これは県内にも絶対波及していくんです。そういう意味で環境生活部長、エコタウンの認定を国から受けていますよね。受けているんだけど、そこは1カ所、例えば久米島という地域に絞って集中的にやるとか、そういうことをやる。同時にまた、商工労働部では、温度差発電とか海洋深層水とかしっかり使って、久米島側からはもう一本取水管ができればもっとやれると、そういう意欲もあるんです。

そういうことをやると、宮古もそうなんですが、こういう再生エネルギーを使っていわゆる観光の一つのメニュー、ルートをつくっていくことをやっている。久米島もそれはできると思うんですね。そこは文化観光スポーツ部にとっても関心が持てることだと思うんです。そういう点でぜひそういう取り組みをやりたい。そこは、部も超えてやってもらいたい。久米島はそういうエコアイランドのモデルケースをやるのに一番適した規模だと思っているんです。そこはぜひお互いが協力しながらやっていただきたいと思っています。

文化観光スポーツ部長、このモデルケースをつくって、久米島でそういう観光のメニューを、産業を核にした観光ルートをそれをつくっていくと。そこは先ほど副知事が答えた久米島の博物館のこともあるし、温度差発電もある、海洋深層水もある。そこに電気自動車を集散的に走らせると。そういうことを引くくめて一つの島としてのモデル事業ができると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 貴重な御提言ありがとうございます。

久米島の観光振興、産業振興を含めて観光振興について、せんだっても意見交換を終えたところでございます。久米島の町長も来ていただき、観光協会からも来ていただいてさまざまな意見交換をいたしました。その中で、どのような魅力ある観光メニューがつけられるのか、いろいろ意見交換をいたしました。その中で、当然のことながら今のような海洋深層水を使った

視察の件もいろいろお話が出ておりましたので、また引き続き久米島町、あと観光協会とも一緒になりながら、また県の各関係部とも相談しながら、今の御提言も踏まえながら新しい観光メニューの創設について取り組んでいきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 公室長、太平洋・島サミットの件なのですが、あれは今回6回が終わって、通常で先回からの例でいくと、ことしの10月ぐらいに中間閣僚会議とかが開かれるのかなと思うんです。そして、もう一点は、外務省からいわゆる次のサミットに向けての提案を出したいところは出してくれと、それがあろうと思うんですが、それは来ますか。それについてちょっと……。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） まだそういう調整は行われていないというふうに承知しておりますが、県からはそれに先立ちまして要望しようと思っております。

○新垣 安弘君 ぜひ、前回以上の要望書をつくって、また誘致するように頑張ってください。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

〔島袋 大君登壇〕

○島袋 大君 おはようございます。

自民党の島袋大でございます。

通告に従いまして一般質問を行います。

1、骨太方針・成長戦略についてであります。

政府の経済政策指針「骨太の方針2013」に「沖縄振興」が書き込まれ、成長戦略にも同様に閣議決定されました。どのような内容になったのか伺います。

2、待機児童解消策と障害者福祉についてであります。

(1)、国では待機児童解消策として、平成24年度補正予算において、安心こども基金を活用した事業が示されました。

そこで県の取り組み状況を伺います。

ア、緊急プロジェクトとして、平成25年・26年度に「待機児童解消加速化プラン」が示され、「手上げ方式として意欲のある地方自治体を国が強力に支援する」とありますが、県として手を挙げるのか伺います。また、手を挙げている市町村はあるのか伺います。

イ、保育士等処遇改善臨時特別事業や保育士養成施設入学者に対する学資貸付制度、さらには潜在的保育

士の掘り起こし等の保育士・保育所支援センターの設置については緊急性がありますけれども、取り組み状況について伺います。

(2)、これまで待機児童解消策として認可外施設の認可化を主要施策として進めてきましたが、待機児童数が全国ワースト1位の勢いであります。

そこで次の点を伺います。

ア、認可外施設の認可化から全県統一方式とした沖縄型認証保育園の仕組みへの転換について考えはないか伺います。

イ、待機児童解消について、加速化プランを活用した認可保育所の第2園及び分園を強力に推進することを市町村へ通知し、連携体制をつくる考えはないのか伺います。

(3)、障害者IT総合推進事業について伺います。

3、県立空手道会館のこれからのスケジュールについて伺います。

4、豊見城市から県立工芸会館（仮称）の建設を豊見城城址公園跡地に誘致との要請があったと思うが、対応を伺います。

5、豊見城団地南分譲地内の「崖崩れ」に関する対応策について伺います。

6、県道東風平豊見城線の安全対策について伺います。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 島袋大議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、骨太方針・成長戦略についての御質問の中で、骨太方針などにおける沖縄振興の内容についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

このたび、山本沖縄担当大臣初め関係者の力強い御尽力をいただきまして、「骨太の方針」や「成長戦略」におきまして、まず第1に、国家戦略として、沖縄振興策を総合的・積極的に推進するということがまず第1に明記されてございます。そして第2に、国家戦略特区の議論を踏まえ、沖縄をイノベーションの拠点として検討することというのが第2に記されております。そして第3に、知的産業と言われる中でOISTを中心とした知的クラスターの形成を進めることという趣旨のことが書かれて一応3つに分けられた形で書かれておりますが、沖縄振興全体をまず第1にこの骨太方針では取り上げております。そして沖縄県といたしましては、成長戦略を全庁的に、今県庁内で分析をし、沖縄振興に資する施策を改めて積極的に取り込むなど適切に対応してまいりたいと考えております。

これにより、沖縄21世紀ビジョン実現に向け取り組みを加速させてまいりたいと考えているところでございます。

次に、県立空手道会館についての御質問の中で、空手道会館のスケジュールいかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

空手道会館につきましては、今年度は建物の建築設計と、そして並行して建設用地の買収や管理運営に関する計画の策定等を行う予定であります。次年度には本体工事等を行い、年度内の完成をめどに取り組んでまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 待機児童解消策と障害者福祉についての御質問の中で、「待機児童解消加速化プラン」への参加についてお答えいたします。

沖縄県は、潜在的待機児童も含めた待機児童は約9000人と全国でも多い地域であり、その解消は喫緊の課題であります。このため、「待機児童解消加速化プラン」において県が実施主体となる事業については、実施に向けて検討しているところであります。また、市町村に対しては、5月に開催した説明会において事業内容の説明を行い、同プランへの参加を働きかけたところであります。国は、7月初旬から随時受け付けるとのことであり、引き続き市町村へ働きかけてまいります。

次に、保育士確保の取り組み状況についてお答えいたします。

沖縄県におきましては、保育士の給与等の改善を図るため、平成25年度予算で6億6000万円を計上し、保育士等处遇改善臨時特例事業を実施しております。保育士の確保につきましては、平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用し、潜在保育士等を対象とした保育士確保支援事業を実施しているところであります。今後、保育士修学資金貸付事業及び保育士・保育所支援センター開設等事業につきましても、実施に向けて検討してまいります。

次に、認証保育所の導入についてお答えいたします。

県としましては、認可外保育施設について、認可化を基本としつつ、小規模保育所や家庭的保育事業等を活用し、待機児童の解消を図るよう市町村に働きかけているところであります。しかしながら、保育所整備による定員増は時間を要することから、待機児童解消

までの間、認可外保育施設に対する新たな支援策を検討していきたいと考えております。

次に、認可保育所の第2園及び分園の推進についてお答えいたします。

県としましては、保育所の定員増を図る方法として、機動的かつ弾力的な事業実施が可能である保育所の第2園や分園の設置についても市町村に対して周知を図っております。待機児童の解消に向けて、引き続き市町村と連携を密にしながら取り組んでまいります。

次に、障害者IT総合推進事業についてお答えいたします。

障害者IT総合推進事業は、平成25年度から「障害者ITサポートセンター運営」事業と「パソコンボランティア養成・派遣」事業となっております。ITサポートセンター運営事業は、IT技術を習得したい障害者に対する相談支援や情報提供、パソコン等の体験実習等を実施する事業です。また、パソコンボランティア養成・派遣事業は、障害の特性に応じたパソコン機器等の使用に関する支援を行うボランティアを養成・派遣する事業です。

障害者ITサポートセンター運営事業等については、当事者や関係者の意向、事業の有効性、また実施主体となり得る法人等の有無等を考慮し、総合的に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 小嶺 淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺 淳君） 県立工芸会館（仮称）の建設についてという御質問の中の、県立工芸会館（仮称）の豊見城城址公園跡地への誘致についてという趣旨の御質問にお答えをいたします。

沖縄県では、平成24年度より推進している「第7次沖縄県伝統工芸産業振興計画」に基づき、工芸産業振興の拠点施設を整備することとしております。昨年度実施をいたしました工芸産業振興基盤整備調査事業においては、拠点施設のあり方について基礎的な検討を行ったところでございます。その結果、拠点施設については、既存の県工芸振興センターの研究開発や人材育成等の機能強化に加え、インキュベートや工芸製作体験、展示・情報発信、販売、デザインセンターなどの機能を付加し、県内の各工芸産地のハブとなる役割が求められております。現在、拠点施設の基本構想調査の実施について検討しているところでございますが、候補地につきましても、今年度、具体的な調査を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 豊見城団地南分譲地内の崖崩れについての御質問にお答えいたします。

現在、当該団地の崖崩れ箇所及びその影響範囲並びに対策に必要な範囲を明らかにする必要があることから、沖縄県住宅供給公社において、測量調査及び土地所有者の調査を実施しているところであります。県としましては、どのような対策工事が行えるか、公社及び関係機関と連携して検討を行っており、周辺土地所有者の同意等要件が整い次第、可能な限り早期に工事着手できるよう取り組んでいるところでございます。

次に、県道東風平豊見城線の安全対策についての御質問にお答えいたします。

一般県道東風平豊見城線の渡橋名団地付近の暫定供用箇所において、平成24年7月に交通死亡事故が発生しております。その後、現場の安全対策の向上のため、豊見城警察署の提案により、クッションドラムの設置及び仮設支柱のセッバック等の措置をとったところであります。また、さらなる安全対策につきましては、現地において豊見城警察署、豊見城市と詳細を協議し、速やかに対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 それでは順次、再質問をさせていただきます。

1番目の骨太方針・成長戦略についてでありますけれども、6月14日に閣議決定されたこの骨太方針、実際私のほうもこの冊子をいただきましたけれども、僕はこの骨太方針は我が国の今後の経済方針の基盤になると思っております。そこで7行にわたり書き込まれたことは、大変成果があると思っているんですよ。その冊子の中に、農林水産業、中小企業の欄と同様の行数——私は沖縄振興というのは、当然大きな可能性があるわけでありまして——しっかりと書き込まれることで非常に、今まで書き込まれなかったのが不思議だなというふうに思ったんですけども、実際、知事これを見られてどういう感想を得ましたか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 先ほど答弁したとおりで、これから安倍政権といいますか自民党が成長戦略も含めいろんな形で政策を展開していく中で、沖縄振興もその成長戦略的な非常に強い大きな意味を持っているというのがようやく改めて確認、認識していただける

ようになったかということで、自由民主党の県会議員の先生方にも大変感謝しているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 内容についてお聞きしていきたいと思っております。

先ほど御説明がありましたように、この骨太方針では、沖縄が日本のフロントランナーとして21世紀の成長モデルとなって日本経済の活性化の牽引役となるよう、国家戦略として総合的・積極的に推進するというふうに明記されていると思っております。この国家戦略としての総合的という言葉には、政府は我々が望む施策について全て対応するという認識を私は持っているんですけども、それでよろしいでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 議員おっしゃるとおり、沖縄振興というのはさまざまな分野にまたがっております。例えば産業基盤の整備、那覇空港の滑走路の増設からハブ事業、それから離島の振興などいろいろ幅広くありますので、それ全て大事だという意味合いで総合的というような表現を使っていただきました。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 まさしく県の担当部局もそう思っておりますから、しっかりと沖縄選出の国会議員にも、我々認識は一つになってそういう考えを持っているんだと、しっかりとあなた方仕事してくださいよというような形でしっかりと我々も言うべきところは言っていかなきゃいけないと思っておりますから、お互い頑張っていきたいと思っております。やはりこの総合的という言葉は大きいと思っております。県当局もこの文言をてこに政府にいるんな面で高い要求をしていくということもいいと思っています。それをしっかりとやっていきたいと思っております。

もう一点でありますけれども、国家戦略特区においても、「沖縄をイノベーションの拠点とすることを検討する。」と明記されました。これについても大きな成果だと思っておりますけれども、これをどのようにこれから具体的に施策に押し込んでいくか、これがどのような弾になるのかが私は大きな重要な鍵を握ってくると思うんですけども、これについては企画部長、どのような構想を持っていますか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） まさしく議員おっしゃるとおり、これからが大事だと思っております。先ほど知事からも答弁がありましたように、具体的なアクションプランが示されておりますので、今このプラン

に基づきまして全庁的にこれを我々精査しております。それに基づいて、国が行うこの成長戦略プランに沖縄が乗りおくれることのないよう、当然21世紀ビジョン基本計画というのはありますけれども、それをさらに超えるような成長戦略があればそれを見逃すことのないようやってまいりたいと。21世紀ビジョン基本計画もまたさらにそれを上乗せするような形でやってまいりたいとそういうふうと考えているところであります。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 これはしっかりとお互い頑張っていきたいと思っております。

少し話はそれますが、沖縄県の可能性を探るということで、内閣府の金融庁主催の「沖縄力発見ツアー」ということで、三井住友、みずほなどのメガバンク、あるいは大手生保、証券会社が沖縄をこの間訪れたと思っておりますけれども、意外と大手の方々はこの沖縄の可能性については気づいていないところも多々あると思っております。そういう意味から、このような試みは大変よかったと思っております。知事もこの歓迎夕食会に出席したと思っておりますけれども、どのような感想を得ましたか、そういった方々が来てですね。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私もその歓迎のレセプションに出させていただきましたが、基本的には内閣府大臣政務官である島尻安伊子議員が金融担当の政務官でもあって、その筋で日本全体の金融、保険、証券関係の常務級の方々が大勢来ておられました。そして、文字どおりこれから投資をし、産業を振興するかなめのポストにおられる方々を、非常にみんな元気のいい方ばかりでしたから、そして沖縄をあちこち御視察をいただいたそうで、かなり強い関心とインパクトを受けたのではないかと思います。これからも何度もこういう試みは島も含めて島尻議員が政務官の間にどんどん、あと自由民主党の県議の皆さんとも一緒になって呼んでいただけると、大変いいエンジン・パワーになると思っております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 安倍総理になりまして、アベノミクスということでもありますけれども、まさしく今日本は経済を活性化しようという中で、このような骨太方針というのはすごい。これから沖縄にとっては重要な、沖縄がもっと盛り上がるんじゃないかという話になりますので、我々自民党県議団もしっかりと担当部署と連携しながらやっていきたいと思っておりますから、よろし

くお願いしたいと思っております。

休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時18分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○島袋 大君 次、待機児童でありますけれども、国がそういった形で「手上げ方式」で「待機児童解消加速化プラン」をつくりましたけれども、僕、これ沖縄版をつくりました。（資料を掲示） その中で人・物ですね、予算・金、施設、この3つが一体化ならないと、僕は沖縄の待機児童を解消できないということを常々言っているんですけれども、先ほど部長からも答弁がありましたけれども、今国は補正予算の中に職員の処遇改善もろもろ予算を組んでおります。沖縄県が時間かかりましたけれども、6億組んでいるという話です。市町村も議会に諮らないといけませんから、市町村が12月議会になったら職員はさかのぼって4月からこれが支給されると思いますけれども、12月じゃ遅いんですよ。だから市町村議会には遅くても9月までには議会に上げないといけないと思っていますから、その辺は県としてはどのような指導をする予定ですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 市町村に対しても補正で予算を組んで対応していくことになりますけれども、なるべく早くその補正に上げるようにということなことで働きかけは進めております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 これはしっかりとよろしく申し上げます。この各市町村もいろんな面でもう待っている状況でありますから、各保育園もですね。そういった面でお互い頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次、この学生の方々に修学の援助、貸し付けですけれども、これも国の補正予算に組まれているんですよ。これはいつ沖縄県も手を上げるかということなんですけれども、学生の方々は、離島も含めてでありますけれども、その学資資金のこの制度を使って保育士の免許を取る。免許を取ってもなかなかそういった意味での制度がないものだから、やっぱり免許を取るのが大変だから、ほかの仕事に行かなくちゃならないねとなるんですよ。せっかく国でこれ補正予算組まれているわけでありまして。これ沖縄県がいち早く先ほど言う「手上げ方式」でありますから、やるかやらないかの話になりますので、この学資資金を受けて、保育所

で働くことになったら、5年間は保育所で働かなくちゃいけないんですよ、5年間は。卒業できたからといって、やっぱりこの仕事が大変だからやりませんよじゃなくて、この制度を受けたら5年間はしっかりと仕事をやりなさいという制度でありますから、これはもう県が早目に「手上げ方式」で挙げるべきだと思いますけれども、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） この保育士の修学資金貸付事業ですけれども、これについても県としてはその実施に向けて検討しております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 次であります。保育士・保育所支援センターの設置。

これは潜在的保育士がたくさんいる。結婚して名前も変わってあるいは引っ越ししてカウントができない。数はいる。しかしこのチェック機関がなかったんですよ。去年は一括交付金を活用して、社協を活用してやりましたけれども、なかなかまだ結果が全部という形になっていないと思うんですよ。こういう支援センターをつくることによって、個人情報だけでもここで全部情報を管理させる。どの市町村にはどれだけの免許を持っている潜在の保育士がいるよと、そういった形で保育所に、保育園に紹介する。そういう施設が私は必要だと思います。これは県でも大変だと思うから、NPO団体も含めて、先ほど答弁ありましたけれども、そういった機関に任せてやってもらうということですが、これも国の補正予算組まれていますから、これも「手上げ方式」なんですけれども、どういう考えになっていますか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 保育士・保育所支援センターにつきましても、実施できるようにということで検討しているところであります。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ちょっと休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時22分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○島袋 大君 次、認証保育園制度。

今まで認可外保育園を認可に上げようということで、なかなか難しい状況に来ている。私この間、東京都の千代田区に行きましたけれども、認証保育園の制度をやっております。これは、今までの認可外保育園だったら施設の助成、国の定めた保育料そういったの

があります。この認可外の認証制度というのは、個人給付、利用券を発行する、所得に応じた保育料軽減、そういったもろもろでやっていく。しかし、この要するに会計監査がなかったものだから、園の会計の明確化と審査、公開する条件を持っていくという形になるんですよ。（資料を掲示）これ、現在の認可外の保育園の助成制度の仕組み。A市、B市、C市あるんですよ。A市の認可外保育園に、C市の子供、B市の子供なんかを預かってもらっているんですよ、認可外保育園にね、認可外保育園に。しかし、助成金はない。C市とB市から行っている子供たちには助成金がない。A市だけだから、A市は20名の認可外の子供たちがいるけれども、20名しか運営助成金おりてないんですよ、おりてない。これが俗に言う潜在的待機児童なんですよ、潜在的待機児童。カウントできない。そこで新しいこの認証制度、これは同じA市、B市、C市ですけれども、B市の子供を10名入れる。利用券を発行しますからこの利用券の個人給付で戻して、そこで運営助成金がこの保育園に入る、市から。そして、市にも同じような形で入っていく。そこで、そうすることによって潜在的待機児童の解消の枠が外れるんですよ。待機児童の解消になっていく。ですから、沖縄県というものは、今まで認可外保育園というのは借地、借家もろもろあったかもしれないけれども、基準に応じて認証保育にすることによってその助成が一部受けられる。こういったもろもろを一括交付金を活用しながらやれば、これを各市町村だけにさせるんじゃなくて、全県一括にする、そして利用券を発行させる。そうすることによって僕は潜在的な待機児童の枠が取っ払えると思っていますけれども、私のこの提案はどう思いますか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 認可外保育施設に対しては、先ほども答弁いたしましたけれども、新たなその支援策ということで今制度設計も含めて、市町村の意見も聞きながら検討しているということでもありますので、議員の提案のありましたことについても、今後そういうことも含めて検討を進めさせていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 なぜ私はここまで言うかというと、2年後には株式会社が参入してくる。今もやりたいところ、株式会社が手を挙げれば入れるんですよ。しかし、今沖縄県に株式会社が参入すると認可外保育園はみんな潰れますよ、潰れていく。だからこの認可外をしっかりと認証に上げて助成を受ける制度にして、沖

縄の子供たちは沖縄でしっかりできるようなシステムに持っていかばいいですよ。そうすることによれば株式会社も入ってくる必要ない。ああいうのは大都市のほうだったらわかるかもしれないけれども、ウチナンチュの子供を育てるのはウチナンチュでしっかりできるよというのを見せるためにも、私は早目に認証保育制度を導入して、全県一円型にやるべきだと思っているんですよ。なぜそういうことを言うかというところ、この間、読谷の保育園、認可外が認可に上がったところも、そういう運営費の問題で上がってきましたよね。だから、認可外を認可に上げるためにハードルを上げ過ぎて、自分たちの足元が見えなくなっているのが今現状なんですよ。そうすることによってやるべきことは何なのかとなってきますから、これは予算が伴ってくるかもしれないけれども、であれば知事、副知事、総務部長なり予算関係ですから、福祉保健部長はアップアップになるはずですから、その辺やるという政策を言っていただければ助かるんですけども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） 今、島袋議員が、認可外保育所の対応をどうしていくか、それからまた認可化をどう進めていくか、沖縄県にとっては非常に大きな問題です。沖縄振興の根幹にかかわるのは、まさに将来を担う子供たちをいかに育てていくかと、ここは今我々が直面している大きな課題の一つだというふうに県は認識をしております。それで認可外を含めた子供たちの処遇をどういうふうに改善していくのか、目下担当部と毎週のようにこれは議論をしているところでございます。1つ、この方法としては認可化を進めていく、これも一つ常道としてございます。この中で今認可外の施設整備を支援をしながら認可化していく。それからもう一つは、保育士をどう確保していくか、これは単に集めるだけじゃ済まない、やっぱり処遇を改善しないといけないと、この問題が1つあるんですね。3つ目は、認可外にどういうふうに支援の仕方ができるのか、この研究をする。その中で、認可化の推進というのは意外と——これは市町村の仕事なんですけれども——法定外の負担があったりとかいろいろ市町村は市町村の悩みがあるわけです。そこを何か支援する仕組みがないかどうか、ここも含めて、ここところは今、自民党政権の中では待機児童ゼロというふうに大きく踏み込んだ政策を今やっておりますので、沖縄県もそれに乗りおくれなように、しっかりいろんな方法を模索をして、そういう待機児童ゼロを目指して頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですからそれと並行して、今ある認可保育園、既存も含めてこれを第2保育園か分園に持っていくようなシステムも走らす、そして認可外を認証に上げるようなシステムをやっていく。先ほど言った処遇改善もしっかりと補正予算を早目に組んでやっていくようなシステムをやらないといけないと思っていますから、しっかりとよろしくお願いしたいと思っております。

IT推進事業、障害者の方々でありますけれども、知事、このIT総合推進事業を実施していないのは沖縄県だけなんですよ、全国で。ですから障害を持っている方々が、仕事をしたいためにITを今習っている。要するに、聴覚、目や耳が聞こえない人たちでもできるようなシステムになっている。口でそういったパソコンを打ってやるような形、自分たちで自立していこう、仕事をしていこうという形の中で沖縄県がなかなか進んでいない。これは早目に推進事業を押して沖縄県も手を挙げて、いろんな意味で進んで、今NPOも含めてやる動きかもしれないけれども、どんどん前倒しして早目に進めるべきだと思いますけれどもいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 先ほども答弁いたしましたように、いろんなその関係者の意向も聞きながら、あるいはその事業の有効性、事業実施主体となる法人の有無などを考慮して総合的に検討していきたいというふうに考えています。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 よろしくお願いしたいと思っております。

あと空手道会館でありますけれども、おかげさまで豊見城城址公園のほうでいろんな面で誘致決定させていただきまして、今スタートしております。その中で、文化・芸能を考えれば僕は県立工芸会館はセットでやらなくちゃいけないと思っています。あの敷地の中で、城址の復元もろもろ含めては豊見城市がしっかりとやっていく。あとのこの空手道会館、工芸会館もセットで文化・芸能を一律してしっかりとやっていく。知事が常におっしゃっている、もう箱物の時代じゃないと。維持管理まではいろんな面でペイできるような循環型、しっかりとお金が回るようなシステムやらんと、これ以上修繕費でも県が単費で出すのは難しいというのは当然だと思っていますよ。それを一体にすることによって沖縄の新しい文化・芸能の発信地となると思いますが、私のこの思いを聞いてど

う思いますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時31分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 全く同じ考えでございます。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、ぜひともこの県立工芸会館も豊見城城址公園のほうに来ていただいて、一緒になってセットでいろんな面で運営、もろもろ観光客の誘致もできると思いますから、ひとつ頭の中にじゃなくて手も足も動かしていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

次であります。豊見城市の南分譲の件でありますけれども……。

休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時32分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○島袋 大君 これは、豊見城の南分譲の建物の後ろ側です。（資料を掲示） これはもう約2年になります、崩壊してこれは当初ですけれども、これは今いろんな面で事業が、土建部長もいろいろな調査をすると言っておりますけれども、こういう事業。ここがそのままで、ここは土地は住宅供給公社の土地なんですよ。ここで今いろいろ四苦八苦して一、二年かかっているんですけれども、その中で豊見城が要請・要望をした中でも回答として、急傾斜崩壊対策事業、急傾斜地法第12条における「都道府県の施行する急傾斜地崩壊防止工事」とありますけれども、その第12条というのは部長、どういうことですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時33分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 第12条の件についての御質問でございます。「都道府県は、急傾斜地崩壊防止工事のうち、制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な工事以外の工事で、当該急傾斜地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者が施行することが困難又は不適當と認められるものを施行するも

のとする。」とこういう内容でございます。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 であれば、この土地の名義がどこかですよね。土地の名義はどこになるということになりますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 土地の名義は、崖については全部ではございませんけれども住宅供給公社、そして上の部分は民有地、そして下の部分につきましてはこれは糸満市のほうまで広がっております。ここは現在調査中でございます。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 協議を早目にしてほしいということなんです。我々はこの2年間、地元でありますから、いろんな面で地域の皆さん方から要請・要望で聞かれて、現場も何度も僕は見に行っております。豊見城市のほうにも何度も足を運んで話を聞いております。ここが壁なんですよ。県と市の行政間同士で話がなかなか進まない、どこがどうなっているのかこうなっているのかで。ここで2年延びているんですよ。だから早目にしっかりとやっていただくという話は答弁いただきましたから、まずはその皆さん方と話し合いを持って、この施主の方々にも説明していただきたいんですよ。本当にこの2年間、大雨が降るときにドキドキドキドキして、いつ流れるんじゃないかと心配しておりますので、ひとつその辺また部長のほうから一言言っていたいただけたらなと思っていますので、よろしくをお願いしたいと思っています。

最後になります。県道東風平豊見城線でありますけれども、先ほど話し合いがあったと言っておりますけれども、豊見城市は言われることはやっているんですよ。照明灯をつけなさい、1カ月後、はいということですすぐ照明灯をつけました。その後、何度も何度も2度も3度も県警含めて南部土木も含めて議論をしているんだけど、話が進まない。これはどういうことかなんですけれども、きょう県警本部長も初めてですけれども、ちょっと答弁をお願いします。部長も。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（笠原俊彦君） 県道東風平豊見城線におきまして、昨年7月4日に発生した事故でありますけれども、これは原付バイクが道路の左側に設置をされたガードパイプの支柱に衝突した死亡事故でございます。同場所の付近では平成23年にも死亡事故が発生をしていたということも踏まえまして、県警察といたしましては、7月11日に道路管理者及び自治体——豊見城市でありますけれども——こちらに呼びかけをし

て、合同で事故現場調査を行ったところであります。そして南部土木事務所のほうに、ガードパイプ支柱の撤去とクッションドラムの設置、豊見城市役所に街灯の設置を要請したところでありまして、それを受けまして豊見城市及び県におきましてそれぞれ対策がなされたものと承知をしているところでございます。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから街灯はつけたんですよ。その後、このポールもやわらかいものにしてくれとか、豊見城は約束どおり照明つけたからやってくれと頼んだんですよ。なかなか協議がされていないんですよ、協議が。豊見城署も南部土木も。だから僕は行政間の壁がある。約束事は守りなさいということですよ。2人亡くなっているんですよ、この道で2人。3人目が出たら大変なことになりますよ。しっかりとその辺は引き取ってまた新たに協議をしていただきたいんですけどもいかがですか。早急に対応してほしいんですよ。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 先ほども県警本部長がお答えしたとおり、ことしの2月にはクッションドラムの設置とか仮設支柱の1メートルセットバックなどを行いました。今後のさらなる安全対策として、議員からもいろいろと御指摘がございましたけれども、ラバーポールとかバリケードブロックあるいは滑りどめ舗装など、これは関係者間、県警さんとか市のほうともよく相談して8月中には着手する方向でやっていきたいと考えております。

○島袋 大君 よろしくをお願いします。

○議長（喜納昌春君） 前島明男君。

〔前島明男君登壇〕

○前島 明男君 グスーヨー チューウガナピラ。

ワンナー 公明党・県民会議無所属の前島ンディヤビーン。

チューヤ 一般質問又最後又日ナトーイビーン。クヌクトゥヌティ吉田議員トゥ順番交代サーニ 一般質問セーヤンディウムトウグトゥ ユタシク ウニゲーサピラ。

それでは、質問に入ります。

ことしもまたあの日がやってまいりました。私にとっても決して忘れることのできない悲惨な出来事であったからであります。

のどかな奄美から琉球政府立読谷高校2年生に4月1日から転校したばかりの私にとりましては、余りにもショッキングな出来事でありました。去る6月30日

で旧石川市の宮森小学校に米軍のジェット機が墜落事故を起こしてから54年目を迎えました。事故現場では遺族や多くの関係者が参列して、しめやかに慰霊祭が行われたようですが、54年たった今でも悲しみは癒えることはありません。

去る6月30日の琉球新報の一面に、大きな見出しで「最後まで読めない」の記事を涙なしで読めた人がいたでしょうか。私は涙がとまらず、一気に読み終えることができませんでした。沖縄に米軍基地さえなければとの思いでした。亡くなられた方々の遺族を初め、後遺症で悩む方々や精神的な悩みを持っておられる方々も多くいらっしゃると思われます。亡くなられた方々の御冥福と、御遺族の方々の御多幸をお祈り申し上げますとともに、一日も早く沖縄の米軍基地が整理縮小され撤去されることを望んでやみません。

(1)、去る6月12日、県知事初め関係市町村長が国に対し、平成25年度軍転協緊急要請活動をされました。大きく2項目について要請されました。1つ目は、沖縄における米軍施設・区域に関する統合計画についてであります。2つ目は、MV22オスプレイの普天間飛行場配備についてであります。いずれにしても、将来の沖縄の米軍基地のあり方に大きな影響を与えるとともに、沖縄の振興・発展の将来を左右する大きな転換期になることから、政府が十分な説明を行うこと、また、地元の意向を反映させ返還の加速化を図らなければならないと考えます。そこで、要請に対し国側はどのような対応をとったのか伺います。

(2)、仲井眞知事は、6月23日の沖縄全戦没者追悼式の平和宣言の中で、普天間飛行場の県外移設と日米地位協定の抜本的な見直しを明言されましたが、その大意を伺います。仲井眞知事は、安倍首相初め小野寺防衛相、岸田外相ほか大勢の国の幹部、そしてルース駐日大使、数千人の県民の前ではっきりと沖縄県の立場を主張されたことは、これが本当の県民の思いだったということを知らしめたと思います。しまくとうばで言うなら、「シタイヒャー ナマヤサ」の気持ちでありました。

大きな2番、経済問題についてであります。

(1)、アベノミクス政策の我が沖縄経済に与える影響をどう見ているか。「3本の矢」、いわゆる金融緩和、公共事業の拡大、成長戦略がうまくかみ合って初めて効果を発揮するものだと思いますが、我が沖縄県においてどのような状況にあるのか伺います。

(2)、那覇空港の国際貨物ハブ化は一応成功しているが、一方、那覇港の国際貨物ハブ化が遅々として進まない理由は何か。

(3)、東南アジアとの経済連携をもっと積極的に図るべきだと考えるがどうか伺います。アジア各国の急激な発展ぶりを目の当たりにして、経済戦略をアジアにシフトして積極的な展開を図るべきではないかとの考えからであります。

大きな3番、福祉政策についてであります。

国の住宅防音工事の補助対象地域内にあるにもかかわらず、認可外の保育所だけ認可されなかったのはなぜなのか、理解に苦しむところであります。

(1)、嘉手納町関係者から県議会に、認可外保育所の防音工事の要請が出されましたが、積極的にバックアップすべきだと考えますがどうか伺います。

(2)、認可外保育園で働く保育士の平均給与は、認可園と比較してどうなっているかを伺います。

大きな4番、医療行政についてであります。

(1)、「子宮頸がん予防ワクチン」の有効性と安全性は国際機関のWHO（世界保健機構）もこのワクチンを認め、推奨し、世界100カ国以上の国々で認証されておりますが、我が国において積極的な呼びかけが中止になった理由は何か伺います。新聞やテレビで「子宮頸がん予防ワクチン」の副作用について報道され、不安になった女性も多くおられると思います。特に中学生、高校生の保護者の皆さんは心配されていることでありましょう。

そこで次のことを伺います。

子宮頸がんについて、現状と課題は何か、県の対応を伺います。

(2)、風疹予防対策はどうなっているか。これまでの経過、今後の対策を伺います。風疹の罹患者は、2013年3月時点で既に2012年の1年分の患者数を上回り、妊婦の罹患も報告されるなど、大きな社会問題となっております。

妊娠初期の女性が風疹にかかると、風疹ウイルスが胎児にも感染し、出生後に後遺症をもたらすと言われております。風疹の流行は通常、夏場がピークで、厚労省によると、ワクチン製造には約1年半かかるため、直ちに大幅な増産は見込めないようであります。よって同省は、妊娠を希望する女性や同居家族が優先的に接種できるよう、自治体などに呼びかけているところであります。

そこで、我が県の対策はどうなっているか伺います。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時47分再開

○議長（喜納昌春君）再開いたします。

○前島 明男君 大きな5番、環境行政についてであります。

食の安全・安心を守る立場から次のことを伺います。

(1)、BSEの全頭検査見直しについて伺います。

ア、全頭検査をしないで県民の食の安全は守れるのか。

イ、国は各自治体に対し、48カ月齢超に改正するよう見直しを要請してきているが、なぜなのか。

ウ、最初のBSE感染は飼料によるものと言われるが、飼料規制や検査はどうするのか。

(2)、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備について、現状と課題、今後の取り組みはどうなっているか伺います。

(3)、性暴力被害者ワンストップ支援センターについてであります。

性的暴力を受けた被害者が、何度もいろいろなところへ足を運んで被害状況を説明するといった心身の負担を軽減するとともに、初期医療の適切な支援を行うことにより、被害者の健康の早期回復を図ることを目的としているわけですが、性暴力は今に始まったことではないので、遅きに失した感がしないでもありません。これからでも積極的に取り組んでもらいたい。

そこで次のことを伺います。

ア、支援センターの設立準備状況を伺います。

イ、あらゆる機関の協力が必要だと思うが、設置形態はどのように考えているか伺います。

大きな6番、観光行政についてであります。

沖縄の観光産業は、沖縄の経済を引っ張る大きなエンジンの一つだと言っても過言ではありません。そこで、いかにすれば観光客を呼び込めるのかが課題となってきます。自助努力はもちろんのことですが、国の大きな支援なくしては飛躍的な発展は難しいと言わざるを得ません。

タイミングよくと申しますか、去る5月11日に太田昭宏国交大臣が大臣として初めて来県された折に、県内の観光業団体の皆さんが要請されました。それを受けて、太田大臣は早速手を打たれ、沖縄の観光振興を観光立国実現への推進力とするため、「沖縄観光振興会議」を設置されたものであります。沖縄にとって何と心強いことでありましょうか。

そこで次のことを伺います。

(1)、ことしの4月、5月の観光入域客がそれぞれ約10%アップしたとのことですが、原因は何か。また、今後の対策はどうなっているか伺います。

(2)、外国人観光客は待っているはずではありません。今年度のトップセールスの計画はどうなっているか伺います。

(3)、外国人観光客をもてなす方法をどのように計画しているか。

(4)、去る6月4日「沖縄観光振興会議」の初会合が沖縄総合事務局内で開かれましたが、その内容と今後の対策はどうなっているか伺います。

大きな7番、教育行政についてであります。

教育庁内におきましては、新年度から教育行政ベテランの諸見里新教育長を迎えた新体制のもとで船出をされましたが、本県の抱える教育課題は多岐にわたっているものと思慮されます。諸見里教育長におかれては、本県の児童生徒が自信と誇りを持って学業に専念できるような教育方針を打ち立ててもらいたいと期待するものであります。

そこで次のことを伺います。

(1)、学力向上対策も大事ですが、本県の道德教育はどうなっていますか。

(2)、各地域の生徒に自信と誇りを持ってもらうため、地域の歴史教育はどう取り組んでいるか伺います。

(3)、NIEの学校教育における効果と、社会教育における効果と取り組みはどうなっているか伺います。

8番、我が会派の代表質問に関連して伺います。

金城勲議員の、7番、教育庁についての(4)、難聴児童の補聴器助成についてであります。

御答弁を聞いて驚いたのは、難聴児童の多いことでした。重度の難聴児童生徒は、小中校生合わせて66名とのことですが、どの程度の補助があるのか教えていただきたい。

(1)、軽・中等度難聴児童生徒への助成については、障害者総合支援法において現在適用外となっていることとありますが、このことについて教育長はどのように考えておられますか。

(2)、難聴児童生徒の学力は、他の生徒と比較してどのようになっていますか。

(3)、補聴器の最も安い値段と、最も高い値段は幾らですか。

(4)、御答弁の終わりに、軽・中等度難聴児童生徒への助成については、障害者総合支援法の適用拡大が望まれますという表現で締めくくっておられますが、何かしら他人任せのような気がしてなりません。沖縄の教育界から政府に対して声を上げるお考えはありませんか伺います。

以上です。答弁によっては再質問をさせていただきます。

ます。

○議長（喜納昌春君） ただいまの前島明男君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時26分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前の前島明男君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 前島明男議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、福祉政策に係る御質問の中で、嘉手納町関係者の要請への対応についてという御趣旨の、これは認可外保育施設の防音についての御質問です。

認可外保育施設につきましては、認可保育所と同様に児童の健やかな成長のために適切な保育環境を確保する必要があると認識いたしております。このため、沖縄県では、認可外保育施設を防音対策事業の補助対象施設とするよう、国に要請したところであります。次年度には実現できるよう国に働きかけてまいる所存でございます。

次に、環境行政に係る御質問の中で、公共関与管理型最終処分場の整備に係る御質問に答弁いたします。

公共関与による管理型最終処分場の整備につきましては、地元の理解と協力を得ながら進めることが重要であると考えております。本年4月に開催されました名護市の安和区民総会において、条件つきで同意をいただいたところであります。

沖縄県としましては、今後、基本合意書の締結に努めますとともに、名護市と連携して地元の振興策などについて連絡協議会等を設置し、管理型最終処分場の早期整備を図っていく考えであります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 政治問題についての御質問の中で、軍転協要請の国の反応と今後の取り組みについてお答えいたします。

去る6月12日、知事が直接、軍転協を通じ、安倍総理大臣を初め防衛大臣、外務大臣、沖縄担当大臣へ統合計画について移設内容の具体的な説明、跡利用計画の円滑な実施に配慮すること、地元意見を聴取する場

の設置、また、オスプレイについて配備計画中止や配置分散の実施を要請したところであります。要請に対して、安倍総理大臣より、計画の実施に当たっては、県・市町村と相談しながら円滑に進めていきたいという趣旨の発言があったところであります。また、オスプレイに関しては、県の要望である配備計画の見直しや分散移転について具体的な発言はありませんでした。

今後も、引き続き軍転協等を通じて政府に対し統合計画の確実な実施等を初め、沖縄の基地負担の軽減を求めてまいります。

次に、6月23日の平和宣言の内容についてお答えいたします。

普天間飛行場の移設問題について、県は、地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能であり、他の都道府県の既に滑走路がある場所への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。また、日米地位協定については、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、抜本的な見直しが必要であると考えております。政府においては、こうした意見に耳を傾け、真摯に受けとめていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 経済問題についての御質問の中の、アベノミクスの沖縄経済への影響についてお答えいたします。

アベノミクスの沖縄経済への影響としては、円安を背景とした観光客数の増加、企業業績が回復し設備投資や賃金が上昇することにより消費が増加することで、将来的に県経済への好影響が期待されます。県経済の現状としては、観光では平成25年第1・四半期の入域観光客数が前年同期と比べて6.5%増加するなど、好調に推移しています。また、雇用では完全失業率が平成25年第1・四半期で6.1%と前年同期と比べて1.0ポイント改善しております。一方で、輸入価格の上昇も懸念されることから、引き続きアベノミクスの影響について注視してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 経済問題についての御質問の中で、那覇港の国際貨物のハブ化についての御質問にお答えいたします。

那覇港においては、アジア・太平洋地域における急速な経済発展に対応し、同地域内における地理的優位性を生かした国際海上コンテナ輸送の中継地点として、高規格・高能率コンテナ埠頭を初めとする国際物流関連産業の集積する国際流通港湾機能の拡充を図ることを目指して整備を進めてまいりました。しかしながら、過去10年間で上海以南の中国沿岸部では、広州、アモイ等の港湾が急速な発展を遂げ、大型コンテナ船が直接乗り入れることが可能となってきた一方で、那覇港は施設整備が立ちおくれしており、港湾サービスの競争力が十分でないこと、また、総合物流センター等が未整備であるなど国際物流機能の面でも立ちおけている状況であります。このため、那覇港は、臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成を促進し、ガントリークレーン3、4号基の整備、総合物流センター整備の計画など関連施設の整備を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 小嶺 淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺 淳君） 経済問題についてという御質問の中の、東南アジアとの経済連携についてという趣旨の御質問にお答えいたします。

東南アジアは経済発展が著しい地域であり、域内人口も6億人を超え、今後も大きな経済成長が見込まれる有望な市場であると考えております。東南アジアにおける沖縄県の拠点として、シンガポールとバンコクに委託駐在員を配置し、県産品の販路拡大、観光誘客等に努めております。

今後も海外事務所、委託駐在員の機能を強化し、さまざまな形で東南アジアとの経済連携を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 福祉政策についての御質問の中で、認可外保育施設の保育士の給与についてお答えいたします。

平成23年度に県が実施した調査によりますと、保育士等の月額平均給与は認可保育所では16万6700円、認可外保育施設では12万6000円であり、その差額は約4万円となっております。なお、この数値には保育士のほか、看護師、調理員等が含まれています。保育士の処遇改善は保育の質の向上にもつながることから、認可外保育施設に対しては、今後新たな支援策を検討していきたいと考えております。

次に、医療行政についての御質問の中で、子宮頸がんの現状と課題及び対応についてお答えいたします。

子宮頸がんは、主に性交渉で感染するヒトパピローマウイルスの持続的な感染が原因で発症します。国は、今年度から子宮頸がん予防ワクチンを定期接種と位置づけて接種を開始しました。しかしながら、副反応の発生が問題となったため、さらなる情報収集が必要と判断し、6月14日付で積極的に勧奨すべきでないとして通知しております。

県としては、国の方針を踏まえた対応を図るよう市町村に周知するとともに、国の調査に協力することとしております。また、県民に対しては、ワクチンの効果及び副反応について情報を提供しているところであります。

次に、風疹の経過と対策についてお答えいたします。

全国の風疹患者数は、本年1月から6月16日までに1万822人となっており、昨年1年間の4.5倍と急増しております。県内の患者数は、昨年が46人で、ことしは1月から6月19日までに38人となっております。風疹の対策については、予防接種を推進することが重要となっており、県においては、ホームページやマスコミ等を通じて普及啓発を行っております。また、市町村においてもホームページや広報誌への掲載、リーフレットやポスター等により呼びかけております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 環境行政についての中で、全頭検査を見直した場合の食の安全についての御質問にお答えします。

食品安全委員会は、科学的知見に基づきBSE検査対象月齢を48力月齢に引き上げたとしても人への健康影響は無視できると評価しました。このことから、国は、BSE検査対象月齢を48力月齢に引き上げる省令を改正しています。

県としましては、これらを踏まえ、検査対象月齢を引き上げても県民の食の安全を確保できると判断し、48力月齢を超えた牛に限定したBSE検査を実施することとしました。なお、7月1日から全国一斉に同様の措置がとられたところであります。

同じく環境行政についての中で、国が全頭検査見直しを要請した理由についての御質問にお答えします。

国産牛肉が科学的見地から安全と判断されているにもかかわらず公費で全頭検査を継続することは、国産牛肉の安全性について誤ったメッセージを発信し、流

通に混乱を招くおそれがあります。また、一部の自治体が全頭検査を実施した場合、市場に検査実施と検査未実施の牛肉が混在し、混乱が生じます。このことから、国は、全国一斉に全頭検査を見直すよう要請したものです。

同じく環境行政についての中で、ワンストップ支援センターの設立準備状況と設置形態についての御質問にお答えします。5の3(ア)と5の3(イ)は関連しますので一括してお答えします。

県では、性暴力被害者ワンストップ支援センターの開設に向け、情報収集及び課題の検討を行うため、医療関係機関、相談支援機関などを構成員とする検討会議を平成25年5月に設置いたしました。課題としては、産婦人科医療の行える病院との連携、相談員の育成を含めた人材及び運営費の確保などが挙げられております。

今年度は計5回ほど検討会議を開催し、次年度中の設置を目指して、本県の実情に即した支援センターの運営体制や拠点病院の確保、具体的な連携方法などについて検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 山城 毅君登壇〕

○農林水産部長（山城 毅君） 環境行政についての御質問の中で、BSEの飼料規制や検査についてお答えいたします。

国内では、平成13年に初めてBSEが確認されました。本病は、BSEプリオンに汚染された動物性タンパク飼料である肉骨粉の給与が蔓延の原因であるとされております。国は、BSEの発生を予防するためガイドラインを制定し、反すう動物用飼料については製造過程から給与まで、動物性たんぱく質が混入しないように定めております。また、輸入飼料の原材料と小売業者の届け出を義務化し、汚染防止の監視を強化しております。

BSE発生防止のための検査につきましては、独立行政法人・農林水産消費安全技術センターが抜き打ちで飼料工場等に立ち入りし、平成23年度は飼料中の肉骨粉等の検査を451点実施しております。

県におきましては、平成24年度に畜産農家や飼料工場等、合わせて131カ所を立入検査し、適正な使用及び製造を確認しております。

県としましては、今後とも監視を継続し、飼料の安全性を確保してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 観光行政に関する御質問の中の、入域観光客数の増加要因と今後の対策についてお答えいたします。

平成25年度の入域観光客数は、前年同比で4月が9.6%、5月が10%の増となっており、おのおの過去最高を記録しております。観光客数の増加については、県や観光関連事業者による年間を通じたプロモーションに加え、円安による国内旅行や外国人訪日旅行の需要の高まり、ことし3月の新石垣空港の開港、外国航空路線の拡充などが要因になったと考えております。

今後は、平成25年度の入域観光客数の目標値である630万人の達成に向け、国内客については季節ごとにターゲットを明確にしたプロモーションを展開するとともに、沖縄の島々が持つ魅力ある観光資源を活用した文化資源活用型観光やスポーツ・ツーリズムなど付加価値の高い観光を推進してまいります。外国客については、平成24年度に策定した沖縄観光のブランドロゴを活用し、世界水準の観光・リゾート地としてのイメージを浸透させつつ、効果的なプロモーションを実施するとともに、航空会社等に路線開発やチャーター便の就航などを働きかけてまいります。

次に、トップセールスの計画についてお答えいたします。

県においては、ことし5月に韓国の航空会社に対する高良副知事を筆頭とするトップセールスを実施しております。その結果、ジンエアーの増便が決定したほか、他の航空会社からも新たなチャーター便就航の可能性が示されており、大きな成果を上げることができました。今月7月には北京の航空会社等に対するトップセールスを予定しており、引き続き効果的なプロモーションに取り組んでまいります。

次に、外国人観光客に対するおもてなしについてお答えいたします。

沖縄県では、関係機関や観光関連事業者等と連携し、外国人観光客の満足度や県民のホスピタリティーの向上に向けた取り組みを推進しております。具体的には、県民が外国人を含む観光客を温かく迎え入れる機運の醸成に向けて、「めんそーれ沖縄県民運動」を実施するほか、外国人観光客の受け入れに必要な従業員向けの語学研修への支援や沖縄特例通訳案内士の育成、外国語情報コールセンターの設置等を行っております。また、Wi-Fi機器や海外カード対応のATM等の導入を支援するほか、外国語観光案内板の設置を推進しております。

県としましては、今後とも外国人観光客の受け入れ環境を充実強化し、満足度向上を図っていききたいと考えております。

次に、沖縄観光振興会議の内容と今後の対策についてお答えいたします。

沖縄観光振興会議は、沖縄観光のさらなる発展が県の振興のみならず、日本全体の観光振興を牽引するエンジン役として期待されることから、国・県・観光関係事業者等が広く連携する場として国により設けられたものであります。第1回会議におきましては、那覇空港第2滑走路増設、CIQ体制の強化、入域観光客数の平準化など、沖縄観光に係る諸課題について意見交換を行っております。

今後は、これらの課題を解決する実効性のある施策について協議を重ねられていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） 教育行政についての御質問で、道徳教育についてお答えいたします。

道徳教育は、学習指導要領に基づき、豊かな心を育み、人間としてのあり方・生き方を自覚させ、道徳性を育成することを狙いとして実施しております。小中学校においては、道徳の時間をかなめに、命の大切さや思いやりの心、規範意識や公共心、伝統と文化の尊重など、「豊かな心」を教育活動全体を通して育てております。高等学校においては、公民科やホームルーム活動を中心に、社会の一員としての自覚を主体的に深める学習が行われております。

県教育委員会としましては、今後とも幼児・児童生徒の豊かな心を育む教育を重視し、積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、地域の歴史教育の取り組みについてお答えいたします。

小中学校における地域の歴史教育については、社会科や総合的な学習の時間等で地域の人材を活用するなど、あらゆる教育活動の機会を通して取り組んでおります。高等学校においては、日本史の授業や学校設定科目等により、地域の教材を創意工夫して授業に取り組んでおります。

県教育委員会としましては、今後とも地域の歴史や文化に誇りの持てる児童生徒の育成に努めてまいります。

次に、学校教育等におけるNIEの効果についてお答えいたします。

新聞を教育活動に活用するNIEは、児童生徒が社会的事象に興味・関心を持つとともに、思考を深め、文章力・表現力の向上につながるものと認識しております。また、家族のコミュニケーションを育み、社会の一員として地域とのかかわりを深めるなど、社会教育においても有益であると考えております。

県教育委員会としましては、今後とも学校、家庭、地域をつなぐ役割を果たすNIEを奨励し、児童・生徒の思考力・判断力・表現力等の育成を図ってまいります。

次に、我が会派の代表質問との関連についての御質問で、補聴器の助成についてお答えいたします。

軽・中等度難聴児童生徒への補聴器助成につきましては、現在のところ本県では行われておりません。また、障害者総合支援法において、現在適用外となっていることから、同法の適用拡大が望まれるところでです。

次に、補聴器の現在の市販価格は2万円程度から、高価なもので40万円以上のものがあると聞いております。

県教育委員会としましては、聞こえに支障のある児童生徒への学習面及び学校生活での支援は必要だと考えており、支援等のあり方について関係部局等と連携して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 前島明男君。

○前島 明男君 それでは再質問をさせていただきます。

まず、土木建築部長に御質問いたしますが、那覇港の整備がおくれているために、国際物流の貨物がまだ一向に、予想どおりふえないという状況にあるわけです。先ほど部長答弁の中で、シンガポールその他の港湾が非常に整備をされてきているという答弁でしたけれども、これは卵が先か鶏が先かの議論じゃないんですが、外国の貨物を受け入れて物流の中継基地として発展させていくためには、やはり港の整備が一番重要だと思うんですよ。今、ガントリークレーンは2基ありますよね。新年度にあと2基を追加予定だということなんですが、それも非常に重要なことなんですけれども、その以前に港湾の整備、ヤードの整備、そういったもの等をもっと早急にやるべきだというふうに思うんですよ。非常に遅々として進まない、そういう状況が立ちおくられている原因だというふうに思うんですが、もっと積極的に港湾の整備はできないものですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 御指摘のとおり、港湾の整備についてはかなり長い年月をかけてやっているわけですが、最近になってこの一括交付金の活用などが図られるような状況が生じたために、ガントリークレーンも3号基、4号基と立て続けに整備することになりましたし、総合物流センターなども今後、整備が進んでいくというような状況下にあります。

また、そういうハード整備とともに、またポートセールスのようなソフト部分の対策も同時に図っていくべきというふうに考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 前島明男君。

○前島 明男君 部長、海外のシンガポール、マレーシアそれから香港、そのあたりの港湾がどうなっているか、それを一遍見てくる必要があると思うんですが、視察したことがありますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） ことしの初めに実は視察するチャンスはあったんですけども、私ちょっと行けませんでした、別の関係者が行っております。

○議長（喜納昌春君） 前島明男君。

○前島 明男君 海外の港湾の整備に比べると、非常におくれています。シンガポールあるいは上海なんか、ガントリークレーン何十基ですよ。10基、20基じゃないですよ。私、現に見てきましたけれども、それに比べると、沖縄はまだたった2基でしょう。太刀打ちしようという考えも毛頭ありませんけれども、それにも増して、そういうことは除いても港湾の整備、知事をお願いしたいんですが。那覇港の港湾整備、非常におくれていると思いませんか。もっとこれは予算をつぎ込んで積極的に整備をしていかないと、今の状況じゃ、あと5年、10年たっても買い上げる荷物来ませんよ。私はそういう気がしてなりません。ですから、もっと積極的にこの港湾の整備に力を入れていただきたいんですが、いかがですか知事。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 議員のほうから海外の港湾のお話などもございましたので、そういったものも参考にしながら、港湾の整備にはより一層、那覇港管理組合などとともに力を入れてやっていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 前島明男君。

○前島 明男君 この港湾整備についてもっと議論したいんですが、ちょっと時間がありませんので……。

教育長にちょっと質問をさせていただきますが、補

聴器の件なんですけれども、いわゆる難聴のために正常な児童生徒の皆さんとかなり私、差があると思うんですよ。ですから、それを解消するためには難聴の児童、軽・中等度の子供たちにも何らかの形でこの補聴器を、教育委員会でそれを購入して、確保して、貸してあげるというような方法はとれないですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 例えば、障害者支援法の拡大を県教育委員会が主体的にやるというのはちょっと厳しい点があるんですけれども、所管外ですね。ただ、この辺が県教育委員会が買い上げて貸し付けとなりますと、先ほど数値を申し上げましたところではございますけれども、それがかなりの数に上るものですから、予算面からどういうふうにできるか、勉強させていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 前島明男君。

○前島 明男君 教育長、予算がないから、かと言って、そういう難聴の子供たちをほっておくんですか。かなり学力の差が出てまいりますよ。年々、一年一年、結局こじやった例えば1年生が、完全に学業をマスターできない。それを積み残してまた2年、3年になっていく。徐々に学力の差は開いていきます。そういう子供たちがおったらほっておけませんよ。ですから、これは福祉の問題とも絡んできますけれども、学校、児童生徒の問題ですから、これは教育長のほうで積極的に取り組んで、その難聴児童生徒に手厚い方法をお願いしたいというふうに思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川 京貴君 皆さん、こんにちは。

自由民主党の中川京貴でございます。

一般質問を通告しております。順次質問をしていきたいと思います。

質問をする前に、まず仲井眞知事にお礼を申し上げたいと思います。

先月、私も嘉手納町議会、德里議長を中心とする嘉手納町議会から認可外保育所の防音工事についての要請、公務御多忙の中、知事が対応していただきましたことを感謝申し上げたいと思っております。それと、沖縄県認可外保育所の役員の皆さんが、知事に直接要請したいということで、知事は本当に忙しい中、対応したことも含めてお礼を申し上げたいと思います。また、議員、各会派の皆さんも、認可外保育所の役員の皆さんがぜひ行政はもちろん、議会の皆さん一緒になってこの子供たちの防音工事の問題、教育と医

療、福祉、その辺ではやっぱり格差があってはいけません。同じ環境の中で子供たちが同じ教育を受ける権利があるということで、各会派の皆さん方が対応していただいたことも感謝申し上げたいと思っております。

それでは、質問します。

米空軍嘉手納基地所属F15イーグル戦闘機が、平成25年5月28日、国頭村安田の南東約59キロ沖合の海上に墜落した。事故発生後、在沖米空軍はわずか2日後には、所属する全てのF15イーグル戦闘機の点検を終了し、安全性が確認されたと墜落原因の究明を待たずに飛行訓練を再開しております。嘉手納基地周辺においては、騒音発生回数も6月は1日平均100回以上、多い日で17日月曜日に嘉手納地域112回、屋良地域163回、兼久地域107回、最高音はほぼ毎日90デシベル以上、特に屋良地域においては、8日土曜日、午前10時39分に100デシベル以上を測定しております。

それでは質問いたします。

1、米軍基地問題について。

- (1)、F15戦闘機墜落事故について。
- (2)、嘉手納基地・普天間基地の騒音対策について。
- (3)、沖縄県による航空機騒音による健康への影響に関する調査について。
- (4)、嘉手納飛行場周辺での大気汚染物質及び悪臭物質調査について。

2、防音工事について。

- (1)、公立認可保育所防音工事の実績と件数について。
- (2)、本県における75W以上防音工事区域による認可外保育所の件数について。
- (3)、認可外防音工事实施について。
- (4)、防音工事対象拡大について県の取り組みは。
- (5)、防音工事の手の簡素化について。
- (6)、県営団地の防音工事が対象となっている件数と手続について。

3、比謝川の河川管理について。

- (1)、比謝川河川管理範囲と年間の維持管理内容などについて。
- (2)、比謝川の河川環境整備事業について。
- (3)、河川しゅんせつの状況について（河川に堆積した土砂等のしゅんせつの対応は）。
- (4)、比謝川の生体物及び海への影響は発生していないか。

(5)、比謝川に関係する地元自治体からの要望について。

4、文化・観光振興について。

- (1)、沖縄国際映画祭による経済効果または実績と取

り組みについて。

(2)、沖縄にハワイから豚を運んだ7名の勇士について。

戦前は沖縄の島々全島で約10万頭もいたと言われる豚は生活をともにし、沖縄の食文化であり必要不可欠であった。やがて太平洋戦争が始まり建物も家も豚小屋も全て艦砲射撃または空爆により焼け野原になってしまった。沖縄戦終結から3年後、食料が乏しい沖縄にハワイの沖縄県移民の皆さんが募金を集め、1カ月にも及ぶ苦難の航海の末、OWEN号で550頭の豚を沖縄に送り届けた7名の勇士がいる。沖縄に届いた豚は、3年間で10万頭にふえ沖縄の食糧危機を救った。この歴史的な事実を沖縄県民はもちろん、子供たち、孫たちに伝承していく一つとして沖縄県の教科書または映画化により広く広める必要はないか。

(3)、琉球時代に中国からカンショ(芋)を持ち帰り、カンショを広く琉球に広め食糧危機を救った野國總管や儀間真常の歴史的事実を教科書や映画化はできないか。

(4)、琉球新報に連載されている沖縄の空手家「喜屋武朝徳氏(チャンミー)」1870年(明治3年)、琉球士族の三男として首里儀保村に生まれる。15歳のときに松村宗棍から「唐手」の指導を受ける。17歳で上京し二松学舎で学ぶ。26歳で帰郷。その後松茂良興作ら、首里手・那覇手・泊手の指導者に師事。38歳のときに首里王府の直轄地・読谷村牧原に移住。40歳のときに比謝橋近くに居を構え、学校や警察署などで空手の指導を始める。喜屋武朝徳氏(チャンミー)の記録誌または映画化はできないか。

5、沖縄の食文化であるヤギ生産に向けての県の取り組みについて。

(1)、全島山羊フェスティバルについて、全島山羊フェスティバルを開催することにより、農家の生産意識・資質向上が高まり、優良ヤギ等に仲井眞知事賞を初め、喜納昌春議長賞、部長賞など、畜産農家育成・ヤギ愛好者普及のため、ヤギ文化沖縄県として取り組む必要はないか。

(2)、ヤギ農家数の飼育状況(北部・中部・南部・離島)について。

(3)、牛の海綿状脳症全頭検査の見直しについて、食品安全委員会の評価結果(BSE検査)対象月齢を48カ月齢超に引き上げた背景と県の対応について。

(4)、今回の省令の趣旨であるが、主な理由は48カ月以内の牛であれば著しくリスクが低い、食べても安全ということか。

(5)、今回の省令の改正では、牛(BSE)だけに限

定され、ヤギ(TSE)が対象になっていないのはなぜか。

(6)、これまで日本ではTSE(ヤギの海綿状脳症)が発生したことはあるか。

(7)、BSEまたはTSE検査に伴い農家に規制がかかっております。牛・ヤギの屠畜・解体に県の助成制度ができないか。現在、牛の屠畜料1万9290円、ヤギの屠畜料7841円、豚の屠畜料2995円です。

(8)、牛の年齢が識別できる個体について、これまで危険部位とされていた頭部・枝肉・脊髄・内臓等も利用できるのか。

6、農林水産振興について。

(1)、平成23年度・24年度の台風による県内被害状況について、その概要と最も被害を受けた農林水産業の状況と予測される今後の対策について。

(2)、農産物等への影響は甚大であるが、県の支援はどうなっているか伺いたい。

(3)、平成23年度・24年度の南大東の台風被害について。

答弁を聞いて再質問をしたいと思います。

○議長(喜納昌春君) 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事(仲井眞弘多君) 中川京貴議員の御質問に答弁をいたします。

まず、文化・観光振興に係る御質問の中で、沖縄国際映画祭に対する県の取り組みについての御質問にお答えいたします。

ことし3月に開催された第5回沖縄国際映画祭は、来場者42万2000人、取材メディア150社、テレビ番組73本となっております。沖縄の魅力発信に貢献したものと考えているところです。また、メディア広告換算で28億円を超える経済効果があったと発表されております。沖縄県は本映画祭に対し、番組制作やプロモーション、海外メディア招聘等の支援を行っております。

次に、沖縄の食文化に係る御質問の中で、山羊フェスティバルの開催についての御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、昔からヤギ料理の食文化が定着しております。沖縄県では、肉専用のボア種を活用し、食味がよく、産肉性の高い「おきなわブランド山羊」を増産して、県内自給率の向上を目指しているところでございます。

山羊フェスティバルにつきましては、生産者の生産意欲を高め、そして消費者へのPR効果もあるため、必要と考えております。沖縄県といたしましては、関

係機関と連携をしながら、山羊フェスティバル開催に向けて取り組んでまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 米軍基地問題についての御質問の中で、F 15戦闘機墜落事故についてお答えいたします。

去る5月28日に発生したF 15戦闘機の墜落事故について、県は、翌日29日、米軍や関係機関に対し、原因が究明されるまでの同機種の飛行中止、事故原因の徹底的な究明と早急な公表、再発防止措置及びなお一層の安全管理の徹底を申し入れました。それにもかかわらず、事故から2日後に同機種の飛行が再開されたことは、県民の不安を増大させるものであり遺憾であります。県としましては、今後とも米軍による事件・事故の防止について、渉外知事会、軍転協とも連携を図りながら、あらゆる機会を捉えて日米両政府に対し求めてまいります。

次に、嘉手納基地と普天間基地の騒音対策についてお答えいたします。

県では、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域における航空機騒音について、関係市町村と連携しながら騒音測定を実施し、把握しているところであります。平成8年に日米両政府で合意された航空機騒音規制措置については、米軍の任務に必要とされる場合は、必ずしも規制措置に拘束されない内容となっており、飛行場周辺の住民の負担を軽減するためには、同規制措置の厳格な運用が必要であると考えております。県としましては、今後とも騒音の実態調査を行うとともに、地元市町村とも連携しながら、航空機騒音の軽減に向けて一層の改善を図るよう日米両政府に求めていきたいと考えております。

次に、防音工事についての御質問の中で、防音工事対象拡大についてお答えいたします。

県は、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減を図るため、政府に対し、防音工事対象区域の拡大等、騒音対策の強化・拡充について求めているところであります。平成23年12月の軍転協要請に対する政府回答によると、現在、嘉手納及び普天間飛行場周辺に設置している航空機騒音自動測定装置の測定結果を踏まえれば、住宅防音工事の対象区域となる第一種区域を拡大するような状況にないが、両飛行場の飛行態様の変更や航空機騒音に係る環境基準の改正・施行等も踏まえつつ、必要な調査の実施について

検討していくとのことであります。県としましては、引き続き軍転協等関係機関と連携しながら、航空機騒音対策の強化・拡充を政府に対して強く求めていきたいと考えております。

次に、防音工事の手續についてお答えいたします。

住宅防音工事の具体的な手續や提出時期などについては、防衛省の定める補助金交付要綱に基づき進められていると承知しております。県としては、補助金交付や工事施工に関し、政府においては住民の負担軽減を第一に考え、手續の迅速化等、十分な配慮がなされる必要があると考えております。

次に、文化・観光振興についての御質問の中で、沖縄に豚を送ったハワイ県系人の功績を広めることについてお答えいたします。

終戦後の混乱期にハワイの県系人7名が沖縄に550頭の豚を送り届け、戦後の沖縄を救済したことは、広く県民に知られているところであります。沖縄県は「第5回世界のウチナーンチュ大会」において、県系人の御遺族に感謝状を贈呈し、その功績をたたえております。このような歴史を未来に継承することは大切であり、議員御提案の方策も含め、関係部局で検討してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 米軍基地問題についての中で、航空機騒音による健康影響に関する調査についての御質問にお答えします。

県では、平成7年度から10年度の4年間にかけて、嘉手納・普天間飛行場周辺を対象に「航空機騒音による健康への影響に関する調査報告書」を取りまとめております。同報告書によりますと、航空機騒音への暴露が、幼児の身体的・精神的問題行動の増加要因となること、学童の長期記憶や低出生体重児の出生率との関連があること、長年の航空機騒音暴露による聴力損失が疑われること等の健康影響が認められております。県としましては、県民の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、米軍等関係機関に対し航空機騒音の軽減を強く要請しております。

同じく、米軍基地問題についての中で、嘉手納飛行場周辺での大気汚染物質及び悪臭物質調査についての御質問にお答えします。

嘉手納飛行場周辺での大気汚染物質及び悪臭物質調査については、平成23年度に環境省が実測調査を実施しております。その調査結果によりますと、大気汚染物質については、二酸化窒素、二酸化硫黄、ベンゼン

等の平均値は環境基準未満であった。また、悪臭物質については、飛行場内の施設配置や活動内容、風向・風速等の条件により、飛行場との敷地境界付近でおいを感じたものの、そのおいの成分については特定できなかったことなどが報告されております。

次に、沖縄の食文化であるヤギ生産に向けての県の取り組みについての中で、BSE全頭検査の見直しの背景と、県の対応及び安全性についての御質問にお答えします。5の(3)と5の(4)は関連しますので一括してお答えします。

BSE対策開始から10年以上経過し、国内外のBSEリスクが低下したことから、食品安全委員会はBSE発生確認月齢や経口投与実験などの科学的知見に基づき、BSE検査対象月齢の引き上げについて評価を行いました。国はこれを受け、検査対象月齢を48カ月齢に引き上げても食の安全は確保できるとして省令を改正しています。県としましては、これらを踏まえ、48カ月齢を超えた牛に限定したBSE検査を実施することとしました。なお、7月1日から全国一斉に同様の措置がとられたところです。

同じく、沖縄の食文化であるヤギ生産に向けての県の取り組みについて、ヤギのTSE検査についての御質問にお答えします。

ヤギについては、厚生労働省は検査対象月齢を見直す予定はなく、今回の省令改正では対象外となっております。平成17年に検査を開始してから10年に満たないこと、検査の頭数が少なくデータの蓄積が十分でないことから、見直すまでには至っていないと考えられます。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 防音工事についての御質問の中で、公立・認可保育所の防音工事实績についてお答えいたします。

沖縄防衛局に確認したところ、県内の公立・認可保育所における防音対策事業の実績は、平成24年度までに15市町村において108施設あると聞いております。

次に、うるささ指数75以上の区域内にある認可外保育施設の数についてお答えいたします。

国の防音対策事業において、うるささ指数75以上の区域として指定されている第一種区域内の認可外保育施設数は、平成25年4月1日現在で97施設となっております。

次に、認可外保育施設の防音工事についてお答えいたします。

認可外保育施設については、認可保育所と同様に、児童の健やかな成長のために適切な保育環境を確保する必要があると認識しております。そのため、沖縄県では、認可外保育施設を防音対策事業の補助対象施設とするよう、国に要請したところであります。次年度には実現できるよう国に働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 防音工事についての御質問の中で、県営住宅の防音工事の件数と手続についての御質問にお答えいたします。

県営住宅のうち防音工事の対象となっているのは、砂辺団地ほか9団地1701戸であります。住宅防音工事の手続は、「県営住宅の設置及び管理に関する条例」に基づき、入居者が県に模様がえ申請を行い、県の承認を得た上で、沖縄防衛局に補助金申請を行うこととなっております。

次に、比謝川の河川管理についての御質問の中で、比謝川河川管理の範囲と年間の維持管理内容などについての御質問にお答えいたします。

比謝川は、全延長16.2キロメートルで、このうち沖縄市胡屋から嘉手納町水釜の河口に至る15.9キロメートルが県の管理する二級河川区間となっております。比謝川の維持管理費は、平成23年度は250万円、平成24年度は166万円となっており、護岸や安全施設の補修、除草、清掃、流木や土砂の撤去等を行っております。また、河川の清掃、除草に当たっては、YOU・遊・比謝川実行委員会等によりますボランティア活動も行われており、官民一体となって良好な河川環境を維持するよう努めているところでございます。

同じく比謝川の河川管理についての御質問の中で、河川環境整備事業についての御質問にお答えいたします。

比謝川河川改修事業は、沖縄市安慶田から嘉手納町水釜の河口に至る延長13.2キロメートル、総事業費約200億円となっております。事業は昭和54年度から進めており、平成24年度末で、事業費ベースで60%の進捗率となっております。平成25年度は、沖縄市八重島地区の「かやま橋」から沖縄市越來地区の「せいしじゃー橋」までを重点的に整備していく予定となっております。なお、河川整備に際しては、良好な自然環境や水際の多様性が形成される多自然川づくりを行っております。

同じく比謝川の河川管理についての御質問の中で、河川しゅんせつの状況及び地元自治体からの要望につ

いての御質問にお答えいたします。3の(3)と3の(5)アは関連いたしますので一括してお答えいたします。

地元の嘉手納町からは、屋良城跡公園で地域の祭りが毎年実施されることに伴い、当該箇所の清掃やしゅんせつについて、ことし5月やそれ以前にも同様の要望がございました。比謝川のしゅんせつについては、平成16年度から祭りの開催時期に合わせて毎年実施してきたところであります。治水上のしゅんせつについては、今後とも必要に応じ実施する予定でございます。また、公園区域でもある「せせらぎ」については、公園管理者である嘉手納町と調整していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企業局長。

〔企業局長 平良敏昭君登壇〕

○企業局長（平良敏昭君） 本議会で初めて答弁の機会を与えていただいた中川議員に感謝を申し上げます。

去る4月1日付で沖縄県公営企業管理者企業局長の職を仲井眞知事から拝命いたしました、平良でございます。前職に引き続き、よろしくお願い申し上げます。

それでは、御質問の比謝川の河川管理についての御質問の中の、比謝川下流堰及び長田川取水ポンプ場の設置による影響についてお答えいたします。

比謝川の下流堰やそのすぐそば、隣接する長田川取水ポンプ場周辺においては、土砂の堆積やホテイアオイなどの浮き草の発生が見られます。このことから、企業局においては比謝川の水生物及び河口周辺への影響がないよう、土砂については2年から3年に1回の頻度で除去しております。また、ホテイアオイ等の浮き草については2カ月に1回程度の頻度で除去しております。

それから続きまして、同じく比謝川の河川管理の中の、地元要望に対する企業局の取り組み状況についてお答えいたします。

地元の環境団体からは、堰の撤去あるいは堰のかさ下げ、魚道設置などの改善を図ってほしい旨の要望があります。一方で、改善に向けては、治水、利水などの河川管理のあり方や隣接する屋良城跡公園の親水公園としての機能維持など、解決すべき課題が幾つかあります。

以上のことから、企業局としては、地元の嘉手納町や読谷村、そして河川管理者である土木建築部と調整を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） 文化・観光振興についての御質問で、野國總管及び豚を運んだ7名の勇士の教材化についてお答えいたします。4(2)イと4(3)イは関連しますので一括してお答えします。

野國總管や儀間真常につきましては、県教育委員会作成の道徳教育郷土資料「守礼」や市町村教育委員会作成の社会科副読本等において教材化されております。主に道徳の時間や社会科等で活用されており、野國總管や儀間真常の功績は県内児童生徒に広く周知されております。

県教育委員会としましては、本県の発展を担ってきた先人たちの業績について、児童生徒へ教え伝えることは重要なことだと考えます。「ハワイから豚を運んだ7名の勇士」につきましても、戦後の復興に大変貢献した感動的な内容であり、今後、郷土愛等の視点から教材化を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 文化・観光振興の御質問の中の、野國總管、儀間真常、喜屋武朝徳の映画等の制作についてお答えいたします。4の(3)のアと4の(4)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

野國總管や儀間真常が芋を普及させ食糧危機を救ったこと、空手家である喜屋武朝徳の逸話など、沖縄には感動的な史実が数多くあり、有望な文化資源になり得るものであると認識しております。県においては、沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業を初めとする各種事業により、映画やアニメなど、民間事業者によるコンテンツプロジェクトの支援を行っております。そのため、これらの史実をテーマとした映画の制作の企画が提案された場合は、その支援の可能性について検討してまいりたいと考えております。また、喜屋武朝徳を初めとした空手界の偉人については、現在建設準備を進めております空手道会館の資料展示施設において、空手界の偉人を紹介するコーナーを設け、その教訓や伝説的な逸話、功績等を広く世界に発信するとともに、後世にもお伝えしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 山城 毅君登壇〕

○農林水産部長（山城 毅君） 沖縄の食文化である

ヤギ生産に向けての県の取り組みについての御質問の中の、県内各地域のヤギの飼養状況についてお答えいたします。

平成23年12月末の沖縄県家畜飼養頭羽数調査では、沖縄県のヤギ飼養状況は、農家戸数1420戸、飼養頭数8656頭となっております。各地域の農家戸数及び飼養頭数の内訳は、北部574戸で3217頭、中部242戸で1378頭、南部293戸で1789頭、宮古183戸で1374頭、八重山128戸で898頭となっております。

次に、国内におけるヤギのTSE（伝達性海綿状脳症）の発生についてお答えいたします。

TSEとは、伝達性海綿状脳症のことで、家畜では牛や羊、ヤギなどの病気として家畜伝染病予防法により、監視伝染病に指定されております。これまで日本でのヤギにおけるTSEの発生は、確認されておられません。

次に、屠畜料金への県の助成についてお答えいたします。

肉用牛及びヤギの屠畜には、屠場使用料、内臓処理料、特定危険部位処理料及び冷蔵保管料等の諸経費が必要となっております。県といたしましては、これらの経費については、屠畜場の利用者が負担することが基本であると考えており、屠畜費用の助成については困難であると考えております。しかしながら、生産振興の観点から総合的な対策が必要だと考えており、関係機関と連携しながら総合的に検討していきたいと考えております。

次に、農林水産振興についての御質問の中の、平成23・24年度の台風による県内及び南大東村の農林水産業の被害状況と今後の対策についてお答えいたします。6の(1)、6の(2)、6の(3)は関連しますので一括してお答えいたします。

平成23年度の台風による農林水産業への被害の概要は、1、農作物被害が約66億9000万円、2、農林水産業施設被害が約7億5000万円、そのうち南大東村における被害は、サトウキビが約1億8000万円となっております。平成24年度の台風による農林水産業への被害の概要は、1、農作物被害が約27億7000万円、2、農林水産業施設被害が約12億1000万円、そのうち南大東村における被害は、サトウキビが約3億円となっております。本県は、台風の常襲地域であることから、農作物を守る防災農業を推進するため、沖縄振興一括交付金を活用し、1、災害に強い栽培施設の整備、2、農地防風林の整備などを実施しているところであります。今後とも、沖縄振興一括交付金など各種施策を活用し、持続的で安定した農林水産業の振興を図ってま

いります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 申しわけございません。1点、答弁漏れでございます。

沖縄の食文化であるヤギ生産に向けての県の取り組みについての中で、牛の特定危険部位についての御質問にお答えします。

牛の特定危険部位は、30カ月齢を超える場合、頭部、脊髄、脊柱、回腸遠位部及び扁桃が対象です。30カ月齢以下の場合は、回腸遠位部及び扁桃が対象となっており、対象以外の部位については食用として利用できます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 再質問したいと思います。

まず基地問題ですが、知事、実は嘉手納飛行場周辺においては、在日米軍再編に係る訓練移転が実施されました。しかし外来機の飛来によってその効果も実感するに至っておりません。それどころか、深夜・早朝における騒音の発生も先ほど質問したとおりであります。町民にとって厳しい状況が続いております。特に海軍駐機場及び大型駐機場から発生する航空機騒音、航空機排気ガスを伴い、町民は苦しんでおります。ぜひ県としても騒音対策、騒音による健康への影響に関する調査、基地周辺の大気汚染物質及び悪臭物質調査について取り組んでいただきたい。

先ほど部長の答弁では、たしか平成7年から10年まで4年間その調査研究をしたと。たしかこの報告書だと思うんですが、これでよろしいでしょうか。（資料を掲示）しかし、それから15年もたっております。まさにその当時と違ってF22ステルス戦闘機や外来機等が嘉手納飛行場、普天間、オスプレイも初め基地負担軽減になっておりません。県としてはそういう調査をする予定はないか、お聞きしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 県が平成7年度から10年度の4年間にかけて行った調査は、一地域における航空機騒音の調査としてはかなりほかに類例を見ないほど大規模な調査で、専門家によってほぼなし得る限りの調査が行われたと考えているところです。その当時の騒音の状況と現在の騒音の状況を比較した場合、残念ながらやはり騒音の状況は横ばいの状況にあるということで、当時の状況と比べて状況が変わっていないことから、平成10年の調査報告書が現在でも十

分活用できるものと考えております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 部長、何言っているんですか。実は、普天間も防音工事対象地域になっていないんで、75以上で85以上ないという防衛省の調査なんです。しかし新聞に出ているとおり100デシベル以上、毎回新聞に出ているとおりであります、普天間も宜野湾市も。そういった意味では、じゃなぜ平成7年に県はこういう調査を行ったんですか。これを行った理由を説明してください。

○環境生活部長（當間秀史君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時46分休憩

午後2時47分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 第一義的には、その調査した以前の年においていわゆるベトナム戦争のころにベトナムに対する激しい空爆等があって、かなりの飛行機が離発着して、その後のそういう爆音による被害がその後どういう状況で住民に健康影響を与えたかということでの調査をしているところです。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 平成7年から4年間、10年までしたということは、ベトナム戦争の話ではないんですよ。当時、そういったこういう航空機騒音による健康への影響調査、その調査をして理論武装をして政府に対してその地元の実態状況を数字で示しているんです。15年前に調査したから今はやる必要はないという考えは間違っていると思っている。これはもう時間がないので、知事ぜひそういったことがあったということも含めて知事も政治判断していただきたいと思います。調査していただきたいと思います。

続きまして、防音工事について再質問します。

知事、ぜひ認可外保育所の防音工事について、これは德里議長を初め嘉手納町議会からの要請、また、先ほども冒頭で申し上げました沖縄県認可外保育所の役員の皆さん方から、同じ環境で同じ教育、生活をさせていただきたいという要望がございました。これも知事、平成26年度に向けて部長は実施していきたいという答弁がありましたが、それをする前にやはりことしの8月までに概算要求に乗っけなければ平成26年度の実施は難しいと思っています。ぜひ知事、議会が終わりましたら、政府に対して要請行動をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 無論、早速行きたいと思いますが、ぜひ自由民主党の先生方ともども行動したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 これも御承知のとおり、自由民主党の宮崎政久衆議院議員が国会で取り上げて、そして防衛大臣がぜひそういう取り組みをしていきたいという答弁が出て、沖縄県でも各市町村で取り上げられているものだと思っています。

もう一つは、防音工事の手の簡素化。防音工事は、住宅防音は御承知のとおり人が住んでないと防音工事できないんです、住所がなければ。しかしながら、住宅防音は人が住んでなくても防音工事ができるように、この告示日の見直しも御承知のとおり防音工事は法律なんです。しかし、規則の中で大臣による訓令で昭和53年、56年、58年、そして野中官房長官のときに平成14年1月14日まで、そして平成20年の3月まで引き上げてまいりました。これは訓令でやっております。ここを法律でさわろうとするとまた四、五年でできません。大臣勸告の訓令の中において取り組んでいただきたいと要望を申し上げますが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） やはり住民本意でこういう措置はなされなければならないということですので、県からも強く申し入れていきたいと思っています。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 それでは、3番目の比謝川の河川管理について質問をしたいと思っています。

先ほど土木部長が答弁したとおり、やはり比謝川は15.....。

ちょっと済みません、休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時51分休憩

午後2時52分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○中川 京貴君 先ほど答弁したとおり、比謝川は16.2キロメートル、そのうちの15.9キロが県が管理する二級河川となっております。部長はそれを200億かけて今60%の進捗率だと。残り40%のめど、どのような状況になっているのかお聞きしたいと思っています。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 現在、昭和54年度

から始めて60%の進捗率ということで、計画では平成30年度ということにはなっておりますけれども、極めて厳しい状況と言わざるを得ません。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 200億円かけて比謝川河川を清流としてこの20年間、本当にきれいな川、河川になっております。先ほど答弁されたとおり、地域のボランティア活動、また清流を比謝川をきれいにしていく会等もありまして、その比謝川は大変きれいになっております。Y O U・遊・比謝川でも子供たちが遊んでおります。しかし部長、その維持管理が平成23年度は250万、平成24年度は160万、166万円でその維持管理、16キロの管理ができるのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 県が河川の管理をしているこの維持管理についてでございますけれども、特にこの除草に係る予算といいますのは、全体の河川で約5000万円程度でございます。これは河川の長さに換算いたしますと大体59キロメートルぐらいと。県が河川管理の必要なメートルとして捉えておりますのは167キロメートルですので、3年に1回ぐらいという予算しか今ついておりません。しかしながら、やはりこれは計画的に私ども優先順位をつけてやっていくほか、また、ボランティアも64団体ほど育ててきておりますので、そういうところと協力しながらやっているというところでございます。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 部長、先ほどの答弁で、この15.9キロは県の管理する二級河川という答弁をしておりました。これからその除草整備、流木や土砂の撤去は責任を持ってやるという答弁でありましたけれども、1つお聞きしたいのは、那覇市の国場川やガープ川などは、大雨に河川の氾濫によって人身事故が発生しております。河川の改修や定期点検を行っていくことがこの危険の——要するにそういった事件・事故が起きる前にできると思うんですが、普段からそういった整備点検、地域の、例えば流木が流れてくる、また土砂を撤去する、そういったことでその遊歩道とかに堆積する土砂とかも撤去できると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 御指摘のとおりでございます。普段からやはり河川の巡視あるいは整備事業で整備された施設の点検、あるいは地域からの情報などこういうふうなものをきちんと踏まえて氾濫等の危険性とか、緊急性の高いところを常に把握し

て、そして先ほど申し上げましたようにそういうところから優先順位をつけて河川の維持管理をきちんとしていくということが大事だというふうに考えておまして、今そういうことをやっているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 部長、実はこの質問をしたのは理由がありまして、やはり河川の増水・氾濫にて嘉手納の遊歩道、比謝川沿いに遊歩道があって、その遊歩道がやっぱりゲリラ豪雨とか台風の場合、氾濫して土砂がたまるんです。ですから、要するに川に土砂がたまって浅くなるとどうしても横に広がってくると思うんですよね。やっぱり県としてそういった管理をしっかりすべきじゃないかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 御指摘のところは、恐らく嘉手納町が公園区域に指定したところと県の河川の区域が重複しているところではないかと思うんですけれども、確かに毎年そういう河川の氾濫等で砂が上がってきて維持管理が必要な箇所というのはいろいろとございます。先ほどの答弁にもありましたとおり、地元からの要望でその祭りの前にしゅんせつをしてほしいとか、あるいは清掃が必要だというような部分もありますので、そこは嘉手納町とよく相談して役割分担を持って対応していきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 これは最後に要望を申し上げますけれども、知事、実は比謝川の水は先ほど企業局長が答弁したとおり、企業局は定期的にしゅんせつしております。長田川から2万立米ですか、それから嘉手納基地の中から2万立米、約6万立米企業局が給水して、北谷浄水場でろ過をして、そして北谷町・宜野湾市・浦添市・那覇市、ここは比謝川の水を飲んでいるんです。嘉手納は、中部はヤンバルの水を飲んでおります。そして水道水として使用されております。ある意味ではダムの機能を果たしております。水がめでもあるんです。その比謝川を清流として25年前から県の企業局や、また河川担当の職員、土木ですね。また地域ボランティア、「比謝川を蘇生させる会」各種ボランティアの皆さん方が努力と時間をかけて清掃作業をしてまいりました。現在においては、先ほど説明がありましたとおり、Y O U・遊・比謝川とか地域のボランティア活動も一緒になって取り組んでおります。維持管理をもっと徹底して、きれいな清流として取り組

む必要がないかということを知っているんです。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 御指摘のとおり、きれいな河川の清流が戻ってまいっておりますので、しっかり取り組む必要があると考えております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 それはぜひよろしく願い申し上げます。

4番の文化・観光振興については、答弁のあったとおり、ぜひ沖縄国際映画祭による、またその取り組みによってぜひハワイから豚を運んだ7名の勇士、その方々の映画をつくって、それを県外また国外にぜひ沖縄のチムグクルというんです、まずびっくりしたのがハワイから豚が来たとき、うるま市に来たそうです。当時の知事がまだ栈橋もないころ迎え入れて、その豚は食べないで繁殖させて10万頭までふやして今の沖縄県民の胃袋を満たしたと歴史があります。ぜひ映画化をしていただきたいんですがいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 私によろしいですか。国際映画祭の中で、この豚を運んでくれたハワイの恩人たちの映画を国際映画祭で発表するような動きはどうかということでしょうか。

私の理解では、沖縄国際映画祭の中に幾つかのセクションといいますか、カテゴリーがありまして、その中にたしか地域発信型という部門があるんですね。そのときにその嘉手納町ですとか北谷町ですとか、その関係する周辺のところで、こういう映画をつくりたいというふうに手を挙げていただければ、多分可能じゃないかと。そして多分県が一定のそれに対して支援をするというか、お手伝いをするという関係になるだろうというふうに思います。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 ぜひ映画祭、そういった取り組みをして県内外に広めていただきたい。

最後に、食文化であるこの山羊フェスティバル、それともう一つは、BSEを48カ月に引き上げております、4年ですね、4歳。ヤギは、TSEは発見されていないんです。ヤギも牛も偶蹄類といって一緒の種類なんです。ぜひ知事、これはヤギと牛の違いは何かと、一緒なんです。これは法律にのっとってやっておりますが、厚生労働省に沖縄の食文化としてヤギも48カ月上げていただきたい。そうすることによってヤギの内臓、腸——ビービーグーと言うんですけれども、それも含めて食文化として使える。それは沖縄から発信しなければ、本土でヤギの食文化というのはな

かなかないんです。僕はぜひこれは各種部署が話し合って、知事が、牛でできる48カ月安全が確認されたのであるならば、ヤギも安全でしょうと。そういったBSE検査に引っかかった牛がいなければ、ヤギはTSEいないんです、これまでも。その安全性を確保して厚生労働省に提案をしていただきたいと思います。最後に答弁よろしく申し上げます。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今議員からの提案につきましては、ちょっと内部で相談させていただいて、できれば今おっしゃるような方向でできないかトライしてみたいと思います。

○中川 京貴君 よろしく申し上げます。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

〔砂川利勝君登壇〕

○砂川 利勝君 こんにちは。

自由民主党の砂川利勝です。

所見を述べさせていただきます。

トップリーダーがかわれば経済がこうも変わるのか。まさに円安株高を見ても一目瞭然である。沖縄県も仲井眞知事の強いリーダーシップのもとに数々の振興を実現し発展を遂げてまいりました。離島・過疎地域においても、その対応は都市部との格差が確実に正されつつあり、高良そして川上新副知事並びに新部局長を含めた執行部と力を合わせて、さらなる前進を遂げることを心から御期待を申し上げます。

一般質問に入ります。

1、離島における農業振興策について。

(1)、農業基盤整備について。

ア、地理的条件が不利な離島地域において、地元市町村や農家に過重な負担を強いることは基盤整備のおくれにつながります。県として離島地域における農業基盤整備をどのように支援しているのかお伺いいたします。

(2)、石垣島における農業農村整備事業について。

ア、農業基盤整備に対する干ばつ対策として、国営石垣島地区及び関連する県営・団体営事業の進捗状況についてお伺いいたします。

イ、国営石垣島に係る維持管理対象の施設が増加することに伴う地元負担軽減対策についてお伺いいたします。

ウ、国営とあわせて県営・団体営事業を推進していく必要がありますが、現在の取り組み状況についてお伺いいたします。

2、円安による原油高騰対策について。

自民党安倍政権発足以来、円安が続く、原油の輸入

価格も上昇し県民生活に大きな負担を強いられています。政権交代が起きた昨年12月以降、ことし3月にかけて為替が急速に円安に振れると原油価格も上昇しましたが、御承知のとおり4月に入ると円安が進行する一方でガソリン価格は下落していますが、原油輸入価格は高どまりが続いています。円高、原油高による問題については2月定例会でも取り上げましたが、離島における原油高騰は住民生活に大きな影響を与えるだけに、今回も水産業などについて取り上げ質問いたします。

(1)は削除します。

(2)、離島のガソリン価格について。

ア、離島におけるガソリン価格については、いまだに沖縄本島より割高となっておりますが、いまだに実態として沖縄本島と離島で格差は正があることについて、これまでの対策及び価格は正についての再調査の結果、今後の対策について御説明願います。

(3)、第1次産業に与える影響について。

ア、円安による原油高騰で牛の飼料代は大幅な値上がりとなり、畜産農家に大きな影響を与えていることはさきに一般質問でも取り上げましたが、その後、畜産業の振興・発展を確保するための助成事業の取り組みについて御説明願います。

(4)、水産業における原油高の漁船の出漁などの実態について。

ア、原油高は漁船の燃料費を圧迫し大きな社会問題となっていることは御承知のとおりであります。そこで、燃料費高騰による漁船の出漁の実態について、県はどのように把握しているのか御説明願います。

イ、原油価格の高騰による影響を緩和するための漁業経営セーフティネット構築事業が平成22年度からスタートしていますが、県内の利用実績や課題等についてお伺いいたします。

3、八重山漁協の振興策について。

(1)、八重山漁協の水産物加工施設（モズク）の新改築について。

ア、同施設は老朽化が進み作業に支障を来しております。同施設の利用状況や実態について県はどのように把握しているのか。そして、同施設の新改築についてどのような御見解をお持ちなのか御説明願います。

4、日台漁業交渉について。

(1)、日台漁業交渉については、議会から白紙撤回の要請が行われ見直しが求められています。日台漁業交渉で設定した暫定執法線から拡大した水域はマグロ等の好漁場で知られていますが、漁民に何の説明もなく共同利用水域に設定され怒りと不満の声が上がっています。

ます。

ア、議会から白紙撤回の要望が出ていますが、県は日台漁業協定の暫定執法線から拡大水域の見直しを含め白紙撤回する考えはあるのか、御見解を賜ります。

5、空港ターミナルの増改築について。

新空港が開港して以来、入域客も増加し、5月の入域客は過去最高を更新し、国際線では台湾や韓国、香港が増加しております。国際線の客数の約5割は台湾からの観光客が占めており、航空路線の拡充された結果となっています。今後、台湾を初め国外からの観光客増加が予想されており、ターミナル施設の充実が求められていますが、県としてどのように捉えているのか。現状把握と今後の方針についてお伺いいたします。

(1)、C I Qの増改築について。

ア、石垣空港は台湾等の外国からの観光客が増加し、受け入れ施設となるC I Q施設の拡充が求められています。施設の増改築について県のお考えをお示し願います。

6、波照間空港の利活用について。

(1)、日本最南端の有人島である竹富町波照間島は航空路線が廃止となり、現在は船舶による往来しかできず、海がしけた場合は南海の孤島となってしまいます。波照間空港は航空路線が廃止となった後、再開に向けて取り組みが行われていると思われませんが、現状と今後の取り組みについて御説明願います。

(2)、竹富町は波照間空港を拠点にした空の観光開発を推進することを観光振興基本計画に盛り込む考えを示していますが、県として波照間空港の再利用についてどのようにお考えなのか、お示しを願います。

7の(1)です。我が党の代表質問との関連について。

又吉清義議員の沖縄振興策の推進に関連して、制度2年度目となる沖縄振興特別推進交付金の取り組みについて伺います。

再質問は、質問席より行います。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 砂川利勝議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、離島における農業振興策についての御質問の中で、県営・団体営事業の取り組み状況についての御質問に答弁いたします。

まず、国営石垣島地区の関連事業といたしましては、県営13地区336億円、団体営25地区144億円で、圃場整備やかんがい施設整備を計画いたしております。沖縄県といたしましては、石垣市及び土地改良区と密

接に連携を図り、計画の実現に努めてまいる所存でございます。

次に、我が党の代表質問との関連についての御質問の中で、沖縄振興特別推進交付金の取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

平成25年度は、まずクラウドデータセンターの整備や、国際物流拠点施設の整備などの継続事業を中心に取り組むほか、新規事業といたしましては、本島と離島を結ぶ光海底ケーブルの整備、そして那覇空港における航空機整備基地の整備などに着手することといたしております。

沖縄県といたしましては、市町村と連携を図りながら、福祉、そして離島振興、産業振興など沖縄振興の取り組みを加速させてまいる予定でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 山城 毅君登壇〕

○農林水産部長（山城 毅君） 離島における農業振興策についての御質問の中の、県の離島地域における農業農村への支援についてお答えいたします。

島嶼県である沖縄県においては離島の振興が不可欠であり、離島において主要な産業である農業の振興は重要であると認識しております。このため、農業農村整備事業においては、県予算の約7割を離島地域に配分しており、農業用水の確保を初めとする農業生産基盤の整備に努めているところであります。また、離島市町村に対しては、農家の負担軽減と円滑な事業の推進を図るため、2.5%または5%の県費補助の上乗せを行っているところであります。

県としましては、離島の振興を図るため、農業農村整備事業の着実な推進に努めてまいります。

次に、国営石垣島地区及び県営事業等の着工に向けた取り組みについてお答えいたします。

農家経営の安定を図るためには、農作物の干ばつ被害防止及び収益性の高い作物の導入等が必要であり、農業用水の確保が不可欠であります。国営石垣島地区は、石垣島全体の農業用水を確保するため、平成26年度の着工に向けて現在国において全体実施設計を行っているところであります。また、それと並行して、石垣市・石垣島土地改良区が受益者からの事業同意取得に取り組んでおります。

県におきましては、国営事業の着工とあわせて、関連する県営事業等の円滑な実施が図られるよう、長期計画を策定しているところであります。

次に、国営石垣島地区の地元負担軽減対策について

お答えいたします。

国においては、維持管理費用の地元負担軽減を図るため、1メガワット規模の太陽光発電等再生可能エネルギーの導入を検討しています。

沖縄県としましては、一層の負担軽減が図られるよう発電規模の拡大等を国に要望するとともに、基幹水利施設管理事業等に係る県の補助を行えるよう検討してまいります。

次に、円安に係る原油高騰対策についての御質問の中の、畜産業の振興・発展を確保するための助成事業についてお答えいたします。

近年の配合飼料価格高騰に加え、円安の影響により畜産用配合飼料価格が高騰し、畜産経営は極めて厳しい状況となっております。国では飼料価格対策として「配合飼料価格安定制度」があり、価格高騰時に一定の要件のもと、補填金を交付しております。このような状況下において、国は畜産経営の維持・安定と国産畜産物の安定供給を図るため、特例的に緊急の措置を講じることとしております。措置内容としては、各畜産経営者に対し、7月から9月期の補填対象数量に並び、トン当たり1325円を特別交付金とし交付することとしており、所要額の総額約81億円を国が支援することとなっております。また、県においては、今年度から畜産団体と連携し、沖縄振興特別推進交付金により自給飼料増産に取り組む際の収穫機械等の整備を支援することとしております。

県としましては、今後とも国の支援策の動向を踏まえつつ、畜産経営の安定化に向けて独自の支援ができないか検討してまいります。

次に、燃油高騰に伴う漁船の出漁実態についてお答えいたします。

近年の原油価格高騰に加え急激な円安の影響を受け、漁船の燃油価格は平成21年6月の1リットル当たり54円から、平成25年6月には84円と約57%上昇しており、県内漁業者の経営を圧迫しております。県内では、大規模な操業自粛などは行われていませんが、短期間の操業では費用の回収が困難なことから、1回当たりの操業日数を長くする傾向にあり、今後は、これに伴う年間出漁回数の減少など、漁業経営に大きな影響が出ることが懸念されております。

次に、漁業経営セーフティネット構築事業の利用実績と課題についてお答えいたします。

県では、国及び漁業団体と連携し、漁業経営セーフティネット構築事業の活用による燃油高騰対策に取り組んでいるところであります。同事業により、平成24年度は141件の加入者に対し、1件当たり約30万円、

合計で4214万円の補填が行われたところであります。課題としましては、制度の周知不足のほか、小規模漁業者や資金繰りが厳しい漁業者の加入が進まないことなどによる加入率の低迷が挙げられます。一方、同事業は、今回、事業内容が拡充され、小規模漁業者については、漁協による一括加入が可能となるなど加入手続の簡素化が図られたところであります。

県としましては、同事業の周知と加入促進に努めるとともに、燃油価格の動向を注視しながら、漁業者及び漁業団体の要望や他県の状況等も踏まえ、漁業者の経営安定を図るための対策について検討してまいります。

次に、八重山漁協の振興策についての御質問の中の、八重山漁協の水産物加工施設についてお答えいたします。

八重山漁協の水産物加工施設は昭和53年度に整備され、現在、モズクの加工施設として利用されております。同施設は整備後35年が経過し老朽化が著しいため、大規模な改修もしくは新設が必要であるとして、八重山漁協や石垣市から相談を受けております。その中で、事業計画、規模算定、費用対効果や費用負担等の課題について地元と調整しているところであります。

県としましては、当該漁協や市の要望を踏まえ諸課題を整理し、水産業構造改善特別対策事業等による施設導入に向けて検討してまいります。

次に、日台漁業交渉についての御質問の中の、日台漁業取決めの白紙撤回についてお答えいたします。

今回の日台漁業取決めの合意は、好漁場の縮小を余儀なくされるなど、本県水産業へ多大な影響があると懸念しております。このため、県は、漁業団体と連携し、国に対し、本県漁業者の権益及び安全操業を確保し、漁業秩序を維持できるよう、1、日台漁業取決めの水域の設定を見直すこと、2、先島諸島の南側の水域については、今後、協議の対象としないこと、3、違反操業を行う台湾漁船に対し取り締まりを強化することなどについて強く求めてきたところであります。

なお、白紙撤回を求めることについては、漁業団体及び漁業者の多くは、漁業秩序を確立するため操業ルールづくりは必要であるとしており、県は、それらの意見を踏まえ慎重に対応していく必要があると考えております。

県としましては、今後とも漁業団体と連携し、国に対し粘り強く見直しを求めていくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 円安による原油高騰対策についての御質問の中の、離島のガソリン価格対策と価格差に関する調査結果及び今後の対策についてお答えいたします。

沖縄県では、平成24年度において石油製品販売事業者の経営実態調査を実施し、沖縄本島・離島間の石油製品の価格差の発生要因を分析したところであります。

その結果、離島では、本島に比べ石油製品の販売量が少ないことから、採算性の面で粗利を高く設定せざるを得ない状況にあること。また、離島では、石油製品の輸送に要するドラム缶やコンテナの購入費、トラック、フォークリフトといった車両購入費など離島固有の経費が発生しており、これは小規模離島ほどその傾向が強くなっていることがわかりました。今年度はさらに島ごとの石油製品に関する輸送方法や貯蔵方法などの調査を実施しているところであり、その結果を踏まえ、今年度中に離島固有または離島において割高となる石油製品の物流に要する経費を対象とした補助事業の拡充を行う予定であります。

次に、波照間空港の利活用についての御質問の中の、波照間空港の航空路線についてお答えいたします。

波照間航空路線は、平成8年4月、同区間に高速船が就航し、旅客が航路にシフトしたことに伴う航空路線の赤字の慢性化及び使用機材の退役などにより、平成19年11月に路線が廃止されております。

そのため、県では、平成24年度において、同航空路線を対象に、その採算性や路線開設に係る課題を把握し、就航の可能性について検討するための調査を行ったところであります。その結果、波照間定期航空路線については、高速船の就航により船舶利便性が向上したことなどから、航空路に比べ航路の利用比率が高いと予測され、航空路の年間旅客需要は小さく、事業採算性も低いという結果となっております。また、波照間空港に就航可能な航空機の調達及び運航乗務員や整備体制の確保など路線の再開に当たっては解決すべき課題があります。

県としましては、本調査結果を踏まえ、航空事業者及び関係市町村との意見交換を行い、波照間空港における航空路線のあり方、さらには事業参画意向等を把握するなど、波照間路線の再開について引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 空港ターミナルの増改築についての御質問の中で、新石垣空港国際線ターミナル施設の増改築についてという御趣旨の質問にお答えいたします。

国際線ターミナルビル施設及びC I Q施設につきましては、海外エアラインや地元経済界より拡充の要望があることから、県としては、早急に取り組むべき課題と考えており、現在、施設の設置管理者である石垣空港ターミナル株式会社や石垣市などとの間で増築に向けた取り組みを進めているところでございます。

次に、波照間空港の利活用についての御質問にお答えいたします。

波照間空港につきましては、空港における航空路線のあり方や航空事業者の意向の確認などについて、竹富町や関係部局と連携して取り組み、空港の利活用を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、砂川利勝君の再質問は休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時26分休憩

午後3時50分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

砂川利勝君の再質問を行います。

砂川利勝君。

○砂川 利勝君 それでは、再質問を行います。

1番目の、離島における農業振興策についての(1)番、この農家負担軽減そして円滑な事業の推進のためには、2.5%及び5%の県費補助の上乗せは必要だと私は思っているんですが、これは今後も継続されるのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 現在、県営かんがい排水事業については5%、それから畑地帯総合整備事業については2.5%の上乗せをして推進しているところでございますが、離島の経営状況等、離島性を考えた場合に、地元が負担するというのはかなり厳しい状況があるのかなというふうに考えておりまして、事業を執行する上では負担軽減をするというのは必要かなと思っております。そういう意味では、我々継続できるように関係部署と調整しながら頑張っていきたいなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 ちょっと余り聞こえなかったんですけども、要は例えば県単だけでも408億になりますので、仮に5%としたら24億ですよ。2.5%でも12億と。それを地元受益者負担になるとなかなかできないと私は思うんですね。それと、事業説明の中でもその話をしたら同意取り付けは厳しいんじゃないかなと思うんですね。そこで、やはりこれを継続していくという、私は答弁をいただきたいというふうに思いますので、総務部長か農水、どちらでもいいんですが答弁を求めたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（小橋川健二君） 今、離島かさ上げの件でございますね。議員の御意見も農水部長も受けとめて、課題等々整理すると思いますので、その上でまた農水部長から話があればちゃんと話は聞いてみたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 何か消極的ですね。知事、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上 好子君） 事業も今から始まるというふうなことから、進捗の状況を見ながら、そこはまた支障がないような状況でいろいろ御相談をしながら対応していきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 それでは前向きな、多分離島振興ということを考えていく中で、離島振興法という中で、やはり離島に対してしっかりと手厚く保護していこうというのと逆行しないように、私はぜひ予算をつけて、事業をしっかりと進捗していただければというふうに思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

それで、やはりその事業をしていくためには同意取り付けが必要です。現在、2番目になるんですかね。2の(ア)です。どの程度の同意取り付けができていいのか、答弁を求めます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 国営事業に対する受益農家の同意については、現在アンケート調査をいたしておりまして、その結果によりますと、おおむね90%程度は確保できているというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 大方90%の同意取り付けが見込めるんじゃないかという答弁でした。やはり100%やらなければなかなか厳しいところも出ると思いますので、

県もそしてまた石垣市、そして土地改良区、そしてまた建設業団体含めてさまざまな分野の方々を集めて、ぜひこの事業がうまく遂行できるように取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

それではイ、太陽光発電、１メガワットを国のほうで整備しますよという答弁でした。県の要望・計画ということで、要望がありますという答弁でしたが、県はこの１メガワットをどのぐらいの規模にしていきたいのか、考えがあるのかお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後３時55分休憩

午後３時56分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） １メガワットを２から３に拡大していくということにしております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 ぜひ、大きなものにしていただければありがたいし、また、土地改良事業自体が大きな赤字をしょっているということで、多分これは売電まで考えられているのかなというふうに思います。聞くところによると数千万という話をちらっと聞きましたけれども、売電まで含めてしっかりとまた赤字解消にかなげていただければというふうに思っております。ぜひ強力に推進をしていただきたいなというふうに思います。

次に移ります。

円高によるガソリンの高騰です。これは、先ほど部長のほうで拡充に努めるという内容の答弁をいただきました。この拡充について、説明を再度細かくというか詳しくしていただいて、財源はどの財源を使うのか説明を求めたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

やはりこの価格差をいろいろ調べてみましたところ、販売量の少なさなどによって粗利が多いこと、人件費がやはり高目になるとか、価格競争の難しさなどがあるわけですが、そういったのはただ行政としては支援がちょっと難しいわけです。ただ一方で、物流に関するもの、例えば輸送方法をドラム缶にするのか、コンテナにするのかとか、それから貯蔵方法を見ますと、地上タンクにしたり、コンテナにしたりとかいろいろまたあるわけです。これは離島それぞれによって異なっているのが我々判明いたしましたので、それに対しては何らかの支援ができるのではないかなというふうに考えております。25年度も、今もう既に始

める予定ですが、詳細にこの事業者ごとに調べ上げて、こういったものに係る経費に対して支援をできるようにしたいというふうに実は考えているところであります。

あと財源の話なんですが、実はこの財源につきましては御承知のように石油価格調整税でやっておりますけれども、22年、23年、24年度とこの３年間平均いたしますと、１億8000万ほど余分になっております。といいますのは、やはり県内自動車保有台数がふえまして、この価格調整税ふえているわけですが、一方で離島におきましては公共事業などが少し横ばいということで差が出てきております。その１億8000万を使って何らかの事業の拡充ができないかということを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 ぜひその１億8000万を使って、小さな離島に対しての拡充をお願いしたいと思います。もちろん、私はこの揮発油税が５年から３年になったということは大いに反対でもあるし、また揮発油税の延長というのはさらなるまた皆さんの力も必要だし、また政治の力も必要だというふうに思っておりますので、揮発油税の延長はぜひ私たちもやっていきたい、努力をしていきたいというふうに思っております。

それでは、配合飼料の高騰緊急対策。

先ほど国から81億円ありますよと。国のほうは、明確な態度を示しております。県も独自の対応をしていきたいという、先ほど部長の答弁でした。何か対策を今考えているのがあれば、答弁を求めます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 沖縄県の場合、配合飼料の原料につきましては、九州から運んで配合飼料を製造しているという離島の不利性を抱えているところがございまして、それについては、ハード的なところとソフト的なところで今検討しているところでございまして、今詰めながらしっかり対応していきたいなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 畜産農家を含めた多くの農家は、やっぱり飼料高騰によって経営圧迫がされています。国からはいろんな意味で補助金をつけていただいているんですが、ぜひ県も独自の案を考えていただいて、農家支援のほどをひとつよろしく願います。

それで、漁業者のほうなんですが、セーフティネット構築事業についてはいろいろ説明をしていただきました。ただ、八重山漁協と沖縄本島の重油の価格差が

7円ぐらいあるんですね。これで漁業者が結構圧迫されているよという話をいつも相談を受けています。そういった中で、県のほうで何か支援ができるのか。それと、漁業セーフティネット構築事業に該当しない方がいると思うんですね。いろいろと都合上、できない方がいると思う。このできない方をどう救っていくかは、やっぱりこれは行政の力が私は必要だなというふうに思っていますので、その辺の答弁をいただければありがたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 今般、漁業経営セーフティネット構築事業につきましては、従来の燃油の高騰に対する支援については、国と漁業者が1対1で積み立てしたものからやっていく事業であると。今回、95円を超えた場合には国が3、漁業者が1ということで、漁業者の負担を軽減して積み立てて支援していくというふうになりまして、それについては、原油価格が基準になりまして、それが80円なり90円なり95円なりを超えたときに発動されるということでございまして、その離島との輸送の関係の負担については、これはちょっと難しいところがあるのかなというふうに考えておりまして、それから漁業者の今、加入率が全国的に6%程度ということでかなり低い状況にございます。これは普及啓発の課題と、それから漁業者が小規模ということで、負担するときに負担金を出せないというのも聞いておりますので、漁業者のほうはどうすれば加入できるかということも一緒になって検討しながら、どういう支援ができるかということこれから検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 ぜひ、恩典をしっかり受けられるように、行政のまた力をかしていただければというふうに思っています。

八重山漁協のモズクの加工所の新改築については、水産業構造改善特別対策事業を導入するということです。やはり先ほどの答弁でもありましたように、衛生面が気になるねという答弁でしたので、早目の建てかえをお願いしたいなと。いろんな問題はあるかと思えます。しかしながら、そういった内容がわかっているのであれば、やはり知恵を出して工夫をしていただきたいというふうに思っております。

そして、日台漁業交渉です。これは、地元ではもう何でこうなっているのかという形で、いろいろと漁業者がいがみ合ったり、組合の中でもいろんないがみ合いになっているような状況なんですね。結局、両者何

も悪くないのに、何でこうなっていくのと。やはりこれは政治の、国の考え方でそうなったのかわかりませんが、ぜひ知事を先頭に解決をしていただいて、やっぱり楽しく漁をして、楽しくお金もうけができるような体制をしっかりとっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、波照間空港なんですけど、やっぱりこれは生活路線なんですね。観光施設じゃないんですよ。基本は生活路線です。その生活路線をつくらないときはいろんな言いわけができるかもしれません。ただつくった以上は、費用対効果も含めて国に対する説明ができなくなってくると思います。利活用に対しては、やはり全身全霊を込めて取り組まなければ私はいけないんじゃないかなというふうに思っています。ぜひ生活路線としての役割、どこか対応できそうな航空会社が今ありませんか。あるのであれば、ちょっと答弁願います。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 私も、この波照間路線の再開を何とかできないかということで、調査も先ほど答弁させていただいたとおりです。やはり平成8年にこの高速船が出て、それまではダッシュ・シックスという19人乗りだったわけなんですけど、その高速船が出てからどんどんこの搭乗率が下がって40%になったと。それで、いわゆるアイランダーという9人乗りに切りかえているわけです。9人乗りに切りかえて、なおかつなかなか経営が厳しいということで、最後廃止するに至るこの3年間、17、18、19と、県と竹富町も一緒に運営補助などを行ったりしたわけなんですけど、それでも3000万の赤字が出て、結果として19年にこれは廃止になったという話があります。そういった中で、我々は何とか事業採算性などできないかということをやったわけなんですけど、先ほど答弁したとおり厳しいということがあります。

課題としては、やはり19名乗りではちょっときついかなと。そうすると9名乗りというような話になりますが、これは第一航空という航空会社がありますけれども、ここは今3機持っています。粟国で1機はずっとストックしておいて、2機で回しているような状況ですけれども、そののほうとも相談もしてみたいと思います。やはりここはなかなか今那覇空港を拠点にしているという関係もありますので、石垣を拠点としてできるかどうかという、これはいろいろ課題もあると思いますけれども、何とか我々としても、こういった形であれば再開できるのかということ、いま一度いろいろ住民の皆さん、それから事業者の方の意

今回の医療法などに関する質問は、医療法人の設立の趣旨に従って行います。

まずその第1は、入院・通院患者に質の高い医療を継続させること。その第2は、地域医療を継続・発展させることによって、安心・安全な医療を与えること。その第3は、働く人の雇用の場を確保し、継続させることであります。

私はこの四、五年前から、病院の関係者や地域の皆さんからいろんな相談を受けてまいりました。これまでその改善策、調査・分析を行ってまいりました。ということで、その結果に基づいて私は質問する以上、私も決意と覚悟を持って質問いたしますので、知事を初め関係部長もわかりやすく素直な答弁をお願いしたいと思います。

知事の政治姿勢について。

(1)、日米地位協定の抜本的な改正に向けての取り組みについて伺う。

2、医療法人の運営について。

(1)、医療法人に対する税制上等優遇措置について説明されたい。

(2)、医療法人の責務について伺う。

(3)、医療法第46条の4第7項の「監事の職務」について説明し、特に平成19年の医療法の一部改正で監事の機能強化を図った。その趣旨を説明されたい。

(4)、理事長の選出について、医療法第46条の3第1項について説明し、同項のただし書きの規定に基づく都道府県知事の認可が行われるものであることとあるが、その趣旨について説明をされたい。

(5)、管理者たる理事について、医療法第47条第1項の趣旨について説明をされたい。

(6)、理事長、理事及び監事の職務等について。

ア、医療法第46条の4第7項第1号及び第2号の規定を経ることなく、県に業務報告が提出された場合、どのような罰則があるか伺う。

イ、医療法第46条の4第7項第3号の規定を経ることなく、県に業務報告が提出された場合、どのような罰則があるか伺う。

ウ、医療法第46条の4第6項の趣旨について説明をされたい。

(7)、業務の範囲について、医療法第42条の各号の規定以外に医療法人は附帯業務を行うことが可能かどうか伺う。

(8)、理事長が代表取締役を務める会社に医療法人が出資及び貸し付けが可能か伺う。

3、県に提出された医療法人ほくと会の3年間の業務報告及び平成22年に提出された理事の変更届につい

て。

(1)、1年ごとに提出される業務報告書は、理事会及び監事の会計監査の後に提出されるか、理事会の議事録は整理されているか。また、何月何日に監査を受けたのか明らかにされたい。

(2)、業務報告が1年おくれたようであるが、その理由について説明されたい。

(3)、理事の変更届は平成22年5月となっているが、その理事は平成21年から理事として記名されているが真実を明らかにされたいと同時に、理事会の開催日及び議事録も整理されているか明らかにされたい。

4、医療法人ほくと会の経営状況について。

(1)、労働関係について。

ア、就業規則等に明記されている給与規定の期日に給与が支払われず、遅払いがしばしばあること、退職金が未払いとなっていること。これらは明らかに労働基準法違反であり、実態調査を行い指導されたい。

(2)、経営状況について。

ア、取引業者に対する遅払い及び未払い。

イ、社会保険等の遅払い及び未払い。

ウ、国・県・市町村等への税の遅払い及び未払い。

エ、賃借料（土地等）の遅払い及び未払い等が明らかになっており、これらの実態調査を行い指導されたい。

(3)、理事長の関連会社への資金の貸し出しについて。

理事長が代表取締役を務めるA会社へ1億円、B会社へ1900万円、その他700万円等資金の貸し出しがあるが、理事会の議決を経ているか、議事録は整理されているか、実態を調査して明らかにされたい。

(4)、平成24年4月26日、不動産の売買を行っているが理事会等の議決を経ているか。同時に理事会の開催日及び議事録も整理されているか明らかにされたい。

(5)、5年間の患者数の推移につきましては、調査しましたので削除をいたします。

5、知事の監督について。

(1)、医療法第63条、第64条の趣旨を説明し、「運営が著しく適正を欠く」場合とは、また「必要な措置」とは何か、その趣旨について説明をされたい。

6、私文書偽造罪について（159条）。

(1)、第46条の4の第7項第1号から第2号の監査を行っていないにもかかわらず、理事会に報告することなく、いかにも監事が監査を行ったとして県に監査報告を提出することは同条に該当すると判断するが伺います。

7、背任罪について（247条）。

(1)、理事長が理事会の議決を経ることなく（正当な手続）理事長が代表取締役を務める会社（実態のない）に医療法人の資金を貸し出ししないし流用した場合、また返済できず法人に損害を与えた場合、同条に該当すると判断するが何う。

8、信号機の設置について。

(1)、仲泊交差点は、石川署管内であり交通事故の多発地帯と言われている。早急な対策が必要と考えるが、県警の方針を伺います。

9、我が会派の代表質問との関連については、削除いたします。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 吉田勝廣議員の御質問に答弁をいたします。

知事の政治姿勢の中で、地位協定の改正に向けた取り組みについての御質問に答弁をいたします。

日米地位協定の見直しにつきましては、これまで私が直接総理大臣を初め関係閣僚との面談による要請や訪米により求めてきたところであります。

米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であります。地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。このため、今後とも軍転協や渉外知事会とも連携をし、あらゆる機会を通じて日米両政府に地位協定の見直しを求めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事及び部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 医療法人の運営についての御質問の中で、医療法人に対する税制上等優遇措置についてお答えいたします。

医療法人は、法人税法上普通法人と同じように扱われており、法人税率は、株式会社等と同一の税率25.5%が適用され、特段の優遇措置は受けていないものと解しております。しかしながら、社会保険診療報酬等に係る事業税については非課税とされ、また、自由診療に係る事業税については軽減税率が適用されます。

次に、医療法人の責務についてお答えいたします。

医療法人の責務は、医療法第40条の2において、「自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保

を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めなければならない。」とされております。

次に、医療法人の監事の職務についてお答えいたします。

医療法人において監事は、法人の業務執行を監査する機関として位置づけられており、その職務については、医療法第46条の4第7項各号において規定されております。平成19年の医療法の改正においては、監事の職務を明確化しております。これは、医療法人の内部管理体制の明確化を通じた効率的な医業経営を推進するためであるとされています。

次に、医療法人の理事長の選出についてお答えいたします。

医療法人の理事長の選出につきましては、医療法第46条の3第1項に規定されており、理事長は、「医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。」とされております。ただし書きの趣旨につきましては、一般的な医療法人について、候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる場合には、都道府県の医療審議会の意見を聞いた上で、例外的に医師でない理事長の選出を認めたものと解しております。

次に、医療法第47条第1項の趣旨についてお答えいたします。

医療法第47条第1項の規定の趣旨は、医療施設において医療業務に関する実質的な責任を有している管理者の意向を法人の運営に正しく反映させることであると解しております。

次に、県に対する事業報告書等の届け出と罰則についてお答えいたします。2の(6)ア及び2の(6)イは関連しますので一括して答弁いたします。

医療法人においては、医療法第46条の4第7項第1号及び第2号の規定に基づき、監査の上、同項第3号に基づき、社員総会または理事に監査報告書を提出することとされております。これらの手続を経ていない場合には、不適切な監査となると解しております。医療法人の事業報告書等または監査報告書が虚偽であった場合には、医療法第76条第3号により、理事、監事または清算人は20万円以下の過料に処せられることとなっております。

次に、医療法第46条の4第6項の趣旨についてお答えいたします。

医療法第46条の4第6項は、理事と医療法人との間で自由に取引をさせると、法人が不利益をこうむり、理事個人が利益を図る可能性があることから、公正を期すために、理事の代理権を制限したものであると解しております。

次に、医療法人の附帯業務についてお答えいたします。

医療法人が行うことのできる附帯業務は、医療法第42条各号に規定されているもののみとされております。

次に、医療法人の出資及び貸し付けについてお答えいたします。

医療法人が、その理事長が代表権を持つ営利法人に対して行う出資または貸し付けについては、剰余金の配当を禁止する医療法第54条に該当するおそれがあり、認められないものと解しております。

次に、県に提出された医療法人ほくと会の3年間の業務報告及び平成22年に提出された理事の変更届についての御質問の中で、事業報告書の提出についてお答えいたします。

医療法第52条の規定により、医療法人は、毎年、事業報告書等及び監事の監査報告書の提出が義務づけられておりますが、理事会等の議事録の提出については義務づけられていないことから、提出を受けておりません。提出されている書類によると、当該医療法人の監査実施日は、平成22年10月22日、平成23年10月28日及び平成24年10月25日となっております。

次に、事業報告書の提出の遅延についてお答えいたします。

平成22年及び平成23年の事業報告書等の提出が遅延しておりますが、当該法人に確認したところ、経理担当者が交代した際の引き継ぎが十分に行われなかったためと聞いております。

次に、理事の変更届と事業報告書役員一覧の相違についてお答えいたします。

平成22年7月7日付で提出された当該法人の役員変更届において、理事に就任したことが届けられている者について、平成21年分の事業報告書において役員として記載されており、一部記載が相違しております。理事会の開催日は、平成22年5月22日となっております。役員選任の状況については、今後、届け出書類の内容について当該法人に確認してまいります。

次に、医療法人ほくと会の経営状況についての御質問の中で、ほくと会の労働関係及び経営状況についてお答えいたします。4の(1)アから4の(2)エまでは関連しますので一括してお答えいたします。

医療法人の労働関係及び経営につきましては、医療法を初めとする関係法令及び当該法人の定款に基づき適正に行われるべきものと考えております。個別の事項につきましては、当該医療法人の状況について報告を求め、法令に抵触する事情があれば、適切に対応したいと考えております。

次に、理事長の関連会社への資金貸し出しと不動産の売買についてお答えいたします。4の(3)ア及び4の(4)は関連しますので一括してお答えいたします。

県に報告された事業報告書等には、個別の取引について明記されておらず、理事会の議事録についても提出が義務づけられていないため、現段階では確認できません。

次に、知事の監督についての御質問の中で、医療法第63条及び第64条の趣旨についてお答えいたします。

医療法第63条及び第64条は、知事の医療法人に対する監督に関する規定であり、第63条で医療法人に対する報告徴収及び検査を、第64条で法令等の違反に対する措置について規定しております。

第63条及び第64条において「運営が著しく適正を欠く」場合とは、医療法人の附帯業務に多額の投資を行うことによって法人の経営状態が悪化する等法人の附帯業務の継続が法人本来の業務である病院等の経営に支障があると認められる場合や、法人の資金を役員個人または関連企業に不当に流用し、病院等の経営の悪化を招いていると認められる場合を言うとしております。第64条の規定に基づく「必要な措置」の例として、不動産の買い占め、不動産賃貸業を行っている場合はその事業の中止、附帯業務の継続が、法人本来の業務である病院等の運営に支障があると認められる場合は、その附帯業務の中止、縮小等が考えられるとされております。

次に、私文書偽造罪についての御質問の中で、私文書偽造罪または背任罪に該当するか否かについてお答えいたします。6の(1)及び7の(1)は関連しますので一括してお答えいたします。

御質問の事例が刑法の規定に該当するか否かについては、言及する立場にはありません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 笠原俊彦君登壇〕

○警察本部長（笠原俊彦君） 信号機の設置に関する御質問についてお答えをいたします。

御質問の交差点については、恩納村字仲泊にございます仲泊公民館前の信号機の設置されたT字路交差点と承知をしております。同交差点は、石川方面から山

田向けに左折をする場合に、民家のブロック塀等で見通しが悪い交差点となっております。同所は子供たちの通学路ともなっていることから、所轄警察署に対し、地元自治体から信号機の改善要請がなされていると承知をしております。県警察におきましては、同所における交通事故防止のため、歩行者と車両の信号現示を分離する歩車分離式信号の導入について現在検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 私も質問する以上は調査・分析していますから、質問した以上はその証拠とか話とか聞いておりますから、それに基づいて部長とちょっとやり合いたいと思います。

1つは、この医療法人の責務について、「その運営の透明性の確保を図り、」とあるけれども、これはどういうふうに説明するのか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 「運営の透明性の確保」ということについては、県に報告された書類、請求があればその閲覧に供すということで、事業報告書であったり財産目録、貸借対照表こういったものとか、あるいは監査報告書こういったものを閲覧に供するということであります。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 次に、この医療法第76条のいわゆるさっき説明した「20万円以下の過料に処する。」と。その他「刑」とあるよね、その中に。例えば、「ただし、その行為について刑を科すべき」とは何か、ここをちょっと説明してくれますか。あなたがさっきやったもの、医療法第76条。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 第76条においては、次の各号に該当する場合においては「医療法人の理事、監事又は清算人は、これを20万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。」ということで、何項目か、次に該当する場合に当たるものが記載されております。読み上げますか。

○吉田 勝廣君 その刑を説明してください。どういう刑ね、刑法に該当するの、それとも何ね。そこだよ問題は、この医療法のついているところは、肝心なところよ。

○議長（喜納昌春君） 続けてください。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 刑が科される場合には過料はしませんよということになります。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 だから、その刑は刑法なのかということよ。他の刑罰なのかと聞いているのよ。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 刑法に基づくものと解しております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 そうだと思います。

それで今度は、ほくと会が皆さんに出した事業報告書、これについてちょっと説明を求めますね。これは平成22年の5月1日から平成24年の8月31日まで、実はこの文書は情報公開条例でとった文書だから。ここに名前は言わないけれども、理事が載っているよね。その理事はじゃどういうことでここに載っているのか。それともこの次のところに、当該年度に社員総会が開かれ同意した事項、これに書かれてないよ、これね。21年の事業報告書以降、見たらわかるよ、書かれてないでしょう。これ持っているでしょう。（資料を掲示） 持っていない、持ってなかったら議論できないよ。これ皆さん方からとったやつだから、これ。これ皆さん方からとった文書よ、情報公開で。日付がない、理事でない人が載っている。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時39分休憩

午後4時42分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 日付が記載されていないのがあって、記載漏れではないかというふうに思います。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 だから、それはなぜ日付がないかということと、なぜ理事じゃない人が21年に載っているかということ。経理がどうのこうのと言ったけれども、何ね、それ。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 詳細については今後、法人に確認をいたします。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 申しわけないけれども、質問事項を出してからそういう期間があるから、そこはちょっと調整してもらいたいな。そこで議論できないのに、そうすると。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） この件も含めてさら

に調査することがありますので、そこら辺は必要に応じてやっていきます。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 今、僕は3点質問したから、また後で答弁してくださいね。3点は調査してから答弁するということだから、それで結構。

それで次は、役員変更届、22年の7月7日に出されている。これの信憑性をちょっと問いたい。僕はこの議長と言われた人、この人に会って、これ議事録書かれていますよね。この議長という人に会って意見を求めました。私は議長をしたこともないし、理事会を開いてこういう結果を得たことはないと言っているわけよ。さあどうするかと。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） そこら辺の事実関係につきましても、今後確認をいたしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 これについては、事業報告については改めて調査をして確認をするということで理解していいですね。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） そのとおりであります。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 次は、ほくと会のいろんなこれも調査、経営状況について、労使関係とかいろいろ書いたんだけど、これも調査をして報告するということがあったんですね、答弁でね。

もう一つ、商工労働部長、これは就業規則に違反すると思うんだけど、これは労基法にも全く違反しているわけよね。これに対しては、皆さんのほうからはどういう調査をするのかな。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺 淳君） 労働基準法違反については、国の労働基準監督署が指導を行うと。定期的に調査をするというのが1つ。それから、その労働者の親告に基づいて調査をするということがございますけれども、いずれの場合もまずその是正勧告を行いまし、是正勧告を受けたにもかかわらず是正措置を講じない場合、かつそれが重大悪質な場合は、刑事責任を追及すべく検察庁に書類送検を行うと、そういう形でやっているということでございます。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 私の調査では賃金の未払い、退職金の未払い、そして税関係、社会保険、雇用関係、全部未払いと遅払いが多い。ここはやっぱりある程度、こ

れはまた医務課だろうから部長さんのところだけでも、これは調査が続いているので、早急に調査をしてもらいたいなと思っております。税金関係というのは、例えば子供たち、あるいはその子供たちが就職するときに、みんな来ますね、税は支払っていますかと。いわゆる納税証明書を持ってこいと。これは不利益を与えるんだよ。これが3カ月、4カ月あるいは1年間続くと、その不利益をこうむる人たちが多過ぎるから、ここは早急にやっぱり対策を練るべきだと思っております。

そして次に、先ほど第54条で関連会社への融資はできないという話をしていたので、この融資の関係についてもう一度ちょっと部長説明してくれませんか。医療法人が他の関連会社へ融資できるのかどうか、貸し出しできるのかどうか、もう一度説明してくれる。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 医療法人が、その理事長が代表権を持つ営利法人に対して行う出資または貸し出しについては、剰余金の配当を禁止する医療法第54条に該当するおそれがあり、認められないものと解しているということです。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 そうすると、できないということになっているわけだから、ここはやっているわけ。僕はちゃんと持っているわけね、この資料は。貸し出しというのを持っているわけ、資料として。それはそれで結構。それで例えば土建部長、その会社、これは建設会社ですから、建設会社が登記しますよね、登記。いろんな仕事を登記する。登記したときに、例えば土地はある、建物は登記上ない、こういう会社を普通何というの。例えばそういうところに公共工事が発注できるかどうかとか、もちろん事業実績を勘案しないといけないと思うんだけど、そういう会社というのはどういうこと。普通、土建部ではどういう表現をするのかね、こういう会社は。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時48分休憩

午後4時48分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 私ども土木建築部のほうで建設業の許可を行っておりますけれども、そのときにそういうケースがどのようになるのかというのは、ちょっと手元に資料がないので、今ここで答えができない状況です。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 僕はその会社へ行ったんです。何も
ない、従業員もいない。そうすると、僕が調べた結
果、ここにお金を億単位貸しているわけだから、その
場合は実際どうなるのかねと、不思議でしょうがない
わけよ。しかも、その代表取締役というのが、この医
療法人の理事長さんと同じ名前である。だからそうい
う複雑で、調べれば調べるほどちょっと僕もなぜかな
と。そこを皆さんにまた聞いているわけよね。そのの
ところがあるものだから、困ったものだね。

それで今度は、これは知事の監督というのは、部
長、医療法人に対する県の権限は強いよね。いろいろ
監督だとか、何だかんだとか、こんなに県の指導とか
監督とか医療法人に対して非常に大きいわけよ。そう
すると、知事の監督についていま一度、「運営が著し
く適正を欠く」というとき、これはどういうことかも
う一度説明してくれますか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 「運営が著しく適正
を欠く」場合とは、医療法人の附帯業務に多額の投資
を行うことによって法人の経営状態が悪化する等法人
の附帯業務の継続が法人本来の業務である病院等の経
営に支障があると認められる場合や、法人の資金を役
員個人または関連企業に不当に流用し、病院等の経営
の悪化を招いていると認められる場合を言うとして
おります。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 この医療法人は確実に赤字とい
うか、法人の経営に重大な支障を来しているわけ、現
在。それともう一つは、その監督責任において医療法
人の事務所への立入検査及び医療法人に対する改善命
令、これはどういう意味ですか。ちょっと説明してく
れませんか、それを出す場合は。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時52分休憩

午後4時52分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 通常は、法律に従
って違法であったりあるいはその不適正な事実を監査
によって確認をした場合、医療法人の監事が知事にその
報告をすると。監事の報告をもって立入検査を行うと
いうふうなことであります。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 ちょっと違うんじゃないの。僕もこ
れは勉強しているけれども、ちょっと違うんじゃない

い、今の答弁は。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 基本は今説明したと
おりですけれども、さらに情報提供に基づいて事実確
認を行った上、情報提供があった場合、事実確認を
行った上で立入検査をするというようなこともあります。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 そうですよ。だからここにこう書い
てあるのよ。その法人の資金を役員個人または関連企
業に不当に流用し、病院いわゆる法人に経営上悪化を
招いているとこういうことを書いてあるわけよね。だ
から皆さんが、知事が第63条、第64条で立入検査、こ
れはもう今の状況証拠からすると整っていると思うわ
け。だから皆さんは決意を持って立ち入りやるべき
じゃないかと僕は思うんだけど、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） まだ我々もその詳細
を把握しておりませんので、当該法人に資料提供を求
めるなどまず事実確認を行います。その後、その上で
こういった医療法第63条に基づく報告や検査について
もまた判断をしたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 これは早急にやってください。そう
しないと、この医療法人で働く人々が、あるいは患者
さんに非常に迷惑がかかるわけだから、これは早急に
やるということを約束できますか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 早急に対応いたしま
す。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 次に、警察本部長ですね。これはな
かなか答えにくいかもしれませんが、私文書偽
造罪と背任罪の一般的な解釈論でいいですから、
ちょっと述べてくれませんか。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（笠原俊彦君） 一般論といたしまして
でありますけれども、私文書偽造罪とは刑法の第159
条でございますけれども、これは他人の印章や署名を
使用して、権利や義務または事実証明にかかわる私文
書等を偽造、変造することによって成立する犯罪と承
知をしております。

また、背任罪とは、刑法の第247条でございます
が、これは他人のために事務処理をする者が、自己も
しくは第三者の利益を図る目的または本人に損害を加
える目的で、委託関係に反して、本人に財産的損害を

発生させた場合に成立する犯罪と承知しております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 もうちょっと僕は踏み込みたいと思って、申しわけありませんけれども、背任罪のこの自己の利益もしくは第三者の利益を図る目的とは一体何を指すのかな。ちょっともし答えることができたならお願いしたいなと思っています。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（笠原俊彦君） 大変申しわけないんですけども、刑法の条文の解釈につきまして、警察として申し述べる立場にはございませんので、お答えは差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 これ、自己の利益もしくは第三者の利益を図る目的とはということで、これもさっき僕が読んだ医療法上の法人の資金や役員個人または関連企業に不当に貸し出したり、あるいはいわゆる当てのないというか、貸したのはいいけれども戻る見込みがないとか、そういうことをさっき言った条文の説明では、学者とかあるいは判例からこういう条文が出ているわけです。そういうことからしますと、これは私の見解で申しわけありませんけれども、背任罪の構成要件に該当するのではないかなと私は思っているわけですね。それはいいでしょう、本部長が答えができないと言うんだから。

それともう一つは私文書偽造罪、これについて他人の印鑑とか三文判とか、これを押すことによって偽証罪が成立するのかなという。だから三文判を印刷したある文書に吉田勝廣なら吉田勝廣と書いて、吉田勝廣の印鑑を押して、それを公共機関に提出をしていくと。こういう場合はどうなんだろうと。これも答えることができないですね、どうですか本部長。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（笠原俊彦君） 繰り返しになってしまいますけれども、警察といたしましては、刑法の条文について解釈する立場にありませんし、また、法と証拠に照らし合わせまして判断をするべきこととなりますので、個別の事情が明らかでないものについては、少し答弁はいたしかねるところでございます。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 僕もいつも県警からは、法と証拠に基づいて自分たちは捜査をするんだということも聞いておりますので、これはまた後でいろいろと議論をしてみたいと思います。

そこで知事も含めて、こういういわゆる文書が出されていると、公に、県に。この出されたものさえ

ちょっと疑いがあると、だって書かれてないんだから、現にね。だからそういうことで、僕が調査したら関係者は判こも押していないし、会計監査もしていないと言っているわけだから、そのところから考えるとこれは明らかにさっき言った私文書偽造罪であり背任罪であり、そういうことに該当するんじゃないかなと私は認識していますけれども。最後に、これいいのかわかりませんが、ただ知事の権限が強いんですよ、この医療法人に対して。最後にちょっと知事の、これは余り一般質問じゃないんですけども、ちょっとどうするか。じゃ部長で結構ですので、どうぞ。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 先ほども申し上げましたけれども、事実をしっかりと確認をしまして医療法第63条に基づく報告、検査について判断していきたいと思っています。

○吉田 勝廣君 終わります。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

〔具志堅 透君登壇〕

○具志堅 透君 自由民主党の具志堅透でございます。

本定例会の最終、最後の登壇となりました。

皆さん、お疲れのところではございますが、少しの間おつき合いを願いたいと思います。

議長の許可がありましたので、一般質問をしたいと思います。その前に所見を述べさせていただきたいと思います。

国政においては、昨年12月、多くの県民・国民の支持により、自民党、公明党の連立政権が誕生をいたしました。安倍総理の強いリーダーシップのもと、日本経済が一変をいたしました。まさに政治は生活なりでございます。政治が変われば生活が変わるのでございます。

我が沖縄県、仲井眞県政においても、知事の強いリーダーシップのもとに沖縄振興を実践し、その成果も確実に着実に前進しております。また、執行部も人事を一新し、高良・川上両副知事、そして諸見里教育長初め新部局長就任等、新たなスタートを切っております。沖縄県のさらなる発展を大きく期待するものであります。しっかり頑張ってくださいと思います。エールをお送りいたします。

そしてもう一点、昨日、高嶺議員からツール・ド・フランスの話がございました。

昨今、沖縄県出身者のスポーツ界での活躍には目をみはるものがあります。私のほうからは特に、女子ゴ

ルフで活躍の比嘉真美子プロのことについて御紹介をさせていただきたいと思います。

ことしのオープニングゲームのダイキンオーキッドでは、本部町を挙げて応援に行ったのでありますが、残念ながら予選落ちをし、やはりプロの世界は厳しいのかなというふうに思ったのでありますが、あれよあれよという間に2勝もしてしまいました。それも19歳という快挙をなし遂げております。先週も初日8アンダーでトップに立ち、大きく期待をしたのですが、結果は3アンダーの39位でございました。39位で残念と思われるまでに急成長を遂げております。今後、3勝、4勝を大きく期待するものであります。

御承知のとおり、比嘉真美子プロは、本部町の出身で本部高校の卒業生であります。本部高校は、比嘉真美子プロのように、将来に夢と希望を持ち、一生懸命頑張っている子供たちでいっぱいあります。諸見里教育長も本部高校で教鞭をとった経験があると伺っております。その意味では、本部高校のOBでございます。その県立本部高校が、今統廃合の危機を迎えており、学校現場、PTA、本部町では存続に向けて日々努力しているところであります。そういった中で、諸見里教育長は近々、本部高校を訪ねると伺っております。教育長がみずからの目で見て、みずから感じることは大きな意義があり、大変すばらしいことだと思っております。学校現場だけではなく、町教育委員会、PTA、多くの町民の声を聞いていただき、教育長としてもどうすれば本部高校を存続できるか一緒になって取り組んでいくことを強く願うものでございます。

それではちょっと長くなりましたが、通告に従い一般質問をしたいと思います。

まず1点目、農林水産業の振興についてであります。

私が常日ごろから申し上げていることは、北部ヤンバルはその地理的特異性から、農林水産業の振興の発展なくしてヤンバルの発展はない。ヤンバルの発展なくして真の沖縄県の発展はないということであります。

まず、そのことを申し上げ、質問に入ります。

(1)の、農林水産物流通条件不利性解消事業についてであります。

その事業は農林水産業の振興を図る上で、沖縄県の地理的不利性を解消し、流通コストの軽減を図り、農家等の生産意欲を上げ、自立的な農林水産業の振興を目的としてスタートをしており、相当の成果が出ているものと確信をいたしております。沖縄振興のため、自由度の高い一括交付金の活用としては、まさにタイ

ムリーな事業だと考えております。その中で対象品目についてであります。全ての農林水産物を対象として、また、6次産業化の話もありますとおり、2次製品加工品等についてもふやす必要があると考えます。

そこでお伺いをいたします。

ア、農林水産物流通条件不利性解消事業の成果と今後の課題について伺います。

イ、追加品目に対する県の要望について、国の回答と見通しについて伺います。

次に、鳥獣被害防止対策についてであります。

このことは、昨年12月議会でも取り上げましたが、今、北部地域の町村関係者と意見交換をする中で最も要望が高く、一刻も早い効果的な対策が求められております。

そこで伺います。

(2)、鳥獣被害防止対策について。

基金を創設し対策を講ずると思うが、その事業の内容と進捗状況について伺います。

(3)、災害に強い栽培施設（ハウス園芸）の整備については、台風銀座と言われる沖縄県、また、昨年の台風被害を見ても、昨今の台風は大型化し被害も大きく、沖縄県にとっても重要な課題の一つと考えます。

そこで伺います。

町村から要望がある災害に強い栽培施設（ハウス園芸）の整備が必要と思うが、県の考えを伺います。

次に、大きな2番目の県管理の国道・県道の植栽及び除草についてであります。ここでは主に除草について伺います。

観光立県として、国道・県道の植栽及び除草等の管理が重要と考える。特に除草については梅雨明け時の雑草の成長が早く見苦しい。また、交通事故の要因ともなりかねないため、その取り組みについて伺います。

次に、沖縄をイノベーション拠点にすることについてであります。

山本大臣提出資料を見ますと、1、科学技術、2、IT、3、国際物流、4、人材育成の4つの項目で振興の方向性を示しております。その中でも、科学技術に関する卓越した教育研究を行うことにより、沖縄の自立的発展と日本及び世界の科学技術の向上に寄与することを目指し、昨年9月開学した沖縄科学技術大学院大学の活用こそが沖縄振興の大きなウエートを占めていると考えております。

そこで伺います。

(1)、産業競争力会議の議論を踏まえ、国家戦略として沖縄をイノベーション拠点とすることを検討し、沖

縄が日本経済のフロントランナーとなるよう、これまでの沖縄振興計画をベースとして、沖縄の優位性・潜在力を活用した振興を講ずるとしているが、その内容と実現性についてお伺いいたします。

(2)、沖縄科学技術大学院大学を核とした知的・産業クラスターの形成について、内容と可能性について伺います。

(3)、教授300名の実現等、2013年5月10日のOIST理事会決議の可能性についてお伺いいたします。

次に、4番目の越波対策について。

大宜味村から国頭村にかけての国道58号沿いで越波がひどく、道路への砂の乗り上げや車両や住宅の塩害被害があります。海岸の整備、テトラポット等の整備が必要であると思うが、県の考えについてお伺いをいたします。

5番目、離島の児童生徒への各種大会への派遣費支援について。

(1)、現在どのような支援を行っているか伺います。

(2)、今後拡充できないか伺います。

6、特別支援員配置の拡充について。

特別支援員については、現在小中学校で120万円、幼稚園で70万円の措置で事業実施されております。

(1)、その実績についてお伺いいたします。

(2)、その金額での継続的な配置は無理があるように思われるが、国へ増額を求めるとともに、県においても何らかの措置ができないかお伺いをいたします。

7、我が党の代表質問との関連については削除をいたします。

以上、質問をいたします。答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 具志堅透議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、国道・県道の植栽及び除草についての御質問にお答えいたします。

道路植栽の管理につきましては、観光イメージの向上や交通安全確保の観点から大変重要であると考えております。平成23年度に道路緑化基本計画を見直し、植樹帯を植樹ますに改良するなどの対策を講じているところであります。梅雨により成長した雑草につきましては、これから本格的に除草に取り組むことといたしております。今後とも、観光立県にふさわしい道路管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、沖縄をイノベーション拠点にすることについての御質問の中で、大学院大学教授300名の実現につ

いての御質問にお答えいたします。

沖縄県は、沖縄科学技術大学院大学の発展を通して、知的・産業クラスターの形成や人材育成を図り、自立型経済の構築につなげたいと考えております。そのためには、長期的に代表研究者をこの大学院大学において300名に拡充する必要があると。いわば、アメリカのカリフォルニア工科大学並み、カルテック並みにするとすれば、おおよそ300名と考えております。今後、その実現に向けて政府に強く働きかけてまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 農林水産業の振興に関する御質問の中で、災害に強い栽培施設整備の必要性について私のほうからお答えをしたいと思います。

沖縄県の農業振興を図るためには、台風等の自然災害の影響を受けにくく、産地を形成することが重要だと考えます。このため、平成24年度より沖縄振興特別推進交付金を活用した災害に強い栽培施設の整備事業を創設しまして、整備を図ってきたところであります。沖縄県としましては、今後とも市町村やJAなどの関係団体と連携して、災害に強い農業の振興に努めてまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 山城 毅君登壇〕

○農林水産部長（山城 毅君） 農林水産業の振興についての御質問の中で、農林水産物流通条件不利性解消事業の成果と今後の課題及び追加品目についてお答えいたします。1の(1)アと1の(1)イは関連しますので一括してお答えいたします。

平成24年度の本事業による県外出荷量は、前年度に比べ約630トン増の約2万2900トンとなり、補助額は約12億4700万円となっております。県としましては、輸送コスト負担の軽減により、農家等の生産意欲の向上につながったものと考えております。また、本事業の主な課題としては、補助対象品目の見直し等が挙げられ、県としては各圏域の状況も踏まえ、見直しを検討しているところであります。見直しに当たり、国からは本事業の効果検証を求められているところであります。引き続き平成24年度の事業効果を検証し、その検証結果を踏まえつつ、補助対象品目の見直しについて、関係部署や国等と協議していきたいと考えております。

次に、鳥獣被害防止対策についてお答えいたします。

県は、鳥獣被害防止対策について、銃器・わな等による捕獲、侵入防止施設の設置、市町村・ＪＡと連携した広域での一斉捕獲などに取り組んでいるところであります。

しかしながら、鳥獣による被害が深刻化している状況にあることから、国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業を活用し、沖縄県野生鳥獣被害対策協議会に本年３月、4399万7000円の基金を創設したところであります。基金事業の内容は、１、推進事業として、有害鳥獣の緊急捕獲活動に対する支援、２、整備事業として、鳥獣被害防止施設の機能向上に対する支援となっております。事業の進捗状況は、本年５月に各地区で説明会を開催し、現在、事業計画の取りまとめを行っているところであります。

県としましては、市町村協議会と連携し、集中的かつ効果的な鳥獣被害防止対策を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 沖縄をイノベーション拠点とすることについての御質問の中の、沖縄をイノベーション拠点とすることの内容等についての御質問にお答えいたします。

山本大臣は、安倍総理を議長とする経済財政諮問会議に、臨時議員として５月20日に出席いたしまして、その中で議員からありましたように、国家戦略として沖縄をイノベーション拠点とすることを検討することを表明しております。それを受けまして、平成25年６月14日に閣議決定されました「骨太の方針」や「成長戦略」におきまして、国家戦略として、沖縄振興策を総合的・積極的に推進することが表明されたということでございます。また、「国家戦略特区」の議論を踏まえ、沖縄をイノベーションの拠点として検討することや、沖縄科学技術大学院大学等を核とした知的・産業クラスターの形成を進めることもあわせて示されております。

県といたしましては、成長戦略を全庁的に分析いたしまして、沖縄振興に資する施策を積極的に取り込むなど適切に対応し、沖縄21世紀ビジョン実現に向けた取り組みを加速させてまいりたいと考えております。

次に、知的・産業クラスター形成の内容と可能性についてお答えいたします。

県は、沖縄科学技術大学院大学等を核として、「健

康・医療」と「環境・エネルギー」の分野で、国際的な「知的・産業クラスター」の形成を目指しております。

現在、科学技術大学院大学、琉球大学、沖縄高等専門学校と国内外の研究機関やベンチャー企業などが行う健康・医療分野などの共同研究を支援するとともに、国際的な研究ネットワークの構築に取り組んでおります。

また、科学技術大学院大学等の研究成果の受け皿となる企業の集積を図るために、去る５月に沖縄ライフサイエンス研究センターをオープンさせ、現在ベンチャー企業５社、大手製薬企業１社が入居して研究開発を始めております。

さらに、政府は、いわゆる「骨太の方針」において、世界最高水準を目指す沖縄科学技術大学院大学等を核としたグローバルな知的・産業クラスターの形成を進めるとしております。

沖縄県としては、産学官の関係機関が一体となって研究開発成果を活用した新事業・新産業を創出し、知的・産業クラスターを形成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 越波対策についての御質問の中で、大宜味村から国頭村に至る越波対策についての御質問にお答えいたします。

大宜味村から国頭村に至る国道58号沿いの護岸は、国が管理する道路施設となっております。県では、当該区間のうち、これまで浜海岸、塩屋港海岸、大宜味海岸、津波海岸及び根路銘海岸の高潮対策事業を実施し、越波被害の軽減を図ってきております。

海岸高潮対策事業による越波対策については、道路を越え集落等への越波被害の有無が事業の実施要件となります。引き続き集落等への越波被害の状況については、村と連携を図りながら調査し、対策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） 具志堅議員からの先ほどのお言葉、激励、恐縮に存じます。プレッシャーのほうが大きかったと思いますけれども、ありがたく受けとめ、頑張ってまいりたいと思います。

それでは、離島の児童生徒への各種大会への派遣費支援についての御質問で、派遣費支援と拡充について

お答えいたします。5 (1)と5 (2)は関連しますので一括してお答えいたします。

県教育委員会では、離島の児童生徒の各種大会での負担軽減を図るため、県中学校体育連盟、県中学校文化連盟、県高等学校体育連盟、県高等学校文化連盟を通して派遣費を補助しているところです。また、小中学校では市町村やPTA等から、高等学校ではPTA等からの補助により対応しているところであります。

県教育委員会としましては、今後も離島児童生徒の経済的な負担軽減が図られるよう、関係部局及び関係機関等とも連携し、支援策について研究してまいります。

次に、特別支援員配置の拡充についての御質問で、特別支援教育支援員の実績及び県の対応についてお答えいたします。6 (1)アと6 (1)イは関連しますので一括してお答えいたします。

平成25年1月に県教育委員会が実施した調査によりますと、36市町村教育委員会における支援員の配置は、幼稚園169人、小学校471人、中学校127人、計767人となっております。

県教育委員会としましては、特別支援教育市町村連絡協議会を開催し、地方財政措置の周知と情報の共有化を図り、支援員の積極的な配置を促しております。

なお、全国都道府県教育長協議会等を通して、市町村への地方財政措置の拡充について国に要望しているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 2点ほどちょっと確認といえますか。

まず、不利性解消事業についてですが、1年間を終えて、当然その検証をしっかりとやらなきゃいけないだろうと。それで、さらに次年度に向けて、ことし、毎年というか、改善をしながらやっていくことが重要だろうと思っております。その中で、追加品目という品目の見直しということに関して、県として何か提案していることがあるんじゃないですか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 地元のほうからの要望等も今、受けておりまして、例えば野菜であればハーブ類等3品目、果樹であればミカン等3品目、花卉であれば切り花等3品目、畜産については肉用牛、豚とか、森林キノコということで12品目、要望を受けておりまして、これについてこれから国のほうとまた協議していきたいなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 全然聞こえないですね、中身。済みませんというか、全然聞こえない。まあまあいいでしょう。

そういうふうに12品目ですか、要求があると。言いたいことは、私、その件で国ともいろいろ意見交換をしたりしたことがありまして、国の方針というか、国の考え方としては、沖縄県の検証をしっかりと見てみたいんだと。その中で品目の見直しだとか、そういったことを検討していくんだということを何か言うことになっているんですね。ですから、沖縄県が解消事業をスタートさせましたと。そこで、入れかえをしたい、見直しをしていきたいというときにその検証をすることが重要であるんですね。その検証というのはいつごろまでに終わるんですか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 今年度、農林水産物流通条件不利性解消調査事業というのを立ち上げてございまして、今、委託をしまして、その中で県が出荷量、出荷額の動向とか、生産量の出荷額動向、それから事業者への直接的な効果とか、もろもろ経済波及効果等も含めて調査をいたします。これは今年度やりますので、それを見ながら途中経過もデータを見ながら、次年度に向けて整理していきたいなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 ということは、今年度でのその品目変更というか、追加ということはかなわないということの解釈でいいんですか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 調査結果そのものがある程度出てこないかというところがちょっと数値的なところで整理してから要求したいなということもあるものですから、それにはちょっと時間がかかるのかなというふうに考えておりまして、次年度に向けてぜひ頑張っていきたいなと思います。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 僕は、この調査というか検証に係る調査もコンサルに委託をしてやらなきゃいけないのか。これは内部でできないかなと思ったり、自分たちで実施した事業、当然、多岐にわたっているいろいろ大変だとは思いますが、それをもう少しサイクルを早めて、より改善していった、いい有益な品目というんですか、それが地域からも来ているわけですから、要求が。それに応えられるようにやっていただきたいというふうに思います。これは今後とにかく早めていただ

きたいということですね。

次に、鳥獣被害防止対策についてであります。

捕獲とあとは進入防止だとかということをやるといことなんですが、その捕獲の件でちょっとお伺いしたいんですが、捕獲の中で、経費支払いというかその辺の価格はどうなっているんですか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 国のこれは事業になっておりまして、有害鳥獣の緊急捕獲活動ということで、その中で捕獲単価につきましては、鳥類、カラス等につきましては1羽当たり200円と、それからイノシシにつきましては1頭当たり8000円というふうな単価になってございます。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 実は、これは僕、昨年から質問をしていまして、これは地域で本当に必要とされている事業なんです。国も、その基金を増設するときにも、農作物被害が深刻化・広域化しており、集中的かつ効果的な対策を早急にとるべきだということでこの基金も創設されて沖縄県にもおりてきております。その中で、昨年12月にやって、前の部長あるいは前の担当者とかかなり詰めておりまして、捕獲の活動に対する方法だとか、あるいは1羽という価格に関しても、今実は町村でも、知事、行っているところがあるんです。それが200円だとかという金額で全く効果が出ないんです。とってきて200円であることの効果がないものですから、その金額に関しても、僕は1500円以上にしないと効果が出ませんよと、最低でも1000円ぐらいにしないと、実績として上がってこないんだと。事業をやっても効果がない事業はやっちゃいけないんですよ。ですから、捕獲器を置くのも大切。しかし、カラスは頭いいですからね。事実なんです。ですから、僕は半年あるいは1年、わからぬけれども一定程度の期限を切って、そして広域的に全県的に一斉にやって効果を出すと。一定程度出せば多分二、三年はもつんだらと思う。そして、また出たときにやればいいというふうな効果のある形でやってほしいんですが、200円じゃどだい実績は上がらぬと思いますよ。その辺の検討はできませんか。部長、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 議員おっしゃるとおりで、我々も国のほうから200円という単価を聞いたときには、本音で言うちょっと安いかなということで、国のほうにも何とか上げてもらえないかということで要望しているところでございまして、国のほうからはすぐにはちょっと難しいという話があったもので

すから、当面は、各市町村のほうでも従来からやっているという事例もございますので、それと抱き合わせて当分やっていきたいなと。国のほうには、沖縄県の実況をしっかりと要望を伝えていきたいなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 国が金額を決めているから、それに従うということではちょっと策がなさ過ぎますね。さっきも言ったんですけれども、実際大宜味村あたりでもまだやっているんです。そして、1日何羽しか来ない。実績として上がらないんです。こういう事業をやっても効果が出ないんですよ。農作物の被害を昨年やったときにも1億6000万、県内ではあるんだとか、そういう話がありますので、その対策についての必要性は共通認識でありますけれども、知事、何とか総枠の予算はそんなに上げなくてもいいと思います。短期間で効果を出すために、例えば1000円に上げるとか1000円以上ぐらいにもっていくというふうなことはできませんか、知事。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと農林の担当者とは相談は無論させていただきますが、今のお話は極めて説得力があると思います。そういう効果のあることをやらないと、大の大人がですね。そういう方向で、大至急やれるかどうか検討し、何とか前へ進めたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 ありがとうございます。知事から説得力があると言われるとは思いませんでした。特にその1次産業に携わっている方々というのは、せっかくなつくたものをカラスにやられるというのは、一番ワジワジするんですよ。それが自分の生活の糧になるものをということであるので先ほどから言っているんです。同じことなんですが、効果のある対策をとることをぜひお願いをいたしまして、終わります。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております乙第2号議案から乙第12号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 5 時36分休憩

午後 5 時37分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

日程第 3 陳情第62号、第70号、第75号、第76号、第77号の 2 及び第78号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情 6 件については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） この際、お諮りいたします。
委員会審査及び議案整理のため、明 7 月 4 日から10日までの 7 日間休会といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、明 7 月 4 日から10日までの 7 日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、7 月11日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 5 時38分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 桑 江 朝 千 夫

会議録署名議員 渡 久 地 修

平成25年 7 月11日

平成 25 年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 8 号）

平成25年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 8 号）

平成25年 7 月11日（木曜日）午前10時 2 分開議

議 事 日 程 第 8 号

平成25年 7 月11日（木曜日）

午前10時開議

- 第 1 平成25年第 1 回議会乙第11号議案、乙第 2 号議案及び乙第 3 号議案（総務企画委員長報告）
- 第 2 乙第 4 号議案及び乙第 5 号議案（経済労働委員長報告）
- 第 3 乙第 9 号議案から乙第12号議案まで（総務企画委員長報告）
- 第 4 乙第 8 号議案（経済労働委員長報告）
- 第 5 乙第 6 号議案及び乙第 7 号議案（土木環境委員長報告）
- 第 6 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書
- | | | | | |
|----|------|----|------|----------------|
| 呉屋 | 宏君 | 又吉 | 清義君 | |
| 島袋 | 大君 | 照屋 | 守之君 | |
| 新田 | 宜明君 | 狩俣 | 信子さん | |
| 赤嶺 | 昇君 | 糸洲 | 朝則君 | 提出 議員提出議案第 2 号 |
| 西銘 | 純恵さん | 比嘉 | 京子さん | |
| 嶺井 | 光君 | 新垣 | 安弘君 | |
- 第 7 認可外保育施設への防音工事費等の助成を求める意見書
- | | | | | |
|----|------|----|------|----------------|
| 呉屋 | 宏君 | 又吉 | 清義君 | |
| 島袋 | 大君 | 照屋 | 守之君 | |
| 新田 | 宜明君 | 狩俣 | 信子さん | |
| 赤嶺 | 昇君 | 糸洲 | 朝則君 | 提出 議員提出議案第 3 号 |
| 西銘 | 純恵さん | 比嘉 | 京子さん | |
| 嶺井 | 光君 | 新垣 | 安弘君 | |
- 第 8 県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する意見書
- | | | | | |
|----|-----|-----|------|----------------|
| 新垣 | 清涼君 | 又吉 | 清義君 | |
| 末松 | 文信君 | 中川 | 京貴君 | |
| 具志 | 孝助君 | 仲宗根 | 悟君 | |
| 新里 | 米吉君 | 玉城 | 義和君 | 提出 議員提出議案第 4 号 |
| 吉田 | 勝廣君 | 嘉陽 | 宗儀君 | |
| 呉屋 | 宏君 | 比嘉 | 京子さん | |
| 新垣 | 安弘君 | 嶺井 | 光君 | |
- 第 9 県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する抗議決議
- | | | | | |
|----|-----|-----|------|----------------|
| 新垣 | 清涼君 | 又吉 | 清義君 | |
| 末松 | 文信君 | 中川 | 京貴君 | |
| 具志 | 孝助君 | 仲宗根 | 悟君 | |
| 新里 | 米吉君 | 玉城 | 義和君 | 提出 議員提出議案第 5 号 |
| 吉田 | 勝廣君 | 嘉陽 | 宗儀君 | |
| 呉屋 | 宏君 | 比嘉 | 京子さん | |
| 新垣 | 安弘君 | 嶺井 | 光君 | |

- 第10 陳情平成24年第102号（経済労働委員長報告）
第11 陳情平成24年第82号、同第170号、同第193号、陳情第59号、第61号及び第71号（文教厚生委員長報告）
第12 陳情第52号及び第54号（土木環境委員長報告）
第13 陳情第40号から第42号まで及び第57号（米軍基地関係特別委員長報告）
第14 議員派遣の件（平成25年度沖縄県議会議員海外派遣）
第15 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 平成25年第1回議会乙第11号議案、乙第2号議案及び乙第3号議案
平成25年第1回議会乙第11号議案 沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取
税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第2号議案 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
乙第3号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 日程第2 乙第4号議案及び乙第5号議案
乙第4号議案 沖縄パイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第5号議案 沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 日程第3 乙第9号議案から乙第12号議案まで
乙第9号議案 沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
乙第10号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
乙第11号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
乙第12号議案 沖縄県公害審査会委員の任命について
- 日程第4 乙第8号議案
乙第8号議案 指定管理者の指定について
- 日程第5 乙第6号議案及び乙第7号議案
乙第6号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第7号議案 損害賠償請求事件の和解等について
- 日程第6 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための
法整備等を求める意見書
- 日程第7 認可外保育施設への防音工事費等の助成を求める意見書
- 日程第8 県内へのMV22オスプレイの追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する意
見書
- 日程第9 県内へのMV22オスプレイの追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する抗
議決議
- 日程第10 陳情平成24年第102号
陳情平成24年第102号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情
- 日程第11 陳情平成24年第82号、同第170号、同第193号、陳情第59号、第61号及び第71号
陳情平成24年第82号 所得税、地方税における寡婦控除を未婚の母子及び生別寡婦にも適用を求め
る陳情
陳情平成24年第170号 新石垣空港開港に伴い現石垣空港跡地に急患輸送用ヘリポートの早期整備
を求める陳情
陳情平成24年第193号 「教育の日」制定に関する陳情
陳情第59号 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）開発促進支
援と意見書の提出を求める陳情
陳情第61号 認可外保育園への防音工事費等の助成を求める陳情
陳情第71号 認可外保育館への防音工事費等の助成を求める意見書に関する陳情

日程第12 陳情第52号及び第54号

陳情第52号 県道114号線（浦崎交差点～備瀬入口）の改修に関する陳情

陳情第54号 豊見城団地南分譲地内の「崖崩れ」対策工事の早期実施に関する陳情

日程第13 陳情第40号から第42号まで及び第57号

陳情第40号 「オスプレイ撤去城原区民総決起大会」の決議に関する陳情

陳情第41号 外来機等の平井・訓練及び基地機能強化に反対する陳情

陳情第42号 俳壇処理及び訓練による爆発音、振動被害に関する陳情

陳情第57号 F15イーグル戦闘機の墜落事故に関する陳情

日程第14 議員派遣の件（平成25年度沖縄県議会議員海外派遣）

日程第15 閉会中の継続審査の件

出席議員（47名）

議長	喜納昌春君	23番	大城一馬君
副議長	浦崎唯昭君	24番	嶺井光君
1番	上原章君	25番	前島明男君
2番	砂川利勝君	26番	照屋守之君
3番	具志堅透君	27番	新垣良俊君
4番	又吉清義君	28番	仲田弘毅君
5番	末松文信君	29番	新垣安弘君
6番	儀間光秀君	30番	當間盛夫君
7番	新田宜明君	31番	照屋大河君
8番	仲村未央さん	32番	狩俣信子さん
9番	玉城満君	33番	赤嶺昇君
10番	西銘純恵さん	34番	新垣清涼君
11番	比嘉京子さん	37番	金城勉君
12番	吉田勝廣君	38番	糸洲朝則君
13番	島袋大君	39番	翁長政俊君
14番	中川京貴君	41番	新垣哲司君
15番	桑江朝千夫君	42番	具志孝助君
16番	座喜味一幸君	43番	新里米吉君
17番	呉屋宏君	44番	高嶺善伸君
18番	仲宗根悟君	45番	奥平一夫君
19番	崎山嗣幸君	46番	玉城義和君
20番	山内末子さん	47番	玉城ノブ子さん
21番	瑞慶覧功君	48番	嘉陽宗儀君
22番	渡久地修君		

欠員（1名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	嘉陽安昭君	主査	嘉陽孝君
次長	知念正治君	政務調査課長	大村浩三君
議事課 長	平田善則君	副参事	宮城弘君
副参事 兼	勝連盛博君	主幹	田代寛幸君
課長 補佐		主幹	友利道男君
主幹	佐久田隆君	主幹	宮城優君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、呉屋宏君外11人から、議員提出議案第2号「患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書」、議員提出議案第3号「認可外保育施設への防音工事費等の助成を求める意見書」、新垣清涼君外13人から、議員提出議案第4号「県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する意見書」及び議員提出議案第5号「県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する抗議決議」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 日程第1 平成25年第1回議会乙第11号議案、乙第2号議案及び乙第3号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん） 皆さん、おはようございます。

それでは早速、始めたいと思います。

ただいま議題となりました平成25年第1回議会乙第11号議案、乙第2号議案、乙第3号議案の条例議案3件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、平成25年第1回議会乙第11号議案「沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付

税の一部を改正する法律が施行されることに伴い、地方消費税率の引き上げを行うほか、不動産取得税の減免等に関する規定を整備する必要があることから条例を改正するものである。

主な改正の内容は、1点目に、個人県民税について、所得が公的年金のみの者の寡婦控除手続を簡素化すること。2点目が、現行100分の25としている地方消費税の税率を、平成26年4月1日から63分の17に、平成27年10月1日から78分の22に改めること。3点目が、県税の減免等について、納税義務者の利益拡大を図るため申請期限を延長するとともに、不動産取得税、ゴルフ場利用税及び自動車税の減免または課税免除の規定等を整備するものであるとの説明がありました。

次に、乙第2号議案「沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例」は、県立病院のリハビリテーション部門の体制を強化するとともに経営改善を図るため、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の増員を行うことに伴い、病院事業局の職員の定数を47人増員し、現行の2607人から2654人に改めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、各病院ごとの定数増は何名か、また、今回の定数増によりどのような改善がなされるのかとの質疑がありました。

これに対し、各県立病院のリハビリ部門の増員数は、病院事業局長の要請に基づき、北部病院が理学療法士4名、作業療法士2名の合計6名、中部病院が理学療法士11名、作業療法士2名、言語聴覚士2名の合計15名、南部医療センター・こども医療センターが理学療法士10名、作業療法士2名、言語聴覚士2名の合計14名、宮古病院が理学療法士3名、作業療法士3名の合計6名、八重山病院が理学療法士3名、作業療法士3名の合計6名で、5病院の合計で47名の増員となる。

また、今回のリハビリ職員の増員により、中部病院及び南部医療センター・こども医療センターにおいては、土曜、祝祭日のリハビリが可能になること、全ての病院においてリハビリテーションの施設基準を取得することになり、患者サービスが一段と向上することになる。さらに、病院の経営改善にも寄与することになり、単年度で約1億5000万円の診療報酬の増による収支改善が見込まれるとの答弁がありました。

そのほか、精神病院における作業療法士の配置、定数増と収益改善の関係、今後の職員定数増の可能性等について質疑がありました。

次に、乙第3号議案「沖縄県税条例の一部を改正す

る条例」は、地方税法の一部改正により金融・証券税制の見直しが行われたこと等に伴い、県民税に係る条例の規定を整備するとともに、知事等が県税に関する条例または規則に基づき行う処分について理由を示すこととする等の必要があるため条例を改正するものである。

主な改正の内容は、1点目が、金融機関において個人の口座と法人の口座を区別して管理することになったことから、平成28年1月1日から法人に係る利子割を廃止すること。2点目が、平成28年1月1日から、金融商品に係る損益通算範囲を拡大するとともに、公社債等に対する課税方式を変更すること。3点目が、県民税における住宅ローン控除について、消費税の引き上げに伴う影響を平準化及び緩和する観点から、対象期間を延長するとともに拡充すること。4点目が、県税の賦課徴収に関する処分の適正化と納税者の予見可能性の確保に資するため、知事等が県税に関する条例及び規則に基づき行う処分について、沖縄県行政手続条例の規定に基づき理由を示すこととするものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の条例改正によって滞納者に対する対応がどのように変わるのかとの質疑がありました。

これに対し、県税の賦課徴収処分をするに当たり滞納者がいる場合、差し押さえ調書を作成することには変わりはないが、差し押さえる理由を付記するに当たって、条例改正後は、差し押さえを受けた側の立場に立って、なぜ差し押さえをしたのかわかるような具体的な事実認定を付記することになるとの答弁がありました。

次に、差し押さえに至るまでの過程において、納税する側の立場に立って可能な限り懇切丁寧に対応することが求められていると思うがどうかとの質疑がありました。

これに対し、税金を納めていただくための手続等は丁寧に対応するべきものだと考えており、各県税事務所の徴税吏員においては、法律を熟知した上で法律の規定に基づく納税義務について丁寧な説明を行い対応しているとの答弁がありました。

そのほか、賦課徴収に関する処分の適正化と予見可能性の確保の具体的な内容、課税徴収の金額と件数等について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、平成25年第1回議会乙第11号議案については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定し、乙第2号議案及び乙第3号議案の条

例議案2件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

平成25年第1回議会乙第11号議案に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 おはようございます。

日本共産党を代表して、平成25年第1回議会乙第11号議案「沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例」に反対の立場から討論を行います。

この長たらしい名の条例改正案ですが、この条例案の中心は、地方税法の一部改正に伴い、地方消費税の税率を引き上げるものです。来年の消費税8%増税、再来年の10%増税に向けた改正です。

働く人の賃金はふえず、企業の設備投資もマイナスを続けています。消費税増税は総額で13.5兆円、貧困と格差を拡大し、価格に転嫁できない業者を経営難や廃業に追い込むなど、被害ははかり知れません。この13.5兆円で、大企業にはまたまた投資減税、法人税減税などを行うというのですから、とんでもない逆立ち政治です。アベノミクスではなく、アベコベミクスであります。

行き過ぎた大企業減税、富裕層優遇の不公平税制を見直し、負担能力に応じた負担という税の大原則に立ってこそ、社会保障再生・拡充と財政危機打開の大きな展望が開けてきます。最悪の不公平税制消費税の増税はきっぱりとやめるべきです。

よって、平成25年第1回議会乙第11号議案に反対するものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時16分休憩

午前10時16分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより平成25年第1回議会乙第11号議案、乙第2号議案及び乙第3号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第2号議案及び乙第3号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第2号議案及び乙第3号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 次に、平成25年第1回議会乙第11号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって、平成25年第1回議会乙第11号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 日程第2 乙第4号議案及び乙第5号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長上原 章君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 上原 章君登壇〕

○経済労働委員長（上原 章君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第4号議案及び乙第5号議案の条例議案2件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、商工労働部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第4号議案「沖縄バイオ産業振興センター

の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄バイオ産業振興センターの管理を指定管理者に行わせる必要があることから条例を改正するものである。

主な改正内容は、バイオ関連産業等の活性化を促進するための施設として、今年度、沖縄バイオ産業振興センターを設置したところであるが、同センターにおけるサービスの向上と経費の縮減等を図るため、平成26年度から当該施設の管理を指定管理者に行わせることであるとの説明がありました。

本案に関し、沖縄バイオ産業振興センターの設置経緯と役割は何かとの質疑がありました。

これに対し、ITやバイオの研究開発、人材育成を行ってきた株式会社トロピカルテクノセンターが解散することになっていることから、昨年度、その建物を県が買い取り、起業支援施設の沖縄健康バイオセンターに入居しているベンチャー企業が支援施設での実証開発等を終え、次の段階に進むときに使える施設として現在整備を進めている。年度途中から入居してもらう予定であるとの答弁がありました。

次に、沖縄県のよさを生かしたバイオ研究を発展させることが必要であり、同時に、そこで人材を育成して、きちんと研究開発をしていくことを県が責任を持って行うべきである。株式会社トロピカルテクノセンターの建物を県が買い取って民間に貸すということよりも、これまでどおり県が責任を持ってバイオ研究を進めていく必要があったのではないかと質疑がありました。

これに対し、株式会社トロピカルテクノセンターができたころは、バイオ研究をするところがなかったので、第三セクターで設立した。しかし、最近は大学や沖縄県工業技術センターなどでも研究を行っていること、人材育成も沖縄科学技術大学院大学や国立沖縄工業高等専門学校もできたことから、株式会社トロピカルテクノセンターの設立当初の使命は終わったと理解しているとの答弁がありました。

そのほか、沖縄バイオ産業振興センターの現在の管理状況、研究開発用資材の設置の有無などについて質疑がありました。

次に、乙第5号議案「沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例」は、民間事業者等に対する一時金の支給に関する事業並びに福祉及び介護の人材を確保するための事業を行うとともに、基金の設置期間を延長する必要があることから条例を改正するものである。

主な改正内容は、第1点目に、緊急雇用特別事業を

実施するために雇用した者を、引き続き正規従業員として雇い入れた民間事業者等に対して一時金を支給すること。第2点目に、福祉・介護人材確保対策を実施する事業所等に対して助成すること。第3点目に、引き続き県内における雇用対策を強化するため、平成27年3月31日まで基金の設置期間を延長するものであるとの説明がありました。

本案に関し、一時金支給の仕組みはどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、委託事業の実施に当たり、新たに雇い入れた者との間で、委託事業に係る契約期間の終了までの間に、期間の定めのない労働契約を締結した場合には、1人当たり30万円を支給するとの答弁がありました。

次に、基金事業での雇用実績と、そのうち継続雇用となった割合、継続雇用となった上で正規雇用となった割合はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、重点分野雇用創出事業での新規雇用者数は3456名で、そのうち継続雇用となった者は1967名、率にして57%、そのうち正規雇用者は401名、率にして20%である。また、ふるさと雇用再生特別基金事業での新規雇用者数は1144名で、そのうち継続雇用となった者は840名、率にして73.4%、そのうち正規雇用者は371名、率にして44%であるとの答弁がありました。

次に、継続雇用を確認する時期と回数はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、毎年6月30日時点で各市町村に調査をかけて確認している。調査は1回であるとの答弁がありました。

次に、継続雇用の確認が終わった後に自己都合退職に追い込まれるケースが少なからずあるので、2年目、3年目と追跡して調査をする必要があるのではないかと質疑がありました。

これに対し、毎年、過年度も含めて確認することは必要だと思うので、調査を実施していきたいとの答弁がありました。

そのほか、支援対象企業が限定されている理由、一時金導入による新規雇用者数の増加目標、国の助成事業との併用の可否、正規雇用につなげる支援策の強化などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要ですが、採決に先立ち、乙第4号議案については、共産党所属委員から反対する旨の意見表明があり、採決の結果、乙第4号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

乙第5号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君）これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君）質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

れより討論に入ります。

乙第4号議案に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城ノブ子さん おはようございます。

日本共産党を代表いたしまして、乙第4号議案に反対の討論を行います。

乙第4号議案は、株式会社トロピカルテクノセンターから県が2億1420万円で建物を購入し、改装して、沖縄県バイオ産業振興センターとして、33室に区分して企業に貸し付け、指定管理者に管理を行わせるための条例改正であります。

沖縄県のバイオ産業の研究開発は、今後も重要な役割を果たすものであり、県の責任で人材の育成とバイオ研究の促進を図っていくべきであります。県が莫大な財政を投入して施設を改装して、企業に貸し付けて、指定管理者に指定を行わせることは、県のバイオ産業の研究開発を放棄するものであります。

さらに指定管理者制度は、地方自治法の改定により現行の公の施設の委託施設は全て直営で運営するか、管理者で運営するかの見直しが行われてきました。それによって、新地方自治法第244条の2第3項では、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定する者に管理を行わせることが規制緩和となりました。

緩和の1つは、株式会社などの営利法人やNPO法人、さらには法人格を有しない民間団体にまで門戸を開放したことであります。2つ目の緩和は、単なる業務の委託ではなく、施設全体の維持管理や行政処分など、これまで自治体が行ってきた業務まで任せることであります。

指定管理者制度では、住民の負担する税金で建設された公共施設が特定民間企業の営利追求の手段とされ、自治体との協定等により、通常、一定の管理料の

支払いを受けるとともに、地方公共団体の承認が必要ですが、条例の範囲内で利用料金を定め、みずから受け取ることができるようになっていきます。職員の賃金、労働条件や契約形態を事業者によりに定めることにより、指定管理者制度は公の施設を収益事業の対象とするものであります。

したがって、乙第4号議案は「指定管理者の指定について」の議案であり、反対をいたします。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時28分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより乙第4号議案及び乙第5号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第5号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案1件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第5号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 次に、乙第4号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって、乙第4号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 日程第3 乙第9号議案から乙第12号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん） ただいま議題となりました乙第9号議案から乙第12号議案までの同意議案4件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第9号議案「沖縄県収用委員会委員の任命について」は、収用委員会委員7人のうち2人が平成25年7月22日で任期満了するほか、予備委員1人が平成25年7月22日に辞職することに伴い、その後任を任命するため、土地収用法第52条第3項の規定により議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、収用委員会の具体的な業務内容はどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、公共事業の執行に当たって土地の所有者と補償金の額などで折り合いがつかなかったり、土地の所有権についての争いがある場合などに起業者からの申請を受けて、土地の収用または使用の裁決を行うことを主たる任務としており、具体的には、月1回の定例会において審理方針の決定、問題点の整理、裁決書の決定などを行い、必要に応じて公開審理の開催や現地調査を行っている。それ以外にもプロジェクト会議として、一般事件について3名から4名の委員で調査や裁決についての検討を行った後、定例会に上げるなどの業務を行っているとの答弁がありました。

次に、直近の3年間ににおける収用裁決の件数は何件かとの質疑がありました。

これに対し、公共事業の収用裁決状況の推移については、平成22年が21件、平成23年が7件、平成24年が6件となっており、駐留軍用地使用裁決関係については、平成23年が11件となっている。

また、公共事業の収用裁決のうち、県、市町村ごとの内訳は、平成22年は沖縄県が15件、市町村が6件、平成23年は沖縄県が5件、市町村が2件、平成24年は沖縄県が4件、市町村が2件となっているとの答弁がありました。

次に、収用委員会委員は法律、経済または行政に関してすぐれた経験と知識を有することとあるが、その割合はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、委員7名のうち、法律の分野が5名、経済の分野が2名となっており、経済の分野2名のうち1名は不動産鑑定士であるとの答弁がありました。

そのほか、収用委員会委員の報酬及び任期等についての質疑がありました。

次に、乙第10号議案「沖縄県公安委員会委員の任命について」は、公安委員会委員3人のうち1人が平成25年7月22日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため、警察法第39条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、公安委員会の業務の内容はどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、公安委員会は、運転免許、交通規制、犯罪被害者等給付金の支給裁定などの行政事務を処理するとともに、管内における事件・事故及び災害の発生状況と、警察の各種施策、組織や人事管理の状況等について、週1回の定例会の場などで警察本部長等から報告を受け、これを指導することにより、県警察を管理している。また、警察署協議会への参加、関係機関との協議、警察活動の現場視察等により、治安情勢と警察運営の把握に努めており、このような活動状況については、広報等を通じて県民に紹介しているとの答弁がありました。

そのほか、委員の経歴等についての質疑がありました。

次に、乙第11号議案「沖縄県教育委員会委員の任命について」は、教育委員会委員6人のうち1人が平成25年2月27日で辞職したことに伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第12号議案「沖縄県公害審査会委員の任命について」は、公害審査会委員12人が平成25年8月3日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため、公害紛争処理法第16条第1項の規定により議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、同条例における公害とは何を指しているのか、また、公害紛争の形態と公害審査会の役割はどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、公害とは環境基本法に掲載されている大気汚染、水質汚染、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭である。このような公害に関する紛争は民事上の紛争であり、通常は当事者間で交渉し解決に向かうが、その解決に至らない場合、市町村、保健所等の行政の力をかりることになる。それでも難しい場合は最終的に裁判で決着をつけることになるが、裁判になると時間がかかることから、その中間的な機関として同審査会が紛争の解決に向けて、あっせん、調停及び仲裁を行っているとの答弁がありました。

次に、これまでの公害紛争の件数と解決した件数はどれくらいあるのかとの質疑がありました。

これに対し、公害審査会に上げられた件数は12件ある。このうち2件は取り下げ、残り10件については、全て調停で申請がされており、調停が成立したものは6件である。なお、全国の調停成立の割合は30%であることから、本県の公害審査会の調停成立の割合60%は評価できるものであるとの答弁がありました。

そのほか、調停の具体的な事例についての質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第9号議案から乙第12号議案までの4件は、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第9号議案から乙第12号議案までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第9号議案から乙第12号議案までは、これに同意することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 日程第4 乙第8号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長上原 章君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 上原 章君登壇〕

○経済労働委員長（上原 章君） ただいま議題となりました乙第8号議案の議決議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、商工労働部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の

概要等について申し上げます。

乙第8号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄ＩＴ津梁パーク施設情報通信機器検証拠点施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

沖縄ＩＴ津梁パーク施設の管理は、沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例により、指定管理者に行わせるものとなっており、その候補者として、株式会社沖縄ダイケンを選定しており、指定管理期間は、平成25年9月1日から平成28年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、株式会社沖縄ダイケンに指定した経緯はどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、今回の指定管理者の指定については、既存の指定管理施設に隣接する施設であることから、公募は行っていないとの答弁がありました。

次に、公募をしないで指定管理者を指定した事例はあるのか、また、公募をしない根拠は何かとの質疑がありました。

これに対し、沖縄ＩＴ津梁パーク施設は順次整備を進めており、新しい施設ができる都度、従来からの指定管理者に追加して指定する形をとっている。

公募をしない根拠は、沖縄県で定めている指定管理者制度に関する運用指針で、隣接する施設と同一の指定管理者に指定したほうが、入居者にとっても利便性の向上、サービスの質の向上につながることで、管理費用の削減につながる場合には、公募によらずに従来の指定管理者に指定することができることになっているとの答弁がありました。

そのほか、競合する事業者等からの参入要望の有無、沖縄ＩＴ津梁パーク内で供用を開始している施設数、沖縄ＩＴ津梁パーク内に入居している企業数、従業員数などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決に先立ち、乙第8号議案については、共産党所属委員から反対する旨の意見表明があり、採決の結果、乙第8号議案は、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第8号議案に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん 乙第8号議案は、ＩＴ津梁パーク内に新設した情報通信機器検証拠点施設を指定管理者に指定しようとするものであります。

指定管理者の選定について、公募せず随意契約で指定管理者を選定していること、また、ＩＴ津梁パーク内の施設には、これまで16の企業が入居し1064人が雇用されています。しかし、そのうちの正規雇用はわずか24%で、76%が非正規雇用になっています。県が財政を投入して貸し付けている施設で非正規雇用が76%になっていることは問題であります。

指定管理者制度は、住民の負担する税金で建設された公共施設が特定民間企業の営利追求の手段とされ、自治体との協定等により、通常、一定の管理料の支払いを受け取るとともに、地方公共団体の承認が必要ですが、条例の範囲内で利用料金を定め、みずから受け取ることができるようになっています。

職員の賃金、労働条件や契約形態を事業者によりに定めることにより、指定管理者制度は、公の施設を収益事業の対象とするものであります。指定管理を導入した総務省は平成22年12月28日、全国自治体と議会宛てに通知を出し、その当時の片山法務大臣が「コストをいかにカットするかというところに力点が置かれてきた」、「結果として官製ワーキングプアというものを随分生んでしまっている」と発言していることは重要です。

指定管理者制度によってコスト削減が優先され、労働者の1年臨時職などの有期雇用化と低賃金化が進み、自治体みずからワーキングプアを生み出していることへの見直しを求めています。地方公共団体は、住民の福祉を図ることが基本であります。地域における行政を主体的・総合的に実施する役割の公の施設は、施設主体である地方公共団体がその管理を行うべきであります。

したがって、乙第8号議案は「指定管理者の指定について」の議案であり、反対をいたします。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時46分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより乙第8号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって、乙第8号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 日程第5 乙第6号議案及び乙第7号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長中川京貴君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 中川京貴君登壇〕

○土木環境委員長（中川京貴君） ただいま議題となりました乙第6号議案及び乙第7号議案の議決議案2件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第6号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、平成25年第1回沖縄県議会（定例会）で議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、伊良部大橋橋梁整備第8期工事について、大型クレーン船を現地係留するためのアンカーを追加するなど設計の一部変更に伴い、契約金額を3347万4000円増額して、7億9997万4000円に変更するものであるとの説明がありました。

本案に関し、伊良部大橋橋梁整備工事は、これまで何度も金額の変更を行っている。潮流の速さなどの自然条件は事前にしっかり現地調査をして設計すべきものではないのかとの質疑がありました。

これに対し、潮流の調査は事前に実施したが、毎日変化するものであるため、その平均値で設計に計上している。しかし、今回は工事日の潮流が若干速かったためにアンカーを追加せざるを得なかったとの答弁が

ありました。

次に、これまで気象条件等により工事はおくれてきたが、現在は順調に進んでいるのか、アンカーを追加しないとクレーン船が安定しないということかとの質疑がありました。

これに対し、中央径間部の橋桁架設は既に終了している。伊良部島側の橋桁をつないでいく工事が残っている。潮流の影響があるため、アンカーを追加しないと船が動いてしまい、的確な位置に桁を敷設できないとの答弁がありました。

次に、乙第7号議案「損害賠償請求訴訟の和解等について」は、係争中の訴訟事件について和解し、その損害賠償額を定めるために、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

主な内容は、原付バイクが県道68号線上のくぼみにハンドルをとられて転倒し、運転手が負傷したため、250万円を損害賠償額とするものであるとの説明がありました。

本案に関し、けがの程度や入院期間、休職期間等はどうだったのかとの質疑がありました。

これに対し、右手首と左足首を骨折し、入院期間が9日、通院日数が19日、休職期間が28日間であるとの答弁がありました。

次に、県側が当初提示した額の理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、事故の原因となったくぼみが通行が予定されていない道路の端に位置していても、道路上に存在している以上、管理瑕疵の存在自体を完全に否定することはできないという判断から、道路管理者としても一部責任があると結論づけたとの答弁がありました。

次に、和解に至った最大の理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、今回の管理瑕疵、過失相殺をお互いに5割で見るということで両者納得したとの答弁がありました。

次に、あちこちの道路にくぼみがあるので、今後もしっかり同様の事例が出てくるのではないかと、舗装のやり方やくぼみができない工事の工夫が必要ではないかとの質疑がありました。

これに対し、道路パトロール等を行う中で危険性を注意していきたい。路肩とのすりつけが悪いところや排水溝のふたの固定がしっかりしていないところも多々あり、地元のほうから各土木事務所に意見等があるので、その都度早急な対応を心がけているとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第6号議案及び乙第7号議案の2件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第6号議案及び乙第7号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第6号議案及び乙第7号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） この際、日程第6 議員提出議案第2号 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書及び日程第7 議員提出議案第3号 認可外保育施設への防音工事費等の助成を求める意見書を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

呉屋 宏君。

〔議員提出議案第2号及び第3号 巻末に掲載〕

〔呉屋 宏君登壇〕

○呉屋 宏君 ただいま議題となりました議員提出議案第2号及び第3号の2件につきましては、文教厚生委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表いたしまして提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、議員提出議案第2号につきましては、患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等について関係要路に要請するためであり、議員提出議案第3号につきましては、認可外保育施設への防

音工事費等の助成について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第2号を朗読いたします。

〔患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書朗読〕

次に、議員提出議案第3号を朗読いたします。

〔認可外保育施設への防音工事費等の助成を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、議員提出議案第3号につきましては、その趣旨を関係要路に要請するため議会代表を派遣する必要があるとの意見の一致を見ているので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議案となっております議員提出議案第2号及び第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） これより議員提出議案第2号「患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書」及び議員提出議案第3号「認可外保育施設への防音工事費等の助成を求める意見書」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号及び第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） ただいま可決されました議員提出議案第3号については、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第3号の趣旨を関係要路に要請するため議員5人を派遣することとし、その期間及び人選については議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） この際、日程第8 議員提出議案第4号 県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する意見書及び日程第9 議員提出議案第5号 県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する抗議決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

新垣清涼君。

〔議員提出議案第4号及び第5号 巻末に掲載〕

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第4号及び第5号につきましては、7月9日に開催した米軍基地関係特別委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、県内へのMV22オスプレイ追加配備及びF22ラプター暫定配備期間延長に抗議することについて関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第4号を朗読いたします。

〔県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げます。

〔県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する抗議決議の宛先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審

議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、両案につきましては、その趣旨を関係要路に要請するため米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第4号及び第5号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） これより議員提出議案第4号「県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する意見書」及び議員提出議案第5号「県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する抗議決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第4号及び第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） ただいま可決されました議員提出議案第4号及び第5号については、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を要請するため米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第4号及び第5号の趣旨を関係要路に

要請するため米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 日程第10 陳情1件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。
経済労働委員長上原 章君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 上原 章君登壇〕

- 経済労働委員長（上原 章君） ただいま議題となりました陳情1件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおりに処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

- 議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情1件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情1件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 日程第11 陳情6件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
文教厚生委員長呉屋 宏君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 呉屋 宏君登壇〕

- 文教厚生委員長（呉屋 宏君） ただいま議題とな

りました陳情6件につきましては、慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおりに処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

- 議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情6件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 日程第12 陳情2件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長中川京貴君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 中川京貴君登壇〕

- 土木環境委員長（中川京貴君） ただいま議題となりました陳情2件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおりに処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

- 議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情2件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

．．

○議長（喜納昌春君） 日程第13 陳情4件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長新垣清涼君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔米軍基地関係特別委員長 新垣清涼君登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（新垣清涼君） ただいま議題となりました陳情4件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情4件を採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情4件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

．．

○議長（喜納昌春君） 日程第14 議員派遣の件を議題といたします。

〔議員派遣の件 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） お諮りいたします。

本件は、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり

議員を海外へ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

．．

○議長（喜納昌春君） 日程第15 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

．．

○議長（喜納昌春君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成25年第4回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午前11時17分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 桑 江 朝 千 夫

会議録署名議員 渡 久 地 修